平成27年度

自己点検・評価
報告書

国士舘大学
Kokushikan University

平成 27 年度

自 己 点 検 ・ 評 価 報 告 書

国 士 舘 大 学

目　次

序　章

はじめに

本　章

Ⅰ. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等・・・・・ 1

Ⅱ. 沿革と現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

基準１　使命・目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

基準２　学修と教授・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88

基準３　経営・管理と財務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 248

基準４　自己点検・評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 272

Ⅳ. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価・・・・ 352

基準Ａ　特色ある教育・研究と社会貢献・・・・・・・・・・・・・・・・・ 352

基準Ｂ　国際交流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 389

Ⅴ. エビデンス集一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 420

エビデンス集（データ編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 420

エビデンス集（資料編）一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 421

終　章

まとめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 459

編集後記　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 460

資料

国士舘自己点検・評価委員会規程

国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則

国士舘自己点検・評価委員会委員名簿

国士舘自己点検・評価委員会法人部会委員名簿

国士舘自己点検・評価委員会大学部会委員名簿

国士舘大学

はじめに

国士舘自己点検・評価委員会委員長
学校法人国士舘　理事長
大　澤　英　雄

まもなく国士舘は創立 100 周年を迎える。大正６（1917）年に「国を興し世を救い、世界の平和と進運に貢献できる誠意・勤労・見識・気魄に満ちた人材の育成」を使命とした建学の理念のもと、実践をとおした活きた学問（活学）を追究し社会的貢献を教育の基本に据えた私塾国士舘が産声をあげた。奇しくもこの年、ヨーロッパではロシア革命が勃発し、ニコライ 2 世がロシア皇帝を退位し、3 百年続いたロマノフ朝が滅亡した。

このように理想は混沌の中から誕生した。本学園は建学の精神を具現化し、特色ある教育研究の質的充実を図りながら、社会から負託を受けた教育研究機関として、開闢以来 16 万人余りの優れた人材を国の内外に輩出してきた。

入学適齢期の 18 歳人口が再び減り始める「2018 年問題」が目前に迫っており、国公私立を問わず大学は学生確保に生き残りを賭けて鎬を削ることになる。大学を取り巻く厳しい環境に中にあっても、教育の質の保証のために、自主的、自律的な自己点検が適切に行われているかをエビデンス（実態を示す根拠資料）に基づき実証し改善・方策に真摯な態度で取り組み、評価することにより、本学は次の百年を見据えた持続的発展に繋げていかなければならない。

平成 16（2004）年度の学校教育法改正に伴い第三者認証制度が始まり、７年以内ごとに一回、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を受けることが義務化された。本学は平成 28 年度に公益財団法人日本高等教育評価機構による２巡目の認証評価を受ける予定であり、平成28年6月末までに自己評価報告書の提出を予定している。

本書は、自らの責任で大学の質を維持向上させる内部質保証システムを国士舘自己点検・評価委員会規程に基づき３年ごとにＰＤＣＡサイクルを回し、自己点検・評価を実施して取り纏めたものである。

このたびの自己点検・評価は平成８（1996）年度から数えて今回で７回目となる。執筆と編集に１年４カ月を要し、本会議を２回、法人部会及び大学部会をそれぞれ７回にわたって開催し、膨大なエビデンスの収集と分析、推敲に推敲を重ねた。自己点検・評価委員、法人・大学各部会関係各位のみならず学園全体の教職員の結実ともいえる本報告書が刊行されたことは望外の喜びである。

東京マラソンでの人命救助、東日本大震災等の災害現場における在学生、卒業生の活躍には枚挙に暇が無いが、今後は予測困難な時代に生きるために、大学を挙げて胆力を身につけストレスに打ち勝つ人材育成に取り組んでいかねばならない。それでこそ、「人と社会を支える国士舘」「武道の国士舘」「救急救命士教育・防災教育の国士舘」等を国士舘ブランドとして自信をもって社会に発信できるものと考える。

本自己点検・評価報告書は本学の進むべき道を照らす指南本として座右に置き、喫緊課題は、組織を挙げて果断に取り組んでいくことを切望するものである。

本　　章

Ⅰ．建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

（１）建学の精神

国士舘大学（以下「本学」という。）は、以下の建学の精神を定め、今日まで、継承している。

日本の将来を担う、国家の柱石たるべき眞智識者「国士」を養成する

国士舘教育の伝統は、社会啓蒙を目的に大正2(1913)年に結成された青年大民団の活動にその淵源がある。柴田德次郎を主幹とする青年大民団は、結社の規約に「士道の大本」に基づき「心身の修練」と「智徳の精進向上」を目指すことを掲げ（「青年大民團規約」）、青年に自覚を促し「國家の柱石」たる指導者、すなわち「国士」を養成し、国家社会の改革向上に貢献することを目指した（「青年大民團主旨」）。

青年大民団は、機関誌『大民』（大正6(1917)年11月号）誌上に「活學を講ず」の宣言を発して、新たに独創的な教育機関を開設する意義をあきらかにし、これをもとに作成された「國士館設立趣旨」（以下「設立趣旨」という。）に基づき、柴田德次郎ら有志によって、大正6(1917)年、現在の東京都港区に「國士館」が創立された。当時の世相を「物質文明の弊、日に甚だしく、人は唯だ科學智を重んじて、德性の涵養を忘る」と批判するとともに、「科學智の必要なる」は当然ながら、ただ「科學智の売買」のみに堕することを避け、「物質文明」を統御する「精神教育」を重視することで、吉田松陰の精神を範とする第二の松下村塾を目指し、日本の将来を担う「國家の柱石たる眞智識（国士）を養成」することが不可欠であると説いている。ここに掲げられた教育の理想は、大正8(1919)年に国士舘が、松陰神社の隣接地である世田谷の現在地に講堂を建設し、拠点を移して財団法人化する際にも継承され、法人設立の目的として明記された「國士タルノ人材ヲ養成スル」ことが、その後の国士舘の建学の精神となった。

同じ年、『大民』誌上に掲載された「國士館の本義」は、国士舘教育のねらいを「活學を講じて活人を作る」と明言し、また「明智を開いて知行合一」する教育こそが、「國家の柱石たるべき眞智識者（国士）を養成」すると喝破している。こうして建学の精神となった「国士」の養成について、初代学長の長瀬鳳輔は、「国士」とは国を思う大人格者であり、名聞や富貴に囚われぬ、心の美しい人格者こそ「国士」である、と定義している（「國士館の主旨及び本領」『大民』大正8(1919)年12月号）。

（２）大学の基本理念

本学は、以下の教育理念を定め、今日まで、継承している。

徳性の涵養に努め、力に屈することなく、いかに貧しても志を変えることのない、智力と胆力を備え、平衡を得た人格を有する者、すなわち「国士」を育成する

いかにして「国士」を養成するのか、ということについて、前掲の「設立趣旨」や「宣言」は、「科學智」を機械的に切り売りするノート式教育を「死學」として退け、「陋隘僅かに膝を容るるの一小寺子屋たり」とも、教師と学生が「眞に師たり弟たるの情誼に依って」結ばれることで、互いに「信念の交感」をはかりつつ、学び合うところに国士舘教育の神髄があるとしている。

これらは、大学創設へ向かう国士舘において示した昭和27(1952)年の「國士館再建趣意書」（以下「再建趣意書」という。）においても、創立以来の伝統が堅持されている。「再建趣意書」は、今日の教育が「目的を忘れた」ものであると批判し、「本当の人間」を育むことが「教学育人の目標」であると説きつつ、「国士館は、深く日本の将来を考へ、国の常識に基いて役に立つ人間を作りたい」として、どのような誘惑にも平常心を失わず「平衡を得た人格」者の育成を教育理念としている。

（3）使命・目的

本学の目的は、「学校法人国士舘寄附行為」「国士舘大学学則」「国士舘大学大学院学則」に定め、各学部・各研究科では教育研究上の目的を定めている。

「学校法人国士舘寄附行為」

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、聖人至徳を志し、不断の読書、体験、反省により、誠意・勤労・見識・気魄を涵養し、もって道義日本を建設し、世界の平和と進運とに貢献する有為の人材を養成する教育を行うことを目的とする。

「国士舘大学学則」

第1条 国士舘大学は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、歴史と伝統をたっとび、心身を錬磨し、誠意・勤労・見識・気魄の徳性を養い、もって道義日本を建設し人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする。

「国士舘大学大学院学則」

第1条 国士舘大学大学院は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする。

これらの人材養成は、創立期から現在に至るまで連綿と継承されている。

大正15(1926)年、館長柴田徳次郎は「國士館の主義」について示し、その本旨は「誠意」「勤労」「見識」「気魄」の涵養にあると述べ、また、これを養うには、日常不断に「読書」「体験」「反省」に励むことが肝要であるとした。この本旨の内容を次のように説き、学生に向けて周知した。

> 不断の「読書・体験・反省」を行うことで四徳目「誠意・勤労・見識・気魄」を身に付けた人物が「国士」である。
> 誠意とは、親切である。勤労とは、働く事である。見識とは、正しい理解力である。
> 気魄とは、責任を尽くすことによって、次第に養われる「心の強さ」「信念の力」である。
> 誠意、勤労、見識、気魄の精神を如何にして養うか。
> それは、不断の読書、体験、反省を励むことである。
> 読書とは、善き書物を読む事である。先輩友人の善言嘉語を聞く事である。
> 世の中の事、自然の現象を、心を込めて観る事である。真に理解する迄やるのである。体験とは、善いと感じた事は、直ちに実行する。善いと思うだけでは、実行し

ないのは、まだ真に感じたのではない。真に理解したのではない。
読書して得た事は、実際に行う。反省とは、体験したら、これが思う通りに、善い結果になったか如何か、じっと考えて見る。反省して見ると、思い通りにやれる事もあれば、思わぬ結果を見る事も多い。そこでまた読書する。実行する。考える。これを昼も夜も、遊ぶ時も、働く時も、常に怠らずに繰り返すことで、四徳目「誠意・勤労・見識・気魄」を身に付け「国士」たり得る人物になる。

（『國士館と教育』資料より）

以来、国士舘では、不断の「読書」「体験」「反省」によって、「誠意」「勤労」「見識」「気魄」の四徳目を涵養することが、伝統ある教育目標として重んじられるようになり、創立以来の「士道の大本」に基づく「文武両道」の学風と相まって、智力と胆力を備え、平衡を得た人格者の育成を、今日に継承されている。

（４）大学の個性・特色等

本学は、大正６年の創立以来、「国を興し世を救い、世界の平和と進運に貢献できる誠意・勤労・見識・気魄に満ちた人材の育成」を使命とした建学の理念のもとに教育の基本として、実践を通した活きた学問を追求し社会的貢献を今に至るまで連綿と果たしてきた。

本学の特色は次のとおりである。

・文武両道の教育

本学の前身である国士舘専門学校の教育の目的は、武道教育と優れた指導者の養成であった。「武道の国士舘」の嚆矢はこれを起源とする。本学では武道種目を全学部の保健体育の選択科目として、豊かな精神性と高い倫理性と礼節を練磨している。また、グローバルな人材育成には、まず自国の伝統文化理解からを校是とした 21 世紀アジア学部では、茶道、華道、書道、日本舞踊など伝統諸道から１科目を選択必修とし文武両道教育を実践している。

・活きた学問の追究と実践

国士舘教育の要諦は「真の学問は活学にあり、真の教育は実践をとおしてのみ活かされる」とし、開闢以来およそ 15 万人の卒業生を日本のみならず海外に輩出してきた。いまや、東京マラソンでの人命救助、東日本大震災の災害ボランティア派遣を契機に「救急救命士教育・防災教育の国士舘」を標榜して以来、多くの災害現場で活躍する在学生、卒業生（救急救命士、消防官、海上保安官、自衛隊員等）がおり国士舘救急救命教育の成果が見られる。

・予測困難な時代に生き、社会を支える教育

教育の質の向上に繋がる、主体的に考える力、ＰＢＬ（Problem Based Learning）課題解決力を備えた教育など、アクティブ・ラーニングの手法をカリキュラムに多く取り入れ、コミュニケーション能力を発揮しながら解に導くスキルを兼ね備えた教育及び災害・防災危機管理マネージメント学、危難実習、国際ボランティア、ボランティア活動、モバイルＡＥＤなど特色ある教育を実践している。

・地域の発展を支える教育

地域武道実習、国際交流イベント（町田市）、せたがや創業スクール（中小企業庁地域創業促進支援事業）、せたまち研究会（世田谷まちなか研究会）：世田谷区内５大学、、交通安全まちづくり（世田谷区、国士舘大学、日本大学）、玉川町会交通調査・意識調査（商店街、日本大学、国士舘大学）、交通安全教育（PTA）、「世田谷区自転車ネットワーク計画」、「世田谷区明大前街づくり学校」、世田谷産業フェア等を通して地域が抱える問題の解決の糸口を見つけ地域発展に寄与することにより座学では得がたい経験をとおした実践力を養成する。

・グローバル化への対応

海外武道実習、海外救急救助実習（米国救急体制視察）、外国語教育（アジア言語から１言語選択：中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ロシア語、アラビア語、ミャンマー語から選択）海外語学研修（中国、韓国、タイ、ベトナム、インドネシア、ミャンマー等）、ＵＡＥ（United Arab Emirates：アラブ首長国連邦）アジュマン大学工学部建築学科とコラボ、ＵＡＥシャルジャ大学と国際ワークショップ、セルビア共和国ニシュ大学と国際ワークショップ等の交流の機会を通して国際感覚を養成する。

・教職・公務員を重点としたキャリア教育

授業での対応に加え、課外活動（災害ボランティア）、教職インターンシップ（学校長経験者、東京都教育庁勤務経験者）、資格取得教育（日本商工会議所簿記検定試験、経営学検定試験）等をとおして、社会の急激な構造的変化の中で、職業人としての自立するための基盤づくりを支援し、生涯にわたって持続的な就業力の育成を図る。

今後の目標

シラバスに明記された学修目標について、教員の明示したルーブリック（評価指標）で、学生自らが学修成果物の作成や保存、自己評価や相互評価等、学修成果の可視化と教育の質保証を確立できるポートフォリオ（学修課程と成果を可視化するための蓄積資料）の活用を推進。

教学及び経営に関する客観的データを収集・解析し、政策立案や意思決定を支援するＩＲ（インスティテューショナル・リサーチ）機能の整備を推進。

ＳＤ（スタッフ・ディベロップメント）を推進して職員の育成と能力開発の充実を図り、教学・経営方針等の策定・実効に主体的に寄与できる高度専門職の育成・確保に努める。

Ⅱ．沿革と現況

1．本学の沿革

年	事　　柄
大正6(1917)年	私塾「國士館」創設（現、東京都港区南青山）
大正8(1919)年	世田谷校舎（現世田谷キャンパス）に移転
	財団法人國士館設立、國士館高等部開設（昭和5(1930)年廃止）
大正12(1923)年	國士館中等部開設（大正14(1925)年廃止）
大正14(1925)年	國士館中學校創設（昭和24(1949)年廃止）
大正15(1926)年	國士館商業學校設置（昭和24(1949)年廃止）
昭和4(1929)年	國士館専門學校創設（昭和30(1955)年廃止）
昭和5(1930)年	國士館高等拓植學校設置（昭和9(1934)年廃止）
昭和17(1942)年	國士館高等拓殖學校設置（昭和20(1945)年廃止）
昭和20(1945)年	戦禍により校舎焼失
昭和21(1946)年	法人・学校名称を至徳學園に変更
昭和22(1947)年	至徳中學校（新制）設置
昭和23(1948)年	至徳高等學校（全日制普通科・定時制商業科＝新制）設置
	至徳商業高等學校（新制）設置（昭和24(1949)年廃止）
昭和26(1951)年	財団法人から學校法人に変更
昭和28(1953)年	学校法人至徳學園から学校法人国士館に変更
	国士館短期大学創設（平成15(2003)年に廃止）
昭和33(1958)年	国士館大学創設、体育学部設置
昭和36(1961)年	政経学部設置
昭和38(1963)年	工学部設置
昭和39(1964)年	太宰府校地取得（太宰府キャンパス）
	日本政教研究所設置(平成21(2009)年3月廃止)
昭和40(1965)年	大学院創設、政治学研究科、経済学研究科設置
	政経学部二部設置（平成19(2007)年廃止）
昭和41(1966)年	法学部設置、文学部設置、鶴川校舎（現町田キャンパス）開設
昭和49(1974)年	教養部開設（平成8(1996)年廃止）
昭和51(1976)年	イラク古代文化研究所設置
昭和53(1978)年	武道・徳育研究所設置
平成4(1992)年	多摩校舎（現多摩キャンパス）開設、体育学部移転
平成6(1994)年	大学院に工学研究科設置
	国士舘中学校・高等学校男女共学制に変更（新校舎完成）
平成7(1995)年	大学院に法学研究科設置
	国士舘大学福祉専門学校設置（平成19(2007)年廃止）
平成9(1997)年	大学院に経営学研究科設置
平成12(2000)年	高等学校に通信制課程増設
平成13(2001)年	大学院にスポーツ・システム研究科、人文科学研究科設置

平成14(2002)年	21世紀アジア学部設置
平成15(2003)年	政経学部を昼夜開講制に改組
平成18(2006)年	大学院に総合知的財産法学研究科、グローバルアジア研究科設置
平成19(2007)年	工学部を理工学部に改組
平成20(2008)年	世田谷キャンパスに梅ヶ丘校舎開設
平成22(2010)年	大学院に救急システム研究科設置
平成23(2011)年	経営学部設置
平成24(2012)年	防災・救急救助総合研究所設置
平成25(2013)年	世田谷キャンパスにメイプルセンチュリーホール開設
	太宰府キャンパス閉校（太宰府市へ校地譲渡）
平成28(2016)年	政経学部政治学科を政経学部政治行政学科に名称変更

※「國」「館」は当時の表記を使用している

2. 本学の現況

・大学名　国士舘大学

・所在地　世田谷キャンパス：東京都世田谷区世田谷四丁目28番1号
町 田キャンパス：東京都町田市広袴一丁目1番1号
多 摩キャンパス：東京都多摩市永山七丁目3番1号

・学部構成

学部	学科等		入学定員	3 年次編入学定員	収容定員	在籍学生数
政経学部	政治学科		175	－	700	830
	経済学科		360	－	1,440	1,721
	経営学科		－	－	－	16
体育学部	体育学科		200	－	800	1,014
	武道学科		75	－	300	380
	スポーツ医科学科		150	15	630	649
	こどもスポーツ教育学科		80	－	320	381
理工学部	理工学科		320	－	1,280	1,280
法学部	法律学科		200	－	800	945
	現代ビジネス法律学科		200	－	800	901
文学部	教育学科	教育学専攻	50	－	200	231
		倫理学専攻	30	－	120	127
		初等教育専攻	40	－	160	189
	史学地理学科	考古・日本史学専攻	70	－	280	302
		東洋史学専攻	40	－	160	161
		地理・環境専攻	60	－	240	277

	文学科	中国語・中国文学専攻	30	―	120	122
		日本文学・文化専攻	70	―	280	314
21 世紀アジア学部	21 世紀アジア学科		400	―	1,600	1,705
経営学部	経営学科		270	―	1,080	1,251
総　　計			2,820	15	11,310	13,039

※経営学部経営学科を改組し、経営学部経営学科として平成 23 年度設置。

・学生数、教員数、職員数

研究科	専　攻	入学定員		収容定員		在籍者数	
		修士課程	博士課程	修士課程	博士課程	修士課程	博士課程
政治学研究科	政治学専攻	20	40	10	30	33	8
経済額研究科	経済学専攻	20	40	10	30	23	6
経営学研究科	経営学専攻	20	40	3	9	14	0
スポーツ・システム研究科	スポーツ・システム専攻	30	60	3	9	37	9
救急システム研究科	救急システム専攻	10	15	3	9	14	6
工学研究科	機械工学専攻	8	16	―	―	15	―
	電気工学専攻	8	16	―	―	18	―
	建設工学専攻	10	20	―	―	14	―
	応用工学専攻	―	―	2	6	―	0
法学研究科	法学専攻	10	20	4	12	15	2
総合知的財産法学研究科	総合知的財産法学専攻	20	40	―	―	16	―
人文学科研究科	人文科学専攻	20	40	3	9	7	2
	教育学専攻	15	30	2	6	3	0
グローバルアジア研究科	グローバルアジア専攻	30	60	―	―	21	―
	グローバルアジア研究専攻	―	―	2	6	―	5
合　　計		221	437	42	126	81	42

※救急システム研究科は平成22 年度設置(収容定員には1 年コース5 名含む)

教員数（人）

学 部 等	教授	准教授	講師	助教	計
政経学部	31	10	5	0	46
体育学部	36	13	8	5	62
理工学部	36	7	2	0	45
法学部	34	4	2	0	40
文学部	42	12	8	0	62
21世紀アジア学部	25	5	1	0	31
経営学部	8	10	0	0	18
イラク古代文化研究所	6	0	0	0	6

武道・徳育研究所	0	2	0	0	2
合　　計	218	63	26	5	312

※大学院は学部教員が兼担している。

職員数（人）

	正職員	嘱　託	パート（アルバイトも含む）	派　遣	合　計
人　数	196	74	38	15	323

※嘱託数には、教務助手・研究科助手・実習助手の 28 名を含む。

Ⅲ．評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1．使命・目的等

1－1　使命・目的及び教育目的の明確性

≪1－1 の視点≫

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

1-1-②　簡潔な文章化

（1）1－1 の自己判定

基準項目 1－1 を満たしている。

（2）1－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-①　意味・内容の具体性と明確性

政経学部

政経学部の教育研究上の目的は、学則第 40 条に、人間性と専門性を育む人材の養成であると規定されている。換言すれば、学部創立以来「国を興し世を救い、世界の平和と進展に貢献できる誠意・勤労・見識・気魄に満ちた人材を養成する教育を行うことを目的とする」建学の精神を基盤に、現代経済社会の時代に即応したトップマネジメント、ミドルマネジメントの中核を担う人間性に富み政治経済分野の学際的専門知識を問題解決に柔軟に応用できる対応力を持つ実践型人材の養成を行うべく教育の充実を図ることを目的とする。

以上のとおり、教育目的が明文化され教育目的の意味、内容を具体的に示し養成する人材を具体的に示していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-2】学則第 40 条（教育研究上の目的）・別表第 1

【資料 1-1-3】政経学部ホームページ（学部概要―ポリシー）

【資料 1-1-4】国士舘要覧 2015 14 頁

体育学部

体育学部の教育上の目的は、学則第 40 条に、体育・スポーツ・武道の広範な専門知識や高い技能の修得を通して、豊かな心身の育成と練磨をはかる文武両道教育を行い健康で明るい豊かな社会の創造者として活躍できる人材、国際社会に貢献できる人材を育成すると規定されている。換言すれば学部創設以来一貫して目指しているのは、あらゆる分野においてスポーツマンシップを兼ね備えた人材の育成である。平成 12（2000）年には既存の体育学科に加え武道学科とスポーツ医科学科を、さらに平成 20（2008）年にはこどもスポーツ教育学科を設置。体育学科は「心技体」のバランスの取れた人材の育成、武道学科は武道精神や倫理観の習得、スポーツ医科学科は救命救急士になるための知識と技術の習得、こどもスポーツ教育学科は身体と心を教育し、人間性の育成に貢献できる指導者の養成を目標としている。

以上のとおり、教育目的が明文化され教育目的の意味・内容、育成する人材像を具体的に示していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-2】学則第 40 条（教育研究上の目的)、別表第２　　10、48、49 頁
【資料 1-1-5】体育学部ホームページ
https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/objective.html
【資料 1-1-4】国士舘要覧 2015　14 頁
【資料 1-1-6】体育学部便覧（平成 27 年度）　4、5、20、36、48、60 頁
【資料 1-1-7】大学案内（平成 28 年度）　20、22、24、26、28 頁

理工学部

本学は建学の精神に基づき、学則第１条（目的）において使命・目的を次のように定めている。「国士舘大学は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、歴史と伝統を尊び、心身を錬磨して、誠意・勤労・見識・気魄の徳性を養い、もって道義日本を建設し人類の福祉に貢献する有為の人材を育成することを目的とする」。

大学の使命・目的に基づく教育研究上の目的は、平成 19（2007）年４月１日に施行の「大学院設置基準」一部改正第１条の２（教育研究上の目的）及び平成 20（2008）年４月１日施行の「大学設置基準」一部改正第２条の２（教育研究上の目的の公表等）に伴い、本学では、平成 20（2008）年３月 29 日に学則第 40 条を改正し「教育研究上の目的」及び養成する人材像を規定した。

理工学部は、建学の精神、大学の使命・目的に基づき教育研究上の目的を学則第 40 条に定めている。理工学部 ACADEMIC GUIDE 2015、大学案内、理工学部パンフレット、ホームページにおいて、学則に掲げられた教育研究上の目的をさらに具体的で明確に示している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-1-2】学則第 40 条（教育研究上の目的）・別表第３
【資料 1-1-8】理工学部ホームページ（教育研究上の目的と三つのポリシー）
http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/se.html
【資料 1-1-7】大学案内 pp.30-37
【資料 1-1-9】理工学部 ACADEMIC GUIDE 2015 p.2,26,34,44,54,60,67
【資料 1-1-10】理工学部パンフレット 2015 年度版 p.1

法学部

法学部の教育研究上の目的は学則40条（教育研究上の目的）別表第４および平成27年（2015）度法学部便覧において、法学部の教育研究上の目的を明示している。すなわち、法学部は、建学の精神に基づき、法学を通じて豊かな人間性を確立し、主体的に個人の徳性の修養に取り組ませ、国家・社会に貢献する人材を育成することを目的としている。変わりゆく時代の要請に応えるために、学生が公共の精神を養い、基礎知識および識見を身につけた健全な社会人、とりわけ専門の法知識およびリーガルマインド（法的思考力）を備えた職業人となるための教育を行う。

◇エビデンス集・資料編
【資料1-1-2】学則第40条（教育研究上の目的）・別表第４
【資料1-1-11】法学部便覧（平成27年度）５頁
【資料1-1-12】法学部ホームページ

【資料1-1-13】平成26年度第8回法学部（定例）教授会　議事録（審議事項３）
【資料1-1-14】平成27年度事業計画書　法学部創設50周年記念事業（案）
【資料1-1-15】法学部創設50周年記念事業取組みの概要（平成27年度実施項目）

文学部

文学部では、学則第１条（目的）及び同第 40 条（教育研究上の目的）に則り、「人文科学を中心に深遠な学術を教授研究し、豊かな教養と高潔な人格を養い、文化の創造力をつけ、社会福祉の増進や国際社会の進展に寄与できる人材を養成すること」を目的に掲げている。そして、単に専門的な知識や技術の伝授にとどまることなく、リベラル・アーツの伝統を踏まえて「心の教育」と「人間形成」を根幹として「人を育成する」ものであり、その理念・目的を達成するために学部内に「教育学科」「史学地理学科」「文学科」の３学科を置き、「教育学科」には教育学専攻、倫理学専攻、初等教育専攻の３専攻を、「史学地理学科」には考古・日本史学専攻、東洋史学専攻、地理・環境専攻の３専攻を、「文学科」には中国語・中国文学専攻、日本文学・文化専攻の２専攻を配している。専攻・学科間でそれぞれ有機的・発展的に広く基礎を学び、深く専門領域を極め、現代社会に寄与すべく徳と叡智を涵養すべく、綿密なカリキュラムを編成し、上記学部の設置目的を満たすよう教育研究活動を展開している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-1-2】学則第１条（目的）、第 40 条（教育研究上の目的）別表第５
【資料 1-1-16】文学部便覧 ⅷ-ｘⅲ頁
【資料 1-1-7】大学案内 2016　46～58 頁
【資料 1-1-17】文学部ホームページ（教育研究上の目的と三つのポリシー）
http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/letters.html

21世紀アジア学部

21 世紀アジア学部の教育研究上の目的は、アジア地域が世界の中で重要な地位を占めつつある状況において、日本を含むアジアの多様性と共通性を深く理解し、アジアと世界につながるコミュニケーション能力をもち、実践的な専門知識を修得し、アジアや世界に視野を広げて活躍できる人材を育成すると規定されている。

本学部ではこの教育研究上の目的に則り、「コミュニケーション能力の育成」「文化・歴史への理解」「時代に合った実践的な専門性」の三つを教育の柱とし、学術的かつ実践的な専門性を身につけた学生を育成している。

以上のとおり、教育目的が明文化され、その意味内容を具体的に示し、育成する人材像を具体的に示していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-1-2】学則第 40 条（教育研究の目的）・別表第６
【資料 1-1-4】国士舘要覧　2015
【資料 1-1-18】21 世紀アジア学部ホームページ
【資料 1-1-19】（21 世紀アジア学部）サバイバルガイド（学生便覧）8、9 頁

経営学部

経営学部の理念、使命と目的は、本学の建学の精神に基づく「幅広い職業人養成」に

重点を置いた「ビジネス人基礎力」の養成であり、学則第 40 条（教育研究上の目的・授業科目）及び別表第 7 に定めている。

「ビジネス人基礎力」は、経済産業省が提唱した「社会人基礎力」(「前に踏み出す力」「考え抜く力」「チームで働く力」の三つの能力）を土台とし、その上部構造としてさらに経営学部の専門特性をいかした独自の教育目的として設定した。本学部は「ビジネス人基礎力」を「企業とその経営（マネジメント）を研究対象とする経営学を基礎とした問題発見・解決能力」と定義している。経済の情勢は絶えず動いており、企業を取り巻く環境も日々変わっていく時代、変化を受け入れながら常に前向きな戦略をもってビジネスに携わっていける能力として、「ビジネス人基礎力」がますます重要になっており、その養成に本学部の使命・目的及び社会的存在意義を訴求するものである。それを踏まえて、企業の経済的機能のみならず社会的使命を理解し、社会の中で豊かな適応力と創造性に満ちた人材を４年間で養成している。

これらは本学部の教育目的として、①ディプロマ・ポリシー、②カリキュラム・ポリシー、③アドミッション・ポリシーの「三つの方針」へ反映し、学則、経営学部便覧、経営学部ホームページ、経営学部リーフレット等に掲載及び明示している。

以上のように、意味・内容を具体的に明示していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-2】学則第 40 条（教育研究上の目的)、別表第 7

【資料 1-1-20】経営学部便覧「理念と目標」から「学部概要（ポリシー）」

【資料 1-1-21】経営学部リーフレット

【資料 1-1-22】経営学部ホームページ（ポリシー)

【資料 1-1-23】経営学部準備委員会議事録（H22－04)

政治学研究科

政治学研究科は、政治・行政に関する高度な専門的知識の修得及び教授、それを実務に活かす専門職業人の養成、国際的なネットワークの構築を通じて世界で活躍する人材の育成を教育目的とする。

以上、大学院学則に掲げた文章表現は、受験生やその家族、高校教員等のステークホルダー向けの各種パンフレット、ホームページ等に広報し、本研究科の教育・研究の使命・目的の本旨を具体的かつ明確に示すものとなっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-24】大学院学則第 1 条（目的)、第 33 条（教育研究上の目的)

【資料 1-1-25】政治学研究科ホームページ

http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/PS/policy.html

経済学研究科

経済学研究科は、「現代社会の様々な変化に適応でき､幅広くビジネス分野で活躍する人材の育成をすること」を教育・研究上の目的としている。学則に掲げた文章表現は、各種パンフレット、ホームページ等の媒体を通して、受験生やその家族、高校教員等のステークホルダーに対して、教育・研究の使命・目的の本旨を具体的で明確に示すものとなっている。

なお、入学者の受入の方針（アドミッション・ポリシー）の文言に関して、意味・内

容をより明確にするため、次のような修正を行うことが、平成 27（2015）年度第３回経済学研究科委員会（平成 27（2015）年 6 月 23 日(火)に開催）で承認されている。すなわち、修士課程、博士課程ともに、「何事にも意欲をもって行動できる」を「以下のような」に修正し、①から④の「院生が、」を削除するという修正である。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-24】大学院学則第 1 条(目的)、第 33 条(教育研究上の目的)

【資料 1-1-26】大学院便覧（平成 27 年度）21 頁（政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、総合知的財産法学研究科）

【資料 1-1-27】経済学研究科ホームページ

【資料 1-1-28】経済学研究科委員会議事録（平成 27 年度第 3 回）

経営学研究科

経営学研究科では、大学院学則第33条（教育研究の目的）で、「経営理論の教育・研究を通して、経営・会計・税務業務に従事する高度の職業人を養成すること」を設置目的にあげ、具体的かつ明確にその内容を明示している。

以上の通り、教育目的が明文化され、その意味内容を具体的に示し、育成する人材像を具体的に示していると自己評価する。

また、経営学研究の動向に鑑み、目的の妥当性などについて、経営学研究科委員会にて意見が述べられる場を設定している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-24】大学院学則第 33 条（教育研究上の目的）

【資料 1-1-26】経営学研究科大学院便覧 39 頁

【資料 1-1-29】経営学研究科ホームページ

スポーツ・システム研究科

本研究科は大学の使命・目的に基づき、「スポーツ教育コース」と「スポーツ科学コース」の 2 コースを設置し、大学院学則第 33 条に教育研究上の目的を定めている。大学院学則に掲げられた教育研究上の目的の文章表現は、在学生用の便覧、受験生やその家族、高校教員、社会や企業・産業界の人々に対する各種パンフレット、ホームページ、各種媒体による広報においては、大学院学則第 33 条を踏まえながら、対象者のより良く図る観点から、表記上それぞれ若干異なっている。しかし、建学の精神、大学使命･目的に基づいた本学部（本研究科）教育研究上の目的をさらに具体的で明確に示すものとなっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-24】大学院学則第 1 条（目的)、第 33 条（教育研究上の目的）

【資料 1-1-30】スポーツ・システム研究科便覧（23 頁から 24 頁）

【資料 1-1-31】スポーツ・システム研究科ホームページ　教育研究上の目的・方針
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/SS/policy.html

救急システム研究科

本研究科は建学の精神、大学の使命・目的に基づき教育研究上の目的を大学院学則第 33 条に定めている。大学院学則に掲げられた教育研究上の目的の文章表現は、在学生用の便覧、受験生やその家族、高校教員、社会や企業・産業界の人々に対する各種パンフ

レット、ホームページ、各種媒体による広報においては、表記上それぞれ若干異なっている。しかし、建学の精神、大学使命･目的に基づいた本学部（本研究科）教育研究上の目的をさらに具体的で明確に示すものとなっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-24】大学院学則第 1 条（目的)、第 33 条（教育研究上の目的）

【資料 1-1-32】救急システム研究科便覧　23 頁

【資料1-1-33】救急システム研究科ホームページ（教育研究上の目的・方針）

http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/EDS/policy.html

工学研究科

工学研究科の教育研究上の目的は、高度専門技術者、創造性豊かな研究者の養成を目的とする。修了後の進路として、技術系を中心とした一般企業、公務員、教育・研究機関がある。

以上の通り、教育目的の意味内容を具体的に育成する人材像が明示されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-24】大学院学則第 1 条（目的)、第 33 条（教育研究上の目的）

【資料 1-1-34】工学研究科ホームページ

法学研究科

法学研究科は､「最新の法知識を備えた交渉力を持ち､法的紛争の予備知識を身につけた人材、特に専門的な法理論および実務理論を教授・研究して法的業務に従事する高度の職業人を養成すること」を教育の目的としている。

以上の通り、学則に掲げた文章表現は、受験生やその家族高校教員等のステークホルダーに対する各種パンフレットの使命・目的の本旨を具体的に明確に示すものとなっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-24】大学院学則第 1 条（目的）第 33 条（教育研究上の目的）

【資料 1-1-35】法学研究科ホームページ

【資料 1-1-26】法学研究科大学院便覧（59～60）

総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科の教育研究上の目的は、中小企業の知財経営に関与し貢献できること、国際市場で活動する知財経営企業に貢献を果たしつつ発展してゆくことが可能となるような優れた知財人材の養成と独創的な総合知的財産法学の学問研究の推進等の役割を担うことである。

以上のとおり、教育目的の意味・内容を具体的に示す育成する人材像が明示されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-1-24】大学院学則第1条（目的）、第33条（教育研究上の目的）

【資料1-1-36】総合知的財産法学研究科ホームページ

人文科学研究科

本研究科は、「日本の将来を担う、国家の柱石たるべき眞智識者『国士』を養成する」という本学の建学の精神に基づき、人文科学専攻と教育学専攻の 2 専攻から構成されている。人文科学専攻は「日本史・東洋史学」「日本・東洋文学」「人文・自然地理」、教育学専攻は「教育学」「教職研究」「心理学」の各専門分野に分け、専門的な教育・研究を通じ、より高度の研究能力開発を目的とすることを大学院学則第 33 条（教育研究上の目的）に定めている。大学院学則に掲げられた教育研究上の目的は、在学生用の便覧、受験生やその家族、高校教員、社会や企業・産業界の人々に対する各種パンフレット、ホームページ、各種媒体による広報において、それぞれの媒体の性格に合わせて若干表記のしかたを変えながらも、建学の精神、大学の使命・目的に基づいた本研究科の教育研究上の目的を、さらに具体的かつ明確に示すものとなっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-24】大学院学則第 1 条（目的）、第 33 条（教育研究上の目的）

【資料 1-1-37】人文科学研究科大学院 Guide Book 2016

【資料 1-1-38】人文科学研究科大学院便覧（5,9～11,27～29）

【資料1-1-39】人文科学研究科ホームページ

グローバルアジア研究科

グローバルアジア研究科の教育研究上の目的は、大学院学則第 1 条（目的）及び大学院学則第 33 条（教育研究上の目的）に則り、大学院学則の別表に「グローバルアジア研究科の教育研究上の目的」として「現代アジアの実情を把握し、新しい研究の方途を拓くとともに、その成果の実践的な社会還元を目指す」と明文化されている。さらに学生を対象とした便覧の中では、「アジアを深く探求し、その成果をアジアにおける交流や社会還元に活かそうとするものである」ことを明示し、修士課程では現代社会のニーズに対応できる「高度職業人の養成」をめざしていることが、また博士課程では「先端的な専門研究を生かした研究職業へ進む人材養成」を目指すと明示している。

以上のとおり、教育目的の意味・内容を具体的に示し、育成する人材像が明示されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-24】大学院学則第 1 条（目的）、第 33 条（教育研究上の目的）

【資料 1-1-40】グローバルアジア研究科ホームページ

【資料 1-1-4】国士舘要覧

【資料 1-1-41】グローバルアジア研究科大学院便覧

国際交流センター

本センターの使命・目的は、国士舘国際交流センター規程第 1 条（目的）に明文化され明確となっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-2】学則第 37 条の 2（国際交流センター）

【資料 1-1-42】国士舘国際交流センター規程

イラク古代文化研究所

本附置研究所の目的は、建学の精神及び大学の使命・目的並びに国士舘大学附置研究

所規程第１条（趣旨）及び第２条（目的）に基づき次のとおり定めている。

第１条 （趣旨）「この規程は、学則第39条及び国士舘大学附置研究所規程第15条に基づき、国士舘大学イラク古代文化研究所の運営に関して必要な事項を定める」。

第２条（目的「 研究所は、イラクを中心とするユーラシアの古代文化の研究を行うことを目的とする」。

以上、本附置研究所の使命・目的を明文化している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-2】学則第 39 条（附置研究所）

【資料 1-1-43】国士舘大学附置研究所規程第 15 条（研究所規程等）

【資料 1-1-44】国士舘大学イラク古代文化研究所規程第１条（趣旨）、第２条（目的）

武道・徳育研究所

本研究所は、建学の精神・大学の使命目的に基づき次のとおり定めている。

第１条 この規程は、学則第39条及び国士舘大学附置研究所規程第15条に基づき、国士舘大学武道・徳育研究所の目的、活動及び事業、組織及び運営に関して必要な事項を定める。

第２条 本研究所は、建学の精神に則り、伝統ある日本文化を継承し、日本国家の興隆と世界平和に寄与すべく「武道・徳育」の研究と実践・普及に努めることを目的とする。

本研究所の使命・目的が明文化され、明確となっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-45】国士舘大学武道・徳育研究所規程

防災・救急救助総合研究所

本研究所は、建学の精神・大学の使命目的に基づき次のとおり定めている。

第１条（趣旨）「この規程は、学則第 39 条及び国士舘大学附置研究所規程第 15 条に基づき、国士舘大学防災・救急救助総合研究所の目的、活動及び事業、組織及び運営に関して必要な事項を定める」。

第２条（目的）「研究所は、防災・救急救助に関連する災害医療・救助の連携、教育、地域貢献及び機器開発等に関する相互的研究を行い、防災・救急救助総合研究の発展に資することを目的とする」。

本研究所の使命・目的が明文化され、明確となっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-46】国士舘大学防災・救急救助総合研究所規程

アジア・日本研究センター

国士舘大学アジア・日本研究センターの目的は国士舘大学アジア・日本研究センター規程第２条（目的）で「アジア・日本に関する総合的研究及びアジア・日本の理解増進に関する事業を行い、国士舘大学における教育研究活動の一層の発展に資する」旨、明確に定められている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-47】国士舘大学アジア・日本研究センター規程第２条（目的）

生涯学習センター

国士舘大学生涯学習センター規程第２条（目的）に「センターは、本学の研究成果及

び教育機能を広く社会に提供し、生涯学習に関する研究を実施するとともに情報の提供を行い、もって国士舘大学における教育研究活動の一層の進展と生涯学習社会の発展に資することを目的とする」使命と規定しており、本センターの目的は、建学の精神、大学の使命・目的に基づいた本センターの目的をさらに具体的に明確に示すものとなっている。

以上、本センターの使命・目的は明文化され明確となっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-1-2】学則第39条の４（生涯学習センター）

【資料1-1-48】国士舘大学生涯学習センター規程第２条（目的）

ウエルネス・リサーチセンター

本センターは、建学の精神・大学の使命目的に基づき次のとおり定めている。

第１条(趣旨)「この規程は、学則第 39 条の 5 に基づき、ウエルネス・リサーチセンターの目的、活動及び事業、組織及び運営に関して必要な事項を定める」。

第２条（目的)「センターは、ウエルネスに関する総合的研究及び啓発・事業に関する事業を行い、我が国におけるウエルネス研究の一層の発展に資することを目的とする」。

以上、本センターの使命・目的を明文化している。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-1-49】国士舘大学ウエルネス・リサーチセンター規程

学長課

本学は、大正６（1917）年に私塾國士館として創立され、昭和33（1958）年に国士舘大学を設置し、98年の歴史と伝統を有する総合大学ある。その設立目的は、学校法人国士舘寄附行為第３条（目的）に「聖人至徳を志し、不断の読書、体験、反省により、誠意・勤労・見識・気魄を涵養し、もって道義日本を建設し、世界の平和と進運とに貢献する有為の人材を養成する教育を行うことを目的とする」として設置し、これを基に学則第１条（目的）及び大学院学則第１条（目的）に、それぞれ簡潔かつ具体的に明記し定めている。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-1-1】学校法人国士舘寄附行為第３条（目的）

【資料1-1-2】学則第１条（目的）

【資料1-1-24】大学院学則第１条（目的）

1-1-② 簡潔な文章化

政経学部

1-1-①で説明したとおり、本学部の理念、使命と目的について、教育目的の意味内容を「育成する人材像」として簡潔にかつ具体的に文章化し、学生に示していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-2】学則第 40 条（教育研究上の目的）

【資料 1-1-50】政経学部便覧（２頁から３頁）

【資料 1-1-3】政経学部ホームページ（学部概要―ポリシー）
【資料 1-1-4】国士舘要覧 14 頁

体育学部

1-1-①で説明したとおり、簡潔に記述された教育目的の意味・内容が具体的に学生に示されている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-1-2】学則第 40 条（教育研究上の目的）別表第２ 10、48、49 頁
【資料 1-1-5】体育学部ホームページ
https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/objective.html
【資料 1-1-4】国士舘要覧 2015 14 頁
【資料 1-1-6】体育学部便覧（平成 27 年度） 4、5、20、36、48、60 頁
【資料 1-1-7】大学案内（平成 28 年度） 20、22、24、26、28 頁

理工学部

建学の精神、大学の使命･目的に基づいた本学部の教育研究上の目的は、基準１．1-1-①」で説明したとおり、「学則」やホームページ等に簡潔な文章で明確に文章化されている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-1-2】学則 第 40 条（教育研究上の目的・授業科目）第 1 項第 3 号
【資料 1-1-8】理工学部ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/se.html
【資料 1-1-7】大学案内 2016 30～37 頁
【資料 1-1-9】理工学部 ACADEMIC GUIDE 2015 2、26, 34, 44, 54, 60, 67 頁
【資料 1-1-10】理工学部パンフレット 2015 年度版 1 頁

法学部

1-1-①で説明したとおり、「育成する人材像」として具体的に学生に示されている。なお、法学部教授会において、法学部将来構想委員会の設置および代表者ならびに委員を決定した。同委員会では、法学部の中期・長期的課題について検討を行った。

◇エビデンス集・資料編
【資料1-1-2】学則第40条（教育研究上の目的）・別表第４
【資料1-1-11】法学部便覧(平成27年度) ５頁
【資料1-1-12】法学部ホームページ

文学部

文学部の設置目的及び教育研究上の目的は上述の通りであるが、この理解を促進させる意図をもって、『国士舘大学大学案内 2016』や大学ホームページにおいては、「『心の教育』と『人間形成』を根幹として『人を育成する』ものであり」という平易な文章表現にすることで、簡潔で理解しやすい文章化を実現している。

具体的には、以下のような記述を行っている。

○『国士舘大学大学案内 2016』
人文科学の知識と視野をもって、社会に貢献する力

文学部では、21 世紀に必要な人文科学の諸分野を幅広く学ぶことができます。また、

どのような時代にも決して忘れてはならない「心の教育」と「人間形成」を最も重視し、「人を育成する」ことを目指しています。

○大学ホームページ

文・史・哲のそろった文学部は、教育学科（教育学専攻、倫理学専攻、初等教育専攻）、史学地理学科（考古・日本史学、東洋史学専攻、地理・環境専攻）、文学科（中国語・中国文学専攻、日本文学・文化専攻）の３学科８専攻からなっており、21 世紀に必要な人文科学の諸分野を幅広く学ぶことができます。

それぞれのキーワードを一つあげれば、教育学科では“心身健康な人つくり”“哲学・宗教・思想” “幼児・児童教育”、史学地理科では“日本の歴史” “考古学” “中国を中心とする東アジアの歴史” “地理・環境”、文学科では“古典から現在に至るまでの中国文学と思想” や “日本の文学”と言えるでしょう。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-7】大学案内 2016　pp.46-58

【資料 1-1-17】文学部ホームページ

http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/

21世紀アジア学部

1-1-①で説明したとおり、教育研究上の目的が簡潔な文章で記されており、育成する人物像も具体的な形で示されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-2】学則第 40 条（教育研究上の目的）

【資料 1-1-4】国士舘要覧 2015

【資料 1-1-18】21 世紀アジア学部ホームページ

【資料1-1-19】（21世紀アジア学部）サバイバルガイド（学生便覧）　8、9頁

経営学部

経営学部の理念、使命と目的について公開、周知させている学則、経営学部便覧、経営学部ホームページ、経営学部リーフレット等は、その意味内容を簡潔かつ具体的に文章化していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-2】学則第 40 条、別表第７

【資料 1-1-20】経営学部便覧（平成 27 年度）「理念と目標」から「学部概要（ポリシー）」

【資料 1-1-21】経営学部リーフレット

【資料1-1-22】経営学部ホームページ(ポリシー)

政治学研究科

1-1-①で説明した本研究科の使命・目的は、建学の精神の目指す要諦を大学院学則第１条（目的）に規定しており、簡潔な文章化が図られている。本研究科の教育目的の意味内容が「育成する人材像」として具体的に学生に示されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-24】大学院学則第１条（目的）、第 33 条（教育研究上の目的）

【資料1-1-26】政治学研究科大学院便覧

経済学研究科

1-1-①で説明した大学の使命･目的は建学の精神の目指す要諦を大学院学則第１条(目的)に規定しており、簡潔な文章化が図られている。

本研究科の教育・研究上の目的は、大学の使命・目的に基づいて、大学院学則第 33 条に規定しており、文章化が図られていると自己評価する。

大学の使命･目的に基づいて簡潔に記述された本研究科の教育目的の意味･内容が「育成する人材像」として具体的に学生に示されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-24】大学院学則第１条(目的)、第 33 条(教育・研究上の目的)

【資料 1-1-26】経済学研究科大学院便覧（平成 27 年度）21 頁

経営学研究科

修士課程、博士課程それぞれにおいて、人材育成の方向性をわかりやすく簡潔に表示している。

また、翌年度の便覧を作成する段階において、経営学研究科委員会において、記載文章の妥当性を検証し、大学院生にわかりやすい表現に修正する機会を設けている。

以上の通り、大学院の使命・目的及び教育目的は、簡潔に文章化され、それを具体化する方策も含め適切に運用されていると評価できる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-24】大学院学則第 33 条（教育研究上の目的）

【資料 1-1-26】大学院便覧（経営学研究科）39 頁

【資料 1-1-29】経営学研究科ホームページ

スポーツ・システム研究科

本研究科の教育目的は、大学も使命・目的に基づいて、大学院学則第 33 条に規定しており、「簡潔な文章」で明確に文章化されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-24】大学院学則第１条（目的)、第 33 条（教育研究上の目的）

救急システム研究科

本研究科の教育目的は、大学も使命・目的に基づいて、大学院学則第33条に規定しており、「簡潔な文章」で明確に文章化されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-24】大学院学則第１条（目的)、第 33 条（教育研究上の目的）

工学研究科

1-1-①で説明した教育目的は建学の精神に則り、簡素に記述され、教育目的の意味内容が「育成する人材像」として具体的に学生に示され、そのための方策と共に運用されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-1-24】大学院学則第33条（教育研究上の目的）

法学研究科

１－１－①で説明した大学の使命・目的は建学の精神の目指す要諦を大学院学則第１条

（目的）に規定しており、簡潔な文章化が図られている。本研究科の教育目的は、大学の使命・目的に基づいて、大学院学則第 33 条に規定しており、文章化がはかられていると自己評価する。大学の使命・目的に基づいて簡潔に記述された本研究科の教育目的の意味・内容が「養成する人材像」として具体的に学生に示されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-24】大学院学則第 1 条（目的）、第 33 条（教育研究上の目的）

【資料 1-1-35】法学研究科ホームページ

総合知的財産法学研究科

１－１－①で説明した教育目的は、建学の精神に則り、簡潔に記述され、教育目的の意味・内容が「育成する人材像」として具体的に学生に示され、簡潔に文章化されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-1-24】大学院学則第33条（教育研究上の目的）

【資料1-1-36】総合知的財産法学研究科ホームページ

【資料 1-1-26】総合知的財産法学研究科大学院便覧 79 頁（教育研究上の目的）

人文科学研究科

本研究科の教育目的は、大学の使命・目的にもとづいて、大学院学則第 33 条（教育研究上の目的）に規定しており、「簡潔な文章」で明確に文章化されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-24】大学院学則第 1 条（目的）、第 33 条（教育研究上の目的）

グローバルアジア研究科

1-1-①で説明した教育目的は、建学の精神に則り、簡潔に記述され、教育目的の意味・内容が「育成される人材像」として具体的に示され簡潔に文章化されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-1-24】大学院学則第33条（教育研究上の目的）

【資料 1-1-40】グローバルアジア研究科ホームページ

【資料 1-1-41】グローバルアジア研究科大学院便覧

国際交流センター

本センターの目的は国士舘国際交流センター規程第 1 条（目的）において簡潔な文章化している。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-1-42】国士舘国際交流センター規程

イラク古代文化研究所

本附置研究所の使命・目的を簡潔な文章で明文化している。

国士舘大学イラク古代文化研究所規程第２条に規定しており、本学ホームページ［イラク古代文化研究所］にも簡潔な文章化が図られている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-1-44】国士舘大学イラク古代文化研究所規程第 2 条（目的）

【資料 1-1-51】国士舘大学イラク古代文化研究所ホームページ

http://www.kokushikan.ac.jp/education/ICSAI/

http://www.kokushikan.ac.jp/research/ICSAI/information/index.html

武道・徳育研究所

本研究所の使命・目的を簡潔な文章で明文化している。
国士舘大学武道・徳育研究所規程第２条に規定しており簡潔な文章化が図られている。
◇エビデンス集・資料編
【資料1-1-45】国士舘大学武道・徳育研究所規程

防災・救急救助総合研究所

本研究所の使命・目的を簡潔な文章で明文化している。
国士舘大学防災・救急救助総合研究所規程第２条に規定しており簡潔な文章化が図られている。
◇エビデンス集・資料編
【資料1-1-46】国士舘大学防災・救急救助総合研究所規程

アジア・日本研究センター

国士舘大学アジア・日本研究センター規程第２条（目的）で「アジア・日本に関する総合的研究及びアジア・日本の理解増進に関する事業」を行い、「国士舘大学における教育研究活動の一層の発展に資することを目的とする」と簡潔な文章で表現されている。
◇エビデンス集・資料編
【資料1-1-47】国士舘大学アジア・日本研究センター規程第２条（目的）

生涯学習センター

本センターの目的は、国士舘大学生涯学習センター規程第２条で規定し「本学における教育研究活動の一層の進展と生涯学習社会の発展に資することを目的とする」と簡潔な文章で表現されている。
◇エビデンス集・資料編
【資料1-1-48】国士舘大学生涯学習センター規程第２条（目的）

ウエルネス・リサーチセンター

本センターの使命・目的を簡潔な文章で明文化している。
国士舘大学ウエルネス・リサーチセンター規程第２条に規定しており、本学ホームページ［ウエルネス・リサーチセンター］にも簡潔な文章化が図られている。
◇エビデンス集・資料編
【資料 1-1-49】国士舘大学ウエルネス・リサーチセンター規程
【資料1-1-52】ウエルネス・リサーチセンターホームページ

学長課

学則第１条（目的）及び大学院学則第１条（目的）を基に、各学部及び研究科において、これまで行われたＦＤ(Faculty　Development)シンポジウムやＦＤ研修会の資料を基に作成し、各学部及び研究科の議を経て提出され、資料に基づいて策定したため簡潔な文章になっている。
◇エビデンス集・資料編
【資料1-1-2】学則第40条（教育研究上の目的）
別表第１政経学部27・28頁、別表第２体育学部48・49頁、
別表第３理工学部91頁、別表第４法学部108頁、
別表第５文学部129・131頁、別表第６21世紀アジア学部168頁、

別表第７経営学部184頁

【資料1-1-24】大学院学則

第33条（教育研究上の目的）

別表第１政治学研究科23頁、経済学研究科39頁、経営学研究科48頁、
スポーツ・システム研究科54頁、救急システム研究科59頁、
工学研究科65頁、法学研究科73頁、総合知的財産法学研究科80頁、
人文科学研究科85頁、グローバルアジア研究科97頁

（3）1－1の改善・向上方策（将来計画）

政経学部

平成24（2012）年度にフレッシュマン・ゼミナールに導入したキャリア教育について引き続き検討を重ね、その結果を踏まえた上で、カリキュラム・ポリシーに示すべき具体的内容についての修正を行う。また、教育内容の具体性という点に関しては、政経学部のカリキュラム・マップを作成し公開していく。

体育学部

平成27（2015）年度に引き続き意味・内容の具体性と明確性、簡潔な文章化により一層の使命・目的及び教育目的の社会における理解を継続していく。

理工学部

使命・目的及び教育目的の意味・内容の具体性、明確性について、記載する場所の目的に鑑みて、適宜点検・見直しを行う。

法学部

カリキュラム幹事会の下にカリキュラム委員会作業部会を設置し、法学部のカリキュラム改革に向けての検討を行った。具体的には、学士力を担保するために法学教養力・法学基礎力・法学専門力に分類し、科目の共通化・統一化・体系化の観点から、現行カリキュラムの再編成を検討した。

文学部

在学生の学修成果の向上や受験生に対する学部情報の適切な周知が必要であるとの観点から、文学部では、各年度の学部便覧及び大学案内、入試要項、大学（学部）ホームページ等における情報発信内容の検討を継続的に行っていく。

具体的には、在学生に対しては学部学科の教育目標等とカリキュラムの整合性が理解しやすい表現や情報発信の工夫が必要であると認識している。受験生に対しては、学部学科の目的と構成の他に、大学生活としてどのような学びができてどのような教員や在学生が活躍しているのかといった「学部の顔が見える情報発信」をめざしていきたいと考えている。

21世紀アジア学部

教育研究上の目的や育成する人物像は明確に定められて具体的な形で示されているが、学生や保護者、受験生や高等学校の教員などの理解はまだ十分とは言えない。学生に対してはオリエンテーション・ガイダンス、保護者に対しては父母懇談会、受験生や高等学校の教員に対してはオープンキャンパスなどの機会を利用して、理解を深めてもらうよう取り組んでいく。

経営学部

経営学部の使命・目的は「ビジネス人基礎力」の養成である。平成 26（2014）年度に第１期生が卒業し就職率は第一次目標水準の 90%を超える 95.5%に達した。そのことから使命・目的は十分に果たしたと評価できる。しかし、より高い就職率等をはじめ学部教育の充実・強化を実現すべく不断の改善施策を実施しており、特に平成 33（2021）年に経営学部開学 10 周年を迎える時期を目標年度と定めた改革を検討する。

政治学研究科

本研究科が育成すべき人材の具体的なイメージは、受験生等にアピールするよう今後さらに適宜見直していく。

経済学研究科

平成27（2015）年度第３回経済学研究科委員会におけるアドミッション・ポリシーに関する修正の決定に従い、速やかに大学院便覧および大学院ホームページの文言を書き改める予定である。

経営学研究科

現在までの方策を踏襲し、現状を鑑み、将来の環境変化に備えた方策を定期的に検討する。具体的には、大学院案内、大学院便覧、募集要項などを確定する年度初めの経営学研究科委員会において、各委員から意見を聴取し、問題点・課題などが提示された場合は、改善の方向性を検討し、実現できるものから実施していく。

スポーツ・システム研究科

今後も使命、目的及び教育目的の具体性と明確性、簡潔な文章化を維持・継続していく。

救急システム研究科

今後も使命、目的及び教育目的の具体性と明確性、簡潔な文章化を維持・継続していく。

法学研究科

３コース（基幹法コース、税法・ビジネス法コース、スポーツ法コース）の教育目的が明確にされたので、今後の課題は、人材を育成するために、入学者募集に向けての支援体制（入試広報の活動・検討委員会の開催）を行う。専門家を招いて、研究会、講演会、その使命・教育の目的を充実させる。

総合知的財産法学研究科

現在までの方策を踏襲し将来の環境変化に対応した方策を今後も検討してゆく。

大学院案内、大学院便覧、募集要項等を確定する年度初めの総合知的財産法学研究科委員会において各委員からの意見を聴収し改善・向上方策を計画してゆく。

グローバルアジア研究科

グローバルアジア研究科の使命は、アジア地域に焦点を当て、広義の社会科学及び文化研究の視点から新しい研究の方途を拓くとともに、その実践的な社会還元を目指すものと明示されている。またその教育目的として、修士課程では「現代社会のニーズに対応できる高度職業人の人材養成」、また、博士課程では先端的な専門研究を深め「専門性を生かした研究職業へ進む人材を育成する」と明確化されている。その内容から考えて、今後も大きく変更する予定はない。また既に文章の簡潔化をはかり、学則、便覧、ホー

ムページなどに明確化されている。

今後、より具体的にそれを推進するために、カリキュラム、入試制度等の議論をしている。また、使命、目的を入試説明会などでも受験生にわかりやすく説明し、その目的に合致した人材の受け入れを推進していきたい。

国際交流センター

本センターの目的の具体性と明確性、簡潔な文章化を維持・継続していく。

イラク古代文化研究所

今後も建学の精神､大学の使命･目的に基づいて定められた本研究所の目的の具体性と明確性、簡潔な文章化を維持・継続していく。

武道・徳育研究所

建学の精神・大学の使命目的に基づき定め、本研究所の目的の具体性と明確性及び簡潔な文章化を維持・継続していく。

防災・救急救助総合研究所

今後も建学の精神、大学の使命・目的に基づいて定められた本研究所の目的の具体性と明確性、簡潔な文章化を維持・継続していく。

アジア・日本研究センター

今後も建学の精神、大学の使命・目的に基づき定められた本センターの目的の具体化と明確化、簡潔な文章化を維持・継続していく。

生涯学習センター

今後も、建学の精神、大学の使命・目的に基づいて定められた本センターの目的の具体性と明確性を維持し、簡潔な文章化を維持・継承していく。

ウエルネス・リサーチセンター

今後も建学の精神､大学の使命･目的に基づいて定められた本センターの目的の具体性と明確性、簡潔な文章化を維持・継続していく。

学長課

使命･目的及び教育目的を具体的に明文化して学則等に掲載して公表している。今後、更なる具体性や明確で簡潔な文章にするため、「高大接続改革実行プラン」（平成27(2015)年１月 16 日）文部科学大臣の決定による、高等教育局大学振興課大学入試室によるガイドライン（平成 27(2015)年度中作成）が提供された時点で、委員会等を立ち上げ検討をしていく。

1－2　使命・目的及び教育目的の適切性

≪1－2 の視点≫

1-2-①　個性・特色の明示

1-2-②　法令への適合

1-2-③　変化への対応

(1) 1－2 の自己判定

基準項目 1－2 を満たしている。

（2）1－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-①個性・特色の明示

政経学部

政経学部の教育研究目的は学則第 40 条に明確に定められている。また、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの「三つの方針」にも反映され、教職員、在学生、受験生や社会一般にも認識されている。また、便覧、ホームページに個性、特色が明文化されている。

以上のとおり、使命・目的及び教育目的に適切に反映し明示していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】学則第 40 条（教育研究上の目的）

【資料 1-2-3】政経学部便覧（３頁）

【資料 1-2-4】政経学部ホームページ（学部概要―ポリシー）

体育学部

体育学部の教育・研究目的は、学則第 40 条に明確に定められている。また、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの「三つの方針」に反映され、教職員、在学生、受験生や社会に認知されている。また、便覧、ホームページに個性・特色が明文化されている。

以上のとおり、大学の個性・特色は大学の使命・目的及び教育目的に適切に反映され明示していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】学則

第 40 条第 1 項（教育研究上の目的）10、別表第２ 48、49 頁

【資料 1-2-5】体育学部ホームページ

https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/objective.html

【資料 1-2-6】国士舘要覧 2015　14 頁

【資料 1-2-7】体育学部便覧（平成 27 年度）　4、5、20、36、48、60 頁

【資料 1-2-8】大学案内（平成 28 年度）　20、22、24、26、28 頁

理工学部

理工学部の教育・研究上の目的は、学則 40 条（教育研究上の目的）別表第４に明確に規定されている。また、理工学部便覧等において、理工学部の教育研究上の目的に基づくアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーにも各方針を具体的に表記し、教職員・在学生・受験生および社会一般に認識されている。さらに、平成 26 年度に、再度、理工学部の理念・目的について、理工学部教授会においてより明快な表現にするよう文言の見直しを行った。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】学則第 40 条（教育研究上の目的）第 1 項第 3 号

【資料 1-2-9】大学ホームページ　「建学の由来と理念　教育理念」

http://www.kokushikan.ac.jp/information/about/idea.html

【資料 1-2-10】理工学部ホームページ

http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/se.html

【資料 1-2-11】理工学部 ACADEMIC GUIDE 2015　1～2 頁
【資料 1-2-12】理工学部パンフレット 2015 年度版　 1 頁
【資料 1-2-13】理工学部教授会議事録
（平成 26 年 10 月 24 日　平成 26 年度 第 7 回理工学部教授会審議事項３．３）

法学部

法学部の教育・研究上の目的は、学則40条（教育研究上の目的）別表第４に明確に規定されている。また、法学部便覧等において、法学部教育研究上の目的に基づくアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーにも各方針を具体的に表記し、教職員・在学生・受験生および社会一般に認識されている。さらに、平成26年度に、再度、法学部の理念・目的について、法学部教授会においてより明快な表現にするよう文言の改訂を行った。

◇エビデンス集・資料編
【資料1-2-2】学則第40条(教育研究上の目的）・別表第４
【資料1-2-14】法学部便覧(平成27年度) 4 頁、５頁
【資料1-2-15】法学部ホームページ
【資料1-2-8】大学案内2016　40頁
【資料1-2-16】法学部（定例）教授会議事録（平成26年度第8回）（審議事項２）

文学部

「日本の将来を担う、国家の柱石たるべき眞智識者「国士」を養成する」という本学建学の精神のもと、文学部は「人文科学を中心に深遠な学術を教授研究し、豊かな教養と高潔な人格を養い、文化の創造力をつけ、社会福祉の増進や国際社会の進展に寄与できる人材を養成すること」を目的に掲げている。学則第40条別表第5に見られるように、人文科学に特化したカリキュラムを有し、教育学分野、史学地理学分野、文学分野の多様な視点から国際社会に広く貢献できる人材の育成を行っている。これは本学部の個性・特色を有する教育目的の適切性を反映するものであるといえる。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-2-2】学則第 40 条(教育研究上の目的・授業科目）別表第 5
【資料 1-2-17】大学ホームページ（情報公開 教育研究上の目的と方針）
http://tb2008.kokushikan.ac.jp/information/disclose/010600_0043.html
【資料 1-2-18】文学部便覧　ⅷ-ｘⅲ頁
【資料 1-2-19】文学部ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/

21世紀アジア学部

本学部の教育研究上の目的には、学部教育における国際的環境の確保、アジア地域の更なる発展と相互理解の促進に資する教育研究の実践、体験型学習の機会の拡充といった特色が明示されており、学生便覧やホームページなどを通じて、在学生、受験生や社会一般に広く示されている。

以上のとおり、個性・特色を適切に明示していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-2-2】学則第 40 条(教育研究上の目的・授業科目）別表第 6

【資料 1-2-6】国士舘要覧　2015
【資料 1-2-20】21 世紀アジア学部ホームページ
【資料1-2-21】21世紀アジア学部サバイバルガイド（学生便覧）8、9頁

経営学部

経営学部の教育・研究目的は、学則第 40 条（教育研究上の目的・授業科目）及び別表第７に明確に定められている。また、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの三つの方針にも具体的に表記され、教職員、在学生、受験生や社会一般に認知されている。

さらに、経営学部便覧・経営学部ホームページに個性・特色が明文化されており、４年間をとおした「ビジネス人基礎力」の養成を目的として、以下のとおり個性・特色を有した科目を展開している。

① 少人数クラスによるきめ細かな教育
② 実践的な職業教育、産学連携教育の導入
③ 資格取得教育と単位認定制度の導入
④ ゼミナール教育の重視

これらは、「フレッシュマンゼミナール」「ゼミナール入門」「英語１」「英語２」「英語３」「英語４」「簿記原理Ⅰ」「簿記原理Ⅱ」「経営学演習Ⅰ」「経営学演習Ⅱ」「簿記演習Ⅰ」「簿記演習Ⅱ」「現代の産業と企業Ⅰ」「現代の産業と企業Ⅱ」「優良中堅・中小企業研究 A」「優良中堅・中小企業研究 B」「専門ゼミナールⅠ」「専門ゼミナールⅡ」「専門ゼミナールⅢ」等をはじめ総合教育科目、外国語科目及び専門科目に配置している。

以上のとおり、大学の個性・特色は、大学の使命・目的及び教育目的に適切に反映し、明示していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-2-2】学則第 40 条(教育研究上の目的）別表第７
【資料 1-2-22】経営学部便覧（平成 27 年度）「理念と目標」から「学部概要（ポリシー）」
【資料 1-2-23】経営学部リーフレット
【資料 1-2-24】経営学部ホームページ（ポリシー）
【資料 1-2-25】経営学部準備委員会議事録（H22－01）

政治学研究科

本研究科の個性・特色は、建学の精神である「日本の将来を担う国家の柱石たるべき真知識者『国士』を養成する」ことが基本的な教育・研究の方針にある。このことは大学院学則等にも明確に定められている。また、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの「三つの方針」にも具体的に表現されており、教職員、在学生、受験生等に認識されている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-2-1】学校法人国士舘寄附行為第３条（目的）
【資料 1-2-26】大学院学則第１条（目的)、第 33 条（教育研究上の目的）
【資料 1-2-27】三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）

【資料 1-2-28】政治学研究科大学院便覧
【資料1-2-29】大学院学生募集要項（海外現地入試）（2016年度）

経済学研究科

経済学研究科の教育・研究上の目的は、大学院学則第 33 条に明確に定められている。また、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの「三つの方針」にも具体的に表記され、教職員、在学生、受験生や社会一般に認識されている。また、平成 27(2015)年度大学院便覧および大学院ホームページに個性・特色が明文化されている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-2-28】経済学研究科大学院便覧（平成 27 年度）21 頁から 22 頁
【資料 1-2-30】経済学研究科ホームページ

経営学研究科

経営学研究科の教育研究の目的は、大学院学則第 33 条に「経営理論の教育・研究を通して、経営・会計・税務業務に従事する高度の職業人を養成すること」と明確に定められている。

具体的には、学部教育の延長線上に修士課程の教育課程を位置づけて、専門的な知識の習得を目指すとともに、経営学分野では高度かつ実践的な教育を行うため、主として中小企業診断士、ファイナンシャルプランナー、証券アナリスト等の資格取得を目標の一つとして視野に入れた「経営コース」と、会計学分野では主として税理士や公認会計士等の資格取得を目指す「会計コース」を設置してきめ細かな教育を行い、幅広くビジネス分野で活躍できる有為な人材の育成に力を入れていることを明示している。加えて、博士課程ではさらに専門的な経営理論の研究によって、高度の研究能力を備えた人材の育成を目的とすることを明らかにしている。

以上の通り、大学院の個性・特色は、大学院の使命・目的及び教育目的を適切に反映し、明示されていると評価できる。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-2-26】大学院学則第 33 条（教育研究上の目的）
【資料 1-2-31】経営学研究科ホームページ
【資料 1-2-28】経営学研究科大学院便覧 39 頁

スポーツ・システム研究科

本研究科は、本学の使命･目的と一体化した大学の教育理念と合致している。本研究科の特色として、「スポーツ教育コース」と「スポーツ科学コース」の２コースを設置し、前者は、現代社会の状況を踏まえ、スポーツ事象を教育、哲学、歴史などの社会科学的理論を用い、その問題を解決し得る能力の育成、また、後者は競技力向上のためのトレーニングやコーチングを基盤として、スポーツ課題を解決し得る能力の育成とし本大学院学則第 33 条の教育研究の目的に個性・特色を明確にし、また、本学の使命・目的と合致している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-2-26】大学院学則第 1 条（目的）、第 33 条（教育研究上の目的）
【資料 1-2-9】大学ホームページ　「建学の由来と理念　教育理念」

http://www.kokushikan.ac.jp/information/about/idea.html
【資料 1-2-32】スポーツ・システム研究科ホームページ　研究科概要
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/SS/policy.html
【資料1-2-28】スポーツ・システム研究科便覧（平成27年度）
（22頁から28頁、101頁から103頁）

救急システム研究科

本研究科は本学の使命･目的と一体化した大学の教育理念と合致している。本研究科の教育・研究分野を主に病医院前の救急医療体制とし個性・特色を明確にし、また、本学の使命・目的と合致している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-2-26】大学院学則第 1 条（目的)、第 33 条（教育研究上の目的）
【資料 1-2-9】大学ホームページ　「建学の由来と理念　教育理念」
http://www.kokushikan.ac.jp/information/about/idea.html
【資料 1-2-33】救急システム研究科ホームページ　研究科概要
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/EDS/outline.html
【資料1-2-28】スポーツ・システム研究科便覧（平成27年度）
（22頁から29頁、97頁から100頁）

工学研究科

工学研究科の教育目的は、大学院学則第 33 条に明確に定められている。また「三つの方針」ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーにも具体的に表記され教職員、在学生、受験生や社会一般にも認知されている。
また、便覧、ホームページに個性・特色が明文化されている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-2-26】大学院学則第 33 条（教育研究上の目的）
【資料1-2-34】工学研究科ホームページ

法学研究科

本大学院の個性・特色は、建学の精神である「日本の将来を担う、国家の柱石たるべき真知識者『国士』を養成する」ことが基本的教育・研究の方針にある。このことは、大学院の学則に明確に定められている。また、デイプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの「三つの方針」にも具体的に表現されており、教職員、在学生、受験生等に認識されている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-2-1】学校法人国士舘寄附行為第３条（目的）
【資料 1-2-26】大学院学則第１条（目的）第 33 条（教育研究上の目的）
【資料 1-2-27】修士・博士課程の教育課程（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）
【資料 1-2-28】法学研究科大学院便覧（59～60 頁）

総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科の教育研究目的は、大学院学則第33条(教育研究上の目的)に明確に定められている。また、「三つの方針」（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・

ポリシー、　アドミッション・ポリシー）にも、具体的に表記され、教職員、在学生、受験生や社会一般に認識されている。また、便覧、ホームページに個性・特色が明文化されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-26】大学院学則第 33 条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）

【資料1-2-35】総合知的財産法学研究科ホームページ

【資料 1-2-28】総合知的財産法学研究科大学便覧 79 頁　　教育研究上の目的

人文科学研究科

本学の建学の精神と使命・目的に基づいて教育目的を設定し、人文科学専攻と教育学専攻の２専攻を設けている。歴史、文学・文化、地理・地域、教育、心理を主軸とした人文諸科学における専門的な教育・研究を通じて、高度の研究能力を開発・育成するとともに、時代の要請に応えることのできる、清新で高遠な知識・能力を有する職業人を養成するという個性・特色を明確にしている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-26】大学院学則第 1 条（目的）、第 33 条（教育研究上の目的）

【資料 1-2-28】人文科学研究科大学院便覧

【資料 1-2-9】大学ホームページ「建学の由来と理念　教育理念」

【資料1-2-37】人文科学研究科ホームページ　研究科概要

グローバルアジア研究科

グローバルアジア研究科の教育・研究目的は、大学院学則第 33 条に明確に定められている。また、「三つの方針」（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）にも具体的に表記され、教職員、在学生、受験生や社会一般に認識されている。また、便覧、ホームページに個性・特色が明文化されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-26】大学院学則第 33 条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）

【資料 1-2-38】グローバルアジア研究科ホームページ

【資料1-2-28】グローバルアジア研究科大学院便覧　9頁 23頁

【資料1-2-39】学生募集要項　平成28年度　19頁

【資料1-2-36】Guide Book 2016　82,83頁

国際交流センター

本学の使命・目的に基づき国士舘国際交流センター規程第１条で目的を定め本センターの個性と特色を明示している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-40】国士舘国際交流センター規程

【資料 1-2-41】国士舘国際交流政策会議規程

イラク古代文化研究所

本大学の使命・目的に基づき国士舘大学イラク古代文化研究所規程第１条で趣旨を、また第２条で目的を定め、さらに第３条では目的を達成するための活動を定め、附置研究所の個性・特色を明示している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-42】国士舘大学イラク古代文化研究所規程
【資料 1-2-43】大学、大学院での担当科目表（資料１）

武道・徳育研究所

使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色については、本研究所規程第２条（目的）「本研究所は、建学の精神に則り、伝統ある日本文化を継承し、日本国家の興隆と世界平和に寄与すべく「武道・徳育」の研究と実践・普及に努めることを目的とする」と規程し使命・目的を明示している。

◇エビデンス集・資料編
【資料1-2-44】国士舘大学武道・徳育研究所規程

防災・救急救助総合研究所

使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色については、研究所規程第２条（目的）「本研究所は、防災・救急救助に関連する災害医療・救助の連携、教育、地域貢献及び機器開発等に関する総合的研究を行い、もって教育研究活動の一層の進展及び学外における防災・救急救助総合研究の発展に資する」。と規定し個性・特色を明示している。

本研究所は特に防災・救急救助の総合的研究と実践普及に努め成果を研究会・講演会等で社会に提供し、社会の発展に寄与している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-2-45】国士舘大学防災・救急救助総合研究所規程

アジア・日本研究センター

国士舘大学アジア・日本研究センター規程第２条（目的）で「アジア・日本に関する総合的研究及びアジア・日本の理解増進に関する事業」を行うという特色を明示している。

また、ホームページ、パンフレット（英文・和文）、国士舘要覧でも「アジアの社会的・文化的諸現象を学術的に究明し、開かれた研究交流の場を提供するための機関」であり、「アジア地域の相互理解と平和的共生に向けた啓蒙活動や政策提言までも視野に入れる」という特色を明示している。

◇エビデンス集・資料編
【資料1-2-46】国士舘大学アジア・日本研究センター規程
【資料 1-2-47】アジア・日本研究センターホームページ
【資料 1-2-6】国士舘要覧　2015
【資料 1-2-48】アジア・日本研究センターパンフレット(和文・英文)

生涯学習センター

本学の使命・目的に基づき国士舘大学生涯学習センター規程第１条で趣旨を、また第２条で目的を定め、本センターの個性・特色を明示している。

◇エビデンス集・資料編
【資料1-2-49】国士舘大学生涯学習センター規程第１条（趣旨）同規程第２条（目的）

ウエルネス・リサーチセンター

使命・目的及び教育目的に大学の個性・特色については、本センター規程第２条（目的)「本センターは、ウエルネスに関する総合的研究及び啓発・教育に関する事業を行い、もって教育研究活動の一層の進展と我が国におけるウエルネス研究の一層の発展に資す

る」と規定し個性・特色を明示している。
◇エビデンス集・資料編
【資料 1-2-50】国士舘大学ウエルネス・リサーチセンター規程

学長課

建学の精神「国を思い、世のため、人のために尽くせる人材『国士』の養成」に則り、学則第１条（目的）及び大学院学則第１条（目的）に、「人類の福祉に貢献する有為の人材を養成する」と特色を明示している。
◇エビデンス集・資料編
【資料1-2-2】学則第１条(目的)
【資料1-2-28】大学院学則第１条(目的)

1-2-②法令への適合

政経学部

学則第１条（目的）に「建学の精神に則り、学術の中心として、広く知識を受け、深く専門の学芸を教授研究するとともに歴史と伝統をたっとび、心身を鍛錬し、誠意・勤労・見識・気魄の徳性を養い、もって道義日本を建設し人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする」と定めている。

これは、学校教育法第 83 条（目的）第１項及び同条第２項に合致している。また、大学設置基準第２条（教育研究上の目的）に則り、学則第 40 条に設置する学部の教育上の目的を定めている。

学部の名称は、大学設置基準第 40 条の４（大学等の名称）に合致している。

以上のとおり､本学の使命･目的及び教育目的が法令に適合していると自己評価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料 1-2-2】学則第１条（目的)、学則第 40 条（教育研究上の目的）
【資料1-2-4】政経学部ホームページ（学部概要―ポリシー）
【資料 1-2-51】エビデンス集（データ編）表３－２（大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況）

体育学部

学則第１条（目的）に「建学の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、歴史と伝統をたっとび心身を練磨し、誠意・勤労・見識・気魄の徳性を養い、もって道義日本を建設し、人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする」と定めている。これは学校教育法第 83 条（目的）第 1 項「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」及び同条第 2 項「大学はその目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」に合致している。また、大学設置基準第 2 条（教育研究上の目的)「大学は学部、学科又は課程ごとに人材の養成に関する目的、その他教育研究上の目的を学則等に定めるものとする」に従い、学則第 40 条に設置する学部の教育上の目的を定めている。学部の名称は大学設置基準第 40 条の 4（大学等の名称）

「大学、学部及び学科の名称は、大学等として適切であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする」に合致している。社会に貢献できる人材を育成する」と規定されている。

以上のことから、本学の使命・目的及び教育目的が法令に適合していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】学則第１条（目的）、学則第 40 条（教育研究上の目的）
別表第２ 48、49 頁

【資料 1-2-5】体育学部ホームページ
https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/objective.html

【資料 1-2-7】体育学部便覧（平成 27 年度） 4、5、20、36、48、60 頁

理工学部

学則第１条（目的）に「国士舘大学は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、歴史と伝統をたっとび、心身を練磨し、誠意・勤労・見識・気魄の特性を養い、もって道義日本を建設し人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする」と定めている。それは、学校教育法第 83 条（目的）第１項「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」及び、同条第２項「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」に合致している。また、大学設置基準第２条(教育研究上の目的)「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする 」に従い、学則 40 条（教育研究上の目的）に設置する学部の教育上の目的を定めている。学部の名称は、大学設置基準第 40 条の４（大学等の名称）「大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする」に合致している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】学則 第１条（目的）、第 40 条（教育研究上の目的）

【資料 1-2-10】理工学部ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/se.html

【資料 1-2-51】エビデンス集（データ編）表３－２（大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況）

法学部

学則第１条（目的）に「国士舘大学は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、歴史と伝統をたっとび、心身を練磨し、誠意・勤労・見識・気魄の特性を養い、もって道義日本を建設し人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする」と定めている。それは、学校教育法第83条（目的）第１項「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応

用的能力を展開させることを目的とする」及び、同条第２項「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」に合致している。また、大学設置基準第２条(教育研究上の目的)「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする 」に従い、学則40条（教育研究上の目的）に設置する学部の教育上の目的を定めている。学部の名称は、大学設置基準第40条の４（大学等の名称）「大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする」に合致している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】学則　第 1 条（目的)、第 40 条（教育研究上の目的）

【資料1-2-15】法学部ホームページ

【資料1-2-51】エビデンス集（データ編）表３－２（大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況）

文学部

学部の設置は，学則第 1 条及び同 40 条に明記されているが，これは学校教育法第 83 条及び大学設置基準第 2 条に則り，設置されているものである.

学校教育法第 83 条第１項「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」及び第２項「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」に基づき、本学は学則第 1 条に「国士舘大学は､教育基本法及び学校教育法にしたがい､建学の精神に則り､学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、歴史と伝統をたっとび、心身を錬磨し、誠意・勤労・見識・気魄の特性を養い、もって道義日本を建設し人類の福祉に貢献する有為の人材を育成することを目的とする」と定めている。

この考え方に導かれて、文学部では「文学部の理念と目的は『人文科学を中心に深遠な学術を教授研究し、豊かな教養と高潔な人格を養い、文化の創造力をつけ、社会福祉の増進や国際社会の進展に寄与できる人材を養成する』ことにある。これは単に専門的な知識や技術の伝達にとどまることなく、リベラル・アーツの伝統を踏まえて『心の教育』と『人間形成』を根幹として『人を育成する』ものであり、その理念・目的を達成するために学部内に『教育学科』『史学地理学科』『文学科』の３学科を置き『教育学科』には教育学専攻、倫理学専攻、初等教育専攻の三専攻を、『史学地理学科』には考古・日本史学専攻、東洋史学専攻、地理・環境専攻の三専攻を、『文学科』には中国語・中国文学専攻、日本文学・文化専攻の二専攻を置いている。専攻・学科間でそれぞれ有機的・発展的に広く基礎を学び、深く専門領域を深め、現代社会に寄与すべく徳と叡智を涵養すべく、綿密なカリキュラムを編成している」という教育研究上の目的を規定している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】学則第 1 条（目的)、第 40 条（教育研究上の目的・授業科目）

【資料 1-2-52】文学部ホームページ

http://tb2008.kokushikan.ac.jp/information/disclose/010600_0043.html#anc07

21世紀アジア学部

学則第１条（目的）に「建学の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに歴史と伝統をたっとび、心身を練磨し、誠意、勤労、見識、気魄の徳性を養い、もって道義日本を建設し、人類の福祉に貢献する優位の人材を養成することを目的とする」と定めている。

これは学校教育法第 83 条（目的）第１項「大学は学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」及び同条第２項「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」に合致している。

また、大学設置基準第２条（教育研究上の目的）「大学は学部、学科又は課程ごとに人材の養成に関する目的､その他教育研究上の目的を学則等に定めるものとする」に従い、学則第 40 条に設置する学部の教育上の目的を定めている。

学部の名称は、大学設置基準第 40 条の４（大学等の名称）「大学・学部及び学科の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする」に合致している。

以上のことから、本学の使命・目的及び本学部の教育研究上の目的が法令に適合していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】学則第 1 条（目的）、第 40 条（教育研究上の目的）

【資料 1-2-6】国士舘要覧　2015

【資料 1-2-20】21 世紀アジア学部ホームページ

【資料 1-2-21】（21 世紀アジア学部）サバイバルガイド（学生便覧）8、9 頁

【資料 1-2-51】エビデンス集（データ編）表３－２（大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況）

経営学部

経営学部では、学則第１条（目的）の「建学の精神」に基づき学部展開をしている。これは、学校教育法第 83 条（目的）の第１項の目的を充たし、同条第２項の社会の発展に寄与していると自己評価する。

また、大学設置基準第２条（教育研究上の目的）は、学則第 40 条（教育研究上の目的・授業科目）に教育研究上の目的を定めている。学部の名称は、大学設置基準第 40 条の４（大学等の名称）のとおり学部・学科の名称において経営学部・経営学科であるため、教育研究上の目的にふさわしい名称である。

以上のことから、法令に適合していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】学則第 1 条（目的）、第 40 条（教育研究上の目的）

【資料 1-2-22】経営学部便覧（平成 27 年度）
「理念と目標」から「学部概要（ポリシー）」

【資料 1-2-23】経営学部リーフレット

【資料 1-2-51】エビデンス集（データ編）表３－２（大学の運営及び質保証に関する法

令等の遵守状況）

政治学研究科

大学院学則第１条（目的）に「本大学院は、建学精神に則り、大学学部の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする」と定めている。これは、学校教育法第 83 条（目的）第１項「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」、及び同条第２項「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」に合致している。また、大学設置基準第２条（教育研究上の目的）「大学は学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする」に従い、大学院学則第 33 条に設置する大学院の教育上の目的を定めている。

大学院の名称は、大学院設置基準第40条の４（大学等の名称）「大学、学部及び学科の名称は、大学等として適当であるとともに当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする」に合致している。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-2-26】大学院学則第１条（目的）、第33条（教育研究上の目的）

経済学研究科

大学院学則第１条(目的)に、「学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする」と規定している。これは、学校教育法第 83 条(目的)第１項「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」に合致している。また、大学設置基準第 2 条(教育研究上の目的)に従い、大学院学則第 33 条に設置する大学院の教育上の目的を定めている。

大学院の名称は、大学設置基準第 40 条の 4(大学院の名称)に合致している。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-2-26】大学院学則第１条（目的）、第33条（教育研究上の目的）

【資料1-2-28】経済学研究科大学院便覧（平成27年度）　21頁から22頁

【資料1-2-30】経済学研究科ホームページ

【資料1-2-53】経済学研究科運営に関する内規等

経営学研究科

大学院学則第１条（目的）に、「教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする」と定めている。これは、大学教育法第 99 条（目的）第１項の「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」に合致している。

また、大学院設置基準第 1 条の二（教育研究上の目的）の「大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする」に従い、大学院学則第 33 条に教育上の目的を定めている。

研究科の名称は、大学院設置基準第 22 条の四（研究科等の名称）の「研究科及び専攻の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする」に合致している。

以上のことから、本研究科の使命・目的及び教育目的が、法令に適合していると評価できる。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-2-26】大学院学則第１条（目的）、第33条（教育研究上の目的）

【資料 1-2-31】経営学研究科ホームページ

スポーツ・システム研究科

大学院学則第１条（目的）に「国士舘大学大学院（ 以下「本大学院」という。） は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする」と定めている。これは、学校教育法第 99 条（目的）の定めに合致している。また、本大学院の教育研究の目的は、大学院設置基準第 1 条の２（教育研究上の目的）「大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする」に従い大学院学則第 33 条に定めており、法令に適合している。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-2-26】大学院学則第１条（目的）、第33条（教育研究上の目的）

救急システム研究科

大学院学則第１条（目的）に「国士舘大学大学院（ 以下「本大学院」という。） は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする」と定めている。これは、学校教育法第 99 条（目的）の定めに合致している。また、本大学院の教育研究の目的は、大学院設置基準第 1 条の２（教育研究上の目的）「大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする」に従い大学院学則第 33 条に定めており、法令に適合している。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-2-26】大学院学則第１条（目的）、第33条（教育研究上の目的）

工学研究科

大学院学則第１条（目的）に「本大学院は建学精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする」と定められている。

これは、学校教育法第 83 条（目的）第 1 項「大学は学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」及び同条第 2 項「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより社会の発展に寄与するものとする」に合致している。また、大学設置基準法第 2 条（教育研究上の目的）「大学は、学部、学科又は教育研究上の目的を学則等に定めるものとする」に従い大学院学則 33 条に設置する大学院の教育上の目的を定めている。

大学院の名称は大学院設置基準法第 40 条の 4（大学等の名称）「大学・学部及び学科の名称は、大学等の教育研究上の目的に相応しいものとする」に合致している。

以上のことから、本研究科の使命・目的及び教育研究上の目的が法令に適合していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-2-26】大学院学則第１条（目的）、第33条（教育研究上の目的）

法学研究科

大学院学則第 1 条（目的）に、「 本大学院は、建学の精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする」と定めている。これは、学校教育法第 83 条（目的）第１項「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」及び同条２項「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」に合致している。また、大学設置基準第２条（教育研究上の目的）「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする」に従い、大学院学則第 33 条に設置する大学院の教育上の目的を定めている。大学院の名称は、大学院設置基準第 40 条の４（大学等の名称）「大学、学部及び学科の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする」に合致している。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-2-26】大学院学則第１条（目的）

総合知的財産法学研究科

国士舘大学大学院規則第1条（目的）は、「本大学院は、建学の精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め研究又は専門職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする」と定めている。

これは学校教育法第83条（目的）第１項「大学は、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的・道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」及び同上2項「大学はその目的を実現するための教育研究を行いその成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」に合致している。

また、大学設置基準第２条（教育研究上の目的）「大学は、学部、学科又は課程ごと

に、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする」にしたがい、国士舘大学大学院規則第33条に設置する大学院の教育研究上の目的を定めている。

大学院の名称は、大学院設置基準第40条の4（大学等の名称）「大学・学部及び学科の名称は、大学などとして適当であるとともに、当該大学等の教育研究目的上の目的にふさわしいものとする」に合致している。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-2-26】大学院学則第１条（目的）、第33条（教育研究上の目的）

【資料1-2-35】総合知的財産法学研究科ホームページ

【資料 1-2-28】総合知的財産法学研究科大学院便覧 79 頁　教育研究上の目的

人文科学研究科

大学院学則第１条（目的）に、「国士舘大学大学院（以下『本大学院』という）は、教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学の精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする」と定めている。これは、学校教育法第 99 条（目的）の定めに合致している。また、本研究科の教育研究の目的は、大学院設置基準第１条の２（教育研究上の目的）「大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする」に従い大学院学則第 33 条を定めており、法令に適合している。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-2-26】大学院学則第１条（目的）、第33条（教育研究上の目的）

グローバルアジア研究科

大学院学則第１条（目的）に「本大学院は、建学精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする」と定めている。

これは、学校教育法第 83 条（目的）第１項「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」及び同条第２項「大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」に合致している。また、大学設置基準第２条（教育研究上の目的）「大学は、学部、学科又は課程ごとに人材の養成に関する目的、その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする」とともに、大学院学則第 33 条に設置する大学院の教育上の目的を定めている。

大学院の名称は、大学院設置基準第 40 条の４（大学等の名称）「大学・学部及び学科の名称は、大学等として適当であるとともに、該当大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする」に合致している。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-2-26】大学院学則第１条（目的）、第33条（教育研究上の目的）

国際交流センター

学校教育法第 83 条（目的）に基づき、学則の第 1 条（目的）を達成するために、第 37 条の２に本センターの設置を定めている。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-2-2】学則（第37条の２）

イラク古代文化研究所

学校教育法第 83 条に基づく本学学則第１条（目的）を達成するために第 39 条に本附置研究所の設置を定めているため、法令へ適合している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】学則第１条（目的）

【資料 1-2-42】国士舘大学イラク古代文化研究所規程

武道・徳育研究所

学校教育法第 83 条に基づき学則の第 1 条に教育目的及び第 39 条に附置研究所の設置を定めている。本研究所は特に武道・徳育分野の研究と実践普及に努め成果を研究会・講演会等で社会に提供し社会の発展に寄与している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】学則第１条（目的）

防災・救急救助総合研究所

学校教育法第 83 条（目的）に基づき、学則の第１条に教育目的及び第 39 条に附置研究所の設置を定めている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】学則第１条（目的）

アジア・日本研究センター

学校教育法第 83 条（目的）に基づく本学の学則第１条(目的)の教育目的を達成するために第 39 条の３（アジア・日本研究センター）に本センターの設置を定めている。

以上により、当センターの目的が法令に適合していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】学則第１条（目的）

【資料 1-2-46】国士舘大学アジア・日本研究センター規程

【資料 1-2-51】データ編 表３―２（大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況）

生涯学習センター

学校教育法第83条（目的）に基づき、本学学則第１条（目的）の教育目標を達成するため第38条の４に本センターの設置を定めている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】学則第１条（目的）、第 38 条の４（生涯学習センター）

【資料1-2-49】国士舘大学生涯学習センター規程

ウエルネス・リサーチセンター

学校教育法第 83 条に基づき、本学学則第１条（目的）の教育目的を達成するために第 39 条の５に本センターの設置を定めている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】学則第１条（目的）
【資料 1-2-50】国士舘大学ウエルネス・リサーチセンター規程

学長課

学則第１条（目的）及び大学院学則第１条（目的）に、教育基本法及び学校教育法にしたがうことを明記し、教育目的は、大学の持つ個性・特色及び具体的に目指す方向性を記載している。各学部、各研究科においても、人材育成の目的を明示し法令等に適合している。

また、使命・目的及び教育目的は、学則に記載され、大学のホームページでも公表し、大学の個性・特色を反映し、明示している。

◇エビデンス集・資料編
【資料1-2-2】学則第１条(目的)
【資料1-2-26】大学院学則第１条(目的)

1-2-③変化への対応

政経学部

政経学部では、従来、学生の個性と自主性・実践性を尊重するという理念の基に教育を行ってきた。経済のグローバル化が急速に進展するにつれ、国際化・情報化に対応した実践的教育が強く求められる時代へと変貌を遂げていくなかで、政経学部の掲げてきた「使命・目的及び教育目的」が異彩を放っている。たとえば、週刊東洋経済（平成 27（2015）年 5 月 27 日号）が報じた「本当に強い大学」の「10 年で難易度が大きく上昇した大学」欄で、国士舘大学政経学部が第 11 位であり、受験生にとって非常に魅力的な学部となっていたことや、日本経済新聞（平成 26（2014）年 6 月 16 日付け朝刊）が報じた「人事が選ぶ大学ランキング」で国士舘大学が第 20 位であったことはその証左である。

また、使命・目的及び教育目的等の見直しに関しては、政経学部では執行部を中心に検討を行っており、現時点では教育目的の内容そのものは改訂していないが、社会情勢の変化に応じて、判定基準を明確にしたアドミッション・ポリシーに変更するよう手続きを進めている。

したがって、「使命・目的及び教育目的」については時代のニーズに応え、社会的評価が得られたことは変化への対応は既に出来ていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-2-54】10 年間で難易度が大きく上昇した大学
週刊東洋経済臨時増刊　「本当に強い大学 2015」
（平成 27（2015）年 5 月 27 日号)51 頁
【資料 1-2-55】「人事が選ぶ大学ランキング」日本経済新聞
（平成 26（2014）年 6 月 16 日付け朝刊）

体育学部

体育学部は昭和 33（1958）年に国士舘大学設置と同時に開設され、体育指導者をはじめ、オリンピックや国際大会、プロで活躍する優れた人材を多く輩出してきた。現在国

家の存亡にも関わる高齢化社会の進行や高まる健康志向を背景にスポーツの果たす役割はますます大きくなってきている。この社会のニーズに応えるべく平成 12（2000）年には武道学科とスポーツ医科学科の 2 学科を新設した。武道学科では心の荒廃を深める現代に真の武道精神を持つ指導者を、スポーツ医科学科では高度な救急医療技術を持つ人材の育成を目指すなど、教育目的の見直しを適宜行ってきた。平成 20（2008）年には小学校教育における学力・体力低下やいじめ等の学校内諸問題に対する対応能力の高い体育・スポーツ活動に造詣の深い小学校教育者の育成を目指しこどもスポーツ教育学科を新設し、平成 26（2014）年度には健康な高齢化社会の達成に貢献できるよう米国 NSCA（National Strength and Conditioning Association）認定校となりスポーツトレーナーコースでは CSCS(認定ストレングス＆コンディショニングスペシャリスト)および NSCA-CPT:NSCA Certified Personal Trainer（NSCA 認定パーソナルトレーナー）受験資格が得られるようにした。

このような社会情勢の変化に対応するため大学の使命・目的に基づく教育研究上の目的を平成 19（2007）年４月１日に施行の「大学院設置基準」一部改正第１条の２（教育研究上の目的）及び平成 20（2008）年４月１日施行の「大学設置基準」一部改正第２条の２（教育研究上の目的の公表等）に伴い、本学では、平成 20（2008）年３月 29 日に学則第 40 条を改正し「教育研究上の目的」及び養成する人材像を改訂した。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】学則第 40 条第 1 項（教育研究上の目的・授業科目）10、48、49 頁

【資料 1-2-56】大学ホームページ

https://www.kokushikan.ac.jp/admission/news/details_05643.html

【資料 1-2-7】体育学部便覧（平成 27 年度）　4、5、20、36、48、60 頁

【資料1-2-57】NSCAジャパン ホームページ NSCAジャパン認定校

https://www.nsca-japan.or.jp/03_educate/erp.html

理工学部

創立以来、建学の精神に基づいて教育の目的を学則第 1 条（目的）に規定しており、平成 19（2007）年に学校教育法の改正に伴い学則第 1 条の２（自己点検・評価）を新設した。また、平成 20（2008）年には大学設置基準の改正があり、それを受けて学則第 40 条（教育研究上の目的）に本学部の教育研究上の目的を設けた。

技術革新が急速に進む中、社会の要請に応えるため、工学部創設から 50 周年を契機として共通の教育研究目標を定めた。「理工学部将来計画委員会」において本学部の中長期的な構想を審議・検討し、社会情勢の変化に対応するため「都市ランドスケープ学系」を「まちづくり学系」に名称変更することが教授会で承認された。また、地域産業に密着した研究、外部資金の獲得を目指し本学部内に設置されている理工学研究所の規程を一部改正し、副所長を置くことができることとした。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】学則第 1 条（目的）

【資料 1-2-2】学則第 40 条（教育研究上の目的・授業科目）

【資料 1-2-10】理工学部ホームページ

http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/se.html

【資料 1-2-11】理工学部 ACADEMIC GUIDE 2015　2 頁
【資料 1-2-58】理工学部教授会議事録
（平成 24 年 12 月 21 日　平成 24 年度第 9 回教授会議事録（学系名称変更）
【資料 1-2-59】理工学部教授会議事録（平成 25 年 11 月 29 日　平成 25 年度第 8 回教授会議事録（審議事項 4.5　理工学研究所規程の一部変更）
【資料 1-2-60】理工学研究所規程（第 4 条、第 7 条）

法学部

法学部は、昭和41(1966) 年開設以来、法律学科1学科体制であったが、平成13(2001) 年より、時代の要請に応えるため現代ビジネス法学科を新設し、２学科体制となった。これにより、国際化・情報化・少子高齢化という社会の変化の中で法律学が直面する問題に幅広く対応することが可能になった。具体的には、国際民事訴訟や国際商事仲裁・知的財産権の保護・社会保障等の法的問題についてである。

◇エビデンス集・資料編
【資料1-2-2】学則40条（教育研究上の目的）
【資料1-2-15】法学部ホームページ
【資料1-2-14】法学部便覧(平成27年度) 7 頁、62頁、102頁

文学部

現在は知識基盤社会であると言われる。そしてこの知識基盤社会は、社会構造の変化や人々の生活構造の変化をも急激な速度をもって進展させている。このような状況下にあって、文学部も、学部の伝統として継承発展させてきたことがらに加えて、次代を担う人材の育成を行うべく、現在、入試制度改革、文学部改革に取り組んでいるところである。

具体的には、これまでの専攻中心の運営から、入試制度や学部の組織を学科体制に重点を移行しようとしているところである。これに伴い、今後、学科理念の再検討等、見直しが進むものと考えている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-2-61】文学部入学試験基本方針（平成 29 年度）
【資料 1-2-62】文学部臨時教授会（平成 27 年度）（平成 28 年 2 月 29 日開催）議事録

21世紀アジア学部

本学部は、アジアの多様性と共通性を深く理解し、アジアと世界につながるコミュニケーション能力を持ち、広くアジアや世界を視野に入れて活躍する人材の育成を行っている。アジアは現在もダイナミックな変動を続けており、こうした状況の変化や社会的ニーズの高まりに対応するためにカリキュラムの見直しを随時行ってきた。学生も海外語学研修、海外留学、インターンシップ、ボランティア活動などの体験をとおして、アジアの変動を肌で感じとっている。

以上のことから、本学部は時代の変化を的確に把握し、必要があれば教育研究上の目的などを見直すことのできる態勢にあると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-2-2】学則第 40 条（教育研究上の目的）
【資料 1-2-21】（21 世紀アジア学部）サバイバルガイト（学生便覧）8、9 頁

【資料1-2-20】21世紀アジア学部ホームページ

経営学部

本学は、これまで、他大学のような「経営学部」や「商学部」等の経営学分野に特化した専門学部が存在せず、政経学部内の一学科として経営学科が存在していたが、社会及び時代のニーズと変化に対応するため平成 23（2011）年度に政経学部経営学科から経営学部へと分離独立を果たし、平成 26(2014)年度には完成年度を迎えることができた。

以上のとおり、時代の変化に適切に対応していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】学則第 40 条、別表第 7

【資料 1-2-23】経営学部リーフレット

政治学研究科

本研究科は、グローバル化時代を迎えた現代世界の多様なニーズに応えるべく、教育研究上の目的のなかに「各実務方面でのリーダーとなる人材の育成」という文言を加えるとともに、カリキュラムの改訂を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】大学院学則第 1 条（目的)、第 33 条（教育研究上の目的）

【資料1-2-28】政治学研究科大学院便覧

経済学研究科

近年、教職免許の取得のため、経済学研究科への入学を希望する学生が現れた。本研究科のカリキュラムや教員構成は文部科学省の大学院設置基準を満たすものであり、何ら問題はないが、教育・研究上の目的が近年の変化を反映しておらず、その対応が不十分であると認識している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-28】経済学研究科大学院便覧（平成 27 年度）(21 頁から 22 頁)

【資料 1-2-30】経済学研究科ホームページ

経営学研究科

近年、ヒト、モノ、カネ、情報といった経営資源がグローバルに展開する時代となっているため、経営学研究科では、こうした時代を生き抜くための幅広い視野や教養を備え、柔軟で豊かな発想力を持って、新しいビジネスや組織をダイナミックに構想できる人材の育成を指向している。

本研究科で学ぶ学生は、実社会での職業経験を持ちリフレッシュ教育のために大学へ戻ってきた社会人や、アジア諸国からの留学生も在籍している。

これらのことを踏まえ、経営学研究における近年の動向、志願者の志向や志望動機、他大学院の状況などについて、経営学研究科委員会において適宜、情報提供や情報共有を行い、適切な対応が図れるような体制が整っている。

以上のことから、本研究科は、時代の変化に適切に対応しているものと評価できる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-31】経営学研究科ホームページ

【資料 1-2-28】経営学研究科大学院便覧

スポーツ・システム研究科

本研究科は、競技スポーツから生涯スポーツについてなどの多種多様なスポーツ事象を研究対象とし、アジア諸国をはじめ、世界各国・地域が抱えるスポーツに関する諸問題をシステム的に社会情勢の変化に応えるため、平成 13 (2001) 年度に大学院スポーツ・システム研究科を設置した。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】大学院学則第 1 条（目的)、第 33 条（教育研究上の目的）

【資料 1-2-32】スポーツ・システム研究科ホームページ　教育研究上の目的・方針

http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/SS/policy.html

救急システム研究科

救急救命システム専攻 と 救急救命システム専攻（１年コース）を設け、医師、看護師や救急救命士といった病院前救急医療に関与する国家資格有資格者への高度な教育と研究を行うことを主眼とし、日々変化する病院前医療に対応するため、平成22（2010）年度に大学院救急システム研究科を設置した。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】大学院学則第 1 条（目的)、第 33 条（教育研究上の目的）

【資料 1-2-33】救急システム研究科ホームページ　研究科概要

http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/EDS/outline.html

工学研究科

時代の要請に応えるため､高度専門技術者と創造性豊かな研究者の養成を目的とする。このことから、本研究科が時代の変化に適切に対応しているものと自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】大学院学則第 33 条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）

【資料 1-2-34】工学研究科ホームページ

法学研究科

社会経済環境の複雑化・情報化・国際化にともなって、特殊で複雑な法律関係が提起される機会が増加している。平成 25（2013）年 4 月からは、新たに３コース制（(基幹法コース、税法・ビジネス法コース、スポーツ法コース）が設置された。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】大学院学則、第 33 条（教育研究上の目的）

【資料 1-2-28】法学研究科大学院便覧

総合知的財産法学研究科

時代の要請に応えるため、知的財産法を法的に支えることができる高度な職業的知的財産の創造、保護、活用できる人材を法律ベースにて育成する。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-2-35】総合知的財産法学研究科ホームページ

【資料 1-2-28】総合知的財産法学研究科大学院便覧 81 頁　　設置趣旨　人材養成

人文科学研究科

本研究科は、人文諸科学における専門的な研究・教育を通じて、高度の研究能力を開発・育成するとともに、時代の要請に応えることのできる、清新で高遠な知識・能力を

有する職業人を養成することを目的とすることを教育研究上の目的に明示し、そのためのカリキュラムを用意している。また、専修免許、リカレント教育や生涯学習の希望をもつ社会人を積極的に受け入れる方針を入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）に明示している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-2】大学院学則、第 33 条（教育研究上の目的）

【資料 1-2-28】人文科学研究科大学院便覧

【資料1-2-63】人文科学研究科ホームページ　教育研究上の目的・方針

国際交流センター

国士舘国際交流センター規程第 1 条（目的）第２項に基づき年 11 回の国際交流委員会を開催し、グローバル化に対する取り組みを実施している。また、全体の政策に係わるものは国際交流政策会議において基本方針を策定している。

取り組みの実施例としては、グローバル化する社会ニーズを反映し、学内において多文化理解を深めるため、外国人留学生と日本人学生の交流を推進する言語交換プログラムを春・秋の２回実施した。

また、語学修得レベルの向上を目的として語学向上プログラムを実施した。

学生のニーズに応えるため英語の語学研修としてアメリカのセントジョーンズ大学を追加し実施した。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-40】国士舘国際交流センター規程

【資料 1-2-41】国際交流政策会議規程

【資料 1-2-64】国際交流委員会及び留学生支援委員会日程表（平成 27 年度）

【資料 1-2-65】言語交換アンケート集計結果（平成 27 年度）（第 1 回・第２回）

【資料 1-2-66】語学向上プログラム実施の結果に関する報告書

【資料 1-2-67】第５回留学生支援委員会議題

【資料1-2-68】海外留学ガイドブック2015

イラク古代文化研究所

多様な学問の継承・発展、新たな知識の創造、高度情報化、グローバル化、地域・社会への還元など大学を取り巻く環境の変化や多様化する社会的な課題に応えるため、以下のような事業を実施した。

①学園祭における調査研究活動の発表

②世田谷キャンパス地域交流文化センター２階イラク古代文化研究所展示室における企画展

③他機関企画の共同事業

④研究成果の刊行

⑤関係書物の収集

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-69】企画展 イラク西南砂漠（シリア砂漠）
タール･ジャマル遺跡の旧石器資料展

【資料 1-2-70】公開シンポジウム 天空の古代都市「マチュピチュ遺跡」を護れ

－日本・ペルー国際共同研究の成果－　（資料１）

【資料 1-2-71】『ラーフィダーン』　（資料２）

http://www.kokushikan.ac.jp/research/ICSAI/publication/index.html

【資料 1-2-72】文化遺産学研究

http://homepage.kokushikan.ac.jp/kch/study/study.htm

【資料 1-2-73】平成 27 年度イラク古代文化研究所所員会開催について　（資料５）

【資料1-2-74】イラク古代文化研究所所員会議事録　（資料６）

武道・徳育研究所

中学校の保健体育の授業で「武道」の必修化に伴い、社会のニーズに応えるため特に教育現場に対応した講演会等を実施した。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-75】中学校の武道必修化を契機とした

インクルーシブ教育の実現に向けて　2012

【資料 1-2-76】「中学校における武道授業の現状について」

-柔道・剣道・空手道の立場から-　2013

【資料1-2-77】杖道体験セミナー　神道夢想流杖術の視点から　2014

防災・救急救助総合研究所

近年発生するとされている首都圏直下型地震をはじめ、世界的規模で発生している自然災害に備え地域と連携した防災訓練、学校現場における防災教育を行うとともに、スポーツイベントにおける救護活動等を実践した。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-2-78】エビデンス集（データ編）表A―15（大学が地域社会や企業等で共同に行っている活動（前年度実績））

生涯学習センター

学生のニーズを取り入れた資格講座を2014年度には各種専門学校と調整し33講座を企画した。ガイダンスには14日間で431人が参加した。19講座を実施し433人が受講し145人が各種資格を取得した。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-2-79】生涯学習センター運営委員会議事録（平成26年4月・平成27年3月）

【資料1-2-80】資格講座ガイダンス実施報告（平成26年度）

【資料1-2-81】資格講座受講者数・合格者一覧（平成26年度）

ウエルネス・リサーチセンター

本センターの目的を達成するために運営委員会において、時代や社会ニーズに対応した研究計画の策定し実施している。

高齢化社会が進む中、地域の高齢者を対象にエイジングコントロール（健康維持・老化防止）等の方策として、ＩＣＴ利活用による健康維持、増進を指導するほか、健康づくりを目的とした、各種トレーニング指導を実施した。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-50】国士舘大学ウエルネス・リサーチセンター規程

【資料 1-2-82】健康づくりクラブ「健寿の駅」

学長課

社会情勢の変化に対応し、明確かつ具体的に目標を示す必要があるため、平成22(2010)年に策定した三つの方針についての見直しを「三つの方針に基づいた改革案の策定について」（平成26(2014)年7月29日）において、教育研究上の目的・三つの方針策定参考資料(学長室作成)や、これまで行われた第4回ＦＤ(Faculty　Development)シンポジウム資料を基に、作成するよう依頼した。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-2-83】三つの方針に基づいた改革案の策定について（依頼）
【資料 1-2-84】教育研究上の目的・三つの方針策定参考資料
【資料 1-2-85】国士舘大学の三つの方針
【資料 1-2-86】第 4 回ＦＤ(Faculty　Development)シンポジウム資料

(3) 1－2 の改善・向上方策（将来計画）

政経学部

各学科の目的の下には、それぞれコースが設置されているが、このコース制の強化・見直しにあわせて学科の個性・特色の明示についても改めて検討していく。

体育学部

平成 27（20105）年度に引き続き社会の変化、大学への要望を迅速に対応しカリキュラムに反映させる。

理工学部

社会情勢の変化を反映し、使命・目的及び教育目的の内容について、適宜見直していく。

法学部

従来の座学中心の学修に加えて、司法・刑事法・行政機関等見学による体験型学習やキャリア教育も充実させていく予定である。

文学部

前述の通り、現在、文学部では、従来の専攻中心の運営から、学科中心の運営へと体制を大きく変化させようとしている。今後は、より多くの学生のニーズに見合うカリキュラムやその履修大制の構築、入試制度の検討等、短期的な目標として検討を始めている。そしてその都度、文学部設置理念を丁寧に確認し、必要に応じて見直しを行うことが必要であると考えている。

21世紀アジア学部

学部開設から 14 年が経過したが、その間、アジア情勢は刻々と変化を遂げており、本学部でも留学生が減少する一方で留学を希望する学生は増加するなど学生の動向に変化が見られる。こうした状況の変化に対応できるよう、カリキュラムの見直しや留学環境の整備などを絶えず行っていく。

経営学部

経営学部における教育の特色のひとつとして、本学設立時の経済的支援者であった渋沢栄一の『論語と算盤』を「フレッシュマンゼミナール」の授業で熟読させて「道徳経

済合一説」について議論させている。学生各々が確固たる倫理観、人生観、職業観を有することは職業人として社会に有意な人材を育成する上で欠くべからざることであり、その教育効果について継続して検証していく。

政治学研究科

使命・目的は、今後も社会情勢と入学希望者のニーズの動向に即応しながら、研究科全体で検討する。

経済学研究科

経済学研究科の教育・研究上の目的は、「現代社会の様々な変化に適応でき､幅広くビジネス分野で活躍する人材の育成をすること」である。

租税法などにかかわる科目を専修科目にすれば､税理士資格試験の一部が免除される。本研究科は、この制度の活用を希望する方々に勉学の場を提供し、税理士界で活躍する人材を輩出している。この点で、本研究科は一定の社会的役割を果たしてきたと自負している。

他方、近年では、教職免許を取得するため、本研究科への入学を希望する学生もいるが、本研究科の教育・研究上の目的は、当該学生の育成について言及していない。本研究科が教職免許を取得する学生にも対応していることを示すため、３年以内に条文の改正を行う予定である。

経営学研究科

現在までの方策を踏襲し、現状を鑑み、将来の環境変化に備えた方策を今後検討していく。

具体的には、大学院案内、大学院便覧、募集要項などを確定する年度初めの経営学研究科委員会において､各委員から意見を聴取し､問題点･課題などが提示された場合は、改善の方向性を検討していく。

スポーツ・システム研究科

今後も建学の精神を踏まえ､継続して本研究科の個性･特色を反映し､明示していく。また、法令の改正・社会環境等の変化にも適正かつ柔軟に対応していく。

救急システム研究科

今後も建学の精神を踏まえ､継続して本研究科の個性･特色を反映し､明示していく。また、法令の改正・社会環境等の変化にも適正かつ柔軟に対応していく。

法学研究科

本学の建学の精神・基本理念に基づいて、複雑な法律関係に対応できる人材育成に努める一方、その使命・目的が適正になされるように、委員会を設置して検討する。そのためには、各教員が海外にも研究活動の幅が広げられるようにする。さらに、海外の研究者を招聘することによって講演会・研究会等を開催できるように努める。

総合知的財産法学研究科

時代の要請は、300 億円以上の巨額の賠償請求となった営業秘密侵害事案の多発や産業遺産登録等の文化主導産業の発展、漫画・アニメ等のインターネット動画像社会の到来、和食のユネスコ無形文化遺産登録を契機とする世界的な日本食ブームの到来等により外国人の来日人数が３年連続で過去最高を更新し平成 15（2003）年は 1973 万 7400 人の過去最高となり、知的財産周辺産業が支える裾野が広がり注目され、重要視されてい

る環境変化が生じている。植物由来の軽量新素材のセルロース・ナノ・ファイバー(CNF)、IoT とＡＩ,Robot 等を組み合わせた新技術が第四次産業革命を起そうとしているビジネス新時代に対応した使命、目的、教育目的の改訂・改善・向上の方策を柔軟に計画してゆきたい。

人文科学研究科

この間検討を進めてきた、専修免許取得支援のより積極的な位置づけ、現職教員の受け入れ等を推進するため、使命・目的及び教育・研究目的の再検討を進め、カリキュラム改訂を平成 29（2017）年度から実施するため具体化作業を進める。

また、教員養成制度の変化と学生のニーズの変化に対応するため、上記と同様に作業を進める。まずは、幹事会で検討した上で、人文科学研究科委員会において地理歴史科専修免許に関わる教科の指導法に準ずる科目の新規設置と、その担当者の採用を大学に要請する事について確認した。平成 28（2016）年度に学則改正を行い、平成 29（2017）年度から実施の予定である。

グローバルアジア研究科

グローバルアジア研究科の個性・特色は、３学内機関を基盤とし、３分野の連携融合を可能にしている事である。さらに、学部との連携で、様々な入試制度を設けていること、サテライトキャンパスによる授業などが挙げられる。またその個性・特色を反映し、使命・目的を具体的に示すために「三つの方針」が表記されている。

これらの個性・特色はホームページ、便覧等にも明示されている。

またグローバルアジア研究科の使命・目的及び教育目的の内容は大学院学則、学校教育法、大学院設置基準などの法令へも適合している。

当面、基本的な使命・目的の変更は予定していないが、時代の変化に対応するため、その個性・特色を生かしつつ、入試制度の検討、カリキュラムの検討、サテライトキャンパスの利用の検討などを「３ポリシー」に基づき推進していく。

国際交流センター

本学の個性・特色を踏まえ、法令の改正・社会環境等の変化に柔軟に対応していく。

武道・徳育研究所

建学の精神・大学の使命・目的、教育目的及び個性・特色を踏まえ、本研究所の目的、個性・特色を継続的に明示していく。

法令の改正や社会環境等の変化にも適正かつ柔軟に対応する。

防災・救急救助総合研究所

今後も見学の精神、大学の使命・目的及び教育目的に、本学の個性・特色を踏まえ、本研究所の個性・特色を反映し、明示していく。また、法令の改正・社会環境等の変化にも適正かつ柔軟に対応していく。

アジア・日本研究センター

社会情勢などの変化を踏まえて、本センターの使命・目的の適切性について本センター運営委員会で毎年確認していく。

生涯学習センター

今後も、建学の精神、大学の使命を踏まえ、本センターの目的に大学の個性・特色を反映し明示していく。また、学生の卒業後に仕事に生かせる資格の調査を行い、変化に

対応していく。

ウエルネス・リサーチセンター

今後も建学の精神、大学の使命・目的及び教育目的に、本学の個性・特色を踏まえ、本センターの個性・特色を反映し、明示していく。また、法令の改正・社会環境等の変化にも適正かつ柔軟に対応していく。

学長課

使命･目的及び教育目的を具体的に明文化して学則等に掲載して公表している。今後、更なる具体性や明確で簡潔な文章にするため、「高大接続改革実行プラン」（平成27(2015)年１月 16 日）文部科学大臣の決定による、高等教育局大学振興課大学入試室によるガイドライン（平成 27(2015)年度中作成）が提供された時点で、委員会等を立ち上げ検討をしていく。

1－3　使命・目的及び教育目的の有効性

≪1－3 の視点≫

1-3-①　役員、教職員の理解と支持

1-3-②　学内外への周知

1-3-③　中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④　使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

（1）1－3 の自己判定

基準項目 1－3 を満たしている。

（2）1－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-3-①役員、教職員の理解と支持

政経学部

本学学則に本学の使命・目的を定めており、次年度の本学部の教育目的の策定及び改定にあたっては､業務分担された教職員が関わり原案を作成し､教授会で審議承認の上、６月末までに学長宛に申請する。その後、教務主任会、学部長会、理事懇談会を経て、理事会で審議決議され、文部科学省へ届け出ることになっている。

以上のとおり、使命・目的及び教育目的の策定などに役員、教職員が関与・参画していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-1】学則第１条（目的)、第 40 条（教育研究上の目的）

【資料 1-3-2】平成 29 年度　学則変更に関する日程（案）平成 28（2016）年 2 月 13 日　教務主任会資料２

体育学部

学則に本学の使命・目的を定めており、学部の教育目的の策定にあたっては、教授会の審議承認、さらに法人に設置された役員で構成された理事懇談会、学内理事定例懇話会及び理事会で審議承認される仕組みになっている。このように教授会から役員の審議承認といった手順を踏んでいることから、役員、教職員の理解と支持を得ていると自己

評価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-1】学則第 1 条（目的）、第 40 条（教育研究上の目的）別表第 2
【資料 1-3-3】体育学部定例教授会 議題　平成 26 年 7 月
【資料 1-3-4】平成 27 年度 学則変更新旧対照表

理工学部

大学学則第 1 条（目的）に本学の使命・目的を定めており、本学部の教育目的の策定にあたっては、理工学部教職員が参画する「理工学部将来計画委員会」にて議論され、教授会の審議・承認、その後、法人に設置され役員で構成された理事懇談会、学内理事定例懇談会及び理事会において審議・承認される仕組みになっている。

このように、教授会から役員の審議・承認といった手順を踏んでいることから、役員・教職員の理解と支持を得ていると自己評価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-1】学則　第 1 条（目的）、第 40 条（教育研究上の目的）
【資料 1-3-5】理工学部将来計画委員会議事録（2014 年 10 月 17 日第 6 回学部将来計画委員会議事録）

法学部

学則第 1 条（目的）に、本学の使命および目的を定めており、学部の教育目的の策定にあたっては、教授会の審議・承認、さらに法人に設置された役員で構成された理事懇談会・学内理事定例懇談会及び理事会で審議・承認される仕組みになっている。

このような手続きを履践して、「使命・目的及び教育・研究目的」を策定していることから、法人役員・教職員の理解及び支持を得ていると自己評価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料1-3-1】学則第 1 条(目的)、第40条(教育研究上の目的)
【資料1-3-6】法学部教授会議事録
【資料1-3-7】理事会議事録

文学部

国士舘大学では、各学部と教学側との連携のもと、各学部における審議事項は学則第 34 条に基づいて開催される学部長会にて報告・協議され、それを理事会承認することで統一性をもって教育研究活動を展開するシステムが構築されている。

文学部においては、学部内外の検討事項については、学則第 30 条から 33 条及び文学部教授会内規、主任会内規に基づく教授会及び学科会議、専攻会議における審議を通して学部の意思統一を行っている。
◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-1】学則第 30 条～第 34 条
【資料 1-3-8】文学部内規類集　教授会内規、主任会内規

21世紀アジア学部

学則に本学の使命・目的を定めており、学部の教育目的も学則に規定されている。これらを策定するにあたっては、教授会の審議承認、さらに法人に設置された役員で構成される理事懇談会、学内理事定例懇談会及び理事会で審議承認される仕組みになってい

る。

このように教授会から役員の審議承認といった手順を踏んでいることから、役員・教職員の支持を得ていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-1】学則第 1 条（目的）、第 40 条（教育研究上の目的）

経営学部

使命・目的及び教育目的は、学則第 1 条（目的）に定められている「建学の精神」に則り経営学部の教育研究の目的は教授会において審議及び承認し、その後、法人に設置された役員で構成される理事懇談会及び理事会等において審議・承認される仕組みになっている。

このことから、役員及び教職員全てが経営学部学生の「ビジネス人基礎力」の養成について十分にその内容を理解し支持を得ていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-1】学則第 1 条、第 40 条

【資料 1-3-9】経営学部便覧　「理念と目標」から「学部概要（ポリシー）」

政治学研究科

大学院学則に大学院の使命・目的を定めており、本研究科の教育の目的の策定にあたっては、大学院研究科委員会及び大学院科長会の審議承認、さらに法人に設置された役員で構成された常任理事会及び理事会で審議承認される仕組みになっている。このように、研究科委員会から役員の審議承認といった手順を踏んでいることから、役員・教職員の理解と支持を得ていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-10】大学院学則第 1 条（目的）、第 33 条（教育研究上の目的）

経済学研究科

大学院学則に使命・目的を定め、大学院の教育の目的の策定にあたり、大学院科長会の審議・承認後、法人に設置された理事懇談会、学内理事懇談会、理事会で審議・承認される仕組みになっている。このように経済学研究科委員会から役員の審議・承認といった手順を踏んでいることから､役員･教職員の理解と支持を得ていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-10】大学院学則第 1 条(目的)、第 33 条(教育研究上の目的)

【資料 1-3-11】経済学研究科ホームページ

経営学研究科

経営学研究科委員会において、いつでも意見などを述べる機会があり、教員が関与・参画し、承認されるシステムが確立されている。

また、研究科委員会開催にあたり、大学院課の職員などと審議事項等について事前協議を行っている。

本研究科の教育目的については、上記の研究科委員会において十分に審議し、変更する際には理事会や評議員会の意見を聞いて改変するシステムとなっているため、役員、教職員の理解と支持を得ていると評価できる。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-3-12】国士舘諸規程管理規程　第3条（制定・改廃の手続）

スポーツ・システム研究科

大学院学則第 1 条に本学の使命・目的、第 33 条に教育研究上の目的を定めており、本研究科の教育目的の策定にあたっては、校務担当教職員で議論され、研究科委員会の審議・承認、その後、法人に設置され役員で構成された理事懇談会、学内理事定例懇談会及び理事会において審議・承認される仕組みになっている。このように、研究科委員会から役員の審議・承認といった手順を踏んでいることから、役員・教職員の理解と支持を得ていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-12】国士舘諸規程管理規程第 3 条

救急システム研究科

大学院学則第 1 条に本学の使命・目的、第 33 条に教育研究上の目的を定めており、本研究科の教育目的の策定にあたっては、校務担当教職員で議論され、研究科委員会の審議・承認、その後、法人に設置され役員で構成された理事懇談会、学内理事定例懇談会及び理事会において審議・承認される仕組みになっている。このように、教授会から役員の審議・承認といった手順を踏んでいることから、役員・教職員の理解と支持を得ていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-12】国士舘諸規程管理規程第 3 条

工学研究科

大学院学則に大学院の使命・目的を定めてあり、大学院の教育の目的の策定にあたっては、大学院科長会の審議・承認、さらに法人に設置された役員で構成された理事懇談会、学内理事定例懇談会及び理事会で審議・承認される仕組みになっている。

このように教授会から役員の審議・承認といった手順を踏んでいることから、役員、教職員の理解と支持を得ていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-10】大学院学則第 1 条（目的）、第 33 条（教育研究上の目的）

法学研究科

大学院学則に大学院の使命・目的を定めており、大学院の教育の目的の策定にあたっては、大学院科長会の審議・承認、さらに法人に設置された役員で構成された常任理事会及び理事会で審議・承認される仕組みになっている。

このように、教授会から役員の審議・承認といった手順を踏んでいることから、役員・教職員の理解と支持を得ていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-10】大学院学則第 33 条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）

【資料1-3-13】修士・博士課程の教育課程（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）

総合知的財産法学研究科

大学院学則に大学院の使命・目的を定めており、大学院の教育の目的の策定にあっては、大学院科長会の審議・承認、さらに法人に設置された役員で構成された理事懇談会、

学内理事定例懇談会及び理事会で審議・承認される仕組みになっている。

このように教授会から役員の審議・承認といった手順を踏んでいることから、役員、教職員の理解と支持を得ていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-3-10】大学院規則第1条（目的）

人文科学研究科

大学院学則に本研究科の使命・目的を定めており、本研究科の教育目的の策定に当たっては、校務担当教職員の議論及び研究科委員会の審議・承認を経て、研究科長会議、理事懇談会、学内理事定例懇談会、理事会において審議・承認されている。　このような手順を踏んでおり、役員・教職員の理解と支持を得ていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-10】大学院学則第 1 条（目的)、第 33 条（教育研究上の目的）

グローバルアジア研究科

大学院学則に大学院の使命・目的を定めており、大学院の教育目的の策定にあたっては、研究科委員会（教授会)、大学院研究科長会の審議・承認、さらに法人に設置された役員で構成された理事懇談会、学内理事定例懇談会及び理事会で審議・承認される仕組みになっている。

このように教授会から役員の審議・承認といった手順を踏んでいることから、役員・教職員の理解と支持を得ていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-10】大学院学則第 1 条（目的)、第 33 条（教育研究上の目的）

国際交流センター

本学における教育・研究のグローバル化に対応するため、学長を議長として法人役員と教学の各部長および各学部長が委員として構成されている国際交流政策会議において国際交流に係わる基本方針を策定している。

本センターでは、国際交流政策会議において策定された基本方針に基づき、委員会において協議し実施している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-14】国士舘国際交流センター規程

【資料 1-3-15】国際交流政策会議規程

【資料 1-3-16】国際交流政策会議 議事録

イラク古代文化研究所

本附置研究所規程に目的を定めており､目的遂行のための活動計画等の策定に当たり、研究所所員会において活動計画の妥当性について審議する。また、各事業を実行する際は、業務分担により所員と職員が関わり、学長に申請・承認を得ているため役員・教職員の理解を得ている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-17】イラク古代文化研究所原議書

【資料1-3-18】1-2-③を実施するに当たっての原議書

武道・徳育研究所

本研究所の目的遂行のため活動計画等の策定にあたっては、活動計画等の妥当性について、研究所員会において審議・承認し、学長、副学長等教学役職者同席の附置研究所長会への報告手順を踏んでいるため理解と支持を得ている。

防災・救急救助総合研究所

本研究所の規程に目的を定めており、本研究所の目的遂行のため活動計画等の策定にあたっては、活動計画の妥当性について、所員会において審議・承認し、学長、副学長等教学役職者同席の附置研究所長会への報告手順を踏んでいるため理解と支持を得ている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-19】国士舘大学防災・救急救助総合研究所規程

アジア・日本研究センター

本センター規程第３条に目的を定めており、目的遂行のための活動計画等の策定にあたっては活動計画の妥当性についてセンター運営委員会において審議され実行している。併せて理事長、学長、各学部長等役職者に月報及び研究会等のイベントポスターを送付して活動状況を紹介することにより理解と支持を得ている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-20】国士舘大学アジア・日本研究センター規程第１条(趣旨)、第２条(目的)

【資料 1-3-21】アジア・日本研究センター月報

生涯学習センター

国士舘大学生涯学習センター規程第２条に目的を定めており、目的遂行のための活動計画策定に当たっては、活動計画の妥当性について、センター運営委員会において協議したうえで、理事長・学長に申請・承認を得ているため理解を得ている。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-3-22】生涯学習センター原議書

ウエルネス・リサーチセンター

本センター規程に目的を定めており、本センターの目的遂行のため活動計画等の策定にあたっては、活動計画の妥当性について、センター運営委員会において協議したうえで、理事長・学長に申請・承認を得ているため理解を得ている。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-3-23】ウエルネス・リサーチセンター原議書

学長課

大学全体の使命・目的及び教育・研究目的の策定は、学長を責任者として、毎週定例で開催している学長調整会において、学長、副学長、学長室長、教務部長、学生部長、教務部事務部長、学生部事務部長、学長室主幹、学長課長及び学長課員が加わり策定を行った。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-3-24】学長室関連会議一覧学長調整会

1-3-②学内外への周知

政経学部

政経学部の教育目的等については、学生には1年次に配布する政経学部便覧に明記して周知している。学生の保護者に対しては、毎年行われる父母懇談会の政経学部懇談会において、教務主任が口頭で報告している。また、学外向けには大学のホームページやオープンキャンパスでの学部紹介を通じて広く周知している。

以上のとおり、大学の使命・目的及び教育目的が学内外へ周知されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-25】政経学部便覧（２頁から３頁）

【資料 1-3-26】父母懇談会案内

【資料 1-3-27】政経学部ホームページ　学部概要―理念と目標、ポリシー

【資料 1-3-28】オープンキャンパス資料

体育学部

学内外への周知については受験生、地域、在学生、保護者、卒業生や産業界を対象としている。ホームページ上の大学案内に教育上の目的と三つの方針、情報公開等、大学の目的、建学の精神、大学の基本理念、大学の特色を公表している。新入生には、入学式、新入生オリエンテーションにおける各種ガイダンス、その際に使用する「便覧」等の印刷物や講話等を通して「建学の精神」「使命・目的」「三つの方針」を説明理解させている。在学生には新年度オリエンテーションを通して使命・目的の再周知に努めている。

以上のことから本学の使命・目的及び教育目的が学内外へ周知されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-29】体育学部ホームページ

https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/objective.html

【資料 1-3-30】体育学部便覧（平成 27 年度）　4、5、20、36、48、60 頁

【資料 1-3-31】オリエンテーション資料

【資料 1-3-32】大学 ホームページ 教育研究上の目的と三つのポリシー

https://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/three_policies.html

理工学部

本学部の教育研究上の目的は、大学の目的、建学の精神と同様に、印刷物として学部便覧（理工学部 ACADEMIC GUIDE）に記載され、学生全員に配布されている。また、毎年の入学式の式辞の中で理事長及び学長が大学の使命・目的について触れ、オリエンテーションや年度初めのガイダンスなどの機会、特に新入生に対しては学長講話を設け、建学の精神と併せて説明を行っている。

ホームページ上に建学の精神及び教育研究上の目的を掲載し公表しているほか、国士舘要覧、大学案内において、建学の精神、大学の使命・目的及び教育目的について紹介している。

以上のことから、大学の使命・目的及び教育目的が学内外へ周知されていると自己評

価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-33】理工学部ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/se.html
【資料 1-3-34】理工学部 ACADEMIC GUIDE 2015　2 頁
【資料 1-3-35】大学案内 2016　30 頁

法学部

学内外への周知については、受験生・保護者・地域・在学生・卒業生・産業界等を対象にしている。 ホームページ上大学案内や便覧に教育研究上の目的と三つの方針、各種の情報の公開、大学の目的、建学の精神、大学の基本理念、大学の特色等を公表している。特に新入生に対しては、入学式、学部長訓示、新入生オリエンテーションにおける各種ガイダンス、その際に配布する「法学部便覧」等の資料や講演等を通して「建学の精神」や法学部の「使命・目的」「三つの方針」を説明している。また、在学生に対しても、新年度オリエンテーションを通して、法学部の使命目的の周知徹底に努めている。
◇エビデンス集・資料編
【資料1-3-36】法学部ホームページ
【資料1-3-37】法学部便覧４頁、５頁、62頁（法律学科）、102頁（現代ビジネス法学科）
【資料1-3-38】オリエンテーション実施計画

文学部

文学部では、学部の教育研究上の目的や三つのポリシー(アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）を、文学部ホームページをはじめとして大学案内、文学部便覧、入学試験要項等に示すことで学内外への周知を行っている。
現在、周知されている 3 ポリシーは以下の通りである；
○入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）
国士舘大学の教育目標を理解し、人文科学の分野に対して深い関心と意欲を持って人間形成をはかり、豊かな創造力と幅広い知識、表現力を持って、社会の進展に貢献する気概のある学生を求めます。
○教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
文学部は、人材育成のために、①総合教育科目、②外国語科目、③専門科目（専攻ごとの専門課程の科目群であるとともに、各自の必要に応じて専門課程以外で履修できる科目群を編成)、④自由選択枠（①②③の科目区分にとらわれることなく自由に履修できる選択枠）の区分科目を配置し、系統的履修を指導しています。
○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
文学部は「人文科学を中心に深遠な学術を教授研究し、豊かな教養と高潔な人格を養い、文化の創造力をつけ、社会福祉の増進や国際社会の進展に寄与できる人材を養成する」ことを目的とし、卒業時点において各専攻でのディプロマ・ポリシーを達成し、所定の単位（総合教育科目 18 単位以上、外国語科目 8 単位以上、専門科目 90 単位以上、自由選択枠 8 単位以上、合計 124 単位以上）を修めた学生に卒業を認定し学位を授与しています。なお、文学部では、卒業論文（初等教育専攻では卒業研究）を学位授与の重要な要件に位置づけています。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-39】文学部ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html
【資料 1-3-35】大学案内 2016　46～58 頁
【資料 1-3-40】文学部便覧　ⅷ～ x ⅲ頁
【資料 1-3-41】入学試験要項（平成 28 年度）

21世紀アジア学部

教育研究上の目的や三つの方針（ポリシー）を周知する対象としては、在学生、保護者、卒業生、受験生、地域、企業が考えられる。

在学生に対しては、学生便覧に教育研究上の目的や三つの方針（ポリシー）を明記し、年度始めのオリエンテーションを通して周知に努めている。特に新入生に対しては、入学時のオリエンテーションにおいて「建学の精神」「使命・目的」「三つの方針」を説明している。

保護者、卒業生、受験生、地域、企業に対しては、ホームページの学部案内に教育研究上の目的や三つの方針（ポリシー）などを記載しているほか、国士舘要覧や大学案内にも記載し公表している。

以上のことから、大学の使命・目的及び教育目的が学内外へ周知されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-42】（21 世紀アジア学部）サバイバルガイド（学生便覧）8、9 頁
【資料 1-3-43】21 世紀アジア学部ホームページ
【資料 1-3-44】国士舘要覧 2015
【資料 1-3-35】国士舘大学大学案内 2016
【資料1-3-45】オリエンテーション・ガイダンス案内

経営学部

経営学部の理念、使命と目的及び教育研究上の目的、三つの方針（ポリシー）は情報公開の原則に基づき受験生、地域、在学生、保護者、卒業生や産業界を対象に学則・経営学部便覧・経営学部リーフレット・経営学部ホームページ・大学案内等において学内外へ周知させている。全学共通のオープンキャンパスでは、学部紹介や模擬授業、個別相談等、入試説明会等では学部の特色、入試制度、アドミッション・ポリシー等を詳細かつ適切に説明し、また高校への出前授業等で本学部の教育目的等を説明している。

以上により、使命・目的及び教育目的が学内外へ周知されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-9】経営学部便覧（平成 27 年度）「理念と目標」から「学部概要（ポリシー）」
【資料 1-3-46】経営学部リーフレット
【資料 1-3-47】大学ホームページ　経営学部ホームページ(ポリシー)
【資料 1-3-48】経営学部の概要　　（オープンキャンパス学部紹介資料）
【資料 1-3-49】経営学ってなんだ　（オープンキャンパス模擬授業資料）

政治学研究科

本研究科の使命・目的及び教育目的は、受験生、地域、在学生、保護者、卒業生や産

業界を対象として学内外に周知されている。ホームページ上の大学案内に教育研究上の目的と「三つの方針」、情報公開等、大学の目的、建学の精神、大学の基本理念、大学の特色等を公開している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-50】政治学研究科ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/PS/policy.html

経済学研究科

学内外への周知については、受験生、地域、在学生、保護者、卒業生や産業界を対象にしている。ホームページ上の大学案内に教育・研究上の目的と三つの方針(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）、情報公開等、大学の目的、建学の精神、大学の基本理念、大学の特色を公表している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-51】経済学研究科ホームページ

経営学研究科

ホームページや大学院案内、便覧、ガイダンス、その他の広報活動などにおいて、教育研究上の目的と三つの方針（ポリシー)、建学の精神、研究科の基本理念、研究科の特色などを学内外に周知する仕組みができていると評価できる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-52】経営学研究科ホームページ
【資料 1-3-53】経営学研究科大学院便覧（39 頁）
【資料 1-3-44】国士舘要覧 2015　16 頁
【資料 1-3-54】国士舘大学大学院 Guide Book 2016　16～17 頁
【資料 1-3-55】三つの方針(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)

スポーツ・システム研究科

本研究科の教育研究上の目的は、大学の目的、建学の精神と同様に、印刷物として便覧に記載され、学生全員に配付されている。また、毎年の入学式の式辞の中で理事長及び学長が大学の使命・目的について触れ、研究科長がオリエンテーションや年度初めのガイダンスなどの機会に説明を行っている。

ホームページ上に建学の精神及び教育研究上の目的を掲載し公表しているほか、国士舘要覧、大学院案内において、建学の精神、大学の使命・目的及び教育目的について紹介している。

以上のことから、大学院の使命・目的及び教育目的が学内外へ周知されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-56】大学ホームページ　「建学の由来と理念　教育理念」
http://www.kokushikan.ac.jp/information/about/idea.html
【資料 1-3-57】スポーツ・システム研究科ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/SS/policy.html
【資料 1-3-58】スポーツ・システム研究科便覧（平成 27 年度）(23 頁から 24 頁)

【資料 1-3-44】国士舘要覧 2015　16 頁

救急システム研究科

本研究科の教育研究上の目的は、大学の目的、建学の精神と同様に、印刷物として便覧に記載され、学生全員に配付されている。また、毎年の入学式の式辞の中で理事長及び学長が大学の使命・目的について触れ、研究科長がオリエンテーションや年度初めのガイダンスなどの機会に説明を行っている。

ホームページ上に建学の精神及び教育研究上の目的を掲載し公表しているほか、国士舘要覧、大学案内において、建学の精神、大学の使命・目的及び教育目的について紹介している。

以上のことから、大学の使命・目的及び教育目的が学内外へ周知されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-56】大学ホームページ　「建学の由来と理念　教育理念」
http://www.kokushikan.ac.jp/information/about/idea.html

【資料 1-3-59】救急システム研究科ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/EDS/outline.html

【資料 1-3-60】救急システム研究科便覧（平成 27 年度）(23 頁から 24 頁、98 頁から 100 頁)

【資料 1-3-44】国士舘要覧 2015

工学研究科

学内外への周知については受験生、地域、在校生、保護者、卒業生や産業界を対象にしている。ホームページ上の大学案内に教育研究上の目的と三つの方針（ポリシー）、情報公開等、大学の目的、建学の精神、大学の基本理念、大学の特色を公表している。

新入生は入学式、新入生オリエンテーションによる各種ガイダンス、その際に使用する「便覧」等の印刷物や講演等を通じ「建学の精神」から「使命・目的」「三つの方針」を説明している。在学生へは新年度のオリエンテーションを通して使命、目的の確認に努めている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-61】工学研究科ホームページ

【資料1-3-55】三つの方針（ディアプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)

法学研究科

学内外への周知については、受験生、地域、在学生・保護者、卒業生や産業界を対象にしている。ホームページ上の大学案内に教育研究上の目的と三つの方針（ポリシー)、情報公開等、大学の目的、建学の精神、大学の基礎理念、大学の特色を公表している。

新入生へは、入学式・新入生オリエンテーションによる各種ガイダンス、その際に使用する「便覧」等の印刷を通じて、「建学の精神」「使命・目的」「三つの方針」を説明している。在学生へは、新年度のオリエンテーションを通じてそのことについて再認識させるとともに、コース選択のガイダンスにおいて、使命・目的の確認に努めている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-62】法学研究科ホームページ
【資料 1-3-53】法学研究科大学院便覧
【資料 1-3-55】三つの方針（修士・博士課程の教育課程）
（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）
【資料1-3-54】国士舘大学大学院Guide Book2016（国士舘大学大学院）（22～23頁）

総合知的財産法学研究科

学内外の周知については、受験生、地域、在学生、保護者、卒業生や産業界を対象としている。

ホームページ上の大学案内に教育研究上の目的と三つの方針（ポリシー）、情報公開等、大学の目的、建学の精神、大学の基本理念、大学の特色を公表している。

新入生には、入学式、新入生オリエンテーションによる各種ガイダンス、その際に使用する「便覧」等印刷物や講演等を通じて「建学の精神」から「使命・目的」「三つの方針」を説明している。

在学生には、新年度のオリエンテーションを通じて「使命・目的」の確認に努めている。

◇エビデンス集・資料編
【資料1-3-63】総合知的財産法学研究科ホームページ
【資料1-3-53】大学院便覧79頁　三つの方針
（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、　アドミッション・ポリシー）
【資料1-3-64】「建学の精神」(平成27年度建学の精神を継承する国士舘教育)三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、　アドミッション・ポリシー）

人文科学研究科

本研究科の教育研究上の目的については、大学の目的、建学の精神と同様に、便覧に記載し、全学生に配布している。ホームページにも建学の精神及び教育研究上の目的を掲載し公表しているほか、国士舘要覧、大学院案内において建学の精神及び教育研究上の目的について説明している。

また、入学式式辞の中で理事長及び学長が大学の使命・目的について触れ、オリエンテーションや年度始めのガイダンス等様々な機会に説明を行っている。

以上の事から、大学院の使命・目的及び教育目的は学内外へ周知されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-65】人文科学研究科ホームページ
【資料 1-3-44】国士舘要覧 17 頁
【資料 1-3-66】大学院案内 11 頁
【資料 1-3-53】人文科学研究科大学院便覧
【資料1-3-67】入学式学長・理事長祝辞パンフレット
【資料1-3-54】大学院Guide Book2016 48,53

グローバルアジア研究科

学内外への周知については、受験生、地域、在学生、保護者、卒業生や産業界を対象にしている。

ホームページ上の大学案内に教育研究上の目的と三つの方針(ポリシー)、情報公開等、大学の目的、建学の精神、大学の基本理念、大学の特色を公表している。

新入生へは入学式、新入生オリエンテーションによる各種ガイダンス、その際に使用する「便覧」等の印刷物や講演等を通して「建学の精神」から「使命・目的」「三つの方針」を説明している。

在学生へは、新年度のオリエンテーションを通して使命・目的の確認に努めている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-68】グローバルアジア研究科ホームページ

【資料1-3-55】三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）

【資料1-3-53】グローバルアジア研究科大学院便覧

国際交流センター

センターの目的を達成するために、委員会で協議した内容を各委員が所属学部に持ち帰り周知している。

また、本センターのホームページにおいて学内外に公表している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-69】国際交流センターホームページ

イラク古代文化研究所

本附置研究所の使命・目的及び業務内容についてはホームページで学内外に公表している。また、研究成果を刊行し、関連する研究機関等へ寄贈している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-70】　イラク古代文化研究所ホームページ

http://www.kokushikan.ac.jp/education/ICSAI/

http://www.kokushikan.ac.jp/research/ICSAI/information/index.html

【資料 1-3-71】『ラーフィダーン』

http://www.kokushikan.ac.jp/research/ICSAI/publication/index.html

【資料 1-3-72】『文化遺産学研究』

http://homepage.kokushikan.ac.jp/kch/study/study.htm

武道・徳育研究所

本研究所の使命･目的及び活動内容についてはホームページで学内外に公表している。講演会等記録は紀要として作成し国会図書館に寄贈するとともにホームページからも検索できるようにしている。

また､講演会等のポスターを学内に掲示すると同時に会報でも教職員に周知している。講演会等開催冒頭で本研究、の使命・目的を出席者に説明し理解を得た。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-73】武道・徳育研究所ホームページ

【資料 1-3-74】武道・徳育研究所紀要

防災・救急救助総合研究所

本研究所の使命･目的及び業務内容についてはホームページで学内外に公表している。研究成果、講演会等記録は紀要として作成し国会図書館に納本している。

また、シンポジウム等のポスターを学内に掲示するとともに、会報でも教職員に周知している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-75】防災・救急救助総合研究所ホームページ

【資料 1-3-76】会報（防災・救急救助総合研究所）

【資料 1-3-77】防災・救急救助総合研究所紀要

アジア・日本研究センター

本センターの使命・目的は、沿革や具体的な活動内容とともにホームページ、パンフレット、国士舘要覧などで学内外に公表している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-78】アジア・日本研究センターホームページ

【資料 1-3-79】アジア・日本研究センターパンフレット

【資料 1-3-44】国士舘要覧 2015

生涯学習センター

本センターの使命・目的及び事業内容についてはホームページで学内外に公表している。また、資格講座、公開講座のパンフレットを作成し学内外に配布して広報している。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-3-80】生涯学習センターホームページ

http：//www.kokushikan.ac.jp/research/LLC/

【資料1-3-81】資格講座パンフレット

【資料1-3-82】公開講座パンフレット

ウエルネス・リサーチセンター

当センターの使命・目的及び業務内容についてはホームページで学内外に公表している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-83】ウエルネス・リサーチセンターホームページ []

【資料 1-3-84】会報（ウエルネス・リサーチセンター）

【資料 1-3-85】ウエルネス・リサーチセンター紀要

学長課

使命目的、教育研究上の目的は、学則別表、大学院学則別表、ホームページや各学部・各研究科便覧に記載し周知している。また、新入生のオリエンテーション時に、学長講話を全学部で開催し、学長から建学の精神について説明を行い周知している。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-3-1】学則別表第１政経学部27・28頁、別表第２体育学部48・49頁、別表第３理工学部91頁、別表第４法学部108頁、別表第５文学部129・131頁、別表第６21世紀アジア学部168頁、別表第７経営学部184頁

【資料1-3-10】大学院学則別表第１政治学研究科23頁、経済学研究科39頁、経営学研究科48頁、スポーツ・システム研究科54頁、救急システム研究科59頁、工学研究科65頁、法学研究科73頁、総合知的財産法学研究科80頁、人文科学研究科85頁、グローバルアジア研究科97頁

【資料1-3-32】大学ホームページ「国士舘大学の教育研究上の目的と三つのポリシー」
【資料1-3-25】政経学部便覧１頁、２頁、37頁、50頁
【資料1-3-30】体育学部便覧１頁、５頁、20頁、36頁、48頁、60頁
【資料1-3-34】理工学部便覧２頁、26頁、34頁、44頁、54頁、60頁、67頁
【資料1-3-37】法学部便覧５頁、62頁、102頁
【資料1-3-40】文学部便覧Ⅷ頁、Ⅸ頁、Ⅹ頁、Ⅺ頁、Ⅻ頁、13頁
【資料1-3-42】（21世紀アジア学部）サバイバルガイド（学生便覧）９頁
【資料1-3-9】経営学部便覧４頁
【資料1-3-53】大学院便覧３頁、21頁、39頁、59頁、79頁
【資料1-3-86】工学研究科便覧３頁
【資料1-3-58】スポーツ・システム研究科便覧23頁
【資料1-3-60】救急システム研究科便覧27頁
【資料1-3-53】人文科学研究科便覧５頁、９頁、27頁
【資料1-3-53】グローバルアジア研究科便覧９頁、23頁
【資料1-3-87】建学の精神を継承する国士舘教育

1-3-③中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

政経学部

政経学部の教育目的の基盤は建学の精神にある。政経学部の教育研究上の目的は、「三つの方針」アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに反映されている。これらのポリシーについては、政経学部便覧や国士舘大学政経学部のホームページに掲載されている。

平成27（2015）年８月６日付けで示された学校法人国士舘中長期事業計画には、基本目標として、大学の使命である教育・研究の質保証のための改革の推進、学生のキャリア形成を支援、人間力と実践力に優れ社会に貢献できる人材の養成が掲げられているが、これは政経学部の教育研究上の目的を反映したものとなっている。

以上のことから、使命・目的及び教育目的が中長期的な計画に反映されており、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーに使命・目的及び教育研究上の目的が反映されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-1】学則第 40 条・別表第 1
【資料 1-3-25】政経学部便覧（３頁）
【資料1-3-27】政経学部ホームページ　学部概要―ポリシー
【資料 1-3-88】学校法人国士舘中長期事業計画

体育学部

建学の精神に基づき使命・目的及び教育目的を定めている。大学の使命・目的及び教育目的を「三つの方針」に反映させ、ホームページ等の電子媒体、国士舘要覧等の紙媒体等通じ、内外に明示している。

学校法人国士舘創立100周年を視野に中長期計画を策定し本学の使命・目的及び教育

目的に反映されている。

以上のことから中長期的な計画および三つの方針等への本学の使命・目的及び教育目的に反映されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-29】体育学部ホームページ
https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/objective.html

【資料 1-3-30】体育学部便覧（平成 27 年度）　4、5、20、36、48、60 頁

【資料 1-3-32】ホームページ 教育研究上の目的と三つのポリシー
https://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/three_policies.html

【資料 1-3-88】学校法人国士舘中長期事業計画 5 頁

理工学部

学部の教育目的を「三つの方針」に反映させるため教授会（平成 26（20104）年 10 月 24 日）で検討し決定した。

本学部の教育目的は、基本的な部分を確固としたものにしながら、技術革新が進む理工学分野の変化に対応する必要がある。が、平成 26（20104）年 7 月 29 日付け国士大室第 20 号「三つの方針に基づいた改革案の策定（依頼）」に基づき本学部で現行の「三つの方針」について教授会において検証したが、引き続き検証し教授会で審議していく。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-89】理工学部教授会議事録（平成 26 年 10 月 24 日　第 7 回理工学部教授会審議事項３．３）

【資料 1-3-88】学校法人国士舘中長期事業計画　5 頁以降

法学部

建学の精神に基づき使命・目的及び教育目的を定めている。すなわち、法学部は、東西の文化を調和・融合させた独創的な国士舘法学を形成・教育し、時代や社会の要請に応えて、法的基礎知識及び識見を身につけた健全な社会人並びに企業その他社会において必要とされる専門の法的知識及び能力を備えた職業人を育成する。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-3-1】学則第１条(目的)

【資料1-3-1】学則第40条(教育研究上の目的・授業科目)

【資料1-3-37】法学部便覧（平成27年度）４頁、５頁

文学部

国士舘大学は、平成 29(2017)年に創立 100 周年を迎える。また文学部は平成 28(2016)年に創立 50 周年を迎える。「学校法人国士舘　中長期事業計画」には、特に文学部に関わっては「入試改革・学生募集」の項目に「文学部の学科・専攻の改編については、平成 29（2017）年度実施を目途に準備を進めます」と明記されており、平成 29（2017）年度を直近の目途として、中長期的な学部改革が進行していることが示されている。

これに伴い、現在、以下のように示されている 3 ポリシーも、学科として見直しが進むものと考えている。

○入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）

国士舘大学の教育目標を理解し、人文科学の分野に対して深い関心と意欲を持って人

間形成をはかり、豊かな創造力と幅広い知識、表現力を持って、社会の進展に貢献する気概のある学生を求めます。

○教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

文学部は、人材育成のために、①総合教育科目、②外国語科目、③専門科目（専攻ごとの専門課程の科目群であるとともに、各自の必要に応じて専門課程以外で履修できる科目群を編成)、④自由選択枠（①②③の科目区分にとらわれることなく自由に履修できる選択枠）の区分科目を配置し、系統的履修を指導しています。

○学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

文学部は「人文科学を中心に深遠な学術を教授研究し、豊かな教養と高潔な人格を養い、文化の創造力をつけ、社会福祉の増進や国際社会の進展に寄与できる人材を養成する」ことを目的とし、卒業時点において各専攻でのディプロマ・ポリシーを達成し、所定の単位（総合教育科目 18 単位以上、外国語科目８単位以上、専門科目 90 単位以上、自由選択枠 8 単位以上、合計 124 単位以上）を修めた学生に卒業を認定し学位を授与しています。なお、文学部では、卒業論文（初等教育専攻では卒業研究）を学位授与の重要な要件に位置づけています。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-88】学校法　国士舘中長期事業計画

https://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/midterm_plan/goal_plan.html

【資料 1-3-40】文学部便覧　ⅷ～ｘⅲ頁

【資料 1-3-41】入学試験要項（平成 28 年度）

【資料 1-3-90】大学ホームページ（教育研究上の目的・方針）

http://tb2008.kokushikan.ac.jp/information/disclose/010600_0043.html#anc07

21世紀アジア学部

建学の精神に基づき使命・目的及び教育研究上の目的を定めており、これを「三つの方針」に反映させるために、「三つの方針」の内容を教授会で検討し決定している。昨年には中長期計画にあたる学部の将来構想案を学長に提出、この構想案は使命・目的及び教育研究上の目的が反映されたものになっている。

以上のことから、中長期的な計画及び三つの方針等への使命・目的及び教育目的が反映されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-91】21 世紀アジア学部将来構想案

経営学部

大学の使命・目的及び教育目的を経営学部の「三つの方針」に反映させるために教授会で検討し審議・承認している。

経営学部では、本学全体の課題でもある中途退学者への対策及び学生教育の質向上のため、AO・推薦等入試及び留学生入試における選考方法と合格基準を大胆に改革するとともに、これまで蓄積してきた入試関係資料を基に一般入試・センター入試における受験者及び入学者を拡大させる入試政策へと大きく転換し、そのための大幅な改革を実施する等、入試制度改革を継続的に行ってきた。その結果、開設からの５年間受験者数及び入学者の基礎学力を伸ばしてきた。このことに伴い、学生教育の質の向上及び中途退

学者の減少といった目的が達成されている。

また、「ビジネス人基礎力」の養成を使命・目的及び教育目的としており、これらは①ディプロマ・ポリシー、②カリキュラム・ポリシー、③アドミッション・ポリシーの「三つの方針」全てに対して反映している。

以上により、中長期的な計画及び三つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映がなされていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-9】経営学部便覧（平成 27 年度）「理念と目標」から「学部概要（ポリシー）」

【資料 1-3-47】経営学部ホームページ(ポリシー)

【資料 1-3-88】学校法人国士舘中長期事業計画　5 頁

政治学研究科

本研究科の使命・目的及び教育目的は、研究科委員会で検討の上「三つの方針」に反映されている。その内容は、世界に開かれたグローバル性と地域に根ざしたローカル性を併せもち、学校法人国士舘創立 100 周年を視野に中長期計画として掲げられた「グローカル・ユニヴァーシティ」構想に沿ったものとなっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-53】政治学研究科大学院便覧

【資料 1-3-92】ホームページ（学校法人国士舘 2017 年創立 100 周年、政治学研究科）
http://www.kokushikan.ac.jp/information/activity/outline.html

経済学研究科

建学の精神に基づき、使命・目的及び教育目的を定めている。大学の使命目的及び教育目的を「三つの方針」に反映させるために、経済学研究科委員会で検討している。学校法人国士舘創立 100 周年記念を視野に中長期計画を策定し、本学の使命・目的及び教育目的に反映されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-3-53】経済学研究科大学院便覧（平成27年度）21頁から22頁

【資料1-3-11】経済学研究科ホームページ

【資料1-3-88】学校法人国士舘中長期事業計画　5ページ

経営学研究科

経営学研究科の三つの方針等は、大学院学則33条（教育研究上の目的)、国士舘大学大学院全学の理念や方向性を反映して作成していることから、適格に反映されていると評価できる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-53】経営学研究科大学院便覧

【資料 1-3-55】三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)

スポーツ・システム研究科

建学の精神に基づき使命・目的及び教育目的を定めている。本研究科の使命・目的及び教育研究の目的を「三つの方針」に反映させるため本研究科委員会で検討し決定している。また、平成 26（2014）年 7 月 29 日付け国士大室第 20 号「三つの方針に基づいた改

革案の策定（依頼）」に基づき本研究科で現行の「三つの方針」について検討した。

国士舘創立 100 周年を視野に中長期計画を策定し、本学の使命・目的及び教育目的に反映している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-10】大学院学則第 1 条（目的)、第 33 条（教育研究上の目的）

【資料 1-3-58】スポーツ・システム研究科便覧（平成 27 年度）

【資料 1-3-54】国士舘大学大学院 Guide Book 2015、(63 頁から 64 頁）

【資料 1-3-57】スポーツ・システム研究科ホームページ　教育研究上の目的と方針
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/SS/policy.html

【資料 1-3-88】学校法人国士舘中長期事業計画

救急システム研究科

建学の精神に基づき使命・目的及び教育目的を定めている。本研究科の使命・目的及び教育目定期を「三つの方針」に反映させるため本研究科委員会で検討し決定した。また、平成 26 (2014) 年 7 月 29 日付け国士大室第 20 号「三つの方針に基づいた改革案の策定（依頼）」に基づき本研究科で現行の「三つの方針」について検討した。国士舘創立 100 周年を視野に中長期計画を策定し、本学の使命・目的及び教育目的に反映している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-10】大学院学則第 1 条（目的)、第 33 条（教育研究上の目的）

【資料 1-3-60】救急システム研究科便覧（平成 27 年度）

【資料 1-3-54】大学院 Guide Book 2015、(70 頁から 75 頁）

【資料 1-3-93】救急システム研究科ホームページ（教育研究上の目的と方針）
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/EDS/policy.html

【資料 1-3-94】「三つの方針に基づいた改革案の策定（依頼）」国士大室第 20 号

【資料 1-3-88】学校法人国士舘中長期事業計画書　5 頁

工学研究科

建学の精神に基づき使命・目的及び教育目的を定めている。

大学の使命目的及び教育目的を「三つの方針」に反映させるために、大学院研究科長会が検討し、教授会で決定している。

学校法人国士舘創立 100 周年に向けて中長期計画を策定し、本学の使命・目的及び教育目的に反映されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-86】工学研究科便覧

【資料1-3-55】三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、
アドミッション・ポリシー)

法学研究科

建学の精神に基づき、使命・目的及び教育目的を定めている。大学の使命目的及び教育目的を「三つの方針」に反映させるために、大学院研究科委員会では、それらを検討して、推し進めている。また、学校法人国士舘創立１００周年記念行事はもとより、さらに、研究科独自として広報活動・院生の質保証・解決能力のある職業人養成に向けて実行している。これらの点は、本学の使命・目的および教育目的にも反映されている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-53】法学研究科大学院便覧
【資料 1-3-55】三つの方針　修士・博士課程の教育課程
（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）
【資料 1-3-95】創立 100 周年記念事業行動計画
【資料1-3-10】大学院学則第1条（目的）、第33条（教育研究上の目的）
【資料1-3-88】学校法人国士舘大学中長期事業計画

総合知的財産法学研究科

建学の精神に基づき、使命・目的及び研究目的を定めている。

大学の使命・目的及び研究目的を「三つの方針」に反映させるために、大学院研究科長会で検討し、教授会で決定している。

学校法人国士舘創立100周年を視野に中長期計画を策定し、本学の使命・目的及び研究目的に反映されている。

◇エビデンス集・資料編
【資料1-3-63】総合知的財産法学研究科ホームページ（三つの方針）
【資料1-3-55】三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、
アドミッション・ポリシー）
【資料 1-3-53】大学院便覧 79 頁　三つの方針
（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）
【資料 1-3-88】学校法人国士舘中長期事業計画　５頁

人文科学研究科

本研究科委員会で検討し、本研究科の使命・目的及び教育研究の目的を定めて、「三つの方針」に反映させている。

平成 27（2015）年 8 月 6 日付で学校法人国士舘中長期事業計画が示されたので、これに基づいて、早急に人文科学研究科の中長期計画を策定する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-10】大学院学則　第１条（目的）、第 33 条（教育研究上の目的）
【資料 1-3-53】人文科学研究科大学院研究科便覧
【資料 1-3-65】人文科学研究科ホームページ
【資料 1-3-55】三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）
【資料1-3-88】学校法人国士舘中長期事業計画

グローバルアジア研究科

建学の精神に基づき使命・目的及び教育目的を定めている。

大学の使命・目的及び教育目的を「三つの方針」に反映させるために、大学院研究科長会で検討し、教授会で決定している。

学校法人国士舘大学創立 100 周年を視野に中長期事業計画を策定し、本学の使命・目的及び教育目的に反映されている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-53】グローバルアジア研究科便覧

【資料 1-3-55】三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）
【資料 1-3-88】学校法人国士舘中長期事業計画　5 頁

国際交流センター

国士舘大学国際交流センター規定の第 1 条に本学の教育研究における国際交流、外国人留学生受入れ及び支援並びに本学学生等の海外留学支援を推進するために、センターが設置されている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-14】国士舘国際交流センター規程
【資料 1-3-88】学校法人国士舘中長期事業計画

イラク古代文化研究所

本附置研究所の目的を達成するため、事業計画へ反映させている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-96】平成 27 年度事業計画書
【資料 1-3-88】学校法人国士舘中長期事業計画

防災・救急救助総合研究所

事業計画に本センターの目的を反映させ、事業を計画・実施している。現在計画中の中長期計画に本センターの目的を反映させ、事業を計画・実施し目的を達成する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-19】国士舘大学防災・救急救助総合研究所規程
【資料 1-3-96】平成 27 年度事業計画書
【資料 1-3-88】学校法人国士舘中長期事業計画

防災・救急救助総合研究所

【資料 1-3-88】学校法人国士舘中長期事業計画

アジア・日本研究センター

「アジア・日本に関する総合的研究及びアジア・日本の理解増進に関する事業」を行うという目的に基づいて、引き続き学術支援プログラム、フォーラム、シンポジウムなどを実施し、紀要、活動報告書（ワーキングペーパー）を刊行していく。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-95】平成 27 年度事業計画書

生涯学習センター

本センターの目的を達成するため、事業計画へ反映させている。

◇エビデンス集・資料編
【資料1-3-96】平成27年度事業計画書（３.地域・社会貢献）　10頁
【資料1-3-88】学校法人国士舘中期事業計画（４.学園関係者との交流及び連携の強化）　9頁

ウエルネス・リサーチセンター

事業計画に本センターの目的を反映させ、事業を計画・実施している。現在計画中の中長期計画に本センターの目的を反映させ、事業を計画・実施し目的を達成する。

規程の第 1 条により、本学の使命・目的及び教育目的を達成するためウエルネスの研

究と実践・普及に特化した本センターが設置されている。
◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-97】国士舘大学ウエルネス・リサーチセンター規程
【資料 1-3-96】平成 27 年度事業計画書
【資料 1-3-88】学校法人国士舘中長期事業計画

学長課

三つの方針について､大学及び各学部･各研究科等のホームページに公開すると共に各便覧に掲載すると共に、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー)、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入の方針(アドミッション・ポリシー)に反映し、さらに、これらを達成するために、中長期事業計画にも反映させている。
◇エビデンス集・資料編
【資料1-3-88】学校法人国士舘中長期事業計画　５頁

1-3-④使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

政経学部

学則第２条（組織）には、政経学部に政治学科と経済学科を置くと規定している。また、学則第 40 条別表第 1（教育研究上の目的）には、政経学部では他学科カリキュラムを自由に選択履修できるカリキュラム履修フレックス制を取り入れていると規定している。政経学部が、政治、経済分野の専門性だけに偏らない、体力、気力、人間力、学際的知力、礼節等バランスのとれた総合力を持つ人材養成を基本方針としていることと、政経学部に二つの学科が置かれているという組織構成とは整合性がとれている。

以上のとおり、本学の建学の精神、教育目的に基づき設置されたものであり、その目的を達成のために適切な構成になっていると自己評価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-1】学則第２条（組織)、第 40 条別表第 1（教育研究上の目的）

体育学部

学則第１条（目的）にある「建学の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究するとともに、歴史と伝統をたっとび心身を練磨し、誠意・勤労・見識・気魄の徳性を養い、もって道義日本を建設し、人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的としており、その目的を達成するために学則第２条（組織）には、体育学部に体育学科、武道学科、スポーツ医科学科、こどもスポーツ教育学科を置くと規定している。また、学則第 40 条（教育研究上の目的）別表第２には「体育・スポーツ・武道の広範な専門知識や高い技能の修得を通して、豊かな心身の育成と練磨をはかる文武両道教育を行い健康で明るい豊かな社会の創造者として活躍できる人材、国際社会に貢献できる人材を育成する」と規定されている。その理念、目的を達成するために「体育学科」「武道学科」「スポーツ医科学科」「こどもスポーツ教育学科」の 4 学科を置き、それぞれ有機的発展的に幅広く基礎を学びその上に深く専門領域を極め、現代社会に貢献するための綿密なカリキュラムを編成している。以上のとおり、本学部は本学の建学の精神、教育目的に基づき設置されたものであり、その目的達成のために適切な構成になっていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-1】学則第１条（目的）、第２条（組織）２頁、第 40 条　別表第２　第１項（教育研究上の目的・授業科目）10、48、49 頁

【資料 1-3-98】大学　ホームページ　大学基本情報　組織情報

https://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/information/organization/

【資料 1-3-30】体育学部便覧（平成 27 年度）　4、5、20、36、48、60 頁

【資料 1-3-32】大学 ホームページ （教育研究上の目的と三つのポリシー）

https://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/three_policies.html

理工学部

学則第２条（組織）には、理工学部に理工学科を置くと規定している。また、学則第 40 条別表第３（教育研究上の目的）には、建学の精神に基づき、理工学の各分野の知識と技術を修得し、それを社会で応用できる人材の育成とし、大学の使命・目的を達成するために適切な構成となっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-1】学則第 2 条（組織）、第 40 条別表第３（教育研究上の目的）

【資料 1-3-33】理工学部ホームページ

http://www.kokushikan.ac.jp/education/researcher/index.html?code=3

【資料 1-3-99】Kokushikan University International Prospectus 2015

（国士舘大学大学案内）　35～37 頁

【資料 1-3-34】理工学部 ACADEMIC GUIDE 2015　87～89 頁

法学部

法学部は、学則２条（組織）の規程には、法学部に法律学科と現代ビジネス法学科を置くと規定している。学則 40 条（教育研究上の目的・授業科目）別表４のとおり、法律学科と現代ビジネス法学科の２学科体制で教育研究活動を行っている。

したがって、法学部は、本学の建学の精神及び教育目的に基づき設置されたものであり、その目的達成のために適切な構成となっているものと自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-1】学則学則２条（組織）、第 40 条（教育研究上の目的）

別表第４

【資料 1-3-37】法学部便覧５頁、62 頁、102 頁

【資料 1-3-36】法学部ホームページ

文学部

文学部では、学則別表第 5 に示す通り、「人文科学を中心に深遠な学術を教授研究し、豊かな教養と高潔な人格を養い、文化の創造力をつけ、社会福祉の増進や国際社会の進展に寄与できる人材を養成すること」を目的に掲げている。

この達成のために、教育学科、史学地理学科、文学科の 3 学科 8 専攻を設置して、学部としての人材育成を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-1】学則第 40 条、別表第 5

【資料 1-3-40】文学部便覧　viii～ x iii 頁

【資料 1-3-35】大学案内 2016　46～58 頁
【資料 1-3-39】文学部ホームページ　http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/

21世紀アジア学部

学則第２条（組織）には、21 世紀アジア学部に 21 世紀アジア学科を置くと規定している。

21 世紀アジア学部の教育研究上の目的は、学則第 40 条　別表第 6（教育研究上の目的）に「アジアの多様性と共通性を深く理解し、コミュニケーション能力をもち、実践的専門知識を修得し、アジアや世界に視野を広げ活躍できる人材を育成する」と規定されている。

その目的を達成するために「21 世紀アジア学科」を設置し、「コミュニケーション能力の育成」「文化歴史への理解」「時代に合った実践的専門性」の三つを教育の柱としてカリキュラム編成を行っている。このカリキュラムに従って授業を行うことができるよう、それぞれの分野を専門とする教員が配置されている。

以上のとおり、本学部は、本学の建学の精神、教育の目的・達成のために適切な構成になっていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-1】学則第１条（目的）、第２条（組織）、学則第 40 条　別表第 6（教育研究上の目的・授業科目）
【資料 1-3-42】（21 世紀アジア学部）サバイバルガイド（学生便覧）8、9 頁
【資料1-3-43】21世紀アジア学部ホームページ

経営学部

本学は建学の精神に則り、学則第１条（目的）及び学則第 40 条（教育研究上の目的・授業科目）に、使命・目的、養成する人物像、教育研究上の目的を規定しており、その目的を達成するために７学部の教育研究組織を設置している。

学則第２条（組織）では、経営学部に経営学科を置くと規定しており、本学部及び学科における使命・目的及び教育目的は「ビジネス人基礎力」の養成である。それを具体的に実現するため、本学部付属「経営研究所」において「優良中堅・中小企業研究プロジェクト」を立ち上げ、日本または世界において各業界でトップシェアを獲得している中堅・中小企業 1,800 社以上の存在を調査のうえ確認し、当該 200 社以上の企業へ訪問調査を実施し､代表取締役等へのインタビューを含む調査研究を組織的に実施している。その調査結果は､「優良中堅・中小企業研究 A」「優良中堅・中小企業研究 B」の授業へ反映し、実践的な職業教育及び産学連携教育の導入をとおして「ビジネス人基礎力」を養成している。

これらの活動は、経営研究所の事業活動として承認されるとともに、大学全体の事業計画に明記され、所定の予算措置が施されている。

以上のとおり、本学部は、建学の精神、教育目的に基づき設置されたものであり、その目的を達成するために適切かつ整合性のある組織構成になっていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-96】平成 27 年度事業計画書
・経営学部 教育研究プロジェクト 「優良中堅・中小企業(小さなトップ企業)

の調査研究とその学生教育・就職指導への導入」（継続プロジェクト）
・経営研究所研究会組織化プロジェクト（継続プロジェクト）
（優良中堅・中小企業共同研究会の組織化とその学生教育・就職指導への導入）
【資料1-3-100】経営研究所規程、
【資料 1-3-1】学則第 2 条（組織）、第 40 条（教育研究上の目的）

政治学研究科

国士舘大学大学院は、大学院学則第１条（目的）に「建学精神に則り、大学学部の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成すること」を目的としており、大学院学則第２条（組織）に本研究科を置くと規定したその目的を達成するために、大学院学則第 33 条別表第１（教育研究上の目的）のとおり、大学院 10 研究科を教育研究組織として構成している。本研究科では、「政治・行政に関する高度な専門的知識の習得及び教授、それを実務に活かす専門職業人の養成、国際的なネットワークの構築を通じて世界で活躍する人材の育成」を教育目的と定め、修士課程と博士課程にそれぞれ、政治・行政に関する理論的科目、公務員業務に直結する実践的科目、国際関係の理解に資する実証的科目を配置した教育研究組織を編成して、これに対応している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-10】大学院学則第１条（目的）、学則第２条（組織）、
第 33 条別表第１（教育研究上の目的）
【資料 1-3-55】三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、
アドミッション・ポリシー）
【資料 1-3-50】政治学研究科ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/PS/policy.html
【資料 1-3-53】政治学研究科大学院便覧

経済学研究科

国士舘大学大学院は、大学院学則第１条(目的)に「建学の精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする」としており、大学院学則第２条（組織）に本研究科を置くと規定し、その目的を達成するために、大学院学則第 33 条（教育研究上の目的）別表第１のとおり、大学院 10 研究科を教育研究組織として構成している。
経済学研究科では、教育研究上の目的を「現代社会の様々な変化に適応でき、幅広くビジネス分野で活躍する人材の育成をする」と定め、授業科目及び教育課程を編成している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-1】学則第 40 条(教育研究上の目的)
【資料 1-3-10】大学院学則第１条(目的)、第２条(組織)、第 33 条(教育研究上の目的) 別表第１
【資料 1-3-53】経済学研究科大学院便覧（平成 27 年度） 21 頁
【資料 1-3-11】経済学研究科ホームページ

経営学研究科

大学院学則第1条（目的）に、「教育基本法及び学校教育法にしたがい、建学精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的とする」と定めており、大学院学則第2条（組織）に本研究科を置くと規定し、その目的を達成するため、大学院学則第33条別表第1(教育研究上の目的)の通り、10研究科を教育研究組織として構成している。

本研究科の理念・目的は、大学院学則第33条に「経営理論の教育・研究を通して、経営・会計・税務業務に従事する高度の職業人を養成すること」と規定している。具体的には、学部教育の延長線上に修士課程の教育課程を位置づけて、専門的な知識の習得を目指すとともに、経営学分野では高度かつ実践的な教育を行うため、主として中小企業診断士、ファイナンシャルプランナー、証券アナリスト等の資格取得を目標の一つとして視野に入れた「経営コース」と、会計学分野では主として税理士や公認会計士等の資格取得を目指す「会計コース」を設置してきめ細かな教育を行い、幅広くビジネス分野で活躍できる有為な人材を育成するためのカリキュラムを編成している。加えて、博士課程ではさらに専門的な経営理論の研究によって、高度の研究能力を備えた人材の育成を目的としたカリキュラム編成となっている。

また、経営学研究科は、研究科長、大学院主任、研究科委員で構成されており、使命・目的及び教育目的を達成するための組織体制となっている。

以上の通り、本研究科は、建学の精神、教育研究目的に基づき設置されたものであり、その目的達成のため適切な体制になっていると評価できる。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-3-10】大学院学則第1条（目的)、第2条（組織)、第33条別表第1（教育研究上の目的)

【資料1-3-52】経営学研究科ホームページ

【資料1-3-55】三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)

スポーツ・システム研究科

大学院学則第1条（目的）を達成するため大学院学則第２条（組織）に本研究科を置くと規定した大学院学則第33条別表第１（教育研究上の目的）のとおり本研究科を設置した。

競技スポーツから生涯スポーツについてなどの多種多様なスポーツ事象を研究対象とし、「スポーツ教育コース」と「スポーツ科学コース」の２コースを設置し、大学の使命・目的を達成するために教育研究目的を定めているため適切な構成となっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-3-10】大学院学則　第1条（目的)、第２条（組織)、第33条別表第１（教育研究上の目的)

【資料1-3-58】スポーツ・システム研究科便覧（平成27年度）23、24、、27、28頁

【資料1-3-57】スポーツ・システム研究科ホームページ　教育研究上の目的と方針
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/SS/policy.html

【資料1-3-44】国士舘要覧2015（26、27頁）（教育研究組織図）

救急システム研究科

本研究科は、大学院学則第 1 条（目的）を達成するため、大学院学則第 2 条（組織及び専攻）に本研究科を置くと規定した。大学院学則第 33 条（教育研究の目的）別表第 1 には、病院前救急医療の分野で建学の精神に基づいた、自らの資質向上に寄与できる人材の育成および病院前救急医療のリーダーとなる人材の育成、病院前救急医療の学問体系（救急救命学）の確立を教育目的とし、大学の使命・目的を達成するために適切な構成となっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-10】大学院学則　第 1 条（目的)、第 2 条（組織及び専攻），
第 33 条別表第 1 （教育研究上の目的）

【資料 1-3-60】救急システム研究科便覧（平成 27 年度）
（23 頁から 24 頁、97 頁から 100 頁）

【資料 1-3-59】救急システム研究科ホームページ　教育研究上の目的と方針
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/EDS/policy.html

【資料1-3-44】国士舘要覧（26頁から27頁）（教育研究組織図）

【資料1-3-1】学則第2条（組織）

工学研究科

国士舘大学大学院は大学学則第 1 条（目的）に「建学の精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に、学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的」としており、その目的を達成するために大学院学則第 33 条（教育研究上の目的）の通り、大学院 10 研究科を教育研究組織として構成している。工学研究科では社会の変化に対応し、自然と工学の調和のとれた社会の実現に貢献する意図のもと高度専門技術者と創造性豊かな研究者の養成を目指す。

よって、本研究科は本学の建学の精神、教育目的に基づき設置されたものであり、その目的を達成するために適切な構成になっていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-10】大学院学則　第 1 条（目的)、第 33 条別表第 1 （教育研究上の目的）

【資料 1-3-55】三つの方針（ディアプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、
アドミッション・ポリシー)

【資料 1-3-61】工学研究科ホームページ

法学研究科

国士舘大学大学院は、大学院学則第 1 条（目的）に、「 本大学院は、建学の精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的」としており、大学院学則第 2 条（組織）に本研究科を置くと規定し、その目的を達成するために、大学院学則第 33 条別表第 1 （教育研究上の目的）の通り、大学院 10 研究科を教育研究組織として構成している。法学研究科では、教育研究上の目的を「より専門的な法理論及び実務理論を教授・研究

して法的業務に従事する高度職業人を養成する」と定め、授業科目及び教育課程を編成している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-10】大学院学則　第 1 条（目的)、第 2 条（組織)、第 33 条別表第 1 （教育研究上の目的）

【資料 1-3-13】三つの方針　修士・博士課程の教育課程
（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）

【資料 1-3-62】法学研究科ホームページ

総合知的財産法学研究科

国士舘大学大学院は、大学院学則第 1 条（目的）に「建学精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に学術の理論及び応用を教授研究するとともにその深奥を極め研究又は専門の職域の先導者としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的」としており、その目的を達成するために国士舘大学大学院規則第33条（教育研究上の目的）のとおり、大学院10研究科を研究組織として構成し大学院学則第 2 条（組織）に本研究科をおくと規定している。

総合知的財産法学研究科では、科学技術立国の実現を目指し、知的財産に関する諸問題を総合的に解決することで社会貢献できる法的思考力と実践力を備えた知的財産の専門家育成を目指する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-10】大学院学則　第 1 条（目的)、第 33 条別表第 1 （教育研究上の目的）

【資料1-3-63】総合知的財産法学研究科ホームページ　三つの方針
（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）

【資料 1-3-53】大学院便覧 79 頁　三つの方針
（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）

人文科学研究科

大学院学則第 1 条（目的）を達成するため第 33 条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）別表第 1 に教育研究上の目的を定め、大学院学則第 2 条（組織）に本研究科を置くと規定している。

人文科学専攻と教育学専攻の 2 専攻から構成され、人文科学専攻は「日本史・東洋史学」「日本・東洋文学」「人文・自然地理」、教育学専攻は「教育学」「教職研究」「心理学」の各専門分野に分け、専門的な研究教育を通じ、より高度の研究能力開発を目的としており、大学の使命・目的を達成するために適切な構成となっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-10】大学院学則　第 1 条（目的)、第 2 条（組織)、第 33 条別表第 1 （教育研究上の目的）

【資料 1-3-53】人文科学研究科大学院便覧

【資料 1-3-65】人文科学研究科ホームページ

グローバルアジア研究科

大学院学則第 1 条（目的）に「建学精神に則り、大学学部の教育の基礎の上に学術の理論及び応用を教授研究するとともに、その深奥を極め、研究又は専門の職域の先導者

としての人格を養成し、もって文化の創造と人類の福祉に貢献する有為の人材を養成することを目的」としており、大学院学則第２条（組織）に本研究科を置くことを規程し、その目的を達成するために大学院学則第 33 条（教育研究上の目的）のとおり、大学院10 研究科を教育研究組織として構成している。グローバルアジア研究科では、アジアで活躍する高度職業人と先端研究の専門家の養成を目指す。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-10】大学院学則　第１条（目的)、第２条（組織)、第 33 条別表第１（教育研究上の目的）

【資料 1-3-55】三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）

【資料1-3-68】グローバルアジア研究科ホームページ

国際交流センター

学則第１条（目的）を達成するため学則第 37 条の２で本センターは、設置・整備されているため､使命･目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性は保たれている。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-3-1】学則第37条の２

【資料1-3-101】組織機構図

イラク古代文化研究所

学則の第１条（目的）を達成するため学則第 39 条で本附置研究所は設置・整備されているため、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性を保っている。

本研究所は、イラクを中心としたユーラシアの古代文化を解明することとし、近年ではイラン、シリア、サウジアラビア、レバノンでのフィールドワーク、ＵＮＥＳＣＯによるイラクの文化遺産復興への協力、共同研究、学際研究、国際交流などの活動を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-1】学則第１条（目的）

【資料1-3-102】イラク古代文化研究所ホームページ（教員一覧）

http://kokushikan.ac.jp/education/researcher/index.html?code=8

武道・徳育研究所

規程の１条により、本学の使命・目的及び教育目的

を達成するため「武道・徳育」分野の研究と実践・普及に特化した本研究所が設置されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-3-103】国士舘大学武道・徳育研究所規程

防災・救急救助総合研究所

学則の第１条（目的）を達成するため学則第 39 条５で本研究所は設置・整備されているため、使命・目的及び教育目的をと教育研究組織の構成との整合性を保っている。

本学は創立以来､高等教育機関として時代に求められる人材を養成してきました｡今、各地で自然災害が多発し、社会では地域防災対策の見直しと災害に関わる正しい知識の重要性が高まっています。同研究所はこれからの時代に備え、防災や救急救助の高い専

門知識を持ち、有事の際にはリーダーとして活動できる人材を養成する目的で設置され附置研究所であり目的と整合している。
◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-75】防災・救急救助総合研究所ホームページ
【資料 1-3-1】学則第１条（目的）
【資料1-3-101】組織図

アジア・日本研究センター

本センターは国士舘大学全学部からの研究員 56 人に加えて、学外からの研究員 14 人から構成されており、後者のうち３人は外国の研究機関などに所属している。従って、「アジア・日本に関する総合的研究」を行うのに適切な組織であると判断できる。

また、本センターの使命・目的を研究会、シンポジウムといった個別の事業を通して適切に実現していくために、国士舘大学アジア・日本研究センター規程第３条に基づいてセンター長を置き、第７条に基づいて運営委員会を設置している。また、国士舘大学アジア・日本研究センター内委員会などに関する内規第２条に基づき専門委員会が、第４条に基づき四つのワーキンググループ（学術交流、出版・ホームページ、地域交流、広報事業）が組織され、目的の実現に努めている。
◇エビデンス集・資料編
【資料 1-3-104】アジア・日本研究センター研究員名簿
【資料1-3-101】組織機構図
【資料 1-3-20】国士舘大学アジア・日本研究センター規程
【資料 1-3-105】国士舘大学アジア・日本研究センター内委員会などに関する内規

生涯学習センター

学則の第１条(目的)を達成するため学則第39条４で本センターを置くと定めている。
国士舘大学生涯学習センター規程第５条の規程により運営委員会を置いて、運営に関する重要事項を審査している。したがって、使命・目的及び教育目的を達成するために教育研究組織を置くことにより、整合性を図っている。
◇エビデンス集・資料編
【資料1-3-1】学則第１条（目的）、第38条の４（生涯学習センター）
【資料1-3-106】国士舘大学生涯学習センター規程第５条

ウエルネス・リサーチセンター

学則の第１条（目的）を達成するため学則第 39 条５で本センターは設置・整備されているため、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性を保っている。胎児（妊婦の健康）をはじめ、幼児から高齢者にいたるまでの発育や発達の特性にあった体育・スポーツ活動や教育的活動の実践、日常生活からスポーツ活動中にいたるまでの救急医療体制の整備、一般市民に対する心肺蘇生法の普及等の活動を数多く行い、得られた豊富なデータを研究成果としてオープンにすると共に、企業や教育現場などで求められている新たな機器の開発、教育方法開発、指導者及び運営者の育成など、健康に暮らしていける社会づくりに貢献するために設置された総合的研究機関であり目的と整合している。
◇エビデンス集・資料編

【資料 1-3-83】ウエルネス・リサーチセンターホームページ
【資料 1-3-1】学則第 39 条５（ウエルネス・リサーチセンター）
【資料1-3-101】教育研究組織図

学長課

使命・目的及び教育研究上の目的を達成するため、７学部14学科、10研究科、３附属施設、３附属研究所、３附属研究施設を置いて、学部及び学科間、研究科間、研究所間の連携を図り、組織的な対応をしている。

◇エビデンス集・資料編

【資料1-3-1】学則第2条(組織)、第37条２(国際交流センター)、第37条３（図書館・情報メディアセンター）、第38条（健康管理室）、第39条（附置研究所及び附属研究施設等）、第39条３（アジア・日本研究センター）、第39条４（生涯学習センター）、第39条５（ウエルネス・リサーチセンター）、第40条(教育研究上の目的・授業科目)

【資料1-3-10】大学院学則第２条（組織及び専攻）、第33条(教育研究上の目的、授業科目及び履修方法)

(3) 1－3 の改善・向上方策（将来計画）

政経学部

政治学、経済学の専門性だけに偏らないバランスのとれた総合力を養成するという教育目的の有効性を高めるため、今後は二つの学科の共通科目を設置することについて検討を進める。また、政経学部の中長期的な計画への使命・目的及び教育目的の反映については、議論の場をもうけて検討を進めていく。また、学生支援策といった特別な政策の遂行に当たっては、一部予算措置を伴うものがあり、教育目的達成のための学生支援をタイムリーに行うためには、政経学部の教育目的とその有効性についての法人役員側の理解と支持を図っていく。

体育学部

役員、教職員の理解と支持、学内外への周知、中長期的な計画及び三つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性を高める活動を継続する。

理工学部

高大接続と入試の見直しの中で、アドミッション・ポリシーに入学時までに身に着けるべき学修内容を明記するなど、より具体的なものとしていく。また,

教職員への理解の促進、学内外への周知活動を継続していく。

法学部

法学部では、2018 年問題を視野に、法学部将来構想委員会において、中長期的ビジョンに立った法学部の使命・目的及び教育目的の見直し及び学部・学科の改編を含めた検討を継続的に行っていく予定である。

文学部

上述の通り、文学部では建学の精神に則って学部の教育研究上の目的を設定している。

これらに導かれて、学内外への学部の方針についての情報提供を行ってきた。

今後は、「学校法人国士舘中長期事業計画」に示されたように、直近では平成 29 年度からの改革に向けて、組織やカリキュラム改編の検討を進めており、今後、これをより具体化させていくことになる。将来的には、学部学科の理念を大切にしながらも、在学生や受験生のニーズを満たし、その将来性をより拡げられる学部へと改革が進められるものと考えている。

21世紀アジア学部

昨年提出した将来構想案を実現させるための取り組みを行っていく。将来構想案を一気に実現させることは困難であるため、その第一段階となるカリキュラムの検討を行いながら、教育目的を達成するためにより効果的な仕組み作りを行っていく。

経営学部

入試改革の一環として、アドミッション・ポリシーをより具体的かつ詳細なものにするとともに、入試制度・方法との関連でこれをどのように取り入れるべきか検討中であり、その一部を AO・推薦選考に導入し、その効果をはかりつつ一層の検討を進めている。

政治学研究科

今後も大学の中長期計画と連動させながら、本研究科の使命・目的、及び教育研究組織を適宜見直していく。

経済学研究科

経済学研究科では、専修免許関連の講義科目の担当者を必ずしも専門が一致しない専任教員に兼務させており、教育組織の構成が不適切な状態にある。教育の質を高めるためにも、非常勤・客員の教員を採用する等して、当該科目を専門とする教員に担当させるべきであると考えている。本研究科から教育界に有為な人材を送り出すことができるよう、教務部と連携して、適切な人材配置を速やかに実現する予定である。

経営学研究科

現在までの方策を踏襲し、現状を鑑み、将来の環境変化に備えた方策を今後検討していく。

具体的には、毎月開催される経営学研究科委員会において、懇談などの機会を活用して各委員から意見を聴取し、問題点・課題などが提示された場合は、改善の方向性を検討していく。

スポーツ・システム研究科

今後も中期計画のもと、継続的に点検を行っていく。

救急システム研究科

研究科は、病院前救急医療の分野において、自らを資質向上させうる人材の育成、病院前救急医療分野での指導者育成､病院前救急医療の研究者育成を教育目的としている。将来に向けての改善として、この目的に沿って魅力あるカリキュラムを配し、学則に示す人材育成をするべく、役員の理解、教職員が支持する組織作りを進めていく予定である。

法学研究科

３コース（基幹法コース、税法・ビジネス法コース、スポーツ法コース）の教育目的

を一層充実させるため、今後は人材育成に努力する。そのために入学者募集活動を全国的に展開し、特色ある教育プログラムを策定する。広報活動もさらに拡大し、教員による研究活動（研究会・講座、講演会、シンポジウム）を実施しその使命・教育の目的を充実させる。

総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科では、科学技術立国の実現を目指し、知的財産に関する諸問題を総合的に解決することで社会貢献できる法的思考力と実践力を備えた知的財産の専門家育成を目指する。

人文科学研究科

平成 27（2015）年 8 月 6 日付で学校法人国士舘中長期事業計画が示された。これに基づいて、早急に人文科学研究科の中長期計画を策定する。

グローバルアジア研究科

グローバルアジア研究科の教育目的の策定にあたっては、研究科委員会の審議、承認後、学内の仕組みに則った諸会議を経て決定されているので、役員、教職員の理解と支持は有効性をもっていると考えている。今後、その使命、目的や個性を生かした改革や提案を行う場合も同様な手順をおこなっていく。

学内外への周知については、受験生、地域、在学生、保護者、卒業生や産業界を対象にホームページ等、さまざまな媒体を介してグローバルアジア研究科の三つの方針（ポリシー)、研究科の使命・目的、及び教育目的を周知している。今後は入試説明会などでもわかりやすく説明していきたい。

三つの方針等への使命・目的及び教育目的を反映するために、カリキュラムの検討、入試の検討などを短期的には実施予定である。中期的には設置当初から考えると教員数が減っており、カリキュラムの調整等が限界となっている事もあるため、使命・目的に沿った教員の補充を 21 世紀アジア学部、イラク古代文化研究所と連携をはかり、大学に理解を求めていきたい。さらに、三つの方針等に基づき使命、目的を達成するために、内外の理解を深め、10 年後、20 年後を見据えた長期計画を推進する。

グローバルアジア研究科は、アジアで活躍する高度職業人と先端研究の専門家の養成を目指すという目的があり、３分野の連携融合型、超領域型の教育を推進している。そのため21世紀アジア学部、イラク古代文化研究所、アジア日本研究センターが基盤となり、教育研究組織が構成されている。今後も引き続きこれらの研究機関と連携を進めていく。

国際交流センター

これまでの取り組みを継続するとともに、大学ホームページの内容の充実図り、本センターの目的を遂行するために自己点検・評価等を通じ改善していく。

武道・徳育研究所

建学の精神・大学の使命・目的、教育目的に則し、学内に対する取り組みを継続し、ホームページ等を通じ学内外に、本研究所の使命・目的に対する活動の周知をはかる。

また、自己点検により、大学の使命・目的と本研究所の目的の整合性を継続して確認する。

防災・救急救助総合研究所

これまでの学内に対する取り組みを継続するとともに、平成 27 年 5 月にリニューアルした大学ホームページの見直し・充実を図るなど、学外に対するさまざまな広報の機会を活用して、本研究所の使命・目的に対する認知度の向上を図るよう、さらに努力していく。

本学の使命・目的及び教育目的と本研究所の目的整合性については、自己点検・評価等を通じ、継続して確認していく。

アジア・日本研究センター

これまでの学内に対する取り組みを継続するとともに平成 27（2015）年５月にリニューアルした大学ホームページの見直し・充実を図るなど学外に対するさまざまな広報の機会を活用して本センターの使命・目的に対する認知度の向上を図るよう、さらに努力していく。

本学の使命・目的及び教育目的と本センターの目的の整合性については自己点検・評価を通じ継続して確認していく。

生涯学習センター

これまでの学内外に対する取り組みを継続するとともに、平成27（2015）年度5月にリニューアルした大学ホームページの見直し・充実を図る他資格講座、公開講座のパンフレット内容を充実させるなど。学内外に情報を発信する様々な広報の機会を活用して、本センターの使命・目的に対する認知度の向上を図るよう、さらに努力していく。資格講座や公開講座は、建学の精神や大学の理念を踏まえたものであり、社会のニーズに対応できる人材を育成するための、魅力と充実感のあるコンテンツ編成に取り組んでいく。本学の使命・目的及び教育目的と本センターの目標整合性については、自己点検・評価等を通じ、継続して確認していく。

ウエルネス・リサーチセンター

これまでの学内に対する取り組みを継続するとともに、平成 27 年 5 月にリニューアルした大学ホームページの見直し・充実を図るなど、学外に対するさまざまな広報の機会を活用して、本センターの使命・目的に対する認知度の向上を図るよう、さらに努力していく。

本学の使命・目的及び教育目的と本センターの目的整合性については、自己点検・評価等を通じ、継続して確認していく。

学長課

使命・目的及び教育目的を、さらに有効的に教育課程に反映させるか、国士舘教育総合改革検討委員会が立ち上がり、学長を部会長とした作業部会により、検討をしていく。

［基準１の自己評価］

本学は建学の精神に基づき、学則第１条（目的）において使命・目的を前述のように定めている。大学の使命・目的に基づく教育研究上の目的は、平成 19（2007）年４月１日に施行の「大学院設置基準」一部改正第１条の２（教育研究上の目的）及び平成 20（2008）年４月１日施行の「大学設置基準」一部改正第２条第 40 条を改正し「教育研究

上の目的」として「三つの方針」を明記するとともに養成する人材像を明確にするものとなっている。

本学では、少子高齢化、健康志向、技術革新、国際化、ビジネス革新など社会変化への対応をすべく、以下の教育・研究組織の改変を行った。21 世紀に入って時代のニーズに応え、社会的要請の変化に対応すべく前述のように２学部、２研究科、体育学部に３学科を新設した。

学校法人国士舘創立 100 周年（平成 29（2017）年）を視野に中長期事業計画を策定した。教育、研究、社会貢献をとおして国家・社会に果たす役割、建学の理念を実現するための財政基盤の安定化など、次の百年へのマイルストーンとして、「国士舘」の方途を示した。学内外へ周知を図るため 23 頁に及ぶ計画書を国士舘ホームページの情報公開ポータルサイトに全文を公開した。

以上のことから、基準１「使命・目的」の基準は満たしていると自己評価する。本学は、大学及び大学院研究課は「学校基準法」に則り、使命・目的及び教育目的、学部学科、研究科専攻の人材育成の目的を大学学則及び大学院学則に明確に定めている。

本学の建学の精神、教育理念は、明確に定められ、学内外に明示されており、周知されているものと判断する。

体育学部

本学の建学の精神・教育理念及び使命・目的並びに体育学部の教育目的・教育方針については、学則や便覧、ホームページ等を通じて学内外に多様な媒体を通じ、適切に公表・周知している。学生や保護者、受験者などが閲覧する媒体を通じ、公表・周知することは学内外に確実な周知に繋がっていると考え、適切な公表・周知ができていると自己評価する。

経営学部

経営学部における使命と目的は本学の「建学の精神」を前提に明確に文章化し、これらを社会へ明示するとともに、教育目的を学則等において明確に定め、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーの「三つの方針」に対して反映している。

以上のとおり、基準１を満たしていると自己評価する。

経営学研究科

「学校基準法」に則り、使命・目的及び教育目的、人材育成の目的を大学院学則に明確に定めている。本学の建学の精神、教育理念は、明確に定められ、学内外に明示されており、周知されているものと判断する。

建学の精神に基づく大学の使命・目的については、大学院学則第１条（目的）に、大学院研究科の教育研究上の目的は、大学院学則第 33 条に規定し、公表し周知を図っている。

理事会において、「学校法人国士舘中長期事業計画」を決議し、本学の全教員への周知を図っている。

以上のことから、基準１「使命・目的等」の基準は満たしていると自己評価する。

人文科学研究科

本学大学院は「学校教育法」及び「大学院設置基準」に則り、使命・目的を定め、本

大学院における人材育成の目的を大学院大学院学則に明確に定めている。

本学の建学の精神、教育理念も明確に定められ、学内外に明示されており、周知されているものと判断する。建学の精神に基づく使命・目的は大学院学則第1条（目的）に規定し、教育研究上の目的は大学院学則第33条に規定して公表し周知を図っている。

理事会においては「学校法人国士舘中長期事業計画」を策定・議決し、本学教職員への周知を図っている

以上より、基準Ⅰ「使命・目的等」の基準は満たしていると自己評価する。

国際交流センター

本センターは設置目的に基づく活動を実施しており、ＰＤＣＡに基づきより効果のある活動を進めている。

学長課

建学の精神は、学校法人国士舘寄附行為第３条（目的）に「聖人至徳を志し、不断の読書、体験、反省により、誠意・勤労・見識・気魄を涵養し、もって道義日本を建設し、世界の平和と進運とに貢献する有為の人材を養成する教育を行うことを目的とする」として設置し、これを基に学則第１条（目的）及び大学院学則第１条（目的）に明記し定めている。

また、各学部・各研究科における教育研究上の目的も、学則別表及び大学院学則別表や各便覧に記載するとともに、ホームページ、国士舘要覧、大学案内等への掲載及び校舎内会議室等に提示して、学生および教職員に周知している。また、新入生に向けて、オリエンテーション時に学長による建学の精神の高揚の一環として学長講話を実施して周知している。

中長期計画は、専任教職員への配布や、教学における学部長会･研究科長会･研究所長会等において説明すると共に、ホームページに公表し使命・目的及び教育目的を反映している。使命・目的及び教育目的は学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、入学者受入の方針(アドミッション・ポリシー)に反映して､これらを達成するため､必要な教育研究組織を整備し運営している。

基準 2. 学修と教授

2－1　学生の受入れ

≪2－1 の視点≫

2-1-①　入学者受入れの方針の明確化と周知

2-1-②　入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

2-1-③　入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2－1 の自己判定

基準項目 2－1 を満たしている。

(2) 2－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-①入学者受入れの方針の明確化と周知

政経学部

政経学部の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、教育目的に基づき明確に定められている。また、政治学科及び経済学科の受入れの方針（アドミッション・ポリシー）も、政経学部の教育目的に則り明確に定められている。アドミッション・ポリシーは、大学案内や入学試験要項、ホームページへの明記及び年 10 回開催されるオープンキャンパスにて高校生やその保護者に、また、５月に開催している高校教員を対象とした入試説明会を通して広く高校現場にそれぞれ情報提供を行って周知を図り、入学者と政経学部が求める人材像との適合を図っている。

以上のことから、政経学部の入学者受入れの方針は明確であり、周知も適切に行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-1】大学ホームページ
政経学部の教育研究上の目的と三つのポリシー
http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/pse.html

【資料 2-1-2】政経学部ホームページ（ポリシー）
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/about/policy.html

【資料 2-1-3】平成 28（2016）入学試験要項（４頁）

【資料 2-1-4】大学案内 2016（14 頁、16 頁、18 頁）

体育学部

体育学部の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、教育目的に基づき明確に定められている。

本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、「大学案内」「入学試験要項」「ホームページ」に明示するとともに、高校教員向け入試説明会（毎年５月開催）、オープンキャンパス（年 10 回開催）にて高校生及び保護者に周知を図っている。

オープンキャンパスでは、年間延べ 18,000 人程度の高校生及び保護者が来場している。

高校教員対象の入試説明会では、入試に関する情報に限らず、高校現場での問題についても共有化し、改善策など情報提供を行い、体育学部が求める人材像との適合を図っている。

以上のことから体育学部の入学者受入れの方針は明確であり、周知を適切に行われて

いると自己評価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-1-5】大学ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/three_policies.html
【資料 2-1-6】体育学部ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/pe.html
【資料 2-1-4】大学案内（平成 27 年度） 13、20 頁
【資料 2-1-3】入学試験要項（平成 28 年度） ４、５頁
【資料 2-1-7】入試説明会パンフレット
【資料 2-1-8】武道学科定員増に関わる文科省申請書類

理工学部

理工学部（理工学科）の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、教育目的に基づき明確に定められている。理工学部のアドミッション・ポリシーは、高校生に理解しやすい表現で、大学案内、入試要項、ホームページ、理工学部 ACADEMIC GUIDE に明示するとともに、高校教員向け入試説明会（毎年 5 月開催）、オープンキャンパス（年 6 回開催）にて高校生及び保護者に周知を図っている。

オープンキャンパスでは、理工学部関連ブースに年間延べ 2,100 人程度の高校生が来場している。高校教員対象の入試説明会では、入試に関する情報に限らず、高校現場での問題についても共有化し、改善策など情報提供を行い、理工学部が求める人材像の理解を図っている。

以上のことから、理工学部の入学者受入れの方針は明確であり、周知も適切に行われていると自己評価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料2-1-4】大学案内2016 30頁
【資料2-1-3】入学試験要項（平成28年度） 4頁
【資料2-1-9】理工学部ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/se.html
【資料2-1-10】理工学部ACADEMIC GUIDE 2015 2頁
【資料2-1-11】オープンキャンパス理工学部ブース及び学びのチャレンジの来場者数集計表（2015年度）
【資料2-1-12】高校教員対象の入試説明会の理工学部ブース対応高校数集計表（2015年度）

法学部

法学部の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、教育目的を実現するために５項目にわたって規定として明確に定められている。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は国士舘大学のホームページ、入学試験要項、および大学案内等において明確に表示し周知している。さらにオープンキャンパスや高校の進路ガイダンス等で高校生及び保護者に周知を図っている。したがって、法学部の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は明確に示されており、周知も適切に行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料2-1-13】法学部ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/policy.html
【資料2-1-14】法学部便覧（平成27年度）　５頁
【資料2-1-4】大学案内2016　40頁
【資料2-1-3】入学試験要項（平成28年度）　５頁

文学部

文学部では、国士舘大学の建学の精神及び学則第１条に基づいて、入学者受入れの方針をアドミッション・ポリシーとして明確化し、それを大学ホームページ、大学案内、入学試験要項等に示すことで周知を図っている。

現在、大学ホームページ上には、「国士舘大学の教育目標を理解し、人文科学の分野に対して深い関心と意欲を持って人間形成をはかり、豊かな創造力と幅広い知識、表現力を持って、社会の進展に貢献する気概のある学生を求めます」とアドミッション・ポリシーが明示している。

また、オープンキャンパス時の学部紹介や個別相談ブースにおいても、学部及び各学科・専攻の入学者受入れ方針の周知を行っている。なお、それを示す資料として上記の資料及び学部入学試験基本方針等がある。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-1-4】大学案内 2016　46～58 頁
【資料2-1-3】入学試験要項（平成28年度）
【資料2-1-15】文学部ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html
【資料2-1-16】オープンキャンパス学部紹介説明資料

21世紀アジア学部

21 世紀アジア学部の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、教育目的に基づき明確に定められている。

２１世紀アジア学科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は 21 世紀アジア学部の教育目的に則り明確に定められている。

本学の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、「大学案内」「入学試験要項」「ホームページ」に明示するとともに、高校教員向け入試説明会（毎年５月開催）、オープンキャンパス（年 10 回開催）にて高校生及び保護者に周知を図っている。

オープンキャンパスでは、年間延べ 18,000 人程度の高校生及び保護者が来場している。

高校教員対象の入試説明会では、入試に関する情報に限らず、高校現場での問題についても共有化し、改善策など情報提供を行い、21 世紀アジア学部が求める人材像との適合を図っている。

以上のことから 21 世紀アジア学部の入学者受入れの方針は明確であり、周知を適切に行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-1-17】大学ホームページ　　https://www.kokushikan.ac.jp/
【資料 2-1-18】21 世紀アジア学部ホームページ

https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/21_Asia/
【資料 2-1-3】入学試験要項（平成 28 年度）　5 頁
【資料 2-1-4】大学案内（平成 28 年度）　60 頁
【資料 2-1-19】（21 世紀アジア学部）サバイバルガイド（学生便覧）9 頁

経営学部

経営学部における入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）については、「経営学を学ぶ目的意識が明確で、自ら求めて学び、努力のできる人」「社会のルールや人との約束を守る人」「意見の違いや立場の違いを理解し尊重できる人」「チーム・ワークを大切にし組織に貢献する意欲のある人」と定め、高校生や受験生等に理解しやすい表現にするとともに明確化している。また、入学者受入れの方針は、経営学部の理念、使命と目的である「ビジネス人基礎力」の養成に基づき策定している。

これら入学者受入れの方針は、経営学部開設時に教授会において策定され、教職員等の学内への周知はもとより、本学ホームページ、大学案内、オープンキャンパスでの学部紹介、入試説明会等において学外への周知も徹底している。また、入学後においてもその貫徹をはかるため、経営学部新入生全員に配付している経営学部便覧に「三つの方針」を掲載している。

以上のとおり、入学者受入れの方針について明確化されており周知されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-1-4】大学案内　2016　66 から 67 頁
【資料 2-1-20】経営学部便覧（平成 27 年度）　　学部概要（ポリシー）
【資料 2-1-21】経営学部ホームページ(理念と目標、ポリシー)
【資料 2-1-22】経営学部の概要（オープンキャンパス学部紹介資料）
【資料 2-1-23】経営学部準備委員会議事録（H22－04）

政治学研究科

修士課程、博士課程の各入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、教育目的に基づき明確に定められている。入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、ホームページや国士舘大学大学院 GuideBook2015、国士舘大学大学院学生募集要項への明記し周知している。

以上のことから本学の入学者受入れの方針は明確であり、周知も適切に行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-1-24】政治学研究科ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/PS/policy.html
【資料 2-1-25】大学院 GuideBook2015
【資料 2-1-26】大学院学生募集要項平成 27 年度（2015 年度）
【資料 2-1-27】政治学研究科大学院便覧

経済学研究科

経済学研究科のアドミッション・ポリシーは、教育目的に基づき明確に定められている。「大学院案内」「入学試験要項」「大学院便覧」や「大学院ホームページ」などで、経

済学研究科のアドミッション・ポリシーを明示している。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-1-27】経済学研究科大学院 GuideBook　21 頁
【資料 2-1-26】大学院学生募集要項
【資料 2-1-27】経済学研究科大学院便覧 21 頁
【資料 2-1-28】経済学研究科大学院ホームページ

経営学研究科

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、大学院案内、ホームページなどで周知している。

従って、本研究科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は明確に示されており、周知も適切に行われていると自己評価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-1-25】大学院 GuideBook　16～17 頁
【資料 2-1-29】経営学研究科ホームページ
【資料 2-1-26】大学院学生募集要項

スポーツ・システム研究科

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、教育目的に基づき明確に定められている。受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、ホームページや GuideBook2015 国士舘大学大学院、国士舘大学大学院学生募集要項へ明記し周知している。

以上のことから本研究科の入学者受入れの方針は明確であり、周知も適切に行われていると自己評価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-1-30】スポーツ・システム研究科ホームページ　教育研究上の目的と方針
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/SS/policy.html
【資料 2-1-25】GuideBook2015 国士舘大学大学院　64 頁
【資料 2-1-26】大学院学生募集要項平成 27 年度（2015 年度）(18 頁から 19 頁)

救急システム研究科

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、教育目的に基づき明確に定められている。受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、ホームページや GuideBook2015 国士舘大学大学院、国士舘大学大学院学生募集要項へ明記し周知している。

以上のことから本学の入学者受入れの方針は明確であり、周知も適切に行われていると自己評価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-1-31】救急システム研究科ホームページ　教育研究上の目的と方針
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/SS/policy.html
【資料 2-1-25】GuideBook2015 大学院　71 頁
【資料 2-1-26】大学院学生募集要項平成 27 年度（2015 年度）19 頁

工学研究科

修士課程、博士課程の各アドミッションポリシーを作成し、明確化している。また、ホームページや便覧、大学案内などでも周知している。

修士課程、博士課程の各入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）は、教育目的に基づき明確に定められている。受入れの方針（アドミッションポリシー）は、ホームページや国士舘大学大学院 GuideBook2015、国士舘大学大学院学生募集要項への明記し周知している。

以上のことから本学の入学者受入れの方針は明確であり、周知も適切に行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-32】工学研究科ホームページ

【資料 2-1-25】大学院 GuideBook2015

【資料 2-1-26】大学院学生募集要項平成 27 年度（2015 年度）

法学研究科

法学研究科は、最新の法知識をもち、法的紛争の予備知識を身につけた人材、特に専門的な法理論および実務理論を教授・研究して法的業務に従事する高度の職業人を養成することを目的としている。そのことは大学院便覧（89 頁）のアドミッション・ポリシーにも具体的に表現されている。受験生に対して、３コース(基幹法コース・税法ビジネスコース・スポーツ法コース)について、これまでにはなかった年間５回の入試説明会を実施し、研究科の目的、特に講義内容・論文作成等について懇切な説明を行なっている。その他、各種受験雑誌や大学のホーム頁にも紹介し、研究科の果たす役割目的についての説明も行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-33】大学院学則第 1 条（目的)、第 33 条（教育の目的、授業科目及び履修方法）

【資料 2-1-27】法学研究科大学院便覧

【資料 2-1-26】大学院学生募集要項 17 頁

【資料2-1-34】大学院入試説明会のポスターの資料

【資料2-1-35】エビデンス集（データ編）（平成２７年６月国士舘大学）

【資料 2-1-25】大学院 Guide Book2016（22、23 頁）

総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科では、知的財産に関する諸問題を総合的に解決することで社会に貢献でできる法的思考力と実践力を知的財産の専門家育成のために、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を定め、これを達成するために教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)を策定し、学生に示すとともに、シラバス集、大学院便覧、ホームページ等で明示している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-27】大学院便覧（三つの方針）79 頁

（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、　アドミッション・ポリシー）

【資料 2-1-36】総合知的財産法学研究科ホームページ 三つの方針

http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/IPL/policy.html
（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）
【資料 2-1-37】総合知的財産法学研究科シラバス抜粋
【資料 2-1-25】Guide Book 2016 国士舘大学大学院　29 頁
【資料 2-1-26】大学院学生募集要項平成 28 年度 18 頁

人文科学研究科

入学受入の方針（アドミッション・ポリシー）は、大学案内、ホームページなどで周知している。したがって、本研究科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、明確に示されており、周知も適切に行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料2-1-4】大学案内2016
【資料2-1-38】人文科学研究科ホームページ
【資料2-1-25】大学院Guide Book2016 48、50頁
【資料2-1-26】大学院学生募集要項18頁

グローバルアジア研究科

修士課程、博士課程の各入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、教育目的に基づき明確化されている。入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）は、ホームページや大学院 Guide Book 2015、大学院学生募集要項へ明記し、周知している。

以上のことから本研究科の入学者受入の方針は明確であり、周知も適切に行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-1-39】グローバルアジア研究科ホームページ
【資料 2-1-25】大学院 Guide Book 2015
【資料 2-1-26】大学院学生募集要項、平成 27 年度グローバルアジア研究科
【資料 2-1-40】グローバルアジア研究科大学院便覧

学長課

入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー）は、各学部・各研究科の教育研究上の目的に基づき明確に定めている。大学の建学の精神、教育研究上の目的と共に、大学ホームページや大学案内、入学試験要項で公表している。また、オープンキャンパスや入学試験説明会、進学相談会等において、高等学校教員及び受験生や保護者に対し周知している。

◇エビデンス集・資料編
【資料2-1-5】ホームページ掲載「国士舘大学の教育研究上の目的と三つのポリシー」
【資料2-1-4】大学案内14頁、20頁、30頁、40頁、46頁、60頁、66頁
【資料2-1-3】入学試験要項（平成28年度）４頁、５頁
【資料2-1-25】大学院案内４頁、５頁、10頁、11頁、16頁、17頁、22頁、23頁、29頁、35頁、36頁、48頁、50頁、64頁、71頁、82頁、83頁

入試部

本学の入学者受入の方針（以下「アドミッション・ポリシー」という。）は、教育目的に基づき明確に定めている。大学案内、入学試験要項、ホームページへ明示するとと

もに、年 10 回開催されるオープンキャンパスにて高校生や保護者に、また、毎年５月に開催している教員を対象とした入試説明会や学校訪問を通して広く高校現場に、それぞれ情報提供を行っている。オープンキャンパスでは、年間延べ 18，000 人程度の高校生及び保護者が来場している。

以上のことから本学の入学者受入れの方針は明確であり、周知も適切に行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-1-4】大学案内

【資料2-1-3】入学試験要項

【資料2-1-5】ホームページ掲載「国士舘大学の教育研究上の目的と三つのポリシー」

2-1-②入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫

政経学部

政経学部では、入学者受入れの方針に沿ったＡＯ入試、推薦選考、一般入試という複数の選抜方法を採用している。

ＡＯ入試は、出願基準を入学後の目的及びその学習計画が明瞭であり、高等学校等在学期間に各種資格等の取得や諸活動の実績等と定め、口頭試問によりアドミッション・ポリシーを確認し、書類審査、口頭試問、小論文の総合評価により選抜している。平成 28（2016）年度からはⅡ期、Ⅲ期でも実施することとした。

一般入学試験、Ｃ方式入学試験（大学入試センター試験利用）選抜では、主に基礎学力を問うことを目的とした入試選抜として実施している。一般入学試験は、選抜方法を平成 28(2016)年度より個性的で可能性の高い人材の受入れを目的したトップワン方式（受験科目のうち一番高い点数で合否判定をする方式）に加え各教科バランスのとれた総合力のある人材をも受入れるために総合点方式を導入した。入学試験実施日により前期入学試験・デリバリー入学試験・中期入学試験・後期入学試験の各試験区分にトップワン方式及び総合点方式を設け、受験生が自分に合った方式で受験できるように工夫している。

入試問題の作成および採点については、ＡＯ入学試験及び推薦選考の小論文は政経学部内で、また一般入学試験問題は入学試験出題委員会で大学自ら行っている。

以上のとおり、入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫がされていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-3】入学試験要項（平成 28 年度）（6 頁から 14 頁）

体育学部

体育学部では入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき入試制度を構築している。入学者選抜全般に関しては、学則第 10 条（選抜の方法）に基づいて教授会の判定を経て学長が決定する。選抜方法には、ＡＯ入学試験、推薦選考、スポーツ・武道選考、一般入学試験、Ｃ式入学試験（大学入試センター試験を利用した選抜方法)、編入学・転入学試験、社会人入学試験、海外帰国子女入学試験、外国人留学生入学試験があり、入学者の受験選択肢を広げ、多様な学生の受け入れに努めている。

体育学部という特性から多くの入学試験カテゴリーにおいて筆記試験のみならず実技試験を行って運動能力を含めた総合的評価を行っている。

入学試験問題の作成は国士舘大学入学試験問題作成委員会で作成し、ＡＯ入学試験、推薦選考、スポーツ・武道選考、一般入学試験、編入学・転入学試験、社会人入学試験、海外帰国子女入学試験、外国人留学生入学試験の問題作成は体育学部教務主任が問題作成を統括している。

以上のとおり入学者受け入れ方針に沿った学生受け入れ方法の工夫を行っていると自己評価できる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-5】大学ホームページ

http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/three_policies.html

【資料 2-1-41】体育学部ホームページ

http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/pe.html

【資料 2-1-4】大学案内（平成 28 年度）　13、20、92、93 頁

【資料 2-1-3】入学試験要項（平成 28 年度）　４、５、15 から 22 頁

【資料 2-1-42】体育学部入学試験作成依頼書類

理工学部

理工学部では、アドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜等を入試要項で示されているように、一般入試（前期入学試験、デリバリー入学試験、中期入学試験、後期入学試験）およびＣ方式入学試験においては入学までに身につけておくことが望ましい数学・理科を中心とした基礎学力による選抜を、ＡＯ入学試験、推薦選考および、スポーツ・武道選考においては成績証明による学習状況の評価に加え授業外活動の成果、学習計画などを総合的に判断する選抜を、公正かつ妥当な方法によって実施している。また、学則第 10 条（選考の方法）、諸入試の実施要項に示されているように、適切な体制のもと運用している。入試問題の作成は、試験委員名簿が示すように専任教員により行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-3】平成 28 年度入学試験要項 4、23～30 頁

【資料 2-1-4】大学案内 2016　92、93 頁

【資料 2-1-43】入学試験運営要領　平成 28 年度入学試験細部実施要項

【資料 2-1-44】全入試の教職員配置計画書（事務室対応）

【資料 2-1-45】出題委員名簿（学部長）（理工学部）

【資料 2-1-46】学則第 10 条（選考の方法）

法学部

法学部では、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき入学者選抜を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもとで運用している。入学者選抜全般に関しては、学則第10 条（選抜の方法）に基づき教授会の判定を経て学長が決定する。選抜方法には、前期・中期・後期の一般入学試験の他、ＡＯ入学試験、推薦選考、スポーツ・武道選考、一般入学試験、Ｃ方式入学試験（大学入試センター試験を利用した選抜方法）、編入学・転入学試験、社会人入学試験、海外帰国子女入学試験、外国人留学生入学試験

があり、入学者の受験選択肢を広げ、多様な学生の受け入れに努めている。

入学試験問題の作成は、一般入学試験については国士舘大学入学試験問題作成委員会で作成し、ＡＯ入学試験、推薦選考、スポーツ・武道選考、編入学・転入学試験、社会人入学試験についての問題作成は、法学部教務主任が問題作成を統括のうえ法学部独自で作成している。

なお、ＡＯ入試と推薦選考の問題作成について、法学部では、平成27（2015）年度入試より「小論文」の出題形式を変更し、「小論文（読解力・基礎知識を含む)」として、時間および配点ともに延長・増加した。これにより、文章の読解力が大学入学後の勉学に耐えうるものであるかを見ることができ、面接と合わせて以前よりも多面的な判定をすることが可能となった。また、平成27（2015）年度の外国人留学生入学試験より、日本語作文に代えて日本留学試験の日本語（記述）を利用することとし、客観的に評価された基準で日本語の作文力を判定し、留学生にとっては受験しやすい制度にして、入学生の多様化を図った。

以上のとおり、法学部では入学者受入れ方針に沿った学生受入れ方法の工夫を行っていると自己評価できる。

◇エビデンス集・資料編

◇エビデンス集・資料編

【資料2-1-47】大学ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/admission/undergraduate/

【資料2-1-48】法学部（定例）教授会議事録（平成25年度）第12回（審議事項２）

【資料2-1-49】外国人留学生入学試験要項（平成28年度）　６頁

【資料2-1-50】法学部（定例）教授会議事録（平成26年度）第13回（審議事項２）

文学部

学部のアドミッション・ポリシーに沿った学生受入れを進めるために、AO入試に加えて、推薦等入試、前期・中期・後期入試等、多様な入学試験区分を用意している。これにより、受験生がそれぞれの状況に応じて出願することを可能になるとともに、学部としては面接を伴う人物評価及び学力評価それぞれの観点から求める人材の確保ができる体制をとっている。

入学者選抜に関する事項はすべて、文学部教授会で「文学部入学試験基本方針」を審議し承認するという手続きを取っている。この基本方針で、各入試区分の公表定員とその選抜方法が定められ、それを踏まえて入学試験が実施され、入学が選抜されている。

加えて、大学案内においては、入学試験結果の公表も行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-51】入学試験基本方針（平成 28 年度）（文学部教授会資料）

【資料 2-1-4】大学案内 2016　92～101 頁

【資料2-1-3】入学試験要項（平成28年度）

【資料2-1-47】大学ホームページhttp://www.kokushikan.ac.jp/admission/

21世紀アジア学部

21 世紀アジア学部では、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき入試制度を構築している。

入学者選抜全般に関しては、国士舘大学第 10 条（選考方法）に基づいて、教授会の議を経て学長が決定する。

選抜方法には、AO 入学試験、推薦選考、スポーツ・武道選考、一般入学試験、C 方式入学試験（大学入試センター試験を利用した選抜方法)、社会人入学試験、海外帰国子女入学試験、外国人留学生入学試験、日本国外在住外国人留学入学試験があり、入学者の選考方法を多様化させることにより、志願者の受験の選択肢を広げ多様な学生の受入れに努めている。

（AO 入学試験）

入学後の目的と学修目標が明瞭であり、高等学校等在学期間に各種取得資格や諸活動の実績など出願基準に定められた基準に該当する受験者を、書類審査・小論文・面接の総合評価により選抜している。

（推薦選考）

人物・健康ともに優れ、高等学校長等が責任を持って推薦する受験生を、小論文・面接・書類審査の総合評価により選抜している。

（スポーツ・武道選考）

高等学校在学中にスポーツ活動において優秀な成績を修め、大学教育を受けるのに必要な基礎学力を持つ受験生を、面接と書類審査の総合評価により選抜している。

（一般入学試験・C 方式入学試験）

基礎学力を問うことを目的とした選抜方法である。一般入学試験の試験問題は本学の入学試験問題作成委員が作成している。

以上のとおり、入学者受入れの方針に沿った学生受入れの工夫を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-3】入学試験要項（平成 28 年度）　48～55 頁

経営学部

経営学部では、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、本学部を志望する志願者を公正かつ妥当な方法で受け入れるため、多角的で多面的な入試制度を拡充・整備している。全学が統一して実施している一般入学試験では前期入試（A 日程、B 日程)、デリバリー入試、中期入試、後期入試を実施し、大学入試センター利用試験ではⅠ期、Ⅱ期入試を導入している。また、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「主体性・多様性・協働性」を多面的・総合的に評価する AO 入試、推薦選考、スポーツ・武道選考、外国人留学生入試、海外帰国子女入試を導入している。

経営学部では、平成 24（2012）年度に実施した自己点検・評価の 2-1 においても記述しているが、一般入学試験及び基礎学力を重視した入試制度を継続して拡大実施している。それは、一般入学試験・センター入試による入学者割合を３分の２以上に引き上げ、到達目標を 70%とする改革であり、各種入試制度の募集枠の組み替えも実施している。上記の当該入学者割合の実績値は、平成 23（2011）年度入試 45.4%、平成 24（2012）年度入試 66.5%、平成 25（2013）年度入試 69.4%、平成 26（2014）年度入試 72.9%、平成 27（2015）年度入試 80.2%と堅調に推移し、当初目標値の３分の２以上、到達目標 70%を超える結果を維持している。また、AO 入試、推薦選考においては、入試運営本部長である学長から入学試験問題出題委員の推薦の依頼を受け、本学部において「一般

教養・時事問題」出題委員会が発足し、それぞれの入試問題を作成している。選考方法については、小論文等による選考方法に替えて「一般教養・時事問題」を基軸とする選考方法を導入し継続して実施している。その結果、基礎学力の向上、休学及び退学者の減少（特に修学意欲の喪失による休学及び退学)、就職率向上及び上場企業への就職等、学生教育の質的転換による学部全体の質向上を図ることができた。

これら、継続した入試制度改革及び経営学部独自で作成したリーフレット等の諸情報の活用による入試広報への積極的な取り組み等により、本学部の教育内容と特長について広範な周知をはかり、継続的に高い志願者数を確保している。

以上のとおり、入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-3】入学試験要項概要（平成 23 から 28 年度）

【資料 2-1-52】経営学部リーフレット

【資料 2-1-53】経営学部定例教授会(平成 25 年度６月)議事録（抜粋）

【資料 2-1-54】経営学部定例教授会(平成 26 年度６月)議事録（抜粋）

【資料2-1-55】平成24から26年度入学試験　経営学部　ＡＯ入試･推薦選考　一般教養・時事問題

【資料2-1-56】平成28年度入学試験問題出題委員の推薦について（依頼）

【資料 2-1-57】エビデンス集（データ編）表２－１（学部・学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去５年間))

政治学研究科

入学者受入れの方針に沿った学生を受入れるために、修士課程においては一般選考、社会人選考、学内選考の選考区分を、博士課程においては一般選考の選考区分を設け、それぞれ年３回の入学試験を行っている。前述の入学者選抜については、必ず入試実施計画を作成し、研究科委員会の承認を経て実施している。

筆記試験問題は、専修科目及び外国語科目担当教員により作成され、研究科主任が点検・密封の上、当日の試験に使用されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-26】大学院学生募集要項（平成 27 年度（2015 年度))

経済学研究科

経済学研究科では、アドミッション・ポリシーに基づき入試制度を構築している。入学者選考に関しては、大学院学則第 12 条（選考の方法）に基づいて、経済学研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

選考方法については、修士課程においては一般選考、社会人選考、留学生選考、そして学内選考があり、博士課程においては一般選考がある。入学者の選考方法を多様化させることにより、志願者の受験の選択肢を広げ、多様な学生の受け入れに努めている。

①　修士課程

（一般選考）

アドミッション・ポリシーに基づき、専門科目、外国語、口述試験等の総合評価により選抜している。なお、専門科目は、「経済理論」「経済史」「財政学」「金融論」「経済政

策学」「国際経済学」「統計学」「会計学」の中から１科目選択し、外国語は、「英語」「独語」「仏語」の中から１か国語選択することになっている。

（社会人選考）

アドミッション・ポリシーに基づき、小論文、研究計画書に基づく口述試験等の総合評価により選抜している。

（留学生選考）

アドミッション・ポリシーに基づき、小論文、研究計画書に基づく口述試験等の総合評価により選抜している。

（学内選考）

アドミッション・ポリシーに基づき、口述試験および書類審査等の総合評価により選抜している。

② 博士課程

（一般選考）

アドミッション・ポリシーに基づき、口述試験および論文等の審査により選抜している。

なお、入試問題の作成は、大学院担当教員が中心となって行っている。

以上の通り、アドミッション・ポリシーに沿った入試制度が構築されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-1-26】大学院学生募集要項

【資料2-1-28】経済学研究科大学院ホームページ

【資料2-1-33】大学院学則第12条（選考の方法）

経営学研究科

修士課程では、平成 22（2010）年度から経営コースと会計コースとで異なる入学試験が実施されており、研究科の構成員である専任教員が試験問題を作成している。

経営コースでは経営学全般に関する基礎的な知識を問う共通問題として「専門科目１」があり、経営学検定試験の初級から中級程度の学力が問われる。さらに受験生の専門に応じて選択問題の「専門科目２」があり、そこでは論述形式の複数の問題を解答するようになっている。

一方、会計コースでは税理士等の資格試験合格を意図していることから、長文の修士論文作成のための基礎力が問われる。会計分野について２問、それぞれ二つの小問題で、計４問について論述形式で解答する「専門科目」の試験がある。

以上の通り、本研究科において入学者受入れの方針に沿った学生受入れの方法の工夫を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-33】大学院学則第 12 条（選考の方法）

【資料2-1-26】大学院学生募集要項

スポーツ・システム研究科

入学者受入れの方針は入試試験要項に記載し周知を図るとともに、入学者選抜に関しては大学院学則第 12 条（選抜の方法）に基づき、修士課程においては、一般選考、社会人選考、留学生選考、学内選考の選考区分を、博士課程においては一般選考、留学生選

考区分を設け、それぞれ３回の入学者選抜を行い、研究科委員会の意見を聴き、学長が合格者を決定し、所定の手続きを経た者に入学を許可する。前述の入学者選抜については、必ず入試実施計画を作成し、研究科委員会で承認を受け、それに基づき実施している。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-1-26】大学院学生募集要項（平成27年度）（18頁から19頁）

【資料2-1-33】大学院学則第12条（選抜の方法）

救急システム研究科

アドミッション・ポリシーに沿って入学者選抜を公正かつ妥当な方法により、適切な体制のもと運用している。入試問題の作成は、研究科の入学試験出題委員によって作成されている。

入学者受入れの方針に沿った学生を受入れるために修士課程においては、一般選考、社会人選考、留学生選考、学内選考、１年コース専攻の選考区分を、博士課程においては一般選考、留学生選考区分を設け、それぞれ３回の入学試験を行っている。前述の入学者選抜については、必ず入試実施計画を作成し、研究科委員会で承認を受け、それに基づき実施している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-26】大学院学生募集要項（平成 27 年度）19 頁

【資料2-1-33】大学院学則第12条（選抜の方法）

工学研究科

アドミッション・ポリシーに沿った学生を受け入れるために面接試験を実施し、その結果を重視している。また、専門科目、外国語科目、面接の合格基準のレベルを設けている。

入学者受入れの方針に沿った学生を受入れるために修士課程においては、一般選考、社会人選考、学内選考の選考区分を、博士課程においては一般選考の選考区分を設け、それぞれ３回の入学試験を行っている。前述の入学者選抜については、必ず入試実施計画を作成し、研究科委員会で承認を受け、それに基づき実施している。

筆記試験問題は、年度当初に研究科委員会において決定された出題委員により作成され、研究科主任が点検、密封の上、当日の試験に使用されている。

専門試験の他に、3 名以上の教員による面接試験を実施し、その結果を重視している。また、専門科目、外国語科目、面接の合格基準のレベルを設けている。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-1-26】大学院学生募集要項（平成27年度）

法学研究科

法学研究科では、募集定員を満たすように、以下の点について志願者対策に努めている。学内・一般・社会人・留学生等の受験生に対しては、学費負担の軽減措置を行い、特に社会人の志願者が多いため、奨学資金・授業利用免除、留学制度への補助等について教育の充実を図っている。さらに夜間・土曜日を中心とした無理のないカリキュラムを設置し、社会人・留学生が履修しやすい制度を行っている。さらに、３コースの特色が生かせる教育プログラムの策定していることである。その他、院生の研究環境の充実

として研究室での図書資料の整備・パソコンによる法律検索ができるように配備している。昨年からは入試説明会、各コースによる専門家による講演会の開催、受験予備等での入試要項等の配布などを行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-25】大学院 Guide Book
（入試関連情報（志願者・合格者・入学者一覧表））

【資料 2-1-26】大学院学生募集要項

【資料 2-1-58】法学研究科ホームページ

【資料 2-1-59】法学研究科大学院議事録

【資料 2-1-35】エビデンス集（データ編）（平成 27（2015）年６月国士舘大学）

総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科では、2-2-①に示した教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)にしたがって、実践的問題処理上、コミュニケーション能力を醸成する教育課程を編成し、高度職業的知的財産専門人材を養成する教育を実施している。

教育方法の工夫・開発としては、ＦＤ研修会の開催や教授方法の改善やアクティブ・ラーニングＰＢＬ(Problam Based Learning: 問題発見解決型学習)を取り入れる等新たな教授方法の開発実践を促している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-60】総合知的財産法学研究科カリキュラム・ポリシー

【資料 2-1-61】総合知的財産法学研究科単位制

【資料 2-1-62】総合知的財産法学研究科シラバス抜粋

【資料 2-1-63】ＦＤ研修会報告書

人文科学研究科

人文科学研究科では、入学者の選抜については、専攻ごとに厳重な管理のもとに問題を作成し、厳正に入学試験を実施している。教育学専攻においては、学生の受け入れを促進するため、推薦入学導入などの入試制度改革を行うことを確認した。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-64】人文科学研究科議事録（平成 27 年度）第８回

グローバルアジア研究科

入学者受入の方針に沿った学生を受け入れるために、修士課程においては一般選考、社会人選考、学内選考の選考区分を、博士課程においては一般選考の専攻区分を設け、それぞれ春期入学試験３回、秋期入学試験１回を行っている。前述の入学者選抜については、必ず入試実施計画を作成し、研究科委員会で承認を受け、それに基づき実施している。

筆記試験問題は、年度当初に分野毎に決定された出題委員により作成され、研究科主任が点検、密封の上、当日の試験に使用されている。

専門試験の他に、3 人以上の教員による面接試験を実施し、その結果を重視している。また、専門科目、外国語科目、面接の合格基準のレベルを設けている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-26】大学院学生募集要項（平成 27 年度）

学長課

入学者選抜は、入学者受入の方針に基づいて、多種多様な受験生要望に応えられるよう、複数の入学試験制度（ＡＯ入学試験、推薦選考、スポーツ・武道選考、Ｃ方式入学試験、前期試験、デリバリー入学試験、中期入学試験、後期入学試験）を実施している。更に、教育再生実行会議提言にもある「学び続ける社会」への対応として社会人入学試験、グローバル化への対応として外国人留学生試験や海外帰国子女入学試験を実施するなど、学生受入を妥当な方法で行っている。入学試験の運用は、「国士舘大学入学試験運営要領」（以下「要領」）に基づき、学長を運営本部長とし適切な体制のもとに運用している。入学試験問題は、要領通り本学教員による出題委員会を設置し、副学長を委員長として厳正に運用している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-3】入学試験要項（平成 28 年度）

【資料 2-1-43】入学試験運営要領

入試部

アドミッション・ポリシーについて説明する工夫としては、毎年５月に開催している本学主催入試説明会に高等学校の進路指導担当教諭を招き、入学試験要項の概要説明及び入学試験のポイント等の情報提供を実施している。

さらには、オープンキャンパス（年 10 回開催）及び高等学校からの要請に基づく入試説明会、首都圏を中心として開催される進学説明会等において大学案内を用いて説明を行い、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れを行っている。

平成 26（2014）年度入試より、アドミッション・ポリシーに沿った入学者を早期に確保できるようＡＯ入試､推薦入試の入学試験日を２週間程度早めた｡ＡＯ入学試験Ⅰ期、一般公募制推薦、内部推薦、指定校推薦の平成 25（2013），26（2014），27（2015）年度の志願者数を見ていくと、試験日を前倒しした初年度となる 26（2014）年度入試においては、各制度において志願者減となっているものの、27（2015）年度入試においては、ＡＯ入学試験Ⅰ期、一般公募制推薦の両制度において 25（2013）年度入試の数値を上回っており、一定の成果が見え始めてきていると評価する。

入学者選抜は、入学者受入の方針に基づいて、多種多様な受験生要望に応えられるよう、複数の入学試験制度（ＡＯ入学試験、推薦選考、スポーツ・武道選考、Ｃ方式入学試験、前期試験、デリバリー入学試験、中期入学試験、後期入学試験）を実施している。

また、教育再生実行会議提言にもある「学び続ける社会」への対応として社会人入学試験、グローバル化への対応として外国人留学生試験や海外帰国子女入学試験を実施するなど、学生受入を妥当な方法で行っている。

入学試験は、「国士舘大学入学試験運営要領」（以下「要領」）に基づき、学長を運営本部長とし適切な体制のもとに運用している。

入学試験問題は、要領通り本学教員による入学試験出題委員会を設置し、副学長を委員長として厳正に運用している。また、ＡＯ入学試験及び推薦選考の小論文等の問題作成は、各学部において行われ、厳正に管理されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-43】入学試験運営要領

【資料 2-1-3】入学試験要項概要
【資料 2-1-65】オープンキャンパスチラシ

2-1-③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【自己判定の留意点】

政経学部

過去５年間の政経学部における定員充足率は、1.24～1.19 倍で推移しており、定員超過率を段階的に抑制している。

また、政治学科及び経済学科における定員充足率は、政治学科 1.23～1.19 倍、経済学科 1.24～1.18 倍で推移しており両学科においても適切な人数を維持している。

以上のとおり､入学定員に沿って適切な学生受入れ数を維持していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-57】エビデンス集（データ編）表２－１（学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去５年間））

【資料 2-1-66】エビデンス集（データ編）表Ｆ－４（学部・学科の学生定員及び在籍学生数）

体育学部

十分な受験生を例年確保し、スポーツ医科学科以外は日本私立学校振興・共済事業団の指導基準に沿った入学定員（1.16 倍以下）および収容定員（1.40 倍未満）を維持している。スポーツ医科学科は厚生労働省の指導に従い入学定員超過率を 1.1 倍以下として学部全体で適切な学生数を堅持している。さらに、質の高い武道教育を学修したい受験生のニーズに対応し平成 28(2016)年度入試から武道学科入学定員を 15 人増員する。また平成 29(2017)年度入試から体育学科においても 20 人の定員増を行う手続きを進行している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-67】国士舘大学　入試情報　入学者推移
https://www.kokushikan.ac.jp/admission/undergraduate/data/transition/

【資料 2-1-3】入学試験要項（平成 28 年度）　２，３、４、５、15 から 22 頁

【資料 2-1-68】国士舘大学学生数一覧表（平成 27 年度）

【資料 2-1-57】エビデンス集（データ編）表２－１（学部学科別の志願者数、合格者数、入学者の推移（過去 5 年間））

【資料2-1-69】体育学部定例教授会 議題
平成27年７月 定例学内理事懇談会（平成27年7月７日開催）

理工学部

学則、入試要項および入試実施結果に示されているように、教育を行う環境の確保のため、入学定員及び収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。過去５年間の理工学部における定員充足率は、1.21～1.11 倍で推移しており、適切な人数を維持している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-46】学則第 4 条（学生定員）

【資料 2-1-3】入試要項（平成 28 年度）2、3 頁
【資料 2-1-70】教授会資料（平成 28 年４月）入試実施結果
【資料 2-1-57】エビデンス集（データ編）表２－１（学部学科別志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去５年間））

法学部

法学部では、十分な受験生を例年確保し、私立大学等経常費補助金交付要綱にしたがって、入学定員（1.20倍未満）および収容定員（1.40倍未満）を維持し、教育を行う環境の確保のため在籍学生を適正に確保している。

法学部の入学定員は、法律学科200人、現代ビジネス法学科200人の計400人であるが、平成23（2011）年度から平成27（2015）年度にかけての過去５年間において、入学者に対する合格者の割合は、平成23（2011）年度こそ1.22倍であったが、平成24（2012）年度から平成27（2015）年度は1.18～1.12倍の間で推移している。平成27（2015）年度は1.16倍であった。収容定員は法学部全体で1,600人であるが、平成27（2015）年度の在籍学生総数は1,846人であり、収容定員に対する割合は1.15倍であった。

以上のとおり、法学部では入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持していると自己評価できる。

◇エビデンス集・資料編
【資料2-1-71】私立大学等経常費補助金交付要綱（平成26年11月14日最終改正 文部科学省）３条の３
【資料2-1-66】エビデンス集（データ編）表Ｆ－４（学部・学科の学生定員及び在籍学生数）
【資料2-1-57】エビデンス集（データ編）表２－１（学部・学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去５年間））
【資料2-1-72】入学試験ＤＡＴＡ　2011年度（H23）から2015年度（H27）　69頁

文学部

文学部では、国士舘大学及び文学部入学試験方針に基づいて入学試験を実施し、入学定員及び収容定員の範囲内で学生の受入れを適正に行っている。過去 5 年間の定員充足率は以下の通りである；

平成 23 年度　定員 390 人／入学者数 439 人　充足率 1.13 倍
平成 24 年度　定員 390 人／入学者数 418 人　充足率 1.07 倍
平成 25 年度　定員 390 人／入学者数 441 人　充足率 1.13 倍
平成 26 年度　定員 390 人／入学者数 403 人　充足率 1.03 倍
平成 27 年度　定員 390 人／入学者数 450 人　充足率 1.15 倍

各入試区分の実績については、大学案内及び入試部作成の資料に示されているが、上記の結果の通り、適正な範囲内での入学者選抜が継続されている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-1-4】大学案内 2016　94～99 頁
【資料 2-1-57】エビデンス集（データ編）表２－１（学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去５年間））
【資料2-1-73】文学部専攻別入学者数（学部作成資料）

【資料2-1-47】大学ホームページhttp://www.kokushikan.ac.jp/admission/

21世紀アジア学部

過去5年間の学部における21世紀アジア学部の定員充足率は1.065～1.194倍で推移しており適切な学生数を維持している。

21世紀アジア学部では平成18（2006）年度より、社会のニーズに応えられるよう就職を意識した実践重視のカリキュラム改定を行い、定員確保に向けた体制を整えた。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-1-74】21世紀アジア学部入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

【資料2-1-57】エビデンス集（データ編）表2-1（学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者の推移（過去5年間）

経営学部

経営学部では教育及び研究の良好な環境を確保するため、学則第１章(総則)第４条(学生定員)に基づき入学定員を270人と定め、入学者数を適正化している。過去５年間における入学者数は、平成23（2011）年度313人、平成24（2012）年度320人、平成25（2013）年度314人、平成26（2014）年度288人、平成27（2015）年度318人であり、定員充足率は1.07～1.18倍で推移し、適切な人数を維持している。また、経営学部の教育の特色である「少人数クラスによるきめ細かな教育」は、１・２年生必修科目においては「フレッシュマンゼミナール」「ゼミナール入門」「簿記原理Ⅰ」「簿記原理Ⅱ」「英語１」「英語２」「英語３」「英語４」がある。これらは、１クラス35人という少人数制で授業を行っていることから毎年度入学定員に沿って適切な人数の学生を受入れ、教育効果を重視した学生の配置を行っている。

その結果、入学後のクラス編成と授業運営が学生間・学生対教職員間のコミュニケーションに資する状況を生み出し、退学者や修学意欲低下者の減少にもつながっている。

以上のとおり、収容定員及び入学定員に沿った適切な学生数の受入れを維持し教育効果を確保していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-1-46】学則第４条(学生定員)

【資料2-1-52】経営学部リーフレット

【資料2-1-75】平成23から27年度国士舘大学学生数一覧表

【資料2-1-57】エビデンス集（データ編）表２－１（学部・学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去５年間））

政治学研究科

過去５年間の定員充足率の推移を見ると、平成23（2011）年に75%であった修士課程はいちど20%台まで下がり、その後平成26（2014）年に65%、平成27（2015）年には90%に達している。定員充足率の回復は、平成25（2013）年より本研究科が実施している海外現地入試の効果によるものであり、学生受入れ数は平成26（2014）年度に修士課程で14人、平成27（2015）年度は18人と、ほぼ入学定員数を満たすに至っている。入学試験は厳正に行われており、教育指導上問題ない学生数を維持していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-76】大学院各研究科別（入学者数）・定員充足率・推移（H21～H27）
【資料 2-1-77】エビデンス集（データ編）表Ｆ－５（大学院研究科の学生定員及び在籍学生数）

経済学研究科

過去 7 年間の経済学研究科における定員充足率は、修士課程では 45%から 105%で推移しており、平成 21（2009）年度の 105%を最大値として、それ以降は減少傾向にある。博士課程では 17%から 27%で推移しており、横ばい状態にある。

学部とは異なり、大学院では定員充足率が低い水準にとどまっているが、これにより大学院生は少人数教育を享受することが可能となり、必要にして十分な研究指導が受けられる教育環境となっている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-1-76】大学院各研究科別(在籍学生数)・定員充足率・推移（H21～H27）
【資料 2-1-77】エビデンス集（データ編）表Ｆ－５（大学院研究科の学生定員及び在籍学生数）

経営学研究科

過去５年間の入学者数ならびに定員充足率は以下の通りである。なお、入学定員は修士課程 20 人、博士課程３人である。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
修士課程入学者数	6	11	9	6	6
定員充足率	30%	55%	45%	30%	30%
博士課程入学者数	0	1	0	0	0
定員充足率	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-1-78】大学院修士課程　志願者数・合格者数・入学者－推移表
【資料 2-1-79】大学院博士課程　志願者数・合格者数・入学者－推移表
【資料 2-1-77】エビデンス集（データ編）表Ｆ－５（大学院研究科の学生定員及び在籍学生数）

スポーツ・システム研究科

修士課程の入学定員 30 人、博士課程入学定員３人であり、優秀な学生の確保に努めている。入学者数は、修士課程では、過去３年の定員充足率は、0.53～0.70 倍で推移しており、入学者確保がかなり難しい状況にある。

また、博士課程では、過去３年の定員充足率は、0～1.33 倍で推移しており、入学者確保がかなり難しい状況にある。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-1-78】大学院修士課程　志願者数・合格者数・入学者－推移表
【資料 2-1-79】大学院博士課程　志願者数・合格者数・入学者－推移表
【資料 2-1-77】エビデンス集（データ編）表Ｆ－５（大学院研究科の学生定員及び在籍学生数）

救急システム研究科

修士課程の入学定員 10 人、博士課程入学定員３人であり、優秀な学生の確保に努めて

いる。入学者数は、修士課程では、過去３年の定員充足率は、平成 25（2013）年度 1.11 倍、平成 26（2014）年度 0.90 倍、平成 27 年度 0.60 倍で推移しており、概ね充足している。また、博士課程では、過去３年の定員充足率は、平成 25（2013）年度 1.33 倍、平成 26（2014）年度 0.33 倍、平成 27（2015）年度 0.33 倍で推移しており、入学者確保が難しい状況にある。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-78】大学院修士課程　志願者数・合格者数・入学者－推移表

【資料 2-1-79】大学院博士課程　志願者数・合格者数・入学者－推移表

【資料 2-1-77】エビデンス集（データ編）表Ｆ－５（大学院研究科の学生定員及び在籍学生数）

工学研究科

過去３年間の定員充足率は、0.22～0.31 倍で推移しており、入学者確保が難しい状況にある。

定員充足率は未充足であるが、入学試験を厳正に行った結果であり、教育指導上問題ない学生数を維持していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-80】エビデンス集（データ編）表２－３（大学院研究科の入学者数の内訳（過去３年間））

法学研究科

法学研究科では、高度の職業人を養成することを目的としているため、税理士を目指す社会人入学者が多くみられる。最近の傾向として同様の他大学院研究科が増え競合していることから、できるだけ多くの入学者を増やすために入試対策の検討会を開催し、それを実施している（2－1－②参照）。修士課程では、平成 25（2013）年は 5 人入学、平成 26（2014）年は４人と減少していたが、平成 27（2015）年は定員 10 人が入学し、前年度より回復しているが、できるだけ入学定員ぎりぎり（修士 20 人・博士 12 人）のところまで確保できるように維持したい。今現在定員数の枠内で受け入れはできている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-25】大学院 Guide Book（入試関連情報（志願者・合格者・入学者一覧表））

【資料 2-1-26】大学院学生募集要項

【資料 2-1-59】法学研究科大学院議事録

【資料 2-1-80】エビデンス集（データ編）表２－３（大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）

【資料2-1-77】エビデンス集（データ編）表Ｆ－５（大学院研究科の学生定員及び在籍者数）

総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学専攻１年の定員 20 人であり、２年生定員 20 人の合計収容定員 40 人である。在籍者数の推移は入学者が平成 26（2014）年は 12 人、2015 年は 3 人であり合計 15 人である。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-77】エビデンス集（データ編）表Ｆ－５大学院研究科学生定員及び在籍学生

数

人文科学研究科

修士課程の学生の受け入れ数は平成 25（2013）年度が 7 人、平成 26 年（2014）年度が 4 人、平成 27（2015）年度が 4 人であり、現状では 35 人の入学定員を満たしていない。入学試験は厳正に行われており、教育指導は問題なく行われている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-77】エビデンス集（データ編）表Ｆ－５（大学院研究科の学生定員及び在籍学生数）60 頁

グローバルアジア研究科

修士課程の入学定員は 30 人、博士課程の入学定員は 2 人である。平成 27 年度の収支課程の定員充足率は 0.35 倍であり、入学者確保が厳しい状況にある。

定員充足率は未充足であるが、入学試験を厳正に行った結果であり、教育指導上問題ない学生数を維持していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-80】エビデンス集（データ編）表２－３（大学院研究科の入学者数の内訳（過去３年間））

【資料 2-1-81】エビデンス集（データ編）表２－５（大学院研究科の学生定員及び在籍学生数）

学長課

入学定員数は、複数の入学試験を実施し、受験生が受けやすいようにしている事により、未充足の学部は無く受入数を維持している。なお、大学院は、一部未充足の研究科もある。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-66】エビデンス集（データ編）表Ｆ－４（ 学部･学科の学生定員及び在籍学生数）

【資料 2-1-77】エビデンス集（データ編）表Ｆ―５（大学院研究科の学生定員及び在籍学生数）

【資料 2-1-57】エビデンス集（データ編）表２－１（学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去５年間））

入試部

エビデンスに記した入学定員及び入学者数から計算される定員充足率は、1.18 倍から 1.17 倍と学生の受入れ数については、入学定員に沿った適切な人数を維持していると評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-1-57】エビデンス集（データ編）表２－１（学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去５年間））

（3）2－1 改善・向上方策（将来計画）

政経学部

中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、

大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26（2014）年12月）において、新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けて、各大学は、求める学生像のみならず、各大学の入学者選抜の設計図として必要なアドミッション・ポリシーにおいて明確に示すことが必要であると提言指された。あわせて、アドミッション・ポリシーに盛り込むべきポイントとして①各大学の強み、特色や社会的な役割を踏まえつつ、大学教育を通じてどのような力を発展・向上させるのか。②入学者に求める能力は何か。③入学者選抜において、高等学校まで培ってきたどのような力を、どのように評価するのか。（このような要素に比重を置くのか、どのような評価方法を活用するかなど）の三つが示された。

上記のポイントを踏まえ、入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）を策定し、大学案内や大学ホームページ、入学試験要項などにより広く学外に周知し、政経学部の方針に賛同する志願者を増加させ適切な学生受入れ数の維持に努めていく。

また、高い教育効果を維持していくために、中長期的には、入学者数を入学定員に近づけていくこととし、平成 28（2016）年度の入学者数の上限については、政治学科 203 人、経済学科 417 人とすることが具体的に検討されている。

体育学部

入試要項でのアドミッション・ポリシーに関しては体育学部が求める人材について以前にもまして、よりわかり易い説明で一層の周知徹底を図る。また、大学案内、ホームページ等受験者が目にする媒体を通じた公表・周知を継続する。

理工学部

18 歳人口の推移及び社会情勢や、入学者数の動向を鑑み、理工学科のフレキシブルコースや学系（専門分野）の見直し、入学定員数及び入学者数の適正化を図っていく。また、アドミッション・ポリシーをより適切に反映させる為、入試方法の検討も行う。

法学部

法学部における入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は平成 26（2014）年度に改定し、教授会承認を経て明確にされており、本学ホームページ、大学案内、オープンキャンパス等で学内外への周知を実施しているため、当面、これを継続して行っていく予定である。

入学試験関係においても、ここ数年小論文の形式や外国人留学生の入学試験についてなど見直しを続けてきたので、当面、これを継続して行っていく予定である。

文学部

文学部では、平成 28（2016）年度入試から学科単位での入学試験を開始したところである。

平成 28（2016）年度入試の状況を鑑みながら、今後は、入試体制の継続的な検討、具体的には各入試区分における受入れ数の配分の検討や各学科における合否判定基準の検討等を行うことが見通されている。

◇エビデンス集・資料編

学校法人国士舘中長期事業計画

https://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/midterm_plan/goal_plan.html

21世紀アジア学部

18 歳人口及び社会情勢や入学者数の動向に鑑み、学部学科の入学定員数の適正化を図っていく。今後も入学案内、ホームページ、入試要項等に加えスマートフォンなどモバイルサイトなどにより広く学外に周知し、本学の方針に賛同する志願者を増加させ、適切な学生受け入れ数の維持に努めていく。また、本学独自の入学者受け入れの方針を広く高校に伝え、高校教育との接続を図っていく。

経営学部

経営学部における入学者受入れの方針については明確にされており、本学ホームページ、大学案内、オープンキャンパス等で学内外への周知を徹底しているため、今後も継続して実施していく。

入学試験関係においても入学者受入れの方針に基づき、基礎学力の向上、休学及び退学者の減少、就職率向上並びに上場企業への就職等、学部全体の質向上を継続して実施していくため、一般入学試験及び基礎学力を重視した入試方式を継続して実施するとともに、AO 入試、推薦選考における「一般教養・時事問題」を基軸とした入試方法も継続して改善・実施していく。

また、1 年生の必修科目等においても 1 クラス 35 人という少人数制を継続していくため、入学定員に沿った適切な学生受入数を維持していく。

政治学研究科

今後とも定員充足率を満たすために、さまざまな入試制度を活用し、学部との連携を強化するなどして、本研究科のアドミッション・ポリシーに沿う学生の確保に努める。

経済学研究科

今日本の人口構成および入学者数の動向に鑑み、経済学研究科の入学定員数の適正化を図っていく。

本学では、大学院の修士課程では 70%、博士課程では 50%の定員充足率を目標値としている。しかし、残念ながら、近年では目標の達成が出来ない状態が続いている。今後も、大学院案内、ホームページ、入試要項などに加えて、スマートフォンなどモバイルサイトを活用して広く学外に周知し、本学のアドミッション・ポリシーに賛同する志願者を増加させ、学生受入数の向上に努めていく。

また、今後、海外現地入試の実施を検討したり、教職免許取得希望者を十分に受け入れられるように教育体制を適切に整えて、教職免許取得希望の受験生を増やしたりしていく予定である。

経営学研究科

現状維持の上、状況を見ながら問題があれば必要に応じて速やかに修正を施したい。

具体的には、入試結果が確定した年度末の経営学研究科委員会などにおいて、懇談の機会を活用して各委員から意見を聴取し、改善の方向性を検討していく。

スポーツ・システム研究科

本大学院では、入学者の拡大に向けた対応が必要と考え、学生募集、アドミッション・ポリシーの見直しを図るとともに学生を適切に受け入れられるよう広報や入学者選抜方法の検討、魅力あるカリキュラムの策定を図ることで適正規模の学生確保に努める。

救急システム研究科

大学院入学者数の減少は救急システム研究科だけの問題ではなく、さらなる改善策を大学院全体で検討しなければならない。また、入学者の満足度の高い魅力あるカリキュラムの策定が課題である。

工学研究科

海外直接入試の拡大や学部との一貫性など、さまざまな入試制度を活用し、本研究科のアドミッション・ポリシーに沿う学生確保に今後も努める。

法学研究科

法学研究科では、現在３コース（基幹法コース、税法・ビジネス法コース、スポーツ法コース）を置き、その教育目的が明確にされている。今後の課題は、高度職業人の人材を育成するために、入学者募集の獲得に向けての支援体制を充実させることである。たとえば、全国的に入試広報の活動・入試検討委員会の開催を増やし、社会のニーズの沿った入試制度を目指すことである。さらに専門家を招いて、研究会や講演会を実施し、社会人の教育目的に沿ったその使命・教育の目的を充実させる。

総合知的財産法学研究科

知的財産に関しては、専門職大学院と通常の大学院の２種類があるが、その違いが明確に受験生に理解されていないこともあり、入学を辞退する者の入学先は専門職大学院であることが明らかになった。

また、法律をベースとするという説明が、理工系出身者は法律系出身者と最初から差があり不利と誤解されているようなので、今後の入学者に対しては、入学前教育により理工系出身者でも入学時には法律系出身者とほぼ同じラインに並ぶことができるようにする。これを明確にするために、雑誌・大学 Web サイトにおける広報活動の中で入学前教育を周知させる。

一方、法律系大学院としては授業料が高額なこともあるので、授業料だけで比較されないように、授業内容・研究内容・国家試験の実績等を強く広報活動していく。

人文科学研究科

カリキュラムの改訂等について平成 29（2017）年度入試要項等において周知するとともに、ホームページの整備も行う。また、教職課程の説明会等において本研究科について周知する機会を確保する。教育関係雑誌等への広告掲載も検討する。

現職教員を対象とする入試や学内推薦入試制度等、学生の状況とニーズに応じた受け入れ方法の多様化を推進する。平成27（2015）年度中に方向性を確定した。平成29（2017）年度実施を目指して、平成28（2016）年度に具体的作業を行う。また、教育体制の整備も同様の日程で行う。学費の軽減方策に関しても、大学院研究科長会を中心に大学理事会に対してさらなる働きかけを行う。

上記の改善を行い、早期の定員充足を目指す。

グローバルアジア研究科

海外直接入試の拡大や学部との一貫制など、さまざまな入試制度を活用し、本研究科のアドミッション・ポリシーに沿う学生確保に今後も努める。また、海外提携校からの希望者を選抜し、研究生として直接受け入れ、事前教育を研究科内で行い、入学試験に挑ませる方法も検討中である。

学長課

学部の学生受け入れは、受入れ方法の工夫等により入学定員に沿った適切な学生受入れ数を維持している。「高大接続改革実行プラン」（平成 27(2015)年 1 月 16 日）文部科学大臣が決定し、「高等学校基礎学力テスト（仮称）」「大学入学希望者学力評価テスト（仮称）」等の実施（平成 31(2019)年度予定）の検討を見据えて、高等学校との接続について委員会等を立ち上げ検討をしていく。

大学院では、入学定員数が未充足な研究科もあるため、優秀な留学生を獲得するために海外現地入学試験を３研究科で行っている。今後は、海外現地入学試験を更に、進められるよう、大学院研究科長会等で検討をする。

入試部

中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」（平成26（2014）年12月）において、新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けて、各大学は、求める学生像のみならず、各大学の入学者選抜の設計図として必要なアドミッション・ポリシーにおいて明確に示すことが必要であると提言された。あわせて、アドミッション・ポリシーに盛り込むべきポイントとして①各大学の強み、特色や社会的な役割を踏まえつつ、大学教育を通じてどのような力を発展・向上させるのか。②入学者に求める能力は何か。③入学者選抜において、高等学校まで培ってきたどのような力を、どのように評価するのか。（このような要素に比重を置くのか、どのような評価方法を活用するかなど）の３点が示された。

上記のポイントを踏まえ、今後、高等教育局大学振興課大学入試室によるガイドライン（平成27（2015）年度中作成）が提供された時点で検討し、既存の入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）の見直しを学長室から各学部等に依頼する。また、大学案内や大学ホームページ、入学試験要項などにより広く学外に周知し、各学部学科専攻の方針に賛同する志願者を増加させ適切な学生受入れ数の維持に努めていく。

2－2　教育課程及び教授方法

≪2－2 の視点≫

2-2-①　教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-②　教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

（1）2－2 の自己判定

基準項目 2－2 を満たしている。

（2）2－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-①教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

政経学部

教育目的、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、これを達成するために、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、学生便覧で学生に示すとともに、大学及び政経学部ホームページ等で公表している。

政治学科は、政治行政学科への学科名称変更に伴い、教授会において政治行政学科の

教育目的を踏まえた教育課程編成方針を定めた。

経済学科のカリキュラムをこれまでの幅広い知識教養の修得から、学科の専門性を高めることに重点を置いたカリキュラムに改めた。専門科目を１・２年配当科目、２・３年配当科目、３・４年配当科目の３段階による科目配当とした。

以上のとおり、本学の教育課程は、教育目的を踏まえて編成されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-1】政経学部ホームページ（教育研究上の目的と三つのポリシー）
http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/pse.html

【資料 2-2-2】政経学部ホームページ　学科紹介－政治学科－学びの特長

【資料 2-2-3】政経学部ホームページ　学科紹介－経済学科－学びの特長

【資料 2-2-4】政経学部便覧（３頁、36 頁、50 頁）
https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/student/handbook.html

【資料 2-2-5】教育課程編成方針を定めた教授会資料（政経学部学則変更カリキュラムについて）平成 26 年 7 月 22 日教授会資料２

体育学部

体育学部には「体育学科」「武道学科」「スポーツ医科学科」「こどもスポーツ教育学科」の４学科を設置して、教育目的（学則第 40 条）、育成する人材像、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、これを達成するために教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、便覧で学生に示すとともに、ホームページ等で公表している。したがって、本学部の教育課程は教育目的を踏まえて編成されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-6】学則第 40 条 第 1 項（教育研究上の目的）10、48、49 頁

【資料 2-2-7】体育学部ホームページ
https://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/pe.html

【資料 2-2-8】体育学部便覧（平成 27 年度）5、20、21、36、37、48、49、60、61 頁

理工学部

本学部は、学則第 40 条（教育研究上の目的）に則り、学位授与方針（ディプロマ･ポリシー）を定め、これを達成するために教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、理工学部 ACADEMIC GUIDE 2015、ホームページ等で明確に示している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-6】学則第 40 条（教育研究上の目的）別表第３

【資料 2-2-9】理工学部 ACADEMIC GUIDE 2015　2、26, 34, 44, 54, 60, 67 頁

【資料 2-2-10】理工学部ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/se.html

法学部

法学部では法律学科と現代ビジネス法学科の２学科を設置しているが、学則第 40 条（教育研究上の目的）に則り、別表第４において各学科の教育研究上の目的を明らかにしている。これを踏まえた上で、法学の基礎的知識を修得することによって法的思考力を身につけることを教育目的とする法律学科と、企業法務を中核とし国際ビジネスと知

財ビジネスという２分野にわたるビジネス法学の基礎知識を修得することによってグローバルに活躍できる人材を育成することを教育目的とする現代ビジネス法学科について、それぞれの学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、これを達成するためにそれぞれに教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に打ち出して、法学部便覧および法学部ホームページで公表した。したがって、本学部の教育課程は、教育目的を踏まえた編成方針を適切に設定し明示していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-2-6】学則第40条（教育研究上の目的）別表第４

【資料2-2-11】法学部便覧（平成27年度）　62頁及び102頁

【資料2-2-12】法学部ホームページ

http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/policy.html

文学部

文学部では、教育目的を踏まえた教育課程編成方針として、学則別表第５に示すような科目を配置するとともに、３学科８専攻それぞれにカリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを設定している。これを厳格に適用しながら教育研究活動を展開している。これらのポリシーは、文学部ホームページ、大学案内、文学部便覧及び新年度オリエンテーション資料にて学生に周知徹底している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-6】学則第 40 条（教育研究上の目的）別表第 5

【資料 2-2-13】文学部ホームページ

http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html

【資料 2-2-14】大学案内 2016　46～58 頁

【資料 2-2-15】文学部便覧　ⅷ～ⅹⅲ頁

21世紀アジア学部

本学部は「21 世紀アジア学科」を設置し、教育研究上の目的（学則第 40 条）、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、これを達成するために、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、学生便覧で学生に示すとともに、ホームページ等で公表している。

以上により、本学部の教育課程は教育目的を踏まえて編成され、学生や社会に対して明確に示されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-6】学則第 40 条（教育研究上の目的）

【資料 2-2-16】21 世紀アジア学部ホームページ

【資料 2-2-17】（21 世紀アジア学部）サバイバルガイド（学生便覧）9 頁

経営学部

経営学部では、教育目的（学則第 40 条及び別表第 7）、育成する人物像、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、これを達成するため教育課程編成方針を策定し、経営学部便覧におけるカリキュラム・ポリシーをはじめ、カリキュラムマップ等で明確に示している。

以上のとおり、本学部の教育課程は、教育目的を踏まえた編成となっていると自己評

価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-2-6】学則第 40 条、別表第 7
【資料 2-2-18】経営学部便覧（平成 27 年度）「理念と目標」「学部概要（ポリシー）」
【資料 2-2-19】経営学部リーフレット
【資料 2-2-20】経営学部ホームページ
【資料2-2-21】経営学部カリキュラムマップ　2015.05.15

政治学研究科

本研究科は、学術研究者のみならず、政治家、公務員、国際公務員、ジャーナリスト、教育者等、内外の第一線で活躍が期待できるリーダーとなる人材育成のための教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、学生に示すとともに、シラバス集、大学院便覧、ホームページ等で明示している。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-2-22】政治学研究科大学院便覧
【資料 2-2-23】政治学研究科ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/PS/policy.html

経済学研究科

経済学研究科では、教育目的、育成する人材像、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を定め、これを達成するために、教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)を策定し、シラバス、便覧、ホームページ等で明示している。歴史、理論、政策という３分野を重点的に研究できるカリキュラムを編成しつつ、実務的な分野も重視している。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-2-24】大学院学則第 1 条(目的)、第 33 条(教育研究上の目的)
【資料 2-2-25】経済学研究科（平成 27 年度）大学院便覧　21 頁から 22 頁
【資料 2-2-26】経済学研究科ホームページ
【資料 2-2-27】経済学研究科シラバス

経営学研究科

教育研究上の目的、ディプロマ・ポリシーを定め、これを達成するために教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、ガイダンスや便覧、講義、ホームページ、大学院案内、その他の広報活動などにおいて、学生や学内外に周知している。
従って、本研究科の教育課程は、教育目的を踏まえて編成されていると評価できる。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-2-24】大学院学則第 33 条（教育研究上の目的）
【資料 2-2-28】経営学研究科ホームページ
【資料 2-2-29】経営学研究科大学院便覧 39-40 頁

スポーツ・システム研究科

本研究科は、教育目的（大学院学則第 33 条）、学位授与方針（ディプロマ･ポリシー）を定め、これを達成するために教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、便覧、ホームページ等で公表している。
◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-24】大学院学則 第 33 条（教育研究上の目的）
【資料 2-2-30】スポーツ・システム研究科便覧（平成 27 年度）（23 頁から 24 頁）
【資料 2-2-31】スポーツ・システム研究科ホームページ
教育研究上の目的と方針、学位授与方針（ディプロマ･ポリシー）
教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/SS/policy.html

救急システム研究科

本研究科は、教育目的（大学院学則第 33 条）、学位授与方針（ディプロマ･ポリシー）を定め、これを達成するために教育課程編成方針（カリキュラム･ポリシー）を策定し、学生便覧、ホームページ等で公表している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-2-24】大学院学則 第 33 条（教育研究上の目的）
【資料 2-2-32】救急システム研究科便覧（平成２７年度） 23 頁、98 頁
【資料 2-2-33】救急システム研究科ホームページ
教育研究上の目的と方針、学位授与方針（ディプロマ･ポリシー）
教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/EDS/policy.html

工学研究科

工学研究科では、科学技術社会を幅広く支える高度専門職業人の養成のために、学位授与方針（ディプロマ･ポリシー）を定め、これを達成するために基礎学力を身につけ、優れた応用開発能力を有し、創造性豊かでユニークな技術者、研究者となれるよう教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、学生に示すとともに、シラバス集、大学院便覧、ホームページ等で明示している。

以上の通り、本研究科の教育課程は、教育目的を踏まえて編成されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-2-34】工学研究科大学院便覧
【資料 2-2-35】工学研究科ホームページ 三つの方針（ディアプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）

法学研究科

法学研究科では、履修上の区分に応じ、「基幹法コース」･「税法・ビジネス法コース」･「スポーツ法コース」の３コースを開設しており、教育の目的、育成する人材像、学位授与方針（デイプロマポリシー）を定め、これを達成するために、教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）を策定し、学生に示すとともに、シラバス、大学院便覧、ホームページ等で明示している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-2-36】法学研究科ホームページ
【資料 2-2-37】法学研究科シラバス
【資料 2-2-38】法学研究科大学院の便覧（59～60）修士・博士課程の教育課程
（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）

総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科では、知的財産に関する諸問題を総合的に解決することで社会に貢献でできる法的思考力と実践力を知的財産の専門家育成のために、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)を定め、これを達成するために教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)を策定し、学生に示すとともに、シラバス集、大学院便覧、ホームページ等で明示している。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-2-39】総合知的財産法学研究科大学院便覧79頁　三つの方針
(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、　アドミッション・ポリシー)

【資料2-2-40】総合知的財産法学研究科ホームページ　三つの方針
(ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、　アドミッション・ポリシー)

【資料2-2-41】総合知的財産法学研究科シラバス抜粋

人文科学研究科

本研究科では、大学院学則第 33 条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）に則り、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）と教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、大学院便覧、人文科学研究科ホームページに明示している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-24】大学院学則　第 33 条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法）

【資料 2-2-42】人文科学研究科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

【資料 2-2-43】人文科学研究科教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

【資料 2-2-44】人文科学研究科便覧 5,9,10,11,27 から 29 頁

【資料 2-2-45】人文科学研究科ホームページ

グローバルアジア研究科

グローバルアジア研究科では、総合的、先端的な視点に基づき、アジアを中心に世界で活躍する実践的な人材の養成、先端研究の専門家を養成するため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を各専攻、各分野毎に定め、これを達成するために教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、学生に示すとともに、大学院便覧、ホームページ等で明示している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-46】グローバルアジア研究科大学院便覧

【資料 2-2-47】グローバルアジア研究科ホームページ 三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）

学長課

学則第40条（教育研究上の目的）及び大学院学則第33条（教育研究上の目的）に定めている。各学部・各研究科は、大学の教育研究上の目的に基づき、教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に設定し、大学ホームページや各学部便覧に公表し、履修オリエンテーション時に指導している。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-2-6】学則第40条(教育研究上の目的)別表１・２・３・４・５・６・７

【資料2-2-24】大学院学則第33条(教育研究上の目的)別表１

【資料2-2-1】ホームページ掲載「国士舘大学の教育研究上の目的と三つのポリシー」
【資料2-2-4】政経学部便覧１頁、２頁、37頁、50頁
【資料2-2-8】体育学部便覧１頁、５頁、20頁、36頁、48頁、60頁
【資料2-2-9】理工学部便覧２頁、26頁、34頁、44頁、54頁、60頁、67頁
【資料2-2-11】法学部便覧５頁、62頁、102頁
【資料2-2-15】文学部便覧Ⅷ頁、Ⅸ頁、Ⅹ頁、Ⅺ頁、Ⅻ頁、13頁
【資料2-2-17】21世紀アジア学部９頁
【資料2-2-18】経営学部便覧４頁
【資料2-2-34】工学研究科便覧３頁
【資料2-2-30】スポーツ・システム研究科便覧23頁
【資料2-2-32】救急システム研究科便覧27頁
【資料2-2-44】人文科学研究科便覧５頁、９頁、27頁
【資料2-2-46】グローバルアジア研究科９頁、23頁

教務課

学則第 40 条（教育研究上の目的）に則り学部・学科及び大学院学則第 33 条（教育研究上の目的）に則り研究科・専攻ごとにそれぞれカリキュラム・ポリシー（教育課程の内容・方法の方針）を明確にし、学部および研究科のホームページに掲載している。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-2-1】大学ホームページ

2-2-②教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

政経学部

建学の精神を踏まえた教育目的、学位授与方針に基づき適切な教育課程編成方針を策定し、その方針に従って教育課程を体系的に編成し、教授方法を工夫している。

体系的な学習によって専門性を高めることを目指し、政治学科には「政治と人間コース」「公務員養成コース」「国際関係・地域研究コース」の３コース、経済学科には「理論・情報コース」「国際経済コース」「財政・税務コース」「ファイナンス経済コース」の４コースを設け、学生の興味関心や将来の進路によって自らコース選択できるようにしている。また、カリキュラム・マップを作成し、専門科目はコースを問わず中核となる科目（政治学科では「コース共通科目」、経済学科では「選択必修科目群Ａ」「選択必修科目群Ｂ」）と、個々のコースにおいて中核となる科目（政治学科では「選択必修科目」、経済学科では「中心科目群（コア科目群）」、上記以外で特に推奨する科目（政治学科では「選択科目」、経済学会では「関連科目群」）からなる教育課程を体系的に編成し、学生が体系的に専門科目の学修ができるようにしている。

学生の主体的な学修を促し、十分な学修時間を確保するために、1 年間に履修登録できる単位数の上限を 40 単位（教職・随意科目を除く）とするキャップ制を設定し、学生便覧の「各学年次の履修要領」の頁に明記している。また、単位制度の趣旨を保つための工夫として反転授業を取り入れ、学生便覧の「単位制・学位及び認定」の頁に授業時間外に必要な学習を明記し、単位取得には予習・復習をしなければならないことが学生

に周知されている。

授業方法の工夫として能動的学習を推進するための施策として、座学の授業におけるＩＣＴ（情報通信技術）の活用やアクティブ・ラーニング推進を行い、導入及び推進効果について実践している教員による報告会やミニワークショップを行うなど、教授法の工夫・開発を組織的に行っている。また、ＦＤの一環として、教員の意識改革や授業改善を図り、教育の質向上につなげることを目的として、平成 27（2015）年 11 月 18 日から 12 月 10 日までの期間に政経学部教員による公開授業を実施している。

以上のとおり、本学の教育課程は、体系的に編成され、教授方法の工夫・開発も適切に行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-4】政経学部便覧（10 頁から 11 頁、36 頁、41 頁から 49 頁、50 頁、54 頁から 65 頁、68 頁から 70 頁）

https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/student/handbook.html

【資料 2-2-48】国士舘大学Ｗｅｂシラバス

https://kaedei.kokushikan.ac.jp/Syllabus/Top.aspx

【資料 2-2-49】政経学部定例教授会案内（平成 27（2015）年７月）「若手教員によるフレッシュマンゼミ及び基礎ゼミにおけるアクティブ・ラーニング、ＰＢＬ実践報告会」

【資料 2-2-50】政経学部ホームページ　公開授業　政経学部・川島耕司教授　「現代ヨーロッパ政治史」

http://www.kokushikan.ac.jp/information/effort/fd/news/details_08279.html

体育学部

建学の精神を踏まえた教育目的、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき適切な教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。その方針に従い体系的に編成し教授方針を工夫している。体育学部は創立以来一貫して目指しているのは「心・技・体」のバランスが取れ、スポーツマンシップを身に付けた人材の育成である。スポーツ、医学、健康を融合的に捉えその理念目標を達成するため「体育学科」「武道学科」「スポーツ医科学科」「こどもスポーツ教育学科」の４学科を置いている。体育学科は「心・技・体」のバランスが取れた人材の育成、武道学科は豊かな武道精神や倫理観の修得、スポーツ医科学科は救急救命士になるための知識と技術の修得、こどもスポーツ教育学科は身体と心を教育し人間性の育成に貢献できる指導者の養成のために熟慮されたカリキュラムを編成している。

単位の実質化を図るため平成27(2015)年7月教授会にて履修登録単位数の上限を設定し、学生に講義内容が十分イメージできるシラバス記載を進め、平成28（2016）年度のシラバスより、授業時間外の学修（予習・復習等）を示す項目を設け、必要な授業時間の確保等に努める。これまでも便覧に授業時間外の必要な自習時間を記載し、学生に主体的な学修を促してきたが、平成28（2016）年度より、シラバスに授業時間外の学修を明示することで、それをより明確化する。また、教育課程編成方針に沿った適切な教授方法の改善に相互授業参観等のＦＤ活動を活用している。

単位制度の実質化を図るため学生学習時間等の実態把握、授業の質保証・向上のため

に授業評価アンケートを実施し、その結果を各教員にフィードバックし、授業内容・教授方法の改善に役立てている。また、毎年定期的に学生と体育学部長による「学生と学部長の話す会」（意見交換会）を実施し、授業等に関する要望を学生から直接収集し、その結果を体育学部の専任教職員で共有する取組を行っている。

体系的な教育課程編成のために、平成28（2016）年度より、科目のナンバリングを導入する。学部及び学科の基準に基づき、科目ナンバーを定め、学生の体系的・能動的な学修の一助とする。なお、学生への周知は毎年、３月に実施される履修登録説明会時に行う予定である。

以上のとおり、本学部の教育課程は体系的に編成され、教授方法の工夫・開発も適切に行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-7】体育学部ホームページ
https://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/pe.html

【資料2-2-48】国士舘大学Webシラバス
https://kaedei.kokushikan.ac.jp/Syllabus/Top.aspx

【資料2-2-51】授業公開・授業参観実施計画（平成27年度）

【資料 2-2-8】体育学部便覧（平成 27 年度）5、20、21、36、37、48、49、60、61、72頁

【資料 2-2-52】体育学部定例教授会・平成 27 年度春期授業アンケートの実施について
・年間履修単位上限（キャップ制）について
・科目のナンバリングについて

【資料 2-2-53】体育学部 学生と学部長の話す会（意見交換会）掲示ポスター、意見集約記録

【資料 2-2-54】エビデンス集（データ編）表２－８（年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件）

理工学部

教育課程編成方針に従って本学部内のカリキュラム委員会で、カリキュラム・マップの作製、科目のナンバリングを通し、教育課程を体系的に編成し、教授方法を工夫している。

時代の急速な変化に柔軟に対応し、卒業後に産業界で長期にわたって活躍できる学生を育成するために、基礎知識を十分に理解し、しかし従来型の知識を受動的に学び、指示された事だけをそつなく行う技術者ではなく、(1)広い視野と柔軟な思考力、(2)大局的な判断力、(3)自ら積極的に問題を発見し、解決のための方策を考える能力、(4)それを周囲の人々に理解してもらえる表現力、(5)周囲の人々とコミュニケーションを取りながら実行する能力、(6)職業人としての倫理観を備えた理工系人材を育成するため教育課程を体系的に編成している。

理工学基礎科目群を設け大学における学習の仕方を中心に、個人に対応した教育を行っている。

本学部のＦＤ委員会において、授業評価アンケートを活用し授業方法改善指針を定め授業方法の改善を行い、授業方法改善を進めるための組織体制を整備し、運用している。

また、体系的な学修のための履修上の条件と制限を明確にし、卒業要件、学年毎の取得単位の上限を明確に定め卒業に必要な単位数を区分別に定めている。実質的な学修時間を確保するため各学年の年間単位数の上限を 48 単位と設定し、単位制度の実質を保つための工夫をしている。

教育課程編成方針及び単位の実質化等を周知するために、学生用に便覧を作成・配布し、「シラバス」と併せてホームページでも公表している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-55】理工学部各学系のカリキュラムマップ

【資料 2-2-56】理工学部専門科目の科目ナンバリング一覧

【資料 2-2-9】理工学部 ACADEMIC GUIDE 2015　p. 6

【資料 2-2-48】Web シラバス

【資料 2-2-57】授業評価アンケートを活用した授業方法改善指針
（20151113 学部ＦＤ委員会資料）

【資料 2-2-54】エビデンス集（データ編）　表２－８（年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件）

法学部

建学の精神を踏まえた法学部の教育研究上の目的を達成するために、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づいた適切な教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。すなわち、法学部全体としては基礎科目と多彩な応用科目を設け、入門科目から専門応用科目へ段階的に履修し、各学科とも体系的に履修できるよう科目を配置している。また、両学科とも１年から４年まですべての学年でゼミを必修としており、少人数による対話教育を実施している。卒業時には両学科とも卒業論文を必修とし、４年間の学修成果の集大成を完成させる。

体系的に学修しかつ卒業論文を完成させる力を身につけるため、学年ごとに履修上限単位を設けて（１年生と２年生は 42 単位、３年生は 46 単位、４年生は 40 単位）、無理のない効果的な学習を促している。なお、平成 28（2016）年度より、卒業見込み証明書を発行するための要件を 76 単位としたため、４年生の履修上限単位を 48 単位に引き上げた。学年が上がり学生生活に慣れるにしたがって、履修上限単位を少しずつ増やしている。また、教育課程・編成実施の方針（カリキュラム・ポリシー）および単位の実質化等を周知するために、学生用に便覧を作成・配布し、「シラバス」と併せて法学部ホームページでも公表している。

さらに、法学部では、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を実効性あるものとするため、ＦＤ委員会において常に教授方法の改善を模索している。今日まで、グループワーク、アクティブラーニング、ＰＢＬ（Problem Based Learning、問題にもとづく学習）などの技法をＦＤ委員会で検討し、教員自らワークを通じて技法を学び、教室での導入を工夫してきた。また、34 号館３階における模擬法廷教室を活用し、訴訟手続きの講義や模擬裁判・法律討論会において、学生が臨場感を持って学べるよう配慮してきた。単位制度の趣旨を保つため、e ラーニングシステム（manaba）を活用して授業外学修を指示する工夫も進めており、予め資料やレジュメを配付して準備をさせたり、単元が終わるごとに自宅で小テストを受けさせるなどの方法も採用されつつある。

ＴＡを積極に利用して毎回小テストを実施したり、双方向授業への取り組みや端末室を利用してＩＣＴを活用した授業の取り組みも行っている。

以上のとおり、本学部の教育課程は体系的に編成され、教授方法の工夫・開発も適切に行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-11】法学部便覧（平成 27 年度）62 頁及び 102 頁（カリキュラム・ポリシー）

【資料 2-2-12】法学部ホームページ（カリキュラム・ポリシー）
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/policy.html

【資料 2-2-11】法学部便覧（平成 27 年度）５頁、60 頁（履修制限単位）

【資料 2-2-11】法学部便覧（平成 27 年度）85 頁、126 頁（卒業論文作成要領）

【資料 2-2-54】エビデンス集（データ編）表２－８（年間履修登録数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数））

【資料 2-2-12】法学部ホームページ（法学部便覧）
https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/student/file/04_gakusoku_27.pdf

【資料 2-2-58】ＦＤシンポジウム報告書（第 11 回　『学生の主体的な学びを促す教育・学習環境デザイン』）〔大学ホームページ〕
http://www.kokushikan.ac.jp/information/activity/book/symposium11/_SWF_Window.html?pagecode=67

【資料 2-2-58】ＦＤ研修会報告書（第２回『自らの内省からはじまるアクティブラーニング』）〔大学ホームページ〕
https://www.kokushikan.ac.jp/information/effort/fd/file/studysession02.pdf

【資料 2-2-59】法学部模擬裁判（第 25 回）
https://www.kokushikan.ac.jp/document/page05_2.html

【資料 2-2-60】法学部（定例）教授会議事録（平成 27 年度）第 13 回（人事・カリキュラム委員会及び審議事項２）

【資料 2-2-61】manaba（小テスト実施のタブ・レポート提出口のタブ）

文学部

文学部では、国士舘大学３学科８専攻がそれぞれの教育目的に応じて、専門的な教育課程を有し教育研究活動を展開している。それらが各専攻の専門領域の体系に沿った内容となっている。

また、教授方法の工夫・開発については、特にゼミ活動では、10 人以内の少人数教育を実現させることで、学生と教員が密度の濃い研究活動を行う環境を整えている。また実習形式の授業や模擬実践形式の授業等を取り入れ、即戦力を備えた社会人の基礎を培うことも意識している。

履修上限単位については、学部便覧に「履修上限単位は教職・資格及び再履修等の単位を含めて各年次 50 単位とする」ことが明記されており、学生の効果的な学修状況が生み出されるよう配慮している。

各科目の体系的な履修については、平成 28（2016）年度から、シラバス上に関連科目の記載をするようにし、学生が科目間のつながりを理解しやすいよう書式の改変を行っている。

また学部内ＦＤとして、シンポジウムの開催や全学ＦＤ委員会の活動を踏まえたＦＤ報告等も積極的に行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-6】学則第 40 条（教育研究上の目的）別表第 5

【資料 2-2-54】エビデンス集（データ編）表２－８（年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）

【資料 2-2-15】文学部便覧　44 頁

【資料 2-2-62】シラバス（実習科目）

【資料2-2-63】国士舘人文学　創刊号　127～162頁、第5号　73～99頁

21世紀アジア学部

建学の精神を踏まえた教育目的、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、その方針に従って教育課程を体系的に編成し、教授方針を工夫している。

本学部は、新時代にふさわしいグローバルな視野をもつ人材を育成する学部であり、「広くアジア学の知識を身につける」「総合的なコミュニケーション能力を伸ばす」「実践的なアジア学の専門知識を修得する」「座学で学んだものを体験する」といったことを教育課程の柱としている。「広くアジア学の知識を身につける」ための基礎科目、「総合的なコミュニケーション能力を伸ばす」のためのコミュニケーション科目（言語コミュニケーション科目・情報コミュニケーション科目・文化パフォーマンス科目）、「実践的なアジア学の専門知識を修得する」のための専門科目という教育課程編成になっており、専門科目は交流アジアコース・アジアビジネスコース・アジア探究コースの３コースに分けることにより、体系的に履修ができるようになっている。また「座学で学んだものを体験する」ための海外語学研修やインターンシップ科目、ボランティア科目も設けられている。

単位の実質化を図るため各学期に履修登録できる単位数の上限を設定し、シラバスに教室外での学修に関する指示も記載している。

教授法の工夫・開発については、グループワーク、アクティブ・ラーニング、ＰＢＬ（問題発見型学習）などの技法を取り入れた教育を行い、学生の授業参画を促し、教育効果を高める工夫を行っている。

以上のとおり、本学部の教育課程は体系的に編成され、教授方法の工夫・開発も適切に行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-64】21 世紀アジア学部教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

【資料 2-2-65】21 世紀アジア学部シラバス

【資料2-2-1】（21世紀アジア学部）サバイバルガイト（学生便覧）76頁

【資料2-2-54】エビデンス集（データ編）表２－８（年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）

経営学部

経営学部では、専門知識の修得を目的とする入学者が増加し、それに連動して基礎学力が向上するという傾向にある。そのため、そうした要望・期待に応えるため「教育の

質」の改善及び向上に努めてきた。以下は、その内容である。

経営学部では、少人数クラスによるきめ細かな教育を実現するため、1クラス35人という少人数クラス編成によって、1・2年次必修の8科目「フレッシュマンゼミナール」「ゼミナール入門」「簿記原理Ⅰ」「簿記原理Ⅱ」「英語1」「英語2」「英語3」「英語4」を開設している。この少人数制クラス設置の目的は、新入生の大きな不安要因となっている友達づくり問題の解消にあり、高校におけるクラス編成人数を基に1クラス35人と定め、友達づくりを有効かつ効率的に行える仕掛けづくりを構築し、中途退学の抑制はもとより、修学において成績をはじめ資格取得等において切磋琢磨しあえるような仲間づくりの機会を意識的に構築した。一方、1年次必修の「経営学総論Ⅰ」「経営学総論Ⅱ」では全クラス合同授業とし、クラスを超えて同期全員が一堂に会し、同期意識を高める機会をつくり、さらに教員も各専門分野を担当するオムニバス授業方式を導入して本学部のさまざまな専任教員と授業を通じて係わり合える機会をつくっている。また、時間割編成では曜日・時限にクラスごとの相違が生じないように、クラス間の公平性を重視し均等に配置している。

専門選択必修科目では、実践的な職業教育、産学連携教育を導入している。「現代の産業と企業A」「現代の産業と企業B」では、トヨタ自動車、パナソニック、小松製作所、大王製紙、味の素、日本コカ・コーラ、東京海上日動火災保険、三井物産等々の企業経営者や管理者を講師として招聘し2回ずつのオムニバス形式で授業を展開している。また、「優良中堅・中小企業研究A」「優良中堅・中小企業研究B」では、学部付属の経営研究所において日本や世界で各業界のトップシェアを誇る企業1,800社以上を発掘調査し、その中から220社以上を訪問調査した結果を授業に展開し、かつ代表的な社長を招聘する等の実践的な授業を行っている。

資格取得教育と単位認定制では、ビジネス人として必要な資格である「簿記検定試験」「経営学検定試験」の全員受験を推進し、必修科目である「簿記原理Ⅰ」「簿記原理Ⅱ」や「経営学総論Ⅰ」「経営学総論Ⅱ」をはじめ検定合格に不可欠な問題演習形式の授業科目として「簿記演習Ⅰ」「簿記演習Ⅱ」「経営学演習Ⅰ」「経営学演習Ⅱ」を展開している。資格取得者には関連科目の単位認定又は90点の評価更改を行い、強力に資格取得を支援している。

また、新入生オリエンテーションで全員受験を行っているTOEICテストでは、平成26（2014）年度入学生よりスコアに応じて「経営TOEIC英語1」「経営TOEIC英語2」「経営TOEIC英語3」「経営TOEIC英語4」の単位認定を行うほか、同テストの自発的・積極的な継続受験を推奨し、そのスコアの高さに応じて、学生の申請により単位認定を行う等グローバル社会に適応できるような英語力向上を目指している。

このように「ビジネス人基礎力」を養成するカリキュラムを体系的に編成している。

履修登録単位数については、学則第47条（単位の基準）を基準に総合教育科目26単位、外国語科目8単位、専門科目90単位、合計124単位を卒業要件として定めている。各学年次の履修要領については、1年間の標準履修単位数の上限を40単位と設定するとともに、3年次への進級に必要な単位数を40単位以上、4年次への進級に必要な単位数を64単位以上と設定し、単位制度の実質を保つための工夫を行っている。

教育課程編成方針に沿った適切な教授方法の改善では、ＦＤ活動を進めており、本学

部の使命・目的である「ビジネス人基礎力」の養成を具現化するため、カリキュラムの検討及び見直し､改善をカリキュラム委員会及び教授会において適時実施しているほか、経営学部ＦＤ委員会において、シラバスの記載内容の確認・点検及び統一化、カリキュラムマップの作成を行っている。また、全学的にカリキュラムにおける科目ナンバリングの導入が進められているが、経営学部においては全科目に対するナンバリングをすでに行い、その導入に関する制度の確立・運用及び周知方法等を検討し、今後入学生に配布する便覧に掲載すべく引き続き具体的に検討及び審議を進めている。

教授方法の工夫については、グループワーク、アクティブ・ラーニング、ＰＢＬ（Problem-Based-Learning：問題発見解決型学習）等の技法を取り入れた教育を行い学生の授業参画を促し、教育効果を高める工夫をし、シラバスに明記している。

以上のとおり、本学部の教育課程は、体系的に編成され、教授方法の工夫・開発も適切に行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-66】学則第 47 条（単位の基準）
【資料 2-2-18】経営学部便覧（平成 27 年度）２、３、12、13、20、21、26 から 29 頁
【資料 2-2-19】経営学部リーフレット
【資料 2-2-20】経営学部ホームページ
【資料 2-2-67】経営学部クラス配分表（平成 23 から 27 年度）
【資料 2-2-68】経営学部（平成 27 年度）クラス指定制必修科目の配置表
【資料2-2-69】平成27年度　経営学部　新入生　ガイダンス計画
【資料 2-2-54】エビデンス集（データ編）表２－８（年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）

政治学研究科

本研究科では、2-2-①に示した教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、研究者や高度職業人を養成する教育を実施している。教授方法の工夫・開発としては、「政治学研究会」での研究報告や、アクティブ・ラーニング、ＰＢＬ(Problem-Based Learning；問題発見解決型学習）を取り入れるなど、新たな教授方法を実践している。また登録単位数が少ない大学院のため、履修条件に単位の上限設定はせず、履修時の指導により単位制度の実質を保っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-70】政治学研究科ＷＥＢシラバス
【資料 2-2-22】政治学研究科大学院便覧
【資料 2-2-71】政治学研究科カリキュラム・ポリシー
【資料 2-2-23】政治学研究科ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/research/politics_labo/workshop.html
【資料 2-2-72】政治学研究科アクティブ・ラーニング、ＰＢＬ実施例

経済学研究科

経済学研究科では、2-2-①に示した教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)に従って、現代社会の多様な変化に適応できる専門的知識を兼ね備えた高い能力を醸成する教育課程を体系的に編成し高度職業人を養成する教育を実施している。

授業方法の工夫・開発としては、ＦＤ研究会の開催により、教員の教授方法の改善や工夫、アクティブ・ラーニング、ＰＢＬ(Problem-Based Learning:問題発見解決型学習)を取り入れる等、新たな教授法の開発を促している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-25】経済学研究科大学院便覧（平成 27 年度）

【資料 2-2-26】経済学研究科ホームページ(経済学研)」

【資料 2-2-74】経済学研究科カリキュラム・ポリシー

【資料 2-2-73】単位制について（経済学研究科）

【資料 2-2-27】経済学研究科シラバス

【資料 2-2-58】ＦＤ研修報告書

経営学研究科

2-2-①で示した教育課程編成方針に基づき、学修の系統性・順次性を図るため、経営コースと会計コースという２コース制をとり、その上で演習科目群、主要科目群、特修科目群といった各コース・分野に沿った授業科目を、ナンバリングの設定・整理などを行い、体系的に編成している。

入学時点で、主要科目群の中から専修科目とそれに対応する演習を決定する。その演習を担当する教員が指導教員となり、経営学研究科における教育研究及び修士論文の作成、演習科目以外の講義科目選択などの指導が個別に行われ、１～３人程度の徹底した少人数教育が実践されている。

また、教育課程編成方針に沿った適切な教授法の改善では、双方向型学修、少人数制指導の推進、情報通信技術の展開などのＦＤ活動を展開し、指導教員における組織的な改善に取り組んでいる。

以上の通り、本研究科の教育課程は、体系的に編成され、教授方法の工夫や開発も適宜実施されていると評価できる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-75】経営学研究科教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

【資料 2-2-76】経営学研究科シラバス

スポーツ・システム研究科

2-2-①に示した教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、学修の系統性順次性を図るため本研究科では、共通科目とコース専門科目から成る教育課程ナンバリングの設定やナンバリングを可視化したカリキュラムマップを作成したりして体系的に編成している。また、体系的な学修の確保や修士論文等作成のために履修上の条件を設けている。

学生のニーズや社会的ニーズ等を踏まえ、平成 28(2016)年度のカリキュラムから新たに「体育科教職特論」と「スポーツ法学特論」の講義を創設することとした。

授業形態としては、アクティブ・ラーニングやＰＢＬ（Problem-Based Learning：問題発見解決型学習）を取り入れるなど、新たな教授法の開発を実践している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-30】スポーツ・システム研究科便覧（平成 27 年度）(23 頁から 24 頁、30 頁、104 頁)

【資料 2-2-31】スポーツ・システム研究科ホームページ　教育研究上の目的と方針
【資料 2-2-77】スポーツ・システム研究科教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/SS/policy.html
【資料 2-2-58】ＦＤ研修会報告書

救急システム研究科

本研究科では、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づくシラバスチェックを行い、平成26（2014）年度に教育課程編成方針に則り教育課程を体系的に編成し、ナンバリングの設定やナンバリングを可視化したカリキュラム・マップを作成した。

2-2-①に示した教育課程編成方針に従って、学部卒業のコースである、救急システム専攻と、社会人を対象とした救急システム専攻（１年コース）を体系的に編成している。また、体系的な学修の確保や修士論文等作成のために履修上の条件を設けている。授業形態としては、アクティブ・ラーニングやＰＢＬ（Problem-Based Learning：問題発見解決型学習）を取り入れるなど、新たな教授法の開発を実践している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-32】救急システム研究科便覧（シラバス）（平成 27 年度）
（43 頁から 94 頁、105 頁から 158 頁）
【資料 2-2-33】救急システム研究科ホームページ　教育研究上の目的と方針
【資料 2-2-78】救急システム教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/EDS/policy.html
【資料2-2-58】ＦＤ研修会報告書

工学研究科

工学研究科では 2-2-①に示した教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、実践的問題処理上、コミュニケーション能力を醸成する教育課程を体系的に編成し、高度専門技術者と創造性豊かな研究者を養成する教育を実施している。

教授方法の工夫・開発としては、ＦＤ研修会の開催や授業評価結果のフィードバックにより教員の教授方法の改善やアクティブ・ラーニング、ＰＢＬ（Problem-Based Learning：問題発見解決型学習）を取り入れるなど新たな教授方法の開発・実践を促している。

以上の通り、本研究科の教育課程は体系的に編成され、教授方法の工夫・開発を適切に行われていると事故評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-79】工学研究科カリキュラム・ポリシー、
【資料 2-2-80】単位制（工学研究科）
【資料 2-2-81】工学研究科シラバス
【資料 2-2-58】ＦＤ研修報告書
【資料2-2-82】工学研究科大学院授業評価アンケート

法学研究科

法学研究科では、2-2-①に示した教育課程編成方針（カリキュラムポリシー）に従って、「問題抽出・解決能力」「プレゼンテーション・コミニューケーション能力」を醸成する教育課程を体系的に編成（修士・博士課程のカリキュラム・マップの作成しコース

制が理解できるようになっている）し、研究者や高度職業人を養成する教育を実施している。大学院学則第 35 条（必要最低単位数）により、修士課程（32 単位以上）・博士課程 20 単位以上）の履修制限を課し、各教員の教授方法の工夫・開発としては、双方向型の学習の展開・少人数指導の推進、情報通信技術の活用などがある。本学全体・法学部・知財で開催されるＦＤ研修会への開催や、授業評価結果を分析し、フイードバックすることによって、教員の教授方法の改善・工夫、アクテイブ・ランニング、ＰＢＬ（Problem-Based Learning:問題発見解決型学習）を取り入れるなど、新たな教授方法を模索しながら開発・実践を促している。また、単位制度を維持するために、院生の研究・発表に向けた学習時間の把握、教室外での合宿等を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-24】大学院学則第 35 条（必要最低単位数）

【資料 2-2-83】大学院便覧（法学研究科）のカリキュラム・ポリシー

【資料 2-2-84】単位制について（法学研究科)、

【資料 2-2-85】シラバス抜粋（法学研究科）

【資料2-2-58】ＦＤ研修報告書、

【資料2-2-86】大学院授業評価アンケート分析結果

総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科では、2-2-①に示した教育課程編成方針(カリキュラム・ポリシー)にしたがって、実践的問題処理上、コミュニケーション能力を醸成する教育課程を編成し、高度職業的知的財産専門人材を養成する教育を実施している。

教育方法の工夫・開発としては、ＦＤ研修会の開催や教授方法の改善やアクティブ・ラーニングＰＢＬ(Problam Based Learning: 問題発見解決型学習)を取り入れる等新たな教授方法の開発実践を促している。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-2-87】総合知的財産法学研究科カリキュラム・ポリシー

【資料2-2-88】単位制(総合知的財産法学研究科)

【資料2-2-89】総合知的財産法学研究科シラバス抜粋

【資料2-2-58】ＦＤ研修会報告書

人文科学研究科

2-2-①に示した教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、研究者や高度な職業人を育成する教育を実施している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-90】人文科学研究科教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

【資料 2-2-44】人文科学研究科大学院研究科便覧

【資料 2-2-45】人文科学研究科ホームページ

グローバルアジア研究科

グローバルアジア研究科では２－２－②に示した教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）に従って、アジアにおける経済、ビジネス、地域文化、日本語教育、文化遺産の各領域で、高度専門職業人を養成する教育を実施している。

３分野(ビジネス・コミュニケーション、国際日本語教育、文化遺産学)共通の基盤科

目、分野毎の専門科目としてそれぞれ演習科目、専門講義科目、実習科目、特論科目を配してカリキュラムマップを作成し、体系的な教育課程を設定している。

教育方法の工夫、開発としては、ＦＤ研修会の開催による教員の教授方法の改善やアクティブ・ラーニング、ＰＢＬ（Problem-Based Leaning:問題発見解決型学習）を取り入れるなど、新たな教授方法の開発・実践を促している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-91】グローバルアジア研究科（カリキュラム・ポリシー）

【資料 2-2-92】単位制（グローバルアジア研究科）

【資料 2-2-93】グローバルアジア研究科シラバス抜粋

【資料2-2-94】グローバルアジア研究科カリキュラムマップ

【資料2-2-58】ＦＤ研修報告書

学長課

建学の精神「国を思い、世のため、人のために尽くせる人材『国士』の養成」に則り、「『国士』養成」を目的として、全学で「総合教育科目」「外国語科目」「専門科目」を開講し、そのもとで各学部・各研究科は有機的・体系的な教育課程の編成を行っている。また、単位制度の実質化を保てるよう、履修単位の上限設定をしている。

教授方法の工夫を実施するため、国士舘大学ＦＤ委員会規程（平成21(2009)年２月25日）を制定し、全学部、全研究科、全研究所から委員を選出し、授業内容や授業方法について検討して、発表や研修を行うなど、教授方法の工夫や開発を図っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-4】政経学部便覧 18 頁、68 頁、69 頁

【資料 2-2-8】体育学部便覧 21 頁、22 頁、23 頁

【資料 2-2-9】理工学部便覧８頁、９頁

【資料 2-2-11】法学部便覧 49 頁、50 頁、51 頁、90 頁、94 頁、95 頁、96 頁

【資料 2-2-15】文学部便覧２頁、３頁、44 頁

【資料 2-2-17】21 世紀アジア学部便 12 頁、13 頁、32 頁

【資料 2-2-18】経営学部便覧２頁、３頁、26 頁、27 頁、28 頁、29 頁

【資料 2-2-54】エビデンス集（データ編）表２－８（年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）

【資料 2-2-95】国士舘大学ＦＤ委員会規程

【資料 2-2-96】国士舘大学ＦＤ・ＳＤシンポジウム案内

教務課

履修登録の上限単位数は、各学部・学科等で適切に設定し、ガイダンス等で学生に周知している。

本学の教育目的を達成するため､大きく総合教育科目と外国語科目､専門科目に分け、各学部の目的に照らして教育課程を編成している。また、各学部･学科のカリキュラム・ポリシーに則って、各授業科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目、随意科目に適切に分けられている。

単位の実質化を図り、質の高い学修環境を整備及び向上させるために、シラバスの書き方についてまとめた「シラバス作成ガイド」を平成 26(2014)年度から新たに作成し、

全教員に配布している。教員は、そのガイドに沿ってシラバスを作成している。また、非常勤講師等を含む全教員の作成したシラバスを各学部等で定めた体制において点検し、記載漏れ等があった場合には、加筆修正を依頼している。すべてのシラバスの点検が終了後、大学ホームページで公開している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-2-54】エビデンス集（データ編）表２－８（年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数））

【資料 2-2-97】シラバス作成ガイド（平成 26(2014)年 10 月 初版）

【資料 2-2-98】全学教養教育運営センター運営委員会議事録（平成 26 年 10 月 4 日）
シラバスチェックについて
会議資料：シラバス充実のためのチェック組織設置のお願い

【資料 2-2-99】平成 27 年度シラバス作成についてのチェック（依頼文書）

（3）2－2 の改善・向上方策（将来計画）

政経学部

今後、コース制の機能強化について、各学科の学科会議で議論することを計画している。また、教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成の工夫のひとつとして、科目ナンバリングの導入を検討している。科目ナンバリングの導入については平成 27（2015）年の７月教授会で既に承認されており、平成 28（2016）年度学生便覧にナンバリングを明記することを目標に、平成 27（2015）年 10 月中旬の段階では政経学部執行部と教務課のナンバリング担当者の間で第１回ミーティングを開く計画である。

体育学部

教育目的を踏まえ逐次カリキュラムを点検する。平成26（2013）年度より体育学科が実施したカリキュラム変更による新カリキュラムの教育効果、就職率等を見極め、今後の体育学部のカリキュラム編成に役立てる。

さらにＦＤ活動を一層充実し教授方法のスキルアップを図る。平成28年度の春期中に多摩キャンパスの図書館増築工事が竣工し、電子黒板等を設置したスペースを活用することで教員の活動や授業におけるグループワーク・プレゼンテーション等のアクティブ・ラーニングで使用が可能になる。

理工学部

教育目的を踏まえ、カリキュラムマップ及び科目のナンバリングについて適宜見直しを行っていく。学部ＦＤ委員会を通じ、教授方法の工夫・開発を実施していく。

法学部

法学部では、平成 28(2016)年度より「科目ナンバリング」を導入し、教育課程の体系的な編成や教育課程の可視化を実現する予定である。学生への周知を徹底し、能動的学修に役立てることができる工夫をしていく。

また、平成 28（2016）年１月の教授会において将来構想委員会における「学部学科に関しての検討結果」が提示され、教育システムの検討が始まった。本学部の教育システムが学生の進路に結びつくよう、様々な角度から検討し、平成 30（2018）年度もしくは 31（2017）年度の実現を図る予定である。

さらに、引き続きＦＤ委員会においてグループワーク、アクティブ・ラーニング、ＰＢＬ（Problem Based Learning、問題にもとづく学習）などの技法について研究し、授業において導入できるように検討を続けていく。法学部では両学科すべての学年でゼミが必修のため､まずゼミから新しい技法を取り入れ､徐々に講義にも応用していきたい。

文学部

「学校法人国士舘　中長期計画」に示されているように、文学部は今後、直近では平成 29（2017）年度を目途に学部改革が検討されている。今後は、学科体制のより一層の明確化に対応した教育課程の編成が求められるとともに、座学による講義形式の授業が数多く展開されている現状を踏まえて、必要に応じてアクティブ・ラーニングの授業方法の導入等､より幅広い授業方法についても情報の周知を行う必要があると考えている。

21世紀アジア学部

平成28（2016）年度からシラバスに予習・復習に関する記述を盛り込み、シラバスの内容を第三者がチェックする態勢を整えた。授業科目のナンバリングも整い、新学期から学生に周知していく。今後はこれらの仕組みが有効に作用しているかを確認するとともに、より効果的なものとなるよう工夫を行っていく。

経営学部

経営学部ではきめ細かい履修指導を行うとともに、厳格・公平な学修評価を行っている。その結果、所定の単位を修得した学生は教育目的である「ビジネス人基礎力」を得て最終的に高い就職実績をあげており、教育の質が保証され、ＰＤＣＡサイクルを稼働させることができている。一方、所定の単位を修得できずに留年する学生の増加傾向がみられ、その対策として学年担任等による個別修学指導体制を導入し、さらに一層の改善方策を検討中である。

政治学研究科

本研究科の教育目的に沿って､行政や教育の現場で活躍できる人材を育成するために、教室外学修の教授法開発を検討する。

経済学研究科

特にない。

経営学研究科

現在までの方策を踏襲し、現状維持を図りつつ今後の成果を見守りたい。併せて、新たな問題が見つかり次第、速やかに対処していきたい。

具体的には、毎月開催される経営学研究科委員会において、懇談などの機会を活用して各委員から意見を聴取し、問題点・課題などが提示された場合は改善の方向性を検討していく。その上で、大学院案内、大学院便覧、募集要項などを確定する時期に合わせ適切な対応策を立案・実施していく。

スポーツ・システム研究科

今後も社会的ニーズや学生のニーズ等を検討しながらカリキュラムの見直しや
授業方法の開発に努めていく。

救急システム研究科

当研究科を病院前救急医療の分野における国内外唯一の大学院研究科あることから、全国からの社会人修士、博士の受け入れに向けてｅラーニングプログラムの充実ととも

に、ＦＤをすすめＰＢＬやアクティブ・ラーニングなどの指導技法を用いるとともに、シラバスにおいて、授業外の予習と復習を指示しているが今後より内容を精査し充実をはかっていく。

法学研究科

教育課程（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）をさらに充実させるように検討し、研究者・高度職業人の養成・社会人・さらにスポーツ法に関係する人材を輩出させる。

多様な院生（社会人、企業人等）を受け入れるため、他研究科との連携を図り、質の保証を高めるために、研究会、講演会、シンポジウムをさらに拡大させる。

総合知的財産法学研究科

多様な院生を受け入れるために、質の保証を高めるとともに研究会、講演会、シンポジウムを充実させ、時代のニーズを教育に反映するように努力する。

人文科学研究科

高度な知識と技術を持った初等・中等教員養成のために、実践的科目を設置することについて検討を進め、平成 29（2017）年度からの新カリキュラム実施を目指して平成 28（2016）年度に学則改正等具体的な作業を行う。

グローバルアジア研究科

グローバルアジア研究科では、アジアを中心に世界で活躍する実践的な人材の養成、先端研究の専門家を養成するため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、これを達成するために教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、学生に示すとともに、大学院便覧、ホームページ等で明示している。

さらにカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成がおこなわれており、カリキュラムマップなどで図式化もされている。カリキュラム・マップも便覧やホームページに掲載するなど、だれでもがわかるように教育課程編成方針をさらに明確化していく。

設置当初よりＦＤ研修会を取り入れている。また少人数の講義科目が多いため、アクティブ・ラーニングやＰＢＬは取り入れられている。今後は学生の研究題目やニーズに対応しつつも､高度職業人に必要な知識をより確実に修得させるべく工夫が必要である。そのためにも、カリキュラムの検討も必要となっている。

学長課

ＦＤシンポジウムにより、カリキュラム・マップの作成研修等を行っているが、便覧等への掲載には至っていない。このため、全授業科目の体型性や有機的連携をしやすくするため、ナンバリングを平成 28(2016)年度に導入する予定である。また、外部機関が実施している標準化された試験やテスト等を学修成果の導入について検討する。

教務課

平成 27(2015)年度からＧＰＡ(Grade Point Average)制度が導入されたが､その具体的な活用方法については、今後の教務主任会等で検討し、学修内容を保証する質の高い学修環境を目指す。

学生がより一層自主的に授業外時間の学修が可能となるように、全授業科目で作成しているシラバスの項目を見直し､平成 28(2016)年度より新シラバスで作成できるよう調整を進めている。また、シラバスの点検（チェック）体制を確立し、シラバスの質向上

に努める。

また、平成 28(2016)年度から導入する科目ナンバリングを活用し、より一層のカリキュラムの体系性・整合性・適切性の充実を図る。

2－3　学修及び授業の支援

≪2－3 の視点≫

2-3-①　教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

(1) 2－3 の自己判定

基準項目 2－3 を満たしている。

(2) 2－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-①教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

政経学部

国士舘大学学部規程第 10 条（学年担任）及び国士舘事務分掌規程第 19 条（各学部事務課）に則り、政経学部では、学年担任である各学科の専任教員と学生係である職員が協働して学生の学修支援を行っている。年度はじめのオリエンテーションでは、学年担任教員により、履修登録をはじめとする学修に関する事項や諸注意等の説明を行っている。職員はオリエンテーションの資料作成等の準備や、事務室において、履修登録の相談や指導、注意事項の説明を行っている。

ゼミ教育においては、図書館によるレポートや論文作成に不可欠な資料引用の要領やキャリア支援センター職員による職業意識向上につなげるキャリアガイダンスを継続的に実施している。

中途退学者予防として平成 24（2012）年度より業者とのタイアップにより中途離脱者（退学・留年）の低減プログラムを通じた「実態調査・分析」を重ね、調査項目で学生生活及び修学に不安サインを発する学生に対し直接ヒヤリングを施し、フォローアップ体制を構築している。成績不振学生（各学年次終了時の指定取得単位数未満）や留年者、欠席の多い学生への対応策として、面談などの修学指導を行っている。教員による個別面談や職員による学生への電話対応を行った場合は、修学指導用面談シートに面談内容や電話対応内容を記録し、一元管理することにより学生に対する学修支援の状況が常に確認できる体制を整えている。

学生への学修支援のひとつとして、オフィスアワーを実施している。全専任教員のオフィスアワースケジュールは、政経学部のホームページにおいて公開し、学生に周知している。また、非常勤講師においては授業終了後、質問対応等の学修支援を依頼している。

学生の意見については、上述の学修支援の活動の中で、教員と学生との面談を通して、くみ上げるという仕組みができており、修学指導用面談シートに面談内容や対応を記載し、一元管理することにより学生に対する学修支援の状況が常に確認できる体制を整え

ている。

授業支援としては、「学生による授業評価」アンケートを前学期・後学期の最終授業で年２回実施している。このアンケートは、教務課により集計・分析を行い、担当教員へフィードバックされ、教員はその結果についてコメントをシラバスの授業評価フィードバックに作成し、結果とともにホームページに掲載され、学生はその結果を閲覧することができ、授業の改善に活用される。

教員の教育活動を支援するためのＴＡの活用については、平成 27（2015）年 11 月定例教授会にて、12 月 4 日までに申請するようにとのアナウンスがなされている。

以上のことから､政経学部における教員と職員の協働並びに TA 等の活用による学修支援及び授業支援は充実していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-3-1】国士舘大学学部規程第 10 条（学年担任）

【資料 2-3-2】国士舘事務分掌規程第 19 条（各学部事務課）

【資料 2-3-3】政経学部ホームページ　事務課紹介
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/student/office.html

【資料 2-3-4】政経学部ホームページ　オフィスアワースケジュール表
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/news/details_07162.html

【資料 2-3-5】平成 27 年度図書館・キャリア支援センター授業割り振り表

【資料 2-3-6】ＦＤ研修会第 3 回『大学教育の質保証システムの整備（教学ＩＲの取り組み）～中退問題を視野に～』平成 27 年 1 月 24 日（71 頁から 73 頁）

【資料 2-3-7】面談記録シート（様式）

【資料 2-3-8】エビデンス集（データ編）表２－４（学部、学科別の退学者数の推移（過去３年間）

【資料 2-3-9】エビデンス集（データ編）表Ｆ－６（全学部の教員組織（学部等）

体育学部

体育学部では平成 27 年度より、体育学部の全学科で出席率の 30%未満の学生を抽出し相談等を行う修学指導を実施している。対象は専任・非常勤問わず、全教員及び全教科（講義・実技・実習問わず）としている。

公欠を除く、授業を３回以上欠席した学生を各教員に報告を依頼し、体育学部事務課の各学科担当の職員（学生係）が集約する。なお、報告様式は事前に事務課にて書式を作り、提出方法を紙・メール等複数設け、電子媒体に関しては入力方法を簡略化し、教員の作業負担を減らすことで、取組の形骸化を防ぎ、確実に根付くようにしている。出席率の報告を基に、出席率 30%未満の学生を学生係の職員が抽出し、各学科の担当学年担任に報告を行う。状況に応じ、担当学年担任は指導対象学生と面談を行い、所定の「個別面談記録」に詳細に記録を行う。面談の状況、内容等に応じては学科主任、保護者等との対応を検討している。個別面談記録は個人情報を含むため、原本を体育学部事務課に提出を義務付け、事務課にて厳重に保管を行う管理体制を整えている。

この個別面談記録は学部長をはじめとする関係者が閲覧できるようにすることで、学生指導・修学指導の共有・参考に役立てる。平成 27（2015）年 10 月現在、まだ面談指導者はいないが、この取組により、学部全体の教員の学生指導力向上に加え、学生の修

学意欲の向上及び退学者率の減少に貢献すると自己評価する。

また、体育学部では毎年、休学者に対し、学年担任との面談を実施しており、その案内を成績通知書と同封し、家庭通信として通知している。そして、履修登録期間より前に復学希望者及び留年者と学年担任との面談を実施している。

体育学部においてもオフィスアワー制度を導入しており、学部と大学院で時間を区別し（大学院は授業を担当する教員のみ）全専任教員が実施している。

体育学部では教員の教育活動の支援及び授業支援の取組として教務助手及び実習助手を採用している。教務助手は全学科に配置しており、主に実技・実習の授業で教員の支援、学生への学修支援を行っている。実習助手はスポーツ医科学科の実習を支援しており、任用条件に救急救命士の資格を有することを条件としている（学則　体育学部実習助手規定 第３条）。

学生からの学修及び授業に関する意見を収集として大学全体で実施している学生生活実態調査及び授業評価アンケートを実施している。実態調査は報告書にして、授業評価アンケートは各教員にフィードバックしている。

体育学部独自の意見収集のための取組として体育学部長と学生が直接対話する「学生と学部長の話す会」(意見交換会)を毎年、定期的に実施している。平成 27 年度実施の話す会において授業に関する意見が上がり、集約し、体育学部の全専任教職員で共有した。

多摩キャンパス、教室・研究棟の１階、学生談話室が工事に伴い使用できなくなるため、学修の支援の一環として教室・管理棟４階、402 教室を学生自習室として開放した。平日の９時から 21 時まで（授業時間帯を除く）開放しており、学生同士の交流の場、学修の場としている。

体育学部の教育研究上の目的と三つのポリシーにおいては大学のホームページにて公表し、学科毎の教育目的・教育方針・課程要項は学生に配布している便覧に掲載し、周知している。

他に学科毎には、スポーツ医科学科では救急処置実習において大学院救急システム研究科院生を TA として採用し実習助手とともに学部生の実習効果向上を得ている。

こどもスポーツ教育学科では、３年生からの「卒業研究Ⅰ」「卒業研究Ⅱ」は、学科所属教員ごとに毎週１回の頻度で実施している。加えて、３年生を対象とした「合同ゼミ」をほぼ月１回の頻度で実施している。この合同ゼミは、教員採用試験や各種公務員試験、一般就職試験への対応を意図した内容で構成し、学科所属のほぼ全ての教員が参加して指導している。

また、模擬授業教室は３年生対象の「初等教育実習Ⅰ（事前指導）」で使用しており、電子黒板等を活用した各教科等の模擬授業に学生全員が取り組んでいる。

さらには、各教科等の「教育法（３年生）」の授業では、指導案の作成や指導案を元にした模擬授業にも取り組んでおり、模擬授業教室を活用しての授業も行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-3-10】体育学部定例教授会 議題　平成 27 年６月　授業を連続で欠席している学生への対応について

【資料 2-3-11】体育学部教務助手規定　04-265 頁

【資料 2-3-12】体育学部実習助手規定　04-164 頁

【資料 2-3-13】体育学部 春期専任教員オフィスアワー担当表（平成 27 年度）
【資料 2-3-14】学生生活実態調査報告書（平成 27 年度）
【資料 2-3-15】学生と学部長の話す会（意見交換会）掲示ポスター、意見集約記録
【資料 2-3-16】体育学部 Web シラバス https://kaedei.kokushikan.ac.jp/Syllabus/Top.aspx】
【資料 2-3-17】体育学部定例教授会 議題 平成 27 年 7 月 年間履修単位上限（キャップ制）について
【資料 2-3-18】体育学部班別時間割表（平成 27 年度）
【資料 2-3-19】こどもスポーツ教育学科「合同ゼミ」計画表（平成 27 年度）
【資料 2-3-20】体育学部 復学希望者
【資料 2-3-21】平成 28 年度体育学部オリエンテーション日程表
【資料 2-3-8】エビデンス集（データ編）表２－４（学部、学科別の退学者の推移（過去３年間））
【資料 2-3-9】エビデンス集（データ編）表Ｆ-６（ 全学の教員組織（学部等））
【資料 2-3-22】体育学部定例教授会 議題 平成 27 年 6 月 授業を連続で欠席している学生への対応について 個別面談記録シート

理工学部

全教員のオフィスアワーを設定し、時間割表、ホームページに明記し、学修支援を充実した。また、出席管理システム、メープル.sys の学生検索を利用し、ＧＰＡが 0.5 未満の成績不振学生に対し修学指導を実施している。

新入生や在学生の基礎学力を補強し、充実させていくシステムとして「学習支援室」を設置している。学習に関しては、ＴＡ（ティーチング・アシスタント）、ＳＡ（スチューデント・アシスタント）、専任教職員、教務助手、教務部授業支援課職員などが指導にあたっている。

多様な科目が開講された本学部で、自分にあった科目履修するための相談と指導を個別に実施する目的でアカデミックアドバイザー制度を設ける他、「演習」や「実験」などの体験を通じた授業では、技術職員、ＴＡ、ＳＡが授業を補佐している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-3-23】教授会議事録（理工学部教授会（第 05 回）議事録（2015 年 7 月 17 日）審議事項４． １）
【資料 2-3-24】理工学部時間割（作成中（2016 年 4 月に完成）
【資料 2-3-25】理工学部面談記録
【資料 2-3-26】理工学部ホームページ
https://www.kokushikan.ac.jp/current/news/details_08057.html
【資料 2-3-27】理工学部 ACADEMIC GUIDE 2015 6 頁
【資料 2-3-8】エビデンス集（データ編）表２－４（学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間））
【資料 2-3-9】エビデンス集（データ編）表Ｆ―６（全学の教員組織（学部等））

法学部

本学では、平成 29（2017）年に創立 100 周年を迎えるにあたり、教育環境をさらに整備し、日本一「面倒見のよい」大学を目指している。本学の学修支援は、教職員のみな

らずＴＡ（ティーチングアシスタント）の協力を得て、積極的に行われている。

まず､教員の学修支援としては､オフィスアワーの積極的活用を挙げることができる。法学部便覧と法学部掲示板に全教員のオフィスアワーが明示され、学生はオフィスアワーの時間帯を利用して、学修相談から進路についての相談までもちかけるようになってきている。

また、１～４年のゼミの担当教員は毎週学生と顔を合わせていることから、ゼミ担当教員が学生の担任の立場に立ち、無断欠席が連続して３回続くと必ず連絡をするというルールを両学科ともに実行している。１年次必修の「プレゼミＡ」「プレゼミＢ」（法律学科）・「入門ゼミＡ」「入門ゼミＢ」（現代ビジネス法学科）では、大学生活に不慣れな新入生を丁寧にサポートしている。入学直後の４月には、学内外を回るオリエンテーリングを実施して友達作りを促し、グループワークやディベートを通じて主体的に学ぶ姿勢を身につけさせてきた。ゼミ担当教員とは別に、両学科学年ごとに専任教員を学年担任として配置し、ゼミ担当教員と連携して学年ごとの学生を把握し問題のある学生の対応にあたっている。なお、法学部便覧 60 頁（Ⅳ. 進級及び卒業）において、２年次進級の際は修得単位数が 20 単位以下､３年次進級の際は単年度 20 単位以下と合計 50 単位未満、４年次進級の際は単年度 20 単位以下と合計 74 単位未満の者は、面談・指導を必要とすると明記し、例年、これに従って運用している。

退学・留年の原因の中には、志望の大学・学部に入学できず本学部に不本意ながら入学してきた学生が､勉学意欲を失い大学に来なくなるケースが少なからず見受けられる。これを防止するため、まず、カリキュラムの中で随意科目の法研指導を利用し、検定試験・資格試験・公務員・法科大学院を目指す学生に対して、正規のカリキュラムで学んだ内容を、試験問題を通じて応用できるように深め、勉学意欲の持続を図っている。さらに、法学検定試験・ビジネス実務法務検定試験・知財検定試験の三つの検定試験の受験を１年次から推奨し、入学直後から目的を持って学修するよう指導している。法学検定試験については法学部で７年前から団体受験を実施しており、本学部に不本意ながら入学してきた者の意識を試験に向け、退学・留年につながらない工夫をしている。加えて、授業アンケートを実施して、授業に対する学生の意見を聴取し、授業の改善を図ることによって退学者や留年者の減少を図っている。

職員は、学年ごとに学年担当学生係を配置し、４年間の持ち上がりを原則として、学生からの事務手続き上の対応をきめ細かく行っている。大学院生であるＴＡは、講義の補助をしながら学部時代の経験をもとに在校生をアシストしている。教職員やＴＡの教学を通じての指導では対応しきれない心身の健康や不安という問題があるときは、大学の健康管理室や学生相談室と教職員が連携を取りながら、当該学生にとってもっとも必要なことは何かを探っている。

退学、休学、留年該当者に対しては、ゼミの担当教員が専任教員である場合はまずゼミ担当教員が対応にあたるが、ゼミ担当教員が非常勤教員である場合や専任教員であっても場合によっては学年担任が面談を実施し、その事情を聴取し、各学科・学年ごとに原因を分析してきた。また退学、休学、留年の危険性のある学生に対しても、同様の措置をとった。その結果、平成 24（2012）年度は退学者数が 81 人だったところ、平成 25（2013）年度は 74 人、平成 26（2014）年度は 78 人と、減少傾向を示している。

以上により、本学部では教員と職員の協働並びにＴＡ(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実を実現していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-3-28】法学部便覧（平成 27 年度）15 頁（オフィスアワー)、43 頁（健康管理室)、45 頁（学年担任)、47 頁（学生相談室)、60 頁（進級・卒業)、142 頁（研究室配置図）

【資料 2-3-29】法学部掲示板（オフィスアワー）

【資料2-3-30】学年担任による面談記録（個人情報のため、学年担任が各自保存）

【資料2-3-31】法学検定試験団体受験案内（平成27年度）（掲示板に掲示し、manabaで学生に周知）

【資料2-3-32】法学検定試験ガイダンスアンケート集計結果（平成27年度）（jurisnet配信）

【資料2-3-33】法学検定試験団体受験７年間の推移（jurisnet配信）
三つの検定試験のご案内（manaba で学生に周知）

【資料 2-3-8】エビデンス集（データ編）表２－４（学部、学科別の退学者数の推移（過去３年間))

文学部

文学部では、全教員がオフィスアワーを設定して、学生との意見交換等が可能な体制を整えている。また、学年担任を定めるとともに学部事務課との協働により、学生の修学支援をきめ細やかに行っている。長期欠席者に対しても、事務課と教員が連携してコンタクトがとれる状況を作り出している。必要に応じて、学生や保護者との面談を行うなど、迅速で柔軟な対応を行っている。加えて一部の科目では、ＴＡ(TeachingAssistant）を雇用し、教員の教育活動支援も行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-3-34】文学部便覧　vi、vii頁

【資料 2-3-35】文学部オフィスアワー一覧（学部作成資料）

【資料 2-3-36】文学部教授会資料

平成 27 年度 TA 学生の採用について(平成 27 年度文学部 4 月定例教授会審議事項(9))

平成 28 年度 TA 学生の採用について(平成 27 年度文学部 2 月定例教授会審議事項(9))

21世紀アジア学部

本学の教育支援は、教員職員およびＴＡの協力により、積極的に行われている。

本学部では１年から４年まで必修のゼミ（１・２年は総合演習、３・４年は 21 世紀アジア学演習）が設けられており、総合演習担当教員は大学での勉強方法やレポートの書き方など大学生活入門にあたる指導を行っている。21 世紀アジア学演習担当教員は専門分野の学びを指導するとともに、卒業研究作成の指導も担当し、合わせて学生の就職活動への助言も行っている。演習担当教員は学生にとって身近な相談相手となっている。

また、本学部ではオフィスアワー制度が設けられており、個々の科目の学習に関する相談や、全教員が専門とする分野の学習に関する相談に対応できるようにしている。

修学・学生生活に関する重要な相談は学年担任や学年担当職員が対応しており、教員と職員が協力しながら問題の解決に当たっている。

大学院生であるＴＡは、教員のアシスタントとして細かな指導を担当しており、学部生の時の学習の経験をもとに、学生のよきアドバイザーとしての役目を果たしている。

中途退学者・休学者・留年者を減らすため、学期が始まって１か月を目途に１・２年生の出席状況調査を総合演習担当教員および外国語科目担当教員対象に行っており、出席状況が思わしくない学生に対しては、学年担任と学年担当職員が面談をすることにより指導を行っている。

以上のとおり、本学の学修支援及び授業支援は適切に行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-3-37】21 世紀アジア学部オフィスアワー一覧表

【資料 2-3-38】国士舘大学ティーチング・アシスタントに関する規程

【資料2-3-8】エビデンス集（データ編）表２－４（学部学科別の退学者数の推移）（過去３年間）

【資料 2-3-9】エビデンス集（データ編）表Ｆ-６（全学の教員組織（学部等）ＴＡ・ＳＡ）

経営学部

経営学部では、各学年に教員（学年担任）２人及び職員（学生係）を１人配置し、入学から卒業まで学年持ち上がりの一貫した支援体制を整えている。そのため、教員・職員・学生が三位一体となって学生からの意見等を汲上げることができるとともに、徹底した学修等の支援を行うことができ、成績・履修状況等に応じて個別面談等を行っている。以下は、その内容である。

出席不良者への対応は、欠席・成績・退学の相関関係に鑑み、特に１年次配当の「フレッシュマンゼミナール」「ゼミナール入門」において、２回欠席した学生を担当教員が学生係に報告し、電話指導を徹底し、３回以上連続で欠席した場合は学年担任との面談を実施している。

２年生以上は、学生係各々で出席管理システムを活用し出席状況が不良な学生に対する電話指導を実施している。

成績不良者への対応については、年２回修得単位数に応じて学年担任が面談を実施している。また、身分異動が生じた学生や留年生の対応に関しては学生主任が面談を実施し個々の原因分析を行い指導及び改善策を講じてきた。

中途退学者への対策としては、友達づくりを目的に１年次配当の「フレッシュマンゼミナール」の一環として毎年５月の第２土曜日に「自己の探求セミナー」を平成 25（2013）年度入学生から全員に受講させている。また、このセミナーは８時間にわたるグループワークをとおして自己分析を行うことから、キャリア教育の一翼も担っており、３年次のキャリア教育としての「自己分析セミナー」へとさらに展開させている。

専門ゼミナールにおいては、３年次の授業を週２回制とする独自のカリキュラム制を導入して演習授業の濃密化をはかり、さらに学外研修として３・４年合同でのゼミ合宿を実施して教員及び学生間のコミュニケーションの密度を高める機会を設けている。

その他、オフィスアワーの実施、教員の教育活動を支援するための TA（Teaching Assistant）や SA（Student Assistant）の活用に関しては学部開設から全教員が実施しており、継続して実施していく。

以上のとおり、本学部の学修及び授業の支援は適切に行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-3-39】経営学部クラス配分表（平成 23～27 年度）
【資料 2-3-40】経営学部面談シート
【資料 2-3-41】経営学部定例教授会(平成 24 年度４月） 議事録
【資料 2-3-42】経営学部平成 27 年度春期修学指導対象学生の抽出について（お願い）
【資料 2-3-43】経営学部入学時教育で活用する体験プログラム
（平成 27 年度）「自己の探求Ⅰ」
【資料 2-3-44】就勝のための自己分析セミナー
【資料 2-3-45】経営学部学外研修(専門ゼミナール)補助に関する申合せ事項
【資料 2-3-46】経営学部オフィスアワー　スケジュール表
【資料 2-3-47】経営学部ティーチング・アシスタント申請書（平成 27 年度）
【資料2-3-48】経営学部スチューデント・アシスタントに関する内規
【資料 2-3-8】エビデンス集（データ編）表２－４（学部、学科別の退学者数の推移（過去３年間））

政治学研究科

本研究科ではオフィスアワー制度を導入し、全教員が実施して学生の学修、生活及び進路変更などの相談に対応している。また大学院生をＴＡ（ティーチング・アシスタント）に採用し、授業支援のために積極的に活用している。学生の学修、生活上の問題を聴取する仕組みとしては、教員と職員が同席して定期的に開催される「大学院生談話会」を設置し、その内容は研究科委員会にて報告され、改善の方策が図られている。中途退学者、停学者及び留年者は、そのつど研究科委員会にて報告されているが、その原因分析や改善方法についての組織的な取り組みには至っていない。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-3-38】国士舘大学ティーチング・アシスタントに関する規程
【資料 2-3-49】エビデンス集（データ編）表Ｆ－６（全学の教員組織（大学院等））
【資料 2-3-50】政経学部ホームページ（オフィスアワー）
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/news/details_07162.html
【資料 2-3-51】政治学研究科内規（大学院生談話会に関する申し合わせ）

経済学研究科

経済学研究科では、学修支援策として、新入生対象オリエンテーション、在学生ガイダンスおよび情報リテラシ教育講座を実施している。オフィスアワーについては、各教員の出講日等に実施している。ＴＡについては、大学院生が自身の専門分野の研究や学生時代の経験を活かして、指導教員のアシスタントとしての役割を果たしている。

また、心身の健康に関する不安・不調の相談や進路の変更(退学、休学、留年等)に関する相談に教員・職員の協力で対応している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-3-38】国士舘大学ティーチング・アシスタントに関する規程
【資料 2-3-52】経済学研究科フィスアワー実施状況表
【資料 2-3-49】エビデンス集(データ編)表Ｆ－６（全学の教員組織（大学院等））

経営学研究科

経営学研究科委員の教員と、大学院課の職員が協力しながら、大学院生の修学、授業支援を行っている。具体的には、大学院生への年度初めの履修ガイダンス、修士論文中間発表会、修士論文審査会、経営学研究科委員会などにおいて、適切な運営が図れるような協働体制が構築されている。

ＴＡの活用については、大学院生自身の研究内容や学修経験などに基づき、経営学部で行われる講義のアシスタントとしての役割を果たしている。また、心身の健康に関する不安・不調の相談や進路の変更などに関する相談、中途退学者、停学者及び留年者への対応には、教員・職員の協働で対応している。加えて、大学院を担当する全教員がオフィスアワーを設定し、大学院生への指導の充実を図っている。

以上の通り、本研究科の学習支援及び授業支援は、適切に行われていると評価することができる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-3-38】国士舘大学ティーチング・アシスタントに関する規程

【資料 2-3-53】経営学研究科ホームページ（オフィスアワー）

【資料 2-3-54】経営学研究科退学者数などの推移（過去 3 年間）

【資料 2-3-49】エビデンス集（データ編）表Ｆ―６（全学の教員組織（大学院等））

スポーツ・システム研究科

研究科助手を配置し実施している。

本研究科では、大学院生の学習支援に関わる大学院生の意見は、各指導教員、大学院課職員、あるいは研究科委員長及び研究科主任によって聴取され、研究科による組織的な対応を必要とする場合には、研究科委員会の議を経て体制の改善に努めている。

学修支援の一貫として、大学院の実験実習費や図書費を大学院生の研究遂行に必要な物品及び図書・資料の購入にあて、指導大学院生数に応じて各教員に配分し、また大学院生の学会発表や学外研修の旅費等を研究科予算において一部補助の制度を設けており、いずれも大学院生の利用に供されている。

また、本学ではオフィスアワー制度が全学的に実施されている。

入学選抜時に志願者の経済的状況、将来設計、修学意欲を確認することで、入学後の中途退学の防止に努めている。

大学院研究科助手は実験実習、調査及び授業に関わる補助、授業関連資器材の整理管理、教務に関する業務補助を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-3-55】スポーツ・システム研究科オフィスアワー実施状況

【資料 2-3-56】国士舘大学大学院研究科助手規程　第 6 条

【資料 2-3-38】国士舘大学ティーチング・アシスタントに関する規程

【資料 2-3-49】エビデンス集（データ編）表Ｆ－６（全学の教員組織（大学院等））

救急システム研究科

研究科助手を配置し実施している。

本研究科では、大学院生の学習支援に関わる大学院生の意見は、各指導教員、大学院課職員、あるいは研究科委員長及び研究科主任によって聴取され、研究科による組織的

な対応を必要とする場合には、研究科委員会の議を経て体制の改善に努めている。

学修支援の一貫として、大学院の実験実習費や図書費を大学院生の研究遂行に必要な物品及び図書・資料の購入にあて、指導大学院生数に応じて各教員に配分し、また大学院生の学会発表や学外研修の旅費等を研究科予算において一部補助の制度を設けており、いずれも大学院生の利用に供されている。

本研究科ではオフィスアワー制度が全学的に実施されている。

入学選抜時に志願者の経済的状況、将来設計、修学意欲を確認することで、入学後の中途退学の防止に努めている。

大学院研究科助手は、実験・実習、調査及び授業に関わる補助、授業関連資器材の整理・管理業務、教務に関する補助業務を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-3-56】国士舘大学大学院研究科助手規程　第 6 条

【資料 2-3-57】救急システム研究科オフィスアワー実施状況

【資料 2-3-38】国士舘大学ティーチング・アシスタントに関する規程

【資料 2-3-49】エビデンス集（データ編）表Ｆ－６（全学の教員組織（大学院等））

工学研究科

大学院生であるＴＡは、自身が専門分野の研究に当たる一方、学部学生時代の経験をもとに、アシスタントとしての役割を果たしている。また、心身の健康に関する不安・不調の相談や進路の変更（退学、休学、留学等）に関する相談に教員・職員の協働で対応している。したがって、本研究科の学修支援及び授業支援は適切に行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-3-38】国士舘大学ティーチング・アシスタントに関する規定

【資料 2-3-58】工学研究科大学院授業評価アンケート集計結果

【資料 2-3-8】エビデンス集（データ編）表２－４（学部・学科別退学者数の推移）

【資料 2-3-59】工学研究科ホームページ（オフィスアワー）

法学研究科

法学研究科では、基本的に法学部所属の教員が資格審査の上大学院修士・博士の専任教員となり、院生指導を行っているため、大学院生向けの別時間の独自のオフイスアワーは導入していないが、各教員の出講日に併せて学部と同時限にオフイスアワーを活用している。教員と職員による協働作業である教務課所属のＴＡ（Teaching Assistant）の制度は、数年前から行っており、ＴＡに採用された院生を学部講義に参加をさせて、教員・院生が一体となってその専門の基礎的理解を深めつつ、学習支援・授業支援を行っている。大学院生であるＴＡは、自身が専門分野の研究にあたる一方、学部学生時代の経験をもとに、アシスタントとしての役割を果たしている。また、心身の健康に関する不安・不調の相談や進路の変更（退学・休学・留年等）に関する相談に教員・職員に協働で対処している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-3-60】法学研究科（学部と連携でオフイス・アワーの実施状況資料）

【資料 2-3-38】国士舘大学テイーチング・アシスタントに関する規程

【資料 2-3-49】エビデンス集（データ編）表Ｆ－６（全学教員組織（大学院等））
【資料 2-3-61】法学研究科大学院授業評価アンケート分析結果
【資料2-3-62】法学研究科ホームページ（オフイス・アワー）

総合知的財産法学研究科

大学院生であるＴＡは、学部学生時代の経験をもとに、アシスタントとしての役割を果たしている。また、心身の健康に関する不安、不調の相談や進路の変更(退学、休学、留学等)に関する相談に教員・職員との協働で対応している。

◇エビデンス集・資料編
【資料2-3-38】国士舘大学ティーチングアシストに関する規程
【資料2-3-49】エビデン集(データ編)表Ｆ－６（教員組織大学院等）
【資料2-3-63】総合知的財産法学研究科ホームページ(オフィスアワー)

人文科学研究科

本研究科では、全教員によるオフィスアワーの設定、ＴＡ制度の導入等により学習支援の充実を図っている。また、学生の修学状況について、大学院課職員と大学院担当教員が協力して目配りし、指導や助言を行っている。また、心身の健康に関する不安に関しては、健康管理室と連絡を取り合いながら対処している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-3-38】国士舘大学テーチング・アシスタントに関する規定
【資料 2-3-64】人文科学研究科オフィスアワー実施状況
【資料 2-3-65】人文科学研究科ホームページ（オフィスアワー）
【資料 2-3-66】人文科学研究科大学院研究科便覧
【資料 2-3-49】エビデンス集（データ編）表Ｆ―６（全学の教員組織（大学院等））

グローバルアジア研究科

大学院生であるＴＡは、自身が専門分野の研究に当たる一方、学部学生時代の経験をもとに、アシスタントとしての役割を果たしている。また心身の健康に関する不安、不調の相談や進路の変更（退学・休学・留学等）に関する相談には、教員・職員の協働で対応している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-3-38】国士舘大学ティーチング・アシスタントに関する規程
【資料 2-3-67】グローバルアジア研究科大学院授業評価アンケート集計結果
【資料 2-3-49】エビデンス集（データ編）表Ｆ－６（全学の教員組織（大学院等））
【資料2-3-68】グローバルアジア研究科ホームページ（オフィスアワー）

学長課

本学は、各学部に事務課を、教務部に授業支援課を平成27(2015)年度の大学事務組織改編により開設し、教員と職員の協働による指導体制を取っている。修学支援システムを設置し、授業出席が判明しやすいようにし、担当科目以外の授業出席状況の掌握を教員による担任と職員による学生係とが共同で行っている。また、国士舘大学ティーチング・アシスタントに関する規程を制定し、在学生による学習指導補助にあたらせているなど、学生への学修及び授業支援が適切に行われている。オフィスアワーも全学部で実施している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-3-69】国士舘事務分掌規程第 12 条２（教務部授業支援課）
【資料 2-3-38】国士舘大学ティーチング・アシスタントに関する規程
【資料 2-3-70】各学部オフィスアワー表
【資料 2-3-9】エビデンス集（データ編）表Ｆ―６（全学の教員組織（学部等・大学院等））
【資料 2-3-8】エビデンス集（データ編）表２－４（学部、学科別の退学者数の推移（過去３年間））

教務課

本学の学生に対する学修支援体制は、学部・学科ごとの特性および学生のニーズに合わせた形で適切に整備・運営されている。

オフィスアワーの実施については、学部やキャンパスにより教員の担当時間は異なっているが、各学部で適切に時間を設定し、学生への学修支援が十分に機能するよう行われている。

TA(Teaching Assistant)等の活用については、「国士舘大学ティーチング・アシスタントに関する規程」に基づき各学部で活用し、教育の充実を図っている。

中途退学者への対応策は、学長の諮問機関として「中途退学者対策検討委員会」が平成 25(2013)年 6 月に立ち上がり、中途退学者等への対応施策を検討してきた。その後、出席管理システムを活用するように促し、中途退学者予備軍の把握に努めている。また、学部長会において当該会議開催の前月の各学部教授会にて承認された学生の身分異動数（退学者、休学者及び除籍者）について報告がなされ、討議されている。さらに、例年 5 月の学部長会では、過去 3 か年の中途退学者数の資料を基に、中途退学者抑制について分析、議論が行われている。各学部教授会においても、学部長会での検討を基に中途退学者抑制について対策が講じられている。

なお、中途退学者数は、学部等の抑制への対策の取組による結果、平成 24(2012)年度から 3 年連続で減少傾向にある。

学生への学修支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みとして、学生による授業アンケートを年 2 回実施し、集計結果および学生からのコメントを各教員にフィードバックしている。教員にとって自分の行っている授業の一つの検証になると同時に、授業方法の改善のための資料となっている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-3-71】中途退学者対策検討委員会　議事録
【資料 2-3-72】中途退学者対策について（答申）
【資料 2-3-73】学生カルテ（仮称）（案）（中途退学者対策検討委員会資料より）
【資料 2-3-74】学部長会資料「学生身分異動状況について」
【資料 2-3-75】学部長会資料「退学・休学届の学生数（H26 年度・H25 年度）」
【資料 2-3-8】エビデンス集（データ編）表２－４（学部学科別の退学者数の推移（過去３年間））
【資料 2-3-9】エビデンス集（データ編）表Ｆ－６（全学の教員組織（学部等））
【資料 2-3-38】国士舘大学ティーチング・アシスタントに関する規程

（3）2－3 の改善・向上方策（将来計画）

政経学部

政経学部で現在行っている教員と職員の協働体制については、今後の全学的な職員の組織改編によって大きく変わると考えられる。平成 27（2015）年 1 月 24 日に本学で開催された第 3 回ＦＤ研修会 『大学教育の質保証システムの整備（教学ＩＲの取り組み）～中退問題を視野に～』において報告しているように、政経学部で既に取り組んでいる教員と職員の協働体制の改善・向上によって政経学部の中途退学者を大きく減じることができたという事実があり、今後もこの体制を可能な限り維持していく。

体育学部

現在スポーツ医科学科でのみ導入されているＴＡを他の３学科でも導入を検討する。

平成 27（2015）年度から出席率の低い学生に対する教職協働による修学指導を実施しており、この取組を今後も継続し指導法の改善改良を図り学生指導の実績を挙げていく。

理工学部

大学の組織改革に合わせ、新体制における授業支援の方法について、ＴＡ、ＳＡの活用を含め、継続的に検討していく。

法学部

平成 28（2016）年度も、１年生の「プレゼミＡ」「入門ゼミＡ」では４月のオリエンテーリングを実施することになっている。入学直後にゼミ単位で仲間づくりが出来るように支援していく方針は今後も変わらない。さらに、平成 28（2016）年度は、上級生のボランティアを学部として組織し、新入生と交流できる仕組みを現在構築中である。両学科各ゼミから代表者を募った結果、平成 28（2016）年２月の段階で 105 名の名簿が完成しており、第１回の会合も開いた。新入生の支援を、教職員のみならず、上級生の力も借りて、さらに強固で実効性あるものとしていく。

平成 28 年度よりシラバスの様式が変更され、授業アンケートのフィードバック欄が新設された。新たなシラバスには、授業アンケートの結果がリンクされ、アンケートの結果を受けて授業への抱負や授業方針などを記入することになる。また、平成 27（2015）年 12 月のＦＤ委員会において授業アンケートの活用について具体案を提示することになったとの報告が同月の教授会においてなされたので、シラバス以外にも授業アンケートの活用を図っていくことになる。

文学部

文学部では、教員と学部事務課職員との連携が密にとれており、学生指導の充実度は高い水準を保っているといえる。そのため、学生指導については、丁寧できめの細かい対応が実現できているものととらえている。

しかし今後、新たな授業方法の導入による授業支援の必要が生じた場合の対応システムの構築（授業方法の理解やＴＡをはじめとする授業支援スタッフ確保の対策、ＩＣＴを利用した授業実現のための施設整備など）を検討することが求められる。加えて、より多様な個性を有する学生への対応や様々な状況におかれた学生への適切な支援体制を、今一度、再構築することが、円滑で充実した教育研究活動には不可欠であると考えている。

21世紀アジア学部

オフィスアワーでの学習相談や、学年担任・学年担当職員による面談などにより、学修支援の態勢を整えているが、個々の学生への細かな目配りは今後さらに必要となっていく。演習や外国語など小人数クラスの担当教員を中心に学生の動向を把握するとともに、そうした情報を教員・職員が共有して相談・指導に生かすことができるよう、工夫を行っていく。

経営学部

中途退学者及び休学者については、教授会で人数及び原因等の把握並びに情報の共有化を行っているが傾向等の分析（入試区分等）に課題もあるため、その分析データを作成し、具体的な改善策を講じる。

第１期生が卒業したことに伴い、高学年生・留年生の成績及び履修状況について分析し検討する。

今年度中にオフィスアワーについてホームページへの掲載を行う。

政治学研究科

大学院生の学修支援、退学・停学及び留年については、全研究科の問題として、大学院主任会を通じて組織的な分析と対策を強化する。

経済学研究科

ＴＡの予算が僅少であり、必ずしも博士課程の学生を十分に活用できていない。ＴＡは､当該学生の経済的安定に資するのみならず､当該学生を教育活動に関与させるため、将来、大学で教鞭をとる者にとって貴重な職業経験となる。経理課には、ＴＡの重要性をご理解いただき､今後､より多くのＴＡの予算が確保できるよう取り組む予定である。また､学生の盗作行為を防止するため､教員にコピペルナー(インターネットからの剽窃防止ソフト)を配布し､修士論文や博士論文の審査を行うようにしているが､全ての教員にコピペルナーを配布できていない。研究活動の不正行為を根絶するためにも、今後も継続してコピペルナーの購入・配布を行う。

経営学研究科

現在までの方策を踏襲し、現状を維持しつつ、問題が生じた場合には学生に不利とならないよう迅速に対応していきたい。

具体的には､学生ガイダンスの機会などを利用し､学生から意見を聴収するとともに、毎月開催される経営学研究科委員会の懇談などの機会を活用して各委員からも意見を聴取し、問題点・課題などが提示された場合は、改善の方向性を検討していく。

スポーツ・システム研究科

今後も教員と職員の協働による学修支援を進めるとともに、大学院生の修学支援に向けて取り組んでいく。

救急システム研究科

本研究科では、大学院生への学修支援を積極的に行っており、その結果きわめて修了率が高く満足度も高い。しかし、さらなる学修支援を行うために教員と職員か緊密に連携を図り、学習状況を確実に把握するとともに、ＴＡによる、実験、実習、調査など授業の補助をより進める予定としている。

法学研究科

現在学部と同時限において実施されているオフィス・アワーを大学院の便覧にも記載するようにする。学習支援及び授業支援についても、積極的に活用できるように掲示・アナウンスをする。

総合知的財産法学研究科

学生への学修及び授業支援に対する学生の意見等を汲み上げる仕組みを適切に整備し、学修及び授業支援の体制改善に反映させてゆく。

人文科学研究科

人文科学研究科幹事会等においてＴＡの増員について検討を重ねてきたが、大学予算の関係もあり実現していない。教員の希望を調査しながら、引き続き大学に対して予算措置を求めていく。

グローバルアジア研究科

グローバルアジア研究科大学院生は、自分が専門分野の研究にあたると同時に、学部のＴＡとして教員のアシスタントとしての役割を果たしている。ただし、予算的な問題もあり､全員ができる状況にはないため､なるべく多くの学生に回るように配慮したい。

教員と職員は学生の心身の健康や生活状況、学修進路等の悩みに常に協働で対応している。今後も何かあればすぐに対応できるように意思疎通を図っていく。

学長課

中途退学者への対応として、学長の諮問委員会を設置し検討した答申に基づいて、修学支援システムの閲覧権限を各担任にまで増やし修学指導を進めた結果､減少に転じた。また、多種多様な学生の要望を汲み上げるために、学生生活実態調査を本年度実施し、その結果により学修支援方法等を再検討する。また、授業評価アンケートの公表も全学部で実施できるよう検討を重ねる。

教務課

学内にある学生データ等を活かし、修学状況が把握しやすいシステムとして「修学支援システム」の構築及び導入を進めており、学修支援及び指導が円滑に行える環境を整備している。

授業アンケートの集計結果および学生からの意見について、各教員が学生にフィードバックできるように、平成 28(2016)年度からシラバスの記載項目に設け、学生からの意見等に直接応えられる仕組みを整える。

2－4　単位認定、卒業・修了認定等

≪2－4 の視点≫

2-4-①　単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

(1) 2－4 の自己判定

基準項目 2－4 を満たしている。

(2) 2－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-①単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

政経学部

単位認定、進級及び卒業・修了要件等の基準は学則、国士舘大学学位規程に基づき実

施している。
【単位認定について】
学則第47条（単位の基準）、第48条（試験）、第49条（成績評価）及び第50条（単位認定及び再履修）の規定により、 定期試験（平常の成績をもって試験にかえることができる）において合格した者とする。
【評価方法の明示】
シラバスには授業のねらい、到達目標、評価の基準、具体的評価方法、課題の指示、事前・事後学習、を明示し、単位認定に必要な学修量を明確にしている。また、非常勤教員も含めた全教員に対して成績評価の基準を明示し、基準に沿った成績評価を行っている。
「１．評価の方法」については、80点から100点を「優」、70点から79点を「良」、60点から69点を「可」とし、59点以下は「不可」とする。また、学業成績を総合的に判断する指標としてGPA(Grade Point Average) 制度を導入している。なお、GPAの具体的な活用については、平成27（2015）年度６月教授会において、今後は、「GPA0.5未満の学生については、すべて面談した上で、学業を成業する意欲なく、修業改善の見込みがないと判断される者には、退学勧告を行う」ことが確認された。
「２．評価の基準」は、授業への参加度、受講態度、試験・レポート等の割合を％で明示して、各科目の評価基準の明確化をはかっている。
【登録上限制について】
学生の主体的な学修を促し、十分な学修時間を確保することによって、単位制の実質化を図るために、1年間に履修登録できる単位数の上限を40単位（教職・随意科目を除く）に設定している。
【進級について】
進級については「留年に関する内規」により、２年次終了時における修得単位数が40単位未満、３年次終了時における修得単位数が64単位未満の場合は、それぞれ上級の学年に進級させず、２年次又は３年次に学籍を留めることとしている。
【卒業・修了の基準について】
卒業・修了認定の基準については学則第52条（卒業）、第53条（学位）の他に、ディプロマ・ポリシーにも明示するとおりである。また、卒業要件単位数は授業科目の総合教育科目、外国語科目、専門科目別に定められた修得単位数以上を修得し合計が124単位以上取得した者、と規定している。
以上のとおり、本学の単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準は明確であり、厳正に運用されていると自己評価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-4-1】国士舘大学学位規程
【資料 2-4-2】学則第 47 条（単位の基準）、第 48 条（試験）、第 49 条（成績評価）、第 50 条（単位認定及び再履修）、第 52 条（卒業）、第 53 条（学位）
【資料 2-4-3】政経学部（平成 27（2015）年度）６月教授会議事録（GPA 0.5 未満退学勧告）
【資料 2-4-4】政経学部　学生便覧（10 頁から 19 頁）

【資料 2-4-5】政経学部ホームページ　各学科専攻のポリシー
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/about/policy.html
【資料 2-4-6】政経学部　Ｗｅｂシラバス
https://kaedei.kokushikan.ac.jp/Syllabus/Top.aspx
【資料 2-4-7】エビデンス集（データ編）表２－６（成績評価基準）
【資料 2-4-8】エビデンス集（データ編）表２－７（修得単位状況（前年度実績））

体育学部

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準に関しては学則、国士舘大学学位規程に基づき行っている。履修単位認定に当たっては学則第 50 条（単位認定及び再履修）に座学においては出席すべき時間数の三分の二以上、実習に合っては五分の四以上の出席をしたもので、学則第 48 条（試験）第 1 項の定期試験に合格した、かつ第 48 条第 3 項に基づく当該年度の学費を納入したものに単位を認定している。成績評価の精度向上のためＧＰＡを平成 26（2014）年度入学生から試行導入し平成 27（2015）年度から本格導入した。そして、同年 27（2015）年 7 月教授会にてＧＰＡを活用することを承認した。

進級に関しては各学科とも 2 年次から 3 年次への進級にあたって体育学科･武道学科･こどもスポーツ教育学科は 50 単位以上、スポーツ医科学科は 63 単位以上を必要単位数と設定し各学科で判定会議を行い最終的には教授会の承認を得て決定している。

卒業に関しては学則、同学位規定に基づき体育学科・武道学科・こどもスポーツ教育学科は 124 単位、スポーツ医科学科は 129 単位の卒業所要単位を履修していることを各学科にて吟味し最終的には教授会の承認を得て卒業を決定している。

体育学部においては従来履修ガイダンス全学年、全学科において班別に時間割表を配布し、単位制度の実質化のため一年間の履修単位数が履修に支障を来たさないよう指導していたが､平成 27 年度に履修制限単位をより明確にするため教授会において年間履修単数上限を体育学科、武道学科、こどもスポーツ教育学科を 48 単位、スポーツ医科学科を 49 単位とするキャップ制を平成 28 年度から導入することを決定し、便覧に記載し徹底を図る事とした。

以上のように従来の単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準に加えＧＰＡ、キャップ制を導入することで単位認定、進級及び卒業・修了認定等の明確化とその厳正な適用が担保されたと自己評価する。

授業における成績評価基準に関してはシラバスの「評価」及び「具体的評価方法」に成績評価基準を明示し、学外及び学生に周知している。

履修登録における単位の上限は平成 27（2015）年度現在、設けてなかったため、平成 27（2015）年 7 月教授会にて単位数の上限を承認し（キャップ制の導入）、平成 28（2016）年度より、実施する。キャップ制導入前よりも体育学部では班別に時間割表を配布しているため、事実上の制限は存在したが、平成 28（2016）年度以降はそれを数値化することで学生により明確にわかりやすく周知することが可能になると想定する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-4-2】学則第 48 条（試験）第１項、第２項、第３項　第 49 条（成績評価）第１項、第２項、第３項、第４項　第 50 条（単位認定及び再履修）　第１、２項　12，13 頁

【資料 2-4-1】国士舘大学学位規則
【資料 2-4-9】体育学部便覧　72、75、77 から 79、123 から 124 頁
【資料 2-4-10】体育学部定例教授会 議題 平成 27 年 7 月 年間履修単位上限（キャップ制）について
【資料 2-4-11】体育学部班別時間割表（平成 27 年度）
【資料 2-4-7】エビデンス集（データ編）表２－６（成績評価基準）
【資料2-4-12】エビデンス集（データ編）表２－８（年間履修登録単位数の上限と進級・卒業（修了）要件（単位数）
【資料 2-4-10】体育学部定例教授会 議題 平成 27 年 7 月

理工学部

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については、学則、国士舘大学学位規程に定められており、理工学部 ACADEMIC GUIDE においても、具体的に記載し、在学生に周知している。単位認定に当たっては、学則第 50 条（単位認定及び再履修）に規定し、出席すべき時間数の３分の２以上、実習にあっては５分の４以上の出席したもので、学則第 48 条（試験）にある定期試験に合格した者で、第 48 条第３項に基づく当該年度の学費を納入した者に単位を認定している。

評価方法は、シラバスに「授業のねらい」「到達目標」「評価方法」を明記している。成績表示は点数が 100 点から 80 点を優、79 点から 70 点を良、69 点から 60 点を可とし合格とする。

学則第 49 条第４項の定めにより成績評価の精度向上のためにＧＰＡ(Grade Point Average）を平成 27（2015）年度から本格導入した。履修指導や学修指導において指針とするほか、成績優秀者、留学や奨学金対象者の選考等の判定基礎資料として活用することとなった。

履修単位数の上限（キャップ制）については、学生の主体的な学修を促し、実質的学修時間を確保するため、年間に履修登録できる単位数の上限を 48 単位に設定している。

進級、卒論着手条件及び卒業要件は、研究教育目的に則りディプロマ・ポリシーを定め、学則及び理工学部 ACADEMIC GUIDE に基準を明確に示し、進級判定教授会により厳正に審査している。卒業要件単位数は 124 単位以上取得した者と規定している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-4-13】理工学部シラバス
【資料 2-4-14】理工学部 ACADEMIC GUIDE 2015　2, 8、27～29、35～36、45、48、55～57、61～62、68～70
【資料 2-4-15】理工学部進級・卒業判定教授会議事録（27 年度）
【資料 2-4-7】エビデンス集（データ編）表２－６（成績評価基準）
【資料 2-4-8】エビデンス集（データ編）表２－７（修得単位状況（前年度実績））

法学部

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については、学則及び国士舘大学学位規程に定められており、法学部便覧においても、具体的に記載し、在学生に周知している。単位認定に当たっては、学則 50 条（単位認定及び再履修）に規定している。すなわち、出席すべき時間数の３分の２以上、実習にあっては５分の４以上出席し、本学学則 48

条（試験）にある定期試験に合格した者で、同学則 48 条第３項に基づく当該年度の学費を納入した者に単位を認定している。

評価方法は、シラバスに「授業のねらい」「到達目標」「評価方法」を明記している。評価基準は本学学則 49 条第２項及び第３項に従い、100 点から 80 点を優、79 点から 70 点を良、69 点から 60 点を可とし、合格とする。

なお、本学学則 49 条４項の定めに従い、成績評価の精度向上のため、ＧＰＡ（Grade Point Average）を平成 26（2014）年度より試行導入し、平成 27（2015）年度より本格導入した。法学部便覧においてこれを明記し、在校生にこれを周知したうえ、履修指導や学修指導において指針とするほか、成績優秀者、留学や奨学金対象者の選考等の判定基礎資料として活用することとなった。すでに、平成 27（2015）年度入学生からは、成績通知書にＧＰＡが明記されているが、これを活用するのは平成 28（2016）年度以降となる。

認定単位数の上限については、大学設置基準 30 条（入学前の既修得単位等の認定）に則り、学則 51 条（入学前の既修得単位等の認定）第１項に「教授会の議を経て、60 単位を超えない範囲で本大学において修得したものとみなすことができる」と規定されている。他大学・学内他学部より２年次と３年次に編入学・転入学を認めているが、編・転入学を希望する場合には、単位認定しうる科目を厳格に数えて受験資格の有無（２年次の場合は 20 単位以上、３年次の場合は 36 単位以上）を判断したうえで、試験合格後、教授会の議を経て単位を認定している。

進級については、２年次では進級要件を設けていないが、３年次に進級する際 42 単位の修得が必要であり、その判定は、３月初めの進級判定のための教授会で決定している。

卒業・修了の基準については、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に明示し、法学部便覧及び法学部ホームページに明記して広く周知を図っている。また、卒業要件単位数は 124 単位以上修得した者と規定しており、卒業判定については、９月卒業は９月の教授会において、３月卒業は３月初めに卒業判定のための教授会を開催して決定している。

以上により、単位認定、進級及び卒業・修了要件を適切に定め、厳正に適用しているものと自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-4-2】学則 48 条（試験）、49 条（成績評価）、50 条（単位認定及び再履修）、51 条（入学前の既修得単位等の認定）

【資料 2-4-16】法学部便覧（平成 27 年度）５頁(学位授与の方針〔ディプロマ・ポリシー〕)、56 頁（成績）、57 頁（ＧＰＡ制度について）、60 頁（進級及び卒業）

【資料 2-4-17】法学部ホームページ

http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/policy.html

http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/student/file/04_gakusoku_27.pdf

https://www.kokushikan.ac.jp/admission/undergraduate/transfer/application.html

【資料 2-4-7】エビデンス集（データ編）表２－６（成績評価基準）

【資料 2-4-12】エビデンス集（データ編）表２－８（年間履修登録単位数の上限と進級・卒業（修了）要件（単位数））
【資料 2-4-18】法学部（定例）教授会議事録（平成 27 年度）
第２回（懇談事項２）、第３回（審議事項３）、第５回（審議事項６）、第 13 回（人事・カリキュラム委員会及び審議事項２）

文学部

文学部では、学則第 47 条（単位の基準）、第 48 条（試験）、第 49 条（成績評価）、第 50 条（単位認定及び再履修）に基づいて、単位認定、卒業・進級判定を行っている。

進級については、学部便覧に「留年に関する内規」として、2 年次修了時点で進級するために必要な単位数を明記している。卒業については、ディプロマ・ポリシー及び学部便覧「留年に関する内規」として必要単位数を 124 単位と定め、学生に対しては、これを学生便覧に明記するとともに、年度当初のガイダンスや個別相談等の方法で周知を行っている。年度末に学部教授会構成員による卒業・進級判定会議を開催し、この基準に照らして厳正に卒業・進級の判定を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-4-2】学則第 47 条（単位の基準）、第 48 条（試験）、第 49 条（成績評価）、第 50 条（単位認定及び再履修）
【資料 2-4-19】文学部便覧　vi、vii 頁、52 頁
【資料 2-4-20】文学部ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html

21世紀アジア学部

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準については学則、国士舘大学学位規程に基づき行っている。

（単位認定について）

学則第 50 条（単位認定及び再履修）に定められた「出席すべき時間数（試験時間数を含む）の３分の２以上の出席したもの」に対して学則第 48 条（試験）に定められた定期試験を行い、学則第 49 条（成績評価）に基づく成績評価に合格した者、第 48 条第３項に基づく当該年度の学費を納入した者に単位認定を行う。

（評価方法）

シラバスに評価方法の欄を設定し、全科目に「授業のねらい」「到達目標」「評価方法」を明示している。

成績表示は点数が 100 点～80 点を優、79 点～70 点を良、69 点～60 点を可を合格とする。

また、学則第 49 条第４項の定めにより、学業成績を総合的に判断する指標として、GPA（Grade Point Average）を用いる。GP（グレードポイント）は評点が 100～90 点を 4.0、89～80 点を 3.0、79～70 点を 2.0、69～60 点を 1.0、59 点以下を 0 に換算している。なお、成績評価が「認定」の科目（編転入学した際の単位認定科目等）、卒業要件の対象とならない科目（教職科目や随意科目など）は、GPA には反映しない。GPA によって、学修成果を自己評価でき、卒業所要単位の把握、主体的学修の成果をあげることを目的としている。履修指導や学修指導に資する他、成績優秀者、留学、奨学金対象

者の選考の判定基礎資料として活用している。

（GPA の計算式）

$$GPA = \frac{\text{（取得した科目の GP×その科目の単位数）の合計}}{\text{履修登録科目単位数の合計}}$$

（登録上限制（キャップ制）について）

学生の主体的な学修を促し、十分な学修時間を確保することによって単位制の実質化を図るために、半期に履修登録できる単位数の上限を 23 単位に設定している。

（卒業・修了の基準について）

卒業・修了認定の基準については、学則や学位規程の他、21 世紀アジア学部のディプロマ・ポリシーにも明示している。21 世紀アジア学部の卒業要件単位数は 124 単位以上取得したものと規定している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-4-7】エビデンス集（データ編）表 2-6（成績評価基準）

経営学部

経営学部では、学則第３章（学部）第２節（履修方法、試験及び単位認定）を基に春期及び秋期のそれぞれにおいて試験等を実施し、学則第 49 条（成績評価）及び学則第 50 条（単位認定及び再履修）を基に成績評価及び単位認定を行っている。成績評価や単位認定については、経営学部便覧及びシラバス等で全学生への周知を図り、ガイダンス等においても便覧等を使用して詳細な説明を行っている。

進級及び卒業の基準については、学則第３章（学部）第３節（卒業及び学位）及び学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を基に、経営学部便覧において明確化し厳正に適用している。進級については、経営学部便覧において２年次終了時に随意科目及び教免資格科目の単位を除く卒業所要単位 40 単位以上、３年次終了時に同じく卒業所要単位 64 単位以上修得していない限り進級できない旨明示している。また、卒業要件として４年次終了時に随意科目及び教免資格科目の単位を除く 124 単位以上を修得し、予め定められた修得条件を満たさない限り卒業・修了認定できない旨明示している。これら進級及び卒業においては、３月の進級・卒業判定教授会、９月の卒業判定教授会において厳正な判定を行っている。

以上のとおり、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準を明確にし、厳正な適用をしていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-4-2】学則第３章（学部）第２節、第３節（卒業及び学位）

【資料 2-4-21】経営学部便覧（平成 27 年度）　２，３，24 から 29 頁

【資料2-4-22】国士舘大学Webシラバス（経営学部）　「経営学総論Ⅰ」

【資料 2-4-7】エビデンス集（データ編）表２－６（成績評価表）

【資料 2-4-8】エビデンス集（データ編）表２－７（修得単位状況）

【資料 2-4-12】エビデンス集（データ編）表２－８（年間履修登録単位数の上限、卒業（修了）要件（単位数））

政治学研究科

単位認定、卒業・修了認定等の基準については、大学院学則に基づいて厳正に行っている。

大学設置基準に示されている授業の方法に応じた単位数と学修量については、大学院学則第 38 条（単位の基準）及び学生便覧に明記している。

【単位認定について】

履修科目については、大学院学則第42条（試験）及び第43条（試験の評価）の規定により、試験において合格した者に当該科目の単位を認定している。

【評価方法の明示】

シラバスには授業のねらい、到達目標、評価の基準、具体的評価方法を明示し、単位認定に必要な学修量を明確にしている。修士・博士両課程において、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、ホームページ、学生要覧等に明示している。シラバスには、授業科目ごとに到達目標を定め、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の達成が確保されるようになっている。

「１．履修科目の評価の方法」については、80 点以上を「優」、70 点以上 80 点未満を「良」、60 点以上 70 点未満を「可」、60 点未満は「不可」とし、「可」以上を合格、「不可」を不合格としている。

「２．履修科目の評価の基準」は、授業への参加度、受講態度、試験・レポート等の割合を％で明示して、各科目の評価基準の明確化をはかっている。

【修士・博士の学位】

大学院学則の規定により、履修科目について所定の単位を修得し、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学位論文を提出して最終試験に合格した者に、「修士（政治学あるいは学術）」及び「博士（政治学）」の学位を授与している。修士論文の提出にあたっては、「修士論文中間発表」での審査に合格することを義務づけ、不合格となった者には再度の中間発表及び審査の機会を設けている。博士論文の提出にあたっては、本学政経学部との共催で実施する「政治学研究会」での公聴会報告を義務づけ、その審査結果は学位論文審査委員会で報告され、学位認定の判定材料にされている。さらに学位授与に伴う語学力の保証として、研究科独自に語学検定を設け、それに合格すること（修士課程では「文献講読」の２年間履修をもってこれに代えることができる）を学位認定の要件としている。

これらはすべて本研究科内規に明文化されており、厳正に運用されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-4-23】大学院学則第 38 条（単位の基準）；第 42 条（試験）；第 43 条（試験の評価）

【資料 2-4-1】国士舘大学学位記規程

【資料 2-4-24】政治学研究科大学院便覧

【資料 2-4-25】政治学研究科内規（修士論文中間発表の評価方法及び基準；課程博士の学位審査に関する内規）

【資料 2-4-26】政治学研究科ホームページ

http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/research/politics_labo/workshop.html

【資料 2-4-27】国士舘大学ＷＥＢシラバス（政治学研究科）

経済学研究科

単位認定、進級及び卒業・修了認定などの基準については、大学院学則に基づき行っている。

（単位認定）

大学院学則第 44 条（単位の認定）に基づき単位認定を行っている。

（評価方法）

シラバスに評価方法の欄を設定し、全科目に「授業のねらい・到達目標」「評価」「具体的評価方法」を明示している。また、大学院学則第 42 条（試験）、第 43 条（試験の評価）に基づき、試験を実施している。

（卒業・修了認定）

経済学研究科は、卒業・修了認定において、大学院学則第 35 条(必要最低単位数)に定めた最低単位数を取得することを求めている。また、大学院学則第 45 条(修士論文の提出)、第 46 条(修士論文の審査)、第 47 条(修士の学位に関する最終試験)、第 48 条(修士の学位論文の合格)、第 49 条(博士論文の提出)、第 50 条(博士論文の審査)、第 51 条(博士の学位に関する最終試験) に基づき、修士論文および博士論文の審査が実施されている。なお、教務部大学院課は、上記の規定を踏まえて、「課程博士の学位授与に関する申し合わせ【研究科共通】」を定めて、論文審査の手続きを明確にしている。

さらに、経済学研究科では、「甲種（課程）博士課程学位請求論文の手順と基準」や「乙種（論文）博士課程学位請求論文の手順と基準」を独自に定めて、学位請求論文の審査を厳格に行っている。

また、4 月に実施されるオリエンテーション・ガイダンスでは、「修士論文の要件と基準」「修士論文・博士論文の書き方について」と題する書類を配布して、学生に対して論文作成上の注意点等についての指導も行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-4-28】経済学研究科大学院便覧　21 頁から 26 頁

【資料 2-4-29】経済学研究科シラバス

【資料 2-4-23】大学院学則

【資料 2-4-30】課程博士の学位授与に関する申し合わせ【研究科共通】

【資料 2-4-31】甲種（課程）博士課程学位請求論文の手順と基準

【資料 2-4-32】乙種（論文）博士課程学位請求論文の手順と基準

【資料 2-4-33】修士論文の要件と基準

【資料2-4-34】修士論文・博士論文の書き方について

経営学研究科

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、大学院案内、ホームページなどで周知されている。

修士課程の教育の終点は、目指す資格取得と修士論文の作成にあるといえる。資格取得についてはその資格試験の合格をもって修士課程の教育内容の是非が確認できる。一方、修士論文については指導教員からきめ細かな個別指導が行われ、修士論文の提出前（3 月修了の場合は前年の 10 月、9 月修了の場合は 6 月）には中間発表会が開催され、

そこでのプレゼンテーションが義務づけられている。また、修士論文の審査においては、多数の評価項目によって厳正・公平に評価が行われる。これら評価項目は事前に教員に開示され、教員は適切な指導を行えるようになっている。これらを通じて、経営学研究科の修了者の質を社会に対して保証する仕組みが構築されているといえ、併せて学生の研究支援体制が整備されている。

博士課程については、博士論文の作成が最大の課題である。博士論文の受理については「国士舘大学大学院経営学研究科における博士学位請求論文受理に関する申し合わせ」が規定されている。また、博士論文の審査については、「国士舘大学大学院経営学研究科における博士学位請求論文審査に関する運営内規」が規定されており、これらの運用によって厳格・公正な博士学位申請論文の受理・審査を行う仕組みが構築されている。これにより、博士課程の学生からの博士論文提出に関する問い合わせに対して客観的・公平に回答することができるようになっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-4-2】学則

【資料 2-4-1】国士舘大学学位規程、

【資料 2-4-35】大学院案内、

【資料 2-4-36】経営学研究科ホームページ、

【資料 2-4-37】入試要項、

【資料 2-4-38】国士舘大学大学院経営学研究科における博士学位請求論文受理に関する申し合わせ、

【資料 2-4-39】国士舘大学大学院経営学研究科における博士学位請求論文審査に関する運営内規

【資料 2-4-7】エビデンス集（データ編）表２-６（成績評価基準）、

【資料 2-4-23】大学院学則第 38 条（単位の取得）、第 42 条（試験）、第 43 条（試験の評価）

スポーツ・システム研究科

単位認定、修了認定等の基準については、大学院学則に基づいて厳正に行っている。

単位認定は、当該科目の試験に合格した者、研究科委員会で平常の成績をもって、試験の成績に帰られることを認められた科目について担当教員に委ねられている。修了認定については、修士課程では、修得単位 30 単位以上で、学位論文を中心とし、広く関連科目にわたって、試問方法によって行い合格した者、博士課程においては、修得単位 20 単位以上で、学位論文を中心と市、広く関連科目にわたって、試問方法によって行い合格した者について研究科委員会で審議を行い、厳正に実施している。学位授与の方針（ディプロマポリシー）は、スポーツ・システム研究科ホームページ便覧、大学によって周知している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-4-23】大学院学則第 44 条（単位の認定）

【資料 2-4-7】エビデンス集（データ編）表２－６（成績評価基準）

【資料 2-4-1】国士舘大学学位規程

【資料 2-4-40】国士舘大学ＷＥＢシラバス（スポーツ・システム研究科）

https://kaedei.kokushikan.ac.jp/Syllabus/Top.aspx

【資料 2-4-41】スポーツ・システム研究科学位授与の方針（ディプロマポリシー）

http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/SS/policy.html

【資料 2-4-42】平成 27 年度スポーツ・システム研究科便覧（23 頁から 24 頁）

救急システム研究科

単位認定は、当該科目の試験に合格した者、研究科委員会で平常の成績をもって、試験の成績に帰られることを認められた科目について担当教員に委ねられている。修了認定等の基準については、大学院学則に基づいて厳正に行っている。

修了認定については、修士課程では、修得単位 30 単位以上で、学位論文を中心とし、広く関連科目にわたって、試問方法によって行い合格した者、博士課程においては、修得単位 18 単位以上で、学位論文を中心と市、広く関連科目にわたって、試問方法によって行い合格した者について研究科委員会で審議を行い、研究科委員会で審議を行い、厳正に実施している。学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、大学院便覧、大学 Web サイトによって周知している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-4-2】大学院学則第 44 条（単位の認定）

【資料 2-4-1】国士舘大学学位記規程

【資料 2-4-43】国士舘大学ＷＥＢシラバス（救急システム研究科）

https://kaedei.kokushikan.ac.jp/Syllabus/Top.aspx

【資料 2-4-44】救急システム研究科学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/EDS/policy.html

【資料2-4-45】救急システム研究科大学院便覧　24頁、102頁

【資料 2-4-7】エビデンス集（データ編）表２－６（成績評価基準）

工学研究科

単位認定、卒業・修了認定等の基準については、大学院学則に基づいて厳正に行っている。

大学設置基準に示されている授業の方法に応じた単位数と学修量ついては、大学院学則第 38 条及び学生便覧に明記している。

【単位認定について】

履修科目については、大学院学則第42条（試験）及び第43条（試験の評価）の規定により、試験において合格した者とする。

【評価方法の明示】

シラバスには授業のねらい、到達目標、評価の基準、具体的評価方法、課題の指示、事前・事後学習、を明示し、単位認定に必要な学修量を明確にしている。修士・博士両課程において、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、ホームページ、学生要覧等に明示されている。シラバスには、授業科目ごとに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく到達目標を定め、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の達成が確保されるようになっている。

「１．履修科目の評価の方法」については、80 点以上を「優」、70 点以上 80 点未満を「良」、60 点以上 70 点未満を「可」とし、60 点未満は「不可」とし、「可」以上を合

格、「不可」を不合格とする。
「２．履修科目の評価の基準」は、授業への参加度、受講態度、試験・レポート等の割合を％で明示して、各科目の評価基準の明確化をはかっている。
【修士・博士の学位】
大学院学則の規定により、履修科目について所定の単位を修得し、学位授与方針（ディプロマ･ポリシー)に沿った学位論文及び最終試験合格した者に学位を授与している。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-4-23】大学院学則第 42 条（試験）及び第 43 条（試験の評価）
【資料 2-4-1】国士舘大学学位規程
【資料 2-4-46】工学研究科ホームページ
【資料 2-4-47】ＷＥＢシラバス（工学研究科）

法学研究科

単位認定については、大学院学則第 44 条に基づき、当該科目の試験を行い、第 43 条（試験の評価）による成績評価に合格した者に与える。単位数は、授業科目の内容・学習時間数・学習態度・報告内容等を見極めて担当教員が認定することになる。単位の評価基準・方法は、シラバスの項目の評価・具体的評価方法欄に明記されており、院生はその内容を理解した上で受講するようになっている。その点については、大学院の便覧（修了所要単位・学位等が記載されている）はもとより、入学時のガイダンス等においても説明を行っている。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-4-23】大学院学則第１条（目的)、第 33 条（教育研究上の目的）
第 38 条（単位の基準)、第 42 条（試験)、第 43 条（試験評価)、第 44 条（単位の認定）
【資料 2-4-48】法学研究科修士・博士課程の教育課程（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）の資料
【資料2-4-49】法学研究科大学院便覧
【資料2-4-50】法学研究科修士論文の評価基準、課程博士の学位審査基準
【資料 2-4-7】エビデンス集（データ編）表２－６（成績評価基準）

総合知的財産法学研究科

単位認定、卒業・修了認定等の要件は明確に定め適切になっている。
適切に定めた単位認定、卒業・修了認定等の基準は厳正に適用している。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-4-51】総合知的財産法学研究科カリキュラム・ポリシー
【資料 2-4-52】単位制(総合知的財産法学研究科)
【資料 2-4-53】総合知的財産法学研究科シラバス抜粋
【資料 2-4-54】修士論文審査基準
【資料 2-4-7】エビデンス集（データ編）表２－６（成績評価基準）

人文科学研究科

慎重かつ厳格に認定を実施している。小規模できめ細かい評価と指導を行っている。
単位認定、卒業・修了認定等の基準については、大学院学則に基づいて厳正に行って

いる。

大学設置基準に示されている授業の方法に応じた単位数と学修量については、大学院学則第 38 条（単位の基準）及び学生便覧に明記している。

【単位認定について】

履修科目については、大学院学則第42条（試験）及び第43条（試験の評価）の規定により、試験において合格した者に当該科目の単位を認定している。

【評価方法の明示】

シラバスには授業のねらい、到達目標、評価の基準、具体的評価方法を明示し、単位認定に必要な学修量を明確にしている。修士・博士両課程において、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、ホームページ、学生要覧等に明示している。シラバスには、授業科目ごとに到達目標を定め、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の達成が確保されるようになっている。

「１．履修科目の評価の方法」については、80 点以上を「優」、70 点以上 80 点未満を「良」、60 点以上 70 点未満を「可」、60 点未満は「不可」とし、「可」以上を合格、「不可」を不合格としている。

「２．履修科目の評価の基準」は、授業への参加度、受講態度、試験・レポート等の割合を％で明示して、各科目の評価基準の明確化をはかっている。

【修士・博士の学位】

大学院学則の規定により、履修科目について所定の単位を修得し、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学位論文を提出して最終試験に合格した者に、「修士（人文科学）」及び「博士（人文科学）」の学位を授与している。修士論文の提出にあたっては、「修士論文中間発表」での審査に合格することを義務づけている。

これらはすべて本研究科内規に明文化されており、厳正に運用されている。

なお、現時点でＧＰＡは利用していない。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-4-23】大学院学則第 38 条（単位の基準）；第 42 条（試験）；第 43 条（試験の評価）

【資料 2-4-1】国士舘大学学位記規程

【資料 2-4-55】大人文科学研究科学院便覧

【資料 2-4-56】人文科学研究科内規（博士課程の学位審査基準、修士論文の学位審査基準）

【資料 2-4-57】国士舘大学ＷＥＢシラバス（人文科学研究科）

グローバルアジア研究科

単位認定、修了認定等の基準については、大学院学則に基づいて厳正におこなっている。

大学設置基準に示されている授業の方法に応じた単位数と学修量については、大学院学則第 38 条及び学生便覧に明記している。

【単位認定について】

履修科目については、大学院学則第 42 条（試験）及び第 43 条（試験の評価）の規程により、試験において合格した者とする。

【評価方法の明示】

シラバスには授業のねらい、到達目標、評価の基準、具体的評価方法、課題の指示、事前・事後学習を明示し、単位認定に必要な学修量を明確にしている。修士・博士課程において、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を策定し、ホームページ、学生便覧等に明示されている。シラバスには、授業科目ごとに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく到達目標を定め、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）の達成が確保されるようになっている。

「１．履修科目の評価の方法」については、80 点以上を「優」、70 点以上 80 点未満を「良」、60 点以上 70 点未満を「可」とし、60 点未満は「不可」とし、「可」以上を合格、「不可」を不合格とする。

「２．履修科目の評価の基準」は、授業への参加度、受講態度、試験・レポート等の割合を％で明示して、各科目の評価基準の明確化をはかっている。

【修士・博士の学位】

大学院学則の規定により、履修科目について所定の単位を修得し、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った学位論文及び最終試験に合格した者に学位を授与している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-4-23】大学院学則第 42 条（試験）及び第 43 条（試験の評価）
【資料 2-4-1】国士舘大学学位記規程
【資料 2-4-58】グローバルアジア研究科大学院便覧
【資料 2-4-59】大学ホームページ
【資料 2-4-60】国士舘大学 WEB シラバス（グローバル・アジア研究科）
【資料 2-4-7】エビデンス集（データ編）表２−６（成績評価基準）

学長課

単位認定、進級及び卒業所用単位数は、各学部・各研究科の教育内容に合わせて学則で定めて、各学部便覧や各授業シラバスに示していると共に、各学部教授会、各研究科委員会において、適切かつ厳正に判定が行われている。また、平成 27(2015)年度入学生からＧＰＡ（Grade Point Average）制度を導入し、それを用いた修学指導を行うなど、適切に運用されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-4-2】学則第 47 条（単位の基準）、第 49 条（成績評価）、第 50 条（単位認定及び再履修）、第 52 条（卒業）
【資料 2-4-23】大学院学則第 38 条（単位の基準）、第 40 条（修士の学位）、第 41 条（博士の学位）、第 43 条（試験の評価）、第 44 条（単位の認定）、第 46 条（修士論文の審査）、第 47 条（修士の学位に関する最終審査）、第 50 条（博士論文の審査）、第 51 条（博士の学位に関する最終試験）
【資料 2-4-7】エビデンス集（データ編）表２－６（成績評価基準）、
【資料 2-4-8】エビデンス集（データ編）表２－７（修得単位数（前年度実績））
【資料 2-4-4】政経学部便覧 14 頁、15 頁
【資料 2-4-9】体育学部便覧 78 頁、79 頁

【資料 2-4-14】理工学部便覧 80 頁、81 頁
【資料 2-4-16】法学部便覧 57 頁
【資料 2-4-18】文学部便覧 51 頁
【資料 2-4-61】21 世紀アジア学部便覧 15 頁～17 頁
【資料 2-4-21】経営学部便覧 36 頁～38 頁

(3) 2－4 の改善・向上方策（将来計画）

政経学部

各科目の成績評価の方法や評価基準の適切性および到達目標との関連性に関して、今後、政経学部シラバスチェック委員会によってより細かくチェックし、必要に応じて改善指導していく予定である。

毎年、履修ガイダンスおよび個別相談を通じて卒業所要単位の構成を学生に周知しているが、学生の理解不足によって留年してしまうケースがみられる。この問題については、今後は、学部ごとではなく、教務課の主導でガイダンスを実施し、全学的によりよい体制をとっていくことが計画されている。

体育学部

今後ＧＰＡ、キャップ制の更なる改善を図り単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用を推し進めていく。

理工学部

ＧＰＡ制度の活用について、理工学部では、成績不振の学生に対して退学勧告をする判断指標として利用しているが、将来的には進級、卒業・修了判定、優秀者の選抜の指標として活用することを検討する。また、就職やインターンシップの学内選考等にも活用することを検討する。

法学部

平成 28（2016）年度より、専門科目を通年４単位制から半期２単位制に変更したことにより、単位の修得がしやすくなった。そこで、低学年のうちから堅実な単位修得を促し確実に卒業できるよう導くために、進級要件の厳格化を図っていく。

ＧＰＡ（Grade Point Average）については平成 27 年度から導入しているが、成績優秀者、留学および奨学金対象者の選考等の判定にあたっては、今後更に具体的な基準を検討していく。

文学部

今後は、学科としての進級判定の基準を設けることが求められるため、その検討を早急に開始する必要がある。

そしてその基準に照らして、各学科単位で厳正な単位認定、卒業・進級判定を行う体制を、学部として整備する必要があり、これを喫緊の課題としてとらえている。

21世紀アジア学部

ＧＰＡ制度については､年度ごとにＧＰＡポイントを算出し､優秀者を表彰している。さらに４年間を通して成績優秀者には卒業式で「優等賞」として表彰している。就職やインターンシップの学内選考等学生の履修・修学指導に役立てている。今後は、一定の基準に満たない学生への履修指導、あるいは学業不振で卒業の見込がない学生への修学

指導にもＧＰＡ制度を活用していく。

経営学部

平成 26（2014）年度に完成年度を迎え、第１期生が卒業したことに伴い、今後の高学年生（留年者）の推移を収容定員に対する観点からも見据えたうえで対応を検討する必要がある。また、留年に対する対応は、事前と事後に区分した対策、保護者のより協力的な態度を引き出す等の有効な方策を具現化する必要がある。

また、GPA（Grade Point Average）の活用については修学指導基準等として一部導入決定しているが、より有効な活用方法を継続して検討していく。

政治学研究科

シラバスなどで、それぞれの科目の授業のねらい、到達目標、評価の基準、具体的評価方法、課題の指示、事前・事後学習をより明確化させるとともに、科目履修時の学生への指導を強化する。

経済学研究科

単位認定、進級及び卒業・修了認定を適切に定めて、厳正に適用している。今後も、大学院学則に沿って適正に運用されるよう努める予定である。また、経済学研究科委員会で委員から問題点などの指摘があれば、随時検討して改善を図る予定である。

また、論文審査を厳格に行うため、経済学研究科の予算でコピペルナー（インターネットからの剽窃防止ソフト）を購入し、教員に配布しているが、予算の都合上、全教員には配布できていない。今後も、コピペルナー購入のための予算申請を行い、全教員がコピペルナーを活用できるようにする。

また、博士論文の提出期限や審査のプロセス等が大学院便覧に記載されておらず、学生から博士論文の提出期限等について大学院課に問い合わせがある。学生への便宜を図るため、今後、これらの事項を大学院便覧に記載する。

経営学研究科

現状を維持しつつ、問題が生じた場合には迅速に対応していきたい。

具体的には、毎月開催される経営学研究科委員会において、懇談などの機会を活用して各委員から意見を聴取し、問題点・課題などが提示された場合は改善の方向性を検討していく。その上で、大学院案内、大学院便覧、募集要項などを確定する時期に合わせ適切な対応策を立案・実施していく。

スポーツ・システム研究科

単位認定、進級、修了認定等について、評価基準を明確に定め、厳正に適用し単位認定、進級、修了認定を運用するとともに、ＦＤ研修会等を通じて周知を図っていく。

救急システム研究科

単位認定、進級、修了認定等について、評価基準を明確に定め、厳正に適用し単位認定、進級、修了認定を運用するとともに、ＦＤ研修会等を通じて周知を図っていく。

工学研究科

シラバスなどで、それぞれの科目の単位認定の基準をより明確化させていく。

法学研究科

ＧＰＡについては、大学院においても今年から全学部と同様に導入する運びとなっている。院生の履修・修学・論文指導等の指標はもとより、就職対策・退学者減少にも活

用したい。

総合知的財産法学研究科

単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準を明確化しその厳正な適用を行い、単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用を継続してゆく。

人文科学研究科

引き続ききめ細かい評価と指導を行い、慎重かつ厳格に単位認定を実施していく。

グローバルアジア研究科

シラバスなどで、それぞれの科目の単位認定の基準をより明確化させていく。

学長課

平成 27(2015)年度入学生から導入したＧＰＡ（Grade Point Average）制度について、より明確な判定基準を作成公表し、修学指導に活用している。また、平成 28（2016）年度からナンバリングを導入して、授業課程の可視化を行い、更なるきめ細かな修学指導を行う。

2－5　キャリアガイダンス

2－5 の視点≫

2-5-①　教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

（1）2－5 の自己判定

基準項目 2－5 を満たしている。

（2）2－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-①教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

政経学部

政経学部においては、ゼミナール単位では、キャリア形成支援センターと連携して、３年生対象の「専門ゼミナールⅠ」および１年生対象の「フレッシュマン・ゼミナール」合同授業において、国士舘大学独自の教材（３年生対象のワーキングギア、１年生対象のワーキングギア Jr）を用いた「キャリアガイダンス」を実施している。また、１年生対象の「フレッシュマン・ゼミナール」の後半では、外部委託によるキャリア教育を行っている。

社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培うために、正課外での学生支援として、カリキュラム・ポリシーにインターンシップや生涯学習センター主催の資格取得講座やキャリア形成支援センターによる各種講座について各学年で１科目２単位、最大６単位を単位認定する制度を定めている。また、政治学科主催の講座として公務員試験対策入門講座も開講されている。

就職・進学に対する相談・助言体制としては、世田谷キャンパス全体で年間 2000 人以上が相談に利用するキャリア形成支援センターによるサポート以外に、平成 27（2015）年度より、公務員志望の学生への政経学部独自の指導体制強化の一環として、公務員相談の窓口を８号館２階に設け、週４日 12:20 から 12:50 の昼休みの間を公務員相談アワ

ーとして学生の個別相談を受け付けている。

平成 26（2014）年度の就職状況としては、政治学科で 93.0%、経済学科で 91.7%の就職率となっている。

以上のことから、政経学部の教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制は整っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-5-1】ワーキングギア

【資料 2-5-2】ワーキングギア Jr、

【資料 2-5-3】国士舘大学Ｗｅｂシラバス　フレッシュマン・ゼミナール
https://kaedei.kokushikan.ac.jp/Syllabus/SyllabusView.aspx?uid=172478

【資料 2-5-4】政経学部便覧（66 頁から 67 頁）

【資料 2-5-5】大学案内 2016（76 頁から 77 頁）

【資料 2-5-6】キャリア形成支援センター　ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/career/

【資料 2-5-7】エビデンス集（データ編）表２－９（就職相談等の利用状況）

【資料 2-5-8】エビデンス集（データ編）表２－10（就職の状況（過去３年間））

体育学部

学部全体として教育課程外ではキャリア形成支援センターにおける一般企業でのインターンシップの斡旋および就職相談、また教職希望学生には教職相談室を設置し就職支援体制を強化している。この教職支援室は平成 26（2014）年度より、新設され、月曜日から土曜日まで開室している。担当の教職カウンセラーが学生と 1 対 1 で相談に乗り、指導案や志望動機の添削、面接練習等を行っている。カウンセラーには学校長経験者など、現場での経歴を持つカウンセラーを配置し、現場にいたからこそできる「生きたアドバイス」「現場に求められる力」等を学生にフィードバックしている。体育学部は教職希望者が多数おり、利用率が高く、完全予約制を採用している。これまで配置していたキャリアカウンセラーとは別に教職に特化したカウンセラーが在室する相談室を設置することで、より学生のニーズに合致したキャリア教育、就学指導が実現できていると自己評価する。

体育学科では学校体育・アスリート・トレーナーコースとコースの特性を際立たせることによって従来以上に真摯にコース選択をする状況に学生を置きコース選択後のモチベーションアップを達成している。また教職を目指す学生に対しては学校体育コースを中心として教職課程教育の充実はもとより、教職相談室設置等もあいまって教員採用実績の向上が得られている。体育学科は 3 コース制を確立しており、コースごとに特色あるキャリア教育を実施している。詳細はエビデンスに記載する。

武道学科においては大きく 2 点に分類し、キャリア教育を実施している。

①教育課程及び部活動を通じた、武道別の競技力向上に伴う武道家の養成

②教育課程におけるキャリア教育の実施

①については、柔道、剣道、空手道・諸武道の三つに班を分け、各武道別の「理論・実習」「専門実習」を 1 年次から 4 年次にかけ展開し、専門性を極め、競技力の向上を目標としている。各授業において、専門分野の専任教員、非常勤教員を配置し、他大学で

は受講が難しい内容の授業を展開しており、他大学、とりわけ武道系の大学との差別化を実現している。

②については、「社会実践教育論ＡⅠ」「社会実践教育論ＡⅡ」「社会実践教育論 AⅢ」「社会実践教育論 AⅣ」を開講している。この科目は教職講座であり、教員採用試験対策を実施している。「社会実践教育論ＢⅠ」「社会実践教育論ＢⅡ」「社会実践教育論 BⅢ」「社会実践教育論 BⅣ」は公務員講座として開講し、公務員採用試験対策を実施している。エビデンスに示す通り、武道の公式試合等の学生派遣、教員・公務員の採用実績から①・②で説明した取組が効果を持ち、学生及び社会に還元できていると自己評価できる。

スポーツ医科学科では、消防官志望者に対し東京消防出身教員による論文・面接指導を希望者にカリキュラム外で行ってきたが平成 2 (2016) 8 年度からカリキュラムに包括すべく学則変更願いを提出した。また、救急救命士育成のさらなる充実及び実践的なスキル向上を図る為、3 年次に「救急処置実習 C-１（救急車同乗実習)」「救急処置実習 C-１（救急車同乗実習）C-２」を、３・４年次に「救急処置実習 B－１（病院内実習)」「救急処置実習 B－２（病院内実習)」を開講している。救急車など専門設備・器具等を保有する学科だからこそできる学内での同乗実習において基礎を学び、それに基づき、学外に出て、救急隊という現場で実践的に学ぶカリキュラムを展開することで、卒業後に即戦力となる救急救命士を要請していることは他大学との差別化が実現できていると考える。

こどもスポーツ教育学科では、３年生の秋期に教育実習に行くことができるようにするために、小学校課程の「専修教育科目」と「関連教育科目」の開講年次に幅を持たせるように学則変更を行った（平成 27（2015）年度より実施）。

また、現在は町田キャンパス周辺の小学校への授業サポートを行っている学生もいるが、今後は「インターンシップ制度」などの導入も検討しており、授業ボランティアの地域の拡大や単位化等も考えていくこととしている。

教員採用強化のため、外部講師による教員採用試験対策の授業を展開している。また、3 年次に「現代的教育課題及び教職総合」を開講している。これは学校カウンセリング(学校教育相談)の考えを基盤とした演習等を通し、望ましい学級経営を行う力量を高めるとともに、教育課題の解決を図るための方策について実践的に学ぶカリキュラムである。このように教育課程内で教員育成というキャリア教育を実施している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-5-9】体育学部教育課程内で実施しているキャリア教育の詳細文書

【資料 2-5-10】体育学部定例教授会 議題 平成 27 年 5 月 大会結果及び学生の派遣依頼

【資料 2-5-5】大学案内（平成 28 年度）76、77 頁　就職実績

【資料 2-5-11】国士舘大学 Web シラバス（体育学部）
https://kaedei.kokushikan.ac.jp/Syllabus/Top.aspx

【資料 2-5-12】体育学部班別時間割表（平成 27 年度）

【資料 2-5-13】体育学部学科総人数及び班別人数一覧（平成 27 年度）

【資料 2-5-14】NSCA ジャパン ホームページ
https://www.nsca-japan.or.jp/03_educate/erp.html

【資料 2-5-15】体育学部教職インターンシップ実績（平成 26 年度）履修人員集計表(教

職インターンシップ抽出）
【資料 2-5-16】教職支援室実績
【資料 2-5-17】病院内実習に関する協定書
【資料 2-5-18】体育学部便覧（平成 27 年度）68 頁 （「平成 26 年度体育学部便覧」66 頁も比較のために提示）
【資料 2-5-7】エビデンス集（データ編）表２－９ （就職相談室等の利用状況）
【資料 2-5-8】エビデンス集（データ編）表２-10 （就職状況（過去３年間））
【資料 2-5-19】エビデンス集（データ編）表２-11 （卒業後の進路先状況（前年度実績））

理工学部

理工学部 ACADEMIC GUIDE、大学案内、理工学部パンフレットに示すように、理工学部では、教育課程内に「キャリアデザインＡ」「キャリアデザインＢ」を必修科目として設置し、「キャリアデザイＣ」「インターンシップ」を選択科目として設置することにより、キャリア教育のための支援体制を整備している。教育課程外では、アカデミックアドバイザー制度を設け、キャリアデザインに合った科目履修の相談や指導を個別に行っている。また、理工学部各種担任表に示すように、各学系に専任教員の学年担任、就職主担当、副担当を配置することにより、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-5-20】理工学部 ACADEMIC GUIDE 20 頁 インターンシップ制度
【資料 2-5-5】大学案内 2016 38 頁
【資料 2-5-21】理工学部パンフレット 2、17 頁
【資料 2-5-22】理工学部各種担当表（平成 28 年度版）
【資料 2-5-23】アカデミックアドバイザー一覧
【資料 2-5-8】エビデンス集（データ編）表 2-10（就職状況（過去 3 年間））
【資料 2-5-19】エビデンス集（データ編）表 2-11（卒業後の進路先状況（前年度実績））
【資料 2-5-7】エビデンス集（データ編）表 2-９（就職相談室等の利用状況）

法学部

法学部では、キャリア教育を、カリキュラム上とカリキュラム外の両面から実施している。

まず、カリキュラム上の取組みとして、将来への目標を定め、進路への意識を高めるために、専門科目における自由選択枠内でキャリア形成支援センターの就職講座（科目人は「キャリアデザイン」）、「インターシップ」「ボランティア活動」、キャリア形成支援センターが開講する指定講座（科目名は「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」「キャリアデザインⅢ」）、生涯学習センターが開講する指定講座（科目名は「法学特殊講義Ⅰ」「法学特殊講義Ⅱ」「法学特殊講義Ⅲ」）につき、一定の要件の下で卒業所要単位に認定することとした。また、資格取得や検定試験受験を促すために、宅地建物取引士や行政書士、知的財産管理技能検定試験や法学検定試験・ビジネス検定試験など（資格・検定の単位認定科目）の合格者に単位を認定している。加えて、平成 27（2015）年度には、プレゼンテーション能力を高め、就職活動に役立つ自分だけの新聞記事スクラップノートを作成する「新聞を用いたスクラップ講座」もスタートさせた（法律学科では任

意科目、現代ビジネス法学科ではキャリア形成科目)。

カリキュラム外の取組みとしては、キャリア形成支援センターにおける一般企業でのインターンシップの斡旋および就職相談、また教職希望学生に対する教職相談室による就職支援体制が挙げられる。また、３年生に対しては、火曜日の５限もしくは金曜日の５限にキャリア形成支援センターが開講する就職支援講座（任意科目）を受講するものとし、本学の e ラーニングシステムである manaba course（マナバコース）を利用して、「就職フェア」や「就活！HOT SPACE」の周知を図っている。

さらに、法学部では、法学部卒業生による就職講演会や内定者報告会を頻繁に開催している。4 月には法学部卒業生による「資格等ガイダンス」(平成 19〔2007〕年度より毎年実施)、6 月の「就職連続講演会」(平成 27〔2015〕度実施)、11 月の「なんでも相談会」(平成 16〔2004〕年度より毎年実施)、12 月の「就職内定者報告会」(平成 27（2015）年度実施)、12 月の「公務員合格者報告会」(平成 27〔2015〕年度実施)、「警察官採用試験対策セミナー」(平成 27〔2015〕年度 12 月実施）を開催し、卒業生や内定者・合格者による、就職活動やキャリアデザインに向けた具体的かつ実践的なガイダンスを実施している。なお、法学部が開催するこれらのガイダンス等については、毎回アンケートをとり、その集計結果は教職員を始め報告者や学生にも jurisnet（法学部教職員宛メーリングリスト）や manaba（e ラーニングシステム）等を通じて周知している。

就職実績については、大学ホームページにおいて公表されている。

以上により、本学部はキャリア教育のための支援体制を整備おり、就職・進学に対する相談・助言体制を整備し、適切に運営していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-5-24】法学部便覧（平成 27 年度）　79 頁

【資料 2-5-25】法学部（臨時）教授会議事録（平成 27 年度第 1 回）
（連絡事項による実施の連絡）

【資料 2-5-26】法学部参加者・写真付き各種報告書（資格等ガイダンス・なんでも相談会・就職内定者報告会・公務員合格者報告会）　jurisnet 配信

【資料 2-5-27】法学部資格等ガイダンスの沿革（2015.5.5）　jurisnet 配信

【資料 2-5-28】法学部ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/career/results/

【資料 2-5-7】エビデンス集（データ編）表２－９（就職相談室等の利用状況）

【資料 2-5-8】エビデンス集（データ編）表２－10（就職の状況（過去３年間））

【資料 2-5-19】エビデンス集（データ編）表２－11（卒業後の進路の状況）

文学部

学部としては、教育学科教育学専攻が専門科目として「キャリア教育論」を開講し、キャリア教育についての講義を展開している。また全学的には、キャリア形成支援センターが展開する取り組みへの参加を周知し、学生個々人が自身のキャリア形成に対して思考し行動できるよう促している。また、教職課程履修者に対しては、文部科学省の指導も受けながら、「教職論」「養護教職論」の指導内容としてキャリア教育を含み持たせ、教員としてキャリア教育について知っておくべき知識・技能についての講義も展開している。

学外では、大学近隣あるいは要請があった地域の学校における教育支援ボランティアへの参加を奨励し、多数の学生が参加している。この活動を通じて、学生が教職の現状を知り、将来の自身の目標像をより具体的に描くサポートを行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-5-29】文学部キャリア教育論シラバス

【資料 2-5-30】文学部教職論シラバス

【資料 2-5-31】文学部養護教職論シラバス

【資料 2-5-32】キャリア形成支援センターによるゼミにおける就職ガイダンス実施案内

【資料 2-5-33】教育支援ボランティア活動報告

21世紀アジア学部

教育課程に２年生の必修科目として「キャリアデザイン」（２単位）を配置し、早い時期から卒業後の進路について考える機会を設けている。就職に対する意識を早くから高めていくため、１年生・２年生に対して年度末にＳＰＩ対策講座を実施している。３年生の秋期にキャリア形成支援センターの就職講座（毎週木曜日４時限目）を実施し、就職活動に向けての態勢作りを行っている。学生が他の授業科目と重なってこの講座を受講できないということがないよう、再履修科目がある場合を除き、時間割の作成の際に留意している。夏季休業中にキャリア形成支援センターが主催するインターンシップが行われており、本学部の学生も参加している。本学部が授業を行っている町田キャンパスにもキャリア形成支援センターが設けられており、学生は随時就職に関する相談をすることができるようになっている。教員を希望する学生に対しては教職支援センターが随時対応している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-5-34】（21 世紀アジア学部）サバイバルガイド（学生便覧） P16・17

【資料2-5-35】就職講座案内

【資料 2-5-8】エビデンス集（データ編）表２-10（就職の状況）（過去３年間）

【資料 2-5-19】エビデンス集（データ編）表２-11（卒業後の進路先の状況（前年度実績））

【資料 2-5-36】エビデンス集（データ編）表２-12（学生相談室、医務室等の利用状況）

経営学部

経営学部の教育目的は「ビジネス人基礎力」の養成であり、経営学を基礎とした問題発見・解決能力を養い、ビジネス人として企業を取り巻く環境変化に対応できる能力を４年間で習得できるカリキュラムを編成しており、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うためのキャリア教育の支援体制を整えている。

教育課程内における取組として１年次必修科目の「フレッシュマンゼミナール」「ゼミナール入門」から、キャリア教育を実施している。加えて、入学時教育として自己理解及び他者理解を深めチームビルディングを体験し、大学生活における授業、課外活動、就職活動等において必要な人間関係づくり、リーダーシップやコミュニケーション能力の開発を目的として「自己の探求セミナー」を新入生全員を対象として実施している。

専門選択必修科目においては、「現代の産業と企業」及び「優良中堅・中小企業論」においては産学連携授業を導入し、オムニバス授業方式により企業の経営者・管理者を講

師として招聘し、ビジネス実践教育を行っている。「優良中堅・中小企業論」では、授業の延長線上に別途、企業の社長を囲んで、学生が日頃感じているビジネスや経営者についての問題意識等を懇談することができる機会を設け、さらに授業の一環として平成 24（2012）年度から社長を講師として招聘している企業へのインターンシップを希望学生選考の上、実施している。また、インターンシップ受入れ企業には、第１期卒業生から入社した者も出している。

また、就職において実践的に役立つ資格である「経営学検定試験」「日本商工会議所簿記検定試験」及び「TOEIC テスト」における単位認定を行っている。

教育課程外においても３年生に対しては、経営学部独自で外部専門機関との連携のもと「就活のための自己分析セミナー」を実施するほか、「三井住友銀行、日本経済新聞」の協力のもと、寄付講座等を実施し、積極的に取り組んでいる。

キャリア形成支援センターが実施しているインターンシップでは、経営学部の学生が多数参加し、積極的に自らの就職観を磨いている。また、就職講座、就職合宿セミナー、就職フェア、学内合同企業説明会等についても授業内における学生への周知徹底、学内掲示等、経営学部の学生の積極的な参加を教職員全員が促している。

以上のとおり、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-5-37】経営学部便覧　13、20、21 頁

【資料 2-5-38】経営学部リーフレット

【資料 2-5-39】国士舘大学 Web シラバス経営学部「フレッシュマンゼミナール」「ゼミナール入門」「自己の探求Ⅰ」～狙いと特徴～

【資料 2-5-40】国士舘大学 Web シラバス経営学部「現代の産業と企業Ⅰ」「現代の産業と企業Ⅱ」「優良中堅・中小企業研究Ａ」「優良中堅・中小企業研究Ｂ」

【資料 2-5-41】経営学部インターンシップの実施について(申請)（原議書）

【資料2-5-42】経営学部（２・３年生）就職対策講座

【資料 2-5-7】エビデンス集（データ編）表２－９（就職相談室等の利用状況）

【資料 2-5-8】エビデンス集（データ編）表２-10（ 就職状況（過去３年間））

【資料 2-5-19】エビデンス集（データ編）表２-11（卒業後の進路先の状況（前年度実績））

政治学研究科

有職者及び留学生の多い大学院につき、キャリア教育のための独自の支援体制は持ち合わせず、就職相談がある場合には学内のキャリア形成センターに対応を委ねている。研究科独自の取り組みとしては、特に海外での教育に携わる日本学教師を育成するために、「日本政治研究プログラム」を修士課程に設置している。また日本人学生を対象として、大学院在学中に中高専修免許を取得できる「専修免許取得プログラム」を開設している。以上から、少なくとも教育課程内で社会的・職業的自立に関する指導体制は十分に整備されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-5-7】エビデンス集（データ編）表２-9（就職相談室の利用状況）

【資料 2-5-43】政治学研究科大学院便覧

経済学研究科

経済学研究科に籍を置く学生の大部分は､税法を専門とする税理士志望の学生である。彼らは会計事務所に勤務しており、職業上の目標が明確である。このため、経済学研究科では、彼らを対象としたキャリアガイダンスを実施する必要性が低いと判断し、指導教員が随時学生から就職・進路相談に応じることとしている。

また、税法を専門としない学生は、大部分が留学生であり、税法を専門とする学生に比べて在籍者数が極めて少ない。税法を専門としない学生は民間企業などに就職しているようであるが、必要があれば、指導教員が学生から就職・進路相談に応じることにしている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-5-7】エビデンス集(データ編)表２－９（就職相談室等の利用状況）

【資料 2-5-8】エビデンス集(データ編)表２-10（就職の状況（過去 3 年間））

【資料 2-5-19】エビデンス集(データ編)表２-11（卒業後の進路先の状況（前年度実績））

経営学研究科

現在、経営学研究科では、経営コースと会計コースのそれぞれで資格取得を視野に入れたカリキュラム編成によるキャリア教育支援を志向している。また、国士舘大学にはキャリア形成支援センターが設置されており、大学院の学生もこれを利用することで自らの就職活動等に役立てている。一方、就職・進学支援については、演習担当教員が個別に学生の相談に乗り、指導を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-5-44】合同企業説明会実績

【資料 2-5-45】就職講座実績

【資料 2-5-7】エビデンス集（データ編） 表２－９（就職相談室の利用状況）

【資料 2-5-8】エビデンス集（データ編） 表２－10（就職状況（過去 3 年間））

【資料 2-5-19】エビデンス集（データ編）表２―11（卒業後の進路先の状況）

スポーツ・システム研究科

指導教員による演習や学外の学会活動などを通じ、キャリアに関する教育や進路支援が行われている。また、就職、進学に係わる相談や助言のために、キャリア形成支援センターが設置されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-5-46】スポーツ・システム研究科オフィスアワー

救急システム研究科

指導教員による演習や学外の学会活動などを通じ、キャリアに関する教育や進路支援が行われています。また、就職、進学に係わる相談や助言のために、キャリア形成支援センターが設置されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-5-47】救急システム研究科オフィスアワー実施状況

工学研究科

高度職業人の養成を目的としているため、実習など(製図、設計など)の科目を配置す

るなどしている。

法学研究科

法学研究科では、現在基幹法コース、税法・ビジネス法コース、スポーツ法コースの3コース制を置いて、研究者養成、法的業務に従事する高度職業人、法律専門に従事する社会人の再教育などを行なっている。大学院修了後に問題解決能力をもった院生を育成するために、全般的に本学の「キャリア形成支援センター」「生涯学習センター」と連携しながら教育・就学の両面から支援体制を整えている。本研究科では、各コースの指導教授の下で個別的な指導（進路相談・履修相談等）を受けることが中心となるが、入学時・修論論文の報告会等を通じて適切に運営している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-5-48】法学研究科就職先の状況の資料

【資料 2-5-49】法学研究科発表会（修士論文のテーマ報告）の資料（法学研究科）

【資料 2-5-50】キャリア形成支援センター・生涯学習センターの各種就職説明会・講座等資料

【資料2-5-7】エビデンス集（データ編）表２－９（就職相談等の利用状況）

【資料 2-5-8】エビデンス集（データ編）表２－10（就職の状況）

【資料 2-5-19】エビデンス集（データ編）表２－11（卒業後の進路の状況）

総合知的財産法学研究科

教育課程内で、エクスターンシップ制度を導入し夏期期間中を利用して院生が事業経営者の下で実務研修し、終了時に報告書作成を義務付け実施している。

教育課程外で、知財データベース検索調査能力を養成し、特許・意匠・商標の調査演習から分析力と報告力を習得できる講座を開設し就活対策を実施している。

就職・進学に対する相談・助言体制は、組織的にはない。けれども知財教員が個別に院生に相談・助言を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-5-51】総合知的財産法学研究科エクスターンシップ報告書

人文科学研究科

人文科学専攻では、研究職を志望する学生に対し、論文指導等を通して継続的で丁寧なキャリアガイダンスを行ってきた。人文科学専攻、教育学専攻の両専攻共に教育職員専修免許状取得者が少なくないが、大学院レベルでの教員養成に相応しいキャリアガイダンスを実施する必要がある。そのため、実践的科目の新規設置を行い、キャリアガイダンスの機能も持たせることについて検討を進めることを確認した。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-5-52】人文科学研究科委員会議事録（平成 27 年度第 6 回）

グローバルアジア研究科

高度職業人の養成を目的としているため、「ビジネスコミュニケーション実習」「社会リサーチ実習」「地域文化研究実習」「国際日本語教育実習」「文化遺産学実習」「考古学実習」などの実践的な実習科目などを配置などしている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-5-53】グローバルアジア研究科大学院便覧

【資料 2-5-7】エビデンス集（データ編）表２－９（就職相談室等の利用状況）
【資料 2-5-8】エビデンス集（データ編）表２-10（就職状況（過去３年間））
【資料 2-5-19】エビデンス集（データ編）表２-11（卒業後の進路先状況（前年度実績））

キャリア形成支援センター

就職支援に関する各種講座・セミナー、助言指導体制等については、全学部から選出された委員で構成される就職指導委員会において策定された事業計画に基づき実施している。

教育課程内の支援としては、１年生の「フレッシュマン・ゼミナール」におけるキャリア教育および３年生のゼミナールにおける就職ガイダンスをキャリア支援課職員が講師として、教職員協働で実施している。

教育課程外の支援としては、年度当初に学部のオリエンテーションにおいて、１年生に対してはキャリア教育、４年生に対しては就職活動のスケジュールや就職支援事業等についてのガイダンスを行っている。３年生に対してはキャリアガイダンスを実施し、キャリア形成支援センターの就職支援内容や就職状況等について説明を行っている。そして就職支援の基幹講座となる就職講座を３年生の秋期に実施し、学部のキャリア形成科目と連動させている。就職講座は、自己分析、自己ＰＲのまとめ方をはじめエントリーシート等の提出書類対策、筆記試験対策、就職マナー、面接対策など実践的な内容とし、就職活動への円滑な導入を目的としている。当該講座に関連して、業界・職種研究を目的とした仕事理解セミナーも実施している。これら基幹講座に加え、自己分析のアセスメント、エントリーシート対策講座、筆記試験対策講座、公務員採用試験対策講座、教員採用試験対策講座、身だしなみ向上セミナー等を実施している。また、個人・集団面接およびディスカッション指導を重点的に行うことを目的として、企業の採用担当者を講師に招き、就職合宿セミナー、模擬面接セミナーを実施し、学生個々のコミュニケーション能力の向上を図っている。

インターンシップに関しては、学生の職業観や労働意欲の涵養を図ることを目的として、キャリア形成支援センター主催で実施している。職員が直接企業・団体を訪問して学生の受け入れを依頼し、一人でも多く参加できるよう取り組んでいる。その結果、年を追うごとに受け入れ企業・団体数とともに参加できる学生も増加している。受け入れ企業・団体決定後に学内選考を実施し、通過した学生全員に対して事前および事後教育を行っている。平成 27（2015）年度は 95 団体（企業 87、公共団体８）で 186 人分の受け入れ枠となったが、1,600 人を超える学生が説明会に出席し、515 人のエントリーがあった。インターンシップ実施期間中も受け入れ企業・団体を訪問し、実施状況を把握するとともに担当者と意見交換等を行い、得た情報をもとに次年度以降への改善を行っている。また、インターンシップ突破講座を開講し、公募型のインターンシップ参加をめざす学生や、キャリア形成支援センター主催のインターンシップへ参加できなかった学生に対して、一人でも多くインターンシップを体験できるよう支援を行っている。

学生の進路選択や就職活動の支援を目的として企業・団体を招き、「就職フェア」（学外合同企業説明会）および「就活！ＨＯＴ　ＳＰＡＣＥ」（学内合同企業説明会）を開催し、企業研究や採用試験情報の収集の場を学生に提供している。

留学生に対する就職支援としては、３年生および４年生の外国人留学生に対して、国

際交流センターが実施するオリエンテーションにおいて、日本での就職活動の方法やビジネスマナー等のアドバイス、日本企業の雇用条件、在留資格審査、国内やグローバル採用等の採用状況等について解説を行っている。

学生個々の就職に関する相談に対応するため、３キャンパス全てのキャリア形成支援センターにキャリアカウンセラーを配置している。様々な経歴を持つキャリアカウンセラーを配置することで、多種多様な学生の相談に対応する体制を整備している。

そして、キャリア支援事業の一環として、１年生および３年生向けガイドブックを作成し、配付している。１年生向けガイドブック『Ｗｏｒｋｉｎｇ　Ｇｅａｒ　Jr.』は入学当初に全員へ配付するキャリアデザイン指導向けのガイドブックであり、将来の進路を意識し、どのように大学生活を送るのかなどキャリア教育を意識した内容となっている。３年生向けガイドブック『Ｗｏｒｋｉｎｇ　Ｇｅａｒ』は就職活動に向けた本学のオリジナル就職ガイドブックとして、３年生を対象にキャリアガイダンスや就職講座で配付している。

これら様々なキャリア形成支援センターが実施している支援事業については、前述のガイドブックや学内の掲示板、学生ポータルサイト（Ｋａｅｄｅ－ｉ）やメール配信等のＩＣＴを活用して周知を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-5-54】国士舘大学就職指導・斡旋規程
【資料 2-5-55】就職指導委員会　関連資料
【資料 2-5-56】キャリア形成支援センター事業計画（平成 27 年度）
【資料 2-5-57】学部オリエンテーション、ゼミ・クラブ別就職ガイダンス（平成 27 年度）関連資料
【資料 2-5-58】キャリア・ガイダンス　関連資料
【資料 2-5-59】就職講座・仕事理解セミナー
【資料 2-5-60】就職適性・自己理解検査＆フォローアップ（キャリアアプローチ）　関連資料
【資料 2-5-61】エントリーシート対策講座　関連資料
【資料 2-5-62】ＳＰＩ対策講座　関連資料
【資料 2-5-63】公務員試験対策講座、警察官・消防官試験対策講座　関連資料
【資料 2-5-64】教員採用試験対策講座　関連資料
【資料 2-5-65】身だしなみ向上セミナー（リクルートスーツ着こなし術、就活応援！好印象メイク講座、ビジュアルセミナー、履歴書用写真撮影）　関連資料
【資料 2-5-66】就職合宿セミナー　関連資料
【資料 2-5-67】模擬面接セミナー　関連資料
【資料 2-5-68】国士舘大学主催　インターンシップ　関連資料
【資料 2-5-69】インターンシップ突破講座　関連資料
【資料 2-5-70】就職フェア　関連資料
【資料 2-5-71】就活！ＨＯＴ　ＳＰＡＣＥ　関連資料
【資料 2-5-72】留学生対象ガイダンス　関連資料
【資料 2-5-73】キャリアカウンセラー・相談状況　関連資料

【資料 2-5-74】Ｗｏｒｋｉｎｇ　Ｇｅａｒ　Jr.
【資料 2-5-75】Ｗｏｒｋｉｎｇ　Ｇｅａｒ
【資料 2-5-76】求人ガイド 2016
【資料 2-5-7】エビデンス集（データ編）表２－９（就職相談室等の利用状況）
【資料 2-5-8】エビデンス集（データ編）表２－10（就職の状況）
【資料 2-5-19】エビデンス集（データ編）表２－11（卒業後の進路先の状況）

（3）2－5 の改善・向上方策（将来計画）

政経学部

政治学科新規採用の専任教員を充てることによって、平成 28（2016）年度より、公務員相談アワーを大幅に拡張し、就職・進学に対する相談・助言体制を強化することを計画している。

体育学部

今後も教育課程内におけるキャリア教育を継続していくとともに、その教育効果・就職実績を踏まえ、授業評価アンケートや「学生と学部長の対話会」（意見交換会）等から上がる学生からの意見も汲み取り、カリキュラムの改善改良を行う。

理工学部

社会情勢や就職状況、入学者の動向等を踏まえて、「キャリアデザインA」「キャリアデザインB」「キャリアデザインC」の内容について再検討していくと共にインターンシップ受入企業の拡充を図っていく。

法学部

本学部は、平成16年頃、就業力の向上に向けキャリア教育を推進しており、年々充実させてきたが、今後も更に実社会のニーズに合った実践的なプログラムを策定、実施していく。

文学部

文学部には、教職のみならず、非常に幅広い分野に就職する学生がいるため、各職業分野に対応しうるカリキュラムあるいはボランティア、インターンシップ等の取り組みを充実させる必要がある。

しかし学内体制として、これらを支援する組織が学部の他に、現在ではキャリア形成支援センター、教職支援室、生涯学習センター等、複数に分かれ、且つ、特に教育支援ボランティアについては、大学に募集があったものについては生涯学習センターが窓口になるが、教務課や教員個人にその依頼がある場合等、窓口の一本化がなされていないため、各教員が個別に対応するという案件も多数見受けられる。併せて窓口の複数化による学生の情報取得の不均衡が散見される。大学としての各職業分野に対する窓口の整理・整備及びこれと学部の緊密な連携システムの構築が課題としてあげられる。

21世紀アジア学部

学生にとって就職は人生を大きく左右する重要なものであり、父母懇談会の時などに父母からさらなる就職指導の充実を求める声が寄せられている。入学時からキャリア形成を意識し続けることができるよう、教育課程の改定の際に「キャリアデザイン」科目を充実させていく検討を行う予定である。

経営学部

経営学部３年生対象の「就活のための自己分析セミナー」受講学生は、就職率 100%を達成し、優良企業への内定者が多数を占めたため、今後も継続して実施する。

また、平成 26（2014）年度に卒業した第１期生の就職率は 95.5%であり初期の目標を達成する結果となった。第２期生の就職率決定後、状況を精査し、優良中堅・中小企業への就職者数増加を当該授業科目との連動性を考慮すること等、学部としての対策をさらに検討する。

その他、平成 26（2014）年度における資格の取得状況について、「経営学検定試験」は受験者 279 人中合格者が 112 人、「日本商工会議所簿記検定試験」は２級が 25 人中８人、３級が 167 人中 32 人である。今後とも、資格取得と就職活動を結びつけた指導を行うとともに資格取得率向上のために学部として関連授業科目の運営改善等を行っていく。

政治学研究科

有職者のキャリア・アップ志向に対応するカリキュラムや科目内容の工夫も含め、指導体制強化を図る。また、インドネシア共和国・セブラスマル大学で実施している入試事前説明会及び海外現地入試の機会を活用して、「日本政治研究プログラム」による修士号取得をさらに強くアピールし、学位取得者の現地教育機関等への採用を促す。

経済学研究科

就職・進路相談を指導教員が実施済みのため、特に現状で問題はないと思われるが、今後、学生の就職・進路相談を指導教員が受け付ける中で、改善を図るべき問題が生ずれば、キャリア形成支援センターと連携するなどして、経済学研究科委員会で検討する予定である。

経営学研究科

今後の各種資格試験の合格状況や就職状況などで、現在のコース制の成果を把握し、課題・問題点の改善に取り組んでいきたい。

具体的には、キャリア形成支援センターからの意見や、毎月開催される経営学研究科委員会において、懇談などの機会を活用して各委員から意見を聴取し、問題点・課題などが提示された場合は改善の方向性を検討していく。また、対応策の実施にあたっては、キャリア支援センターとの連携を密にして、より効果的な方法で推進していく。

スポーツ・システム研究科

キャリア形成支援センターとの協力の下に、大学院生に特化したキャリア教育を行って行きたい。

救急システム研究科

キャリア形成支援センターとの協力の下に、大学院生に特化したキャリア教育を行って行きたい。

工学研究科

修士課程は高度職業人養成を目的としているため、インターンシップを取り入れるなど、カリキュラムや科目内容の工夫も含め、指導体制強化を図りたい。

法学研究科

修士課程は高度職業人養成を目的としているため、インターンシップを取り入れるなど、カリキュラムや科目内容の工夫も含め、指導体制強化を図りたい。

総合知的財産法学研究科

就業力増強のために院生の知財力の強化と弁理士試験合格者排輩出のための支援体制を充実させてゆく。

人文科学研究科

新規科目の設置について、平成27（2015）年度中に方向性を確定し、29年度からのカリキュラム改定を目指して平成28（2016）年度に具体的作業を行う。担当者の新規採用について大学執行部、理事会と交渉中である。

グローバルアジア研究科

修士課程は高度職業人養成を目的としているため、インターンシップを積極的に取り入れるなど、カリキュラムや科目内容の工夫も含め、指導体制強化を図りたい。

キャリア形成支援センター

平成 27（2015）年度から就職活動時期が後ろ倒しされたことにより、従来の就職支援スケジュールが適切か改めて検証する必要がある。その方策として、学生の進路希望調査および内定獲得状況調査の実施方法を再検討する。

現在、３年生に対して年度当初に「進路登録カード」を配付・回収し、進路希望調査を実施している。また、４年生に対して進路決定後に「進路届」を提出するよう指導し、進路決定状況を調査している。

進路希望調査は、3 年生の年度当初に実施しているが、その後の調査は行っていない。調査実施以降、自己分析や各種講座、セミナーの受講、インターンシップの参加等により、進路希望が変化する学生が散見される。学生の進路希望を正確に把握し、それに対応した進路支援を充実させるため、進路希望調査の複数回実施など具体的な方策を検討する。

進路決定状況についても調査実施回数の増加、実施時期の再検討などを行う。内定獲得状況とともに未内定学生の実態を把握することにより、個別の就職相談や本学宛てにご提供いただいた求人情報の斡旋、学内合同企業説明会の開催など、更なる就職支援を実施する。

これら、進路希望調査および進路決定状況調査において正確な数字を把握するには、回収率の向上が不可欠となる。複数回の調査実施とともに回収率の向上をめざすにあたり、キャリア形成支援センターのみでの実施では実現が困難なため、各学部教職員との協働で調査できる体制を整える。

2－6　教育目的の達成状況の評価とフィードバック

≪2－6 の視点≫

2-6-①　教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-②　教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

(1) 2－6 の自己判定

基準項目 2－6 を満たしている。

(2) 2－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-①教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

政経学部

政経学部では、例えば、教育目的の達成状況の点検・評価の一環として、平成 26（2014）年に政経学部ＦＤ委員が、本学における授業以外の学習時間（１日平均）を学生生活実態調査報告書に基づいて分析し、授業以外の学習時間が不足している学生が政経学部に多くおり、そのために教育目的の達成状況を改善する必要があるという点検・評価をＦＤシンポジウムにおいて報告している。

以上のとおり、教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発は行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-1】ＦＤシンポジウム　第 10 回　『第 3 期中間報告』　平成 26 年 3 月 15 日（48 頁から 50 頁）

体育学部

教育目的の達成状況を点検・評価するための工夫・開発として①科目ごとの到達目標及び成績評価方法を定め、シラバスに記載し、授業の中で学生に伝え、学期末の成績評価結果から教育目的の達成状況を点検し、②学生による授業評価③アンケートの中で学修の取り組み状況及び学修の取り組み状況及び学修の達成度の評価を記入している。

各授業の学修状況の成果や学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく到達目標の達成状況等は授業最終回に行う学生による授業評価アンケートを授業の質向上を図ることを目的として施行している。学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）とシラバスに記載された各授業科目の到達目標との整合性を合理的・体系的に確保していることを確認した。

以上のとおり教育目的の達成状況を点検・評価するための工夫・開発をしていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-2】授業アンケート集計結果

【資料 2-6-3】学生生活実態調査報告書（平成 27 年度）

理工学部

本学部の学生に関して、学習状況については学生生活実態調査により調査し、学生の資格取得に対する意欲や資格取得状況等については、一部の学系において「資格取得に関する調査」を実施し、教育目的の達成状況を点検・評価している。就職状況については、キャリア支援センターによる「進路届」により把握している。

また各科目の教育目的の達成状況について、理工学部では、授業評価アンケートの結果を一般に公開している。また、理工学部に所属する教員が担当する科目の web シラバスについても一般に公開している。したがって、誰もが、この評価結果とシラバスから各科目レベルでの教育目的の達成状況について点検できる環境が整っている。また、各科目の担当教員には授業評価アンケートの結果が郵送され、その結果に基づいて各教員は次年度の教育内容・方法の改善をおこなう。

期末試験の直前にのみ出席して、アンケート評価するものを防ぐため、アンケートの実施期間を３週間とし、科目担当教員はこの期間の中でアンケートを実施することにな

っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-3】大学生活実態調査票結果報告書

【資料 2-6-4】理工学部「資格取得に関する調査」調査票（建築学系）

【資料 2-6-5】進路届集計結果

【資料 2-6-6】授業アンケート、授業アンケート結果例(サンプル)

法学部

第１回ＦＤ研修会においてカリキュラムマップを作成し、両学科における科目の位置づけを可視化した。平成 28(2016)年度にはナンバリング制度も導入することに決定し、より一層学生の履修の便宜が図られることになった。

各授業の学修状況の成果や学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく到達目標の達成状況については、春期末および秋期末に実施される学生による授業評価アンケートが示している。授業評価アンケートは演習科目・随意科目・受講生が 10 人未満の少人数科目を除き、全科目について実施されている。平成 28（2016）年度からは、シラバスにおいて授業評価アンケートの集計結果に対するフィードバックも記載することになっている。

なお、資格や検定試験については単位認定制度を設けているため、例年、単位認定状況を調査し、jurisnet（法学部教職員宛メーリングリスト）で配信して本学部の全教職員において把握している。就職状況についても、教授会において就職状況を報告し、全教員が把握している。教員は絶えず学生の意識・学修状況・資格の取得状況・就職状況等を把握しており、把握した結果を教育指導にフィードバックし、教育の改善に努めている。資格試験や検定試験に合格した学生は概ね成績が良好で、低学年のうちに比較的合格しやすい検定試験に合格していると翌年以降さらに資格を取得する確率が高まり、模擬裁判や法律討論会などの学部行事に積極的に参加する傾向が見られることから、１～２年生のうちに何らかの検定試験を受験することを推奨している。

以上により、本学部は学生の学修状況・資格取得状況・就職状況について調査を実施し、学生の意識調査、就職先の企業アンケートなどにより、教育目的の達成状況を点検・評価しているものと自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-6】ＦＤ研修会資料（第１回）33-34 頁（平成 25 年 3 月 14 日発行）

【資料 2-6-7】法学部（定例）教授会議事録（平成 27 年度）第 4 回（審議事項 4)、
第 5 回（審議事項 8)

【資料 2-6-8】法学部ホームページ（授業評価アンケート集計結果）
https://kaedei.kokushikan.ac.jp/LessonQuestionnaire/Login.aspx

【資料2-6-9】法学部資格取得による単位認定状況（2014.3）　jurisnet配信

文学部

文学部では、各専攻と学部事務課が連携して、学生の学修状況を把握するとともに、長期欠席者や課題のある学生に対しては面談を実施する等、きめ細やかな対応を行っている。また同様に教員と学部事務課との連携によって、卒業生の進路等についても、常に迅速かつ柔軟に対応する体制が整っている。また学生による授業評価アンケートや学

生生活満足度調査等の結果をもとに、より円滑で有意義な学生生活のケアを考えている。

これら学習状況・就職状況の把握や学生生活の様子への対応を行うことと、上記の単位認定の手続きを総合的にとらえながら、教育目的の達成状況を自己点検・評価している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-10】学部長会資料 平成 26 年度進路（就職）状況について（総括）
（平成 27 年度 5 月定例学部長会資料報告事項(1)）

【資料2-6-2】授業評価アンケート結果（平成27年度春期・秋期）

【資料2-6-3】学生生活実態調査結果（平成27年度）

21世紀アジア学部

教育目的の達成状況を点検・評価する方法として、シラバスと学生による授業評価アンケートを活用している。

各科目のシラバスには教育目的に基づく具体的な授業内容や到達目標、学修の達成度を確認するための成績評価方法が明記されている。シラバスに従った成績評価を行うことにより、教育目的が達成されているかどうかを確認している。

学生による授業評価アンケートは、授業の質的向上を図ることを目的として、専門の演習科目や卒業研究、受講者数の少ない科目を除く全科目で実施している。授業に対する学生の意見を次年度の授業に生かすことにより、教育目的の達成がより確実に行えるよう工夫を行っている。

以上のとおり、教育目的の達成状況の点検評価方法について工夫・開発をしていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-11】21 世紀アジア学部シラバス

【資料2-6-2】授業アンケート集計結果

経営学部

経営学部における教育目的の達成状況の点検・評価方法について、学修状況については、ホームページ上にシラバスを掲載し、授業の狙いと概要・到達目標、評価方法等を明示するとともに、授業の初回等において学生に周知を行っている。学修の成果における評価方法は、シラバスにおける評価方法等を基準に定期試験及び科目の特性に応じて中間試験等を実施し、成績評価を行うことにより教育目的の達成状況を点検・評価している。また、全学共通で実施している授業評価アンケートから、授業評価や家庭学習、授業に関する意見等の結果を学部内で共有し、フィードバックを行っている。

資格取得状況については、資格取得支援のため本学内の施設において検定試験を実施し、経営学部便覧、授業や履修ガイダンス等においても資格取得を動機付け、受験者数は増加傾向にある。また、検定合格のために対策講座を実施している。平成 26（2014）年度の実績は、「経営学検定試験」受験者 279 人、合格者 112 人、「日本商工会議所簿記検定試験２級」は受験者 25 人、合格者８人、「日本商工会議所簿記検定試験３級」は受験者 167 人、合格者 32 人であった。平成 26（2014）年度 11 月の日本商工会議所簿記検定試験は父母懇談会と日程が重なったため実施できなかった。合格者に対しては、指定された科目の単位認定及び評価更改(90 点)を行い、学生の資格取得意欲を向上させてい

る。

就職状況については、平成 26(2014)年度に第一期生が卒業し、進路届提出者が 99.6%、就職率が 95.5%であった。就職先には、「優良・中堅中小企業研究 A」「優良・中堅中小企業研究 B」の授業講師として招聘している社長の企業へ就職した学生もいる。

「優良・中堅中小企業研究 A」「優良・中堅中小企業研究 B」の授業では、平成 24 (2012)年度から履修学生を対象にインターンシップを引き受けていただいており、昨年度は５人の学生を派遣した。

以上のとおり、教育目的達成状況を点検・評価する工夫・開発をしていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-12】国士舘大学 Web シラバス（経営学部）「経営学総論Ⅰ」「経営学総論Ⅱ」

【資料 2-6-13】経営学部便覧（平成 27 年度）12、13、20、21 頁

【資料 2-6-14】経営学検定試験(６月)対策講座のご案内

【資料 2-6-15】日本商工会議所簿記検定・経営学検定 認定者数（平成 26 年度）

【資料 2-6-16】経営学部進路決定状況（平成 26 年度）

【資料 2-6-17】経営学部インターンシップの実施について(申請)

【資料 2-6-2】秋期 授業アンケート集計結果(科目別)（2014 年度）…サンプル
授業アンケート…サンプル

政治学研究科

大学院につき、教育目的の達成状況の点検は、主として学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく論文最終審査にて行なわれる。その過程において、「論文作成講座」で学術研究上の諸注意事項を指導し、また評価の客観性を保持するため、修士２年次夏期に実施される修士論文中間発表会から最終審査までは、複数教員による集団指導体制を採るなどの工夫をしている。授業内の学修状況の確認は、各教員が自主的に実施する授業アンケートによって行なわれるが、その調査結果を研究科として組織的に分析するには至っていない。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-18】政治学研究科三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー)

【資料 2-6-19】政治学研究科「論文作成指導について」（掲示）及び配布資料

【資料2-6-20】政治学研究科大学院便覧

経済学研究科

経済学研究科では、教育目的の達成状況に問題があれば、経済学研究科委員会で討議され、改善がなされている。また、定期的に自己点検・評価報告書の作成を要請されるので、その折に教育目的の達成状況の点検がなされている。

学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)とシラバスに記載された各授業科目の到達目標との整合性を合理的・体系的に確保していることを確認した。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-6-21】経済学研究科委員会議事録

【資料2-6-22】経済学研究科シラバス(到達目標)

経営学研究科

各学期末における履修科目の成績評価や、10 月の修士論文中間発表会での発表内容、2 月の修士論文審査会における修士論文の評価などを取りまとめて、研究指導の達成状況を把握している。また、大学院課やキャリア支援センターなどとの連携により、大学院生の修学中、修了後の動向を調査し、教育目的の達成状況の把握に努めている。

以上の通り、教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発が適宜行われていると評価することができる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-23】経営学研究科修士論文中間発表会の実施結果

【資料 2-6-24】経営学研究科修士論文審査会の実施結果

スポーツ・システム研究科

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づくシラバスチェックを行い、各授業科目の到達目標について授業担当者への確認を行い、ＦＤ委員会が中心となって、平成26(2014)年度にカリキュラム・マップの作成を行った。

教育目的の達成状況を点検・評価するための工夫・開発として、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく科目ごとの到達目標及び到達目標に照らした成績評価方法を定め、シラバスに記載している。課題レポートや研究成果のプレゼンテーション、定期試験等の結果から教育目的の達成状況を点検している。

また、各担当教員により個別指導を行っていることから、その能力に応じた教育・研究目的達成度の把握ができている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-25】スポーツ・システム研究科学位授与方針（ディプロマ･ポリシー）
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/SS/policy.html

【資料 2-6-26】スポーツ・システム研究科便覧（シラバス）（平成 27 年度）
（41 頁から 153 頁）

【資料2-6-27】スポーツ・システム研究科カリキュラム・マップ

【資料2-6-28】スポーツ・システム研究科オフィスアワー

救急システム研究科

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づくシラバスチェックを行い、各授業科目の到達目標について授業担当者への確認を行い、ＦＤ委員会が中心となって、平成 26 年度にカリキュラム・マップの作成を行った。

教育目的の達成状況を点検・評価するための工夫・開発として、学位授与方針（ディプロマポリシー）に基づく科目ごとの到達目標及び到達目標に照らした成績評価方法を定め、シラバスに記載している。課題レポートや研究成果のプレゼンテーション、定期試験等の結果から教育目的の達成状況を点検している。

また、各担当教員により個別指導を行っていることから、その能力に応じた教育・研究目的達成度の把握ができている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-29】救急システム研究科学位授与方針（ディプロマ･ポリシー）
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/EDS/policy.html

【資料 2-6-30】救急システム研究科便覧（平成 27 年度）（シラバス）
（43 頁から 94 頁、105 頁から 158 頁）
【資料2-6-31】救急システム研究科オフィスアワー実施状況
【資料2-6-32】救急システム研究科カリキュラム・マップ

工学研究科

各授業の学修状況の成果や学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく到達目標の達成状況等は、授業最終回に行う、学生による授業評価アンケートは、授業の質的向上を図る事を目的として、修士論文等科目を除く全科目において実施している。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）とシラバスに記載された各授業科目の到達目標との整合性を合理的・体系的に確保していることを確認した。

以上の通り、教育目的の達成状況を点検・評価するための工夫・開発をしていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-33】工学研究科大学院授業評価アンケート集計結果

法学研究科

各授業の学習状況や成果、学位授与方針（デイプロマ・ポリシー）に基づく到達目標の達成状況等の把握は、修士論文の 1 年・2 年次に開催される中間発表会での質疑応答と同時に問題となる点を直接に指導する、その他、指導教授による講義・面談等を活用して達成状況を評価している。学生による授業評価アンケートは、教育目的を達成するための工夫として取り組んでいる。今後はさらに、学生の要望に応えることで授業の質的向上を図っていく。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-34】法学研究科シラバス（到達目標）
【資料 2-6-35】法学研究科研究発表会（修士論文テーマ報告）の資料
【資料 2-6-2】授業アンケート結果

総合知的財産法学研究科

自習室近くに研究室を有する教員が、自然体で自習室に出入りして院生とのコミュニケーションを図っている。

【エビテンス】

【資料2-6-36】総合知的財産法学研究科学生アンケート調査等結果資料

人文科学研究科

教育目的の達成状況を点検・評価するため、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく科目毎の到達目標に照らした成績評価方法をシラバスへ記載している。課題レポートや研究成果の発表、定期試験等の結果から教育目的の達成状況を点検している。

各担当教員により個別指導を行っていることから、各学生の能力に応じた教育・研究目的の達成状況の把握が出来ている。また、研究結果の中間発表会を設定し、複数の教員による多角的・多面的な達成状況の点検・評価を行い、それを基にした指導を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-37】人文科学研究科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

グローバルアジア研究科

各授業の学修状況の成果や学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく到達目標の達成状況等は、少人数教育のため、アンケート等の実施は困難であり、個別の面談等で実施している。

年２回の構想発表会、中間発表会において、それぞれの学修状況を配布資料及び口頭発表で確認する場を設けている他、会の終了後に、全教員と学生がコミュニケーションを図れる場を設けている。また、指導教員には学生の論文の内容を主とした学修状況のコメント提出を義務化しており、それに応じて、副査２人からも、指導教員及び当該学生へのコメントが義務づけられている。このことにより、学生の教育目的の達成状況を教員相互で点検・評価している。

なお、大学自体が実施しているアンケート調査等には参加している。

学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）とシラバスに記載された各授業科目の到達目標との整合性を合理的、体系的に確保していることを確認した。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-12】国士舘大学 Web シラバス（グローバルアジア研究科）

【資料 2-6-38】グローバルアジア研究科構想・中間発表会要旨集（内部資料）

【資料 2-6-39】グローバルアジア研究科主査（指導教員）のコメント及び副査のコメント（内部資料）

2-6-②教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

政経学部

学生生活実態調査報告書の分析結果によって示された学生の授業外学習時間の不足による教育目的の未達成問題については、ＦＤシンポジウムにおいて、e ラーニングを活用するというかたちで教育方法を改善すべきであるとの提言が示され、それを受けて、平成 26（2014）年から平成 27（2015）年にかけて学内で開かれた e ラーニングの講習会や活用事例報告会、授業参観に政経学部教員が参加した。

以上のとおり、点検・評価の結果を教育内容・方法の改善にフィードバックしていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-40】ＦＤシンポジウム　第 10 回　『第３期中間報告』平成 26 年３月 15 日（48～50 頁）

【資料 2-6-41】授業公開・授業参観実施状況（平成 26 年度）平成 26 年 11 月 18 日ＦＤ推進室

【資料 2-6-42】KLIC NEWS 2015/4/25 KLIC「講義支援システム manaba の講習会について」、KLIC NEWS 2015/9/18 KLIC「講義支援システム manaba 講習会のお知らせ」

【資料 2-6-43】国士舘大学ＦＤニュースレター　Vol.５（２頁から３頁）

体育学部

教員は絶えず学生の意識、学修状況、資格の取得状況、就職状況等を把握した上で結果を指導にフィードバックし教育の改善に努めている。以上のとおり評価結果を教育内

容・方法及び学修指導等の改善に活用していると自己評価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料2-6-2】授業アンケート集計結果（体育学部）

理工学部

授業評価アンケートの結果を分析し、教育内容・方法及び学修指導等の改善へフィードバックし、改善結果をシラバスに記載している。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-6-44】理工学部シラバス

法学部

教育内容・方法及び学習指導の評価については、各授業の学修状況の成果や学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づく到達目標の達成状況の評価のために実施される、授業評価アンケートが示している。学生による授業評価アンケートは、演習科目・随意科目・受講生が 10 人未満の少人数科目を除き、全科目について実施されている。平成 28（2016）年度からは、シラバスにおいて授業評価アンケートの集計結果に対する改善策も記載することになっている。教員は絶えず学生の意識・学修状況・資格の取得状況・就職状況等を把握しており、把握した結果を分析したうえ教育指導にフィードバックし、教育の改善に努めている。

また、平成 26（2014）年度に４年生を対象とする大学生活および教育課程の満足度に関するアンケートを外部委託業者に委託して実施し、カリキュラム改正作業部会における資料となった。その結果、平成 28（2016）年度よりすべて通年科目だった専門科目が春期・秋期２単位ずつに分割されることになったが、まさに４年生対するアンケートの中でカリキュラムについて問うた結果を反映している。なお、平成 22（2010）年から 26（2014）年までの５年間、同じく外部委託業者に委託して２年生を対象としても大学生活に関するアンケートを実施しており、その結果は法学部教授会で報告され、教員の共通認識とした。

以上のとおり、本学部では点検・評価の結果を教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしているものと自己評価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料2-6-8】法学部ホームページ（授業評価アンケート集計結果）
https://kaedei.kokushikan.ac.jp/LessonQuestionnaire/Login.aspx
【資料2-6-7】法学部（定例）教授会議事録（平成27年度）第4回（審議事項8）
第5回（審議事項10）
【資料2-6-45】ベネッセ大学基礎力調査Ⅱ報告書（平成26年度）（2015.3.17）
manaba上で法学部専任教員に公開

文学部

文学部では、毎セメスター末に実施される学生による授業評価アンケートの結果を踏まえて、学部の各教員が次期に向けた改善を行っている。具体的には、授業内容の再検討に反映されている。
◇エビデンス集・資料編
【資料2-6-2】授業評価アンケート結果（平成27年度春期・秋期）

21世紀アジア学部

教員は授業評価アンケートの結果を十分に分析し、次年度のシラバスを作成するにあたり、アンケート結果から浮かび上がった問題点の改善方法を考え、次年度の授業における指導にフィードバックすることにより改善に努めている。

以上のとおり、評価結果を教育内容・方法及び学修指導等の改善に活用していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-6-2】授業アンケート集計結果（21世紀アジア学部）

経営学部

経営学部における教育内容・方法及び学修指導の改善に向けてのフィードバックについては、全学共通で実施しているシラバスの詳細な作成・公開基準及び授業評価アンケートの結果等を基に、経営学部ＦＤ委員会において改善及び向上方策を検討している。また、本学部の教育内容・方法及び学修指導の改善における特記事項としては、平成 26（2014）年度に完成年度を迎えたことに伴い、「フレッシュマンゼミナール」「ゼミナール入門」の単位未修得者対策を新たに講じることとした。そこで、従来の仕組みであった下級年次の同番号のクラスでの再履修を改め、今年度から単位未修得者向けの新たな教育プログラムを開発し、特別クラスを配置して学部長が授業を担当している。

また、平成 24（2012）年度入学生から入学時の英語能力を測定するため、新入生ガイダンスにおいて TOEIC テストを新入生全員に校費により受験させている。

加えて、新制度として、平成 26（2014）年度の入学生から、英語に対する能力向上の動機付けのため、TOEIC テストのスコアに応じて「経営 TOEIC 英語１」「経営 TOEIC 英語２」「経営 TOEIC 英語３」「経営 TOEIC 英語４」（各１単位）の単位認定を行う制度を設けた。

以上のとおり、評価結果を教育内容・方法及び学習指導等の改善に活用していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-46】経営学部定例教授会(平成 26 年度 9 月)　議事録

【資料 2-6-11】経営学部便覧　12、13、20、21 頁

【資料2-6-47】「英語統一テスト」について（連絡）

政治学研究科

各教員は、学生の成績結果及び個別に実施する授業アンケートを基に教育内容・方法及び学修指導の改善に努めている。教育目的の達成状況の評価に関する研究やその評価結果の分析も、シラバスに記載した担当授業の到達目標との関連で各教員が行なっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-2】国士舘大学ＷＥＢシラバス（政治学研究科）

経済学研究科

経済学研究科では、教員は絶えず学生の意識、学修状況、就職状況などを把握した上で、結果を指導にフィードバックしており、教育内容・方法及び学修指導等に問題があれば、経済学研究科委員会で討議され、改善がなされている。

また、本研究科は、学生が複数の教員から研究への助言が得られるように、毎年秋に修士論文・博士論文の中間発表会を開いている。このような発表会により、指導教員も論文指導の問題点を認識することができ、修士論文・博士論文の完成に向けて学生の指導方法を改善することができる。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-6-48】経済学研究科委員会議事録

経営学研究科

経営学研究科委員会や、10月の修士論文中間発表会での各教員のコメント、修士論文審査会の後の修了判定会議などにおいて、教育目的の達成状況を開示し、研究科委員会を構成する教員へのフィードバックを行っている。

また、各教員は絶えず学生の意識、修学状況、就職状況などを把握した上で、その結果を指導にフィードバックし、教育・研究活動の改善に努めている。

以上の通り、評価結果は教育内容・方法及び学修指導等の改善に十分に活用されていると評価できる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-23】経営学研究科修士論文中間発表会の実施結果

【資料 2-6-24】経営学研究科修士論文審査会の実施結果

スポーツ・システム研究科

授業改善に向けては、大学院教育が少人数指導を主体とすることから、各授業担当者が大学院生から直接意見聴取やニーズ調査などを行い対応しているがほか、各授業教員による個別相談等を実施している。

また、教務委員会及びＦＤ委員会によるシラバスチェックを実施し、授業の目的・計画・評価等について、授業担当者へのフィードバックを行っている。

また、研究科委員会やＦＤ委員会により学位授与方針（ディプロマ･ポリシー）とシラバス記載事項の整合性のチェックを実施し、授業の目的・計画・評価等について、授業担当者へのフィードバックを行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-25】スポーツ・システム研究科学位授与方針（ディプロマ･ポリシー）
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/SS/policy.html

【資料 2-6-26】スポーツ・システム研究科便覧（シラバス）（平成 27 年度）
（41 頁から 153 頁）

救急システム研究科

授業改善に向けては、大学院教育が少人数指導を主体とすることから、各授業担当者が大学院生から直接意見聴取やニーズ調査などを行い対応しているがほか、各授業教員による個別相談等を実施している。

また、教務委員会及びＦＤ委員会によるシラバスチェックを実施し、授業の目的・計画・評価等について、授業担当者へのフィードバックを行っている。

また、研究科委員会やＦＤ委員会により学位授与方針（ディプロマ･ポリシー）とシラバス記載事項の整合性のチェックを実施し、授業の目的・計画・評価等について、授業担当者へのフィードバックを行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-35】スポーツ・システム研究科学位授与方針（ディプロマ･ポリシー）
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/EDS/policy.html

【資料 2-6-36】スポーツ・システム研究科便覧（シラバス）（平成 27 年度）
（43 頁から 94 頁、105 頁から 158 頁）

工学研究科

教員は、絶えず学生の意識・学修状況、資格の取得状況、就職状況等を把握した上で、結果を指導にフィードバックし、教育の改善に努めている

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-58】授業評価アンケート評価結果

【資料 2-6-59】大学院授業アンケート集計結果

法学研究科

研究科では、指導教授並びに講義担当教員による、報告・レジュメ・論文の作成方法等について、絶えず学生の意識、学修状況、資格の取得状況、就職状況等を把握した上で指導をしており、結果を指導にフイードバッグしながら、教育の改善に努めている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-40】法学研究科シラバス（到達目標）

【資料 2-6-41】法学研究科研究発表会（修士論文テーマ報告）の資料

【資料 2-6-42】法学研究科大学院授業評価シート、評価結果

総合知的財産法学研究科

人文科学研究科

本大学院での教育は少人数指導を基本としており、各担当教員が大学院学生の達成状況を踏まえ、学修指導の改善を図っている。また、中間発表会等、複数教員による点検・評価の結果も踏まえて学修指導を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-60】人文科学研究科シラバス

グローバルアジア研究科

教員は、絶えず学生の意識、学修状況、資格の取得状況、就職状況等を把握した上で、分析、結果を指導にフィードバックし、教育の改善につとめている。

論文指導においては、主査から副査に宛てた状況説明を含むコメントを、また、副査２人から指導教員および当該学生へのコメント提出を義務化している。その後、副査の視点を加味しながらの指導教員の指導の下での論文修正期間が設けられている。その結果、教員相互で意見交換の上、学修指導上の改善がはかられている上、学生自身も他の教員の視点から自分の研究主題を考えなおす事ができ、その結果を学修に反映させることができている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-6-47】グローバルアジア研究科主査のコメントおよび副査のコメント（内部資料）

（3）2－6 の改善・向上方策（将来計画）

政経学部

授業評価アンケートの結果はWebシラバスで見ることができる。これを分析し、次年度方針としてシラバスを通してにフィードバックできるようになっている。これの活用について、今後、検討していく。

体育学部

授業評価アンケートを今後も継続する。さらに授業評価アンケートの活用を教員一個人にフィードバックしているが、学生からの評価・評判が高い教員・授業に関しては当該教員の授業をＦＤ委員・教務委員を含む複数教員で見学し分析をすることで授業評価が高い要因を抽出し教授会等に報告し教員全体で共有する取組の実施なども検討する。

教育内容について学生からの意見・声を直接聴く「学部長との対話会」を今後も継続し、平成 27（20015）年度は学生からの意見をカテゴライズ化し、体育学部の教職員全体で共有したため、これをより効果的なものにすることを検討する。

理工学部

授業評価アンケートや各種調査の結果を踏まえ、理工学部ＦＤ委員会を通じ、教育内容・方法及び学習指導等の改善にフィードバック出来る事例集を作成する。

法学部

法学部では、平成 27（2015）年度についても４年生について大学生活および教育課程に関する満足度調査を実施することを予定しており、今後も、学生の意向を調査しながらその結果を学習指導の更なる改善にフィードバックする工夫を重ねていく。

文学部

上述の通り、現在は、学生による授業評価アンケートの結果を各教員が検討して、次期のシラバス修正への反映がなされているが、今後、学部改革に伴って、クラスサイズの変更等が見通される科目については、それに応じた指導内容及び方法の検討が求められる。併せてアクティブ・ラーニング等、授業方法の工夫も継続的な検討課題としてとらえている。

21世紀アジア学部

教育目的の達成状況を点検・評価する方法として、シラバスと学生による授業評価アンケートを活用しており､個々の教員はアンケート結果を授業の改善に活用しているが、学部全体でアンケート結果の分析を行い、学生の授業に対する意見を把握することによって授業の改善を積極的に行っていく。

経営学部

平成 26(2014)年度に第１期生が卒業したことに伴い､留年した高学年生の成績状況、履修状況等の分析及び支援が必要となる。また、４年生以下も含めて留年生の人数が増加傾向にあるため、留年生の過年度の修学状況を精査した対策及び留年後に退学する傾向があるため修学支援を強化する。

単位未修得者に対する「フレッシュマンゼミナール」「ゼミナール入門」の特別クラスでの結果及び TOEIC テストのスコアに応じた「経営 TOEIC 英語」の単位認定者数等の結果については、平成 28（2016）年度以降に分析しより効果的な方法を再検討する。

政治学研究科

授業アンケートの内容を研究科全体で共有・分析し、教育目的の達成水準を評価する組織的な取り組みを強化する。

経済学研究科

論文指導を充実させるために、中間発表会のみならず、他のゼミナールと合同でゼミ旅行を実施するなど、研究会を行う等、複数の教員から論文指導を受けることができるような制度を創設する予定である。また、博士課程の学生が年に１回「政経論集」に投稿するなど、学外（学会など）で発表することを義務づけ、複数の教員で博士課程の学生を指導する体制も整える予定である。

経営学研究科

現在までの方策を踏襲し、現状を維持しつつ、経営学研究科ＦＤ委員会の活動を活発にし、教育・研究目的の達成状況の客観的な評価が行える仕組みを検討するとともに、シラバス整備の仕組みをより徹底・強固にすることで、シラバスの達成度を継続的に評価・分析できる体制の構築を目指す。

具体的には、シラバスを整備する時期の経営学研究科委員会において、各委員の整備状況を確認するとともに、懇談などの機会を活用して各委員から意見を聴取し、改善の方向性を検討していく。

スポーツ・システム研究科

今後もこれまでの取り組みを一層充実させるとともに、より客観的なデータを得るための方法としての各種学生アンケートの実施のあり方について検討していく。

救急システム研究科

今後もこれまでの取り組みを一層充実させるとともに、より客観的なデータを得るための方法としての各種学生アンケートの実施のあり方について検討していく。

法学研究科

今後、教育の効果・学習効果を高めるために、院生の要望等を踏まえた授業のアンケートを実施する。小人数の講義・演習が多いため、各教員が個別に懇切丁寧な指導をするように、積極的に教員に説明する。修了後の就職先についても、指導教授を通じて調査を進める。

総合知的財産法学研究科

教員は、絶えず学生の意識、就学状況、資格の取得状況、就職状況等を把握するため学生の意識や意向等の情報を収集する仕組みと教育の改善にについて検討する。

人文科学研究科

今後、教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価と改善のためのフィードバックについては幹事会での継続的議題として位置づける。

グローバルアジア研究科

今後も教員相互の意見交換などにより、学修指導等の改善に努力していきたい。

2－7　学生サービス

≪2－7の視点≫

2-7-①　学生生活の安定のための支援

2-7-②　学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

（1）2－7 の自己判定

基準項目 2－7 を満たしている。

（2）2－7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-7-①学生生活の安定のための支援

総務課

・「こころとからだの健康を育む拠点施設」として平成 24 年度に竣工した世田谷キャンパス、メイプルセンチュリーホール内のプール、フィットネスセンターの学生・教職員利用者増を図るため、新たな企画として毎月１回日曜日に、体験教室を開催し、未登録者でも予約制で利用が可能となり有効に活用されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-7-1】年間利用者集計表

【資料 2-7-2】体験教室のイベントポスター

健康管理室

国士舘健康管理室規程及び国士舘事務分掌規程に基づき、学生の健康管理面の支援体制として世田谷キャンパス、町田キャンパス及び多摩キャンパスに健康管理室を設けている。健康管理室は病気や怪我への対応、感染症拡大防止（新型インフルエンザ等の重篤な感染症については、学校法人国士舘危機管理規程に基づく感染症予防対策）、薬物乱用防止対応等を目的として医師（校医）及び看護師の資格を持つ職員を各キャンパスに配置している。（世田谷キャンパス：校医３人、保健師１人、看護師３人、町田キャンパス及び多摩キャンパス：校医各２人、看護師各３人）　また、毎年４月には全学生及び大学院生を対象として学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施し、再検査が必要な学生等については継続的なフォローを行っている。９月入学生にも同様に対応している。

新入生（本学に初めて籍が発生した学生）は、既往歴や健康に関する相談がある場合は、4 月及び 9 月の健康診断の際、受診票にその旨、記入することになっている。受診票に記入された既往歴や健康に関する相談によって、校医による健康相談や診察を継続的に受けることができ、他部署との連携のもと、安心して学園生活が送れるように対応している。

平成 27 年度の健康診断受診率は、オリエンテーション、ガイダンス及び掲示等にて周知することにより、昨年を上回る受診率（95.9%から 96.6%　平成 25 年度：94.3%）であった。なお、学内実施の定期健康診断未受診者や再検査対象学生には、メール等により直接指導を行っている。

一年を通して学生へ健康増進、心的支援に関する情報をポスター及びパンフレットにより発信し個々の健康管理に対する啓発活動を行い、健康管理室員による健康相談も時間を限定しないで実施している。また、健康増進情報及び感染症予防に関する情報も適時、発信している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-7-3】国士舘健康管理室規程

【資料 2-7-4】国士舘事務分掌規程
【資料 2-7-5】学校法人国士舘危機管理規程
【資料 2-7-6】定期健康診断実施計画及び実施結果
【資料 2-7-7】健康増進、感染症予防ポスター等
【資料 2-7-8】エビデンス集（データ編）表２-12（学生相談室、医務室等の利用状況）

町田校舎事務課

町田キャンパスでは、学生生活の安定のための支援として、国士舘事務分掌規程に基づき、それぞれの課室で連携しながら次の取組みを行っている。

課外活動が円滑に運営されるよう、施設・設備周りの環境整備、運営支援及び課外活動向けの施設貸出を行っている。貸出しにあたっては、工事等で課外活動に支障が無いか、授業や他の課外活動と重複して無いかを学生・厚生課、教務課及び町田校舎事務課でそれぞれに確認した上、許可している。

交通事故防止対策としては、春と秋に交通安全指導を実施し、一時停止の励行及び安全性の高いヘルメット着用の指導を行っている。また、バイク及び自転車の通学者に対しては、バイク及び自転車の通学申請が義務付けられており、申請することによって本人と紐づけられた許可シール（本体に貼る）を発行し、盗難や紛失時の対応に役立てている。

各種証明書等の発行については、人手を掛けずにスムーズにできるよう、証明書自動発行機を導入している。証明書自動発行機から発行できるものは、各種証明書、各種証明書発行願及び納入票（200 種類）と多岐にわたり、学生生活を送るうえで必要な各種証明書等の大半を賄っている。なお、自動証明書発行機で取り扱っていないものや自動証明書発行機が利用できない場合は、所掌部署による窓口業務（現金受入）によって各種証明書の発行を行っている。

学修、学生生活及び友人関係の種々の悩みに対処するために学生相談室を設け、非常勤の臨床心理士による心的相談へのカウンセリング（週２回）や精神科医（第１、３金曜日）による相談を行っている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-7-4】国士舘事務分掌規程
【資料 2-7-9】施設貸出管理簿
【資料 2-7-10】施設等使用願
【資料 2-7-11】クラブ・サークルガイド
【資料 2-7-12】ホームページ（学生相談室）

政経学部

政経学部では、教員（学年担任）及び職員（学生係）が入学から卒業まで一貫した支援体制を整えており、成績・履修状況や就職に関する相談に応じている。内容によっては、学生・厚生課、健康管理室（医務室）、留学生支援課等の関連部署と連携を図りながら学生支援を行っている。

以上のとおり、学生生活安定のための支援は整っていると自己評価する。

体育学部

体育学部事務課では学生サービスの向上のため、学生係に職歴が長く、経験豊富な職

員を３人配置している。直接、学生と接する学生係に指導力のある職員を配置することで、手厚い学生指導ができる事務組織体制を整備している。また、窓口業務指標を設け、親切かつ丁寧でわかりやすい対応を心掛けることを共有している。

学生が日常の学生生活の中で生じる勉学、クラブ等の様々な事柄を相談できる学生相談室を教室・研究棟１階に設置している。平成 27（2015）年 10 月１日より、教室・管理棟２階から移設し、環境整備を実施した。相談室には専門のカウンセラーを配置し、学生生活を心身ともに健康かつ安定的に過ごせるように体制を整えている。

また、キャンパス・ハラスメント相談委員として専任教員を２人配置し、情報収集及び対処実施のための組織体制を構築している。

カウンセラー・キャンパスハラスメント相談委員以外にも体育学部では教務助手を配置し、授業支援だけでなく、学生の生活支援・部活動指導も実施している。教務助手は学生と年齢が近く、学生にとって相談しやすい環境及び組織を編成している。

そして、健康管理室を設置し、校医・保健師・看護師等職員を配置し、応急処置、健康相談、定期健康診断等の業務を行っている。校医診療日を週に２日設け、学生の心身のサポートを実施している。

以前より学生から要望の強かった学生食堂席数の不足に関して平成 28（2016）年度秋完成予定の新棟２階に現存学生食堂同等の収容定員の新学生食堂が加わり学生サービス面での改善が得られる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-7-13】体育学部教務助手規程 04-265 頁

【資料 2-7-12】大学ホームページ　学生相談室
https://www.kokushikan.ac.jp/campus_life/student_counseling/

【資料 2-7-14】学生相談室スケジュール表
https://www.kokushikan.ac.jp/campus_life/student_counseling/

【資料 2-7-15】健康管理室医師担当表

【資料 2-7-16】新棟食堂見取り図

【資料 2-7-8】エビデンス集（データ編）表２-12 （学生相談室、医務室等の利用状況）

【資料 2-7-17】エビデンス集（データ編）表２-13 （大学独自の奨学金給付、貸与状況（授業料免除制度））

【資料 2-7-18】エビデンス集（データ編）表２-14（学生の課外活動への支援状況（前年度実績））

理工学部

学部事務課に職員を配置し、学習面の支援の他、健康面やメンタル面のサポートについても、健康管理室や学生相談室と連携して学生対応を行っている。また、学期末には成績表とともに家庭通信を各家庭に発送し、学生・家庭・教職員の三位一体の学生支援を行っている。

本学部では、学部独自の奨学金（田中奨学金）を設置しており、学生に対する経済的な支援を適切に行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-7-19】家庭通信（2015 年度春期・大屋先生）

【資料 2-7-20】理工学部 ACADEMIC GUIDE 2015　163 頁（田中奨学金内規）

法学部

学生生活を安定させるため、クラス担任制（1 年次プレゼミ・入門ゼミ担当者）・学年担任制（1～4 年両学科に配置）・学年担当学生係（法学部事務職員）・学生相談室・健康管理室が連携して学生の相談にあたり、履修・生活・心身の健康に関する支援を行っている。

履修面については、専任教員であるクラス担任・学年担任・ゼミ担当教員がオフィスアワーなどを活用して丁寧に対応しているが、教員と学生との関係はときとして相性が合わない、評価を気にして本音を話せないということもあるため、1 人の教員で対応しきれないときは他の教員が代わって対応するなどの配慮も行っている。これに対して、学年ごとの担当で原則的に 4 年間持ち上がりとなる事務職員は、学生にとって大学在学中変わらぬ相談者であり、事務手続に関する相談はもとより細かな生活面の相談にも応じてもらえるという安心感を学生に与えており、本学の学生係制度は「面倒見のよい大学」を標榜する国士舘大学の特長ともいえる。

学生相談室は、最近増えてきている精神的に不安定な学生の支援を行っており、男女のカウンセラーが常駐しているだけでなく、週に 1 度は精神科医も待機している。履修相談を受ける中で教員が心身の健康に問題があると認識したときは、すぐに学生係と連携して健康管理室に相談する体制が整っている。そのために、精神科医を招いて、法学部教授会後に専任教員全員で講習を受け、最新の若者の精神疾患について学ぶ機会を設けている。また、健康管理室には保健師が常駐し、校内で体調を崩した学生を即時に診察し、近隣の病院を紹介するなど薬を処方するなどの支援を行っている。

さらに、本学では修学意欲の高い学生に対する経済的な支援も行っている。学内の奨学金制度としては、学業優秀奨学生、修学援助奨学生、外国人留学生奨学金があり、国士舘大学短期融資制度も設けている。入試志願時には、運動技能優秀奨学生と成績優秀奨学生も選考している。学外の制度としては、日本学生支援機構奨学金、文部科学省外国人留学生学習奨励費、国費外国人留学生(国内採用)、地方公共団体・民間育英団体・その他の奨学金などがあるが、法学部では例年、岡村育英会奨学金と末延財団奨学金の受給者も各１人ずつ出している。

以上により、法学部においては、学生サービス、厚生補導のための組織を設置し、適切に機能させており、奨学金など学生に対する経済的な支援を適切に行い、学生の課外活動への支援を適切に行い、学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等を適切に行っているものと自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-7-21】法学部出席管理記録

【資料 2-7-22】法学部面談記録

【資料 2-7-8】エビデンス集（データ編）（様式）表２－12（学生相談室、医務室等の利用状況）

【資料 2-7-17】エビデンス集（データ編）（様式）表２－13（大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績））

【資料 2-7-18】エビデンス集（データ編）（様式）表２－14（学生の課外活動への支援

状況（前年度実績））
【資料 2-7-23】法学部（定例）教授会議事録（平成 26 年度第 15 回）（連絡事項５）
法学部（臨時）教授会議事録（平成 27 年度第１回）（審議事項２・３）
【資料 2-7-12】ホームページ（学生相談室）
http://www.kokushikan.ac.jp/campus_life/student_counseling/
【資料 2-7-24】ホームページ(健康管理室)
http://www.kokushikan.ac.jp/campus_life/health_control/
【資料 2-7-25】ホームページ（奨学金制度）
http://www.kokushikan.ac.jp/campus_life/scholarship/
【資料 2-7-26】平成 27 年度法学部便覧 34 頁（奨学生制度)、43 頁（健康管理室)、47 頁（学生相談室）

文学部

文学部では、奨学金をはじめとする学生の経済的支援に関する事項については、教員はもとより、学部事務課と学生・厚生課が連携して取り組みを展開している。また、学生の課外活動への参加については、各教員及び学部事務課が連携して、希望の学生に対してリアルタイムで情報提供を行っている。加えて、学生の健康相談、心理的相談、生活相談等については、各教員及び学部事務課が窓口となり、必要に応じて健康管理室や学生相談室への訪問を推奨するなど、適宜、柔軟な対応をとっている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-7-27】日本学生支援機構奨学金手続き状況
【資料 2-7-28】教育支援ボランティア活動報告
【資料 2-7-29】エビデンス集（データ編）表２-10（就職状況）

21世紀アジア学部

学修支援と同様に、１年から４年まで設けられている必修のゼミの担当教員が学生生活全般の相談に乗っている。学生生活に関する重要な相談は学年担任や学年担当職員が対応しており、教員と職員が協力しながら問題の解決に当たっている。本学部のある町田キャンパスには健康管理室・学生相談室があり、心身に悩みを抱えている学生に適切に対応できるよう、情報交換に努めている。奨学金・課外活動・学生寮については学生・厚生課が対応を行っている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-7-30】キャンパスガイド
【資料 2-7-31】クラブ・サークルガイド
【資料 2-7-32】(21 世紀アジア学部）サバイバルガイド（学生便覧）128～131 頁
【資料 2-7-8】エビデンス集（データ編）表２-12（学生相談室、医務室等の利用状況）
【資料 2-7-17】エビデンス集（データ編）表２-13（大学独自の奨学金給付、賃与状況（授業料免除制度））
【資料 2-7-18】エビデンス集（データ編）表２-14（学生の就職活動への支援状況（前年度実績）

経営学部

経営学部では、教員（学年担任）及び職員（学生係）が入学から卒業まで学年持ち上

がりの一貫した支援体制を整えており、成績・履修状況や就職に関することに加え、各種相談（健康面、留学等）に応じ、学生からの幅広い意見要望に応えている。また、相談や意見要望の内容に応じて学生・厚生課、健康管理室、留学生支援課等の部署と連携を密にし、情報交換及び学生対応を行っている。

奨学金等の経済的支援では、修学援助奨学生に対する学部推薦や本学部内における学生アルバイトへの優先的な起用等の支援を実施している。また、２年生から４年生における成績優秀奨学生についても成績状況や修学状況の確認、面談を実施し、学修意欲の一層の向上を図っている。学業優秀奨学生については他学部同様である。

課外活動への支援は、経営学部の学生が企画、立案、発起者となり届出団体として活動している「and G」「Chiki Chiki」において、教職員が部長・顧問となり学内施設の利用、夏・冬合宿の引率、サークル運営における相談等サークルの支援を行っている。

以上のとおり、学生生活の安定のための支援策を適切に行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-7-33】経営学部２年生「修学援助奨学生願書－2(成績証明書・推薦文)」発行について（申請）

【資料 2-7-34】国士舘大学成績優秀奨学生名簿(継続）（平成 27 年度）

【資料 2-7-35】課外活動届出団体申請書（「and G」「Chiki Chiki」）

【資料 2-7-17】(エビデンス集（データ編)）表２-13（大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）(前年度実績)）

政治学研究科

大学院生が安定した学生生活を送ることができるように、学生生活の支援のサービスの事務組織として、学生部学生・厚生課、学生相談室、健康管理室等を設置し、奨学金、学生生活全般、学食、各種証明書発行、資格試験相談等の業務について、学生サービスの窓口としての総合的な役割を果たしている。学生の課外活動等を支援する大学院独自の組織的な仕組みはないが、各教員が学生の学外活動を掌握し、学業と両立できるよう適宜に便宜を図っているため支障はない。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-7-8】エビデンス集（データ編）表２-12（学生相談室、医務室等の利用状況）

【資料 2-7-17】エビデンス集（データ編）表２-13（大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度)）

【資料 2-7-18】エビデンス集（データ編）表２-14（学生の課外活動への支援状況（前年度実績)）

経済学研究科

経済学研究科では、学生・厚生課と連携して、成績が優秀な日本人学生や留学生に対して奨学金を支給している。また、学生相談室や健康管理室を設置して、学生が心身の健康を維持できるように配慮している。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-7-24】大学ホームページ

【資料2-7-36】国士舘大学奨学生規程

【資料 2-7-8】エビデンス集(データ編)表２-12（学生相談室・医務室等の利用状況）

【資料 2-7-17】エビデンス集（データ編）表２－13（大学独自の奨学金給付・貸与状況（前年度実績））～
【資料 2-7-18】エビデンス集(データ編)表２-14（学生の課外活動への支援状況（前年度実績））

経営学研究科

大学院課、国際交流センター、キャリア支援センター、学生・厚生課など、関係する部署と連携して、学生生活の安定のための支援を推進している。

具体的には、大学院課においては、事務職員が大学院関連の情報提供や、履修登録、研究計画書や修士論文の提出、進路などに関する手続きの相談に応じるなど、大学院生との良好な関係を構築している。

学生相談室は、世田谷、町田、多摩の３キャンパスに設置され、生活面における相談に対して助言を行い、心の悩みについてはカウンセラーと精神科医によるサポート行っている。女性カウンセラーが対応する相談日を設け、女子学生が相談しやすい環境を整備している。

健康管理室は、世田谷、町田、多摩の３キャンパスに設置され、学生や教職員が日々健康に過ごせるように健康相談や診察を無料で行っている。毎年、定期的に学生、教職員を対象とした健康診断を実施し、病気の早期発見や予防に努めている。

本学では、修学意欲の高い学生に対する経済的な支援として、本学独自の奨学金制度をはじめ、様々な奨学金制度を整備している。また、優秀修士論文賞など、修士論文の優れた実績や優秀な学業成績などを表彰する複数の表彰制度などを設けて、大学院生の研究活動への取り組みの意欲向上と学生生活の充実・安定のための支援を行っている。
以上の通り、学生生活の安定のための支援策を適切に講じていると評価できる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-7-36】国士舘大学奨学金規程
【資料 2-7-37】優秀修士論文賞などの表彰規程
【資料 2-7-8】エビデンス集（データ編）表２-12（学生相談室、医務室等の利用状況）
【資料 2-7-17】エビデンス集（データ編）表２-13（大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績））

スポーツ・システム研究科

国士舘事務組織規則第３条（大学の事務組織）に基づき学生部を置き学生相談室そ設置、同規則第２条（法人の組織）に基づき健康管理室を設置している。

大学院生サービス及び厚生に関わる学内組織として学生・厚生課が設置されている。

経済的支援としては、学外各種奨学金及び修学援助制度のほか、学内に学業優秀奨学生、外国人留学生奨学金、修学援助奨学生、提携教育ローンなどの制度が完備されている。

大学院生の学会発表や学外研修の旅費等を研究科予算において一部補助の制度を設けており、いずれも大学院生の利用に供されている。

本学に設置されている学生相談室及び健康管理室において、健康や心のケアについて専門のカウンセラーに相談し、適切な助言を受けることができる。

留学生の生活全般の支援については本学の国際交流センターにある留学生支援課が、

また学業面の支援については研究科教員及び教務部大学院課が、それぞれの責任において行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-7-38】国士舘事務事務組織規則第２条（法人の組織）、第３条（大学の組織）

【資料 2-7-36】国士舘大学奨学生規程

【資料2-7-39】国士舘大学大学院研究科学主任会規程

【資料 2-7-8】エビデンス集（データ編）表２－12（学生相談室、医務室等の利用状況）

【資料 2-7-17】エビデンス集（データ編）表２－13（大学独自の奨学金、給付・貸与状況）

（授業料免責制度（前年度実績）

救急システム研究科

国士舘事務組織規則第３条（大学の事務組織）に基づき学生部を置き学生相談室そ設置、同規則第２条（法人の組織）に基づき健康管理室を設置している。

大学院生サービス及び厚生に関わる学内組織として学生・厚生課が設置されている。

経済的支援としては、学外各種奨学金及び修学援助制度のほか、学内に学業優秀奨学生、外国人留学生奨学金、修学援助奨学生、提携教育ローンなどの制度が完備されている。

大学院生の学会発表や学外研修の旅費等を研究科予算において一部補助の制度を設けており、いずれも大学院生の利用に供されている。

本学に設置されている学生相談室及び健康管理室において、健康や心のケアについて専門のカウンセラーに相談し、適切な助言を受けることができる。

留学生の生活全般の支援については本学の国際交流センターにある留学生支援課が、また学業面の支援については研究科教員及び教務部大学院課が、それぞれの責任において行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-7-38】国士舘事務事務組織規則第２条（法人の組織）、第３条（大学の組織）

【資料 2-7-36】国士舘大学奨学生規程

【資料2-7-39】国士舘大学大学院研究科学主任会規程

【資料 2-7-8】エビデンス集（データ編）表２－12（学生相談室、医務室等の利用状況）

【資料 2-7-17】エビデンス集（データ編）表２－13（大学独自の奨学金給付貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績））

工学研究科

工学研究科では学生・厚生課と連携して成績が優秀な学生に対して奨学金を支給している。また、学生相談室や健康管理室を設置して、学生が心身の健康を維持できるように配慮している。したがって、学生生活の安定のための支援策を適切に行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-7-36】国士舘大学奨学金規程

【資料 2-7-8】エビデンス集（データ編）表２－12（学生相談室、医務室等の利用状況）

【資料 2-7-17】エビデンス集（データ編）表２－13（大学独自の奨学金納付・貸与状況

（授業料免除制度）前年度実績）

法学研究科

法学研究科では、ガイダンス等において厚生指導（医務室・相談室）について説明をし、適宜相談するように対応している。奨学資金についても、学業優秀奨学生、成績優秀奨学生、岡村財団等があるため、それを利用して学習に取り組んでいる。税理士等の資格を目指す社会人が多いため、指導教授、研究科科長、主任と相談しながら、課外活動として学会・講演会等にも参加するように指導をしている。学内では、中間報告会等での発表、学外の懸賞論文等への応募紹介等の相談や指導も行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-7-40】法学研究科大学院便覧

【資料 2-7-41】オリエンテーションガイダンスの実施要領

【資料 2-7-36】国士舘大学奨学金規程

【資料 2-7-8】エビデンス集（データ編）平成 27 年表２－12 学生相談室、医務室等の利用状況

【資料 2-7-17】エビデンス集（データ編）平成 27 年表２－13 大学独自の奨学金納付貸与状況（授業料免除制度）前年度実績

総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科では、学生・厚生課と連携して、成績が優秀な日本人学生や留学生に対して奨学金を支給している。

また、大学が設置した学生相談室や健康管理室を利用して学生の心身の健康が維持できるように配慮している。

また､健康管理室に勤務する医師を講師として招き､学生の健康について研修を行い、学生の心身の健康維持のメカニズム等を理解し学生の健康管理に配慮している。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-7-17】エビデンス集（データ編）表２－13大学独自の奨学金給付貸与状況（授業料免除制度）

【資料2-7-8】エビデンス集（データ編）表２－12学生相談室、医務室等の利用状況

人文科学研究科

大学院生が安定した学生生活を送ることが出来るように、学生生活支援サービスを提供する事務組織として、学生部学生・厚生課、学生相談室、健康管理室等を設置している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-7-36】国士舘大学奨学生規程

【資料 2-7-8】エビデンス集（データ編）表２-12（学生相談室、医務室等の利用状況）

【資料 2-7-17】エビデンス集（データ編）表２-13（大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）

【資料 2-7-18】エビデンス集（データ編）　表２-14　学生の課外活動への支援状況（前年度実績）

グローバルアジア研究科

グローバルアジア研究科では、学生・厚生課と連携して、成績が優秀な日本人学生や

留学生に対して「奨学金規程」に基づき奨学金を支給している。また、大学内には学生相談室や健康管理室が設置されており、学生が心身の健康を維持できるように配慮している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-7-36】国士舘大学奨学金規程

【資料2-7-8】エビデンス集（データ編）表２-12（学生相談室、医務室等の利用状況

【資料2-7-17】エビデンス集（データ編）表２-13　大学独自の奨学給付・貸与状況（授業料免除制度）

国際交流センター

留学生への支援

現在、本学には 12 か国（地域）516 人（男子 305 人、女子 211 人）の留学生が在籍しており、留学生を支援する仕組みとして学内に国際交流センターを設置し、国際交流課職員によるフォロー体制を整えている。

留学生の生活面における支援として、在留、住宅や医療、奨学金等についての情報提供や相談業務、諸手続のサポートを行うほか、留学生活に必要な情報をまとめた「留学生手帳」を作成し４月に新年度版を全留学生に配付し携行することをガイダンス等で促している。４月には留学生の在学生を対象としたガイダンスを実施し、在留資格に関する注意、あるいは学生生活に関するトラブル防止のアドバイス、アルバイトに関する注意及び学内奨学金の申請について説明を行っている。３月には新入生が学生生活を円滑にスタートできるよう新入外国人留学生オリエンテーションを実施している。また、必要に応じて、入国管理局に対する申請・報告業務（在留資格の変更、在留期間の更新、資格外活動の申請、学籍異動の変更など）を行っている。

経済面の支援として、私費外国人留学生を対象に授業料の減免制度及び奨学金給付制度を設けている。授業料減免制度は「国士舘大学納入金規程」第 15 条に資格要件を設けているが、平成 27（2015）年度においては平成 25（2013）年度入学以前の留学生が授業料の 30%について減免措置を受けている。また、奨学給付制度は「国士舘大学奨学生規程」第 23 条の資格要件により選考を行い決定した留学生に対し奨学金を給付している。

なお、留学生を対象にした留学生実態調査を４年毎に実施し、生活状況や学修状況、あるいは学生生活における相談・悩みなどを把握するとともに、「不法残留」の防止・対応マニュアルにおいて全学的に３回以上欠席した学生に対して連絡をとり問題を抱えた留学生の早期発見及び早期対応に努めている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-7-42】国士舘要覧　6 頁、23 頁

【資料 2-7-43】国際交流センターホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/research/IC/foreigns/index.html

【資料 2-7-44】留学生手帳 2015

【資料 2-7-45】新入外国人留学生オリエンテーション実施報告（平成 27 年度）

【資料 2-7-46】［不法残留］の防止・対応マニュアル

【資料 2-7-17】エビデンス集（データ編）表 2-13（大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績））

【資料 2-7-47】国士舘大学納入金規程
【資料 2-7-36】国士舘大学奨学生規程

学生・厚生課

充実した学生生活を送ることができるようにするため、学生生活全般を支援する事務組織として学生・厚生課を３キャンパス（世田谷・町田・多摩）全てに設置し、奨学金、課外活動、学生相談、学生食堂、保険、賃貸物件・学生寮斡旋、その他学生生活全般について、学生へのサービス向上及び厚生補導の総合窓口としての役割を果たしている。

また、最近の学生の多様化に伴い、学園全体の協力体制をさらに強化するため、学部事務課、大学院課、国際交流課、教務課、健康管理室との連携強化を図るとともに、学生の福利厚生及び学生指導等に係る学部等との連絡調整のため学生主任会を毎月、定期的に開催している。

１.「国士舘大学奨学生規程」に基づき、人物が優良で、納入金を減免して学習を援助することによりその資質の向上を図り、有為な人材を育成することを目的としている。

学生生活への経済的支援については、本学独自の複数の奨学金制度（学業優秀、運動技能優秀、修学援助、成績優秀奨学生）を設けている。

また、独立行政法人日本学生支援機構奨学生については、学生からの申請等支援を行っており、独立行政法人日本学生支援機構からの貸与を受ける支給対象学生数は5,144 人（平成 26（2014）年度）となっている。日本学生支援機構奨学金については、返還する義務があり、在学中に奨学生として自覚と責任を持ち、学習効果を一層高めることができるように３キャンパス（世田谷・町田・多摩）全てにおいて、採用・返還説明会を開催するとともに窓口対応における徹底した指導を継続している。

２．学生の課外活動への支援については、現在、117 団体が大学公認クラブとして登録されており、そのクラブの内訳は、「スポーツ協議会指定クラブ」「部」「同好会」「サークル」に分類され、その運営について学生・厚生課が指導及び助言を行っている。その加入人数は延べ 4,513 人、全学生の約 34%となっている。

公認クラブには、大学から基準に基づき課外活動援助金を支給しているほか、活動施設、部室、ロッカーを提供している。

また、各クラブへの指導の徹底や交流を図るため、「課外活動クラブ主将会議（年６回)」「クラブ指導者連絡会（年１回)」を、リーダーシップのあり方について研修するため、次期主将予定者を対象として「クラブリーダーズキャンプ（２泊３日)」をそれぞれ実施している。

３．学生に対する心的支援については、学生のさまざまな心の問題に対応できるように３キャンパス（世田谷・町田・多摩）全てにおいて学生相談室を設置し、精神科医２人をはじめ、診療心理士資格のカウンセラー11 人を配置し、適切に対応している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-7-38】国士舘事務組織規則第３条（大学の事務組織）
【資料 2-7-4】国士舘事務分掌規程第 16 条（学生部学生・厚生課）
【資料 2-7-48】学生主任会規程第１条（趣旨)、第４条（会議）
【資料 2-7-36】国士舘大学奨学生規程第２条（制度の目的)、第４条（奨学生の種類）
【資料 2-7-49】日本学生支援機構奨学金各キャンパス 採用・返還説明会（平成 27 年度）

【資料 2-7-50】大学ホームページ　学生生活
【資料 2-7-51】国士舘大学手帳　１頁から 96 頁
【資料 2-7-31】クラブ・サークルガイド　１頁から 56 頁
【資料 2-7-52】メイプルｓｙｓ登録（クラブ管理）
【資料 2-7-8】エビデンス集（データ編）表２-12「学生相談室等の利用状況」
【資料 2-7-17】エビデンス集（データ編）表２-13「大学独自の奨学金給付・貸与状況」（授業料減免制度）（前年度実績）
【資料 2-7-18】エビデンス集（データ編）表２-14「学生の課外活動への支援状況」（前年度実績）
【資料 2-7-53】業務委託内容

2-7-②学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

健康管理室

健康管理室の業務（救急対応、健康相談等）について、特に学生からの意見・要望は寄せられていない。

政経学部

学生からの意見・要望については、担当職員（学生係）と担当教員（学年担任）が適宜、意見・要望について事情を聴取し必要に応じて学部長、教務主任、学生主任等の学部執行部や学部事務課長の間で検討し対応している。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-7-54】聴取および対応の記録（政経学部事務室）

体育学部

学生の意見、要望を把握するために「学生生活実態調査」及び各種アンケートの実施、投書箱「学生の声」の設置、クラブ主将ミーティング等で適切に対処している。

課外活動の活性化に向けた取り組みとしてリーダーズキャンプを開催し魅力あるリーダーの育成を目指すとともに、クラブ等の運営に関する課題の共有や改善に向けた検討を行っている。学生の生活状況。学修状況について詳細に状況を把握し、ニーズを汲み取るとともに、学生支援の仕組みが効果的に機能しているかを検討することを目的として「学生生活実態調査」を施行している。調査の集計結果は教職員にフィードバックされるとともに、調査によって把握された状況要望を踏まえて学生生活が一層充実したものとなるよう役立てられている。また定期的に「学生と学部長の話す会」（意見交換会）を施行して学生と直接意見交換を行っている。平成 27 年度の話す会においても施設、学食、スクールバス等に関することの意見が上がり、担当の専任職員により、意見をカテゴリー毎に分類し、まとめ体育学部事務課内で専任・パート全職員で情報を共有した。また、専任教員に対してもメール配信を行い、教授会にて報告を行い、メール・会議の両方からアプローチすることで漏れなく全教員に共有させるようにした。このように体育学部における全教職員で教務事項・施設事項等に関する現状の課題・問題点を共有した。また、学生厚生課、教務課等の関係部署にも意見を伝達し、学部長名で文書にて改善、対策を講じてもらうように要望を依頼した。こういった学生からの意見を教職員で

共有する取組を行うことで、学生サービスの向上に寄与していると考える。
以上のとおり学生生活全般に関する学生の意見・要望を汲み上げ、その結果を支援立案のために活用していると自己評価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-7-55】学生生活実態調査報告書（平成 27 年度）
【資料 2-7-56】学生と学部長の話す会（意見交換会）掲示ポスター、意見集約記録、
E メール送信記録、要望

理工学部

学生生活全般に関する学生の意見・要望は、学年担任、学生担当、ゼミ担当者等が大学生活実態調査で汲み上げている。また、大学生活実態調査の結果を分析し、学部として学生サービスの改善の対応が必要かどうかを学系主任会にて検討した。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-7-55】学生生活実態調査報告書
【資料 2-7-57】学系主任会（3 月予定）

法学部

法学部においては、学生生活全般に関する学生の意見・要望は、まずクラス担任・学年担任・学年担当学生係が把握し、三者が連携を取りながら学生主任の統括の下で対応にあたっている。教学に関する不満は、学生便覧末尾に綴られた「法学部質問シート」を活用することが出来、質問シートは学年担当学生係を通じて即時に該当する教員に送られ、回答が学生に届けられる。教学および学生生活全般について、学部全体で対応する必要がある場合は、執行部（学部長・教務主任・学生主任）で対応策原案を作成し、五役会（三役プラス両学科主任）で検討するか、場合によっては学部内の該当する委員会において検討し、最終的には教授会の報告・審議を経て学生に還元される。

以上、本学部では、学生サービスに対する学生の意見等をくみ上げるシステムを適切に整備し、学生サービスの改善に反映しているものと自己評価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-7-59】法学部便覧　225～227 頁（法学部質問シート）（平成 27 年度）
【資料 2-7-58】聴取および対応の記録（事務室）

文学部

文学部では、各教員と学部事務課が主な窓口となり、学生の相談や意見等をくみ取るシステムを構築している。当然ながら、全学的な広報課の窓口に寄せられた意見が学部に伝達された際も、それについても迅速に対応している。
◇エビデンス集・資料編
【資料2-7-55】学生生活満足度調査結果（平成27年度）

21世紀アジア学部

学生の意見・要望を把握するために、全学で「学生生活実態調査」を行っている。その分析結果は教職員にフィードバックされ、学生生活充実のために活用されている。
【中途退学・留年者への対応策】
原則として、学期ごとに 2 回、1・2 年生については総合演習（ゼミ）および語学授業（3・4 年生は語学授業のみ）、の出席調査を行い、出席状況の良くない学生については学年担

任による個別面談を実施している。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-7-55】学生生活実態調査集計結果

経営学部

学生生活全般に関する学生の意見・要望については、主に教員（学年担任）及び職員（学生係）が把握し、学部内で解決できる事項（単位修得状況や履修に関すること、資格取得、授業に関すること等）についてはその都度対応し解決へと導き、同様の意見・要望に対する改善案としても活用している。また、学部内で解決できない事項（修学における経済的内容、就職に関する全学的支援、学内施設の借用に関すること等）については、他部署と調整を図り解決へと導いている。

以上のとおり、学生生活に関する学生の意見・要望をくみ上げ、その結果を支援策立案に活用していると自己評価する。

政治学研究科

「大学院生談話会」を定期的に開催し、聴取した学生の意見・要望は、研究科委員会の検討・承認を経て速やかに対応している。
◇エビデンス集・資料編
【資料2-7-60】政治学研究科内規（大学院生談話会に関する申し合わせ）

経済学研究科

経済学研究科では、年度初めに履修指導を行ったり、オフィス・アワーを設けたりして、学生の意見や要望を把握するように努めている。また、学生生活に支障をきたすような事態が生ずれば、経済学研究科委員会で検討して、問題の解決を図っている。
◇エビデンス集・資料編
【資料2-7-61】オフィス・アワー担当者（経済学研究科）

経営学研究科

指導教員などの個別対応、大学院課での対応などから、経営学研究科委員会にて大学院生の意見が報告され、問題点・課題などに対応するシステムとなっている。

また、学生の意見・要望を把握するために、「学生生活実態調査」及び各種アンケートの実施や、「学生の声」相談箱を設置している。

「学生生活実態調査」は、大学院生の生活状況、学修状況について詳細な状況を把握し、ニーズをくみ取ると共に、学生支援の仕組みが効果的に機能しているか評価・検討することを目的に実施している。調査の集計結果は、教職員にフィードバックされると共に、調査により把握された要望などを踏まえて、学生生活が一層充実したものになるように役立てられている。

以上の通り、学生生活全般に関する学生の意見・要望をくみ上げ、その結果を対策立案のために活用していると評価することができる。
◇エビデンス集・資料編
【資料2-7-55】学生生活実態調査分析結果（経営学研究科）

スポーツ・システム研究科

本学の学生サービスに対する大学院生の意見の要望は、学生・厚生課が一括して処理し、改善を講じているほか、大学院課職員による個別相談を行っている。

救急システム研究科

本学の学生サービスに対する大学院生の意見の要望は、学生・厚生課が一括して処理し、改善を講じているほか、大学院課職員による個別相談を行っている。

工学研究科

学生の生活状況・学修状況について詳細に状況を把握し、ニーズを汲み上げるとともに学生支援の仕組みが効果的に機能しているか検証することを目的に「学校生活に関するアンケート調査」を実施している。

アンケート集計結果は教員・職員にフィードバックされ学生生活が一層充実したものとなるように役立てられている。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-7-55】学生生活実態調査報告書

法学研究科

院生が学内における学生生活について、教育・研究等に満足しているかどうかについては、各指導教授・研究科科長・主任が窓口となって意見交換をしている。今現在問題はない。昨年より書籍を院生研究室に移動させることによって、院生が研究室にて利用できるようになったため、利便性はよくなっている。院生研究室のパソコンからも判例・論文検索ができるため、各講義の発表等でその効果がみられている。

総合知的財産法学研究科

学生生活状況・学修状況について、当研究科では少人数のゼミ形式により院生を指導・援助しているため、学生支援は個別対応がなされており効果的に機能している。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-7-55】学生生活実態調査報告書

人文科学研究科

大学院アンケート調査により、大学院生の意見・要望を把握・分析し報告書を作成した。これを活用して大学院生へのサービス改善に努めた。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-7-55】大学院学生生活実態調査報告書

グローバルアジア研究科

学生の生活状況、学修状況について詳細に状況を把握し、ニーズを汲み上げるとともに、学生支援の仕組みが効果的に機能しているか検証することを目的に「学生生活に関する実態調査」を実施している。

学生生活実態調査分析結果は、教員・職員にフィードバックされ、学生生活が一層充実したものになるように役立てられている。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-7-55】学生生活実態調査報告書

学生・厚生課

学生からの提案・意見等を広く把握するため、３キャンパス（世田谷４か所・町田２か所・多摩２か所）全てに投書箱「学生の声」を設置している。３キャンパスとも原則、週１回月曜日に回収しており、学生から寄せられた提案・意見等については、学生・厚生課が主体となって関連部署に連絡・調整を図るなど、速やかに対応している。

また、学生の生活実態を把握し、今後の学生生活の充実を支援するとともに、中途退学者の抑制に役立てることを目的として、「学生生活実態調査」を実施している。設問は、学生に直接関連する部署において案を調整のうえ、学内手続きを踏まえて作成し、自身、学習、学生生活、学内情報、施設、教職員、就職、資格講座、自由記述等、学生生活の実態に合った内容になっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-7-51】国士舘大学手帳　14 頁

【資料 2-7-55】平成 27 年度「学生生活実態調査」の実施について（依頼）

学生生活実態調査報告書　1 頁から 191 頁

（3）2－7 の改善・向上方策（将来計画）

健康管理室

学生の健康増進、心的支援に関する情報の周知を目的に関連する講演会の開催、ポスター掲示及びパンフレット等の配布を通じて、健康管理に関する啓発活動を行う。

日々、健康管理室員が学生に接する際、学生が在籍中に健康面に係る基本的な知識を学習し、自ら健康管理ができるよう働きかけを行う。

特に、平成 27 年 12 月に就任した新学長が就任時に宣言した「健康大学・国士舘」の運用のなかで、たばこの害を排除するための禁煙と受動喫煙の防止に関する周知活動に、学生部学生・厚生課及び学部事務課等の関連部課室と連携し着手する。

政経学部

平成 26（2014）年度の学年担任会で検討した結果、学生への支援が学年担任である教員によって大きく異なることのないように、修学指導のマニュアルを作成し、それを活用していくこととなった。

体育学部

学生ニーズ把握のために実施ししている「学部長との対話会」等から分析すると教育内容、教職員に関する事項ではなくトレーニング施設、食堂収容人数、スクールバス本数などハード面に関することが主であった。平成 28 年秋竣工予定の新棟運用によって改善される事項も多いが多摩キャンパスと町田キャンパスの教育施設を駆使してカリキュラム編成を行っていることに起因する両キャンパス間連絡バス便の更なる効率的な運用を検討する。

理工学部

アカデミックアドバイザー制度、担任制度を活用し、健康管理室や学生相談室と連携しながら、学生生活のサポートを継続していく。

法学部

学生が学生生活に関する不満を訴えてくるとき、それが学習面もしくは教学に由来するものなのか、経済面で問題があるのか、心身に問題を抱えているのか等、現状を正確に判断し適切な対応をするために、教員・事務職員と学生相談センター・健康管理室との連携を更に推し進めていく。

文学部

現在、文学部では、各教員と学部事務課、学生・厚生課等、関連部署との連携により、

丁寧な対応を行っている。しかし近年、多様な状況に置かれた学生が散見される現状が認められることから、様々な状況や個性への対応が可能な体制を構築する必要があると考えている。

21世紀アジア学部

学年担任・学年担当職員・ゼミ担当教員による面談をさらに充実させ、問題点を早期に解決することより、安定した学生生活が送れるよう配慮していく。こうした取り組みの積み重ねにより、退学者・休学者を減らしていく。

経営学部

修学意欲があり成績優秀でありながら家庭の経済的事情により学費未納除籍となった学生がいたため、当該学生を対象とする奨学金制度を充実する等の可能な対策を検討する。

政治学研究科

一研究科のみで対応できない学生の意見・要望に対しては、大学院主任会を通じ、学生・厚生課や国際交流センターとの連携により、可能なかぎり対応する。

経済学研究科

年度初めに履修指導を行ったり、オフィス・アワーを設けたりして、学生の意見・要望の把握と分析に努めているが、今後は学生に対するアンケート等も実施して、より詳細に学生の意見・要望を把握するよう努める予定である。

経営学研究科

就学意欲旺盛な学生の経済的支援のために、より一層の充実した奨学金制度が望まれる。特に、授業料の３割減免の廃止され、外国人留学生に対する経済的支援の強化が必要である。その一方で、他大学と比べ割高となっている初年度納付金、授業料などの引き下げを検討する。

なお、本件は全学的な検討が必要となる案件であるため、大学院研究科長会において検討を進めることを提案する。

スポーツ・システム研究科

奨学院制度のさらなる充実を法人に要請する。

また、大学院アンケート調査を継続実施し、大学院生の意見・要望の把握と分析・検討し結果を活用する。

救急システム研究科

今後、当研究科の学生生活の安定のためには、大学院の修学状況、経済的状況、研究の進行状況を教員、職員、研究科助手が緊密に連携し把握するとともに、大学院生からの要望を定期的に聴取し、把握するとともにその結果から、さらなる改善に結びつける予定ある。

法学研究科

学生サービスの向上のために、研究科長・主任・教員等による自由な学習支援・意見交換ができるように会合を設け、院生の相談に応えるように努力する。教育の充実の面からは、社会人が多いため、学外からもパソコンを通じて資料収集・論文作成ができるように利便性を図る。

総合知的財産法学研究科

学生生活アンケートを実施し、学生の意見を汲み上げるシステムを適切に整備し、学生サービスの改善に反映してゆく。

人文科学研究科

奨学金制度のさらなる充実を大学法人に要請する。また、大学院アンケート調査を継続実施し、大学院生の意見・要望の把握と分析・検討に活用する。

グローバルアジア研究科

奨学金制度は一応整っているとはいえ、大学院ということを考えると更なる充実を大学にはたらきかける必要があると考えている。院生が学修面、生活状況をいつでも相談できる体制の強化をはかっていきたい。

学生・厚生課

○　運動優秀奨学生や学業優秀奨学生だけでなく、課外活動やボランティア活動等への奨学金制度の設定については、奨学金制度の基準及び原資の確保等について、継続して検討中である。

○　学費未納者及び経済状況による退学者に対しての救済措置について、学生・厚生課の対応としては、既設の奨学金制度における基準、減免額及び選考内容等を見直す必要がある。さらに、学生への心的支援として、学生相談室の利活用を促進させる。

また、学費未納者及び経済状況による退学を未然に把握・抑制するため、関連部署（学部事務課、大学院課、教務課等）との連携が図られるような組織体系の確立が必要である。

○　校舎の移転に伴い、部室を確保する必要があり、国士舘創立 100 周年記念事業において、平成 29 年度までにクラブ部室棟（世田谷キャンパス）の新築が計画されているため、今後、部室の整備及び増室について検討する。

○　「学生生活実態調査」については、集計・分析後、学長及び各学部長を中心とした報告会を開催して学生の意識や実態を把握するとともに、分析結果をフィードバックし、中途退学者の抑制等に役立てる。

2－8　教員の配置・職能開発等

≪2－8 の視点≫

2-8-①　教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-②　教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③　教養教育実施のための体制の整備

(1) 2－8 の自己判定

基準項目 2－8 を満たしている。

(2) 2－8 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-8-①教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

政経学部

政経学部において教員の確保と配置については、収容定員が政治学科 700 人、経済学

科 1440 人であるから、「大学設置基準」第 13 条（専任教員数）に基づき、別表第１の下欄（２以上の学科で組織する場合の１学科の収容定員並びに専任教員数）および備考第４（収容定員が別表第１を超える場合）のその超える収容定員に応じて 400 人につき教員３人を増員により算出する専任教員数は政治学科 11 人、経済学科は 17 人となり、大学設置基準を満たしている。

平成 27（2015）年度政経学部の専任教員は、政治学科 21 人（教授 14 人、准教授５人、講師２人）、経済学科 25 人（教授 17 人、准教授５人、講師３人）の合計 46 人である。専任教員の採用に当たっては、全て公募による選考が実施されている。選考では、研究業績だけでなく、30 分程度の模擬講義、面接を課すことによって、能力・適性の見極めを行っている。

以上のことにより、政経学部では、学位の種類及び分野に応じて必要な専任教員が確保され、年齢のバランスのとれた配置となっていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-1】エビデンス集（データ編）表Ｆ－6（全学の教員組織）

【資料 2-8-2】エビデンス集（データ編）表 2－15（専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成）

【資料 2-8-3】エビデンス集（データ編）表 2－16（学部の教員の 1 週当たりの担当授業時間数）

【資料 2-8-4】専任教員人事　募集要項

体育学部

教育課程を適切に運営し、教育目的を実現するために、体育学部は体育学科専任教員 20 人（教授数 11 人）、武道学科専任教員 11 人（教授数 5 人）、スポーツ医科学科専任教員 17 人（教授数 13 人）、こどもスポーツ教育学科専任教員 14 人（教授数 7 人）。学部全体では専任教員 62 人（教授数 36 人）を配置している。大学設置基準上の必要専任教員は 39 人（教授数 20 人）であり充足率は 159.0%（180%）なのでこれを満たしている。

平成 35（2023）年度の 5 人の退職というピークに向かって退職者が増加する中、体育学部将来計画委員会を設置しカリキュラムに即した教員採用計画を検討している。その方針を基に大学人事調整委員会と調整を行っている

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-2】エビデンス集（データ編）表 2-15（専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成

【資料 2-8-5】大学設置基準上の必要専任教員数

【資料 2-8-6】体育学部　将来計画等検討委員会議題

【資料 2-8-1】エビデンス集（データ編）表Ｆ－６（全学の教員組織（学部等））

理工学部

理工学部では、教育課程を適切に運営し教育目的を実現するため、理工学部 ACADEMIC GUIDE に示すように専任教員 45 人（教授数 36 人）を配置し、学位の種類及び分野に応じて、必要な専任教員を確保し、適切に配置している。大学設置基準上の必要専任教員数は 21 人（教授数 11 人）であるが、充足率は、214%（327%）であるので、基準を満たしている。

理工学部の専任教員の年齢構成は、年齢構成表に示すように 31 歳から 70 歳（平成 28（2016）年 5 月現在）までの年齢にわたり構成され、61 歳以上が 42%と高齢化の傾向がみられる。

教員任用規則、理工学部内規に示すように、採用・昇任の方針に基づく規定を定めて、かつ適切に運用している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-1】エビデンス集（データ編）表 F-６（全学の教員組織（学部等））

【資料 2-8-2】エビデンス集（データ編）表２-15（専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成）

【資料 2-8-7】理工学部 ACADEMIC GUIDE　2015　88 頁

【資料 2-8-8】国士舘大学教員任用規則

【資料 2-8-9】理工学部内規（理工学部専任教員の昇格審査基準に関する理工学部内規）（2015 年 7 月教授会資料参照）

法学部

教育課程を適切に運営し、教育目的を実現するために、法学部は法律学科 21 人（教授数 18 人、准教授数２人、講師数１人）、現代ビジネス法学科 19 人（教授数 16 人、准教授数２人、専任講師数１人）合計専任教員 40 人（教授数 34 人、准教授数４人、講師２人）を配置している。大学設置基準上の必要専任教員は各学科ともに 12 人ずつ合計 24 人（教授数６人ずつ合計 12 人）であり、充足率は 166.7%(283.3%)なのでこれを満たしている。61 歳から 70 歳の年齢層の教員が法学部全教員の３分の１以上を占めるが、平成 26 年度は准教授１人、講師１人を、平成 27 年度も准教授１人、講師１人を新規に採用して、若手教員を増やす努力をしている。

以上により、本学部は学位の種類及び分野に応じて、必要な各学科の専任教員を確保し、適切に配置しているものと自己評価する。

いるか。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-1】エビデンス集（データ編）表Ｆ－６（全学の教員組織（学部等））13 頁

【資料 2-8-2】エビデンス集（データ編）表２－15（専任教員の学部、研究科ごとの年齢別構成）　198 頁

文学部

文学部では、３学科８専攻がそれぞれ専門的なカリキュラムを有しており、専門性に見合った教員の配置を行っている。現在の教員数は、62人である（設置基準上必要な専任教員数44人)。しかし今後の学部改革等を見据えながら、その適正配置についても、随時、検討を行うことの必要性が見通される。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-1】エビデンス集（データ編）表Ｆ－６（全学の教員組織（学部等））13 頁

21世紀アジア学部

教育課程を適切に運営し、教育目的を実現するために、専任教員 15 人（教授数 15 人）を配置している。大学院設置基準上の必要専任教員数は 4 人（教授数 4 人）であり、充足率は 375%（375%）なので、これを満たしている。

専任教員は 46 歳から 69 歳（平成 27（2015 年 5 月 1 日時点））までの年齢にわたり構成され高齢化の傾向がみられる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-10】実専任教員数を設置基準上必要な専任教員数

【資料 2-8-2】エビデンス集（データ編）表２-15（専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成）

【資料 2-8-11】21 世紀アジア学部大学院担当専任教員一覧（兼担）

【資料 2-8-1】エビデンス集（データ編）表Ｆ-6（全学の教員組織（学部等））

経営学部

教育課程を適切に運営し、教育目的を実現するために、経営学部経営学科は専任教員18人（教授数９人、准教授数９人、講師数０人）を配置している。大学設置基準上の必要専任教員数は17人であり、充足率は105.8％なので、これを満たしている。また、平成27（2015）年度に教授２人、准教授１人が退職することになったが、教授４人、准教授１人を専任教員として新規採用した。その結果、専任教員数は20人（教授数11人、准教授数９人、講師数０人）となることになった。これにより、大学設置基準上の必要専任教員数に対する充足率は117.6％となった。

専任教員は 37 歳から 70 歳（平成 27（2015 年 5 月 1 日時点））までの年齢にわたり構成されており、教員配置については、基礎的科目及び専門科目ともに「大学設置基準」に基づき、研究業績や指導力に十分に配慮している。経営学・会計学の主要科目においては学位の種類、分野及び主たる研究業績等に基づき専門教員を適切に配置するとともに、大学院経営学研究科博士・修士課程の演習担当教員数とその資質及び学部との連動性も充分に考慮した配置としている。

なお、平成 26（2014）年度、平成 27（2015）年度にそれぞれ若手の准教授１人を新規に採用し、年齢構成を考慮している。

以上のとおり、教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-1】エビデンス集（データ編）表Ｆ-６（全学の教員組織（学部等））

【資料 2-8-2】エビデンス集（データ編）表 2-15（専任教員の学部、学科ごとの年齢別の構成）

政治学研究科

本研究科の授業科目担当教員数は、専任14人、兼担３人、客員教授１人、非常勤講師６人の計24人であり、大学院設置基準に照らして適切な教員数を確保している。特に「日本研究プログラム」による修士号取得を目指す留学生のために、学内外から専門知識を有する教員を兼担・非常勤で配置している。専任教員の年齢構成は60歳代が9人、50歳代が5人とやや高齢化しているが、これは大学院での教育研究指導の必要から准教授以上を授業担当者としているためであり、支障はない。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-1】エビデンス集（データ編）表Ｆ-6（全学の教員組織（大学院等））

【資料 2-8-2】エビデンス集（データ編）表２-15（専任教員の学部・研究科ごとの年齢

別の構成）

経済学研究科

教育課程を適切に運営し、教育目的を実現するために、経済学研究科では専任教員 14 人（教授数 11 人）を配置している。大学院設置基準では、研究指導教員数と研究指導補助教員数を合わせて９人以上と定めているため、経済学研究科では設置基準を十分に満たしているといえる。

また、大学院便覧に示されているように、経済学研究科では、学位の種類及び分野に応じて、必要な専攻の専任・客員教員を確保し、適切に配置している。経済学研究科は42歳から66歳（平成28年4月1日時点）までの専任教員で構成されており、その内訳は、40歳代の専任教員数は5人、50歳代の専任教員数は4人、60歳代の専任教員数は5人である。大学院担当教員の年齢構成に偏りが生じないように、年輩の教員と若手の教員をバランスよく配置している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-12】経済学研究科大学院便覧

【資料 2-8-1】エビデンス集（データ編）表Ｆ－６（全学の教員組織（大学院等））

経営学研究科

現時点での経営学研究科の専任教員の年齢層構成比、教授・准教授構成比は以下の通りである。

	40 歳未満	40～49 歳	50～59 歳	60 歳以上	合計
教授			1	6	7 53.8%
准教授	1	2	3		6 46.2%
合計	1 7.7%	2 15.4%	4 30.8%	6 46.2%	13 100.0%

この内、教授７人、准教授３人（演習担当者は教授７人）が博士課程を担当している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-1】エビデンス集（データ編）表 F-6（全学の教員組織（大学院等））

【資料 2-8-2】エビデンス集（データ編）表 2-15（専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成）

スポーツ・システム研究科

大学院設置基準に基づき、本学体育学部に所属している、専任教員 19 人（教授 17 人、准教授２人）と他研究科兼担教員及び非常勤講師８人が担当している。

大学設置基準上の必要専任教員数は研究指導教員４人、原則として、研究指導教員と研究指導補助教員数を合わせて８人以上とされている。修士課程では研究指導教員９人、研究指導補助教員 10 人、博士課程では研究指導教員６人、研究指導補助教員３人となっており、基準を満たしている。

専任教員は 41 歳から 69 歳までの年齢で構成されているが高齢化の傾向が見られる。

研究科で必要な教員の確保については、体育学部との十分な調整が必要である。
◇エビデンス集・資料編
【資料2-8-13】大学院担当専任教員一覧

救急システム研究科

大学院設置基準に基づき、本学体育学部に所属している、専任教員 15 人と非常勤講師 17 人が担当し適切に運営されている。年齢バランスについては、高齢化の傾向が見られる。

大学院設置基準に基づき、本学体育学部に所属している、専任教員 15 人（教授 13 人ン、准教授２人）と非常勤講師 17 人が担当している。

大学設置基準上の必要専任教員数は研究指導教員６人とされている。修士課程では研究指導教員 13 人、研究指導補助教員２人、博士課程では研究指導教員８人、研究指導補助教員４人となっており、基準を満たしている。

専任教員は 51 歳から 75 歳までの年齢で構成され高齢化の傾向が見られる。
◇エビデンス集・資料編
【資料2-8-13】大学院担当専任教員一覧
【資料 2-8-2】エビデンス集（データ編）表２－15（専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成）

工学研究科

現時点ではかろうじて満たしてはいるが、既に定年退職をされた教員、また数年後までに定年を迎える教員が多数いる。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-8-2】エビデンス集（データ編）表２－15（専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成）

法学研究科

法学研究科の教員については、募集、採用、昇格については、「国士舘大学教員任用・昇任規則」よって適切に運用されている。教員数については、博士・修士の教育指導において、採用時の専門科目における年齢・研究歴も加味しがら、教員の確保と配置を進めている。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-8-2】エビデンス集（データ編）表２－15（専任教員の学部、研究科ごとの年齢）
【資料 2-8-8】国士舘大学教員任用規則

総合知的財産法学研究科

設置基準に基づき、学位の種類及び分野に応じて、必要な研究科の専任教員を確保し配置している。

専任教員の年齢は、60 歳代と 50 歳代がバランスよく配置されている。40 歳代はいない。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-8-14】総合知的財産法学研究科大学院便覧 90 頁~91 頁　授業科目　担当者
【資料 2-8-2】エビデンス集（データ編）表２－１５（専任教員の学部、研究科毎の年

齢別の構成）

人文科学研究科

大学院設置基準や教育職員免許法等の基準を満たしている。教育職員専修免許状関連科目については、必要教員の配置を早急に行う。教育学専攻における当該科目の開講数が、教員の異動や退職によって不足していたが、平成 27（2015）年度に４人の大学院担当資格審査を行い、補充することが出来た。また、中学校社会科および高等学校地理歴史科専修免許に関わる新規科目の設定を急いでおり、担当者の新規採用を含めた作業が進行中であり、平成 29（2017）年度から実現の見通しである。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-15】人文科学研究科委員会議事録（平成 27 年度第 3 回）②、③

【資料 2-8-1】エビデンス集（データ編）表Ｆ-6（全学の教員組織（大学院等））

【資料 2-8-2】エビデンス集（データ編）表２-15（専任教員の学部・研究科ごとの年齢別の構成）

グローバルアジア研究科

現時点ではかろうじて満たしてはいるが、設置時の体制に比べると、分野によっては専任教員の減員がみられる。さらに数年後までに定年を迎える教員が多数いる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-1】エビデンス集（データ編）表Ｆ－６　全学の教員組織（大学院等）

【資料 2-8-2】エビデンス集（データ編）表２-15　専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成

教務課

学部・学科別の教員数は、設置基準上必要な専任教員数を満たしている。教授の数についても､すべての学科において設置基準上必要な専任教員数の半数以上在職している。

教員構成については､平成 27(2015)年 5 月 1 日現在で､非専任教員が専任教員の 2.46 倍（専任 312 人、非専任教員 769 人）と、平成 24(2012)年度より若干は減少したものの、依然として非専任教員の依存率が高くなっている。

年齢別の構成については、61 歳以上の専任教員が全体の約 38%を占めているが、学部によっては､学界のみならず実業界等で十分に経験を積んだ教員を招聘しているため、若干の偏りは見られるが、全体としては年代毎のバランスに配慮している。

教員の新規採用時に、各学部、大学院から上申された案件に対して、学長と教学担当理事を中心に上申内容について検討及び調整を行い、専任教員及び非常勤講師の年齢構成や開講コマ数等を勘案て、採用人員の最適化を図っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-16】平成 20(2008)年度～平成 27(2015)年度　教員数推移表グラフ

【資料 2-8-17】開講コマ数の推移

【資料 2-8-1】エビデンス集（データ編）表Ｆ－６（全学の教員組織（学部等））

【資料 2-8-2】エビデンス集（データ編）表２－１５（専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成）

【資料 2-8-18】専任教員採用時年齢分布

【資料 2-8-19】平成 27(2015)年 5 月 1 日現在　専任教員年齢構成図・専任教員分布図

2-8-②教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

政経学部

教員の採用及び昇格は国士舘大学教員任用規則に定められており、適切に運用されている。本学全体で行っている新任教員研修に、政経学部新任教員も参加している。

政経学部の専任教員の教授能力の向上への取り組みとしては、本学ＦＤ委員会主催の「平成 26（2014）年度授業公開・授業参観」を通して政経学部教員の講義での「manaba を取り入れた『経済政策学』の授業におけるアクティブ・ラーニングの実施」見学、政経学部の教員を対象にしたＰＢＬの核心部の一つである問題発見のプロセスの実体験が行われた。

以上のことにより、政経学部では、教員の採用・昇任の方針に基づく規定を定め、適切に運用していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-8】国士舘大学教員任用規則

【資料 2-8-20】平成 28 年度採用教員に対する研修及び学園紹介実施計画（政経学部　平成 27（2015）年度２月教授会資料８）

【資料 2-8-21】政経学部　平成 26（2014）年度１月教授会議事録

【資料 2-8-22】ＦＤニュースレター　Vol.５（２頁から３頁）

体育学部

教員組織編制方針とその採用・昇任（昇格）については国士舘大学教員規則に定め、教員構成の年齢バランスに配慮して、学長が必要に応じ教授会の意見を聴き理事会に上申している。

教員の採用･昇任等に関わる教員評価について体育学部資格審査委員会において学位、研究業績、教育業績、社会貢献等の審査を通じて判定する。資格審査委員会の判定結果は教授会の承認を得るとともに教授会報告を経て学長は理事長の承認を得ることになっている。

ＦＤ活動に関してはＦＤ委員会において「ｅラーニング導入」「ＰＢＬ教育の構築」「全学で構築する学習ポートフォリオ」「教員評価制度の構築」「全学ＦＤ研修・シンポジウム研究会」の課題ごとにワーキンググループを設置して全学的に教員の資質、能力向上に取り組んでいる。ＦＤ委員会の年間の取り組みは報告書としてまとめ学長へ報告している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-23】ＦＤ委員会実施計画書

【資料 2-8-24】ＦＤ委員会活動報告書

【資料 2-8-25】体育学部ＦＤ委員会内規

【資料 2-8-26】体育学部教員採用並びに昇格等に関する内規

【資料 2-8-27】体育学部教員等資格審査委員会の手続きに関する内規

理工学部

教員組織編成方針と教員採用・昇任（昇格）については、「国士舘大学教員規則」に定

めており、教員構成の年齢バランスに配慮して、学長が必要に応じて、教授会の意見を聴き、理事会に上申している。

教員の採用・昇任については、理工学部内規により規定している。昇任の際の教員評価は、人事委員会において教育、研究、社会貢献、管理運営の４点から総合的に行っている。

ＦＤ活動については、全学的なＦＤ委員会において、５ワーキンググループが「ｅラーニング導入」「ＰＢＬ教育の構築」「全学で構築する学習ポートフォリオ」「教員評価精度の構築」「全学ＦＤ研修・シンポジウム研究」の課題ごとに全学的な教員の資質、能力向上に取り組んでいる。また、理工学部内にＦＤ委員会を設置し、理工学部ＦＤ委員会年次報告、ＦＤシンポジウム参加名簿に示すように、教員の資質・能力向上の取り組みを実施している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-28】理工学部内規（理工学部専任教員の昇格審査基準に関する理工学部内規）
（2015 年 7 月教授会資料参照）

【資料 2-8-29】理工学部ＦＤ委員会年次報告（昨年度末教授会資料）

【資料 2-8-30】ＦＤシンポジウム参加者名簿（事務室対応）

【資料 2-8-8】国士舘大学教員任用規則

法学部

専任教員の採用については、平成 26（2014）年より公募制を開始し、平成 26（2014）年度は刑法の新規採用と商法・税法の後任採用を、平成 27（2015）年度は犯罪者処遇法の後任採用を公募によって行った。10 数人の、科目によっては 20 人を超える応募者の中から、関連する各部会が専門性・年齢構成・業績・教育実績・人柄等多面的な検討を行って候補者を 3 人までに絞り、各部会に所属する全員が面接に立ち会って最終候補者を 1 人に絞り込んだ結果、最後に執行部面接を行って教授会承認を得るという手続きを踏んだ。これにより、一気に 30 歳代の教員が増え、40 歳代で大学院をすぐに兼務できる教員をも採用することができた。

専任教員の採用及び昇任については、「国士舘大学教員任用規則」および「国士舘大学教員規則」に則り、「法学部人事委員会内規」および「専任教員の採用及び昇格における資格の細部基準に関する法学部内規」にしたがって、適正に行っている。すなわち、専門科目専任教員の採用及び昇任に際しては、関連する専門部会より選出された３人の審査委員が業績を厳格に審査したうえ専門部会が推薦し、人事・カリキュラム委員会で昇任された後、教授会において承認という手続きを経る。

また、法学部では、比較法制研究所および最先端技術関連法研究所という二つの研究所の研究活動を通じ、頻繁に他大学からの講師招聘による研究会を開催している。比較法制研究所においては在外研究から帰国した教員の帰朝報告会や新任教員の研究報告を開催し、最先端技術関連法研究所では westlaw の講習会や manaba 講習会など教員の研究・教育能力の支援を行ってきた。さらに、教員を着任順に国内外の大学へ１年間または半年間の学外研修に派遣し、教員の研修にも務めている。

平成 28（2015）年度より、全学のシラバスの様式を一新し、シラバスの中に学生の授業アンケート結果に応える欄を新設した。これにより、教員は常に学生の評価に応える

姿勢を示さなければならないことになる。また、教員の教育技量を高めるためにＰＢＬのメソッドを学ぶためのワークショップも開催した。ＦＤ委員会では、教員評価制度の構築に向けて全学を挙げて取り組んでおり、平成 27（2015）年 11 月には本学部の加藤直隆教授が、「教育研究に対する褒賞」を受賞した。

以上により、本学部は教員の採用・昇任等、教員評価、研修、ＦＤ(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組んでいると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-8】国士舘大学教員任用規則
【資料 2-8-31】国士舘大学教員規則
【資料 2-8-32】国士舘大学ＦＤ委員会規程
【資料 2-8-33】法学部人事委員会内規
【資料 2-8-34】専任教員の採用及び昇格における資格の細部基準に関する法学部内規
【資料 2-8-35】法学部（定例）教授会議事録（人事カリキュラム委員会および審議事項）
（平成 26 年度第 8 回、第 9 回（臨時）、第 18 回報告事項 6）
（平成 27 年度第 5 回定例（報告事項 6）第 5 回定例（審議事項にてシラバスのフォーマット統一を承認））、第 6 回定例（懇談事項）、第 6 回定例（人事カリキュラム委員会および審議事項）（将来構想委員会の検討事項について）、第 6 回定例（懇談事項）、第 6 回定例（連絡事項 4）
（平成 26、27 年度議事録（両研究所報告および連絡事項））

文学部

専任教員の採用、昇任にあたっては、国士舘大学教員任用規則、国士舘大学教員規則及び文学部内規「教員の採用並びに昇格に関する選考内規」「採用並びに昇格に関する業績の評価基準についての申し合せ事項」「教員の公募について」に則って、その研究業績を審査することのみならず、面接時には模擬授業等の実践的課題を課す等の手続きをとりながら、学生の学修成果を最大限に導くことのできる学習指導が可能な教員の採用を心がけている。

ＦＤについては、全学のＦＤ委員会の取り組みと連携しながら、学部では学部ＦＤ委員が中心となり、公開授業の実施やＦＤ報告書の作成を行う等、継続的な取り組みを行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-8-8】国士舘大学教員任用規則
【資料2-8-31】国士舘大学教員規則
【資料2-8-36】文学部内規
教員の採用並びに昇格に関する選考内採用並びに昇格に関する業績の評価基準についての申し合せ事項（教員の公募について）

21世紀アジア学部

教員組織編成方針とその採用・昇任（昇格）については「国士舘大学教員規則」に定められており、教員構成の年齢バランスに配慮して、学長が必要に応じ、教授会の意見を聴き、理事会に上申している。

教員の採用・昇任については、学部内に定められている「21 世紀アジア学部専任教員の採

用および昇格に関する職位の内規」「内部昇任基準と方法」により、厳格に決定されている。昇任の際の教員評価は、人事委員会において教育・管理運営・社会貢献・研究の４点から総合的に行っている。人事委員会の判定結果は教授会の承認を得るとともに、教授会報告を経て学長が理事長の承認を得ることになっている。

ＦＤ活動に関しては、ＦＤ委員会において「e ラーニング導入」「ＰＢＬ教育の構築」「全学で構築する学習ポートフォリオ」「教員評価制度の構築」「全学ＦＤ研修・シンポジウム研究会」の課題ごとにワーキンググループを設置して全学的に教員の資質、能力向上に取組んでいる。ＦＤ委員会の年間の取組みは、報告書としてまとめ、学長へ報告している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-23】ＦＤ委員会実施計画書

【資料 2-8-24】ＦＤ委員会活動報告書

経営学部

経営学部における教員の採用・昇任等については、「国士舘大学教員規則」第４条（人事取扱）及び「経営学部教員の採用及び昇格に関する内規及び運用細則」「経営学部人事委員会内規」を基に、学部においては本学部人事委員会において適正に審査し、議決を行っており、その結果については経営学部教授会に報告し、承認を得ることとなっている。大学全体においては学長が必要に応じて教授会の意見を聴き、理事会に上申している。教員評価制度については、全学共通の規程を設けて体制を整えており、教員評価を給与等に反映させている。

ＦＤ（Faculty Development）をはじめとする教員の資質・能力向上への取組みについては、経営学部ＦＤ委員会を立ち上げ、教授会構成員全員で組織することとし、教員の研究活動に関する事項、カリキュラムマップの作成に関する事項やアクティブ・ラーニング等について恒常的に検討している。また、平成 27（2015）年７月の教授会では、「国士舘大学ＦＤ委員会規程」を基に「経営学部ＦＤ委員会に関する内規」の制定について検討及び審議し、平成 27（2015）年７月 21 日に制定した。

現在、全学的にカリキュラムにおける科目ナンバリングの導入が進められているが、経営学部においては全科目に対するナンバリングをすでに行い、その導入に関する制度の確立・運用及び周知方法等を検討している。

以上のとおり、教員の採用・昇任等、教員評価は適正に審議及び承認され、研修、ＦＤをはじめとする教員の資格・能力向上への取り組みを実施していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-31】国士舘大学教員規則第４条

【資料 2-8-37】経営学部教員の採用及び昇格に関する内規

【資料 2-8-38】「経営学部教員の採用及び昇格に関する内規」運用細則

【資料 2-8-39】経営学部人事委員会内規

【資料 2-8-32】国士舘大学ＦＤ委員会規程

【資料 2-8-40】経営学部定例教授会（平成 27 年度７月）議事録（抜粋）

【資料 2-8-41】経営学部ＦＤ委員会に関する内規

政治学研究科

本研究科の教員の採用・昇任にあたっては、教員資格審査に関する内規の定める手続

き及び基準に従い、必ず教員資格審査委員会を設置し、資格・任用する授業科目・期間等について厳正な審査を行なっている。大学院につき、教育面での主たる資質は学生に対する研究指導能力であるため、教員職能開発は各自の教育及び研究の研鑽努力を通じてなされている。

研究科を本属とする教員がいないため、研究科独自の教員評価は実施していないが、本学政経学部と共催する「政治学研究会」にて授業実施例が報告され、適宜に評価・意見交換が行なわれている。また、学内講師によりＰＢＬ（Problem-based Learning）ミニワークショップを政経学部と合同で開催している。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-8-42】政治学研究科内規（教員資格審査に関する内規）

【資料 2-8-43】ホームページ政治学研究会

http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/research/politics_labo/workshop.html

経済学研究科

教員組織再編方針とその採用・昇任（昇格）については、「国士舘大学教員規則」や「教員資格審査に関する内規」「[別表]教員資審査基準（経済学研究科)」に定め、教員構成の年齢バランスに配慮して、学長が必要に応じて、経済学研究科の意見を聴き、理事会に上申している。

教員評価について、教員資格審査に関する内規および教員資格審査基準（経済学研究科）に基づき、学位、研究業績、教育業績、学内業務の分担、社会貢献などの審査を通じて判定する。その判定結果は、経済学研究科の承認を得るとともに、経済学研究科の報告を経て、学長は理事長の承認を得ることになっている。

ＦＤについては、ＦＤ委員会の要請に応じて、毎年、経済学研究科のＦＤ活動を示す報告書を作成し、ＦＤ委員会に提出している。また、ＦＤ委員会が主催するＦＤシンポジウムが随時開催されているので、大学院会議でＦＤシンポジウムに参加するように教員に促している。

また、ＦＤ委員会において、「e ラーニング導入」「ＰＢＬ教育の構築」「全学で構築する学習ポートフォリオ」「教員評価制度の構築」「全学ＦＤ研修・シンポジウム研究会」の課題ごとにワーキング・グループを設置して、全学的に教員の資質・能力向上に取り組んでいる。さらに、ＦＤ委員会の取り組みは、報告書としてまとめ、学長へ報告している。

大学院では実施していないが、学部では授業評価アンケートが実施されている。各教員がアンケートの結果を真摯に受け止めて、学部の授業のみならず、大学院の授業でもアンケート結果を授業改善に活かしていると考えている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-31】国士舘大学教員規則

【資料 2-8-44】教員資格審査に関する内規（平成 21 年 3 月 19 日制定）（経済学研究科）
[別表]教員資格審査基準（経済学研究科）

【資料 2-8-23】ＦＤ委員会実施計画書

【資料2-8-24】ＦＤ委員会活動報告書

経営学研究科

経営学研究科の専任教員は、経営学部の教員によって構成されている。経営学研究科において科目を担当するにあたり、「教員資格審査に関する内規」と「[別表］教員資格審査基準（経営学研究科)」を定め、これに基づいて教員の任用が行われている。

論文業績等については点数換算を行う詳細な換算表が作成してあり、この点数により経営学研究科の講義科目を担当可能か否かについて客観的な評価を行う仕組みが構築されている。

修士課程の講義科目を新規に担当する教員については､「大学教授あるいは准教授の資格を有し、その担当する専門分野に関して、最近 5 年間における 2 点以上を含む 12 点以上の研究業績がある者」とし、博士課程の講義科目を新規に担当する教員については「大学教授の資格を有し、その担当する専門分野に関して、最近 5 年間の 2 点以上を含む 20 点以上の研究業績がある者」と規定している。

また､「教員資格継続審査に関する内規」が制定されており、これにより、既に経営学研究科の講義科目を担当している教員であっても５年に１回の業績審査を受け、継続して経営学研究科の講義科目を担当する資格があるか否かを評価されることになっており、問題なく実施されている。

ＦＤ活動については、ＦＤ委員会において、５ワーキンググループが「ｅラーニング導入」｢ＰＢＬ教育の構築」｢全学で構築する学習ポートフォリオ」｢教員評価精度の構築」「全学ＦＤ研修・シンポジウム研究」の課題ごとに全学的な教員の資質、能力向上に取り組んでいる。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-8-45】経営学研究科教員資格審査に関する内規

［別表］教員資格審査基準

【資料2-8-46】経営学研究科教員資格継続審査に関する内規

【資料 2-8-32】国士舘大学ＦＤ委員会規程

【資料 2-8-23】ＦＤ委員会実施計画書

【資料 2-8-24】ＦＤ委員会活動報告書

スポーツ・システム研究科

教員組織編成とその採用、昇任（昇格）については、「国士舘大学教員規則」の規程に従い、教員構成の年齢バランスに配慮し学長が必要に応じて本属である体育学部教授会の意見を聴き、理事会に上申している。教員評価については、資格審査委員会において学位、研究業績、教育業績、学内業務の分担、社会貢献等を審査し判定する。資格審査委員会の判定結果は、教授会の承認を得るとともに、教授会報告を経て学長は、理事会の承認を得ることになっている。

ＦＤ活動に関しては、ＦＤ委員会において「ｅラーニング導入」「ＰＢＬ教育の構築」「全学構築するポートフォリオ」「教育評価制度の構築」「全学ＦＤ研修・シンポジウム研究会」の課題ごとにワーキンググループを設置し全学的に取り組んでいる。ＦＤ委員会の年間の取組は、報告書としてまとめ、学長に報告している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-23】ＦＤ委員会実施計画書

【資料 2-8-24】ＦＤ委員会活動報告書

救急システム研究科

教員組織編成とその採用、昇任（昇格）については、「国士舘大学教員規則」に定め、教員構成の年齢バランスに配慮し学長が必要に応じて体育学部教授会の意見を聴き、理事会に上申している。教員評価について、資格審査委員会において学位、研究業績、教育業績、学内業務の分担、社会貢献等の審査を通して判定する。資格審査委員会の判定結果は、教授会の承認を得るとともに、教授会報告を経て学長は、理事会の承認を得ることになっている。

ＦＤ活動に関しては、ＦＤ委員会において「ｅラーニング導入」「ＰＢＬ教育の構築」「全学構築するポートフォリオ」「教育評価制度の構築」「全学ＦＤ研修・シンポジウム研究会」の課題ごとにワーキンググループを設置し全学的に取り組んでいる。ＦＤ委員会の年間の取組は、報告書としてまとめ、学長に報告している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-23】ＦＤ委員会実施報告書

【資料 2-8-24】ＦＤ委員会活動報告書

工学研究科

設置当初よりＦＤ研修を独自で、もしくは理工学部と共同で開催している。
採用および昇任は当該研究科では実施していない。

法学研究科

法学研究科では、教員の採用、昇格については、「国士舘大学教員任用・昇任規程」によって適切に運用されている。教員の採用・昇格については、法学研究科の内規（著書・論文数、判例研究、翻訳等を含め、優れた学識・実績を有する者）に従って、さらに、学外における研究活動・学内運営・社会活動等を総合的見地から、公正・厳格に審査・運用されている。教員研修としては、ＦＤ活動について委員を選出し、全教員が全学のＦＤ研修、シンポジウム等に参加して資質・能力向上に取り組んでいる。研究科内では、院生の修士論文等の指導のため、報告会や講演会等で各専門の教員がパネリストとして出席し、院生・教員を含めて研究科全体として研究・教育の質の向上にも努めている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-32】国士舘大学ＦＤ委員会規程

【資料 2-8-24】ＦＤ委員実施計画書

【資料 2-8-23】ＦＤ活動報告書

【資料 2-8-1】エビデンス集（データ編） 表Ｆ－６（全学の教員組織（大学院等））

【資料 2-8-2】エビデンス集（データ編） 表２－１５（専任教員の学部・研究科ごとの年齢別の構成）

総合知的財産法学研究科

教員の採用・昇給の方針に基づく規定を定めて、かつ適切に運用されている。

研究科内に大学院ＦＤ委員会を設置し、担当委員１人を選任し、専任教員全員が参加して年３回研修会を開催し参加している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-47】総合知的財産法学研究科教員の任用に関する業績等の審査基準（内規）

大学院総合知的財産法学研究科ＦＤ委員会報告書

人文科学研究科

大学院担当教員の採用・昇任について内規を定め、厳格に運用している。全学のＦＤ委員会が開催する講習会への参加呼びかけを行った。また、同委員会から依頼があったＦＤアンケートに取り組んだ。

教授方法の工夫・開発に関しては、本研究科ＦＤ委員会における調査と提案に基づいて授業の改善に取り組んでいる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-24】ＦＤ委員会活動報告書

【資料 2-8-15】人文科学研究科委員会議事録（平成 27 年度第４回）④、⑤

【資料 2-8-48】人文科学研究科教員資格審査内規及び基準等

グローバルアジア研究科

設置当初よりＦＤ研修を独自で､もしくは21世紀アジア学部と共同で開催している。昨年度学内講師によりＰＢＬ（Problem-based Learning）ミニワークショップを 21 世紀アジア学部と合同で行った。

本属の教員がいないため、専任教員の採用および昇任は当該研究科では実施していない。

研究科の取り組みとして、論文指導の際に指導教員、副査２人の双方にコメントを義務づけている。このコメントは学生の論文指導の一貫とはいえ、教員の指導評価にもつながっている。なお、教員評価制度は大学全体に委ねている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-24】ＦＤ研修実施報告書

【資料 2-8-49】グローバルアジア研究科主査のコメントおよび、副査のコメント（内部資料）

ＦＤ推進課

教員の資質・能力向上の取組として、教員の採用、教員褒賞、研修、ＦＤ（ファカルティ・ディベロップメント）を実施している。

教員の採用については、本学における教育課程を適切に運営かつ教育目的を実現するために有能な教員人材の確保に努め、教育・研究業績において、高い専門性を有した教員を国士舘大学教員任用規則及び国士舘大学教員規則、各学部内規に基づいて選考し採用している。

本学では、全学的なＦＤ活動を推進しており、大学の活動方針のひとつとしてＦＤの積極的展開が中長期計画の大学の教育･研究に明示され､ＦＤ委員会で取り組んでいる。ＦＤ委員会は、国士舘大学ＦＤ委員会規程に基づき各学部及び各大学委員研究科、各附置研究所、学長室長、教務部長、教務部事務部長により全学組織として構成され、委員長は学長が指名する副学長とし学長のガバナンスの下、ＦＤ委員会は運営されている。また、ＦＤ委員ではワーキンググループ編成し、具体的な課題に取り組んでいる。

ＦＤ実施計画は、ＦＤ委員会において審議・検討し、報告（答申）している。また、定期的にＦＤ研修会を開催している。

従来のＦＤシンポジウムに加え、平成 27（2015）年度には『大学教育の質的転換と新

たな教職協働』～ＦＤ活動への学生の取り込み～と題した「ＦＤ・ＳＤシンポジウム」を実施した。シンポジウムでは、ＦＤ活動を推進するための職員の職能開発（ＳＤ）及び教職協働やＦＤ活動への学生の取り組み事例について外部講師より、大学が取り組む実態や今後の課題について紹介があった。

教育研究者として優れた業績があった者を表彰する「教育・研究に対する褒賞」「科研費等採択に対する奨励賞」「研究奨励賞」、科研費不採択者のうち「Ａ評価」対象者に「科研費申請再チャレンジ助成」する制度がある。

以上のとおり、教員の資質向上の取り組は適切に行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-8】国士舘大学教員任用規則
【資料 2-8-31】国士舘大学教員規則
【資料 2-8-32】国士舘大学ＦＤ委員会規程
【資料 2-8-50】学校法人国士舘中長期事業計画
【資料 2-8-51】国士舘大学ＦＤ委員会委員名簿ＷＧ
【資料 2-8-23】ＦＤ研修会実施計画書
【資料 2-8-24】ＦＤ研修会実施報告書
【資料 2-8-52】能動的・双方向授業及び問題発見型教育について（回答）
【資料 2-8-53】学習ポートポートフォリオ活用促進について（回答）
【資料 2-8-24】国士舘大学ＦＤ委員会第３期活動報告書
（平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日）
【資料 2-8-22】ＦＤニュースレター
【資料 2-8-54】ＦＤ・ＳＤシンポジウム『大学教育の質的転換と新たな教職協働』
～ＦＤ活動への学生の取り込み～
【資料 2-8-55】教育・研究に対する褒賞に関する内規
【資料 2-8-56】科研費等採択に対する奨励賞に関する内規
【資料 2-8-57】研究奨励賞の申し合わせ
【資料 2-8-58】科研費申請再チャレンジ助成の運用にかかる申し合わせ

教務課

教員の採用・昇任については、「国士舘大学教員任用規則」および各学部等の内規に基づき、各学部等で適正に行われている。教務課では、その結果を取りまとめ、理事会に上申している。

ＦＤ(Faculty Development)は、ＦＤ委員会を中心に全学的に行われている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-8】国士舘大学教員任用規則

2-8-③教養教育実施のための体制の整備

政経学部

教養教育実施のための責任体制としては、毎月１度開かれる全学教養教育運営センター会議がその役割を果たしている。政経学部からは教務主任がこの会議に毎回出席し、政経学部教授会で会議の内容を報告している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-8-59】全学教養教育運営センター規程
【資料 2-8-60】全学教養教育運営センター運営委員会議事録
【資料 2-8-61】政経学部教授会議事録　教務主任報告

体育学部

教養教育に関しては学長ガバナンスのもと 7 学部教務主任、6 部会主任からなる全学教養教育運営センター運営委員会で運営されている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-8-62】全学教養教育運営センター運営委員会名簿

理工学部

教養教育については、7 学部教務主任、6 部会主任からなる全学教養教育運営センター運営委員会で運営されている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-8-62】全学教養教育運営センター運営委員会名簿
【資料 2-8-60】全学教養教育運営センター運営委員会議事録

法学部

法学部においては、教養教育実施のための諸問題は全学教養教育運営センター運営委員会において検討している。同委員会は、センター長（教務部長）と 7 学部の教務主任および 6 部会（人文科学・社会科学・自然科学・情報科学・保健体育・外国語）の部会主任により構成されており、全学共通の教養教育について毎月１度検討を重ねている。ここでは、各学部や各部会から教養教育に対する要望が提示され、教養養育の実施にあたっての事務的な運営体制を担う事務方として教務部事務部長を始め教務課長および教務課職員も同席する。その議事録は、出席委員のみならず各学部の事務課長にも配付され、検討内容は全学で即座に共有される。

以上により、本学部では教養教育実施のための体制が整備されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-8-59】全学教養教育運営センター規程
【資料 2-8-60】全学教養教育運営センター運営委員会議事録

文学部

文学部では、学部の教育研究上の目的として「文学部は国士舘大学の建学の理念を基軸とし、「人文科学を中心に深遠な学術を教授研究し、豊かな教養と高潔な人格を養い、文化の創造力をつけ、社会福祉の増進や国際社会の進展に寄与できる人材を養成する」ことを目的としています。これは単に専門的な知識や技術の伝授にとどまることなく、リベラル・アーツの伝統を踏まえて「心の教育」と「人間形成」を根幹として「人を育成する」ものであり、その理念・目的を達成するために学部内に３学科、８専攻を置いています」を掲げ、カリキュラム・ポリシーに「文学部は、人材育成のために、①総合教育科目、②外国語科目、③専門科目（専攻ごとの専門課程の科目群であるとともに、各自の必要に応じて専門課程以外で履修できる科目群を編成)、④自由選択枠（①②③の科目区分にとらわれることなく自由に履修できる選択枠）の区分科目を配置し、系統的履修を指導しています」と明記している。このことからも、文学部が学生の学修におけ

る教養科目の位置づけを明確化していることがわかる。

カリキュラムの検討及び授業運営にあたっては、全学教養教育運営センターと連携しながら円滑な取り組みを行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-63】学則別表第５

【資料 2-8-64】文学部便覧　vi、vii頁

文学部ホームページ　http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html

21世紀アジア学部

本学部には教養教育実施のための組織は設けられていないが、教養教育に関しては教務委員会で検討・実施を行うことになっている。各年度の開講科目や学生の履修状況などを検討し、教養教育の実施に支障がないよう留意している。

経営学部

経営学部における教養教育実施のための体制については、全学教養教育運営センター（人文科学部会、社会科学部会、自然科学部会、情報科学部会、保健体育部会、外国語部会の６部会で構成）の運営委員会において各学部の教務主任、６部会の主任が構成員となり、当委員会で教養教育の運営方針や各学部の意見・要望等が協議され、それに基づき経営学部における総合教育科目、外国語科目が展開され運営されている。

また、経営学部の目的である「ビジネス人基礎力」養成のための外国語教育としては、教授会の審議を踏まえ、英語と中国語を優先し、それらの言語能力育成に焦点を当てている。その上で英語については、必修科目の内「英語 3」「英語 4」及び本学部が独自に設置している「経営 TOEIC 英語 1」「経営 TOEIC 英語 2」「経営 TOEIC 英語 3」「経営 TOEIC 英語 4」について、外部の適格な英語教育専門機関を教授会の審議に基づき選定し、当該外部機関と役務委託契約を締結し、英語教育の充実強化をはかり、かつ定期的に本学部と当該機関・担当講師が英語教育に関する協議を行い継続的な運営の改善をはかっている。なお、本学部の英語担当専任教員が、上記の外部機関委託科目について、コーディネート、シラバス管理、カリキュラム内容の検討を行い、運営責任を中心的に担っている。

留学生については、本学部の専門教育科目の修得に必要な日本語能力を高めるため、必修科目として「アカデミック日本語 1A」「アカデミック日本語 1B」「アカデミック日本語 2A」「アカデミック日本語 2B」を設置し、上述の英語と同様に、適格な日本語教育専門機関を教授会の審議を基に選定し役務委託契約を締結の上、本学部と当該機関との定期的・継続的な協議をもとに適切な運営とその改善をはかっている。

以上のとおり、教養教育実施における体制を整備していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-59】全学教養教育運営センター規程

【資料 2-8-66】英語教員の採用について（申請）

【資料 2-8-67】大学教員人事事前調整結果について（通知）

教員人事事前調整結果について（通知）

【資料 2-8-68】平成 27 年度　経営学部便覧［２］外国語科目

教務課

教養教育の取り纏めと調整を行う機関として全学教養教育運営センターを設け、教養教育実施のための体制を整備している。同センターでは、全学教養教育運営センター運営委員会を毎月 1 回開催し、教養教育における教育課程や教員人事などについて全学的な連携・調整を行っている。運営委員会の構成員は、教務部長を委員長とし、教養教育を各学問分野の 6 部会（人文科学・社会科学・自然科学・情報科学・保健体育・外国語）の主任と各学部教務主任となっている。

平成 25(2013)年度には、大学附置研究機関である「防災・救急救助総合研究所」と連動して、全学的な総合教育科目として開講し、防災教育を継続的に実施している。平成 27(2015)年 5 月 1 日現在、履修者数は 793 人となっており、本学が掲げている災害時にリーダーとして活躍できる人材の養成に寄与している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-8-73】防災教育履修者数の推移

【資料 2-8-74】防災リーダー養成論及び防災リーダー養成論実習　シラバス

【資料 2-8-59】全学教養教育運営センター規程

【資料 2-8-75】全学教養教員運営センター運営委員会議事録

（3）2－8 の改善・向上方策（将来計画）

政経学部

全学教養教育運営センター運営員会のありかたについては、教務主任会と重複する議題が多く、本来は教務主任会で議論すべき議題が全学教養教育運営センター運営員会で議論され、教務主任会では省略されてしまっているケースもある。政経学部としては、政経学部教授会においてその点を指摘する意見が出たことを全学教養教育運営センター運営員会で報告し、教養教育実施の組織が適切に運営されるように働きかけていく。

体育学部

今後も適切な教員構成維持のため大学と連携し教育課程に即した教員確保を継続する。

また、教員評価に関しては現時点で学部、大学とも行われていないが学生からの評価・評判が高い教員に関しては給与面での報奨は困難と考えられるので“Teacher of the year”というような表彰制度で評価する等の方策を検討する。

理工学部

専任教員の年齢構成のバランスの改善、教員研修制度、教員評価制度の実施を検討する。

法学部

法学部では、平成 26（2014）年度より将来構想委員会において、コース制の設置を含めた学科の改編等について検討をしてきた。平成 27（2015）年 10 月より、将来構想委員会の答申を受けて、教授会・学科会議等で数次にわたり検討を重ねてきた。その中に、法学基礎力を身につけるための基礎教育の両学科共通化が検討課題として上がっており、現在一般教養科目として配当されている「法学」の属性変更を含め、語学・教養教育の見直しも検討する予定である。今後も引き続き、法学基礎力を身につけさせるための方策を検討していく。

文学部

文学部の現在の専任教員の年齢構成は、60～70歳が31.3%を占めており、今後約10年で多くの教員が定年を迎えることになる。それ以降の学部体制について、学部の組織改革も含めて検討を始めたところであるが、カリキュラム及び教員組織（採用・昇任）については、より具体的に中長期計画を策定する方向で検討を進めることが急務となっている。併せて、教員の資質・能力向上への取り組みについても、ＦＤ委員会と緊密な連携を取りながら推進していくことが求められている。

21世紀アジア学部

すでに将来構想案が作成されており、それに沿った教育課程の編成を行い、新たな教育課程に沿った教員の確保と配置を行っていく。その際に、教養教育の充実についても留意していかなければならない。学部のＦＤについては、今後授業公開を行うことが決まっているが、さらに多くの取り組みを行っていく。

経営学部

専任教員の定年年齢については「専任教職員定年退職規則」第３条第１項第１号より 70 歳と定められており、現在は過渡的に 60 歳代の教員の割合が比較的高い状況であるが以後毎年度定年退職者がおり、平成 31（2019）年度末までに現在 60 歳代の教員７人全員が定年退職することに伴い、年齢構成が変化する。ただし、専任教員における年齢構成については引き続き大学院演習担当教員の人数及び資質との連動性を含めて検討を行っていく。

科目のナンバリングについては、平成 28（2016）年度入学生に配布する便覧に掲載すべく引き続き具体的に検討及び審議を進めていく。

政治学研究科

今後も政経学部と連携し、「政治学研究会」での授業実施例報告等による教員職能開発と相互評価を厳正にする。

経済学研究科

教員の配置等については、上記の通り、問題がないと思われるが、ＦＤ活動については、大学院担当教員で否定的な見解を持つものも多く、学部ほど活発には行われていないと思われる。今後も、ＦＤシンポジウム等への参加を教員に促すことにより、ＦＤ活動の必要性に対する教員の理解を深めていく予定である。また、教員の資質・能力向上のために、今後、教員評価の制度化について検討する必要がある。

経営学研究科

社会の動向や教育界の趨勢を考慮に入れながら適宜修正を施していきたい。

具体的には、毎月開催される経営学研究科委員会において、懇談などの機会を活用して各委員から意見を聴取し、問題点・課題などが提示された場合は、改善の方向性を検討していく。

スポーツ・システム研究科

定年による退職者が今後増えることが見込まれる。教員組織の年齢階層的バランスを維持し、大学院教育を担える教員を登用していきたい。教員の資質、能力向上のためには教員評価制度を考慮し本属の体育学部と調整を図る。

救急システム研究科

定年による退職者が今後増えることが見込まれる。教員組織の年齢階層的バランスを維持し、救急医療関係の学識経験者を登用していきたい。教員の資質、能力向上のためには教員評価制度を考慮し本属の体育学部と調整を図る。

工学研究科

今後教員の減員が見込まれるため、学部と連携して教員確保に努めたい。また、今後も大学本部、学部と連携し、ＦＤ研修を実施していく。

法学研究科

法学研究科では、現況として法的分野を将来目指す院生、現に法的専門職に社会人として従事している院生が多いため、研究科としては、法的分野の専門教員を中心に教員配置がされている。今後、専門教育の充実を図るため、大学院における基礎的な教養教育の必要性について意見を求め、検討を進めていきたい。

総合知的財産法学研究科

教養教育実施のための体制の整備も導入するか検討する。

人文科学研究科

２−１−②を実現するためにも、新規の教員採用が必要であるが、基礎となる文学部との調整を行いながら大学執行部・理事会と交渉中である。

大学院の必要性を発端とする新規採用人事に関して、基礎となる文学部との間でどのように調整を行い、大学執行部・理事会と交渉していくかルールづくりに取り組む。

研究科長会等において議論する。

グローバルアジア研究科

今後教員の減員が見込まれるため、設置の基盤となっているイラク古代文化研究所と21世紀アジア学部と連携して教員確保に努めたい。また、今後も大学本部、学部と連携し、ＦＤ研修を実施していく。

ＦＤ推進課

ＦＤ活動を継続するとともに、中央教育審議会の答申や教育再生実行会議の提言に沿ったＦＤ活動を展開していく。また、これまでのＦＤ活動に加え、ＳＤの義務化を想定して、人事課や職員研修委員会を通して全学を挙げて取り組んでいく。教員と職員との協働関係を一層強化するため、ＳＤを推進して職員の職能開発と専門性の向上を図ることにより、教育・研究のみならず経営など様々な局面において活躍できる積極的な参画を目指す人材を育成していく。

教務課

非専任教員数の割合は緩やかな減少傾向にある。しかしながら、依然としてその依存率が高いため、引き続きカリキュラムの見直し及び採用人員の最適化を実施し、非専任教員数の抑制に努める。会議体による採用人員の検討が機能しつつあるが、全学的な採用方針の検討を進め、中・長期にわたる教員の採用計画を策定する。

2−9　教育環境の整備

≪2−9 の視点≫

2-9-①　校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
2-9-②　授業を行う学生数の適切な管理

（1）2－9 の自己判定

基準項目 2－9 を満たしている。

（2）2－9 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-9-①校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

総務課

世田谷キャンパスにおいて構内の防犯カメラの設置を順次整備し、国士舘保安管理規程を制定し、安心で安全な教育環境を整えている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-1】国士舘保安管理規程

【資料 2-9-2】世田谷キャンパス防犯カメラ設置図

管財課

本学は、世田谷・町田・多摩にそれぞれキャンパスを有し、３キャンパスの校地面積合計は 271,233 ㎡、校舎面積合計は 126,694 ㎡である。また、両面積共に大学設置基準上必要な面積（校地：113,100 ㎡、校舎：63,022 ㎡）をそれぞれ十分満たしている。設備・実習施設についても設置基準に定める運動場、学長室、会議室、事務室、研究室、教室、図書室、医務室、学生自習室、学生控室等を備える。世田谷キャンパスでは、平成 25（2013）年度から運用を開始した複合施設であるメイプルセンチュリーホールによって、より専門性の高い学びの場と健康な身体作りの場の融合を実現した。この施設は、地上５階・地下３階・床面積約 13，000 ㎡を有し、教育研究施設として、教室及び理工学部の実習施設、運動施設として多目的アリーナ・ランニングロード・フィットネスセンター・柔道場・剣道場、そして水深３ｍまでの可動床を持つ日本水泳連盟公認の 25m プール（全国大会県予選・全国マスターズ等に使用可能な国内一般プールＡ）、その他、学生ラウンジ・理美容室・ネイルサロンといった福利厚生施設も備え、近年の多様化する様々なニーズへの対応に寄与している。平成 27（2015）年 12 月には８号館１階の実習工場跡地を学生の憩いの場としての活用のため多目的ラウンジへと整備した。

町田・多摩キャンパスでは合わせて約 228,000 ㎡にも及ぶ校地を活かし、校舎他、50m プール、サッカー場、多目的グラウンド、野球場やラグビー・アメフト場、陸上競技場等の充実した運動施設を整備している。陸上競技場については、公益財団法人日本陸上競技連盟第３種公認を取得しており、授業の他、部活動や加盟団体陸上競技選手権大会等で幅広く活用されている。教育施設としては、平成 12 年（2000）年に４年制大学で初めて救急救命士の国家試験受験資格を取得できる学科として体育学部に設置されたスポーツ医科学科において、４台の高規格救急車をはじめ多くの実習機器を備える実践的な学びを提供している。また、平成 27（2015）年８月には町田キャンパス・図書館（メイプルホール）４階を改修しラーニングコモンズ環境として整備した。

障がいのある学生に対する配慮としては、建物入り口の自動扉、スロープ設置や多目的トイレの設置を進め、世田谷キャンパス・34 号館及びメイプルセンチュリーホールではオストメイト対応トイレを設置した。また、100 周年記念事業の一環として平成 28

（2016）年度に完成予定で現在建設中の新たな校舎棟では、500 ㎡を超えるトレーニングセンター、300 席対応の食堂、200 人収容の教室を配備し、既存の体育館棟においては女子更衣室の拡充とバリアフリーに配慮した多目的シャワー室の設置を行う計画である。

さらには学生及び教職員の安全確保のため、消防法や建築基準法などの法令に基づく確実な施設・設備点検を行うとともに、東日本大震災を踏まえ平成 26（2014）年度には世田谷キャンパス 24 号館の耐震補強工事、町田キャンパス 12 号館の耐震改修工事を行うなど計画的に耐震化対策を講じることとしている。また、同年には世田谷キャンパス体育・武道館のトイレ及びシャワールーム一部照明を省エネタイプのＬＥＤやインバーター形（以下「ＦＨＦ」という。）化、及び柴田会舘一部照明のＬＥＤ・ＦＨＦ化、町田キャンパスメイプルホールの誘導灯・トイレへの人感センサー設置、多摩キャンパス体育館棟１階の一部照明ＬＥＤ化を行うことで、地球温暖化への対策にも積極的に取り組んでいると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-3】国士舘施設管理規程

【資料 2-9-4】国士舘要覧 2015

【資料 2-9-5】エビデンス集（データ編）表２－18 校地（校舎等の面積）

【資料 2-9-6】学校法人国士舘事業計画書

【資料 2-9-7】学校法人国士舘財産目録

【資料 2-9-8】工事完了届出書関係資料

町田校舎事務課

町田キャンパスの校地面積は 89,832 ㎡、校舎面積は 36,607 ㎡であり、校地及び校舎共に大学設置基準上必要な面積を満たしている。施設設備については、設置基準に定める運動場、校舎等施設を備えている。

町田キャンパスは緑豊富な広大なキャンパスであることから、その特性を活かした施設の整備を行ってきた。屋外運動場としては、多目的グラウンド、硬式野球場、テニスコート、ゴルフ教場、弓道場及び中央広場（フットサル、バスケットボール）を整備している。また、体育施設としては、柔道場・剣道場及びアリーナ施設を持つ第 3 体育館、球技に適した第 4 体育館及び第 2 柔道場を整備している。特筆すべき事項としては、100 周年記念事業の一環として建学の精神を具現化するための施設「ラーニング・コモンズ」を図書館内に整備（平成 27（2015）年度 9 月から利用開始）した。この施設は、プレゼンテーションエリア、ディスカッションエリア、ＡＶエリア及びフリーエリアから構成されており、ＩＴ機器や学習スペースなどを備えていることからグループ学習や討論会などさまざまな学習形態に対応できるようになっている。

学生及び教職員の安全確保の面では、消防法や建築基準法などの法令に準拠した施設・設備点検を行っている。また、授業及び課外活動等が支障なく行える環境を提供するため、目視等による点検に基づいた各建物の外壁塗装や屋上防水など建築に係わるものの整備、給排水・空調・電気設備などの整備を実行している。突発的な事故や不具合への対応については、その都度、対応している。

建物の耐震補強については、東日本大震災を踏まえた建物の安全を確保するため、11 号館、12 号館、13 号館及び 14 号館の耐震補強工事が行われた。また、平成 28（2016）

年度に第3体育館及び第4体育館の耐震補強工事を実施する予定である。

政経学部

政経学部学生に対する教育は、主に世田谷キャンパスの６号館、８号館、34号館を使用しての講義および演習、メイプルセンチュリーホール、10号館、人工芝グラウンドを使用しての体育実技というかたちで行われている。

体育施設の利用については、政経学部では体育実技（体育実習）は必修科目であり、スポーツ実技は選択科目として２年次から４年次まで毎年履修することが可能である。体育施設としては、人工芝グラウンド、10号館５階（旧剣道場）のほかに、メイプルセンチュリーホールにフィットネスジム、温水プール、アリーナ、ランニングロード、多目的体育室、柔道場、剣道場が完備されている。フィットネスジムと温水プールは本学学生であれば年間1,000円で開放時間内いつでも利用できるようになっている。

2013 年度図書館年次報告書によると、図書館・情報メディアセンターには 828,000 冊の図書、9,000種類の雑誌26,000点の視聴覚資料がある。世田谷キャンパスにある中央図書館のサービスとしては、図書検索方法から資料調査まで、学生のいろいろな疑問に対応するレファレンス・サービス、学生が希望する図書の受入れ、他大学の図書館や研究機関などから図書資料の現物や複写物を取り寄せ、閲覧することができる大学間相互協力、選書ツアー（学生バイヤーが書店に行き、自分が読みたい本、友人や後輩たちに読んでほしい本を選ぶイベント）などが提供されている。中央図書館１階エントランスロビーの情報コーナーに設置している12台のパソコンは、学習支援のため、24時間365日いつでも利用となっている。

図書館・情報メディアセンターが行う教育支援に、教育用端末室、学生ポータル「kaede-i」、学修ＩＣＴ環境を整えて学生サービスを行っている。

以上のとおり、校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備、適切な運営・管理が行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-9】大学案内 2016（81頁）

【資料 2-9-10】図書館年次報告書（2013年度）

体育学部

体育学部として予てより学生の鍛錬に重要なトレーニング施設の充実と講義室増設、図書館拡充を要望していたが平成27（2015）年度より建設が始まり平成28（2016）年９月竣工予定である。トレーニング施設は既存の体育館棟2階のトレーニングルームから移設し、器具類を増強し、施設の拡充を図り、これまで体育学部が担ってきた、秀逸なアスリートの育成、競技力の向上等を継続し、さらなる飛躍をめざす。講義室は220人収容を可能にし、キャンパス全体の教室環境に余裕を持たせる。図書館の増築に関しては、アクティブ・ラーニングを実施できる教室環境を整備し、今後、授業等で活用し、教育環境及び教育の質のさらなる向上を実現する。また平成26（2014）年度にはラグビー・アメリカンフットボール場、陸上競技場等の照明施設の改良工事が行われ夜間練習時の安全性が向上した。さらに、2201、2301、医科系教室Ａ・Ｂ・Ｃの各教室において、講義室プロジェクター設備のグレードアップを実施し、ブルーレイディスク再生にも対応したAV機器を設置し、プレゼンテーションの質向上、授業環境の大幅な改善が図られ

た。

施設のバリアフリーに関しては高層階を備える建物（教室・管理棟・教室・実習棟）においてエレベーターを設置している。

学生からの施設・設備対する学生からの意見収集のために２-３でも記述の通り、「学生と学部長との対話会」を実施している。平成 27 年度実施の対話会では施設・設備に関する意見が他の項目に比べ、割合が全意見の 30%以上を占めた。施設・設備に関しては体育学部単独で処理できる問題ではないため、教務課、学生・厚生課など関係文書に意見集約記録を渡し、情報共有及び改善策の実施をお願いした。このように設備・施設面における学生からの意見を定期的に収集し､他部署においても情報共有を実施している。

体育学部における体育施設、運動場、教室は授業、部活動で有効に活用され、適切な教育環境が整備されていると自己評価できる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-11】学生生活実態調査報告書（平成 27 年度）
【資料 2-9-12】体育学部教室配当表（2015 年度）
【資料 2-9-13】新棟設計図
【資料 2-9-14】体育学部定例教授会 議題 平成 27 年７月 AL（アクティブラーニング）用の教室確保について
【資料 2-9-15】体育学部長と学生の対話会で出た学生からの意見等について（要望）
学生と学部長の対話会(意見交換会) 学生からの意見の内訳
【資料 2-9-16】エビデンス集（データ編）表２-18（校地校舎等の面積）
【資料 2-9-17】エビデンス集（データ編）表２-23（図書、資料の所蔵数）
【資料 2-9-18】エビデンス集（データ編）表２-24（学生閲覧室）
【資料 2-9-19】エビデンス集（データ編）表２-25（情報センター等の状況）
【資料 2-9-20】エビデンス集（データ編）表２-26（学生寮等の状況）

理工学部

毎年、施設設置要望書を提出し、施設・設備の改善を要求している。また、予算計画や補助金の獲得により、実験教育研究環境の充実を図っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-21】施設整備要望書（事務室対応）予算計画、補助金

法学部

法学部は世田谷キャンパスに配置され、世田谷校舎と梅ヶ丘校舎を利用している。校地・校舎等の面積は大学設置基準 34 条１項の基準を満たしており、教室・演習室等の教育環境も快適に整えられている。

法学部独自の施設として、梅ヶ丘校舎の 34 号館Ｂ棟３階にある模擬法廷教室があり、通常の講義のみならず模擬裁判・法律討論会・オープンキャンパスなど様々な行事に活用している。ＩＣＴ教育においても図書館６階と 34 号館に配備された複数の端末室にコンピュータが合計 600 台近く設置されており、端末室の空き時間活用もできる他、法学部独自にＰＣ演習室（10 号館３階）を持っている。

授業アンケートの項目には教室規模の満足度に関する項目もあり、教員はアンケート結果を参照しながら、講義の履修登録者が確定した後、履修者数に見合った教室規模で

はないときは教室の変更をしている。

図書館は中央図書館を活用しており、１年の「プレゼミ」（法律学科）と「入門ゼミ」（現代ビジネス法学科）では、春学期の最初に必ず図書館ガイダンスを実施して、４年間十分に図書館を活用できるよう指導している。

以上、本学部では校地、校舎等の設備および図書館等の教育環境を十分に整備しており、適切に運営管理し、授業を行う学生数についても適切に管理していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-22】エビデンス集（データ編）表２－20（講義室、演習室、学生自習室等の概要）　226 頁

【資料 2-9-19】エビデンス集（データ編）表２－25（情報センター等の状況）　232 頁

文学部

文学部では、教育学科、史学地理学科、文学科の３学科を有している。現在は、現有の施設の範囲内で最大限可能な教育活動を展開している。また管理体制も、文学部長を中心に学部事務課とも緊密な連携をとりながら展開している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-22】エビデンス集（データ編）表２-20（講義室、演習室、学生自習室等の概要）　197～199 頁

21世紀アジア学部

本学部が授業を行っている町田キャンパスには広い校地があり、学生が落ち着いて勉学に励むことのできる環境が確保されている。校舎については平成 23（2011）年３月の震災の影響を受けて９号館が解体されたため、使用できる教室数が少なくなり、授業時間帯によっては教室のやり繰りが困難な場合がある。図書館は適切に管理・運営が行われており、本年８月にはコモンルームが整備され、ゼミや学生の自主的な研究会などでの活用が可能となった。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-5】エビデンス集（データ編）表２-18（校地、校舎等の面積）

【資料 2-9-17】エビデンス集（データ編）表２-23（図書、資料の所蔵数）

【資料 2-9-18】エビデンス集（データ編）表２-24（学生閲覧室等）

【資料 2-9-19】エビデンス集（データ編）表２-25（情報センター等の状況）

【資料 2-9-20】エビデンス集（データ編）表２-26（学生寮等の状況）

経営学部

経営学部では、１年生の必修科目において少人数クラス制を採用し、その中でアクティブラーニングをすでに実施している「フレッシュマンゼミナール」「ゼミナール入門」においては、アクティブラーニング教室（5301(LL 教室)、34A307、308 をグループワーク等で最大限有効に活用している。「フレッシュマンゼミナール」では、図書館利用等ガイダンスの時間を設けており、図書館利用及び資料の探索・収集等について説明する機会を設け、またパソコン等の IT 施設の利用方法の説明についても授業の一環として実施している。

その他、新入生ガイダンス等でメイプルセンチュリーホールの利用等学内の施設を最

大限に利用できるようにするための説明を行う等の工夫も行っている。

以上のとおり、教育目的の達成のため、校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境施設及び教育研究環境を有効に活用し、かつ有効活用の工夫を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-23】経営学部定例教授会(平成 26 年度４月)議事録（抜粋）
第６回　テーマ　資料の調べ方・集め方
世田谷キャンパス　メイプルセンチュリーホール

政治学研究科

コンパクトな研究科につき学生数が少ないため、諸施設の運営・管理は充分に行なわれている。教育環境や施設・設備に関する学生の意見は、「大学院生談話会」において定期的に聴取されており、要望があれば研究科委員会にて検討の上、速やかに改善を図り、満足度の向上に努めている。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-9-24】政治学研究科内規（大学院生談話会に関する申し合わせ）
【資料2-9-5】エビデンス集（データ編）表２-18（校地、校舎等の面積）
【資料2-9-22】エビデンス集（データ編）表２-20（講義室、演習室、学生自習室等の概要）
【資料2-9-17】エビデンス集（データ編）表２-23（図書、資料の所蔵）
【資料2-9-18】エビデンス集（データ編）表２-24（学生閲覧室等）
【資料2-9-19】エビデンス集（データ編）表２-25（情報センター等の状況）
【資料2-9-20】エビデンス集（データ編）表２-26（学生寮等の状況）

経済学研究科

教育目的の達成のため、校地、校舎、図書館、情報サービス施設等の施設設備を適切に整備し、かつ有効に活用している。また、教育目的の達成のために、大学院生用の自習室や端末室を設けるなど、快適な教育研究環境を整備し、有効に活用している。

さらに、本学では適切な規模の図書館を有しており、かつ、十分な学術情報資料を確保しているが、大学院予算で経済学研究科の学生のための図書資料も毎年購入し、研究資料が充実したものとなるように配慮している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-5】エビデンス集（データ編）表２-18（校地校舎等の面積）
【資料 2-9-17】エビデンス集（データ編）表２-23（学生の課外活動への支援状況（前年度実績））
【資料 2-9-18】エビデンス集（データ編）表２-24（学生閲覧室等）
【資料 2-9-19】エビデンス集（データ編)表２-25（情報センター等の状況）
【資料 2-9-20】エビデンス集（データ編）表２-26（学生寮等の状況）

経営学研究科

指導教員が担当する大学院の学生の意見を汲み上げ、研究科委員会や大学院課へ直接要望を提示し、改善に向けた検討が行われる仕組みが整っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料2-9-5】エビデンス集（データ編）表２-18（校地、校舎等の面積）
【資料2-9-17】エビデンス集（データ編）表２-23（図書・資料の所蔵数）
【資料2-9-18】エビデンス集（データ編）表２-24（学生閲覧室）
【資料2-9-19】エビデンス集（データ編）表２-25（情報センター等の状況）
【資料2-9-20】エビデンス集（データ編）表２-26（学生寮等の状況）

スポーツ・システム研究科

教育・研究目的の達成に資するため、必要な施設、設備を適切に整備し、有効に活用している。図書館は、平日８時 30 分から 20 時まで利用可能で有り、十分な時間、修学することができる。また、コンピューター等のＩＴ施設も自習室に整備されている。耐震については、新基準以降建築された建物である。バリアフリーについては、大学院施設のある「教室・研究棟」にエレベーターが設置されていないため、今後の課題となっている。

救急システム研究科

教育・研究目的の達成に資するため、快適な施設、設備を適切に整備し、有効に活用している。図書館は、平日８時 30 分から 20 時まで利用可能で有り、十分な時間、修学することができる。また、コンピューター等のＩＴ施設も自習室に整備されている。耐震については、新基準以降建築された建物である。バリアフリーについては、大学院施設のある「教室・研究棟」にエレベーターが設置されていないため、今後の課題となっている。

工学研究科

設備等が充分とは言いがたいが、一応満たしてはいる。コンパクトな研究科のため、施設の運営、管理は充分に行えている。

法学研究科

法学研究科では、少人数のため施設の設置はよいとしても、教育の充実を図るためにパソコンの配置、インターネットを活用した資料収集等、さらに教育環境整備の充実が求められる。図書館の閉館時間が遅いため利便性がある。ただ、図書資料については予算の関係で院生にとっては十分とは言えない状況である。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-5】エビデンス集（データ編）表２－18（校地・校舎等の面積）
【資料 2-9-17】エビデンス集（データ編）表２－23（図書、資料の所蔵数）
【資料 2-9-18】エビデンス集（データ編）表２－24（学生閲覧室）
【資料 2-9-19】エビデンス集（データ編）表２－25（情報センター等の状況）
【資料 2-9-20】エビデンス集（データ編）表２－26（学生寮等の状況）

2-9-②授業を行う学生数の適切な管理

総合知的財産法学研究科

教育目的達成のために、校地、校舎、設備、実習設備、図書館、情報サービス施設、付属施設等の施設設備を有効に活用している。

教育目的達成のために、図書館の既存の教育研究環境を有効に活用している。

知財関連の専門書を整備し保管する適切な規模の図書館を有しており、かつ知財関連団体が発行する論文集や報告書、定期刊行物を収集し保管し十分な学術情報を確保し

ている。

開館している知財図書館は当研究所内施設に設けられており時間的制限なく利用できる十分な利用環境を提供している。

研究目的の達成のために、コンピュータは院生一人ひとりに配置しＩＤを決定し利用できるＩＴ施設を適切に整備している。

当研究科の使用施設は近代技術により建設された最新の築建物であり施設・設備の安全性は確保されている。

バリアフリー等のユーザーフレンドリーの設計思想に基づいて建設された当研究科の使用施設は利便性に十分に配慮されている。

【エビテンス】

【資料 2-9-5】エビデンス集（データ編)）表２－18（校地、校舎等の面積）
【資料 2-9-17】エビデンス集（データ編)）表２－23（図書、資料の所蔵数）
【資料 2-9-18】エビデンス集（データ編)）表２－24（学生閲覧室）
【資料 2-9-19】エビデンス集（データ編)）表２－25（情報センターなどの状況）

グローバルアジア研究科

規模の大きい世田谷キャンパスとは違い、設備等が充分とは言いがたいが、一応満たしてはいる。コンパクトな研究科のため、施設の運営、管理は充分に行えている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-5】エビデンス集（データ編）表２－18（校地、校舎等の面積）
【資料 2-9-17】エビデンス集（データ編）表２－23（図書、資料の所蔵数）
【資料 2-9-18】エビデンス集（データ編）表２－24（学生閲覧室）
【資料 2-9-19】エビデンス集（データ編）表２－25（情報センターなどの状況）

図書館・情報メディアセンター

（１）図書館部門

世田谷キャンパス中央図書館・情報メディアセンター（以下「中央図書館」）及び町田キャンパス鶴川図書館・情報メディアセンター（以下「鶴川図書館」)、多摩キャンパス多摩図書館・情報メディアセンター（以下「多摩図書館」）のフロア総面積は 11,364 ㎡で、閲覧室、書庫等は十分な規模が整備されている。閲覧席数についても、1,361 席と十分な数を備えている。

平日の開館時間は、中央図書館が 8 時 30 分から 22 時 30 分、鶴川図書館及び多摩図書館が 8 時 30 分から 20 時 00 分までとなっており、各々授業の開始・終了時間に適切に対応している。

蔵書数は、中央図書館が約 71 万冊、鶴川図書館が約 17 万冊、多摩図書館が約 5 万冊、合計で約 93 万冊を所蔵する図書館で規模的に十分なスケールを備えている。電子書籍の導入も進め、文部科学省補助金を獲得している。また、電子ジャーナル(11 社)及びデータベース(20 社)についても利用可能である。資料収集に関しては、本学の教育課程・研究内容を考慮し、教員からの推薦、学生からの購入希望などの様々な方法で図書資料の選定を行っている。各図書館の蔵書は、どこからでもＯＰＡＣ（Online Public Access Catalog：オンライン蔵書目録）を利用し貸出予約が可能で、利用は希望する図書館のどこでも貸出手続きができる。視聴覚資料についても、今年度から貸出期間を限定して館

間貸出を開始した。これにより所蔵資料の有効活用と利用者サービスの向上を図っている。また、本学に希望する図書や資料がない場合は、相互協力として他大学図書館や研究機関などから図書資料の現物や複写物を取り寄せるなど学生や教員への利便性にも配慮している。世田谷６大学コンソーシアム（国士舘大学、駒澤大学、昭和女子大学、成城大学、東京都市大学、東京農業大学間で締結している相互協力協定。）間の蔵書横断検索や図書館相互利用、学内外の蔵書や論文、資料の検索を可能とし統合学習の推進を図った。

利用者への教育研究支援サービスとして、学生による選書ツアーを企画・実施し学生の読書ニーズに対応する他、講演会・ＤＶＤ上映会等の開催、各種ガイダンスや図書館活用セミナーの実施など学修支援の推進を図った。

さらに、図書館・情報メディアセンター運営委員会では、学生の主体的な学びの場の提供を検討・承認し、中央図書館の既存の施設（軽読書室、グループスタディ室、ＡＶホール）をラーニングコモンズ的な利用形態とし、鶴川図書館４階をラーニングコモンズ環境にリニューアルし、授業やグループ学習、ディスカッション、プレゼンテーション等が行える設備を整備し平成 27（2015）年秋期より利用を開始した。このような様々な取り組みにより、平成 26（2014）年度に比べ平成 27（2015）年度の入館者数は３館平均で昨年度比約 10％増加となっている。

（２）情報部門

本学では、情報基盤であるネットワーク環境の整備については、平成 24（2012）年にビジネス専用回線により、世田谷と町田、および世田谷と多摩の各キャンパス間を高速光通信（10Gbps）のインターネット回線に更新した。学外接続については、学術情報ネットワーク（SINET4：サイネット・フォー）との接続により、日本及び海外の大学・研究機関等との、先端的学術情報の提供を行っている。平成 25（2013）年に世田谷キャンパス、平成 26（2014）年には町田、多摩キャンパスにおいて、建屋スイッチと、フロアスイッチを改修し、無線ＬＡＮ（ＡＰ）環境についても、平成 25（2013）年 100 台、平成 26（2014）年 72 台を設置した。この全学的な基幹ネットワークの整備により、利便性の強化とより安定した運用を確保した。学内教育情報ネットワークおよび授業のＩＴ化を支援するプロジェクタをはじめとする教室のＡＶ設備等、複合的な情報インフラを構築した。また、学生が所有する携帯パソコンや携帯端末等が、無線ＬＡＮを経由して利用可能となり、デジタル教材や学術資料(データ)で学習できる環境も整備した。

これらの多岐にわたる機器・設備については、財務部管財課を主管部署として、定期的なメンテナンスを行うとともに業者との保守契約を締結し､安全運用を維持している。

また、教育内容の変更に伴う設備の更新を年度ごとに計画的に実施している。

平成 26（2014）年に統合認証システムを導入し、学内認証（ＫＡＥＤＥネットワーク）と学外認証（Kaede-i）を連携し、同一の認証ワードで端末利用ができるよう改善した。

以上のとおり、図書館等の教育環境の整備と運営・管理は適切に行われているものと自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-25】国士舘大学図書館・情報メディアセンター規程

【資料 2-9-26】世田谷６大学の図書館相互利用に関する協定書

【資料 2-9-27】世田谷 6 大学図書館相互利用協定大学利用条件一覧（2015 年度）
【資料 2-9-28】LIBRARY GUIDE 2015
【資料 2-9-29】選書ツアー案内、実施状況
【資料 2-9-30】講演会案内、実施状況（図書館・情報メディアセンター）
【資料 2-9-31】ＤＶＤ上映会案内、実施状況（図書館・情報メディアセンター）
【資料 2-9-32】ガイダンス等各種資料（図書館・情報メディアセンター）
【資料 2-9-33】平成 26 年度図書館・情報メディアセンター運営委員会議事録
【資料 2-9-34】平成 26 年度図書館・情報メディアセンター年次報告書
【資料 2-9-17】エビデンス集（データ編）表 2-23（図書、資料の所蔵数）
【資料 2-9-18】エビデンス集（データ編）表 2-24（学生閲覧室等）
【資料 2-9-35】ＡＰ工事概要図（平成 25 年度、平成 26 年度）

教務課

教室環境の整備・向上のため、老朽化及び学生や社会のニーズに対応すべく視聴覚機器（特にプロジェクター）について、10 年計画で段階的に機器の入れ替えや整備を行っている。平成 25(2013)年度には世田谷キャンパス 6 号館、8 号館、10 号館と町田キャンパス 30 号館の教室、平成 26(2014)年度に多摩キャンパスの中教室及び実習室の視聴覚機器を入れ替え、機器の充実及び教育効果の向上を図った。なお、平成 25(2013)年度に、ＩＣＴ活用推進事業の補助金を獲得したことから、当初の計画より前倒しして実施している。更に、グループ学習やディスカッションなどを円滑に行える教室として、平成 25(2013)年度から世田谷キャンパス 5 号館に「アクティブ･ラーニング教室」(5301AL 教室）を設け、学生の主体的な学修環境を整備し、演習科目を中心に多くの授業で利用されている。

校地及び校舎の管理については、平成 27(2015)年度から「校地管理システム」を導入し、今後包括的に管理が行えるように環境を整えた。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-36】今後のプロジェクター配備計画（2013 年度～2022 年度）
【資料 2-9-37】教務主任会資料・議題表
6,8,10 号館の機器改修工事について／30 号館と 5301 教室の機器改修工事について
5301 教室アクティブ・ラーニング対応 AV 設備
【資料 2-9-38】工事完了報告書
【資料 2-9-39】アクティブ・ラーニング教室（5301AL 教室）一週間の使用状況
【資料 2-9-5】エビデンス集（データ編）表２－１８（校地、校舎等の面積）

寮務課

本学では、学生に良好な勉学の環境を提供し、自律的な学生生活の充実を図ることを目的として世田谷キャンパスに「松陰寮」及び「ゲストハウス」を、町田キャンパスに「鶴川寮」を設置し、学生寮の管理運営に関する必要事項は、学生主任会により協議されている。

「松陰寮」は男子専用の厚生寮、「ゲストハウス」は留学生専用の厚生用、「鶴川寮」は男子・女子それぞれ専用の厚生用及び合宿用として運用されている。

「ゲストハウス」は平成 16（2002）年に竣工した新耐震基準であるが、旧耐震基準の

「松陰寮」及び「鶴川寮」については、平成 25（2013）年度から平成 26（2014）年度にかけて耐震補強工事を実施し、完了に伴い施設の安全性は確保された。

寮の管理は24時間体制になっており、寮監、舎監及び業務委託による管理人が学生部寮務課との連携で学生の生活指導を行っている。セキュリティは、「鶴川寮」女子厚生用の出入口に監視カメラ装置の設置や「松陰寮」及び「鶴川寮」においては常駐警備員による外観巡回により万全を期している。また、各寮に指導学生を専任し、職員、舎監が加わった指導学生会議を毎月実施して健全かつ安全な寮生活が送れるよう指導と助力を行っている。

各学生寮内の機器・設備については、耐震補強工事に伴い空調設備や什器の更新を行い、財務部管財課を主管部署として定期的なメンテナンスを行うとともに業者との保守契約を締結し、安定運用を維持している。

以上のとおり、図書館等の教育環境の整備と運営・管理は適切に行われているものと自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-40】国士舘大学学生寮管理運営規程
【資料 2-9-41】国士舘大学学生寮細則
【資料 2-9-42】学生主任会規程
【資料 2-9-43】Ａ棟２～５寮室施主検査・寮務課引渡書（耐震補強工事完了資料）
【資料 2-9-44】業務委託契約書（鶴川寮）
【資料 2-9-45】指導学生会議議事録（平成 27 年度第１～８回）
【資料 2-9-46】寮務会議議事録（平成 27 年度第１～10 回）

2-9-②授業を行う学生数の適切な管理

政経学部

講義および演習で使用する教室は、全学共通のものとして、演習室 67、講義室 168、学生自習室 8、その他 17、実験・実習室が 38 あり、総合教育科目および政経学部の専門科目に関しては、教室サイズに合った履修者数に収まるように抽選が行われている。

とくにゼミナールに関しては、学科会議を経て学科ごとにクラスサイズの上限が定められ、その結果について教授会で周知されている。

以上のことから、政経学部では授業を行う学生数を適切に管理していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-22】エビデンス集（データ編）表 2－20（講義室、演習室、学生自習室等の概要）
【資料 2-9-47】政経学部　平成 27（2015）年度 10 月教授会議事録

体育学部

体育学部では基本的にに関しては 1 クラス 140 人を基準とし、実習・演習・体育実技・語学に関しては 50 人を基準として時間割を作成し教室の按分をし、教育効果及び実技・実習においては授業の安全性を担保している。体育学科・武道学科・スポーツ医科学科

は主に多摩キャンパスで授業を展開し、こどもスポーツ教育学科は町田キャンパスで主に授業を展開しているが多摩キャンパスの教室不足により他３学科の語学等の授業を町田キャンパスで開講し対応している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-48】科目別履修者集計表（平成 27 年度）

【資料 2-9-49】教室一覧及び収容定員数

【資料 2-9-22】エビデンス集（データ編）表２－20（講義室、演習室、学生自習室等の概要）

理工学部

理工学部では、授業を行う１クラスの人数を科目の特性を考慮して定めている。講義主体の科目は 50～150 人、最大 200 人のクラスサイズを基準に設定している。

グループワークや実習、実験を伴う科目は、教室環境を考慮して、授業の運営に支障が出ないよう国士舘大学理工学部 ACADEMIC GUIDE に示すように履修制限科目として、履修者を制限し、教育効果を十分挙げられるような人数としている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-48】科目別履修者集計表（事務室）

【資料 2-9-50】理工学部 ACADEMIC GUIDE　2015　16 頁　履修制限科目

法学部

履修学生数の適正規模を確保するために、学籍番号により機械的に振り分けたり、あるいは抽選を行った場合、各学生の要望に答えられなかったり、抽選結果待ちで履修手続きが滞るといった弊害が生じる可能性がある。そこでそうした処置はとらずに、各科目の性質を考慮しながら時間割の配当を工夫することで履修者を分散させ、また、正規の履修者を圧迫する可能性のある再履修者に対しては、特別に補講を講じるなどして対応することで、おおむね適正規模の履修者数を実現している。

また、授業アンケートの項目中に教室規模の満足度を問う項目があるので、教員はこれを参考にしながら､履修者が確定した後に教室の規模が適切でないと判断したときは、教室の変更をしている。

したがって、本学部では授業を行う学生数は、教育効果を十分上げられるような人数となっていると自己評価できる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-51】時間割

【資料 2-9-52】補講の記録

文学部

各授業を受講する学生数については、各専攻の学生数が概ね固定されているため、問題なく設定され運営されているととらえている。

また学生の履修状況については、各教員と学部事務課が日常的なコミュニケーションをとりながら把握し、課題が生じたときにはすぐに対応できる体制が整っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-22】エビデンス集（データ編）（様式）表２-20（講義室、演習室、学生自習室等の概要）　197～199 頁

21世紀アジア学部

本学部では授業を行う１クラスの人数を科目の特性により定めている。講義主体の科目は 50～150 人、多くても 200 人のクラスサイズを基準として必要なクラス数を設置するようにしている。

クラス人数の上限を超える履修希望者がある場合には、履修者数の調整を行い、次の学期での履修や他のクラスでの履修を勧めている。履修者が多い科目は、予め複数クラスあるいは複数学期に開講するようにしている。

外国語、体育実技、グループワークや実習を行う科目、パソコンを利用しネットワークコンセント数等の教室環境に依頼する科目などは、授業の運営に適した人数を上限として履修者を決定している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-48】科目別履修者集計表

【資料 2-9-22】エビデンス集（データ編）表 2-20（講義室、演習室、学生自習室等の概要）

経営学部

経営学部は、１年次の必修科目である「フレッシュマンゼミナール」「ゼミナール入門」「簿記原理Ⅰ」「簿記原理Ⅱ」「英語１」「英語２」、２年次の必修科目である「英語３」「英語４」において１クラス 35 人という少人数クラスで授業を展開している。必修科目において少人数制を採用することにより、授業の理解度を高め、教職員と学生との緊密なコミュニケーションを生み出している。このことによって２年次以降の専門科目における授業の興味・関心を高め、教育効果を上げるほか、新入生が不安に感じている大学における交友関係を意識的につくらせ、退学者の減少へとつなげている。

３年次の「専門ゼミナールⅠ」「専門ゼミナールⅡ」（いずれも週２回制）及び４年次の「専門ゼミナールⅢ」「卒業論文」においては、専門科目担当の専任教員全員が担当し、５～20 人の学生数で運営している。

以上のとおり、授業を行う学生数の適切な管理を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

経営学部準備委員会議事録（H22－01）

国士舘大学 経営学部 平成 27(2015)年度専門ゼミナールガイドブック(抜粋)

【資料 2-9-22】エビデンス集（データ編）表２-20（講義室、演習室、学生自習室等の概要）

政治学研究科

大学院の授業は、受講者１人から最大でも 15 人程度とすべて少人数で行なう演習形式であるため、教育効果の点で支障はない。

◇エビデンス集・資料編

【資料 2-9-22】エビデンス集（データ編）表２-20（講義室、演習室、学生自習室等の概要）

経済学研究科

大学院に籍を置く学生の数が少ないため、授業を履修する学生数は教育効果を十分に上げられるような人数となっている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 2-9-48】科目別履修者集計表
【資料 2-9-22】エビデンス集(データ編)表２-20（講義室、演習室、学生自習室等の概要）

経営学研究科

大学院担当教員による少人数教育が徹底されている。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-9-48】科目別履修者集計表
【資料 2-9-22】エビデンス集（データ編）表２-20（講義室、演習室、学生自習室等の概要）

スポーツ・システム研究科

授業を行う院生数は、少人数のため十分教育効果を上げられる人数となっている。

救急システム研究科

授業を行う院生数は、少人数のため十分教育効果を上げられる人数となっている。

工学研究科

大学院のため、すべて少人数のため、適切である。

法学研究科

法学研究科では、受講する教室等概ね適正規模を維持しているので、教育効果は果たされている。ただし、パソコン等を使用する機器等が配置されていない教室があるため、パワーポイントによる授業等の改善は求められる。

総合知的財産法学研究科

授業を行う学生数は、十分な教育効果をあげられるような人数となるような工夫が個別指導レベルではなされている。

人文科学研究科

在籍学生数全ての授業が少人数で実施されており、十分に教育効果を上げている。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-9-22】エビデンス集（データ編）表２-20（講義室、演習室、学生自習室等の概要）

グローバルアジア研究科

少人数制教育のため、大学院学生と教員との距離が保たれ、充実した環境で学べるので適切であると評価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-9-22】エビデンス集（データ編）表２-20（講義室、演習室、学生自習室などの概要）

教務課

授業を行う学生数は、教育効果を十分にあげられるよう、教室の許容人数を超えることのないよう、開講コマ数及び開講時間の調整を年度ごとに行い、時間割編成に反映できるよう努めている。

外国語科目及び保健体育科目については、適正な受講者数を維持するためにクラスサイズを設定している。また、英語については一部の学部において入学直後にプレースメ

ントテストを実施して少人数制に配慮した習熟度別クラスを編成している。
◇エビデンス集・資料編
【資料 2-9-53】外国語科目定員数一覧
【資料 2-9-54】保健体育科目定員数一覧（便覧のコピー）
【資料 2-9-55】プレースメントテスト問題（平成 27 年度実施分）

（3）2－9 の改善・向上方策（将来計画）

管財課

・空調機器の更新計画については今後一層の検討を行い、合わせて建物の屋上防水を含む外壁塗装も順次行う。
・平成 28（2016）年度より町田キャンパス・第３体育館、第４体育館の耐震補強工事を行い、本工事の完了を持って全キャンパスの耐震化を完了とする。
・地球温暖化対策として既存建物の照明をＬＥＤ等省エネタイプのものへと更新を進める。

政経学部

履修登録の抽選方法の見直しについては、抽選結果のデータに基づき、政経学部学年担任会等を通じて検討していく。

体育学部

教育環境整備充実の継続

体育学部では慣行として班別の時間割を展開しており、これは少人数制教育を実現するための基本となっているため、今後もこの体育学部特有の時間割編成を継続する。

平成 28（2016）年に図書館の増築及び新棟が竣工するため、新しくできる新教室やトレーニングセンター、アクティブ・ラーニングにも対応した図書館スペースを活用した授業展開、カリキュラム構築、時間割編成を検討する。特に新教室竣工に伴い、教室環境にゆとりが生じるため、これまでよりも履修者数に応じた適切な教室配当が可能になると考えられ、時間割編成及び教室配当において履修者規模に応じた適切な教室配当及び授業環境の整備を検討する。

理工学部

今後も継続的に、予算計画や補助金・外部資金の獲得に努め、実験教育研究環境の充実を図っていく。

法学部

引き続き、時間割を工夫することによって競争講座に人数の偏りが出ないように配慮し、クラスを適正規模で維持し続けていく。

文学部

文学部は、多様で専門性の高いカリキュラムが複数設定されているため、今後の学部改革によって、その専門性をより高めるための施設整備が見通される。これも、今後の学部改革と同時に検討すべき事項としてとらえている。

21世紀アジア学部

学生の履修動向の把握と検討をさらに充実させ、学生が希望に合った科目履修ができ

るよう、開講コマ数や時間割編成を検討していく。新たな校舎の建築は当分先の話となるので、時間割の工夫などにより現在の教室を活用していく方策を考える。授業方法が急速に変化・多様化しているため、教室内の設備を随時充実させていく。

経営学部

経営学部では、メイプルセンチュリーホールの教室、34 号館、６号館、８号館を主に授業で使用している。特に６号館及び８号館においては設備の老朽化等に伴い授業に支障をきたすことがあるため、引き続き設備に対する要望と提案を行っていきたい。

授業については、必修科目及び専門ゼミナール、卒業論文の授業を行うための学生数は適切と判断しているため、継続して少人数クラス制を実施していきたい。

専門科目については、履修登録の際に抽選を実施しているが、抽選落ちしてしまう学生がいるため、時間割配分の再検討及び抽選に関する改善、要望と提案を継続して行っていく。

政治学研究科

履修者数に対応した適宜な教室配置をさらに厳正にする。

経済学研究科

学生の教育研究環境を充実させるためには、図書資料の購入や端末室のコンピュータの更新など、大学にとって金銭的な負担が大きい施策を実施することも必要と思われるが、法人との予算交渉で、適切な予算配分が行われるように努める予定である。

経営学研究科

現状を維持しつつ、さらなる教育環境の整備、充実を図っていく。

スポーツ・システム研究科

「教室・研究棟」へのエレベーター設置については、体育学部と連携しながら設置の方向で調整中である。

救急システム研究科

「教室・研究棟」へのエレベーター設置については、体育学部と連携しながら設置の方向で調整中である。

工学研究科

自習室、実験室などの設備が古くなってきているので、パソコン等の機材を順次更新中である。学生がより満足できるように、徐々に設備を整えていきたい。

法学研究科

専門科目によっては、履修者数に隔たりがあるため、教室の確保という面（パソコン使用が可能な教室）で教育環境が必要である。社会人が入学してくるため、土・日を含めた図書館の開放や文献収集のための研究環境の整備、障害者対応の施設・設備の利便性も求められる。

総合知的財産法学研究科

将来は定員を満たすべく学生数の確保に必要な施策を法人と共に実施してゆく。

人文科学研究科

教育職員専修免許状取得と教員採用試験合格をバックアップするためには、模擬授業や授業実践記録の集団的検討などが欠かせず、そのための恒常的なスペース確保が課題である。既存の大学院生研究室の改修等により、その実現を図る。

グローバルアジア研究科

サテライトキャンパスの設備が古くなってきているので、パソコン等の機材を順次更新中である。教育効果を十分上げられる、徐々に設備を整えていきたい。

図書館・情報メディアセンター

（1） 図書館部門

施設等の環境については、利用者のニーズに合わせた利用のしやすい環境を計画的に整備していきたい。多摩図書館・情報メディアセンターでは、新たに増設する部分にラーニングコモンズ環境を導入し、学修支援の強化を図る。なお、利用開始は平成 28（2016）年４月を予定している。また、中央図書館・情報メディアセンターにおいて、ラーニングコモンズ的な運用に留まらず、設備面においても計画的な整備を行い学修支援に努めたい。

多様な資料の積極的な収集を図ること、また、その資料を３館協同で最大限活用することにより学修支援、利用者サービスの向上に努める。

（2）情報部門

ネットワーク環境については、柴田会舘と梅ヶ丘校舎が今後の実施課題である。

無線ＬＡＮ環境については、今後の動向を見据えて増設を検討し、また機器の更新等についても、計画的な整備を検討する。統合認証の導入は概ね完了したが、教職員へのパスワードの管理強化や、定期的な変更を推進するシステムの構築を予定している。

また、資産管理ソフトの導入により、パソコンやプリンターなどのネットワーク接続機器について可視化する。この管理システムにより、運用状況の確認やプリンターの適正な配置などを検討し、遊休資産の削減を図ることで、財務管理の一助としても展開する。

教務課

教室の視聴覚機器及び備品については、平成 40(2028)年度までの中長期整備計画を現在策定中であり、継続的な教室環境の維持・向上に努める。

直近の改修計画として、世田谷キャンパスの 10 年以上使用している視聴覚機器や特に使用頻度が高い教室で 8 年以上使用している視聴覚機器を順次更新する。

34 号館の視聴覚機器は平成 20(2008)年に導入されており、デジタル信号に対応した機器がないため、使用頻度が高い教室から順次機器の更新を進めていく。また、常設ＰＣに入っている OS が Windows Vista であるため、サポートが切れる平成 29(2017)年 4 月までに対策を検討し、整備を進めていく。

今年度導入した「校地管理システム」を今後活用してき、各教室の設備の利便性向上を図っていく。

寮務課

学生が良好な勉学の環境で自律的な学生生活の充実が図れるよう、学生部寮務課は 24 時間の管理体制で寮監、舎監、管理人が連携をとり学生の生活指導を行っていく。

また、各学生寮内の指導学生と職員、舎監が加わった指導学生会議を毎月実施して健全かつ安全な寮生活が送れるよう指導と助力を行っていく。

各学生寮内の機器・設備についても主管部署の財務部管財課と連携して、安定運用を維持していく。

［基準２の自己評価］

大学全入化を迎え、多様な受験生を画一化した入試制度によって受け入れることは困難になっている。本学では、アドミッション・ポリシーに沿って多様な入学試験区分を設け人物評価及び学力評価それぞれの観点から、ディプロマ・ポリシーを見据え、本学が求める人材を確保する体制を整えている。アドミッション・ポリシーは「大学案内」「入学試験要項」「ホームページ」に明示するとともに、高校教員を対象とした入試説明会、オープンキャンパスでは高校生及び保護者に周知を図っている。

学修の系統性や順次性などに改善の余地があった、これまでの学士教育課程を見直し、本学では、科目ナンバリングやナンバリングを可視化したカリキュラム・マップなど順次性のある体系的で幅広い学びの保証、課題探求能力の育成に配慮した教育課程編成に腐心してきた。また、双方向型の学修の展開、ＴＡ、ＳＡの積極的活用、少人数指導の推進、到達目標がわかるシラバス、クラウドを利用した教育支援システムなど情報通信技術を活用して学生の主体的学修を促進する教授方法を積極的に取り入れている。

単位制度の実質化については、学生の学修時間の実態を把握し、上限単位を設定するキャップ制を設けて必要な授業時間の確保に努めている。また、グローバル化にともない、教員間の共通理解のもと学修到達目標、成績評価基準の明確化を図るためＧＰＡなど客観的な評価システムを導入し、組織的に学修の評価を行い、面接や採用試験、大学院進学、外資系企業への就職、海外留学等にも活用されている。

研究業績のデータベース化をはじめ、教員の資質向上と授業内容・方法の改善に資するためにＦＤ研修、ＦＤシンポジウムをとおして全学を挙げた組織的な取り組み行っている。研究者は教育者と表裏一体であり、模範を示す優れた研究者であればあるほど、学生の主体的学びや学生の学修意欲を引き出すためのインセンティブともなっている。

学生相談室、健康管理室は各キャンパスに設置され、心身の健康に配慮している。また、本学独自の奨学金給付や貸付をおこない、経済的支援も行っている。学生の課外活動をとおして、生涯の知己を得る機会を支援している。

教員の確保については、大学設置基準に基づく適正配置に配慮し、スムーズな世代交代に腐心している。教員評価については、採用、昇格に関して学部ごとに実施されている。組織的な制度設計は、目下策定中で、「教育業績」「研究業績」「社会貢献」「大学運営」の４分野で評価指標を設けるとともに、学生の授業評価アンケートを加味した、優れた教員を顕彰する「ベストティーチャー賞」（仮称）創設に向けての取り組みを開始した。

都下の多摩丘陵に体育学部を移転させ、広大な敷地に公認の競技施設や最新の救急救命士養成施設を建設。世田谷本部にクラウド環境下の情報関連施設を備える中央図書館、二つの高層教室棟、多機能スポーツ施設を建設。町田市鶴川に図書館分館を建設し、先頃ラーニングコモンズを増設した。開闢当時、地方出身者や集団生活で武道修練を起源とする学生寮は３キャンパスに隣接し、学業や課外活動に専念できる環境にある。

このように教育環境については、多機能分散型の施設を有し、都内の大学でも屈指の安全で快適な生活空間を提供している。以上のことから、基準２「学修と教授」の基準は満たしていると自己評価する。

政経学部

政経学部の入学者受入れの方針はアドミッション・ポリシーとして明確に定められており、その方針に沿った学生受入れの工夫も行われている。学修及び授業の支援については、オフィスアワー制度を導入し、職員（学生係）と教員（学年担任）による支援体制を確立している。単位認定に関しては、ＧＰＡの活用、キャップ制度の導入、デイプロマ・ポリシーの明確化などが行われている。キャリアガイダンスについては、外部委託により、キャリア教育を行っている。さらに、カリキュラム・ポリシーを策定し、教育目的を達成するための授業方法の改善は、e ラーニングの活用講習会への参加や授業参観の実施を通して行われている。

以上のことから、基準２．学修と教授の基準は満たしていると自己評価する。

体育学部

学生の受け入れに関してはホームページ、大学案内を通し、適切に公表・周知がされている。学生からの意見を反映させる取組についても授業評価アンケートや学部長との対話会を継続して実施する。教室環境は工事等を進め、対応中であり、カリキュラムについても学則変更やスポーツトレーナーコースの編成など、変化する時代に即応させてきたと自己評価できる。

学長課

単位認定及び卒業・進級判定の基準は、各学部の教育内容に合わせて、学則に明記されるとともに、シラバスや教育要項等に明記された方法に従って、厳正に行われている。平成 27（2015）年度の新入生から GPA(Grade Point Average)制度を導入している。また、大学院課程の修了要件は、大学院学則に定め、適切に運用されている。

基準 3. 経営・管理と財務

3－1　経営の規律と誠実性

≪3－1 の視点≫

3-1-①　経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-②　使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③　学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④　環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤　教育情報・財務情報の公表

（1）3－1 の自己判定

基準項目 3－1 を満たしている。

（2）3－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-①経営の規律と誠実性の維持の表明

企画課

本学園は平成29（2017）年の創立100周年に向けて、平成21（2009）年に「創立100周年記念事業の実現に向けて（基本方針)」を公表し、平成25（2013）年には同方針の実行計画の見直しを行った。さらに、平成27（2015）年には、中長期事業計画（平成27（2015）年から同31（2019）年までの５年間）を策定し、本学園が取り組むべき課題やその方向性を示して各種事業を推進している。

本法人の経営は、学校法人国士舘寄附行為（以下「寄附行為」という。）第３条（目的）「この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、聖人至徳を志し、不断の読書、体験、反省により、誠意・勤労・見識・気魄を涵養し、もって道義日本を建設し、世界の平和と進運とに貢献する有為の人材を養成する教育を行うことを目的とする」により設置の目的を定め、国家、社会の発展と世界平和の実現に貢献できる有為な人材を育成するとともに、教育基本法及び学校教育法を遵守して、適切に運営が行われている。

また、高等教育機関として社会的責務を果たすため、本法人の管理運営のための関係諸規程は、寄附行為、学則をはじめとして学校教育法、私立学校法、大学設置基準等に基づき、制定されており、規律と誠実性をもって経営している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-1-1】学校法人国士舘創立 100 周年記念事業の実現に向けて（基本方針）

【資料 3-1-2】学校法人国士舘創立 100 周年記念事業の実現に向けて（基本方針）“実行計画”

【資料 3-1-3】学校法人国士舘中長期事業計画

【資料 3-1-4】学校法人国士舘寄附行為　第 3 条（目的）

【資料 3-1-5】学校法人国士舘寄附行為施行規則

【資料 3-1-6】国士舘事務組織規則

【資料 3-1-7】国士舘諸規程管理規程

学長課

監事監査規程、内部監査規程、学校法人国士舘公益通報等に関する規程を制定し、学

校法人としての経営の規律と、大学としての誠実性を維持している。
◇エビデンス集・資料編
【資料 3-1-8】監事監査規程
【資料 3-1-9】内部監査規程
【資料 3-1-10】学校法人国士舘公益通報等に関する規程

3-1-②使命・目的の実現への継続的努力

企画課

本法人は、寄附行為に基づき、「理事会」を最高意思決定機関として位置づけ、学園の使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制を整備している。理事会の諮問機関として「評議員会」を設置し、定期的に開催している。

本法人は、平成 21（2009）年に策定した「学校法人国士舘創立 100 周年記念事業の実現に向けて（基本方針）」の実行計画を平成 25（2013）年に見直しを行い、継続する計画と新規の事業を整理して新たな実行計画として公表した。この方針を基に年度ごとに作成している「事業計画書」に予算編成方針と重点施策を示し、目的達成のための努力と単年度ごとの業務を着実に遂行している。

さらに平成 27（2015）年度に「学校法人国士舘中長期事業計画」（平成 27（2015）年度から平成 31（2019）年度）を策定し、教育機関としての使命・目的を実現するため、教育・研究の質の向上と社会貢献活動の推進に向けて、組織的・継続的な努力を行っている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 3-1-4】学校法人国士舘寄附行為　第 11 条（理事会）
【資料 3-1-11】平成 27 年度事業計画書
【資料 3-1-2】学校法人国士舘創立 100 周年記念事業の実現に向けて（基本方針）
“実行計画”
【資料 3-1-3】学校法人国士舘中長期事業計画

総務課

・株式会社日本格付研究所（ＪＣＲ）による更新審査を受審し「ＡＡ－」ダブルＡマイナスの結果を得ている。
・地域社会貢献において、地域町会・商店街・行政のイベント等への学生参加や地域中学生の職場体験受け入れを行っている。

学長課

大学の教育研究の目的及び使命を達成するために、国士舘大学学部長会規程、国士舘大学大学院研究科長会規程、国士舘大学附置研究所規程第 11 条（所長会）及び学則第 34 条（学部長会）・大学院学則第 28 条（研究科長会）で、学部長会、研究科長会、研究所長会を定期的に開催する事を定めている。各会は懇談事項、協議事項を各学部教授会や研究科委員会・研究所員会において協議するなど、適宜民主的運営を行い運営組織として役割を明確にし、効率的な運営ができるように、継続的に執行している。
◇エビデンス集・資料編

【資料 3-1-12】国士舘大学学部長会規程
【資料 3-1-13】国士舘大学大学院研究科長会規程
【資料 3-1-14】国士舘大学附置研究所規程第 11 条（所長会）
【資料 3-1-15】学則第 34 条（学部長会）
【資料 3-1-16】大学院学則第 28 条（研究科長会）

3-1-③学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

企画課

本法人の寄附行為、学則や諸規程等は教育基本法、学校教育法、私立学校法、大学設置基準等の関連法令に従って作成されている。また、教員及び職員が遵守すべき個人情報保護、セクシャル・ハラスメント、コンプライアンス及びリスクマネジメント関連の規程を整備し、それぞれに係る意識の醸成と浸透を図っており、法令遵守のもと適切な運営を行っている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 3-1-4】学校法人国士舘寄附行為
【資料 3-1-15】学則
【資料 3-1-17】学校法人国士舘個人情報保護規程
【資料 3-1-18】国士舘におけるキャンパス・ハラスメント防止等に関する規程
【資料 3-1-19】学校法人国士舘危機管理規程
【資料 3-1-20】国士舘情報セキュリティ規程
【資料 3-1-21】競争的資金に係る研究活動における不正行為防止等に関する規程

総務課

・学校教育法等の一部法改正を踏まえ、現行規則等におけるガバナンス体制の総点検と見直しに着手し、学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できる体制を構築し、更に関連して、大学事務組織も改編し円滑な業務運営体制の規程整備を行った。

◇エビデンス集・資料編
【資料 3-1-22】国士舘大学学長に関する規則
【資料 3-1-23】国士舘大学学長に関する規則施行細則など
【資料 3-1-15】学則
【資料 3-1-6】国士舘事務組織規則
【資料 3-1-24】国士舘事務分掌規程

学長課

各法令を遵守すると共に、学校法人国士舘寄附行為や学則並びに学内の諸規程を遵守して、大学の運営を行っている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 3-1-4】学校法人国士舘寄附行為
【資料 3-1-25】エビデンス集（データ編）

表３－２ 大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況

3-1-④環境保全、人権、安全への配慮

企画課

環境保全への配慮については、「国士舘エネルギー管理規程」を基に、事務室、研究室及び教室等の適切な温度管理（夏季は 28℃・冬季 19℃）を行っている。また、毎年５月から 10 月までの期間は、クールビズ運動の実施により、地球温暖化防止及び省エネルギー対策への対応に取り組んでいる。照明については、必要時以外の消灯の励行やトイレ照明を人感センサーに変更するなどにより、一層の省エネを推進している。

人権への配慮については、「国士舘におけるキャンパス・ハラスメント防止等に関する規程」を定め、法人及び大学等の教職員並びに学園で学ぶ者すべての者の基本的人権の保護、個人の尊厳と本質的平等の実現を図り、健全な環境を醸成し維持することに努めている。

安全への配慮について、防犯対策としては防犯カメラの設置と「国士舘保安管理規程」に基づき、外部業者に警備を委託して学内巡回により、火災や盗難等の防犯に努めている。防火・防災については、「学校法人国士舘防火・防災管理規程」に基づき、火災、地震、その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図るため、防火・防災管理委員会を置き、関係する管理業務の適正な運営に努めている。また、防火・防災の啓発活動をして、学生・教職員全員に「大地震対応マニュアル」を配布し、周知徹底を図っているほか、毎年首都直下地震を想定した避難訓練や地域住民、警察、消防署の協力を得て防火・防災訓練を実施している。

防疫（感染症の侵入予防）については、「学校法人国士舘危機管理規程」に基づき総合安全会議を設置し、感染症の流行を防ぎ、その侵入を予防するための対策を講じている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-1-26】国士舘エネルギー管理規程
【資料 3-1-18】国士舘におけるキャンパス・ハラスメント防止等に関する規程
【資料 3-1-27】国士舘保安管理規程
【資料 3-1-28】学校法人国士舘防火・防災管理規程
【資料 3-1-29】大地震対応マニュアル
【資料 3-1-19】学校法人国士舘危機管理規程

総務課

環境保全への配慮としては、「エネルギー使用の合理化に関する法律」及び「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、本学の省エネの適切かつ有効な地球温暖化対策及びエネルギー使用の節減とエネルギーの有効な利用を推進するため「国士舘エネルギー管理規程」を平成 24（2012）年に制定しエネルギー管理体制を整備した。３キャンパスにおいて電力量のデマンド警報システムによる使用電力量の監視・見える化や省エネルギータイプの照明器具やトイレや廊下などの共用部の照明器具の人感センサー導入、洗面蛇口の自動水洗化により省エネルギー化を推進している。更に、文部科学省からの「夏季の省エネルギー対策について（依頼）」及び「冬季の省エネルギー対策について（依頼）」に基づく事務室や教室等の各施設の温度管理（夏季は 28℃・冬季 19℃）を行い毎年５月から 10 月までの期間のクールビズ実施や各キャンパスの閉鎖期間を定めて一層の省エネルギー対策を推進している。

人権への配慮については、「国士舘におけるキャンパス・ハラスメント防止等に関する規

程」を定め、法人及び大学等の教職員並びに学園で学ぶすべての者の基本的人権の保護、個人の尊厳と両性の本質的平等の実現を図り、健全な環境を醸成し維持することに努めている。また、「学校法人国士舘公益通報等に関する規程」及び「学校法人国士舘個人情報保護規程」等を策定し、各体制整備設置などを行っている。

安全管理については、「国士舘保安管理規程」に基づき、３キャンパスに警備室を配置し24時間365日態勢で設備監視や警備業務に当たっている。防犯対策として巡回警備を強化し火災や盗難等の予防に努めるとともに、各キャンパス内には警備室と直結した防犯カメラを設置（世田谷キャンパス128 台、町田キャンパス８台、多摩キャンパス４台）し、機器を使用した効率的な監視体制と犯罪抑止効果を狙っている。防火・防災については、「学校法人国士舘防火・防災管理規程」に基づき、火災、地震、その他の災害等による人命の安全及び被害の軽減を図るため、防火・防災管理委員会を置き、関係する管理業務の適正な運営に努めている。各キャンパスには職員による自衛消防組織を置き、平成19年６月の消防法改正にともない「自衛消防業務講習」修了者を統括管理者及び本部隊の各班の班長として配置するとともに毎年、受講者を増やして自衛消防組織の充実を図っている。自衛消防組織による防災訓練は、保安業務の委託契約会社の訓練施設を借りた防災盤や非常放送設備の操作方法や避難誘導・通報訓練や消火器や消火栓を使った消火訓練と世田谷キャンパスにおいて本学が整備している非常トイレの設営や救護方法、情報トリアージ等を３キャンパス合同で行い、新採用職員の研修の一つとしている。また、毎月10日を「防災点(Ten)検日」と設定し発災時に使用する防災倉庫内の発電機等の資機材の点検及び補充も定期的に実施している。防火・防災の啓発活動として、学生・教職員全員に「大地震対応マニュアル」を配布し、周知徹底を図っているほか、毎年首都直下地震を想定した避難訓練や地域住民、警察、消防署の協力を得て防火・防災訓練を実施している。新入生については入学式において、防災・救急救助総合研究所の教員により本学の防災体制と防災教育について説明を行い、周知徹底を図っているほか、毎年首都直下地震を想定した避難訓練や地域住民、警察、消防署の協力を得て防火・防災訓練を実施している。更に、学生避難時に、カードリーダーによる安否確認システムを試行的に導入し、防災体制の強化を図った。教室や事務室等においては震災時の什器備品の転倒・落下防止対策を行い、各教室等授業を行う各施設に避難系図を設置した。防災備蓄品の整備は、３キャンパスで同一の各種資機材や水、食料などの防災備蓄品を整備している。また、「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、非常食及び水を３日分確保し、データ化した賞味期限リストに基づき備蓄品の入れ替えを実施している。更に防災倉庫内品物を品目別に棚に区分するとともに、リストを図面化し効率よく出し入れができるように整備した。

防疫（感染症の侵入予防）については、「学校法人国士舘危機管理規程」に基づき総合安全会議を設置し、感染症の流行を防ぎ、その侵入を予防するための対策を講じている。
は世田谷キャンパスに８か所、町田キャンパスに３か所、多摩キャンパスに５か所設置し、教職員に対して操作方法の研修会を実施している。

昨今は社会情勢の変化によって危機管理のあり方も変化しており、さまざまな状況に迅速に対応できるように「学校法人国士舘危機管理規程」に基づく総合安全会議で危機管理に対する施策を検討・実行し、学生が安心して教育を受けられる環境保全の確保に努めている。また、総合安全会議では、本学学生・生徒及び教職員の海外危険地域渡航

に関して審議を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-1-19】学校法人国士舘危機管理規程
【資料 3-1-30】本学学生・生徒及び教職員の海外危険地域渡航に関する内規
【資料 3-1-28】学校法人国士舘防火・防災管理規程
【資料 3-1-10】学校法人国士舘公益通報等に関する規程
【資料 3-1-17】学校法人国士舘個人情報保護規程
【資料 3-1-29】学校法人国士舘大地震対応マニュアル
【資料 3-1-27】国士舘保安管理規程
【資料 3-1-31】学校法人国士舘世田谷キャンパス消防計画
【資料 3-1-32】災害に備える国士舘手順書（ハンドブック）
【資料 3-1-33】防火・防災訓練（避難訓練）実施報告書
【資料 3-1-34】防災備蓄品一覧表
【資料 3-1-35】自衛消防隊・自衛消防班編制表（「自衛消防業務講習」修了者名簿）
【資料 3-1-36】自衛消防隊・自衛消防班防災訓練実施計画・報告
【資料 3-1-37】警備契約書・警備シフト表・巡回記録
【資料 3-1-38】防犯カメラ設置図
【資料3-1-39】ＡＥＤ設置場所
http://www.kokushikan.ac.jp/campus_life/life_support/aed.html
【資料 3-1-40】避難経路図(世田谷キャンパス、町田キャンパス、多摩キャンパス)
http://www.kokushikan.ac.jp/information/campus/setagaya.html
http://www.kokushikan.ac.jp/information/campus/machida.html
http://www.kokushikan.ac.jp/information/campus/tama.html
【資料 3-1-41】平成 27 年度ＢＬＳ（１次救命処置）講習会実施について
【資料 3-1-42】省エネ推進のための平成 27 年度学園閉鎖計画・実施報告書
【資料 3-1-43】夏季（クールビズ）・冬期（ウォームビズ）ポスター

健康管理室

- 防疫（感染症の侵入と予防）については、学校保健安全法に基づき毎年、感染症の流行状況を適時、把握し、感染予防方法等をホームページ及びパンフレット等により周知している。

  新型インフルエンザ等の重篤な感染症が発生した場合には、学校法人国士舘危機管理規程に基づき理事長を議長とし、学長を副議長とする総合安全会議を設置し、流行を防ぎ、その侵入を予防するための対策を講じている。
- 防火・防災の啓発活動として学生・教職員全員に「大地震対応マニュアル」を配付し、災害対応について周知徹底を図っている。
- ＡＥＤは、世田谷キャンパスに８か所、町田キャンパスに３か所、多摩キャンパスに５か所設置し、教職員を対象に毎年９月に実施するＢＬＳ講習会（一次救命処置講習会）において操作方法の実習等も行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-1-39】国士舘大学ＡＥＤ設置場所

【資料 3-1-29】学校法人国士舘大地震対応マニュアル
【資料 3-1-32】災害に備える国士舘手順（ハンドブック）
（国士舘における首都直下地震基本対策）
【資料 3-1-41】国士舘会報（第 27-76 号）
平成 27 年度ＢＬＳ（一次救命処置）講習会実施について
【資料 3-1-44】国士舘会報（第 26-118 号）
平成 26 年度ＢＬＳ（一次救命処置）講習会実施について
【資料 3-1-19】学校法人国士舘危機管理規程

町田校舎事務課

環境保全への配慮について、「国士舘エネルギー管理規程」に基づいた、省エネ対応に取組んでいる。省エネ対応として空調設備については、室温の上限下限値を設け（夏季 28℃、冬季 19℃）学園構成員に徹底するためポスター及び会報で周知している。教室の空調については、室温管理の他授業時間割に沿った起動／停止が自動でできる空調管理システムを導入し、きめ細かな省エネ対応に取組んでいる。照明設備については、不要な照明の消灯・減灯を基本とし、トイレの照明設備については、人感センサーを用いた省エネ対応に取組んでいる。

安全への配慮について、防犯対策としては、キャンパスへの不審者の侵入を確認するために防犯カメラを設置（８か所）し、警備舎から集中監視している。また、火災、盗難予防及び付帯設備の異常対応としては、「国士舘保安管理規程」に基づき、外部業者に委託し、学内の巡回により、防犯・防災に努めている。

学長課

学校法人国士舘個人情報保護規程、学校法人国士舘危機管理規程、国士舘情報セキュリティ規程を制定し、個人や情報の環境保全、自然災害や人的災害、テロ・感染症、海外の危険地域への渡航等、規程に基づいて総合安全会議を開催し検討を行うなど適切な運用をしている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 3-1-17】学校法人国士舘個人情報保護規程
【資料 3-1-19】学校法人国士舘危機管理規程
【資料 3-1-20】国士舘情報セキュリティ規程

3-1-⑤教育情報・財務情報の公表

企画課

教育情報の公表については、学校教育法施行規則第 172 条の２に基づき、学園全般の基本情報をはじめ教育研究活動等の状況を本学のホームページに公表している。

財務情報の公表については、私立学校法第 47 条に基づき、「財務書類の閲覧に関する規程」を制定し、財産目録、貸借対照表、収支計算書（資金収支計算書、消費収支計算書）、事業報告書及び監査報告書を指定場所に備え置き、学生生徒、保護者、教職員等のほか、利害関係者からの請求に応じて閲覧に供している。また本学ホームページ上にも国士舘の情報公開のバナーを設け、事業報告書とともに財務状況を公開している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 3-1-4】学校法人国士舘寄附行為
【資料 3-1-45】事業報告書
【資料 3-1-46】財務書類の閲覧に関する規程

広報課

学校教育法施行細則第 172 条の 2 第 1 項第 1 号「大学の教育研究上の目的に関すること」から第 9 号「大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること」については、ホームページの「建学の由来と理念」「教育理念」「教育研究上の三つのポリシー」「シラバス」等において、入学に関すること、授業内容・計画及び評価方法、卒業認定基準、キャリア・就職支援、学生相談、健康管理などの学生生活支援体制を公表している。教育研究環境も同様に、学費・奨学金・保険制度、学生数、教員組織・業績、キャンパスの施設等概要なども公表している。

私立学校法第 47 条第 1 項及び第 2 項、国士舘自己点検・評価委員会規程第 6 条第 3 項に基づき、①書類の備付・閲覧、②予算・決算情報のホームページへの掲載、をもって公表している。

なお、①については、「財務書類の閲覧に関する規程」を定め、毎年度の財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書を財務部経理課に備え置き、閲覧に供している。

②については、本学トップページに「国士舘の情報公開」という区分を設け、教育情報とともに公開している。

以上のことから、適切に教育情報、財務情報システム課の公表がされていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 3-1-46】国士舘規程集　第 6 編「財務書類の閲覧に関する規程」
【資料 3-1-47】大学ホームページ（トップ）　http://www.kokushikan.ac.jp/
【資料 3-1-48】大学ホームページ（トップ）　＞ 国士舘の情報公開
http://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/
【資料 3-1-49】国士舘ホームページ管理運営要綱

学長課

教育情報、財務情報は、学校教育法施行規則及び私立学校法に基づいて、大学ホームページ及び国士舘要覧等の媒体を通じて適切に公表している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 3-1-50】国士舘要覧
【資料 3-1-48】ホームページ国士舘の情報公開「財務状況」
【資料 3-1-51】エビデンス集（データ編）　表 3-4 財務情報の公表（前年度実績）

（3）3－1 の改善・向上方策（将来計画）

企画課

経営の規律と誠実性は、問題なく維持されており、適切に対応している。将来におい

ても経営の規律と誠実性の維持に努め、社会的要請に適切に対応し、教育・研究・社会貢献活動を推進していく方針である。

広報課

高等教育機関を取り巻く厳しい状況が加速化する中、教育改革のターニングポイントを迎えている。本学園の社会的使命に即応した中長期的な視点をより一層、経営面に反映し、各媒体を通じたステークホルダーへの説明責任を果たしていく。

総務課

平成 26（2015）年３月 25 日に開催された国士舘創立 100 周年記念事業推進委員会において、対内的情報関係プロジェクトから答申された「緊急時の学生・教職員に対する連絡（安否確認）」について採用が決定され、現在導入について検討が行われている。現在のＩＣカード化された学生証による避難場所における安否確認システムと併用することにより、学生及び教職員の安否確認を速やかに行うことが可能となり、「災害に備える国士舘手順書（ハンドブック）」に定めるＢＣＰ（事業継続計画）を行うための教職員の確保や配置等の体制を速やかに行うことができる。

健康管理室

防疫については、常に厚生労働省及び東京都保健福祉局のホームページ及びメディアの報道内容を確認し、感染症の流行状況と新型インフルエンザなどの重篤な感染症の発生状況を把握・確認し、法人と大学が情報を共有し、迅速な予防措置等の対応を行う。

マニュアルや講習会内容は、陳腐化することのないよう常に、総務省消防庁などの関係官庁等が発する最新情報の確認を行い、より安全、確実なものとする。

学長課

現状は適切に経営規律と誠実な運営を行っているが、今後も継続しうるよう、各種規程の再整備を、法人と共に検討していく。

3－2　理事会の機能

≪3－2 の視点≫

3-2-①　使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

（1）3－2 の自己判定

基準項目 3－2 を満たしている。

（2）3－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

企画課

理事会は、寄附行為に基づき本法人の最高意思決定機関として位置づけ、学園の使命・目的の達成に向けて戦略的な意思決定ができる体制を整備し、適切に機能している。理事定数は、寄附行為により、９人以上 11 人以内と規定している。理事の選任区分は、第１号理事は「国士舘大学長」、第２号理事は「評議員のうちから評議員会の推薦に基づき理事会で選任した者　４人又は５人」、第３号理事は「学識経験者のうちから理事会において選任した者　４人又は５人」としている。理事長は、理事総数の過半数の議決により理事会で選出する。常任理事は、理事のうち、５人以内を常任理事とし、理事総数の

過半数の議決により選出することとしており、寄附行為に基づき適切に選任されている。常任理事は理事長を補佐して、本法人の業務を分掌する。学長については、学長に関する規則に基づき適切に選任されている。

理事会は、毎月１回（８月を除く）開催している。理事及び監事の出席状況は良好であり、欠席時の委任状は適切である。理事会には、監事２人が出席し、法人の業務と財産状況等について、業務監査を行っている。また、緊急性の高い議案については、常任理事会を開催し、機動的意思決定ができる体制を整えている。

学園の運営に係る重要事項は、理事会で決定する前に定例学内理事懇談会を開催し、法人側と教学側の意思疎通を図っている。同懇談会は、理事長、学長、中学・高等学校長、学内理事、法人事務局長（兼務）、参与、理事長室長、総務部長、財務部長、学長室長、教務部長、教務部事務部長、学生部長及び学生部事務部長合わせて 16 人で構成され、毎月２回（８月は１回）開催し、法人側と教学側との意見調整の場として大切な役割を果たしている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-2-1】学校法人国士舘寄附行為
【資料 3-2-2】学校法人国士舘寄附行為施行規則
【資料 3-2-3】国士舘大学学長に関する規則
【資料 3-2-4】国士舘大学学長に関する規則施行細則
【資料 3-2-5】理事業務分掌（国士舘会報　第 27-５号）
【資料 3-2-6】学校法人国士舘常任理事会運営内規
【資料 3-2-7】定例学内理事懇談会要綱

（3）3－2 の改善・向上方策（将来計画）

企画課

理事会は、学内教職員だけでなく、学外からも豊かな見識を持つ者がバランスよく選任され、問題なく機能している。

理事会の意思決定を円滑に進めるため定例学内理事懇談会が設けられ、法人側と教学側の意思疎通を図り、相互連携を促進するなど、適切に機能しており、今後とも維持・継続していく方針である。

3－3　大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

≪3－3 の視点≫

3-3-①　大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-②　大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

（1）3－3 の自己判定

基準項目 3－3 を満たしている。

（2）3－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-①大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

学長課

大学の意思決定及び業務の執行を行うため、国士舘大学学長に関する規則第 2 条（学長の職務）学長が大学の校務を掌ることと所属教職員を統督する事を定めている。また、意思を決定し業務の執行をするため、学則第 34 条（学部長会）及び大学院学則第 28 条（研究科長会）、国士舘大学附置研究所規程第 11 条（所長会）、国士舘大学学部長会規程第２条（協議事項）と国士舘大学大学院研究科長会規程第２条（協議事項）で定めて、使命・目的に沿って適切に運用している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-3-1】国士舘大学学長に関する規則

【資料 3-3-2】学則第 34 条（学部長会）

【資料 3-3-3】大学院学則第 28 条（研究科長会）

【資料 3-3-4】国士舘大学附置研究所規程第 11 条（所長会）

【資料 3-3-5】国士舘大学学部長会規程第２条（協議事項）

【資料 3-3-6】国士舘大学大学院研究科長会規程第２条（協議事項）

3-3-②大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

学長課

学長の補佐体制を整備するため、副学長の職務内容を改めた。大学の教育研究の目的及び使命を達成するため国士舘大学学部長会規程及び国士舘大学大学院研究科長会規程、学則第 33 条（教授会の検討事項）及び大学院学則第 27 条（研究科委員会の検討事項）、国士舘大学附置研究所規程第８条（所員会）で、学部長会、研究科長会、研究所長会を定期的に開催する事と検討内容を定めている。各会は予め学長の意向を周知する懇談事項、その後に協議事項として協議するなど、適宜民主的で効率的な運営を行っている。

また、学長を補佐する調査及び企画部門の整備として事務組織を改正し、学長室に学事に係わる情報の収集・分析、調査及び研究等を行うＩＲ機能を持たせると共に、学長室に学長課とＦＤ推進課を設置し、学長がリーダーシップを発揮しやすいように支え運用している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-3-7】国士舘大学副学長規程

【資料 3-3-5】国士舘大学学部長会規程

【資料 3-3-6】国士舘大学大学院研究科長会規程

【資料 3-3-2】学則第 33 条（教授会の検討事項）

【資料 3-3-3】大学院学則第 27 条（研究科委員会の検討事項）

【資料 3-3-4】国士舘大学附置研究所規程第８条５（所員会）

【資料 3-3-8】国士舘事務分掌規程

【資料 3-3-9】学長室学長課業務分担表

（3）3－3 の改善・向上方策（将来計画）

学長課

法改正に伴って学則や関連諸規定を改正し適切に運用されている。１年経過した平成28（2016）年４月以降に運用状況について検証する。

3－4　コミュニケーションとガバナンス

≪3－4 の視点≫

3-4-①　法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-②　法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③　リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

（1）3－4 の自己判定

基準項目 3－4 を満たしている。

（2）3－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-4-①法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門の間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

企画課

学園の運営に係る重要事項は、理事会で決定する前に「定例学内理事懇談会」を開催し、法人側と教学側とのコミュニケーションによる意思疎通を図っている。同懇談会の現在の構成員は、理事長、学長、中学・高等学校長、学内理事、法人事務局長（兼務）、参与、理事長室長、総務部長、財務部長、学長室長、教務部長、教務部事務部長、学生部長及び学生部事務部長合わせて 16 人であり、教学部門から７人が参画し、年間 23 回（月２回、８月は１回）開催している

「定例学内理事懇談会」は、理事会や評議員会に諮る議案や法人及び各部門の管理運営の課題や将来構想、その他学園全般の重要事項について、理事のほか各部門の責任者が構成員となって意見調整を図っていることから、理事会の円滑な運営に大切な役割を果たしている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-4-1】定例学内理事懇談会要綱

総務課

・定例で偶数月の第４月曜日に各事務組織の連絡調整を行い、法人及び大学等の事務の円滑な　運営に資するため、管理職対象の「事務連絡協議会」を開催している。

・定例で毎月第１、第３金曜日に法人管理職対象の「法人事務局ミーティング」を開催し、情報の共有化を図り、意思の疎通に努めている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-4-2】国士舘事務連絡協議会規程

【資料 3-4-3】平成２７年度国士舘大学会議関連日程一覧表（学長室作成）

学長課

理事長が主催する、定例学内理事懇談会を月２回定期的に開催している。教学からは理事である学長と、学長室長、教務部長、教務部事務部長、学生部長、学生部事務部長が出席し、法人と教学の意思の疎通を図っている。また、国士舘教育総合改革検討委員会が設置され、委員長が理事長、副委員長に学長と常任理事１名、委員には法人と教学の役職者を置き、総合的に教育の将来構想を検討している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-4-4】国士舘教育総合改革検討委員会要綱

3-4-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

企画課

監事の監査業務により、本法人のガバナンス機能を保持している。監事は、寄附行為第７条に基づき、法人の理事、教職員及び評議員以外の者から、理事会で選出した候補者について評議員会の同意を得て、理事長が選任している。監事の定数は２人、任期は３年、職務については寄附行為に規定されており、本法人の業務及び財産状況を監査している。監事は、各年度の決算について監査し、監査報告書により理事会及び評議員会に報告するとともに、理事会と評議員会に出席に出席して意見を述べている。

また、本法人に寄附行為に基づき評議員会を置いている。評議員会は、寄附行為第 29 条に「評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる」と定められている。評議員の定数は 20 人以上 25 人以内、任期は３年となっており、寄附行為第 30 条及び同施行規則第３条に基づき、教職員、卒業生及び学識経験者が法人及び教学、そして学内外からも意見が取り入れられるよう適切に選任されている。評議員会は、現在 22 人で構成され、出席状況は良好であり、適切に運営されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-4-5】学校法人国士舘寄附行為　第７条（監事の選任及び職務）

【資料 3-4-6】監事監査規程

【資料 3-4-7】内部監査規程

総務課

・理事長の依命により平成 25（2013）年４月から８月の間、５回にわたり「学長選出の方策に関する検討委員会」を開催し、全学的な検討を行い学長のリーダーシップの下で、戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築し、副学長の職務、教授会の役割の明確化等、法改正に伴い、学長に関する規則等の規程整備（平成 26 年９月 24 日施行）を行った。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-4-8】学長選出の方策に関する検討結果について（答申）

3-4-③リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

企画課

リーダーシップに関しては、理事長と学長は常に経営と教学における課題と問題点を共有し、解決に取り組んでおり、理事長は、理事会や定例学内理事懇談会で議長として統括し、法人の管理運営に関してリーダーシップをとっている。学長は、学部長会、大学院研究科長会及び附置研究所長会を統括し、大学運営に関してリーダーシップを発揮している。また、理事長と学長は、毎年全教職員と対象とした年頭挨拶（１月）及び創立記念式典の式辞（11月）で学園の運営方針と課題等を表明し、全教職員の共通認識として浸透しており、適切なリーダーシップが発揮されている。

ボトムアップについては、理事長の学園運営方針を示した各種諮問委員会を設置し、理事長に具体的施策が答申されている。平成 27（2015）年度には、将来構想担当の常任理事を中心に法人と教学側の関係教職員で構成する中長期計画に関するワーキンググループにより「学校法人国士舘中長期事業計画」を取りまとめ、理事会承認の後、中長期事業計画を策定した。

このように理事長と学長により、リーダーシップとボトムアップのバランスの取れた運営が行われている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-4-5】学校法人国士舘寄附行為　第６条（理事の選任）第１項第１号（国士舘大学長)、第 17 条（理事長、副理事長及び常任理事等の職務）

【資料 3-4-1】定例学内理事懇談会要綱

【資料 3-4-9】学校法人国士舘中長期事業計画

学長課

学長がリーダーシップを発揮できる体制として、学則第 34 条（学部長会)、大学院学則第 28 条（研究科長会）定め、国士舘大学学部長会規程、国士舘大学大学院研究科長会規程、国士舘大学附置研究所規程第 11 条（所長会）で、学部長会、研究科長会、研究所長会を定期的に開催する事を定めて運用している。また、各学部には教授会、大学院研究科には委員会、研究所には所員会の運営を規定し、各機関の情報をくみ上げるなど、学長のリーダーシップと、各機関からのボトムアップのバランスがとれる運営を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-4-10】国士舘大学学部長会規程

【資料 3-4-11】国士舘大学大学院研究科長会規程

【資料 3-4-12】学則第 34 条（学部長会）

【資料 3-4-13】大学院学則第 28 条（研究科長会）

【資料 3-4-14】国士舘大学附置研究所規程第 11 条（所長会）

（3）3－4 の改善・向上方策（将来計画）

企画課

理事長、学長のリーダーシップのもと法人と教学部門の連携、意思疎通を図るため定

例学内理事懇会を継続するとともに各種会議体を通じ、教職員とのコミュニケーションを円滑に保ち、迅速な意思決定が行える組織の確立とガバナンス機能の強化に向けて今後も努力する。

特に学長のリーダーシップについては、学校教育法改正を受け、学内諸規則を改正したほか、学長選出の方策に関する検討委員会の答申をもとに「学長に関する規則」を改正（平成 27（2015）年９月 24 日施行）し、次期学長がリーダーシップを発揮しやすい環境を整え、将来的にも改善を図っていく方針である。

学長課

学部や研究科、研究所で、教学の案件を決定するまでには三ヶ月の期間が必要になることから、早期に決定をして実行する場合の決定方法を検討していく。

3－5　業務執行体制の機能性

≪3－5 の視点≫

3-5-①　権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-②　業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③　職員の資質・能力向上の機会の用意

（1）3－5 の自己判定

基準項目 3－5 を満たしている。

（2）3－5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-5-①権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

企画課

本法人の事務組織体制は、国士舘事務組織規則に定めており、事務組織の業務内容は、国士舘事務分掌規程により定められており、責任体制と各部署の所管業務を明確にしている。組織編成は、教育研究組織と事務組織に区分し、それぞれの役割を明確にして効果的な運用ができるよう業務量に応じて職員を配置しており、適切な組織編成となっている。

以上のことから、権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編成及び職員の配置による業務の効果的な執行体制を確保している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-5-1】国士舘事務組織規則

【資料 3-5-2】国士舘事務分掌規程

国士舘 100 周年事業推進課

創立 100 周年まで残すところ２年余りとなり、提案された事業の具体化が遅れ気味となっている。今後、関係部署との事前調整及び学内における公式会議体において協力要請を図っていく。

総務課

・学校教育法等の一部法改正を踏まえ、大学事務組織規則及び事務分掌規程の一部改正を行い人員及び環境設備を随時整備している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-5-1】国士舘事務組織規則

【資料 3-5-2】国士舘事務分掌規程

人事課

事務組織については国士舘事務組織規則に明確に定められている。また、同規則では職員の配置についても定めており、適切な事務体制と職員の配置が保たれている。

職員の確保については、毎年公募による専任職員採用試験を実施し、平成 23 年度(2011年)からは年 6～10 人の専任職員を採用している。試験は 5 次試験まで実施し事務の遂行に必要な職員を確保している。

職員の事務分掌については、国士舘事務分掌規程に基づき、各か所長が業務分担及び、それぞれの業務について主務者（担当者）を定めることにより、権限の分散と責任を明確にし、業務の効果的な執行体制を確保している。

その他、平成 24(2012)年度から外部委託している図書館業務に加えて、日本学生支援機構奨学金業務を平成 27(2015)年度から外部委託している。これにより専任職員の円滑な人事異動が図られ、適切な組織編成及び業務効率の向上につながっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-5-1】国士舘事務組織規則

【資料 3-5-2】国士舘事務分掌規程

【資料 3-5-3】業務仕様書（日本学生支援機構奨学金業務委託）

管財課

国士舘事務分掌規程によって、物品や施設管理に関する職務内容や事務分掌を明示している。また、その中でも大学施設を含む固定資産の適切な管理を行うため、施設管理業務の一部を町田校舎・多摩校舎に分任させている。さらに、管理組織を明確に定め、組織毎の管理責任者を理事長が指名することで包括的な管理に努め、業務の効率的な執行体制を確保している。

施設管理業務の一部においては、より専門的な視点から適切に管理を行うため外部委託を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-5-2】国士舘事務分掌規程

【資料 3-5-4】物品管理規程

【資料 3-5-5】施設管理規程

【資料 3-5-6】業務委託一覧

3-5-②業務執行の管理体制の構築とその機能性

企画課

業務執行の管理体制は、「国士舘事務組織規則」に基づき管理責任者を決められており、

業務内容は、国士舘事務分掌規程に基づき、それぞれの部課室等における管理体制が構築されている。法人の会計処理や計算書類作成については、「経理規程」に定め、法人業務の適正かつ合理的な運営により、適正に行われている。文書の取扱いについては、「国士舘文書取扱規程」に基づき文書の接受、発送、起案文書の作成や決裁方法等学内における取扱いを明確にするとともに文書の保存期間を定めている。公印の取扱いについては、「国士舘公印管理規程」に基づき、公印の名称・用途・管理責任者を決め、公印が適切に使用されるよう管理しており、適正かつ機能的に業務を執行している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-5-1】国士舘事務組織規則
【資料 3-5-2】国士舘事務分掌規程
【資料 3-5-7】経理規程
【資料 3-5-8】国士舘文書取扱規程
【資料 3-5-9】国士舘公印管理規程

人事課

役員(理事)任期の期首及び理事変更時に、理事の担当業務を「理事業務分掌」に明確に定め、業務執行管理体制を構築している。

各部署においては、3-5-①のとおり業務分担を適切に行い、各業務の主務者（担当者）の責任業務を明確にし、管理職が業務進歩状況の把握に努めている。加えて、定期的な内部監査の指導により業務執行状況及び管理体制の適正化を確保している。

また、平成 26(2014)年 2 月に理事長の諮問機関として設置した、大学事務組織改編検討委員会の答申に基づき、平成 27(2015)年 4 月から大学事務組織の改編を行い、業務の効率化とともに、機能的な管理体制の構築が進んでいる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-5-10】理事業務分掌
【資料 3-5-11】大学事務組織構成図
【資料 3-5-12】国士舘事務組織規則の一部改正新旧対照表
【資料 3-5-13】国士舘事務分掌規程の一部改正新旧対照表

管財課

業務執行の管理体制については稟議制度による意思決定並びに業務執行の管理、内部監査室による内部監査などが挙げられる。稟議制度により業務執行において意思決定者の審議と適切な決裁が得られていることを担保する。また、内部監査室による監査により業務執行が適切に行われたか検証する。これらにより、本学における業務執行の管理体制は適切に行われ、機能していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-5-1】国士舘事務組織規程
【資料 3-5-2】国士舘事務分掌規程

3-5-③職員の資質・能力向上の機会の用意

広報課

学内外の情報をホームページや冊子等の各媒体で発信するなど、業務遂行に必要な基

本情報の共有や連携につながる取り組みを実施し、職員の資質・能力向上の機会の一つとしている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-5-14】大学トップページ　http://www.kokushikan.ac.jp/

【資料 3-5-15】国士舘大学新聞

【資料 3-5-16】国士舘要覧

【資料 3-5-17】ウゴパン

総務課

・職員で編成している、自衛消防隊・自衛消防班による学内での自主訓練を所轄警察署と合同で実施している。また学外訓練施設での合同訓練も毎年実施し、個々の資質向上に努めている。

・職員を対象に法律に基づく「自衛消防業務講習」の受講を促進し、有資格者を毎年増やして自衛消防組織の充実を図っている。

・省エネ対策、危険物・産業廃棄物処理及び防火・防災業務に係る研修を積極的に受講し、法令に基づき適正に対応している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-5-18】学校法人国士舘防火・防災管理規程

人事課

ＳＤ（Staff Development）活動は、事務組織の管理運営や教育支援等を含めた大学職員の資質向上を目的とした研修事業を主として、全学的に取り組んでいる。

研修事業は、職員研修委員会規程に基づいた職員研修委員会が主催する研修と、各部課室の所属長が計画し実施する職掌別研修の二つがあり、それぞれで職員の資質能力向上を図っている。

職員研修委員会は専任職員 11 人で構成され､毎年､職員研修事業計画を策定している。職員研修事業計画は、階層別（職能）研修、目的別（実務）研修、キャリアデザイン研修の三つの教育研修体系に区分され、対象者や目的に応じて多様な研修プログラムを実施している。

また、平成 27(2015)年 7 月には、職員研修委員会が学長室ＦＤ推進課に協力して、ＦＤ・ＳＤシンポジウム「大学教育の質的転換と新たな教職協働～ＦＤ活動への学生の取り込み～」を開催し「学生と職員」「教員と職員」「職員と職員」それぞれの連携強化を図った。

人事評価は､「専任職員の昇格等の基準」に基づき実施している。2 等級から 7 等級までの専任職員について、所属長が職務等級に応じた勤務評価を行い、評価が優良の者に関しては、理事長を委員長とする専任職員昇格審査委員会等で審査の上、上位の等級に昇格させている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-5-19】職員研修委員会規程

【資料 3-5-20】職員研修事業計画（平成 27 年度）

【資料 3-5-21】職員研修事業計画について（申請）（平成 27 年度）

【資料 3-5-22】職員研修実績・実施予定（平成 27 年度）

【資料 3-5-23】国士舘大学ＦＤ・ＳＤシンポジウム報告書
「大学教育の質的転換と新たな教職協働」～ＦＤ動への学生の取り込み～
【資料 3-5-24】専任職員の昇格等の基準

管財課

施設・固定資産関係の講演や他大学施設見学への積極的な参加を通じて、施設管理についての知識向上を図っている。また、課員は概ね水質管理責任者講習（甲)、エネルギー管理講習等の講習を受講するなど、施設管理上必要な資格取得に取り組んでいる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-5-25】学校会計固定資産研究会（第 138 回）＆交流会タイムスケジュール
学校会計固定資産研究会（第 138 回）　大学別出欠一覧
【資料 3-5-26】水質管理責任者資格講習（甲）課程修了証書
【資料 3-5-27】エネルギー管理講習（新規講習）修了証

(3) 3－5 の改善・向上方策（将来計画）

企画課

大学における職員の果たすべき役割が重要性を増してきており、より高いレベルでの問題解決能力、業務遂行能力、調整能力などが求められている。

事務組織の改編や配置転換による組織力の向上を図るため、職員個々の資質・能力向上が重要となる。このため専門性を高めるための学内研修を充実させるなどの学園全体の研修のあり方を検討し、職員の育成と能力向上につながるよう努めていく。

広報課

教職員それぞれの能力・資質向上を高めるとともに、学園の情報・方針を常に共有しながら社会のニーズに即した学園を目指すため、教職員用ポータルサイトの構築を検討する。

国士舘 100 周年事業推進課

全体的な進捗状況把握のためのスケジュールの作成と管理。

平成 29（2017）年 11 月 4 日の創立記念日を中心とした「国士舘ウイーク」の開催告知とその企画内容の具体化。

教職員・学生等の 100 周年への機運を盛り上げるための広報活動。

総務課

平成 29（2017）年の国士舘創立 100 周年記念行事、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び大規模地震対策等､学内外の協力体制･連携を更に具体化する。

人事課

今後 10 年間は現在の専任職員のうち半数以上が定年退職を迎え職員数の低減期に入る。この期間の事務組織を円滑かつ効率的に運営するため、理事長が諮問した大学事務組織改革検討委員会答申の事務組織改編案を早急に実現し、職員数低減期の事務組織体制を整備強化する。

また、当事務組織の改編では、大学教学部門に、ＴＡ及び学生スタッフを活用する授業支援課を設置し､教員の授業支援とともに､専任職員の業務効率化に繋げていきたい。

職員の資質・能力向上については、本学が目指す「学生・生徒への愛情を優先した面倒見のよい学園」の実現に、主体的に寄与できる高度専門職の職員育成に努めるべく、これまで実施されていた研修プログラムを再検討し、研修がその後に活かされるようなより効果の高い内容に再構築するとともに、新たに他大学と合同でＳＤを実施する研修を計画している。

管財課

現在の執行体制について、点検結果に基づきより効率的な体制への変革を検討していきたい。

業務委託に関しては、管理効率・経費削減を考慮し統括的な体制構築を目指す。

3－6　財務基盤と収支

≪3－6 の視点≫

3-6-①　中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-②　安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

（1）3－6 の自己判定

基準項目 3－6 を満たしている。

（2）3－6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-6-①中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

経理課

毎年 9 月に理事会から予算編成方針が出され、予算単位部門で要求される事業計画を受けて立案される中長期事業計画案は、理事会を経て予算に反映される。

創立 100 周年記念事業の実現に向けて基本方針の施設整備計画を引き続き推進し、キャンパスの教育環境の充実を図る。

中長期計画の一環として、創立 100 周年記念事業への第 2 号基本金（平成 26（2014）年度末現在 16 億 5 千万円）の先行組入を実施した。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-6-1】事業計画書

【資料 3-6-2】予算編成方針及び財務指標を示す資料（連続財務比率表）

【資料 3-6-3】中長期計画書及び裏付けとなる財務計画資料（今後の財政見通し）

3-6-②安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

経理課

平成 26（2014）年度の本学の固定資産構成比率は 84.3％であり、全国私立大学平均の 87.2％より低い数値を示した。また、流動資産構成比率は 15.7％であり、全国私立大学平均の 12.8％より高い数値を示した。これら二つの結果は、本学の資産構成において、流動性が確保されていることを示唆している。

平成 26（2014）年度の本学の固定比率は 111.1％であり、全国私立大学平均の 100.5％

より低い数値を示した。固定長期適合率は 91.7%であり、全国私立大学平均の 92.2%より低い数値となっている。固定長期適合率は 100%以下で低いほど良いとされ、本学は100%以下の目安をクリアーしており、財務基盤の安定化が確保できているといえる。

大学の帰属収支差額は平成 22（2010）年度から平成 24（2012）年度の間、一貫してプラスの値を示していたが、平成 25（2013）年度にマイナスの値を示した。要因として平成 23（2011）より継続していた退職給与引当金特別繰入額の過年度不足額 10 年間按分繰入を中止、同引当金不足額の一括繰入、併せて福岡県太宰府市に所有していた太宰府キャンパスを太宰府市に売却し不動産売却差額を計上する単年度臨時的によるものであり、平成 26（2014）年度では 4 億 3 千万円のプラスへ改善回復した。

大学の人件費比率、人件費依存率は、平成 22（2010）年度から平成 26（2014）年度の間、同規模私立大学の平均値より低い値を示しており良好な状態といえる。

教育研究経費比率は、平成 22（2010）年度以降 32.8%～34.0%で推移しており、同規模私立大学の平均と同様の水準となっている。

管理経費比率は、平成 22（2010）年度以降 7.0%～8.0%で推移しており、同規模私立大学の平均値と同様の水準となっている。

以上のとおり、本学の事業の特性により管理経費比率が、全国私立大学平均と多少乖離しているものの､全体として本学の収入と支出のバランスは保たれていると判断する。

外部資金（国・地方補助金、科学研究費補助金、受託研究、共同研究）に関しては、次の取り組みのとおりである。

〔学術研究支援課〕

(ｱ)文部科学省科学研究費補助金

平成 23（2011）年度に 23 件、5,602 万円、平成 24（2012）年度に 32 件、7,457 万円、平成 25（2013）年度に 35 件、7,709 万円、平成 26（2014）年度に 38 件、6,916 万円が採択され研究活動を進めている。

(ｲ)受託研究費

平成 23（2011）年度に 4 件、164 万円、平成 24（2012）年度に 6 件、590 万円、平成 25（2013）年度に 3 件、230 万円、平成 26（2014）年度に 3 件、200 万円の依託をうけた。

(ｳ)公的競争資金

平成 25（2013）年度は、文部科学省「私立学校施設設備整備費補助金（ＩＣＴ活用推進事業)」4 件、11,090 万円、文部科学省「私立大学等研究設備整備費等補助金（研究設備)」2 件、891 万円の計 6 件、11,981 万円が採択された。

以上のことから、安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保がされていると判断する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-6-4】エビデンス集（データ編）表３－５（消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去 5 年間））

【資料 3-6-5】エビデンス集（データ編）表３－６（消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去 5 年間））

【資料 3-6-6】エビデンス集（データ編）表３－７（貸借対照表関係比率（法人全体））

【資料 3-6-7】決算書（過去 5 年間）

【資料 3-6-8】予算書（最新のもの）
【資料 3-6-9】財産目録（最新のもの）
【資料 3-6-10】金融資産の運用状況（過去 5 年間）
【資料 3-6-11】エビデンス集（データ編）表Ａ―12（当該年度における科学研究費補助金の採択状況）（過去３年間）

募金事務室

【創立 100 周年記念事業募金】

本学では、平成 29（2017）年の国士舘創立 100 周年に向けた記念事業として、総合教育棟の建設やキャンパス内の施設設備の充実、学生支援のため奨学金の充実やスポーツ・文化活動の振興の目的で、教員及び職員、在学生、卒業生並びに企業に向けて平成 18（2006）年度より寄付金募集活動を行っている。

平成 20（2008）年４月、記念事業の中核である世田谷キャンパス梅ヶ丘校舎の開設によりすべての学部で同一キャンパスにおける４年間一貫教育体制を確立した他、平成 25（2013）年には「学生・生徒の心と体の健康」と「活発な交流の場」をテーマに掲げる複合施設（メイプルセンチュリーホール）をオープンする等、教育環境整備に充当し、有効に活用されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-6-12】募金ニュース vol.3
【資料 3-6-13】大学ホームページ「創立 100 周年記念事業の概要」
http://www.kokushikan.ac.jp/information/activity/outline.html
【資料 3-6-14】大学ホームページ「創立 100 周年記念事業募金の趣意」
http://www.kokushikan.ac.jp/information/activity/fund.html
【資料 3-6-15】寄付者芳名録 vol.4

(3) 3－6 の改善・向上方策（将来計画）

経理課

「学校法人国士舘創立 100 周年記念事業の実現に向けて（基本方針）」及び実行計画を踏まえた平成 27（205）年度から同 31（2019）年度までの 5 年間を視野に入れた中長期事業計画を基に、支出予算の重点的・効率的執行管理に努め、継続して収支均衡を確保するため、平成 28（2016）年度の入学生における学納金（施設設備費）を改定。経営基盤の強化と学生・生徒の安定的確保を図る。

3－7　会計

≪3－7 の視点≫

3-7-①　会計処理の適正な実施

3-7-②　会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 3－7 の自己判定

基準項目 3－7 を満たしている。

（2）3－7 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-7-①会計処理の適正な実施

経理課

本法人における会計処理は、学校法人会計基準に準拠し本法人の「予算規程」「経理規程」「物品管理規程」「旅費規程」、及び「資金運用規程」等の根拠規定に則り適正に実施している。

当初の予算編成後において、収入の根拠となる事実が確定し、または変更を生じたこと、及び事業内容の見直しによる支出の変更に対処するため、補正予算を編成した。

また平成 27（2015）年度以降の会計年度に係る会計処理及び計算書類は、平成 24 年 4 月 22 日に公布された「学校法人会計基準の一部を改正する省令」が適用されることから、平成 26（2014）年度中に財務システムを改修し適正に処理した。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-7-1】予算規程、経理規程、物品管理規程、施設管理規程、旅費規程及び資金運用規程

【資料 3-7-2】予算執行の留意事項

【資料 3-7-3】改正会計基準の学内説明資料（平成 27（2015）年度以降）

3-7-②会計監査の体制整備と厳正な実施

経理課

会計監査では、外部監査法人による監査責任者及び監査従事者の最大で 7 人、延べ 1,050 時間にも及ぶ厳正な定期監査を受け、同監査法人が 3 カ月毎に実施する当学校法人の監事への監査内容報告会へ財務部部長及び経理課長が同席、監査上の連携を図り体制を整備した。また監事は、理事会（年 11 回開催）に毎回出席し、理事会の求めに応じ財務監査状況に関する意見を述べた。

◇エビデンス集・資料編

【資料 3-7-4】監査契約書

【資料 3-7-5】監査法人おける往査予定表

【資料 3-7-6】監査報告書

（3）3-7 の改善・向上方策（将来計画）

経理課

平成 27（2015）年 4 月 1 日から「学校法人会計基準の一部を改正する省令」の適用に伴い、会計処理の取り扱いの再確認を踏まえ、外部研修並びに内部調整会等を行うとともに、公教育を担う学校法人の経営状況について、社会によりわかりやすく説明する方策について検討する。

今後は、定期的な報告会に加えて必要に応じて意見交換会を設け、厳正なる監査体制の向上を図る。

［基準 3 の自己評価］

理事会は、寄附行為第 11 条（理事会）第２項に基づく本学における最高意思決定機関であり、寄附行為第 27 条に定めた重要事項（諮問事項）を審議のうえ決定している。

理事会に付議する案件については、常任理事等で構成する定例学内理事懇談会において事前に審議している。定例学内理事懇談会の審議資料は、すべて原議書により、案件ごとに出席した常任委員全員の押捺する形式をとっている。原議書は、定例学内理事懇談会の審議前に全常任理事と関係部署の管理職が審議して意見や質問があれば審議意見として記載する形を取っている。

中長期計画の一環として、創立 100 周年記念事業への第２号基本金（平成 26（2014）年度末現在 16 億５千万円）の先行組入を実施し、適切な財務運営の確立に向けた活動を着実に行っていると自己評価する。

会計処理や会計監査の体制については、学校法人会計基準に準拠し、「経理規程」「予算規程」「物品管理規程」「旅費規程」「資金運用規程」等の根拠規程に基づき適性に実施している。また、外部の監査法人による会計監査のほか、監事２人による業務監査、監査室による述べ１千時間を超える業務監査を受けるなど相互チェックを行っている。

以上のとおり、大学の使命・目的に基づいて独自に設定した基準３「経営・管理と財務」を満たしていると自己評価する。

学長課

法人及び教学の意思疎通を図るため、理事長が招聘する定例学内理事懇談会を定期的に開催している。法人参加者は常任理事及び法人事務部長、教学参加者は学長、学長室長、教務部長、教務部事務部長、学生部長、学生部事務部長が参加し、意思疎通・決定は円滑に運営されている。

教学では、学長が招聘する学部長会、大学院研究科長会、研究所長会を適切に運用している。なお、各学部には教授会、大学院研究科には委員会、研究所には所員会の運営を規定し、各機関の独自性を重視し情報をくみ上げるなど、学長のリーダーシップと、各機関からのボトムアップのバランスがとれる運営を行っている。

基準 4. 自己点検・評価

4－1　自己点検・評価の適切性

≪4－1 の視点≫

4-1-①　大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-②　自己点検・評価体制の適切性

4-1-③　自己点検・評価の周期等の適切性

(1) 4－1 の自己判定

基準項目 4－1 を満たしている。

(2) 4－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-①大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

企画課

本学は、学則第１条に教育の理念と目標を定めており、この目的を達成するために、それぞれの組織において、「国士舘自己点検・評価委員会規程」及び「国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則」に基づき、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価委員会は、法人部会と大学部会に分かれて、それぞれの項目に従い、毎年度評価を行っている。企画課は、法人部会に属し、自己点検・評価を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】学則第 1 条（目的）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料4-1-3】国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則

広報課

本学は、学則第１条の２に「教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定め、「国士舘自己点検・評価委員会規程」「国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則」に基づき、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価委員会は、法人部会と大学部会に分かれ、それぞれの項目に沿って毎年度実施している。広報課は法人部会に属し、各事項に基づき自己点検・評価に取り組んでいる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】学則第 1 条の２（自己点検・評価）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-3】国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則

総務課

防火・防災及び省エネルギー対策は、組織的に適切に実施し、各キャンパスの保安管理を図っている。地域・社会貢献については、近隣町会・小中学校及び各関係機関（警察・消防・区役所等）と連携して協力している。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-1-4】学校法人国士舘防火・防災管理規程

【資料4-1-5】学校法人国士舘大地震対応マニュアル

【資料4-1-6】国士舘エネルギー管理規程
【資料4-1-7】災害に備える国士舘手順書（ハンドブック）
【資料4-1-8】省エネルギー推進のための平成27年度学園閉鎖計画
【資料4-1-9】避難訓練

町田校舎事務課

本学の全学的な自己点検・評価活動は、「国士舘自己点検・評価委員会規程」に基づいて自己点検・評価委員会が、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、３年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて、理事会に報告し、学内外に公表している。

また、規定により、法人事務局長を委員長とする「法人部会」、教務部長を委員長とする「大学部会」が附置され、自己点検・評価の基本方針や実施基準に基づいて、組織的に、それぞれの役割における課題を年度ごとに掘り下げ、恒常的な組織改善改革につなげている。

自己点検・評価委員会は、全学的にＦＤ（Ｆaculty Ｄevelopment）・ＳＤ（Ｓtaff Ｄevelopment）活動までを含めて組織のさまざまな活動の推進や作業の様子をシステム的に捉え自己点検・評価報告書にまとめている。

本課は、前述に基づいて、学生サービス及び教育環境の整備について、自己点検・評価を重ねてきた。

以上のとおり、本学は大学の使命･目的に即した自主的･自律的な自己点検評価を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】学則第１条の２（自己点検・評価）
【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程
【資料 4-1-3】国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則
【資料 4-1-10】大学院学則第１条２（自己点検・評価）

政経学部

本学では教育水準の向上を図り本学の目的及び社会的使命を達成するため、1994 年 7 月に自己点検・評価委員会を立ち上げ、本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について、原則３年ごとに自己点検・評価を実施するとともに、その結果を報告書としてホームページ上で公表している。

また、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価のために、政経学部では現在、年２回の教務課主導による全学的な授業評価アンケートのほか、一部の学生を対象にした外部委託の４年間のパネル調査等を平成 24（2012）年度からの中途退学者対策プロジェクトの一環で行っている。調査の中間報告に基づき、「フレッシュマンゼミナール」の機能が強化され、基礎ゼミナールから「専門ゼミナールⅠ」への橋渡しの必要性について議論がなされている。

加えて、規定により、法人事務局長を委員長とする「法人部会」、教務部長を委員長とする「大学部会」が附置され、自己点検・評価の基本方針や実施基準に基づいて、組織的に、それぞれの役割における課題を年度ごとに掘り下げ、恒常的な組織改善改革につ

なげている。

以上のことから、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価が行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-11】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）

http://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/financial/self_inspection/index.html

体育学部

本学の全学的な自己点検・評価活動は、「国士舘自己点検・評価委員会規程」に基づいて自己点検・評価委員会が、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、３年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて、理事会に報告し、学内外に公表している。

また、規定により、法人事務局長を委員長とする「法人部会」、教務部長を委員長とする「大学部会」が附置され、自己点検・評価の基本方針や実施基準に基づいて、組織的に、それぞれの役割における課題を年度ごとに掘り下げ、恒常的な組織改善改革につなげている。

自己点検・評価委員会は、全学的にＦＤ（Ｆaculty Ｄevelopment）・ＳＤ（Ｓtaff Ｄevelopment）活動までを含めて組織のさまざまな活動の推進や作業の様子をシステム的に捉え自己点検・評価報告書にまとめている。

学部内における自己点検・評価については体育学部規定において「体育学部教務委員会内規」に基づき、教務委員会を置き、「体育学部ＦＤ委員会内規」に基づき、ＦＤ委員会を置いている。体育学部教務委員会内規第 2 条、第 1 項において学部カリキュラム関する事項を協議事項とし、毎月 1 回（8 月は除く、臨時教務委員会は除く）、定期的に開催している。またＦＤ委員会では体育学部ＦＤ委員会内規、第 2 条にてＦＤ活動の立案、授業評価の実施と評価等を協議事項として明記しており、活動を例年数回実施しており（平成 26 年度実績 5 回）、その活動を教授会にて報告している。以上のようにカリキュラムやシラバス等授業に関わる事項、ＦＤ活動に関わる事項など審議・点検を行うための委員会を規定に基づき、設置・運営している。また、教育活動の改善向上のために授業評価アンケート、学部長との対話会を実施し、学生からの意見を聴取する取組を定期的に実施している。さらに、平成 27 年度より、体育学部所属の専任教員のメーリングリストを作成し、情報共有で電算化を行った。これにより、情報共有が容易かつ効率性が向上したと考える。以上のことから自主的・自律的な自己点検・評価を実施していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-12】体育学部教務委員会内規 第 1・2 条 26 頁

【資料 4-1-13】体育学部ＦＤ委員会内規 第 1・2 条 30 頁

【資料 4-1-14】学生と学部長の話す会（意見交換会）ポスター、意見集約記録、Ｅメール送信記録

理工学部

「自己点検・評価委員会規程」に則り、理工学部も学部長、教務主任、学生主任の学

部三役及び事務課長を中心に、自主的、自律的に自己点検・評価を「国士舘自己点検・評価委員会」で示された項目で実施している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-15】国士舘自己点検・評価委員会　評価項目

法学部

本学の全学的な自己点検・評価活動は、「国士舘自己点検・評価委員会規程」に基づいて自己点検・評価委員会が、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、３年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて、理事会に報告し、学内外に公表している。

また、規定により、法人事務局長を委員長とする「法人部会」、教務部長を委員長とする「大学部会」が附置され、自己点検・評価の基本方針や実施基準に基づいて、組織的に、それぞれの役割における課題を年度ごとに掘り下げ、恒常的な組織改善改革につなげている。

自己点検・評価委員会は、全学的にＦＤ（Ｆaculty Ｄevelopment)・ＳＤ（Ｓtaff Ｄevelopment）活動までを含めて組織のさまざまな活動の推進や作業の様子をシステム的に捉え自己点検・評価報告書にまとめている。

文学部

本学の全学的な自己点検・評価活動は、「国士舘自己点検・評価委員会規程」に基づいて自己点検・評価委員会が、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告し、学内外に公表している。また、規定により、法人事務局長を委員長とする「法人部会」、教務部長を委員長とする「大学部会」が附置され、自己点検・評価の基本方針や実施基準に基づいて組織的にそれぞれの役割における課題を年度ごとに掘り下げ、恒常的な組織改革につないでいる。文学部においては、「文学部自己点検・評価に関する内規」を定め、文学部自己点検・評価委員会を組織して、学部の自己点検・評価を適正に実施する体制を整えている。具体的には、学部長を委員長として、教務主任、学生主任、専攻主任、文学部教職課程委員会委員長、文学部事務長がその任にあたることとなっている。

自己点検・評価委員会は、全学的にＦＤ（Faculty Development）・ＳＤ（Staff Development)活動などを含めて組織的なさまざまな活動の推進や作業の様子をシステム的に捉え自己点検・報告書に取りまとめている。

本学の自己点検・評価委員会と認証評価の基準項目との対応関係は部署別回答基準に示すとおりで、日本高等教育評価機構が定める基準１～４の項目を網羅している。

大学の使命・目的に即した自己点検・評価項目として「基準Ａ．特色ある教育・研究と社会貢献」「基準Ｂ．国際交流」を設定している。すなわち、「Ａ－１特色ある教育・研究、Ａ－２社会貢献」と「Ｂ－１海外協定及び協定校との交流、Ｂ－２留学生の受け入れ並びに留学生による地域貢献及び地域交流、Ｂ－３留学の促進と留学制度の構築、Ｂ－４スポーツ交流・海外インターンシップ等の国際交流」を基準項目として、それぞれの視点を設け自己判定している。

以上のとおり、本学は大学の使命･目的に即した自主的･自律的な自己点検評価を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】学則第 1 条の 2（自己点検・評価）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-16】文学部自己点検・評価に関する内規

21世紀アジア学部

本学の全学的な自己点検・評価活動は、「国士舘自己点検・評価委員会規程」に基づいて自己点検・評価委員会が、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、3 年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて、理事会に報告し、学内外に公表している。

また、規定により、法人事務局長を委員長とする「法人部会」、教務部長を委員長とする「大学部会」が附置され、自己点検・評価の基本方針や実施基準に基づいて、組織的に、それぞれの役割における課題を年度毎に掘り下げ、恒常的な組織改善改革につないでいる。

自己点検・評価委員会は、全学的にＦＤ（Faculty Development）・ＳＤ（Staff Development）活動までを含めて組織のさまざまな活動の推進や作業の様子をシステム的に捉え自己点検・評価報告書にまとめている。

自己点検・評価委員会と認証評価の基準項目との対応関係は部署別回答基準に示すとおりで、日本高等教育評価機構が定める基準 1～4 の項目を網羅している。

大学の使命・目的に即した自己点検・評価項目として「基準 A.特色ある教育・研究と社会貢献」「基準 B.国際交流」を設定している。

すなわち、「A-1　特色ある教育・研究、A-2　社会貢献」と「B-1　海外協定及び協定校との交流、B-2　留学生の受け入れ並びに留学生による地域貢献及び地域交流、B-3 留学の促進と留学制度の構築、B-4　スポーツ交流、海外インターンシップ等の国際交流」を基準項目として、それぞれに視点を設けて自己判定している。

以上のとおり、本学は大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

経営学部

経営学部における使命・目的は「ビジネス人基礎力」の養成であり、学則第１条の２（自己点検・評価）において、学則第１条（目的）の目的及び社会的使命を達成するため、「国士舘自己点検・評価委員会規程」及び「国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則」に準拠して、自主的・自律的な自己点検・評価を実施している。

また、「国士舘大学ＦＤ委員会規程」に基づき、教授会等において学部の使命・目的達成のための教育特色である「少人数クラスによるきめ細かな教育」「実践的な職業教育、産学連携教育」「資格取得教育と単位認定制」「ゼミナール教育の重視」等に関して、検討及び審議を行っている。

以上のとおり、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を実施していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】学則第１条（目的）、第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-3】国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則

【資料 4-1-17】国士舘大学ＦＤ委員会規程

政治学研究科

本大学院学則第１条の２（自己点検・評価）の定めに則り、教育水準の向上を図り本学の目的及び社会的使命を達成するため、平成６（1994）年に制定された国士舘自己点検・評価委員会規程に基づき行われている。自己点検・評価の実施にあたっては、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を全学で取り組む体制で行い、自己点検・評価の結果を委員会に報告している。委員会は本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告し、学内外に公表している。

この度の自己点検・評価は、日本高等教育評価機構が定める基準１～４に則り行い、本学の使命・目的に即した自己点検・評価項目として「基準Ａ．特色ある教育・研究と社会貢献」「基準Ｂ．国際交流」を設定している。

前述の定めに基づき、政治学研究科では研究科長と研究科主任が研究科内の自己点検・評価委員会（運営委員会）を兼ねて、「基準１．使命・目的等」及び「基準２．学修と教授」「基準４．自己点検・評価」の全ての基準項目の評価の視点に基づき自己点検・評価を行い、研究科委員会での検討を経て報告内容を最終的に確定している。

以上のとおり、本研究科は大学の使命･目的に即した自主的･自律的な自己点検評価を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】大学院学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

経済学研究科

自己点検・評価委員会を設置して、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-10】大学院学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

経営学研究科

経営学研究科における自己点検・評価を推進する組織として、経営学研究科委員会と経営学研究科ＦＤ委員会が存在し、定期的に自己点検・評価を行う仕組みが構築されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-10】大学院学則第１条の２（自己点検・評価）
【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

スポーツ・システム研究科

本大学院学則第１条の２（自己点検・評価）並びに国士舘大学自己点検・評価委員会規程のもと、自己点検・評価を推進する組織として、研究科委員会と学術研究教育部会（含ＦＤ委員会）が存在し、定期的に自己点検・評価を行う仕組みが構築されている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 4-1-10】大学院学則第１条の２（自己点検・評価）
【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程
【資料 4-1-18】大学院スポーツ・システム研究科役務分担表

救急システム研究科

研究科における自己点検・評価を推進する組織として、研究科委員会、教務委員会、ＦＤ委員会が存在し、定期的に自己点検・評価を行う仕組みが構築されている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 4-1-10】大学院学則第１条の２（自己点検・評価）
【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程
【資料 4-1-19】大学院救急システム研究科役務分担表

工学研究科

本大学院学則第１条の２（自己点検・評価）教育水準の向上を図り本学の目的及び社会的使命を達成するため、平成６（1994）年に制定された国士舘自己点検・評価委員会規程に基づき行われている。自己点検・評価の実施にあたっては、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を全学で取り組む体制で行い、自己点検・評価の結果を委員会に報告している。委員会は本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告し、学内外に公表している。

この度の自己点検・評価は、日本高等教育評価機構が定める基準１～４に則り行い、本学の使命・目的に即した自己点検・評価項目として「基準Ａ．特色ある教育・研究と社会貢献」「基準Ｂ．国際交流」を設定している。

前述の定めに基づき、研究科委員会が自己点検・評価委員会を兼ねて「基準１．使命・目的等」及び「基準２．学修と教授」「基準４．自己点検・評価」の全ての基準項目の評価の視点に基づき自己点検を行い、自己判定の留意点に基づき評価を行った。

以上のとおり、本学は大学の使命･目的に即した自主的･自律的な自己点検評価を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 4-1-10】大学院学則第１条の２（自己点検・評価）
【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

法学研究科

法学研究科は、研究科科長・主任を中心に研究科の使命・目的・教育目標・教育研究

組織・教育内容・方法、学生の受け入れ、教育組織、研究活動、研究環境、施設、整備、社会貢献、管理運営等について、研究科として自主・自立的に自己点検・評価を実施している。全学的には、「国士舘自己点検・評価委員会規程」に基づいて、自己点検 ・評価委員会が、本学の目的及び社会的使命を達成するために、本法人及び本学の管理運営及び教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行なっており、３年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて理事会に報告し、学内外に公表している。「法人部会」「大学部会」を置いて、より一層の組織の改善につなげている。ＦＤ・ＳＤ活動を含めた活動の推進も図り、自己点検・評価をおこなっており、これらの継続的な点検は、研究科の現状と研究科の社会的役割を果たす意味でも必要不可欠と考えている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料4-1-11】自己点検評価報告書（平成24年度）

【資料 4-1-20】法学研究科議事録

【資料 4-1-21】国士舘大学自己点検評価委員会大学部会議事録

総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科は、研究科科長と主任担当者の二人で評価委員となり大学使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検項目について対応する事実を確認し証拠を収集し、事実と証拠が一致しているか確認することにより評価している。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-1-22】総合知的財産法学研究科・自己点検・評価項目定期点検管理表

人文科学研究科

全学ＦＤ委員会の方針に基づき、かつ、研究科の特性を踏まえた自己点検・評価を行い、ＦＤ報告を行っている。しかしながら、人文科学研究科独自の取組は十分に出来ていない。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-1-23】ＦＤ報告書

グローバルアジア研究科

本大学院学則第１条の２（自己点検・評価）教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、平成６(1994)年に制定された国士舘自己点検評価委員会規程に基づき行われている。自己点検・評価の実施にあたっては、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という)、が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の策定した自己点検・評価の結果を委員会に報告している。委員会は本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い３年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて理事会に報告し、学内外に公表している。

今回の自己点検・評価は、日本高等教育評価機構が定める基準 1～４に則り行い、本学の使命・目的に即した自己点検・評価項目として「基準 A.特色ある教育・研究と社会貢献」「基準 B.国際交流」を設定している。

グローバルアジア研究科は前述の定めに基づき、研究科内の運営委員会が自己点検・評価委員会を兼ねて「基準１．使命・目的等」及び「基準２．学修と教授」「基準４．自

己点検・評価」のすべての基準項目の評価の視点に基づき自己点検を行い、自己判定の留意点に基づき評価を行った。

以上のとおり、本大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検評価を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】大学院学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-1-24】グローバルアジア研究科の組織表

国際交流センター

学校教育法第 83 条（目的）に基づき、学則の第 1 条（目的）を達成するために、第 37 条の２に本センターの設置を定めている。自己点検は、学則第１条の２（自己点検・評価）の定めに則り、平成６(1994)年に制定された国士舘自己点検・評価委員会規程に基づき行われている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

イラク古代文化研究所

本学学則第１条の２（自己点検・評価）教育水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、平成６(1994)年に制定された国士舘自己点検評価委員会規程、自己点検・評価委員会規程施行細則に基づき行われている。自己点検・評価の実施にあたっては、自己点検・評価委員会が中心となり、法人部会及び大学部会を置いて、委員会の策定した自己点検・評価の結果を委員会に報告している。委員会は３年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて理事会に報告し、学内外に公表している。

イラク古代文化研究所は前述の定めに基づき、研究所員会が自己点検・評価委員会を兼ねて、「基準１．使命・目的等」及び「基準２．学修と教授」「基準４．自己点検・評価」のすべての基準項目の評価の視点に基づき自己点検を行い、自己判定の留意点に基づき評価を行った。

以上のとおり、本大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検評価を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-1-2】国士舘大学自己点検評価委員会規程

【資料4-1-3】国士舘大学自己点検評価委員会施行細則

【資料4-1-25】イラク古代文化研究所所員会議事録

武道・徳育研究所

本学学則第１条の２（自己点検・評価）教育水準の向上を図り本学の目的及び社会的使命を達成するため、平成６（1994）年に制定された国士舘自己点検・評価員会規程に基づき行われている。自己点検・評価の実施にあたっては、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を全学で取り組む体制で行い、自己点検・評価の結果を委員会に報告している。委員会は本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状

況について自ら点検・評価を行い３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告し、学内外に公表している。

この度の自己点検・評価は、日本高等教育評価機構が定める基準１～４に則り行い、本学の使命・目的に即した自己点検・評価項目として「基準Ａ．特色ある教育・研究と社会貢献」「基準Ｂ．国際交流」を設定している。

武道・徳育研究所は、前述の定めに基づき、「基準１．使命・目的等」及び「基準４．自己点検・評価」の全ての基準項目の評価の視点に基づき自己点検を行い、自己判定の留意点に基づき評価を行った。

以上のとおり、本学は大学の使命･目的に即した自主的･自律的な自己点検評価を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

防災・救急救助総合研究所

防災・救急救助総合研究所では、本学学則第１条の２（自己点検・評価）の定めに則り、当研究所が毎月１回開催する所員会において、平成６（1994）年に制定された国士舘自己点検・評価員会規程（以下「規程」という。）運営・方針等について協議を行い、自主的に点検評価を行っている。

アジア・日本研究センター

本学の目的及び社会的使命を達成するため本学学則第１条の２「自己点検・評価」に基づき国士舘自己点検･評価委員会規程が制定された。同委員会規程に基づき自己点検・評価委員会が組織され、法人関係については法人部会、大学関係については大学部会が担当して３年ごとに自ら自己点検・評価を行い、その結果を理事会に報告して学内外に公表している。

本学の自己点検・評価委員会と認証評価の基準項目との対比は日本高等教育評価機構が定める基準１～４に対応している。そして本学の使命、目的に則った自己点検・評価項目は「基準Ａ 特色ある教育・研究と社会貢献」「基準Ｂ 国際交流」を基準項目として設定している。

アジア・日本研究センターはセンター運営委員会において「基準１ 使命、目的等」「基準４ 自己点検・評価」及び「基準Ａ 特色ある教育・研究と社会貢献」の内 A-1-④　その他の特色ある教育研究　A-2 社会貢献の内、A-2-④　その他の社会貢献「基準 Ｂ 国際交流」の内、B-1-④　その他の海外協定及び協定校との交流について自己判定の留意点に基づき自己点検・評価を行う。

以上により本大学の使命、目的及び当センターの趣旨に即した自主的、自律的な自己点検・評価を行う。

生涯学習センター

国士舘自己点検・評価委員会規程に基づき、自己点検・評価委員会と作業組織として法人･大学の両部会を設置し適切に実施している。同規程第６条第１項の定めのとおり、原則３年ごとに自己点検評価の結果をとりまとめ理事会に報告している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第２条（自己点検評価委員会）
【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第６条（自己点検評価の報告）
【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第７条（部会の設置）

ウエルネス・リサーチセンター

ウエルネス・リサーチセンターでは、本学学則第１条の２（自己点検・評価）の定めに則り、運営委員会において、自主的に点検評価を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第２条（自己点検評価委員会）
【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第６条（自己点検評価の報告）
【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第７条（部会の設置）

図書館・情報メディアセンター

本学の自己点検・評価は、本学学則第１条の２(自己点検・評価)の定めに則り、平成６（1994）年に制定された国士舘自己点検・評価委員会規程（以下「規程」という。）に基づき行われている。自己点検・評価の実施にあたっては、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を全額で取り組む体制で行い、自己点検・評価の結果を委員会に報告している。委員会は本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告し、学内外に公表している。

この度の自己点検・評価は、日本高等教育評価機構が定める基準１～４に則り行い、本学の使命・目的に即した自己点検・評価項目として「基準Ａ．特色ある教育・研究と社会貢献」「基準Ｂ．国際交流」を設定している。

本機関は前述の定めに基づき、機関内のさまざまな活動の推進や作業の様子をデータに基づき自己点検・評価を行い大学部会に報告するとともに業務改善につなげている。

以上のとおり、本学は大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検評価を行っていると自己評価する。

学長課

学則第１条２（自己点検・評価）及び大学院学則第１条２（自己点検・評価）で定め、国士舘自己点検・評価委員会規程第７条４において各学部・各研究科・各研究所は原則として３年ごとに自己点検・評価を行い、結果を委員会に報告する事を定めている。また、国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則第４条（大学部会）は、組織運営、教育研究活動、入学者選抜・国際交流・生涯学習や施設整備状況から将来計画に関することを、評価項目に基づいて点検･評価を適切に行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】学則第１条２（自己点検・評価）
【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程
【資料 4-1-10】大学院学則第１条２（自己点検・評価）

ＦＤ推進課

本学の全学的な自己点検・評価活動は、「国士舘自己点検・評価委員会規程」に基づい

て自己点検・評価委員会が、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告し、学内外に公表している。また、規定により、法人事務局長を委員長とする「法人部会」、教務部長を委員長とする「大学部会」が附置され、自己点検・評価の基本方針や実施基準に基づいて組織的にそれぞれの役割における課題を年度ごとに掘り下げ、恒常的な組織改革につないでいる。

自己点検・評価委員会は、全学的にＦＤ（Faculty Development）・ＳＤ（Staff Development)活動などを含めて組織的なさまざまな活動の推進や作業の様子をシステム的に捉え自己点検・報告書に取りまとめている。

本学の自己点検・評価委員会と認証評価の基準項目との対応関係は部署別回答基準に示すとおりで、日本高等教育評価機構が定める基準１～４の項目を網羅している。

大学の使命・目的に即した自己点検・評価項目として「基準Ａ．特色ある教育・研究と社会貢献」「基準Ｂ．国際交流」を設定している。すなわち、「Ａ－１特色ある教育・研究、Ａ－２社会貢献」と「Ｂ－１海外協定及び協定校との交流、Ｂ－２留学生の受け入れ並びに留学生による地域貢献及び地域交流、Ｂ－３留学の促進と留学制度の構築、Ｂ－４スポーツ交流・海外インターンシップ等の国際交流」を基準項目として、それぞれの視点を設け自己判定している。

以上のとおり、本学は大学の使命･目的に即した自主的･自律的な自己点検評価を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】学則第１条２（自己点検・評価）
【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程
【資料 4-1-3】国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則
【資料 4-1-10】大学院学則第１条２（自己点検・評価）

教務課

本学の全学的な自己点検・評価活動は、「国士舘自己点検・評価委員会規程」に基づいて自己点検・評価委員会が、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、３年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて、理事会に報告し、学内外に公表している。

また、規定により、法人事務局長を委員長とする「法人部会」、教務部長を委員長とする「大学部会」が附置され、自己点検・評価の基本方針や実施基準に基づいて、組織的に、それぞれの役割における課題を年度ごとに掘り下げ、恒常的な組織改善改革につなげている。

自己点検・評価委員会は、全学的にＦＤ（Ｆaculty Ｄevelopment)・ＳＤ（Ｓtaff Ｄevelopment）活動までを含めて組織のさまざまな活動の推進や作業の様子をシステム的に捉え自己点検・評価報告書にまとめている。

本課は、前述の定めに基づいて、「２－２　教育課程及び教授方法」「２－３　学修及び授業の支援」「２－８　教員の配置・職能開発等」及び「２－９　教育環境の整備」に

ついて、国士舘大学の学事計画に依って、カリキュラム・ポリシー（教育課程の内容・方法の方針）を念頭に、教務主任会及び学部長会の議を経たうえで、それぞれの事業を運営しつつ、自己点検・評価を重ねている。

「２－２　教育課程及び教授方法」については、質の高い学修環境の整備・向上のためのシラバスの完備及び厳格な成績評価を行うためのＧＰＡ制度等を導入した。また、これらの施策を学事計画等教学政策に依った点検・検証を行っている。

「２－３　学修及び授業の支援」としては、学長を中心とした中途退学者対策の一環として、出席管理システムを活用している。また、学部長会において、学生の身分異動数を本課で報告し、分析・議論がなされており、エビデンス集（データ編）「表２－４　学部、学科別の退学者数の推移（過去３年間）」のデータを基とした点検・評価を行っている。

「２－８　教員の配置・職能開発等」においては、非常勤講師数の抑制のために学長を中心とした検討・調整を行い、採用人員の最適化を図っている。本課としては、エビデンス集（データ編）「表Ｆ－６　全学の教員組織（学部等）」のデータから教員数等の点検・調整を図っている。

「２－９　教育環境の整備」は、教室環境の整備・向上のため、視聴覚機器の段階的な整備を行い、学生の主体的な学修の一助となる教室環境の構築を行っている。本課では、適正な教室等の管理・運営のため「校地管理システム」を導入し、点検・評価を重ねている。

前述のとおり、本課では各取り組みについてそれぞれ自己点検・評価を行い、関連業務の改善につなげており、また、大学部会へ自己点検・評価及び業務改善内容を報告している。

学生・厚生課

本学の自己点検・評価は、本学学則第１条の２（自己点検・評価）の定めに則り、平成６（1994）年に制定された国士舘自己点検・評価員会規程（以下「規程」という。）に基づき行われている。自己点検・評価の実施にあたっては、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を全学で取り組む体制で行い、自己点検・評価の結果を委員会に報告している。委員会は本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告し、学内外に公表している。

学生・厚生課はこれらの定めに基づき、前回（平成 24（2012）年度）の自己点検・評価の結果を踏まえ参考にしながら、学生生活におけるさまざまな活動の推進や厚生補導について、状況・データに基づき自己点検・評価し、その内容を大学部会に報告するとともに、更なる業務の改善・向上を図っている。

以上のとおり、学生・厚生課は、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第２条（委員会設置）、第６条（自己点検・評価結果の報告等）、第７条（部会の設置等）
【資料 4-1-26】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）

入試部

本学の自己点検・評価は、本学学則第１条の２（自己点検・評価）の定めに則り、平成６（1994）年に制定された国士舘自己点検・評価員会規程（以下「規程」という。）に基づき行われている。自己点検・評価の実施にあたっては、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を全学で取り組む体制で行い、自己点検・評価の結果を委員会に報告している。委員会は本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告し、学内外に公表している。

この度の自己点検・評価は、日本高等教育評価機構が定める基準１～４に則り行い、本学の使命・目的に即した自己点検・評価項目として「基準Ａ．特色ある教育・研究と社会貢献」「基準Ｂ．国際交流」を設定している。

本課は前述の定めに基づき、「基準項目２－１．学生の受入れ」について、各学部において教育目的に則り定められた入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、毎年各学部と調整の上、入試要項の見直しを行い適切な学生数の維持に努めたほか、エビデンス集（データ編）「表２－１．学部・学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移」（過去５年間）のデータに基づき自己点検・評価を行い大学部会に報告するとともに業務改善につなげている。

以上のとおり、本学は大学の使命･目的に即した自主的･自律的な自己点検評価を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 4-1-1】学則第１条の２（自己点検・評価）
【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

キャリア形成支援センター

本学では学則第１条の２（自己点検・評価）において「本大学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定めている。平成６（1994）年７月には国士舘自己点検・評価委員会規程を制定し、理事長を委員長、学長を副委員長とする国士舘自己点検・評価委員会を設置した。また、自己点検・評価委員会に法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を設置した。両部会は、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目等に基づいて点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会に報告している。自己点検・評価委員会は、原則として３年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて理事会に報告するとともに、学内外へ公表している。

キャリア形成支援センターではこれら学則や規程等に則り自己点検・評価を行い、大学部会へ報告している。また、自己点検・評価結果に基づき、当センターで実施する事

業や業務の改善を行っている。

以上のとおり、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を行っていると自己評価することができる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

4-1-②自己点検・評価体制の適切性

企画課

国士舘自己点検・評価委員会は、理事長が委員長、学長が副委員長となり、法人側から常任理事、副学長、法人事務局長、理事長室長、教学側から各学部長、各大学院研究科長、各附置研究所長、アジア日本研究センター長、生涯学習センター長、ウエルネス・リサーチセンター長、国際交流センター長及び図書館・情報メディアセンター長、学長室長、教務部長、学生部長、入試部長及びキャリア形成支援センター長という主要な役職者で構成され、評価体制は適切である。

また、国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則に基づき、法人部会及び大学部会が設けられており、それぞれの評価項目に従って、評価する体制が整備されている。企画課は、法人部会に属し、同施行細則に基づいて、評価を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料4-1-3】国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則

広報課

国士舘自己点検･評価委員会及び国士舘自己点検･評価委員会規程施行細則に基づき、法人部会に属する広報課は、同施行細則に基づいて評価を実施している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】学則第１条の２　（自己点検・評価）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

総務課

国士舘自己点検･評価委員会規程及び同施行細則に基づき、評価を行っている。また、株式会社日本格付研究所による更新審査を受け、昨年に引き続き長期発行体格付で「ＡＡ－（ダブルＡマイナス）」を取得するとともに、格付けの見通しは「安定的」と評価された。

町田校舎事務課

本学学則第１条の２（自己点検・評価）には、「本大学は、教育研究の水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定められている。そして、本学の自己点検・評価体制として平成６（1994）年に国士舘自己点検・評価員会規程が制定された。委員会は原則として３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告している。

自己点検・評価の実施にあたっては、委員会が中心となり、法人関係事項について担

当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を全学で取り組む体制で行い、自己点検・評価の結果を委員会に報告している。

また、平成 22（2010）年度の認証評価の受審もそうであったように 28（2016）年度の認証評価でも委員会組織をフル稼働させ大学部門に加え管理部門も含めた全学的な体制で取り組んでいる。

以上のように、自己点検・評価を恒常的に実施する体制が整備され適切に運営されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】学則第１条２（自己点検・評価）

【資料 4-1-10】大学院学則第１条２（自己点検・評価）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-3】国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則

政経学部

本学学則第１条の２（自己点検・評価）には、「本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定められている。そして、本学の自己点検・評価体制として、平成６年（1994）年に国士舘自己点検・評価委員会規程が制定された。委員会は、原則として３年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて、理事会に報告している。

自己点検・評価の実施にあたっては、委員会が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の制定した自己点検・評価を全学で取り組む体制で行い自己点検・評価の結果を委員会に報告している。

自己点検・評価委員会大学部会には、現在、政経学部から、教務主任、学生主任、学部事務長が委員として参加し、ＦＤ推進室と連携して、自己点検・評価体制を整えている。自己点検・評価委員会大学部会は平日に開催されるため、委員全員が同時に出席することは困難であるが、政経学部から必ず１人は出席することによって自己点検・評価体制の適切性を保っている。

以上のことから、自己点検・評価体制は適切であると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-21】自己点検・評価委員会議事録

体育学部

本学学則第１条の２（自己点検・評価）には、「本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定められている。そして、本学の自己点検・評価体制として、平成６年（1994）年に国士舘自己点検・評価委員会規程が制定された。委員会は、原則として３年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて、理事会に報告している。

自己点検・評価の実施にあたっては、委員会が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の制定した自己点検・評価を全学で取り組む体制で行い自己点検・評価の結果を委員会に報告している。

また、平成22（2010）年度の認証評価の受審時もそうであったように平成28（2016）年度の認証評価でも、委員会組織をフル稼働させ大学部会に加え管理部門も含めた全体的な体制で取り組んでいる。

以上のように、自己点検・評価を恒常的に実施する体制が整備され適切に運営されている。

体育学部内における自己点検・評価のために恒常的な取組として 4-1-①で説明した通り、カリキュラム・シラバス等を協議する教務委員会、ＦＤ活動や授業評価の実施と評価等を協議するＦＤ委員会を規定に基づき設置しており、定期的に開催・活動していることから適切性ある自己点検・評価ができていると自己評価できる。

組織としては、平成 27 年度より、カリキュラム、自己点検・評価を担当する専任職員を配置し、カリキュラム（教育活動）からアプローチした自己点検・評価を教職協働で実施する恒常的な組織体制を整備している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-12】体育学部規程集 13. 体育学部教務委員会内規 第 1・2 条 26 頁

15. 体育学部ＦＤ委員会内規　第 1・2 条　30 頁

【資料 4-1-27】メール送受信記録　教務主任及び自己点検・評価担当専任職員との送受信記録

理工学部

「自己点検・評価委員会規定」に則り、自主的、自律的な自己点検・評価を学部長、教務主任、学生主任の学部三役及び事務課長を中心に実施し、教授会で報告することにより、体制の適切性を維持している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-28】将来計画委員会議事録（2015 年 2 月）

【資料 4-1-29】理工学部教授会議事録（2015 年 12 月）

法学部

本学学則第１条の２（自己点検・評価）には、「本学は、教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定められている。そして、本学の自己点検・評価体制として、平成６年（1994）年に国士舘自己点検・評価委員会規程が制定された。委員会は、原則として３年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて、理事会に報告している。

自己点検・評価の実施にあたっては、委員会が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の制定した自己点検・評価を全学で取り組む体制で行い自己点検・評価の結果を委員会に報告している。

また、平成22（2010）年度の認証評価の受審時もそうであったように平成28（2016）

年度の認証評価でも、委員会組織をフル稼働させ大学部会に加え管理部門も含めた全体的な体制で取り組んでいる。

以上のように、自己点検・評価を恒常的に実施する体制が整備され適切に運営されている。

文学部

本学学則第１条の２（自己点検・評価）には、「本大学は、教育研究の水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定められている。そして、本学の自己点検・評価体制として平成６（1994）年に国士舘自己点検・評価員会規程が制定された。委員会は原則として３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告している。自己点検・評価の実施にあたっては、委員会が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を全学で取り組む体制で行い、自己点検・評価の結果を委員会に報告している。先述の通り、文学部においては、「文学部自己点検・評価に関する内規」を定め、文学部自己点検・評価委員会を組織して、学部長以下、教務主任、学生主任、専攻主任、文学部教職課程委員会委員長、文学部事務長がその構成員となって自己点検・評価の適切性を担保している。

また、平成 22（2010）年度の認証評価の受審のそうであったように 28（2016）年度の認証評価でも委員会組織をフル稼働させ大学部門に加え管理部門も含めた全学的な体制で取り組んでいる。

以上のように、自己点検・評価を恒常的に実施する体制が整備され適切に運営されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】学則第 1 条の２（自己点検・評価）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-16】文学部自己点検・評価に関する内規

21世紀アジア学部

本学学則第１条の２（自己点検・評価）には、「本大学は、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定められている。そして、本学の自己点検・評価体制として、平成 6（1994）年に国士舘自己点検・評価委員会規程が制定された。委員会は、原則として 3 年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて、理事会に報告している。

自己点検・評価の実施にあたっては、委員会が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の策定した自己点検・評価を全学で取り組む体制で行い自己点検・評価の結果を委員会に報告している。

また、平成 22（2010）年度の認証評価の受審時もそうであったように平成 28（2016）年度の認証評価でも、委員会組織をフル稼働させ大学部内に加え管理部門も含めた全学的な体制で取り組んでいる。

以上のように、自己点検・評価を恒常的に実施する体制が整備され適切に運営されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

経営学部

経営学部における自己点検･評価体制については､｢国士舘自己点検･評価委員会規程｣第３条（委員会の構成等）第１項第６号において学部長､｢国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則｣第４条（大学部会）第２項第２号において教務主任及び学生主任が全学的組織の委員になっており、それに基づき、本学部の教育・研究活動の改善向上を図るため、経営学部教授会等で、報告及び審議等を行っている。教授会において、報告及び審議された事項を基に、学部における自己点検・評価報告書を作成し、その結果を自己点検・評価委員会に報告している。

以上のとおり、自己点検・評価体制については適切と自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第３条（委員会の構成等）

【資料4-1-3】国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則第４条（大学部会）

政治学研究科

4-1-①で述べたように、本学学則第１条の２（自己点検・評価）の定めに則り、平成６（1994）年に制定された国士舘自己点検・評価委員会規程に基づいて、委員会は原則として３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告している。

自己点検・評価の実施にあたっては、委員会が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を全学で取り組む体制で行い、自己点検・評価の結果を委員会に報告している。

本研究科は、研究科長と研究科主任からなる研究科内の自己点検・評価委員会（運営委員会）を設置し、それが行なう自己点検・評価案を研究科の全教員からなる研究科委員会にて検討して、組織的に取り組んでいる。

以上のように、自己点検・評価を恒常的に実施する体制が整備され、適切に運営されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-10】学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

経済学研究科

本学では教育活動の改善向上を図るために、自己点検・評価の恒常的な実施体制を整え、適切に実施している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】大学院学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

経営学研究科

経営学研究科における自己点検・評価を推進する組織として、経営学研究科委員会と経営学研究科ＦＤ委員会が存在する。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-1-10】学則第1条の2（自己点検・評価）

【資料4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料4-1-3】国士舘自己点検・評価委員会大学部会議事録

スポーツ・システム研究科

研究科委員会は毎月定期的にまた研究科内の各委員会は必要に応じて適宜開催されており、その中で、本研究科に係わる研究活動の状況についての自己点検・評価は実施されている。このように、自己点検・評価を恒常的に実施する体制が整備され、適切に運営されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-1-10】学則第1条の2（自己点検・評価）

【資料4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料4-1-18】大学院スポーツ・システム研究科役務分担表

救急システム研究科

研究科における自己点検・評価を推進する組織として、研究科委員会、教務委員会、ＦＤ委員会が存在し、定期的に自己点検・評価を行う仕組みが構築されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-1-10】学則第1条の2（自己点検・評価）

【資料4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-19】大学院救急システム研究科役務分担表

工学研究科

研究科内の運営委員会は、研究科長、主任の他、各専攻の教員の代表者から構成されている。

4-1-①で述べたように、本学学則第１条の２（自己点検・評価）定めに則り、平成６（1994）年に制定された国士舘自己点検・評価員会規程に基づき。委員会は原則として３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告している。

自己点検・評価の実施にあたっては、委員会が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を全学で取り組む体制で行い、自己点検・評価の結果を委員会に報告している。

研究科長、主任の他、各課程、各分野の教員の代表者から構成される運営委員会を研究科内の設置し組織的に行っている。

以上のように、自己点検・評価を恒常的に実施する体制が整備され適切に運営されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-10】国士舘大学大学学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-21】国士舘自己点検・評価委員会大学部会議事録

法学研究科

法学研究科の自己点検は、大学院科長・主任を中心として、大学院委員会全体において適切になされている。本学学則第１条の２（自己点検・評価）には、「本学は教育水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定められている。本学では平成６年に国士舘自己点検、評価委員会規程が制定され、委員会は原則として３年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて理事会に報告している。実施にあたっては、委員会が中心となり、法人全体では大学部会を置いて全学体制で取り組んでいる。平成 22（2010）年度の認証評価の受審時と同様、平成 28（2016）年度の認証評価でも教職員一同で取り組んでおり、自己点検評価を恒常的に実施する体制が整備され適切に運営されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-10】大学学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-1-20】法学研究科議事録

【資料 4-1-2】国士舘自己点検評価委員会規程

【資料 4-1-21】国士舘自己点検・評価委員会規程大学部会議事録

総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科は、現在、毎年、春期と秋期の年２回を目途に実施体制を運営している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-30】総合知的財産法学研究科自己点検・評価項目定期点検管理表

人文科学研究科

全学ＦＤ委員会の方針に基づき、人文科学研究科ＦＤ担当を置き、適切に実施している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-23】ＦＤ報告書

グローバルアジア研究科

4-1-①で述べたように、本学学則第１条の２（自己点検・評価）の定めに則り、平成６（1994）年に制定された国士舘自己点検・評価委員会規程に基づき、委員会は原則として３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告している。

自己点検・評価の実施にあたっては、委員会が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を全学で取り組む体制で行い、自己点検・評価の結果を委員会に報告している。

研究科長、主任の他、各課程、各分野の教員の代表者から構成される運営委員会を研究科内に設置し、組織的に行っている。

以上のように、自己点検・評価を恒常的に実施する体制が整備され、適切に運営されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-24】グローバルアジア研究科組織表

国際交流センター

自己点検・評価の実施にあたっては、自己点検評価委員会が中心となり、法人関係事項については担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の策定した自己・点検評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を全学で取り組む体制を行い、自己・点検評価の結果を委員会に報告している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

イラク古代文化研究所

4-1-①で述べたように、本学学則第１条の２（自己点検・評価）の定めに則り、平成６（1994）年に制定された国士舘自己点検・評価委員会規程に基づき、委員会は原則として３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告している。

自己点検・評価の実施にあたっては、委員会が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を全学で取り組む体制で行い、自己点検・評価の結果を委員会に報告している。

所長以下全所属教員で構成されている、研究所所員会が自己点検・評価委員会を兼ねており、組織的に行っている。

以上のように、自己点検・評価を恒常的に実施する体制が整備され、適切に運営されている。

武道・徳育研究所

４－１－①で述べたように、本学学則第１条の２（自己点検・評価）定めに則り、平成６（1994）年に制定された国士舘自己点検・評価員会規程に基づき。委員会は原則として３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告している。

自己点検・評価の実施にあたっては、委員会が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を全学で取り組む体制で行い、自己点検・評価の結果を委員会に報告している。

委員会大学部会には、武道・徳育研究所より委員として出席し、自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を行い委員会大学部会に報告している。

以上のように、自己点検・評価を恒常的に実施する体制が整備され適切に運営されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

防災・救急救助総合研究所

防災・救急救助総合研究所では、大学部会に属し、委員会に委員を１人推薦し、その委員を通じて、所員会において点検・評価を実施し、大学部会に報告していることから適切であると評価する。

アジア・日本研究センター

国士舘自己点検・評価委員会規程に基づき自己点検・評価委員会の法人部会及び大学

部会が３年ごとに自ら自己点検・評価を行い、その結果を理事会に報告して学内外に公表している。

アジア・日本研究センターにおいてはセンター長が自己点検・評価委員会委員、副センター長が大学部会委員に選任され、３年ごとに自己点検・評価の結果を報告書としてまとめている。

以上のような自己点検・評価体制を構築している。

生涯学習センター

国士舘自己点検・評価委員会規程第７条（部会の設置）の規程のとおり、本センターは大学部会に所属し自己点検評価の結果を大学部会に報告している。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第７条（部会の設置）

ウエルネス・リサーチセンター

ウエルネス・リサーチセンターは、大学部会に属し、委員会に委員を１人推薦し、その委員を通じて、運営委員会において点検・評価を実施し、大学部会に報告していることから適切であると評価する。

図書館・情報メディアセンター

４－１－①で述べたように、本学学則第１条の２(自己点検・評価)の定めに則り、平成６（1994）年に制定された国士舘自己点検・評価委員会規程に基づき行われている。委員会は原則として３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告している。

自己点検・評価の実施にあたっては、委員会が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を全学で取り組む体制で行い、自己点検・評価の結果を委員会に報告している。

本機関は大学部会に属し、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を実施し、大学部会に報告している。

以上のように、自己点検・評価を恒常的に実施する体制が整備され適切に運営されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-2】学則第１条の２　（自己点検・評価）

【資料 4-1-3】国士舘自己点検・評価委員会規程

学長課

国士舘自己点検・評価委員会規程第７条（部会の設置等）及び国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則第３条（法人部会）で法人関係事項を担当する法人部会、第４条（大学部会）で大学関係事項を担当する大学部会を設置し、法人部会長に法人事務局長、大学部会長に教務部長を定め適切に運営している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-３】国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則

【資料 4-1-1】学則第１条２（自己点検・評価）

【資料 4-1-10】大学院学則第１条２（自己点検・評価）

ＦＤ推進課

本学学則第１条の２（自己点検・評価）には、「本大学は、教育研究の水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定められている。そして、本学の自己点検・評価体制として平成６（1994）年に国士舘自己点検・評価員会規程が制定された。委員会は原則として３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告している。

自己点検・評価の実施にあたっては、委員会が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を全学で取り組む体制で行い、自己点検・評価の結果を委員会に報告している。

また、平成 22（2010）年度の認証評価の受審のそうであったように 28（2016）年度の認証評価でも委員会組織をフル稼働させ大学部門に加え管理部門も含めた全学的な体制で取り組んでいる。

以上のように、自己点検・評価を恒常的に実施する体制が整備され適切に運営されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】学則第１条２（自己点検・評価）

【資料 4-1-10】大学院学則第１条２（自己点検・評価）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-3】国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則

教務課

本課は、自己点検・評価委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を実施し、その結果を大学部会に報告している。また、学生・教員数の適正な管理について分析等を行っている。

学生・厚生課

本学学則第１条の２（自己点検・評価）の定めに則り、平成６（1994）年に制定された規程に基づき、委員会が中心となって法人部会及び大学部会を設置し、委員会の策定した自己点検･評価の方針及び項目に基づいて点検･評価を全学で取り組む体制で行い、原則として３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめ、理事会に報告している。

学生・厚生課は大学部会に属しており、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を実施し、大学部会に報告している。また、その結果を課内にフィードバックし、学生の福利厚生及び学生指導等を目的とする「学生主任会」と連携を図りながら改善に繋げている。

以上のとおり、学生･厚生課は、自己点検･評価を恒常的に実施する体制が整備され、適切に運営されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第２条（委員会設置）、第６条（自己点検・評価結果の報告等）、第７条（部会の設置等）

【資料 4-1-31】学生主任会規程第１条（趣旨）、規程第４条（会議）

入試部

４－１－①で述べたように、本学学則第１条の２（自己点検・評価）定めに則り、平成６（1994）年に制定された国士舘自己点検・評価員会規程に基づき。委員会は原則として３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告している。

自己点検・評価の実施にあたっては、委員会が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を全学で取り組む体制で行い、自己点検・評価の結果を委員会に報告している。

本課は大学部会に属し、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を実施し、大学部会に報告している。また、適切な学生数維持のため入試要項の見直しを毎年行っている。

以上のように、自己点検・評価を恒常的に実施する体制が整備され適切に運営されている。

【◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

キャリア形成支援センター

学則第１条の２（自己点検・評価）には「本大学は教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うものとする」と定められている。そして、本学の自己点検・評価体制として、平成６（1994）年７月に国士舘自己点検・評価委員会規程を制定し、理事長を委員長、学長を副委員長とする国士舘自己点検・評価委員会を設置した。また、自己点検・評価委員会に法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を設置し、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目等に基づいて点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価委員会に報告している。このように国士舘自己点検・評価委員会と法人部会及び大学部会による全学的な体制で自己点検・評価に取り組んでいる。

キャリア形成支援センターは大学部会に属しており、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目等に基づいて点検･評価を行い､その結果を大学部会へ報告している。

キャリア形成支援センターでは自己点検・評価の結果も鑑みた就職支援に関する各種講座・セミナー、助言指導体制等を検討し、就職指導委員会において事業計画を策定している。

以上のように、自己点検・評価を恒常的に実施する体制が整備され、適切に運営されているということができる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-1】学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

4-1-③自己点検・評価の周期等の適切性

企画課

自己点検・評価の周期は、国士舘自己点検・評価委員会規程第６条（自己点検・評価結果の報告等）及び国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則に基づき、大学全体の自己点検・評価は３年ごとに行うと規定しており、これに取りまとめたものを理事会に報告している。

企画課においては、国士舘自己点検・評価規程に基づき、３年後ごとに行う自己点検により報告書を作成している。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程　第６条（自己・点検評価の報告等）

広報課

国士舘自己点検・評価委員会規程第６条及び国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則に基づき、大学全体の自己点検・評価は３年ごとに行うと規定しており、とりまとめたものは理事会に報告されている。

広報課においては、３年後ごとに行う国士舘自己点検・評価規程に基づき、報告書を作成している。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第６条（自己・点検評価の報告等）

総務課

各種法令等の改正に基づき、随時、学内規程を整備し、３年ごとに行う自己点検・評価の報告書を作成している。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第７条（部会の設置等）

町田校舎事務課

本学における自己点検・評価は「国士舘自己点検・評価委員会規程」第６条に定めているとおり、原則として３年ごとに自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として刊行している。この自己点検･評価は、平成 22（2010）年度から認証評価に対応した自己点検・評価を行っている。このように、自己点検・評価を継続的に実施しており、学内外の環境の変化を取り入れた事業計画にも対応していることから、自己点検・評価の周期性は適切であると自己評価する。

「学校教育法」に定められた大学機関別認証評価を平成 22（2010）年度に日本高等教育評価機構にて受審し、第１回目から６年目の平成 28（2016）年度には同評価機構による第２回目の受審を予定しており、受審の周期は適切であると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第６条（自己・点検評価の報告等）

【資料 4-1-11】自己点検・評価報告書

政経学部

本学における自己点検・評価は国士舘自己点検・評価委員会規程第６条に定めているとおり、原則として３年ごとに自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として刊行している。

このように、自己点検・評価を継続的に実施しており、学内外の環境の変化を取り入れた事業計画にも対応していることから、自己点検・評価の周期性を適切であると自己点検・評価する。「学校教育法」に定められた大学機関別認証評価を平成 28（2016）年度に日本高等教育評価機構にて受審し、第１回目から６年目の平成 28（2016）年度には同評価機構による第２回目の受審を予定している。

以上のとおり、受審の周期は適切であると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-11】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）

http://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/financial/self_inspection/index.html

体育学部

本学における自己点検・評価は国士舘自己点検・評価委員会規程第６条に定めているとおり、原則として３年ごとに自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として刊行している。

このように、自己点検・評価を継続的に実施しており、学内外の環境の変化を取り入れた事業計画にも対応していることから、自己点検・評価の周期性を適切であると自己点検・評価する。「学校教育法」に定められた大学機関別認証評価を平成 28（2016）年度に日本高等教育評価機構にて受審し、第１回目から６年目の平成 28（2016）年度には同評価機構による第２回目の受審を予定しており、受審の周期は適切であると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-2】国士舘自己委員会規程

【資料 4-1-11】自己点検・評価報告書

自己点検・評価は国士舘自己点検・評価委員会規定の第６条に３年毎に行うことが規定されており、体育学部においてもそれに基づき実施している。学部全体かつ細部に及ぶ自己点検・評価は３年毎になるが、教育内容・授業に関することは既述の通り、授業評価アンケートやＦＤ委員会等の活動を通し、特に期限を定めずに恒常的な自己点検・評価を実施できていると自己評価する。教育内容の改善向上は恒常的に実施されるべきものと考える。大学及び学部全体の自己点検・評価に関しては３年という周期の適切性は既述の規定で定められているため適切であると考える。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程　第 6 条（自己・点検評価の報告等）

【資料 4-1-32】体育学部定例教授会 議題　平成 27 年 5 月　平成 27 年度春期授業アンケートの実施について

【資料 4-1-33】体育学部ＦＤ委員会　活動記録　教授会議題　平成 27 年度 5 月教授会

法学部

本学における自己点検・評価は国士舘自己点検・評価委員会規程第６条に定めているとおり、原則として３年ごとに自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として刊行している。

このように、自己点検・評価を継続的に実施しており、学内外の環境の変化を取り入

れた事業計画にも対応していることから、自己点検・評価の周期性を適切であると自己点検・評価する。「学校教育法」に定められた大学機関別認証評価を平成 28（2016）年度に日本高等教育評価機構にて受審し、第１回目から６年目の平成 28（2016）年度には同評価機構による第２回目の受審を予定しており、受審の周期は適切であると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-2】国士舘自己委員会規程

【資料4-1-11】自己点検・評価報告書（平成24年度）

文学部

本学における自己点検・評価は「国士舘自己点検・評価委員会規程」第６条に定めているとおり、原則として３年ごとに自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として刊行している。この自己点検･評価は、平成 22（2010）年度から認証評価に対応した自己点検・評価を行っている。このように、自己点検・評価を継続的に実施しており、学内外の環境の変化を取り入れた事業計画にも対応していることから、自己点検・評価の周期性は適切であると自己評価する。

「学校教育法」に定められた大学機関別認証評価を平成 22（2010）年度に日本高等教育評価機構にて受審し、第１回目から６年目の平成 28（2016）年度には同評価機構による第２回目の受審を予定しており、受審の周期は適切であると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-2】　国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-11】自己点検・評価報告書

21世紀アジア学部

本学における自己点検・評価は国士舘自己点検・評価委員会規程第 6 条に定めているとおり、原則として 3 年ごとに自己点検評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として刊行している。

この自己点検・評価は平成 22（2010）年度から認証評価に対応した自己点検・評価を行っている。

このように、自己点検・評価を継続的に実施しており、学内外の環境の変化を取り入れた事業計画にも対応していることから、自己点検評価の周期性は適切であると自己評価する。「学校教育法」に定められた大学機関別認証評価を平成 22（2010）年度に日本高等教育評価機構にて受審し、第１回目から６年目の平成 28（2016）年度には同評価機構による第 2 回目の受審を予定しており、受審の周期は適切であると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-11】自己点検・評価報告書

経営学部

経営学部は平成 23（2011）年度に設立され、平成 24（2012）年度に１回目の自己点検・評価を実施した。この周期については、「国士舘自己点検・評価委員会規程」第７条（部会の設置等）第４項に定められており、原則として３年ごとに実施し、その結果を委員会に報告している。今回で２回目の実施となるが、継続的に自己点検・評価を行い、教

育環境及び大学の方針の変化等を取り入れながら本学部における改善等を行っている。

以上のとおり、自己点検・評価の周期等については適切と自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第７条（部会の設置等）

政治学研究科

本学における自己点検・評価は、「国士舘自己点検・評価委員会規程」第６条に定めているとおり、原則として３年ごとに自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として刊行している。

自己点検･評価は、平成３（1991）年大学設置基準の改正により大学の自己点検・評価が努力義務化されたことに伴い、平成６（1994）年に国士舘自己点検・評価委員会規程が制定された。規程に則り継続的に実施しており、学内外の環境の変化を取り入れ、事業計画策定の際にもこの自己点検・評価を考慮している。

本研究科内の自己点検・評価委員会は必要に応じて適宜開催され、その内容は毎月定期的に開催される研究科委員会において随時報告・検討されている。

以上により、自己点検・評価の周期は適切であると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第６条（自己点検・評価結果の報告等）

経済学研究科

本学では自己点検・評価を３年に一度実施している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第６条（自己点検・評価結果の報告等）

経営学研究科

経営学研究科委員会は、概ね月に１回の頻度で開催され、経営学研究科の教育・研究活動に対する自主的・自立的な自己点検・評価を適宜行っている。特に、経営学研究科の授業改善のための組織的な取り組みとしては、経営学研究科委員会の全構成員が参加する経営学研究科ＦＤ委員会において活動が推進される仕組みとなっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第6条（自己点検・評価の報告書等）

【資料4-1-21】国士舘自己点検・評価委員会大学部会議事録

【資料 4-1-34】経営学研究科会議日程表

スポーツ・システム研究科

研究科委員会は毎月定期的に開催されている。また研究科内の運営委員会は必要に応じて適宜開催されており、その中で、自己点検・評価は実施されている。加えて、国士舘大学自己点検評価委員会規程第６条に基づく３年ごとの全学的な自己点検･評価に合わせて研究科の自己点検評価を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-2】国士舘大学自己点検・評価委員会規程

救急システム研究科

研究科委員会は毎月定期的にまた研究科内の各委員会は必要に応じて適宜開催されており、その中で、自己点検は実施されている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 4-1-2】国士舘大学自己点検・評価委員会規程

工学研究科

研究科委員会は毎月定期的に開催されている。また研究科内の運営委員会は必要に応じて適宜開催されており、その中で、自己点検は実施されている。

本学における自己点検・評価は「国士舘自己点検・評価委員会規程」第６条に定めているとおり、原則として３年ごとに自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として刊行している。

自己点検･評価は、平成３（1991）年大学設置基準の改正により大学の自己点検・評価が努力義務化されたことに伴い、平成６（1994）年に国士舘自己点検・評価員会規程が制定された。規程に則り継続的に実施しており学内外の環境の変化を取り入れ、事業計画策定の際にもこの自己点検・評価を考慮している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

法学研究科

法学研究科では、月１回の委員会において、大学院科長・主任を中心として研究・教育・指導の面を中心に意見交換が行われているので、その点を踏まえて、学内で 3 年ごとに自己点検・評価が学内で行われている。入試の状況・広報活動・教育の質等の問題も含めて自己点検を行っている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 4-1-20】法学研究科議事録
【資料 4-1-2】国士舘自己点検評価委員会規程第 6 条（自己点検・評価の報告書）
【資料 4-1-21】国士舘大学自己点検・評価委員会規程大学部会議事録

総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科は、現在、毎年、春期と秋期の年２回を目途に実施体制を運営している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 4-1-22】自己点検・評価項目定期点検管理表（総合知的財産法学研究科）

人文科学研究科

全学ＦＤ委員会の方針に基づき定期的に実施している。

◇エビデンス集・資料編
【資料4-1-35】『ＦＤ　Ｎｅｗｓ　ｌｅｔｔｅｒ』

グローバルアジア研究科

本学における自己点検・評価は「国士舘自己点検・評価委員会規程」第６条に定めているとおり、原則として３年ごとに自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として刊行している。

自己点検・評価は、平成３（1991）年大学設置基準の改正により大学の自己点検・評価が努力義務化されたことに伴い、平成６（1994）年に国士舘自己点検・評価委員会規程が制定された。規程に則り継続的に実施しており、学内外の環境の変化を取り入れ、事業計画策定の際にも個の自己点検・評価を考慮している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第６条（自己点検・評価の報告書等）

国際交流センター

委員会は本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告し、学内外に公表している。

本センターは、前述の定めに基づき、センターの設置目的に沿った活動結果により自己点検・評価を行い、大学部会に報告するとともに課題の発見に勉めている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

イラク古代文化研究所

本学における自己点検・評価は「国士舘自己点検・評価委員会規程」第６条に定めているとおり、原則として３年ごとに自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として刊行している。

自己点検・評価は、平成３（1991）年大学設置基準の改正により大学の自己点検・評価が努力義務化されたことに伴い、平成６（1994）年に国士舘自己点検・評価委員会規程が制定された。規程に則り継続的に実施しており、学内外の環境の変化を取り入れ、事業計画策定の際にもこの自己点検・評価を考慮している。

◇エビデンス集・資料編
【資料4-1-2】国士舘大学自己点検評価委員会規程
【資料4-1-3】国士舘大学自己点検評価委員会施行細則

武道・徳育研究所

本学における自己点検・評価は「国士舘自己点検・評価委員会規程」第６条に定めているとおり、原則として３年ごとに自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として刊行している。

自己点検･評価は、平成３（1991）年大学設置基準の改正により大学の自己点検・評価が努力義務化されたことに伴い、平成６（1994）年に国士舘自己点検・評価員会規程が制定された。規程に則り継続的に実施しており学内外の環境の変化を取り入れ、事業計画策定の際にもこの自己点検・評価を考慮している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第第６条（自己点検評価の報告）
【資料4-1-11】自己点検・評価報告書（表紙写し）

防災・救急救助総合研究所

防災・救急救助総合研究所では、定期的に所員会において自己点検・評価を行っていることから、周期性は適切であると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第第６条（自己点検評価の報告）

アジア・日本研究センター

センター長、副センター長が中心となって国士舘自己点検・評価委員会規程第６条(自己点検・評価結果の報告)に基づき、原則として３年ごとに自己点検・評価を実施して、

その結果を自己点検・評価報告書としてまとめている。

生涯学習センター

自己点検評価は自己点検・評価委員会規程第６条（自己点検評価の報告）の規程のとおり３年ごとに自己点検評価結果をとりまとめて、理事会に報告している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第第６条（自己点検評価の報告）

ウエルネス・リサーチセンター

ウエルネス・リサーチセンターでは、定期的に所員会において自己点検・評価を行っていることから、周期性は適切であると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第第６条（自己点検評価の報告）

図書館・情報メディアセンター

本学における自己点検・評価は「国士舘自己点検・評価委員会規程」第６条に定めているとおり、原則として３年ごとに自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として刊行している。

自己点検・評価は、平成３（1991）年大学設置基準の改正により大学の自己点検・評価が努力義務化されたことに伴い、平成６（1994）年に国士舘自己点検・評価委員会規程が制定された。規程に則り継続的に実施しており学内外の環境の変化を取り入れ、本機関の事業計画策定の際にもこの自己点検・評価を考慮していることから、自己点検・評価の周期性は適切であると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-11】自己点検・評価報告書

【資料 4-1-35】図書館・情報メディアセンター事業計画

学長課

国士舘自己点検・評価委員会規程第６条に委員会は原則として３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて、理事会に報告するものとなっていて、各点検・評価を行った部課署は、翌年から２年間を掛けて改革改善を行うなど、３年周期の定期的な運用を行っている。

◇エビデンス集・資料編 4-1-①同じ（国士舘自己点検・評価委員会規程）

【資料4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-1-3】国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則

ＦＤ推進課

本学における自己点検・評価は「国士舘自己点検・評価委員会規程」第６条に定めているとおり、原則として３年ごとに自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として刊行している。この自己点検･評価は、平成 22（2010）年度から認証評価に対応した自己点検・評価を行っている。このように、自己点検・評価を継続的に実施しており、学内外の環境の変化を取り入れた事業計画にも対応していることから、自己点検・評価の周期性は適切であると自己評価する。

「学校教育法」に定められた大学機関別認証評価を平成 22（2010）年度に日本高等教

育評価機構にて受審し、第１回目から６年目の平成 28（2016）年度には同評価機構による第２回目の受審を予定しており、受審の周期は適切であると自己評価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第６条
【資料 4-1-3】国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則
【資料 4-1-11】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）

教務課

4-1-①で述べた中で、中途退学者数等について学部長会等へ定期的に報告し、分析・議論がなされていることから、自己点検・評価が周期的かつ適切に行われている。

学生・厚生課

本学における自己点検･評価は、平成３（1991）年大学設置基準の改正により大学の自己点検・評価が努力義務化されたことに伴い、平成６（1994）年に規程が制定された。この自己点検・評価は、規程第６条に定めているとおり、原則として３年ごとに自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として刊行している。

以上のとおり、学生・厚生課は、規程に則って継続的に自己点検・評価を実施しており、学内外の環境の変化を取り入れ、年度ごとに作成する学校法人国士舘事業計画（学生・厚生課関連）の策定の際にもこの自己点検・評価を考慮していることから、自己点検・評価の周期性は適切であると自己評価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第６条（自己点検・評価結果の報告等）
【資料 4-1-11】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）
【資料 4-1-37】学校法人国士舘事業計画（平成 27 年度） 9 頁

入試部

本学における自己点検・評価は「国士舘自己点検・評価委員会規程」第６条に定めているとおり、原則として３年ごとに自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として刊行している。

自己点検･評価は、平成３（1991）年大学設置基準の改正により大学の自己点検・評価が努力義務化されたことに伴い、平成６（1994）年に国士舘自己点検・評価員会規程が制定された。規程に則り継続的に実施しており学内外の環境の変化を取り入れ、本課の事業計画策定の際にもこの自己点検・評価を考慮している。また、基準 4-1-①で述べたように毎年入試要項の見直しを行い､志願者の増加や適切な学生数の確保に努めており、自己点検・評価の周期性は適切であると自己評価する。

キャリア形成支援センター

本学における自己点検・評価は、国士舘自己点検・評価委員会規程第６条に定めているとおり、原則として３年ごとに自己点検・評価を実施し、その結果を自己点検・評価報告書として刊行している。

平成６（1994）年７月に制定し、平成 12（2000）年の全部改正、その後も時代の変化に即して改正されている国士舘自己点検・評価委員会規程に則り、自己点検・評価を継続的に実施していることから、自己点検・評価の周期性は適切であると自己評価することができる。

◇エビデンス集・資料編
【資料 4-1-2】国士舘自己点検・評価委員会規程第６条（自己点検・評価結果の報告等）
【資料 4-1-11】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）

（3）4－1 の改善・向上方策（将来計画）

企画課

恒常的に自己点検・評価とその結果に基づく改善を行い、管理運営体制の効率化を図るとともに、今後も自主的な自己点検・評価を継続的に実施し、改善に取り組んでいくこととする。

広報課

自己点検・評価とその結果に基づく改善を行うとともに、国士舘の使命・目的を果たすためのデータ収集と調査活動を強化し、より具体的な取り組みに反映できるようＰＤＣＡサイクルの機能強化を図っていく。

町田校舎

定期的・自律的に自己点検・評価を今後も継続的に実施し、業務改善に取り組んでいく。

体育学部

自己点検・評価の内容と充実と学部教養へのさらなる周知と積極的な参加を促す。
平成 26（2014）年度に新設した体育学科のスポーツトレーナーコースが平成 29（2017）年度に完成年度を迎え、第 1 期生が卒業することから、次回のはこの部分についても自己点検・評価を実施していく。

法学部

法学部では、執行部（学部長・教務主任・学生主任・法律学科主任・現代ビジネス法学科主任）を中心に、今後とも、特色ある法学部教育の改善向上を図るために、適切な周期でＰＤＣＡに基づき自己点検・評価を継続していく。

21世紀アジア学部

学部では三役を中心に自己点検･評価を行っているが､担当部署を定めることにより、より徹底した形で着実に行っていく形を作る。

経営学部

経営学部は平成 23（2011）年度に政経学部から分離独立・新設され、平成 24（2012）年度に１回目の自己点検・評価を実施した。第１回目の自己点検・評価においては、設立後２年目ということもあり、入試関係、授業関係、就職関係、卒業生関係等、学部全体にわたる一連の自己点検・評価を実施することはできなかった。

今回の２回目の自己点検・評価においては、平成 26（2014）年度に完成年度を迎え、経営学部として第１期生を卒業させたことから、学部全体及び一連の自己点検・評価を実施することができた。

今後とも､学部の教育活動の改善向上を図るために､適切な周期で自主的に自己点検・評価を継続していく。

政治学研究科

引き続き３年に１回の自己点検・評価の周期を維持するとともに、それに備えて各年ごとに現状把握する体制を確立する。

経済学研究科

本学において自己点検・評価は恒常的かつ定期的に実施されている。今後も、自己点検・評価が継続的に実施されるものと思われる。

経営学研究科

今後、経営学研究科ＦＤ委員会の機能強化を検討してく。

具体的には､毎月開催される経営学研究科委員会などの機会を利用し､年に数回程度、経営学研究科ＦＤ委員会を開催し、各委員のＦＤに対する取り組み状況を報告してもらうと共に、問題点・課題などが提示された場合は、その場で改善の方向性を検討していく。

スポーツ・システム研究科

今後、研究科委員会、および研究科内の将来構想委員会をはじめとする委員会で自己点検・評価活動係わる一層の機能強化を図り、改善の方向性を検討していく。

救急システム研究科

今後、研究科委員会、教務委員会、ＦＤ委員会の機能強化を図り、改善の方向性を検討していく。

工学研究科

研究科委員会および研究科内の運営委員会をはじめとする委員会で透明性を高め、自由な発言ができるように今後も努める。

法学研究科

法学研究科の水準と質の保証を継続するためには、社会的要請に応えられる多様な専門科目・教育内容・研究環境等でなければならないため、研究科の使命・目的に沿って自己点検・評価を進めていきたい。

総合知的財産法学研究科

法人

高等教育機関である大学は、社会の急激な変化や、多種多様なステークホルダーの期待、要請等に応えていかなければならない。本学では、教育研究水準の維持向上及び質の保証を継続するため、自己点検・評価の実施にあたって、所定の自己点検・評価項目に加え、新たに本学独自の自己点検・評価項目を設定していくこととする。

「総合知的財産法学研究科」

大学院修了者への社会のニーズや期待は、理論的研究者ではなく実務対応可能な人材育成に変化するとともに多様化してきている。

研究科としては、これらに応えるべく教育研究の水準と質の維持向上を継続的に図って行かなければならない。

本研究科としても、教育研究の水準と質の維持向上を継続的に図るため、自己点検・評価活動における評価項目の設定にあたっては、所定の評価項目に加えて社会のニーズや期待に応えるべく、また使命と教育目的に沿って、研究科独自の自己点検・評価項目を設定する。

人文科学研究科

人文科学研究科独自の自己点検・評価の年度サイクルを確立する。

グローバルアジア研究科

研究科委員会および研究科内の運営委員会をはじめとする委員会で透明性を高め、自由な発言ができるように今後も努める。

国際交流センター

本学の個性・特色を踏まえ、法令の改正・社会環境等の変化に柔軟に対応していく。

イラク古代文化研究所

特に問題はないと考えているが、より透明性の高い議論を進めていくように今後も努力する。

防災・救急救助総合研究所

現在、改善・向上策に関する将来計画はないが、今後所員会において検討を図る予定である。

アジア・日本研究センター

自己点検・評価は1年ごとには行っていないので、運営委員会において1年周期で自己点検・評価を行っていく。

生涯学習センター

今後も、建学の精神、大学の使命・目的に基づいて定められた本センターの目的の具体性と明確性を維持し、自己点検評価を検証して、継続して確認していく。

ウエルネス・リサーチセンター

現在、改善・向上策に関する将来計画はないが、今後所員会において検討を図る予定である。

学長課

自己点検・評価における全学的な視点から改善点等を導き出し、大学各機関に課題等を調整して改善に繋げられるよう検討したい。

キャリア形成支援センター

これまでと同様に、定められた学則や規程に則り、大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価を実施していく。自己点検・評価体制および周期等についても適切に運用されており、今後も継続していく。

4－2　自己点検・評価の誠実性

≪4－2の視点≫

4-2-①　エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-②　現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③　自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

(1) 4－2の自己判定

基準項目4－2を満たしている。

（2）4－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-2-①エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

企画課

自己点検・評価にあたり、評価の根拠となるものを整理・収集し、整合性を確認して、より客観的なエビデンスとなるよう精査して透明性の高い自己点検・評価となるよう努めている。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-2-1】自己点検・評価報告書

【資料4-2-2】自己点検・評価エビデンス集（データ編）

【資料4-2-3】エビデンス集（資料編）

広報課

管理運営するホームページ及び定期的に編集・製作する各媒体（国士舘大学新聞、ウゴパン、国士舘要覧）において、本学の教育研究活動の成果を掲載・更新している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-4】国士舘事務分掌規程 第 4 条

町田校舎事務課

平成 27（2015）年度自己点検・評価では、日本高等教育評価機構から示されたエビデンスの例示を参考に、本学独自のエビデンス資料を選出した。自己点検・評価及び報告書の執筆にあたっては、本学独自のエビデンスの資料に加え、その記述に必要なデータ等を作成し、自己点検・評価を行い透明性が高められたと考えている。

本学独自のエビデンスとして、ホームページ、便覧、シラバス、入学案内、学内規程、学生の授業評価の資料、学生相談室・健康管理室利用実績、奨学金給付・貸与状況実績資料、学生生活調査、附置研究所年報等の各種エビデンスを選定した。

以上のとおり、本学はエビデンスに基づいた自己点検・評価を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-2】エビデンス集（データ編）

政経学部

平成 24（2012）年度、平成 27（2015）年度自己点検・評価及び平成 28（2016）年度認証評価では、日本高等教育評価機構から示されたエビデンスの事例を参考に、本学の独自のエビデンス資料を選出した。自己点検・評価及び報告書の執筆にあたっては、本学の独自のエビデンス資料に加え、その記述に必要なデータを作成し、点検・評価を行い透明性が高められたと考えている。

本学独自のエビデンスとして、ホームページ、便覧、シラバス、入学案内、学内規程、学生の授業評価の資料、学生相談室・保健室「健康管理室」利用実績、奨学金給付・貸与状況実績資料、学生生活調査、附置研究所年報「ラフィダーン」等の各種エビデンスを選定した。

以上のとおり、本学はエビデンスに基づいた自己点検・評価を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-1】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）
【資料 4-2-2】エビデンス集（データ編）
【資料 4-2-3】エビデンス集（資料編）

体育学部

平成 24（2012）年度、平成 27（2015）年度自己点検・評価及び平成 28（2016）年度認証評価では、日本高等教育評価機構から示されたエビデンスの事例を参考に、本学の独自のエビデンス資料を選出した。自己点検・評価及び報告書の執筆にあたっては、本学の独自のエビデンス資料に加え、その記述に必要なデータを作成し、点検・評価を行い透明性が高められたと考えている。

本学独自のエビデンスとして、ホームページ、便覧、シラバス、入学案内、学内規程、学生の授業評価の資料、学生相談室・保健室「健康管理室」利用実績、奨学金給付・貸与状況実績資料、学生生活調査、附置研究所年報「ラフィダーン」等の各種エビデンスを選定した。

以上のとおり、本学はエビデンスに基づいた自己点検・評価を行っていると自己評価する。

エビデンスを明確に示すことで透明性の高い自己点検・評価が担保されている。その明示方法についても平成 24 年度に実施した自己点検・評価報告書、毎年発行している大学案内、便覧等学内外で自由に閲覧できる媒体を使用し、広く公表・周知していることからエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価が実現できていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 4-2-1】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）
【資料 4-2-2】エビデンス集（データ編）
【資料 4-2-3】エビデンス集（資料編）
【資料 4-2-5】大学ホームページ自己点検・評価評価報告書（平成 24 年度）
http://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/financial/self_inspection/
【資料 4-2-6】平成 27 年度　大学案内
【資料 4-2-7】平成 27 年度　体育学部便覧

理工学部

基準２等で示したようにエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 4-2-3】自己点検・評価エビデンス集（資料編）

法学部

平成 24（2012）年度、平成 27（2015）年度自己点検・評価及び平成 28（2016）年度認証評価では、日本高等教育評価機構から示されたエビデンスの事例を参考に、本学の独自のエビデンス資料を選出した。自己点検・評価及び報告書の執筆にあたっては、本学の独自のエビデンス資料に加え、その記述に必要なデータを作成し、点検・評価を行い透明性が高められたと考えている。

本学独自のエビデンスとして、ホームページ、便覧、シラバス、入学案内、学内規程、

学生の授業評価の資料、学生相談室・保健室「健康管理室」利用実績、奨学金給付・貸与状況実績資料、学生生活調査、附置研究所年報「ラフィダーン」等の各種エビデンスを選定した。

以上のとおり、本学はエビデンスに基づいた自己点検・評価を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-1】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）

【資料 4-2-2】エビデンス集（データ編）

【資料 4-2-3】エビデンス集（資料編）

文学部

平成 24（2012）年度、平成２７（2015）年度自己点検・評価及び平成 28（2016）年度認証評価では、日本高等教育評価機構から示されたエビデンスの例示を参考に、本学独自のエビデンス資料を選出した。自己点検・評価及び報告書の執筆にあたっては、本学独自のエビデンスの資料に加え、その記述に必要なデータ等を作成し、自己点検・評価を行い透明性が高められたと考えている。文学部においても、「文学部自己点検・評価に関する内規」に基づく文学部自己点検・評価委員会を組織してこれにあたっている。

本学独自のエビデンスとして、ホームページ、便覧、シラバス、入学案内、学内規程、学生の授業評価の資料、学生相談室・保健室利用実績、奨学金給付・貸与状況実績資料、学生生活調査、附置研究所年報等の各種エビデンスを選定した。

大学院に関しては、各種調査（授業評価アンケート等）を行い、そのエビデンスに基づいて自己点検・評価を実施している。

以上のとおり、本学はエビデンスに基づいた自己点検・評価を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-3】自己点検・評価エビデンス集（資料編）

【資料 4-2-8】文学部自己点検・評価に関する内規

21世紀アジア学部

平成 24（2012）年度、平成 27（2015）年度自己点検・評価及び平成 28（2016）年度認証評価では、日本高等教育評価機構から示されたエビデンスの事例を参考に、本学独自のエビデンス資料を選出した。自己点検・評価及び報告書の執筆にあたっては、本学独自のエビデンス資料に加え、その記述に必要なデータ等を作成し、点検・評価を行い透明性が高められたと考えている。

本学独自のエビデンスとして、ホームページ、便覧、シラバス、入学案内、学内規程、学生の授業評価の資料、学生相談室・保健室利用実績、奨学金給付・賃与状況実績資料、学生生活調査、附置研究所年報等の各種エビデンスを選定した。

以上のとおり、本学はエビデンスに基づいた自己点検・評価を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-3】自己点検・評価エビデンス集（資料編）

経営学部

平成 24（2012）年度に実施した自己点検・評価においては、日本高等教育評価機構の受審の手引きを基に、各項目において経営学部における自己点検を実施し、評価を行った。自己点検においては、学則等の各種規程、教授会資料及び議事録、経営学部便覧、経営学部リーフレット、大学ホームページ及び各種データ等のエビデンスに基づき報告書を作成した。

以上のとおり、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-2】エビデンス集（データ編）

政治学研究科

自己点検・評価及び報告書の執筆にあたっては、日本高等教育評価機構から示されたエビデンスの事例を参考に、まず本研究科内の自己点検・評価委員会（運営委員会）が、公開されている学内のエビデンス資料を収集する。それに基づいて記述された自己点検・評価案を政治学研究科委員会で検討に付し、本研究科内の自己点検・評価委員会が最終的な報告を作成している。

以上から、透明性は十分に高いと自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-1】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）

【資料 4-2-2】エビデンス集（データ編）

経済学研究科

本学では、エビデンスに基づく、客観的な自己点検・評価を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-1】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）

【資料 4-2-2】エビデンス集（データ編）

経営学研究科

大学院においては、学生数が数名の少人数教育が中心であるため、各教員の個人裁量による点検・評価が中心となっているが、経営学研究科委員会などの機会を利用し、透明性の高い自己点検・評価に心掛けている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-1】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）

【資料 4-2-2】エビデンス集（データ編）

【資料 4-2-3】エビデンス集（資料編）

スポーツ・システム研究科

事実資料に基づき、客観的に自己点検・評価を実施している。

大学院においては、学生数が数名の少人数教育が中心であるため、各教員の個人裁量による自己点検・評価が中心となっているがそこで出た課題等については研究科委員会や学術研究教育部会（含むＦＤ委員会）に報告し、透明性の高い自己点検・評価に努めている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-5】自己点検評価報告書（平成 24 年度）

救急システム研究科

事実資料に基づき、客観的に自己点検・評価を実施している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-5】自己点検評価報告書（平成 24 年度）

工学研究科

自己点検・評価のために、客観的なデータ収集をおこなっている。

研究科独自のエビデンス資料を選定した。自己点検・評価及び報告書の執筆にあたっては、研究科独自のエビデンス資料に加え、その記述に必要なデータ等を作成し、点検・評価を行っており、透明性が高められたと考えている。

研究科独自のエビデンスとしては、ホームページや国士舘大学大学院 GuideBook2015、国士舘大学大学院学生募集要項、シラバス、各種の規程等の各種エビデンスを選定した。

以上のとおり、必要なデータ等を作成し、自己点検・評価を行い透明性が高められた。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-1】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）

【資料 4-2-2】エビデンス集（データ編）

【資料 4-2-3】エビデンス集（資料編）

法学研究科

法学研究科は、自己点検・評価活動について大学基準協会の評価基準及び評価項目を参考にし、これまでの本学規程等の根拠資料に基づいて自己の点検・評価を作成している。平成 24（2012）年度、平成 27（2015）年度自己点検・評価及び平成 28（2016）年度認証評価では、日本高等教育評価機構から示されたエビデンスの事例を参考に、本学独自のエビデンス資料（ホームページ、便覧、シラバス、入学案内、学内規程、学生の授業評価の資料、学生相談室 ・保健室利用実績、奨学金給付・貸与状況・学生生活調査等）を選出し、透明性の高いものとし、エビデンスに基づいた自己点検 ・評価を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-1】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）

【資料 4-2-2】エビデンス集（データ編）

【資料 4-2-3】エビデンス集（資料編）

総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科は下記の手順でエビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施している。

1 自己点検項目に対応する事実の有無を確認する。

2 自己点検項目に対応する事実が有るとき、その事実を証する拠の有無を確認する。

3 前記の各事実と証拠の一致を確認する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-1】自己点検・評価報告書

人文科学研究科

エビデンスの整備は現在のところ不十分である。

グローバルアジア研究科

日本高等教育評価機構から示されたエビデンスの事例を参考に、まずグローバルアジア研究科独自のエビデンス資料を選定した。自己点検・評価及び報告書の執筆にあたっては、この資料に加え、記述に必要なデータ等を作成し、点検・評価を行っており、透明性が高められたと考えている。

グローバルアジア研究科独自のエビデンスとしては、ホームページや国士舘大学大学院 Guide Book 2015、国士舘大学大学院学生募集要項、シラバス、各種の諸規程などの各種エビデンスを選定した。

以上のとおり、必要なデータ等を作成し、自己点検・評価を行い透明性が高められた。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-1】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）

【資料 4-2-2】エビデンス集（データ編）

【資料 4-2-3】エビデンス集（資料編）

国際交流センター

本センターが実施する事業は、本学における教育・研究のグローバル化に対応するため、国際交流政策会議において国際交流に係わる基本方針を策定し、この方針に基づいて委員会において事業を検討し実施している。この事業結果に基づいて自己点検・評価を実施しているため、透明性が保たれている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-9】国際交流政策会議規程

イラク古代文化研究所

日本高等教育評価機構から示されたエビデンスの事例を参考に、まずイラク古代文化研究所のエビデンス資料を確認し、さらに自己点検・評価及び報告書の執筆にあたっては、その資料に加え、記述に必要な資料等を収集し点検・評価を行っている。

以上のとおり、必要なデータ等を作成、収集し、自己点検・評価を行うことで透明性の高いものと判断した。

武道・徳育研究所

日本高等教育評価機構から示されたエビデンスの事例を参考に、まず武道・徳育研究所独自のエビデンス資料を選定した。自己点検・評価及び報告書の執筆にあたっては、武道・徳育研究所独自のエビデンス資料に加え、その記述に必要なデータ等を作成し、点検･評価を行っており、透明性が高められたと考えている。

武道・徳育研究所独自のエビデンスとしては、武道・徳育研究所ホームページ、大学案内、各種の規程の各種エビデンスを選定した。

以上のとおり、必要なデータ等を作成し、自己点検・評価を行い透明性が高められた。

防災・救急救助総合研究所

本学学則第１条の２（自己点検・評価）の定めに則り、自己点検・評価を行っている。

アジア・日本研究センター

当センターの研究活動については運営委員会において定期的に報告されると同時に当センターのホームページでも公開している。さらに「ASIA JAPAN JOURNAL」や「ワーキングペーパー」の出版を通しても研究活動が公開され、それに基づき自己点検・

評価を行い透明性が高められている。
◇エビデンス集・資料編
【資料 4-2-10】ホームページ
【資料 4-2-11】ASIA　JAPAN　JOURNAL
【資料 4-2-12】ワーキングペーパー
【資料 4-2-13】活動一覧

生涯学習センター

自己点検評価及び同報告書の執筆にあたって日本高等教育評価機構の所定のデータ及び本学独自のエビデンス資料を作成し、それを基に点検評価を行ったことにより透明性は高められたと認識している。
◇エビデンス集・資料編
【資料 4-2-1】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）
【資料 4-2-2】エビデンス集（データ編）

ウエルネス・リサーチセンター

本学学則第１条の２（自己点検・評価）の定めに則り、自己点検・評価を行っている。

図書館・情報メディアセンター

自己点検･評価では､日本高等教育評価機構から示されたエビデンスの例示を参考に、本機関でエビデンス資料を選出した。自己点検・評価及び報告書の執筆にあたっては、本機関独自のエビデンスの資料に加え､その記述に必要なデータ等を作成し､自己点検・評価を行い透明性がたかめられたと考える。

学長課

自己点検・評価を各部箇署で行い、期日までにエビデンスと共に提出する事になっているため、根拠に基づいた自己点検・評価を行っている。
◇エビデンス集・資料編
【資料 4-2-14】自己点検・評価委員会法人部会（平成 27 年度第 29 回）・
大学部会（平成 27 年度第 32 回）議事録

ＦＤ推進課

平成 24（2012）年度、平成 27（2015）年度自己点検・評価及び平成 28（2016）年度認証評価では、日本高等教育評価機構から示されたエビデンスの例示を参考に、本学独自のエビデンス資料を選出した。自己点検・評価及び報告書の執筆にあたっては、本学独自のエビデンスの資料に加え、その記述に必要なデータ等を作成し、自己点検・評価を行い透明性が高められたと考えている。

本学独自のエビデンスとして、ホームページ、便覧、シラバス、入学案内、学内規程、学生の授業評価の資料、学生相談室･保健室利用実績、奨学金給付･貸与状況実績資料、学生生活調査、附置研究所年報等の各種エビデンスを選定した。

大学院に関しては、各種調査（授業評価アンケート等）を行い、そのエビデンスに基づいて自己点検・評価を実施している。

以上のとおり、本学はエビデンスに基づいた自己点検・評価を行っていると自己評価する。
◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-1】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）
【資料 4-2-2】エビデンス集（データ編）

教務課

本課では、毎月の学生の身分異動数のデータを集計し、学部長会を通じて学内へ周知している。例年、５月１日及び 10 月１日現在学生数を集計し、学内へ周知している。また、自己点検・評価では、エビデンス集（データ編）「表２－２　学部、学科別の在籍者数（過去５年間)」「表２－４　学部、学科別の退学者数の推移（過去３年間)」及び「表Ｆ－４　学部・学科の学生定員及び在籍学生数」のとおり作成し、報告している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 4-2-15】学部長会資料「学部学生身分異動状況について」
【資料 4-2-16】国士舘大学学生数一覧表

学生・厚生課

今回の自己点検・評価では、公益財団法人日本高等教育評価機構から示されたエビデンスの例示を参考に、学生・厚生課独自のエビデンス資料に加え、その記述に必要なデータ等を収集・選定した。また、自己点検・評価報告書の執筆にあたっては、学生・厚生課の属する委員会の大学部会が自己点検・評価の方針及び項目に基づいた点検・評価の結果を委員会に報告し、委員会は本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告するとともに学内外に公表している。

以上のとおり、学生・厚生課は、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 4-2-17】国士舘自己点検・評価委員会規程第２条（委員会設置)、第６条（自己点検・評価結果の報告)、第７条（部会の設置等）
【資料 4-2-18】平成２７年度 日本学生支援機構奨学金各キャンパス 採用・返還説明会
【資料 4-2-19】大学ホームページ　学生生活
【資料 4-2-20】国士舘大学手帳　１頁から 96 頁
【資料 4-2-21】国士舘大学クラブ・サークルガイド　１頁から 56 頁
【資料 4-2-22】メイプルｓｙｓ登録（クラブ管理）
【資料 4-2-23】学生相談室等の利用状況」
【資料 4-2-24】奨学金給付・貸与状況」
【資料 4-2-25】学生の課外活動への支援状況」
【資料 4-2-26】業務委託の内容」
【資料 4-2-27】学生生活実態調査報告書

入試部

本課では、毎年入試結果について直近の５ヵ年分のデータをまとめた資料を作成し、各会議を通じて学内に周知している。自己点検・評価では、本資料及び日本高等教育評価機構より求められているエビデンス集（データ編）「表２－１．学部・学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移」（過去 5 年間)」基づき、自己点検・評価及び報告書の執筆を行っている。以上のとおり、必要なデータ等を作成し、自己点検・評価を行い透

明性が高められた。
◇エビデンス集・資料編
【資料 4-2-28】入試結果について直近の５か年分のデータ

キャリア形成支援センター

日本高等教育評価機構から示されたエビデンスの例示を参考にエビデンス資料を選定するとともに、当該資料に必要なデータ等を作成している。選定されたエビデンス資料及び作成されたデータ等に基づき、客観的な透明性の高い自己点検・評価を行っている。
◇エビデンス集・資料編
【資料 4-2-1】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）
【資料 4-2-3】自己点検・評価エビデンス集（資料編）

4-2-②現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

企画課

企画課では、必要に応じたデータの収集・分析により、業務効率の向上・改善を図り、効果的な業務改善に向けた取り組みを推進している。
◇エビデンス集・資料編
【資料4-2-29】他大学における中長期計画の整備状況等

広報課

ホームページの閲覧・利用状況などのデータ収集を行い、本学の使命・目的に即した適切な掲載内容及び運用を行っているかを調査し、活用している。　例えば、学生が行うＷｅｂ履修登録の時間帯やアクセス方法（スマートフォン・パソコン、学内・学外）などを調査・報告し、利用者のニーズに応じた適切な運用に役立てている。また、適宜アクセス数を測り、新着情報などへの誘導やページ構成の参考としている。
◇エビデンス集・資料編
【資料 4-2-30】アクセス数分析結果

管財課

学校法人国士舘が保有し使用する土地・建物についての詳細な図面や面積を管理するため校地校舎管理システムを導入した。また、同システムを教務課及び町田校舎事務課へ導入し、正確な情報の定常的共有体制を構築した。

ハード面では、消防法に基づく消防用設備点検、建築基準法に基づく建物外壁の打診検査や設備検査、昇降機の点検等により現状把握、調査及び分析を行っている。

また、一定以上の規模を有する特定建築物においては、年間管理計画に基づく空調・給排水設備点検をはじめ空気環境測定、清掃記録、鼠・こん虫等の防除を実施し、実施記録をアーカイブ化することとしている。
◇エビデンス集・資料編
【資料4-2-31】校地校舎システム納品書
【資料4-2-32】特定建築物年間管理計画書
【資料4-2-33】国士舘大学８号館ビル管理帳簿書類一覧
【資料4-2-34】特定建築物審査指導票（10号館）、（中央図書館）

政経学部

本学全体では「学生による授業評価」を毎年ほぼ全科目で実施しており、そのデータは教務課を中心になり、その内容の分析・検討を行い報告書としてまとめ、次回への改善提案を行っている。また、学生実態調査を実施しており、学生サービスの向上に活用している。データ収集等では、ＧＰＡ制度に基づく成績管理によるアカデミック・アドバイザーの指導等への活用､定期健康診断による健康面への指導活用などがある｡また、平成 24（2012）年度自己点検・評価におけるエビデンス集（データ編）を参考に、学生教育及び学生生活に関するデータを収集し活用している。各種データは担当部署から収集する方法をとっており、その中で学生数、教員数、校地校舎面積などは、大学設置基準との比較・確認に活用している。入学者・合格者数、退学者数、就職の状況（就職率など)、卒業者数、相談室、保健室「健康管理室」の利用者数、奨学金給付・貸与数、図書館利用者数などは､その分析により本学の運営に資するデータとして､また学生支援・サービスの確認データとして学生サービスの向上に活用している。平成 27（2015）年度学長室にＩＲを専門に担当する職員を配置し部署を設置し､平成 26 (2014) 年度から「大学ポートレート」が稼働し、その業務を配当するＩＲ（Institutional Research）部内が整理されたことにより､データの分析を通じて､教育内容･方法の改善に努めている。

これに加えて、政経学部では少人数教育の効果とその改善について自己点検するために外部委託のインタビュー調査を行いその結果を分析し、教育内容・方法の改善に努めている。

以上のとおり、本学部は現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行い、教育・学生生活指導に活用していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-35】国士舘大学　第 3 回 ＦＤ研修会『大学教育の質保証システムの整備（教学ＩＲの取り組み）～中退問題を視野に～』(38 頁から 41 頁)
http://www.kokushikan.ac.jp/information/effort/fd/

【資料 4-2-36】学生による授業評価アンケート集計表

【資料 4-2-27】学生生活実態調査報告書

体育学部

学部では「学生による授業評価」を毎年ほぼ全科目で実施しており、そのデータは教務課を中心になり、その内容の分析・検討を行い報告書としてまとめ、次回への改善提案を行っている。また、学生実態調査を実施しており、学生サービスの向上に活用している。データ収集等では、ＧＰＡ制度に基づく成績管理によるアカデミック・アドバイザーの指導等への活用、定期健康診断による健康面への指導活用などがある。

また、平成 24（2012）年度自己点検・評価におけるエビデンス集（データ編）を参考に、学生教育及び学生生活に関するデータを収集し活用している。各種データは担当部署から収集する方法をとっており、その中で学生数、教員数、校地校舎面積などは、大学設置基準との比較・確認に活用している。入学者・合格者数、退学者数、就職の状況（就職率など)、卒業者数、相談室、保健室「健康管理室」の利用者数、奨学金給付・貸与数、図書館利用者数などは、その分析により本学の運営に資するデータとして、また学生支援・サービスの確認データとして学生サービスの向上に活用している。

平成 27（2015）年度学長室にＩＲを専門に担当する職員を配置し部署を設置した。平成 26（2014）年度から「大学ポートレート」が稼働し、その業務を配当するＩＲ（Institutional Research）部内が整理されたことにより、データの分析を通じて、教育内容・方法の改善に努めている。

以上のとおり、本学は現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行い、教育・学生生活指導に活用していると自己評価する。

自己点検・評価がデータ収集の重要性を再認させ、まずはエビデンスを収集し、記述内容の充実につなげる。

学部の現状把握、特に学生の意見を収集するために「学生と学部長の対話会」（意見交換会）を毎年、実施しており、学部長と学生が直接対話し、意見を集約している。平成 27 年度に関してはそこで出た意見を集約化、カテゴライズ化し、体育学部所属の全教職員（教員は専任のみ、職員は専任・非専任を含む全員）で調査結果を共有した。

平成 26（2014）年度より開始した「大学ポートレート」に関して、体育学部事務課に担当者を設置し、データや情報の収集及び分析を実施できる事務体制を整備した。担当者がデータ収集・分析し、それをポートレート記載への参考とし、完成したポートレートを三役及び事務課長に報告している。大学ポートレート担当者は他業務として武道学科及び体育学科の定員増、自己点検・評価、受験生に対する大学案内を兼務している。情報収集及び分析を活用した業務を担当することで大学外に対する情報の発信力を強化できる事務組織体制にしている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-36】学生による授業評価アンケート集計表

【資料 4-2-27】学生生活実態調査報告書

【資料 4-2-37】学生と学部長の話す会（意見交換会）ポスター、意見集約記録、Ｅメール送信記録

【資料 4-2-38】体育学部 大学ポートレート（平成 26 年度）記述内容記録

法学部

学部では「学生による授業評価」を毎年ほぼ全科目で実施しており、そのデータは教務課を中心になり、その内容の分析・検討を行い報告書としてまとめ、次回への改善提案を行っている。また、学生実態調査を実施しており、学生サービスの向上に活用している。データ収集等では、ＧＰＡ制度に基づく成績管理によるアカデミック・アドバイザーの指導等への活用、定期健康診断による健康面への指導活用などがある。

また、平成 24（2012）年度自己点検・評価におけるエビデンス集（データ編）を参考に、学生教育及び学生生活に関するデータを収集し活用している。各種データは担当部署から収集する方法をとっており、その中で学生数、教員数、校地校舎面積などは、大学設置基準との比較・確認に活用している。入学者・合格者数、退学者数、就職の状況（就職率など）、卒業者数、相談室、保健室「健康管理室」の利用者数、奨学金給付・貸与数、図書館利用者数などは、その分析により本学の運営に資するデータとして、また学生支援・サービスの確認データとして学生サービスの向上に活用している。

平成 27（2015）年度学長室にＩＲを専門に担当する職員を配置し部署を設置した。平成 26（2014）年度から「大学ポートレート」が稼働し、その業務を配当するＩＲ

（Institutional Research）部内が整理されたことにより、データの分析を通じて、教育内容・方法の改善に努めている。

以上のとおり、本学は現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行い、教育・学生生活指導に活用していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-36】学生による授業アンケート集計表

【資料 4-2-27】学生生活実態調査報告書

文学部

学部では「学生による授業評価」を毎年ほぼ全教科で実施しており、そのデータは教務課が中心となり、その内容の分析・検討を行い報告書としてまとめ次回への改善提案を行っている。また、学生実態調査を実施しており、学生サービスの向上に活用している。

データ収集等では、ＧＰＡ制度に基づく成績管理によるアカデミック・アドバイザーの指導等の活用、定期健康診断による健康面への指導活用などがある。また、平成 24（2012）年度自己点検・評価におけるエビデンス集（データ編）を参考に学生教育並びに学生生活に関するデータを収集し活用している。各種データは、担当部署から収集する方法をとり、その中で学生数、教員数、校地校舎面積などは大学設置基準との比較確認に活用している。入学者・合格者数、退学者数、就職の状況（就職率など）、卒業者数、学生相談室・健康管理室の利用者数、奨学金給付・貸与数、図書館利用者数などは、その分析により本学の運営に資するデータとして、また、学生支援・サービスの確認データとして学生サービスの向上に活用している。

平成 27（2015）年度、学長室にＩＲ（Institutional Research）担当の専任職員を配置した。平成 26（2014）年度から「大学ポートレート」が稼働し、その業務を担当するＩＲ担当者が配置されたことにより、データの分析を通じて、教育内容・方法の改善に努めている。

以上のとおり、本学は現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行い、教育・学生支援に活用していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-36】学生による授業アンケート集計結果

【資料 4-2-27】学生生活実態調査報告書

21世紀アジア学部

学部では「学生による授業評価」を毎年ほぼ全科目で実施しており、そのデータは教務課が中心となり、その内容の分析・検討を行い報告書としてまとめ、次回への改善提案を行っている。また、学生実態調査を実施しており、学生サービスの向上に活用している。データ収集等では、GPA 制度に基づく成績管理によるアカデミック・アドバイザーの指導等への活用、定期健康診断による健康面への指導活用などがある。

また、平成 24（2012）年度自己点検・評価におけるエビデンス集（データ編）を参考に、学生教育並びに学生生活に関するデータを収集し、活用している。各種データは担当部署から収集する方法をとっており、その中で学生数、教員数、校地校舎面積などは、大学設置基準との比較・確認に活用している。入学者・合格者数、退学者数、就職

の状況（就職率など）、卒業数、相談室、健康管理室の利用者数、奨学金給付、貸与数、図書館利用者数などは、その分析により本学の運営に資するデータとして、また学生支援・サービスの確認データとして学生サービスの向上に活用している。

平成 27（2015）年度学長室にＩＲを専門で担当する部署を設置し、専任職員を配置した。平成 26 年（2014）年度から「大学ポートレート」が稼働し、その業務を担当するＩＲ（Institutional Research）部内が整理されたことにより、データの分析を通じて、教育内容・方法の改善に努めている。

以上のとおり、本学は現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行い、教育・学生生活指導に活用していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-36】学生による授業評価アンケート集計結果

【資料 4-2-27】学生生活実態調査報告書

経営学部

経営学部では、①入試関係、②進級・卒業関係、③学生数、④授業評価アンケート及び⑤各種検定合格者数等において学部における現状把握のための調査・データの収集・蓄積と分析を行っている。

①入試関係においては、AO 入試、推薦選考、指定校推薦、内部推薦等について、調査書を基に評定平均、出席日数等の数値データを作成し、その数値データ及び試験結果を基に合否判定を行っている。これらの入試による志願・合格・入学者データ及びその後の入学前教育実施状況、新入生ガイダンスで実施している基礎学力調査、TOEIC テストのスコア、進級判定資料等の学力関係資料を蓄積し、次年度以降の入試制度の継続的改善・改革及び入学試験合否判定の資料として分析している。加えて、一般入試及びセンター入試についても各種資料・データを分析及び蓄積し、合否判定及び入試制度改善・改革に活用している。

②進級・卒業関係においては、学年ごとの進級所要単位数や卒業所要単位数に応じて春期及び秋期の成績結果を基に、進級・卒業基準に満たない学生を対象に修学指導を実施するとともに、単位不足に至った経緯を分析している。

③学生数においては、各学年の身分異動における学生数の増減について教授会で報告を行っている。また、休学及び退学においては、学生主任による面談を実施し、原因の調査と分析を実施するとともに、その調査結果の傾向にあてはまりそうな学生については事前に学年担任による面談や修学指導等を実施する等の予防策を講じ、特に修学意欲の喪失による休学や退学の減少に努めている。

④授業評価アンケートにおいては、春期及び秋期にそれぞれ実施（年 2 回）している。経営学部では、その情報と結果を学部内で共有すると同時に各教員においては授業における指導方法等の改善及び向上を行っている。

⑤各種検定合格者数については、経営学部が推奨している「経営学検定試験初級」「日本商工会議所簿記検定試験２級」及び「日本商工会議所簿記検定試験３級」の学年ごとの受験者数及び合格者数を集計し、教授会において実施状況を報告している。そのデータを基に、検定試験受験の促進を図るとともに資格取得向上のための授業における指導方法の工夫や検定試験対策講座を実施している。

以上のとおり、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-39】入試関係データ　抜粋

【資料 4-2-40】進級・検定関係資料　抜粋

【資料 4-2-41】経営学部定例教授会(平成 27 年度 9 月)議題

【資料 4-2-42】経営学部学生身分異動者名簿（平成 27 年度 9 月分）

【資料 4-2-43】授業アンケート集計結果（科目別）（2015 年度春期）

政治学研究科

大学が収集･公開している通常のデータの利用に加えて､より詳細な現状把握のため、研究科内自己点検･評価委員会（運営委員会）の要請により、各教員の所持するデータ・資料等を提供することになっている。

以上により、現状把握に十分な調査が行われていると自己評価する。

経済学研究科

本学では、自己点検・評価活動において、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-44】経済学研究科委員会議事録

経営学研究科

経営学研究科委員会などの機会を利用し、現状把握と分析を行う機会を設けている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-27】学生実態調査報告書

【資料 4-2-45】経営学研究科委員会議事録（分析結果報告）

スポーツ・システム研究科

研究科委員会並びに各種の委員会を活用し現状把握のデータの収集・分析を行う事としているが、項目によっては、調査・データ収集が不十分な点もあるため、恒常的に必要な情報が得られるように体制を整備する。

救急システム研究科

項目によっては、調査・データ収集が不十分な点もあるため、恒常的に必要な情報が得られるように体制を整備する。

工学研究科

通常のデータは大学が収集しているが、それ以外に現状把握のため、入試問題のデータベース化などをおこなっており、必要に応じて委員会等で開示している。

法学研究科

自己点検・評価の基礎となる資料の収集・分析においては、大学の事務部門であるＦＤ推進室が中心となり、大学院の基礎データをまとめている。研究科では実態改善のために、指導教授・講義担当者による講義・研究会・発表会等で意見等を聞いているが、学部では学生による授業評価を全科目で実施し、そのデータを教務課がまとめ、ＧＰＡ制度に基づく成績管理によるアカデミック・アドバイザーの指導・定期健康診断による健康面等の指導活用などに利用している。平成 24（2012）年度の自己点検・評価におけ

るデータは、院生数・教員数・校地校舎面積など大学設置基準との比較・確認に活用している。また、入学者・合格者数・退学者数・就職の状況、保健室の利用者数、奨学金給付・図書館利用数などは本学運営の基礎データとなっている。平成 27（2015）年度学長室には、ＩＲを専門に担当する部署を設置し、平成 26（2014）年度から大学ポートレートが稼働し、さらなる教育改善に努めている。 本学は現状把握のための十分な調査・データ収集と分析を行い、教育・学生生活指導に活用していると評価できる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-36】学生による 授業アン ケート分析結果

【資料 4-2-27】学生実態調査報告書

【資料 4-2-46】法学研究科審議録（分析結果報告書）

総合知的財産法学研究科

平成 21（2009)年の自己点検・評価委員会の点検・評価活動においては、大学基準協会の評価基準及び評価項目を参考に自己点検・評価を行った。この際、根拠資料に基づいた自己点検・評価を重視し、報告書を作成した。

平成21（2009)年の自己点検・評価に必要な基礎となるデータの把握・収集・分析については、既に組織化されているＦＤ推進課の事務部門が大学基礎データの取りまとめを行っている。

総合知的財産法学研究科は、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える実施主体は評価委員が実施している。実施対象項目は、基準に対応した項目である。時期、点検報告、記録保持の実施方法は、評価委員が年２回実施し、その結果をまとめて、自己点検評価大学部会に報告している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-1】自己点検・評価報告書

人文科学研究科

ＦＤアンケートを実施した。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-47】ＦＤ報告

グローバルアジア研究科

通常のデータは大学が収集しているが、それ以外に現状把握のため、入試問題のデータベース化などをおこなっており、必要に応じて委員会等で開示している。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-2-27】学生実態調査報告書

国際交流センター

留学生の現状を把握するために、入学前にアンケートを実施し、その結果を踏まえ分析を行い、今後の活動の資料としている。また、４年に１度留学生の生活実態調査を実施し、留学生の生活実態の把握と課題の把握に努めている。また、この留学生実態調査の結果を報告書にまとめ、関係部課室に配付し、留学生指導における資料として利用している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-48】外国人留学生入学前アンケート

【資料 4-2-49】留学生実態調査報告書（平成 25（2013）年度）

イラク古代文化研究所

現状把握のため、常に意見交換を行っている他、将来計画に活かせる情報を収集に努め、共有化を図っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-2-50】イラク古代文化研究所所員会議事録

武道・徳育研究所

現状把握のため、研究所内で常に意見交換を行っている。

防災・救急救助総合研究所

現在、十分な調査・データの収集分析が行われていないため、早急に実施体制を検討する予定である。現在、改善・向上策に関する将来計画はないが、今後所員会において検討を図る予定である。

アジア・日本研究センター

当センターで実施する研究会ごとに出席人数の把握と必要に応じたアンケートの回収、分析をして、その結果は運営委員会に報告している。

当センターの研究活動は毎年 1 回、専門委員会において審査・評価が行われ、運営委員会において報告され、次年度以降の研究活動(学術支援プログラム)計画に反映されている。

また、研究活動は毎年 5 月に開催する総会においても報告されている。

以上により現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行う体制が整備されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-51】国士舘大学アジア・日本研究センター
センター内委員会等に関する内規

【資料 4-2-52】アジア・日本研究センター専門委員会資料

【資料 4-2-53】アジア・日本研究センター運営委員会資料

【資料 4-2-54】アジア・日本研究センター総会資料

生涯学習センター

自己点検評価におけるエビデンス集（データ編）を参考に公開講座希望者に対してアンケート調査を実施し収集分析し、募集広告の配布等に活用している。広告媒体であるインターネット広告を掲載しているセカンドアカデミーより講座ごとのアクセス状況を取り寄せ現在どんな講座にニーズがあるか実態を調査している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-55】公開講座パンフレットアンケート

【資料 4-2-56】セカンドアカデミー講座アクセス集計表

ウエルネス・リサーチセンター

現在、十分な調査・データの収集分析が行われていないため、早急に実施体制を検討する予定である。現在、改善・向上策に関する将来計画はないが、今後所員会において検討を図る予定である。

図書館・情報メディアセンター

本機関では、図書館利用者数、図書貸し出し状況等のデータの収集を行い、大学設置基準第 38 条（図書等の資料及び図書館）との比較確認、学生支援・サービスの向上に活用している。図書館利用者数は、閲覧室の学生の学習のために十分な数の座席を確保するためのデータとして活用している。蔵書数の量的規定はないが、「大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする」とあるように、各学部・各研究科に対し必要とする図書等の調査を行い、図書貸し出し状況データより分析し、学生が必要としている系統の図書整備に活用している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-57】図書館・情報メディアセンター年次報告書（平成 26 年度）

【資料 4-2-58】図書館利用者数と分析結果

学長課

自己点検・評価における各種データは、毎年度関係部課署に依頼して収集を行い、関係部課署へ冊子として配布し活用している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-1】自己点検・評価報告書

【資料 4-2-2】エビデンス集（データ編）

教務課

毎月の学部長会で報告している学生の身分異動数について、各教授会審議結果等を集計し、内容を精査のうえ、報告書を作成している。毎年５月には、前年度の身分異動数を集計した一覧表を学部長会へ報告し、それを基に分析・議論がなされている。また、エビデンス集（データ編）「表２－４　学部、学科別の退学者数の推移（過去３年間）」のとおり、データを作成し、報告している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-15】学部長会資料「学部学生身分異動状況について」

【資料 4-2-59】学部長会資料「退学・休学届の学生数」

ＦＤ推進課

学部では「学生による授業評価」を毎年ほぼ全教科で実施しており、そのデータは教務課が中心となり、その内容の分析・検討を行い報告書としてまとめ次回への改善提案を行っている。また、学生実態調査を実施しており、学生サービスの向上に活用している。

データ収集等では、ＧＰＡ制度に基づく成績管理によるアカデミック・アドバイザーの指導等の活用、定期健康診断による健康面への指導活用などがある。また、平成 24（2012）年度自己点検・評価におけるエビデンス集（データ編）を参考に学生教育並びに学生生活に関するデータを収集し活用している。各種データは、担当部署から収集する方法をとり、その中で学生数、教員数、校地校舎面積などは大学設置基準との比較確認に活用している。入学者・合格者数、退学者数、就職の状況（就職率など）、卒業者数、学生相談室・健康管理室の利用者数、奨学金給付・貸与数、図書館利用者数などは、その分析により本学の運営に資するデータとして、また、学生支援・サービスの確認デー

タとして学生サービスの向上に活用している。

平成 27（2015）年度、学長室にＩＲ（Institutional Research）担当の専任職員を配置した。平成 26（2014）年度から「大学ポートレート」が稼働し、その業務を担当するＩＲ担当者が配置されたことにより、データの分析を通じて、教育内容・方法の改善に努めている。

以上のとおり、本学は現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行い、教育・学生支援に活用していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-36】学生による授業アンケート集計結果

【資料 4-2-27】学生生活実態調査

学生・厚生課

学生・厚生課では、独自のエビデンス資料（ホームページ、大学手帳、大学クラブ・サークルガイド、メイプルｓｙｓ登録、学生相談室等の利用状況、奨学金給付・貸与状況、学生の課外活動への支援状況、業務委託の内容等）に基づく必要なデータ等を収集・選定し、分析することによって学生への厚生補導及びサービス向上に活用している。

また、学生生活全般に関する学生の意見･要望を汲上げ、把握するため、昭和 63（1988）年から「学生生活実態調査」を実施しており、その結果を分析するとともに関係部署に報告し、検討結果を新たな学生支援策の立案等に活用している。

以上のとおり、学生・厚生課は、現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行える体制（大学設置基準第 42 条（厚生補導の組織））が整備されているとともに、その結果を学生サービス向上に活用していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-19】大学ホームページ　学生生活

【資料 4-2-20】国士舘大学手帳　1 頁から 96 頁

【資料 4-2-21】国士舘大学クラブ・サークルガイド　1 頁から 56 頁

【資料 4-2-22】メイプルｓｙｓ登録（クラブ管理）

【資料 4-2-23】学生相談室等の利用状況

【資料 4-2-24】奨学金給付・貸与状況

【資料 4-2-25】学生の課外活動への支援状況

【資料 4-2-26】業務委託の内容

【資料 4-2-27】国士舘大学 学生生活実態調査

【資料 4-2-60】「平成 27 年度学生生活実態調査」の結果に伴う報告会の開催について

入試部

大手予備校より、本学入学試験直近の模擬試験における本学の志望状況データを入手し当該年度の志願状況の分析に役立てている。また、オープンキャンパスの来場者数と入学志願数の関係を経年の分析により、当該年度の志願状況予測に活用している。

基準 4-2-②で述べたように、入試結果について直近の５ヵ年分のデータをまとめた資料を作成して、入学志願者や合格者の手続き率の動向等を分析し、各学部に情報提供を行い、志願者の増加や適切な学生数の確保に努めている。以上のとおり現状把握のために調査・データの収集と分析を行える体制を整備している。

活用している。
◇エビデンス集・資料編
【資料 4-2-28】入試結果について直近の５か年分のデータ

キャリア形成支援センター

キャリア形成支援センターでは職業安定法に基づき、３年生に対して進路登録カードによる進路希望調査を実施し、４年生に対して進路届による進路決定状況調査を実施している。

これらの調査により収集されたデータを分析し、学生への就職支援事業の策定に反映させている。また、主な就職支援事業においてはアンケート等を実施し、結果を分析することにより各支援事業の質の向上・改善に活用している。
◇エビデンス集・資料編
【資料 4-2-61】進路決定状況調査分析結果（業種別就職状況）

4-2-③自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

企画課

自己点検・評価の結果は、自己点検・評価報告書の冊子を作成し公表するとともに、本学ホームページに掲載している。
◇エビデンス集・資料編
【資料4-2-62】大学ホームページ（情報公開）
【資料4-2-1】自己点検・評価報告書

広報課

自己点検・評価の結果は、報告書の配付・閲覧、本学ホームページ、学内における研修会によって、学内共有及び社会への公表を果たしている。

本課においては、学生・生徒・教員らのメディア出演、取材記事の掲載などを対外的にはホームページやフェイスブック、国士舘大学新聞など、対内的には国士舘会報で掲出、紹介している。
◇エビデンス集・資料編
【資料 4-2-62】大学ホームページ（トップ） ＞ 国士舘の情報公開
＞ 財務情報、自己点検評価等
http://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/financial/self_inspection/

町田校舎事務課

自己点検・評価の結果は、国士舘自己点検・評価委員会規程第６条第１項の規定に基づき「自己点検・評価報告書」を作成し、同条第３項の規定に基づき、本学ホームページで公表している。
◇エビデンス集・資料編
【資料4-2-17】国士舘自己点検・評価委員会規程
【資料4-2-62】大学ホームページ（情報公開）
【資料4-2-1】自己点検・評価報告書

政経学部

政経学部の授業評価アンケートの結果は公開されており、全学的な自己点検・評価報

告書も公表されている。また、ＦＤ研修会やシンポジウムでも、取組みの成果として政経学部の自己点検・評価の結果を学内で共有し、ホームページを通して社会に公表している。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-2-63】平成27年度秋期授業アンケート実施について（依頼）

【資料 4-2-35】国士舘大学　第３回 ＦＤ研修会『大学教育の質保証システムの整備（教学ＩＲの取り組み）～中退問題を視野に～』（38 頁から 41 頁）

http://www.kokushikan.ac.jp/information/effort/fd/

体育学部

本学の自己点検・評価は 4-1-①で述べたように大学教職員で構成された自己点検・評価委員会で、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本法人及び本学の管理運営及び教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、３年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて理事会に報告し、学内外に公表している。

また、規程により、委員会は法人事務局長を委員長とする「法人部会」、教務部長を委員長とする「大学部会」を置き、全学的プロジェクトとして社会の変化に即応するため組織を挙げて教育改革に取り組んでいる。このことから自己点検・評価に関する教職的共有度は高い。

自己点検・評価の結果は、理事会へ報告するとともに、報告書は大学の専任教員全員に配付しているとともに大学事務職員へも配付しており共有化が図られている。

「自己点検・評価報告書」は、これまで６回発行している。配布先は、主に他大学や文部科学省、大学基準協会、日本私立大学協会など学外関係機関となっている。

認証評価を受けた平成 22(2010)年度版については、ホームページ上でも公開している。

以上のとおり、自己点検・評価の結果の学内の共有及び社会への公表は、適切であると自己評価する。

自己点検・評価の結果は、報告書が作成され、三役及び体育学部事務課内で共有している。授業評価アンケートの結果については実施した全教員にフィードバックし、授業改善の資料として役立てている。学外へはホームページを通し、自己点検・評価報告書を閲覧可能にし、広く社会に公表・周知している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-5】大学ホームページ自己点検・評価評価報告書（平成 24 年度）

http://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/financial/self_inspection/

理工学部

これまでの「自己点検・評価報告書」は、冊子として社会に公表されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-1】・自己点検・評価報告書

法学部

本学の自己点検・評価は 4-1-①で述べたように大学教職員で構成された自己点検・評価委員会で、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本法人及び本学の管理運営及び教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、３年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて理事会に報告し、学内外に公表している。

また、規程により、委員会は法人事務局長を委員長とする「法人部会」、教務部長を委

員長とする「大学部会」を置き、全学的プロジェクトとして社会の変化に即応するため組織を挙げて教育改革に取り組んでいる。このことから自己点検・評価に関する教職的共有度は高い。

自己点検・評価の結果は、理事会へ報告するとともに、報告書は大学の専任教員全員に配付しているとともに大学事務職員へも配付しており共有化が図られている。

「自己点検・評価報告書」は、これまで６回発行している。配布先は、主に他大学や文部科学省、大学基準協会、日本私立大学協会など学外関係機関となっている。

認証評価を受けた平成 22(2010)年度版については、ホームページ上でも公開している。

以上のとおり、自己点検・評価の結果の学内の共有及び社会への公表は、適切であると自己評価する。

文学部

本学の自己点検・評価は、４－１－①で述べたように、大学教職員で構成された自己点検・評価委員会で本学の目的及び社会的使命を達成するため本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめた理事会に報告し、学内外に公表している。また、規定により委員会は法人事務局長を委員長とする「法人部会」、教務部長を委員長とする「大学部会」を置き、全学的プロジェクトとして社会の変化に即応するため組織を挙げ教育改革に取り組んでいる。このことから自己点検・評価に関する教職員の共有度は高い。

自己点検・評価の結果は、理事会へ報告するとともに、報告書は大学の専任教員全員に配付しているとともに大学事務職員へも配付しており共有が図られている。そのほか法人管理部門、大学各部署に配付し学内における共有を図っている。

「自己点検・評価報告書」は、これまで６回発行し、ホームページ上でも公開している。

以上のとおり、自己点検・評価の結果の学内の共有並びに社会への公表は適切であると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-64】国士舘自己点検・評価委員名簿
【資料 4-2-65】国士舘自己点検・評価法人部会委員名簿
【資料 4-2-66】国士舘自己点検・評価大学部会委員名簿
【資料 4-2-67】平成 27 年度基準・基準項目等に基づく執筆担当
【資料 4-2-68】学内配付先一覧表

21世紀アジア学部

本学の自己点検・評価は 4-1-①で述べたように大学教職員で構成された自己点検・評価委員会で、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、3 年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて理事会に報告し、学内外に公表している。

また、規定により、委員会は法人事務局長を委員長とする「法人部会」、教務部長を委員長とする「大学部会」を置き、全学的プロジェクトとして社会の変化に即応するため組織を挙げ教育改革に取り組んでいる。このことから自己点検・評価に関する教職的の共有度は高い。

自己点検・評価の結果は、理事会へ報告するとともに、報告書は大学の専任教員全員に配布していると共に報告書は大学事務職員へも配布をしており共有が図られている。そのほか、法人管理部門、大学各部署に配付をし、学内における共有を図っている。「自己点検・評価報告書」は、これまで6回発行している。配布先は、主に他大学や文部科学省、大学基準協力、日本私立大学協会など学外関係機関となっている。

認証評価を受けた平成 22（2010）年度版については、ホームページ上でも公開している。

以上のとおり、自己点検・評価の結果の学内の共有並びに社会への公表は、適切であると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-64】国士舘自己点検・評価委員名簿
【資料 4-2-65】国士舘自己点検・評価法人部会委員名簿
【資料 4-2-66】国士舘自己点検・評価大学部会委員名簿
【資料 4-2-67】平成 27 年度基準・基準項目等に基づく執筆担当
【資料 4-2-68】学内配付先一覧表

経営学部

経営学部における自己点検・評価の結果については、学部内で共有するとともに、ＦＤ推進課により「自己点検・評価報告書」として報告書が作成され共有している。また、本学ホームページでは、「国士舘の情報公開」の中に「自己点検・評価報告書」が掲載されており、社会へと公開されている。

以上のとおり、自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表については、実行されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-1】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）
【資料 4-2-62】大学ホームページ　国士舘の情報公開　自己点検・評価報告書

政治学研究科

本研究科の自己点検・評価は、「国士舘自己点検・評価委員会規程」第６条に定めているとおり、原則として３年ごとに実施される自己点検・評価の一環として行なわれ、学内で共有されるとともに、自己点検・評価報告書として刊行されることにより社会に公表されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-17】国士舘自己点検・評価委員会規程第６条（自己点検・評価結果の報告等）
【資料 4-2-1】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）

経済学研究科

自己点検・評価報告書は、本学のホームページに掲載される予定である。本学の自己点検・評価に関して、社会への公表は十分になされていると考えられる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-17】国士舘自己点検・評価委員会規程第６条（自己点検・評価結果の報告等）

経営学研究科

大学院研究科長会や経営学研究科委員会などの機会を利用し、学内での共有を図ると

ともに、ホームページや大学院ガイドブックなどによって社会への公表を行っている。
◇エビデンス集・資料編
【資料 4-2-44】経営学研究科委員会議事録
【資料 4-2-62】大学ホームページ（情報公開）

スポーツ・システム研究科

大学院研究科長会やスポーツ・システム研究科委員会の機会を利用し学内での共有を図るとともに、ＦＤ推進課で取りまとめた結果はホームページなどによって社会への公表を行っている。
◇エビデンス集・資料編
【資料 4-2-62】大学ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/financial/self_inspection/

救急システム研究科

大学院研究科長会や救急システム研究科委員会の機会を利用し学内での共有を図るとともに、ＦＤ推進課で取りまとめた結果はホームページなどによって社会への公表を行っている。
◇エビデンス集・資料編
【資料 4-2-62】大学ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/financial/self_inspection/

工学研究科

現状把握に最大限努め、将来計画に活かせるようにデータ等は研究科委員会等で開示し、共有化を図っている。

法学研究科

自己点検の評価は 4-1－①で述べたよう に大学教職員で構成された自己点検･評価委員会で、本学の目的及び社会的使命を達成するため 、本法人及び本学の管理運営及び教育研究活動等の状況について自ら点検評価を行い、３年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて理事会に報告し、学内外に公表している。

また、規程により「法人部会」「大学部会」を置いて、全学的プロジェ クトとして社会の変化に即応するため組織を挙げて教育改革に取り組んでいる。報告書は大学の専任教員全員･大学事務職員へも配布され共有化されている。この自己点検･評価報告書は、これまで６回発行し、主に他大学や文部科学省、大学基準協会、日本私立大学協会など学外関係機関となっている 。認証評価を受けた平成22（2010） 年度版については、本学ホームページにも公開しており､学内の共有及び社会への公表は 適切に行われていると自己評価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料 4-2-62】大学院ホームページ情報公開
【資料 4-2-1】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）
【資料 4-2-17】国士舘自己点検・評価委員会規程第６条（自己点検・評価の報告書等）
【資料 4-2-69】国士舘自己点検・評価委員会大学部会議事録

総合知的財産法学研究科

大学全体の自己点検・評価は大学 Web サイトに公表している。

「総合知的財産法学研究科」

これまでの「自己点検・評価報告書」は、冊子として、例外なく社会に公表されてきていおり、本自己点検・評価報告も日本高等教育評価機構による認証評価の結果と同様公表する予定である。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-1】総合知的財産法学研究科自己点検・評価報告書

人文科学研究科」

グローバルアジア研究科

現状把握に最大限努め、将来計画に活かせるようにデータ等は委員会等で開示し、共有化を図っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-17】国士舘自己点検・評価委員会規程第６条（自己点検・評価の報告書）

【資料 4-2-62】大学ホームページ・情報公開

国際交流センター

本センターの自己点検・評価は、本学自己点検・評価の結果とともにまとめられた報告書として、学内に配付されており誰もが閲覧できる。

社会への公表は大学のホームページにおいて自己点検・評価報告書が閲覧できるように公開している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-62】大学ホームページ・情報公開

イラク古代文化研究所

過去の自己点検・評価の結果は学内の研究所長会を経て、学内で共有し、公表している。

武道・徳育研究所

本学の自己点検・評価は、４－１－①で述べたように、大学教職員で構成された自己点検・評価委員会で本学の目的及び社会的使命を達成するため本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめた理事会に報告し、学内外に公表している。また、規定により委員会は法人事務局長を委員長とする「法人部会」、教務部長を委員長とする「大学部会」を置き、全学的プロジェクトとして社会の変化に即応するため組織を挙げ教育改革に取り組んでいる。法人部会及び大学部会は各組織の自己点検・評価結果を取りまとめて、各部会及び委員会に報告している。このことから自己点検・評価に関する教職員の共有度は高い。

武道・徳育研究所の自己点検・評価の結果についても、研究所内で各教員へ報告し共有している。

防災・救急救助総合研究所

自己点検・評価の結果は、大学ホームページを通して、自己点検・評価の結果を社会へ公表している。

アジア・日本研究センター

当センターの自己点検･評価は国士舘自己点検･評価委員会を通して理事会に報告後、

大学として自己点検・評価報告書が作成され、社会に公表されている。

また、当センターのホームページにおいても研究活動の参加人数を含めた活動報告を行い社会に公表している。

以上により当センターの自己点検・評価は学内で共有され、社会に公表されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-1】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）

【資料 4-2-62】ホームページ・情報公開

生涯学習センター

国士舘自己点検・評価委員会規程第６条第３の定めにより、自己点検・評価の結果をとりまとめ理事会に報告したあと、学内外に公表するものとしている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-17】国士舘自己点検・評価委員会規程第第６条（自己点検評価の報告）

ウエルネス・リサーチセンター

自己点検・評価の結果は、大学ホームページを通して、自己点検・評価の結果を社会へ公表している。

図書館・情報メディアセンター

本学の自己点検・評価は、４－１－①で述べたように、大学教職員で構成された自己点検・評価委員会で本学の目的及び社会的使命を達成するため本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告し、学内外に公表している。また、規定により委員会は法人事務局長を委員長とする「法人部会」、教務部長を委員長とする「大学部会」を置き、全学的プロジェクトとして社会の変化に即応するため組織を挙げ教育改革に取り組んでいる。法人部会及び大学部会は各組織の自己点検・評価結果を取りまとめて、各部会及び委員会に報告している。このことから自己点検・評価に関する教職員の共有度は高い。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-64】国士舘自己点検・評価委員名簿

【資料 4-2-65】国士舘自己点検・評価法人部会委員名簿

【資料 4-2-66】国士舘自己点検・評価大学部会委員名簿

学長課

平成24（2012）年度は、第２期の大学機関別認証評価の基準に合わせるよう、平成21年度の基準の見直しを行った。自己点検・評価報告書を学内部課署に配布すると共に、学外関係機関への配布もしている。その後、大学ホームページで公表している。

また、自己点検･評価に伴って受審している大学機関別認証評価」や格付け審査の結果も、大学ホームページで公表している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-1】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）

【資料 4-2-70】自己点検・評価報告書（平成 21 年度）

【資料 4-2-62】大学ホームページ国士舘の情報公開「自己点検・評価報告書」

「大学機関別認証評価」

【資料 4-2-71】大学ホームページ国士舘の情報公開「格付け」

ＦＤ推進課

本学の自己点検・評価は、４－１－①で述べたように、大学教職員で構成された自己点検・評価委員会で本学の目的及び社会的使命を達成するため本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめた理事会に報告し、学内外に公表している。また、規定により委員会は法人事務局長を委員長とする「法人部会」、教務部長を委員長とする「大学部会」を置き、全学的プロジェクトとして社会の変化に即応するため組織を挙げ教育改革に取り組んでいる。このことから自己点検・評価に関する教職員の共有度は高い。

自己点検・評価の結果は、理事会へ報告するとともに、報告書は大学の専任教員全員に配付しているとともに大学事務職員へも配付しており共有が図られている。そのほか法人管理部門、大学各部署に配付し学内における共有を図っている。

「自己点検・評価報告書」は、これまで６回発行し、ホームページでも公開している。

以上のとおり、自己点検・評価の結果の学内の共有並びに社会への公表は適切であると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-2-64】国士舘自己点検・評価委員名簿

【資料 4-2-65】国士舘自己点検・評価法人部会委員名簿

【資料 4-2-66】国士舘自己点検・評価大学部会委員名簿

【資料 4-2-67】平成２７年度基準・基準項目等に基づく執筆担当

【資料 4-2-68】学内配付先一覧表

教務課

学生の身分異動数について、学部長会へ報告し、学内へ周知している。５月１日及び 10 月１日現在学生数を学内へ周知している。また、自己点検・評価のエビデンス集（データ編）を毎年作成し、エビデンス集（データ編）「表２－２　学部、学科別の在籍者数（過去５年間）」「表２－４　学部、学科別の退学者数の推移（過去３年間）」「表Ｆ－４　学部・学科の学生定員及び在籍学生数」及び「表Ｆ－６　全学の教員組織（学部等）」が学内に周知されている。

学生・厚生課

本学の自己点検・評価は、本学の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について、本学教職員にて構成された委員会によって行っている。

また、委員会が中心となって、法人部会及び学生・厚生課が属する大学部会を設置し、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を全学で取り組む体制で行っている。

また、委員会は３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめ、理事会に報告し、自己点検・評価報告書を学内へ配付・共有するとともに、学外関係機関への配付及びホームページ上に公開することで、社会へ公表している。

以上のとおり、自己点検・評価の結果の学内共有並びに社会への公表は、適切である

と自己評価する。
◇エビデンス集・資料編
【資料 4-2-17】国士舘自己点検・評価委員会規程第２条（委員会設置）、第６条（自己点検・評価結果の報告等）、第７条（部会の設置等）
【資料 4-2-1】国士舘自己点検・評価委員会規程

入試部

本学の自己点検・評価は、４－１－①で述べたように、大学教職員で構成された自己点検・評価委員会で本学の目的及び社会的使命を達成するため本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめた理事会に報告し、学内外に公表している。また、規定により委員会は法人事務局長を委員長とする「法人部会」、教務部長を委員長とする「大学部会」を置き、全学的プロジェクトとして社会の変化に即応するため組織を挙げ教育改革に取り組んでいる。法人部会及び大学部会は各組織の自己点検・評価結果を取りまとめて、各部会及び委員会に報告している。このことから自己点検・評価に関する教職員の共有度は高い。

基準 4-2-②で述べたように、入試結果について直近の５ヵ年分のデータについては、広く学内に周知している。

また、自己点検・評価エビデンス集（データ編）は毎年作成され、本課が作成している「表２－１．学部・学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移」（過去 5 年間）」は学内に周知され共有されている。
◇エビデンス集・資料編
【資料 4-2-64】国士舘自己点検・評価委員名簿
【資料 4-2-65】国士舘自己点検・評価法人部会委員名簿
【資料 4-2-66】国士舘自己点検・評価大学部会委員名簿

キャリア形成支援センター

4-1-①で述べたとおり本学の自己点検・評価は、理事長を委員長、学長を副委員長とする国士舘自己点検・評価委員会と法人事務局長を委員長とする法人部会及び教務部長を委員長とする大学部会による全学的な体制で取り組んでいる。自己点検・評価の結果は、報告書として全ての部署に配付されており、学内における共有度は高いといえる。

また、自己点検・評価報告書は他大学や大学基準協会、日本私立大学協会など学外関係機関にも配付し、ホームページ上でも自己点検・評価報告書及び認証評価結果を公開している。

以上のとおり、自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表は適切であると自己評価できる。

（3）4－2 の改善・向上方策（将来計画）

広報課

アンケートの実施や投稿欄を設けるなど、客観的な評価を得られるような企画やしくみを構築し、常に見直しと点検を図る。

他の媒体においても、アンケートの実施や投稿欄を設けるなど、可能な限り効果測定、

指標となるような分析、客観的な評価を得られるような企画やしくみを構築し、常に見直しと点検を図る。

教職員用ポータルサイトの構築を検討する。

政経学部

特になし。

体育学部

自己点検・評価の充実のためにそのエビデンス、材料となるデータ及び資料が集積されるシステムを確立する。また、集積したデータ・資料の活用が不十分であるため、確立された集積システムを基づき、有効な活用ができるシステムを確立することも併せて検討する。

法学部

法学部では、定期的に学部教育の現状把握のための調査を実施しているが、今後とも各種調査データの収集及び分析・検討を継続的に行っていく。

文学部

文学部はこれまで、全学的な方向性のもとに自己点検・評価活動を行ってきた。しかし前述の通り、今後は、文学部の学部改革が加速することが見通されるため、より適切な自己点検・評価と学部や大学を取り巻く情勢を分析しながら、新しい文学部の取り組みが円滑に進み、大きな成果を見出すように、体制構築とその視点・方法の再検討を行うことが求められる。

21世紀アジア学部

現状把握のためのデータの収集は行われているが、必要に応じてそうしたデータをすぐに利用できるような蓄積方法を工夫する必要がある。今後、より細かな部分までデータを残していくことが、いっそう正確な分析につながっていくので、データの収集と蓄積を常にきちんと意識していくよう心がける。

経営学部

経営学部における自己点検・評価については、エビデンスに基づいた適切な点検・評価を行っており、今後も継続してエビデンスの整備及びデータ等の蓄積を行っていく。また、学部における現状把握のための調査を定期的に実施するとともに各種データの作成及び分析を行い、改善・向上のための方策を練るとともに、学部内外への共有化を継続して実施していく。

政治学研究科

自己点検・評価の基になる各種データの学内共有化を強め、その分析による現状把握の適切さをさらに向上させる。

経済学研究科

本学の自己点検・評価はエビデンスに基づき適切に行われている。また、本学のホームページに自己点検・評価報告書を掲載することにより、社会への公表も十分に実施されているので、今後の改善の予定はない。

経営学研究科

今後、より客観的な自己点検・評価を行えるような仕組みの構築を検討していく。

基本的な対応策（案）が策定された段階で、毎月開催される経営学研究科委員会にお

いて、懇談などの機会を活用して各委員から意見を聴取し、対応策を立案・実施していくこととしたい。

スポーツ・システム研究科

現段階では、具体的な改善・向上方策は作成されていないが、今後研究科委員会において検討を図る予定である。

救急システム研究科

現段階では、具体的な改善・向上方策は作成されていない。今後研究科委員会において検討を図る予定である。

工学研究科

データを共有、公開することで、将来の研究科の運営に活かしたい。

法学研究科

自己点検・評価の基礎となる資料の収集・分析においては、大学の事務部門であるＦＤ推進室が窓口となり、質の保証を確保のための努力をしている。法学研究科としては、さらに研究科の使命・教育目的に照らしながら、教育の質保証・研究活動の中心に、ＦＤ推進課と連携をとりながら、自己点検・評価の有益な活用を構築していきたい。

総合知的財産法学研究科

法人

「ＦＤ推進課」では、平成 21（2009）年２月に第１回の「ＦＤシンポジウム」を開催し、平成 25(2013)年３月までに、８回開催した。また、「国士舘大学ＦＤニュースレター」を、現在まで３回発行した。

さらなる内容の充実を図り、周期的な自己点検・評価を有益に活用できるシステムを構築する。

「総合知的財産法学研究科」

本学では、全学的な情報収集・情報分析・評価についてはＦＤ推進課が窓口となり、質の保証確保のために邁進している。

当研究科の使命及び教育目的と照らし合わせて教育研究に関する定量的な事項として捉えられる教育の状況、研究活動を中心に捕捉し、ＦＤ推進課と連繋をとりながら質の確保に向けて周期的な自己点検･評価のため有益に活用できるシステムを構築していく。

人文科学研究科

最低年２回の大学院生との懇談会を開催（具体的には、各演習担当者が年度の初めと終わりに演習内で懇談する）する。そこで出された内容を記録し、幹事会で集約した上、研究科委員会に報告し検討する。27年度からの実施を目指す。

グローバルアジア研究科

設立後10年という、グローバルアジア研究科にとっても節目の年を迎えているため、さまざまなデータをまとめ、冊子に公開する予定である。また、これらのデータを共有、公開することで、将来の研究科の運営に活かしたい。

国際交流センター

今後とも、入学前アンケートや４年ごとに実施している留学生実態調査を行い、留学生の現状把握に努め、調査項目等について見直しを行い実施していく。

イラク古代文化研究所

特に考えていないが、常に透明性の高い自己点検・評価を実施し、今後も公表していく。

武道・徳育研究所

今後も自己点検評価の結果を研究所内で共有し、社会へ公表していく。

防災・救急救助総合研究所

現在、改善・向上策に関する将来計画はないが、今後所員会において検討を図る予定である。

アジア・日本研究センター

当センターの研究活動報告は年度末にプロジェクト代表者が文書により報告し、その報告書に基づき専門委員会において審査が行われ、自己点検・評価に反映されているが同報告書記載項目には学生への教育的還元度を示す根拠データに乏しい。今後、研究会等への参加学生数を専門委員会で開示して、より細かい研究活動成果の確認をしていく。

生涯学習センター

これまでの学内外に対する取り組みを継続するとともに、平成 27(2015)年度 5 月に大学ホームページのリニューアルに併せて生涯にわたって教育の機会を提供するため、学生・社会人を対象に、本学の建学の精神に沿った魅力のある講座を企画し社会の要請に応える人材育成のための取り組みを展開していく。

ウエルネス・リサーチセンター

現在、改善・向上策に関する将来計画はないが、今後運営委員会において検討を図る予定である。

学長課

自己点検・評価は、エビデンスに基づいて誠実に実施され学内外に公表している。今後は、エビデンスを予め明示して管理保管していくように関係部課署に依頼する。

キャリア形成支援センター

現状把握のための十分な調査・データの収集と分析を行い、エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価を実施しおり、その誠実性は保持されている。自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表についても適切に行われており、今後も継続して実施していく。

4－3　自己点検・評価の有効性

≪4－3 の視点≫

4-3-①　自己点検･評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

(1) 4－3 の自己判定

基準項目 4－3 を満たしている。

(2) 4－3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-①自己点検・評価の結果の活用のためのPDCAサイクルの仕組みの確立と機能性

企画課

国士舘自己点検・評価委員会の庶務を担当するＦＤ推進課が中心となり、自己点検・

評価結果をとりまとめるための全学的な仕組みが確立され、適切に機能している。

企画課では、同委員会の方針及び自己点検・評価報告書に基づき、結果の活用のためのＰＤＣＡサイクルの仕組み確立に努め、課内業務の改善を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程第８条（自己点検・評価結果の活用）

広報課

認証評価は毎年度全学的に実施しており、結果をホームページや毎年度発行する国士舘要覧で公表している。

自己点検・評価は、各部局でエビデンスに基づいた現状の把握に努め、問題点については各部局において改善策を検討し、改革・改善に向けた努力を重ねている。また、その結果については「自己評価報告書」に取りまとめられ、学内配付、ホームページで公表しつつ、現状や課題についての認識の共有化を図り、改革・改善の資料としている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-2】自己点検・評価報告書

【資料 4-3-3】大学ホームページ（トップ） ＞ 国士舘の情報公開＞ 財務情報、自己点検評価等

総務課

・大学事務組織改編検討委員会の開催及び答申
・外務省海外渡航情報による危険地域での活動に関して、危機管理規程に基づき「本学学生・生徒及び教職員の海外危険地域渡航に関する内規」を制定し、渡航可否について総合安全会議において決定している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-4】大学事務組織改編に関する検討結果について（答申）

【資料 4-3-5】本学学生・生徒及び教職員の海外危険地域渡航に関する内規

町田校舎事務課

現在行っている自己点検・評価は、前回の自己点検・評価報告書を「大学評価基準」「大学機関別認証評価実施大綱」「受審のてびき」に基づき事前点検（フォローアップ）を行った上で、自己点検・評価を実施している。「自己点検・評価報告書」は委員会承認後、理事会に報告される。

また、「自己点検・評価報告書」は、学部長会、教授会にも報告され、法人が設置する大学の各事務組織の連絡調整を行う事務連絡協議会にも報告される。改善･向上に向け、教職員間で内容について共有できている。

以上のことから、ＰＤＣＡサイクルに即いた自己点検・評価システムを構築していると自己評価できる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-3-6】学則第１条の２（自己点検・評価）

政経学部

本学全体の「自己点検・評価報告書」は、日本高等教育評価機構の基準に準拠しＰＤＣＡサイクルを機能させた構成になっている。

前回の自己点検・評価報告書を「大学評価基準」「大学機関別認証評価実施大綱」「受審のてびき」に基づき事前点検（フォローアップ）を行った上で、自己点検・評価を実施している。

「自己点検・評価報告書」は、委員会の承認後、理事会に報告される。

「自己点検・評価報告書」は、学部長会、政経学部教授会にも報告され、法人が設置する大学の各事務組織の連絡調整を行う事務連絡協議会にも報告される。改善・向上に向け、教職員間で内容について共有できている。

以上のことから、ＰＤＣＡサイクルに即した自己点検・評価システムを構築していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-3-6】学則第１条の２（自己点検・評価）

体育学部

本学の「自己点検・評価報告書」は、日本高等教育評価機構の基準に準拠しＰＤＣＡサイクルを機能させた構成になっている。

前回の自己点検・評価報告書を「大学評価基準」「大学機関別認証評価実施大綱」「受審のてびき」に基づき事前点検（フォローアップ）を行った上で、自己点検・評価を実施している。

「自己点検・評価報告書」は、委員会の承認後、理事会に報告される。

「自己点検・評価報告書」は、学部長会、教授会にも報告され、法人が設置する大学の各事務組織の連絡調整を行う事務連絡協議会にも報告される。改善・向上に向け、教職員間で内容について共有できている。

以上のことから、ＰＤＣＡサイクルに即した自己点検･評価システムを構築している。

学部内の授業改善及び教育内容・研究の改善・向上につなげる仕組みとしてまず、授業評価アンケートの結果を全教員にフィードバックし､授業内容の改善に役立てている。体育学部ＦＤ委員会では各年度に入学前教育、初年次教育、キャリア教育などの項目別に活動計画を策定し、翌年に活動報告を実施している。その活動計画および報告は教授会にて報告され、体育学部所属の全専任教員で共有している。また資料は体育学部事務課所属の全職員で共有している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-3-6】学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-3-7】体育学部定例教授会 議題　平成 27 年 5 月 平成 27 年度春期授業アンケートの実施について

【資料 4-3-8】体育学部ＦＤ委員会　活動記録　教授会議題　平成 27 年度 5 月教授会

理工学部

これまでの実施してきた自己点検・評価の結果は、各種学部内委員会を通して教学面や業務執行面の改善に活用され、理工学部将来計画委員会にて将来計画について検討することにより、教育研究をはじめ学部運営の改善・向上につなげる仕組みを構築し、かつ適切に機能している。

◇エビデンス集・資料編
【資料 4-3-9】各種委員会の年間活動報告（27 年度）

法学部

本学の「自己点検・評価報告書」は、日本高等教育評価機構の基準に準拠しＰＤＣＡサイクルを機能させた構成になっている。

前回の自己点検・評価報告書を「大学評価基準」「大学機関別認証評価実施大綱」「受審のてびき」に基づき事前点検（フォローアップ）を行った上で、自己点検・評価を実施している。

「自己点検・評価報告書」は、委員会の承認後、理事会に報告される。

「自己点検・評価報告書」は、学部長会、教授会にも報告され、法人が設置する大学の各事務組織の連絡調整を行う事務連絡協議会にも報告される。改善・向上に向け、教職員間で内容について共有できている。

以上のことから、ＰＤＣＡサイクルに即した自己点検･評価システムを構築している。法学部では、自己点検・評価の結果を有効に活用するため、ＰＤＣＡサイクルの構築に向けて学部と学部事務室の協働のみならず大学院および二つの研究所とも連携しながら、変革の道を探ってきた。その結果、人事面では公募制を導入し、教学面では専門科目の２単位制の導入が決定し、ＧＰＡやナンバリングの導入も実現した。この背景には、「将来構想委員会」を立ち上げ、「カリキュラム委員会」を機能させ、「学科会議」との調整を図り、最終的に「教授会」で決定するまでの道筋を各問題ごとに明確にしたことがある。これによって、自己点検・評価で浮かび上がった問題点をどの組織から提示すべきか、提示された問題点をどの委員会にまずかけ、そこからどの会議体を通して教授会にあげるかが徐々に明確になってきた。まだ手探り状態ではあるが、教授会構成員の教員一人ひとりが自覚を持って問題に対処し、対処したことがその場限りにならないように全体の問題として組織的に対応できる形が整いつつある。教学組織・法人組織ともその都度連携を取り方向性の確認をするという手続きも定着してきた。今後は、このシステムをさらに効率的なものとし、より実効性あるものとしていく。

◇エビデンス集・資料編
【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程
【資料 4-3-6】学則第１条の２（自己点検・評価）
【資料4-3-10】法学部（定例）教授会議事録（懇談事項2）（平成27年度第3回）

文学部

本学の「自己点検・評価報告書」は、日本高等教育評価機構の基準に準拠しＰＤＣＡサイクルを機能させた構成となっている。

前回の自己点検・評価報告書を「大学評価基準」「大学機関別認証評価実施大綱」「受審のてびき」に基づき事前点検（フォローアップ）を行った上で、自己点検・評価を実施している。「自己点検・評価報告書」は委員会承認後、理事会に報告される。

また、「自己点検・評価報告書」は、学部長会、教授会にも報告され、法人が設置する大学の各事務組織の連絡調整を行う事務連絡協議会にも報告される。改善･向上に向け、教職員間で内容について共有できている。

以上のことから、ＰＤＣＡサイクルに即いた自己点検・評価システムを構築している

と自己評価できる。
◇エビデンス集・資料編
【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程
【資料 4-3-6】学則第１条の２（自己点検・評価）

21世紀アジア学部

本学の「自己点検・評価報告書」は、日本高等教育評価機構の基準に準拠しＰＤＣＡサイクルを機能させた構成となっている。

前回の自己点検・評価報告書を「大学評価基準」「大学機関別認証評価実施大綱」「受審のてびき」に基づき事前点検（フォローアップ）を行った上で、自己点検・評価を実施している。

「自己点検・評価報告書」は、委員会の承認後、理事会に報告される。

「自己点検・評価報告書」は、学部長会、教授会にも報告され、法人が設置する大学の各事務組織の連絡調整を行う事務連絡協議会にも報告される。改善・向上に向け、教職員間で内容につれて共有できている。

以上のことから､ＰＤＣＡサイクルに即した自己点検･評価システムを構築している。
◇エビデンス集・資料編
【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程
【資料 4-3-6】学則第１条の２（自己点検・評価）

経営学部

経営学部では、学則第１条の２（自己点検・評価）に基づき、国士舘自己点検・評価委員会規程第６条（自己点検・評価結果の報告等）に定められている３年ごとの自己点検・評価を実施しているが、その結果については、同規程第８条（自己点検・評価結果の活用）に基づき、教授会等において定期的な見直し及び改善を行う一連のＰＤＣＡサイクルの仕組みを確立している。

経営学部の使命・目的である「ビジネス人基礎力」の養成を具現化するため、カリキュラムの検討及び見直し、改善を教授会において毎年度実施しているほか、経営学部ＦＤ委員会において、シラバスの記載内容の確認・点検及び統一化、カリキュラムマップの作成を行っている。また、科目ナンバリングについても検討を行った。経営学部が推奨する資格取得状況については、毎年度の受験者数及び合格者数の推移を分析し、授業の見直し及び対策講座を行っている。入試においても学生の基礎学力向上及び退学者の減少を目指した入試改革を継続実施し、入試制度ごとに入学者数の推移の分析及びその後の追跡調査を踏まえて、入試における改善・向上方策を毎年度練っている。

これらの結果を踏まえ、経営学部では一般入試及びセンター入試による入学者割合を増加させ、授業においては、少人数クラス制の１年生必修科目「フレッシュマンゼミナール」等及び入学時教育として実施している「自己の探求セミナー」により友達作りの機会をつくり､それらが相まって有効に機能したため退学者を減少させることができた。また、専門科目のカリキュラム見直し及び改善を行うことで、学生の経営学における専門性を高めている。また、一般入試等による学生の増加に伴い、学生間での切磋琢磨により、経営学部が推奨する検定試験の受験者数及び合格率も年々向上している。就職率及び就職先については、第１期卒業生のデータしかないため深く検討することはできな

いが、就職率95.5%という結果は当初目標を達成している。

経営学部設立から完成年度を迎えた現在、ＰＤＣＡサイクルの仕組みが確立し、そのサイクルを好循環させることで、自己点検及び毎年作成している各種データ等の分析から生じた問題点を見直し、次年度以降の改善へとつなげている。

以上のとおり、自己点検・評価の結果を活用するためのＰＤＣＡサイクルが確立されており、有効に機能していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-1】国士舘自己点検･評価委員会規程第６条（自己点検･評価結果の報告等）、第８条（自己点検・評価結果の活用）

【資料 4-3-6】学則第１条の２（自己点検・評価）

政治学研究科

本研究科の将来計画や新規事業の策定にあたっては、つねに直近の自己点検・評価及び認証評価の結果が引照されている。また問題点は研究科委員会で検討に付されてその認識が共有化され、改善を図るべく自己点検・評価の材料に取り上げられている。

以上から、自己点検・評価の結果は十分に活用されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程第８条（自己点検・評価の結果の活用）

【資料 4-3-6】学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-3-11】自己点検評価書（前回認証評価）

経済学研究科

経済学研究科の現在のＦＤ活動の取り組みや今後の改善策等について、毎年、ＦＤ委員会で報告することになっている。この作業により、現在の経済学研究科の抱える教育上の課題が浮き彫りとなり、将来のＦＤ改革に繋がっていくものと考えている。また、これらの活動は、自己点検・評価にも反映され、認証評価により何らかの問題が指摘されれば、適切な改善がなされるので、本学においてＰＤＣＡサイクルが確立し、機能していると考えられる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程第８条（自己点検・評価の結果の活用）

【資料 4-3-6】学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-3-12】自己点検・評価報告書

【資料 4-3-13】自己点検評価書

経営学研究科

基本的に、概ね月に１回の頻度で開催される経営学研究科委員会における報告事項、審議事項、懇談事項、連絡事項の中で、教育・研究をはじめ経営学研究科の運営の改善・向上が図られる仕組みとなっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程第８条（自己点検・評価の結果の活用）

【資料 4-3-6】学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料4-3-13】自己点検評価書

【資料4-3-12】自己点検・評価報告書

スポーツ・システム研究科

自己点検・評価の結果を活用し、改善・向上を図る仕組みあるものの、現状においては、自己点検・評価の結果の活用のためのＰＤＣＡサイクルが確実に機能する体制になっているとは言い難い。

３年に１度実施される本学の自己点検・評価報告書は、研究科長会、研究科委員会に報告され、それをもともに改善に向けた検討を行うことで、ＰＤＣＡに即した評価、改善システムを指導している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-3-12】自己点検・評価報告（平成 24 年度）

救急システム研究科

自己点検・評価を行うことは有効であるが、現段階では、自己点検評価を生かし、教員へのＦＤや、結果の Peer Review を行い、次世代にむけたカリキュラム構成など結果を有効活用するＰＤＣＡサイクルの仕組みには至っていない。

常に研究科委員会及び研究科の教務委員会、ＦＤ委員会において、改善が図れるように問題点の共有化を図っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-3-12】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）

工学研究科

常に研究科委員会及び研究科内の自己点検評価委員会（運営委員会）において、改善が図れるように問題点の共有化を図っている。

法学研究科

法学研究科としては、自己点検・評価活動を単なる報告書の作成に留めずに、私立大学の全体的視点から経営のＰＤＣＡサイクルという新たな概念も反映した上で、自己点検・評価の結果を全学的に共有・活用できる体制が整備されている。本学の自己点検・評価報告書 は、日本高等教育評価機構の基準に準拠（ＰＤＣＡサイクル）しており、前回の自己点検・評価報告書を「大学評価基準」「大学機関別認証評価実施大綱」「受審のてびき」に基づいて、事前点検を行った上で自己点検・評価を実施している。

「自己点検・ 評価報告書」は、 委員会の承認後理事会、学部長会、教授会にも報告され､法人が設置する大学の各事務組織の連絡調整を行う事務連絡協議会にも報告され、改善・向上に向けて教職員間でも共有されている 。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程第８条（自己点検・評価の結果の活用）

【資料 4-3-6】学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-3-12】自己点検・評価報告書（平成 24 年度）

【資料 4-3-13】自己点検評価書（前回認証評価）

総合知的財産法学研究科

法人

本学においては自己点検・評価結果を踏まえ、「大学における教育研究」及び「法人の

経営を主とした管理運営」の「ＰＤＣＡサイクル」が確立されていると考えられ、自己点検・評価結果を全学的に共用・活用できるシステムが構築されている。

「総合知的財産法学研究科」

自己点検・評価活動を単なる報告書の作成に留めず、私立大学ならではの視点ともいえる「経営のＰＤＣＡサイクル」という新たな概念も反映した上で、自己点検・評価の結果を全学的に共有・活用できる体制が整備されている。

総合知的財産法学研究科は、当研究科は教育研究目的の達成のために教育目的を企画し、実行し、評価し、改善し向上につなげる取組を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-12】自己点検・評価報告書

人文科学研究科

着手出来ていない。

グローバルアジア研究科

常に研究科委員会及び研究科内の自己点検評価委員会（運営委員会）において、改善が図れるように問題点の共有化を図っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程第８条（自己点検・評価の結果の活用）

【資料 4-3-6】学則第１条の２（自己点検・評価）

国際交流センター

点検・評価は、国際交流政策会議の基本方針に基づき、委員会において企画を検討して実施している。実施した事業は、委員会に実施報告を行い、そこで検討された改善点を次回の事業に反映している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-14】国際交流政策会議規程

【資料 4-3-15】国際交流センター規程

【資料 4-3-16】平成 27 年度国際交流委員会及び留学生支援委員会日程表

イラク古代文化研究所

常に研究所の所員会で問題点があれば話し合い、改善に向けて準備し、実施できるようにしている。

◇エビデンス集・資料編

【資料4-3-17】イラク古代文化研究所所員会議事録

武道・徳育研究所

この度の自己点検・評価は、前回の自己点検・評価報告書を「大学評価基準」「大学機関別認証評価実施大綱」「受審のてびき」に基づき事前点検（フォローアップ）を行った上で、自己点検・評価を実施している。

以上のことから、ＰＤＣＡサイクルに即した自己点検・評価システムを構築していると自己評価できる。

防災・救急救助総合研究所

防災・救急救助総合研究所の運営方針、活動計画等は運営委員会に置いて協議し、実施しているためＰＤＣＡサイクルに則した自己点検・評価システムは自己評価できる。

アジア・日本研究センター

当センターの研究活動は専門委員会において問題提起され、運営委員会で審議され今後の改善・向上につなげている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-19】アジア・日本研究センター運営委員会資料

【資料 4-3-20】アジア・日本研究センター専門委員会資料

生涯学習センター

国士舘自己点検・評価委員会規程第８条の定めのとおり理事長及び学長は管理運営組織を通して本自己点検・評価の結果を基に改善、向上に努めている。以上のことから、ＰＤＣＡサイクルに沿った自己点検・評価システムが構築していると認識している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程第８条（自己点検・評価の結果の活用）

【資料 4-3-12】自己点検・評価報告書

【資料 4-3-13】自己点検評価書（前回認証評価）

ウエルネス・リサーチセンター

ウエルネス･リサーチセンターの運営方針､活動計画等は運営委員会に置いて協議し、実施しているためＰＤＣＡサイクルに則した自己点検･評価システムは自己評価できる。

図書館・情報メディアセンター

この度の自己点検・評価は、前回の自己点検・評価報告書を「大学評価基準」「大学機関別認証評価実施大綱」「受審のてびき」に基づき事前点検（フォローアップ）を行った上で、自己点検・評価を実施している。

以上のことから、ＰＤＣＡサイクルに即した自己点検・評価システムを構築していると自己評価できる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-3-6】学則第１条の２（自己点検・評価）

学長課

現在、国士舘自己点検・評価規程に基づいて３年ごとに実施している自己点検・評価の結果を、各部箇署の活動状況に反映して改革改善をしているが、毎年報告をするようには依頼していない。そのため、ＰＤＣＡサイクルが回っていないため、毎年適切に実施されているとは言えない。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-21】国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則

ＦＤ推進課

本学の「自己点検・評価報告書」は、日本高等教育評価機構の基準に準拠しＰＤＣＡサイクルを機能させた構成となっている。

前回の自己点検・評価報告書を「大学評価基準」「大学機関別認証評価実施大綱」「受審のてびき」に基づき事前点検（フォローアップ）を行った上で、自己点検・評価を実施している。「自己点検・評価報告書」は委員会承認後、理事会に報告される。

また、「自己点検・評価報告書」は、学部長会、教授会にも報告され、法人が設置する

大学の各事務組織の連絡調整を行う事務連絡協議会にも報告される。改善･向上に向け、教職員間で内容について共有できている。

以上のことから、ＰＤＣＡサイクルに即いた自己点検・評価システムを構築していると自己評価できる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-3-6】学則第１条の２（自己点検・評価）

教務課

本課では、4-1-①で述べたとおり、教務主任会又は学部長会の議を経たうえで、それぞれの事業を検討・見直しし、自己点検・評価結果を活用している。

学生・厚生課

本学の自己点検・評価は、本学学則第１条の２（自己点検・評価）の定めに則り、平成６（1994）年に制定された規程に基づき行われている。

この度の自己点検・評価は、前回の自己点検・評価報告書及び認証評価の結果を公益財団法人日本高等教育評価機構が示す「大学評価基準」「大学機関別認証評価実施大綱」及び「受審のてびき」に基づき事前点検（フォローアップ）を行った上で、委員会が中心となり、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置いて、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を全学で取り組む体制で行い、自己点検・評価の結果を委員会に報告している。また、委員会は本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行い、３年ごとに自己点検・評価の結果を取りまとめて理事会に報告し、自己点検・評価報告書を学内へ配付することによりフィードバックを図っている。

学生・厚生課は大学部会に属し、委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目に基づいて点検・評価を実施し、大学部会に報告するとともに、その結果を課内にフィードバックし、学生の福利厚生及び学生指導等を目的とする「学生主任会」と連携を図りながら改善に繋げている。

以上のとおり、学生・厚生課においては、自己点検・評価及び認証評価の結果を、本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の改善・向上に繋げる仕組みを構築し、かつＰＤＣＡサイクルが適切に機能していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-6】学則第１条の２（自己点検・評価）

【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程第２条（委員会設置）

【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程第６条（自己点検・評価結果の報告等）

【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程第７条（部会の設置等）

【資料 4-3-13】大学自己点検・評価報告書（平成 24 年度）

【資料 4-3-22】学生主任会規程第１条（趣旨）、第４条（会議）

入試部

この度の自己点検・評価は、前回の自己点検・評価報告書を「大学評価基準」「大学機関別認証評価実施大綱」「受審のてびき」に基づき事前点検（フォローアップ）を行った上で、自己点検・評価を実施している。

また、本課では入学試験の結果に基づき、募集広報及び入学試験制度の見直しを行い志願者の確保や適切な学生数の維持に努めている。

以上のことから、ＰＤＣＡサイクルに即した自己点検・評価システムを構築していると自己評価できる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-1】国士舘自己点検・評価委員会規程

【資料 4-3-6】学則第１条の２（自己点検・評価）

キャリア形成支援センター

自己点検・評価委員会規程第８条（自己点検・評価結果の活用）では「理事長及び学長は、自己点検・評価結果を踏まえ、本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況の改善に努めなければならない」と定められている。また、「委員会は、自己点検・評価結果を踏まえ、実施体制、自己点検・評価項目、実施方法及び自己点検・評価結果の活用方法等にについて定期的に見直し、その改善に努めなければならない」と定められている。これらの規程に則り、自己点検・評価委員会と法人部会および大学部会による全学的な体制で、自己点検・評価に取り組んでいることから、ＰＤＣＡサイクルの仕組みは確立され、有効に機能していると自己評価できる。また、大学部会に属しているキャリア形成支援センターについても同様のことがいえると考えられる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 4-3-1】自己点検・評価委員会規程第８条（自己点検・評価結果の活用）

（3）4－3 の改善・向上方策（将来計画）

広報課

現状把握のための十分なデータ収集と調査活動を強化し、本学の社会的使命をより具体的な取り組みに反映できるようＰＤＣＡサイクルの機能強化を図っていく。

具体的には、上記を目的とする教職員ポータルサイトの構築を検討する。

町田校舎事務課

国士舘自己点検・評価規程第８条（自己点検・評価結果の活用）の規定に則り、ＰＤＣＡサイクルの機能強化を図り管理運営・教育研究活動等の改善を行っていく。

管財課

自己点検・評価結果に対し、物品施設管理を行う管財課としての明確なＰＤＣＡサイクルが定まっていないため体制構築の検討を行いたい。

体育学部

自己点検・評価は教育内容の改善に大きく貢献するものであると再認識し、学部における自己点検・評価を教育内容・研究の改善・向上につなげる仕組み及び体制づくり（ＰＤＣＡを推進できる仕組み）を検討する。

文学部

今回の自己点検・評価結果を、現在、検討が進められている学部改革に肯定的なかたちで活用できるよう学部内の情報共有を促進させる必要がある。具体的には、今後数年間で生じることが見通されている教員組織の変動や学部カリキュラムの改革等に、この

結果を反映させるための学部体制の検討が急務であると考えられる。

21世紀アジア学部

学部におけるＰＤＣＡサイクルの仕組みを確立させるため、学部の構成員全員が自己点検・評価の結果をきちんと把握・検討し、新たな方策を考案していく機会をさらに増やしていく。

経営学部

経営学部における自己点検・評価の結果を有効活用するためのＰＤＣＡサイクルは、適切に機能していると評価しているが、平成 27（2015）年 7 月 21 日に制定した「経営学部ＦＤ委員会に関する内規」を基に、更なる自己点検・評価体制を強化するとともに、経営学部における改善及び向上のためのＰＤＣＡサイクルの充実強化を図っていく。

また、現在は第１期生しか卒業していないため就職率及び就職先データが蓄積できていない。完成年度を迎えて２年経過したことから、今後継続して入学から在学中、そして就職先決定及び卒業までの在学期間全般にわたる各種データの蓄積及び分析を実施していく。

政治学研究科

自己点検・評価の有効性について大きな問題点は指摘されていないが、今後もより正確な現状把握のため、客観的なデータを収集して定期的な分析を行ない、常に将来を見据えて改善が図れるように努める。そのためにも教員間の意思疎通を密にし、率直な意見を吸い上げることを図っていく。

経済学研究科

現在のＰＤＣＡサイクルの仕組み及び運営方法に問題はなく、改善を要する点はないと思われる。

経営学研究科

経営学研究科委員会などにおいて、ＰＤＣＡサイクルが確実に機能する仕組みを検討し、推進していく。

基本的な対応策（案）が策定された段階で、毎月開催される経営学研究科委員会において、懇談などの機会を活用して各委員から意見を聴取し、対応策を立案・実施していくこととしたい。

スポーツ・システム研究科

研究科委員会などにおいて、ＰＤＣＡサイクルが一層確実に機能する仕組みを検討し、推進していく。

基本的な対応策（案）が策定された段階で、毎月開催される研究科委員会において、懇談などの機会を活用して各委員から意見を聴取し、対応策を立案・実施していくこととしたい。

救急システム研究科

研究科委員会の際に、自己点検・評価について報告し、審議すると共にＰＤＣＡサイクルの活用について整備していきたい。

工学研究科

研究科委員会の際に、自己点検・評価について報告し、審議すると共に教員ＦＤへの活用、結果の Peer Review を行い、次世代にむけたカリキュラム構成など PSCA サイクル

の活用について整備していきたい。

自己点検において大きな問題点の指摘はないが、今後も現状把握のため、客観的なデータを収集し､節目毎に評価し､常に将来を見据えて改善が図れるようにしていきたい。そのためにも教員の意見を各委員会から吸い上げるなどして意思疎通を図っていく。

法学研究科

今後は法学研究科の使命・目的を今後も継続していくために、大学として教育の質保証を含めた管理・運営が果たされなければならない。自己点検・評価は不可欠であり、教学・法人組織を含めた体制で進めなければならない。

総合知的財産法学研究科

法人

「ＦＤ推進課」 に自己点検・評価のサポート役である、専属の管理職員として「担当課長」を配置し組織(体制)の充実を図った。

これに伴い、当該担当課長が事務部門長会議体である「事務連絡協議会」等で積極的に情報提供することで、大学の教育目的・社会的使命のさらなる具現化へ向けて「全学的なＰＤＣＡサイクル」に反映させていく。

「総合知的財産法学研究科」

本研究科としての使命・目的を将来的に、果たしつづけるためにも、より規律ある管理運営、質の高い教育研究の諸活動が、安定した大学経営に繋がるという普遍的な論理を再確認しつつ今後の自己点検・評価活動を実施する。

人文科学研究科

平成27（2015）年度中に複数の担当者を決めて仕組み作りについて検討し、平成28（2016）年度からの実施を目指す。

グローバルアジア研究科

自己点検において大きな問題点の指摘はないが、今後も現状把握のため、客観的なデータを収集し､節目毎に評価し､常に将来を見据えて改善が図れるようにしていきたい。そのためにも教員の意見を各委員会から吸い上げるなどして意思疎通を図っていく。

国際交流センター

留学生実態調査と外国人留学生入学前アンケートから留学生の実態の変化に対応した事業の改善を図っている。

イラク古代文化研究所

特に計画してはいないが、ＰＤＣＡのサイクルがしっかり機能するように努力していく。

武道・徳育研究所

今後も自己点検・評価の結果の活用のためのＰＤＣＡサイクルの仕組みを機能させていく。

防災・救急救助総合研究所

現在、改善・向上策に関する将来計画はないが、今後所員会において検討を図る予定である。

アジア・日本研究センター

今後とも定期的に専門委員会及び運営委員会を開催して研究活動に対する評価と改善

が図れるようにしていく。

生涯学習センター

本センターの改善の取り組みは、平成 27(2015)年度の公開講座パンフレット改善を重点項目とし、表紙デザインの充実と受講者に講座内容がわかりやすいよう、講座タイトルを直感的にわかりやすいタイトルに変更した。今後もこの手法を継続していく。

ウエルネス・リサーチセンター

現在、改善・向上策に関する将来計画はないが、今後運営委員会において検討を図る予定である。

学長課

自己点検･評価は規程により３年ごとの実施になっているが､その間の改革改善状況の報告を受けられるよう、外部機関の調査等へも対応できる報告書を書式化し、毎年度ごとに中間報告的な自己点検・評価を行えるように検討を行う。

また､法人企画課が主体となって進めている事業計画及び報告との連動を検討したい。

キャリア形成支援センター

現在までに確立されたＰＤＣＡサイクルの仕組みを今後も維持・継続し、必要に応じて改善をしていく。

［基準 4 の自己評価］

本学の自己点検・評価は、「学則第１条の２（自己点検・評価）」「自己点検・評価委員会規程」「自己点検・評価委員会規程施行細則」に基づいて実施している。

本学の自己点検・評価の適切性については、文部科学大臣が定めた認証機関の一つである公益財団法人日本高等教育評価機構の「大学評価基準」「大学機関別認証評価実施大綱」「受審のてびき」の実施基準を視野に、３年ごとに開催する自己点検・評価委員会会議の初回で確認している。法令等の遵守確認、本学の重点課題に基づき自主・自律的に自己点検・評価を行い、評価の周期等も規定を遵守し継続的に実施しており、適切に実施されていると自己評価している。

自己点検・評価の誠実性については、エビデンスに基づいた自己点検・評価において、統計法に基づく大学基本調査のための資料はもとより､客観的な大学独自のエビデンス、資料等が年々充実してきていることで透明性が図られており、この評価結果を学内で共有し、規定により社会への公表と併せて適切な評価がなされている。

本学が自主性・主体性をもって実施した自己点検・評価の実質化により、教育の「質の保証」を推進させている。さらに、自己点検・評価を活用したＰＤＣＡサイクルは、本学の規程や委員会の活動に対して有効に機能している。

以上のとおり、大学の使命・目的に基づいて独自に設定した基準４「自己点検・評価」を満たしていると自己評価する。

政経学部

本学の自己点検・評価は「学即第１条の２（自己点検・評価)」「国士舘自己点検・評価委員会規程」「同規程施行細則」に基づいて実施している。

自己点検・評価の誠実性については、エビデンスに基づいた点検評価において、大学独自のエビデンス、資料等が年々充実してきていることで透明性向上が図られており、

評価結果の学内共有と社会への公表と併せて適切な評価がなされている。

さらに、自己点検・評価の活用のためのＰＤＣＡサイクルの仕組みは、本学の規程や委員会との連携があり、有効に機能している。

このことから、基準４「自己点検・評価」の基準を満たしていると評価する。

経営学部

経営学部における自己点検・評価の適切性、誠実性、有効性については、各種エビデンス等を基に実施しており、その結果を有効に活用するとともに教育の質向上・改善を図っている。

以上のとおり、基準の４を満たしていると自己評価する。

経営学研究科

本学の自己点検・評価は「学即第１条の２（自己点検・評価)」「国士舘自己点検・評価委員会規程」「同規程施行細則」に基づいて実施している。

自己点検・評価の誠実性については、エビデンスに基づいた点検評価において、大学独自のエビデンス、資料等が年々充実してきていることで透明性向上が図られており、評価結果の学内共有と社会への公表と併せて適切な評価がなされている。

さらに、自己点検・評価の活用のためのＰＤＣＡサイクルの仕組みは、本学の規程や委員会との連携があり、有効に機能している。

このことから、基準４「自己点検・評価」の基準を満たしていると評価する。

国際交流センター

本センターは自己点検・評価の結果に基づき委員会において検討し必要な改善を行っている。

学長課

自己点検・自己評価は、大学及び大学院学則第１条２に定めると共に、国士舘自己点検･評価委員会規程及び国士舘自己点検･評価委員会規程施行細則を定め、施行細則第６条において原則３年ごとに自己点検･評価の結果を取りまとめて理事会に報告することと、評価結果を学内外に公表することを定めて適切に運用している。

自己点検･評価を実施した後には｢自己点検･評価報告書｣を学内関係者に配布すると共に、ホームページにおいて公表している。

また、自己評価報告書・エビデンス集（データ編）は、毎年冊子を作成し、学内関係者及び関係機関に配布し活用している。

Ⅳ．大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 特色ある教育・研究と社会貢献

A－1　特色ある教育・研究

≪A－1 の視点≫

A-1-①　特色ある教育

A-1-②　受託研究、委託研究及び民間資金による特色ある研究

A-1-③　委託事業

A-1-④　その他の特色ある教育・研究

（1）A－1 の自己判定

基準項目 A－1 を満たしている。

（2）A－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-①特色ある教育

総務課

・「こころとからだの健康を育む拠点施設」として平成 24 年度に竣工した世田谷キャンパス、メイプルセンチュリーホール内のプール、フィットネスセンターの利用者増を図るため、新たな企画として毎月１回日曜日に、体験教室を開催し、未登録者でも予約制で利用が可能となり有効に活用されている。

政経学部

政経学部では、充実した４年間を過ごしてもらうための「フレッシュマン・ゼミナール」を１年次に開設し、学生が教員や友人と密に接しながら、大学での学び方や進路などについて考えていく時間を設けている。また、他学科の科目履修の選択の幅も充実しており、幅広い知識と豊かな教養が身につく環境が整えられている。これらを活用し、政経学部では、人間性と専門性をともに持つ社会人の育成を行っている。

以上のとおり、特色ある教育が行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料A-1-1】大学案内2016（14頁）

体育学部

体育学部は現在、４学科で構成し、学科毎に特色ある教育を実施している。体育学科では「教職インターンシップ」（平成 25（2013）年度入学生まで名称に 1・2 が付帯、平成 26 年度入学生以降対象の新カリキュラム)を多摩市教育委員会と協定を結んだ教育活動体験型プログラムの授業を展開している。平成 28（2016）年度開講の新カリキュラムの「教職インターンシップ」では専任教員を２人増員し、学校長経験者、東京都教育庁での経歴を持つ教職専門の専任教員を配置する。専門の教員を配置することで、さらなるカリキュラムの拡充を図り、学生の教員資質向上に繋がると考える。

武道学科では３年次に「地域武道実習」及び「海外武道実習」を継続的に開講し、実施している。どちらかの科目を単位取得する選択履修科目のカリキュラムとしている。

スポーツ医科学科では２-５で記載した通り、「救急処置実習 C-１（救急車同乗実習)」等を実施しているのに加え、２年次に「体育方法学・実習（野外教育・遭難救助)」において、雪上で発生する疾病等の救助策を学外に出て実習形式で展開している。また、「体

育方法学・実習（野外教育・水難救助河川)」において、河川における水難に対する知識と自分の身を守るために必要な知識を体得させる授業を実施している。

また、２，３年次には「救助処置実習Ｅ（海外実習)」を開講し、アメリカのロサンゼルス消防、UCLA(米国救急救命士養成校)等で海外における救急資格取得教育及び救急医療現状について見聞する授業を展開している。本邦と海外の救急医療や教育方法の違いについて理解することを目標とし、五感で体感したものを自らの救急救命士としてのスキル向上に貢献させている。

このようにスポーツ医科学科では、河川、山、消防署、救急救命センター、海外など学外へ飛び出し、多彩な環境で実践的に学ぶ授業環境を整備しており、他大学にはない特色ある教育だと自己評価できる。

こどもスポーツ教育学科では「体育行事演習」２年次に開講しており、小学生を招いた運動会を実際に企画・運営することを通して，運動会の意義や方法を学習している。

以上のように全学科で他大学にはない特色ある教育を実施している。全学科で共通していることは学内の講義・座学に終始するのではなく、大学外に教育環境を置き、体験型教育・実践的教育を実施していることである。これらの教育方法は、今日の大学教育に求められる「主体的に考える力」「課題解決力」「学生としての学力・スキル向上」に応えるものであり、本学部の教育の質的向上に繋がっていると自己評価できる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-2】学則第 40 条　第 1 項　10、50 から 90 頁

【資料 A-1-3】特色のある教育　授業内容等を示した詳細文書

【資料 A-1-1】大学案内（平成 28 年度）　22 頁から 29 頁

【資料 A-1-4】教職インターンシップの手引き

【資料 A-1-5】多摩市との協定書

【資料 A-1-6】平成 23 年度 武道実習報告書

【資料 A-1-7】大学ホームページ（体育学部こどもスポーツ教育学科）
https://www.kokushikan.ac.jp/document/page10.html

【資料 A-1-8】Web シラバス　https://kaedei.kokushikan.ac.jp/Syllabus/Top.aspx

理工学部

① 理工学部共通

理工学部では、1 学科 6 学系体制のもと、理工学部基礎科目群の設置、アカデミックアドバイザー制度、フレッシュマンセミナー、キャリアデザイン、インターンシップ制度を設け、特色のある教育を実施している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-9】理工学部パンフレット　1、２頁

【資料 A-1-10】理工学部 ACADEMIC GUIDE2015

② 健康医工学系の特色ある教育

2 年次「健康医工学 A」の授業ではＰＢＬ形式を取り入れ，少人数で研究テーマを設定して取り組み，最終的には報告会を開催している。

3 年次「健康医工学 B」「健康医工学 C」の授業では，将来就きたい職業を念頭に 3 コースに分かれて授業をしている。20 人前後の少人数で，資格取得のための

学びも含まれる。

3年次「医療系実験A」「医療系実験B」の授業では，就職も視野に入れた実地研修として医療系の展示会（ホスピタルショウ・ホスペックスジャパン）に参加している。

診療情報管理士の希望者を対象に，病院実習報告会を開催している。下級生の前で発表させることで，下級生の職業理解にも役立っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料A-1-11】「健康医工学A」発表資料、発表会プログラム
「健康医工学B」シラバス、定期試験
「健康医工学C」シラバス、定期試験
「医療系実験A」授業カリキュラム（シラバス）研修報告書、集合写真
病院実習報告会プログラム、発表資料（パワーポイント）

病院実習報告会　**機械工学系の特色ある教育（基礎科目群）**

1年次の科目である「機械の基礎B」は，本学系では2年次から機械工学の理論的バックグラウンドの基礎となる四つの力学「機械力学」「材料力学」「熱力学」「流体力学」の学修がはじまる．本科目ではこれに備えた数学と力学の基礎の習得を目指す．授業では1コマ目は全体で講義し，2コマ目を複数の班に分かれて演習を行う．そうすることで，全体の講義で理解できなかったところを後半の演習パートで補い，学生の理解の向上を図る．

◇エビデンス集・資料編

【資料A-1-12】「機械の基礎B」シラバス

③ 機械工学系の特色ある教育（アクティブラーニング科目）

● アクティブラーニング科目の全体設計

・ひとつの課題を核として、それに関連する理論を学び、その課題を解決するためにどうしたらよいかを検討するなど、知識と課題解決を一つのテーマに関連させて、同時並行的にかつ反復することで学ぶカリキュラムを遂行しており、それを『コンカレント教育』と称している。

・カリキュラムは2年次、3年次の「設計製作プロジェクトA」「設計製作プロジェクトB」「設計製作プロジェクトC・」「設計製作プロジェクトD」を核にして、卒業研究に必要な能力、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力を習得することを狙って設計され、その準備として初年次の「設計製作プロジェクト入門」がある。2年次の「設計製作プロジェクトA」「設計製作プロジェクトB」において、エンジニアリングセンスの素養を養い、3年次の「設計製作プロジェクトD」「設計製作プロジェクト D」において、各教員の専門と関係する領域でのモノづくりを行うことで、それまでの知識や経験を踏まえ、製作あるいは研究プロジェクトを能動的に自由に立案、実施することを学んでいく。

・また、2年次の「機械工学基礎実験」では学術分野の項目別に、「機械工学実験」においてはモノを題材にして、実学的かつ総合的に学ぶことになる。

● 初年次ゼミ

・初年次に必修の「機械の基礎 A」「機械の基礎 B」で４×２（前・後期）の８テーマ（例えば、電気、光、材料など）の機械工学の基礎事項を、グループ演習・実験（フィールドワーク）、および関連する講義でレポート作成を通して、定着させる。
・選択科目の「ものづくり基礎」でも、高校までの知識を使う製作（例えば木材加工紙飛行機や竹とんぼ、チョロＱの性能アップ、輪ゴムを使った投石器）を通して、企画から図面を仕上げて製作し、最終的に評価するという過程を体験させることで、次年度以降の課題発見型のアクティブ・ラーニングへとつなげる。

● 一般的アクティブ・ラーニング

・初年次後期の「設計製作プロジェクト入門」では機械工学のプロジェクト遂行に必須のスキルである機械図面の読み書きについて学ぶ。１クラス約 20 人を６～８人ぐらいの班にわけて題材（例えばギアポンプ）を与え、グループワークを中心に、その題材の用途や機能、デザインについてのディスカッションやスケッチを行い、図面を仕上げることのトレーニングを通して、製図のルールと図面の描き方を身につける。
・３年次の「機械工学基礎実験」は、講義で学んだ知識を定着させることを目的とした、講義に即した専門実験であり、テーマは学術分野の項目（例えば、熱力学、流体力学、機械力学、材料力学等）を扱う。「機械工学実験」ではより実学的なテーマ（例えば、『ディーゼルエンジンの動力評価』『空調機の性能評価』）を扱い、モノを題材にしての知識定着を行う。いずれも 2 週間でのローテーションが組まれた授業である。
・そのほか、専門分野の知識の定着・確認を意図した各種実験科目が設置されている。

● 高次のアクティブ・ラーニング

・初年次後期の「設計製作プロジェクト入門」からの流れで、２年次には必修の「設計製作プロジェクトＡ」「設計製作プロジェクトＢ」でプロジェクト方式の製図の繰り返し演習と実際の設計と作成を行う。課題は全員で共通であり（例えば『手動発電機を設計せよ』）、それに班単位で取り組む。設計し、製作したものを自己評価（課題の発見）し、反省点を基にそれを改造して、その改造点と残った課題を明確にしたプレゼンテーションを行なう。
・3 年次の「設計製作プロジェクトＣ」「設計製作プロジェクトＤ」では、学生 5～8 名が教員の研究室に割り振られ、そこでの専門と関連し、教員毎に策定したシナリオ（例えば『なんでもおいしく焼けるグリル』『屋上緑化プランター』『必ず起こす目覚まし』を開発せよ）に沿って、それまでに習得した知識をもとにして、より専門性を高めた設計から製作、検証を行い、学期の終わりにはポスター発表会が行なわれる。

● 講義と演習科目の連携

・２年次に学ぶ４力学系の講義４科目については、それぞれの「演習」との連携がとられている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-10】理工学部 ACADEMIC GUIDE
【資料 A-1-12】シラバス（「機械の基礎 A」「機械の基礎 B」「設計製作プロジェクト入門」「設計製作プロジェクト A」「設計製作プロジェクト B」「設計製作プロジェクト C」「設計製作プロジェクト D」

法学部

法学部では、国家・社会に貢献できる法的思考力（リーガルマインド）を備えた人材を育成するために、１年次から４年次まで演習・ゼミを必修化して、対話型による少人数教育を徹底している。具体的には、法律学科に「プレゼミＡ・Ｂ」（１年）「法学演習基礎」（２年）「法学演習Ⅰ」（３年）「法学演習Ⅱ」（４年）を、現代ビジネス法学科に、「入門ゼミＡ・Ｂ」（１年）「専門ゼミⅠ」（２年）「専門ゼミⅡ」（３年）「卒業論文」（４年）の演習を必修科目として設けている。

また、現代ビジネス法学科では、「デザインと法」「デジタルコンテンツと法」「著作権と法」「特許と法」「知的財産法」「知的財産と紛争」「特許明細書作成」「知的財産法特講Ⅰ」「知的財産法特講Ⅱ」などの科目を設け、理論と実務を融合させた特色ある知財教育に力を入れている。

さらに、法律学科では、模擬法廷教室（34 号館Ｂ305）を利用した実践的演習も行っている。具体的には、論理的思考力と論理的表現力の涵養を狙いとして、具体的な事件に関する重要判例を題材に、模擬裁判方式（原告・被告・裁判官役の学生によるロールプレイング方式）でディベートを行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-13】法学部便覧（平成 27 年度版） 5 頁、77 頁、81 頁、82 頁、117 頁、120 頁、121 頁

【資料 A-1-14】法学部ホームページ

【資料 A-1-15】法学部シラバス（法学演習Ⅰ）

文学部

『国士舘大学大学案内 2016』に「『一人ひとりの顔が見える教育』を重視して、1 クラス 10 人以下のゼミで、徹底した少人数教育を実現し、教員と学生が温かい人間関係を保ちながら、真剣で活発な学習活動が行われています」とあるように、文学部では、特色ある教育の柱として、少人数教育を掲げている。受験生の多くも「1 対多数」ではなく、少人数ゼミによるきめ細かな指導を要望する声が多いことから、この少人数ゼミがもつ意義とその成果が大きいことを認識している。今後も、可能な限り、少人数教育のメリットを最大限に活用する教育体制を維持していくことが重要であると考えている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-1】大学案内 2016　46～58 頁

21 世紀アジア学部

本学部のコミュニケーション科目に文化パフォーマンス科目があり、茶道、華道、日本舞踊、日本の伝統音楽、謡・仕舞など、日本の伝統的な文化を中心に学習・体験することができる。グローバル社会で活躍するためには、さまざまな国や地域の文化を理解し尊重することが重要であり、自分の国の文化を語れることも大切である。この科目は１年間にわたって科目を履修することによって文化の理解を深めることができ、海外で活動する際にコミュニケーションのきっかけとすることもできる。また授業を通して礼儀やマナー、集中力や忍耐力を養うことも目指している。学生は１科目を必ず履修することになっているが、自由選択枠を生かして２科目以上履修する学生も多い。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-16】21 世紀アジア学部サバイバルガイド（学生便覧）44、45 頁

経営学部

経営学部の理念、使命と目的は、本学の建学の精神に基づく、「幅広い職業人養成」に重点を置いた「ビジネス人基礎力」の養成である。その目的を達成するための本学部の四つの教育特色は、①少人数クラスによるきめ細かな教育、②実践的な職業教育、産学連携教育の導入、③資格取得教育と単位認定制度の導入、④ゼミナール教育の重視であり、以下のとおり個性・特色を有した科目を展開している。

①少人数クラスによるきめ細かな教育を実現するため、１クラス 35 人の少人数制で、１・２年次必修の８科目「フレッシュマンゼミナール」「ゼミナール入門」「簿記原理Ⅰ」「簿記原理Ⅱ」「英語１」「英語２」「英語３」「英語４」を開設している。そのゼミナール形式の授業では、５、６人のグループワークにより、「チームで働くこと」「相手を知ること」の大切さやビジネスの考え方を身に付けるとともに、日本資本主義の父と呼ばれる渋沢栄一氏の著書「論語と算盤」を熟読する等、ビジネス人としてどう判断すべきかを指導している。このように、少人数クラスの授業を数多く設けることで、きめ細かな教育を行っている。

②実践的な職業教育、産学連携教育では、日本の産業構造や企業経営の実態を肌で理解できるような科目を開設している。「現代の産業と企業」では、味の素、日本コカ・コーラ、資生堂、トヨタ自動車、パナソニック、小松製作所、大王製紙、帝人、東京海上日動保険、三井物産等の、主に大企業の経営者や管理者が講師となり２回ずつのリレー講義方式で、業界・企業研究と経営管理の実態的で実践的な授業を展開している。「優良中堅・中小企業研究」では、大企業ではなくても日本や世界で業界トップとして活躍している中堅・中小企業を本学部で発掘調査し、これまでに発見した約 1,800 社の中から特に優れた企業約 220 社を実態調査してケーススタディ方式の授業を行うとともに、当該社長を講師として招聘し、企業経営の実態を聴く等、教科書では学べない実践的な経営学の授業を実施している。

③資格取得教育と単位認定制度では、就職に役立ちビジネス人に大切な二つの資格、「日本商工会議所簿記検定試験」と「経営学検定試験」の在学中の資格取得を目標とし、各検定に関係する講義科目によって資格取得に必要な知識を十分身に付け、知識の活用と検定合格のために不可欠な演習授業を導入し、資格取得のためのカリキュラムも充実させている。さらに資格取得者には関連科目の単位を認定し、資格取得を強力に支援している。また、世界で活躍するビジネス人の育成も視野に入れ、TOEIC 講座を外部の英語教育機関と連携して開講し、TOEIC テストのスコアに応じた英語の単位認定制も導入している。

④ゼミナール教育の重視では、１年次「フレッシュマンゼミナール」「ゼミナール入門」の２科目４単位を必修とし、入学時からゼミナール教育に力を入れている。３年次の「専門ゼミナールⅠ」「専門ゼミナールⅡ」は、２科目８単位で、本学部独自の仕組みとして毎週２回の演習授業を実施している。４年次には「専門ゼミナールⅢ」「卒業論文」の２科目で８単位を修得するよう指導している。それらの結果として、４年間におけるゼミナール教育は 20 単位に達する。専門ゼミナールでは、２年生にゼミガイドブックを作成・配布し授業を公開して、学生が各自の興味に応じて経営

学や会計学の領域の中から、より専門性の高い分野を選択し、その分野を探求できるようにするとともに、３・４年生の専門ゼミナールの授業においては理論的・実証的な教育を行っている。経営学部では、ゼミナールにおいても「ビジネス人基礎力」の習得につながる教育となるよう工夫を行うとともに、学びの場がさらに生涯の友人づくりや先輩後輩との人間関係づくりができる有意義な場となるよう工夫している。

以上のとおり、経営学部の理念、使命と目的を達成するために、特色のある教育を実践していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-17】経営学部リーフレット

政治学研究科

平成 24 年（2012）度に本研究科が修士課程に設置した「日本研究プログラム」は、海外で日本学を講じる教師・研究者の養成を目的として、「江戸時代研究」「近代日本の戦争研究」「日本の博物館史研究」「日本教育史研究」「日本人の宗教研究」「日本の大衆文化研究」「日本の文化遺産研究」等、他に例のない特色ある科目を配置し、教員には学内外から専門家を客員・兼担で招いている。このプログラムによる修士（学術）の学位取得は、修士（政治学）の学位取得と区別され、修了要件となる修得単位数が多く、幅広い教養と学際性を身につけることが要求される点に特色がある。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-18】政治学研究科大学院便覧

【資料 A-1-19】国士舘大学ＷＥＢシラバス（政治学研究科）

経営学研究科

各教員独自の取り組みが中心であるが、修士課程の会計コースでは、税理士などの資格試験取得に向けた取り組みを行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-18】経営学研究科大学院便覧

【資料 A-1-20】国士舘大学ＷＥＢシラバス（経営学研究科）

スポーツ・システム研究科

国士舘大学、日本体育大学、日本女子体育大学の３大学の研究科で年１回の研究会を持ち廻りで行っており、大学院生の研究の活発化並びに教員の研究活動の推進に資している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-21】国士舘大学、日本体育大学、日本女子体育大学　３大学院協定書

救急システム研究科

修士課程

本大学院修士課程の特色は救急救命士を主体とした病院前のプレホスピタルケアプロバイダーの為の唯一の修士課程であり、世界的にみても類を見ない特色のある教育を行っている。その過程で取り上げて教育・研究を行っているものとして、現在医療崩壊が問題視されている救急医療体制、病院前救急医療の問題点の抽出である。90 人近い修士修了者の多くがこれに基づいた実践的・基礎的な研究を行ってきている。ま

た救急救命士の特定行為を指導するために必要な医学知識・技術の習得、さらには国際的に通用する医療人としての救急救命士の国際的な活躍の幅をもち、国際学会での学会発表を通じて語学スキルとコミュニケーションスキルの育成を図ってきた。また病院前救急医療の臨床研究分野としての学問体系（救急救命学）の確立として将来救急救命士の指導者たる大学機関教員としてのスキル育成･知識の熟成を図り 10 人以上の大学教員を全国の 10 か所の救急救命士養成課程を有する学校･大学に送り出してきた。

博士課程

本大学院博士課程の特色は修士課程と同様に救急救命士を主体とした病院前のプレホスピタルケアプロバイダーの為の唯一の博士課程であり、国内はおろか世界をみても同じ内容を提供している場所はなく極めて特色のある教育を行っている。その課程で取り上げて教育・研究を行っている内容は、修士と同様に病院前救急医療体制・救急医療に関する問題点ならびに改善点の立案・実効性検証を行っていることである。現在完成年度を迎える博士課程は初年度２人の博士を輩出する予定ではあるが、現在在籍中の２人の博士課程院生は救急教育学・蘇生・外傷など統計学を用いたリサーチフィールド確立し、救急医療体制の国際的な比較を通じて国際的に通用する医療人としての救急救命士の国際的な語学スキルとコミュニケーションスキルを実践し、国際学会での発表や、国内外の病院前救急医療体制の改善、防災救急救助研究所と連携をして災害・防災危機管理マネージメント学の実践、を通じて病院前救急医療の臨床研究分野としての学問体系（救急救命学）の確立を進めている。また修士同様、将来救急救命士の指導者たる大学機関教員としてのスキル育成・知識の熟成も行っており、救急救命士養成課程を有する学校・大学から将来の教員を嘱望されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-22】救急システム研究科ホームページ

【資料 A-1-23】修士課程の特色、博士課程の特色

http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/EDS/outline.html

工学研究科

理工学研究科と一緒に、共同研究、委託研究などを実施している。

法学研究科

法学研究科は、法的紛争の予備知識を身につけた人材、特に専門的な法理論および実務理論を教授・研究して法的業務に従事する高度の職業人を養成することを目的としている。修士課程では、専門的な職業人の養成（税理士・公務員、スポーツ指導者など）・博士課程では、研究者育成（研究者、スポーツの指導者など)、各専門の教員が先端的専門研究を生かして職業人の養成に努めている。それぞれのコース(基幹法コース・税法ビジネスコース・スポーツ法コース)に併せた特色ある教育を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-2】学則　第１条（目的)、第 40 条（教育研究上の目的）

【資料 A-1-2】大学院学則　第１条（目的)、第 33 条（教育研究上の目的）

【資料 A-1-24】法学研究科修士・博士課程の教育課程

（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）の資料

総合知的財産法学研究科

現代社会は「物づくり」から「知価づくり」へとパラダイムシフトすると共に、知的財産の重要性が増し、特許権侵害などが増加する中で、独創的なアイデア等成果物の権利を適切に保護したり、適正な権利の活用や新たな成果物を創造できる知財プロフェッショナルの養成が政府の知財推進計画の国策にもなっています。このような時代変化に対応した知財人材の育成が国際的にも激しい競争となっており、日本が国際競争において優位に立つためにも、総合知的財産法学研究科は、「成熟した物作社会」に伴い、製品やサービスなどの進化を支える「知価創造力に富んだ人材」を、理論と実務を踏まえた「法学教育」を基礎に、知的財産経営レベルでとらえる「経営学」と、知価を見いだす「工学教育」を融合させた総合的なカリキュラムで知財の複合的人材の養成を目指します。そのために、総合知的財産法学研究科は、多様な法律・技術等の学問的背景（バックグランド）を有する法的思考力と実践力を有する知的財産の法律家育成の観点から、知識・理解学等において履修した科目についての専門的基礎知識又は社会人として実務経験 又は実務知識を活用できる知的財産の専門家になりたい知識意欲と･理解意欲を有する人、事実関係を正確に把握し、論理的に考察することができる専門家になりたい思考力・判断力を備える人、国内外の知的財産権に係わる諸問題とその背景に強い興味を持ち、知的財産に係わる問題解決の実践能力又は法律知識の修得をしたい関心力・意欲のある人、自己の考えに固守することなく、他人の考えを謙虚に受け止めることを心がけ、事案を理解・分析し、その結果を第三者に的確に文章で伝えることができる専門家になりたい態度・技能・表現ができる人を受け入れますので、法律基礎学力を備えていない人々や社会人を歓迎しています。そのために入学後に不安にならないように主として民法・民事訴訟法等の「入学前教育によるサポート教育」を行います。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-25】入学前教育によるサポート教育の資料

グローバルアジア研究科

グローバルアジア研究科は修士課程ではアジアにおける諸問題の中から、ビジネスコミュニケーション･国際日本語教育･文化遺産学の３分野での高度職業人の養成を目指している。さらに３分野連携型の履修で修了する方法も取り入れており、学際的な研究も可能である。

博士課程ではビジネス･地域研究､文化遺産学研究分野で先端的専門研究を生かした研究職業へ進める人材の養成をめざしている。分野共通科目を設定し、グローバル化するアジアを対象とした総合的、学際的なアプローチの研究も可能にしている。

上記を達成するため、21 世紀アジア学部、イラク古代文化研究所、アジア･日本研究センターという三つの教育および研究機関を基盤としている。

中国の大連外国語大学、キルギスの国立ビシュケク人文大学にサテライトキャンパスを設けており､テレビ会議システム等で､現地から直接講義を受けることも可能である。

21 世紀アジア学部のには、５年間で学士号（Bacheltor）と修士号（Master）が取得できるＢＭ５年年一還プログラム（ＢＭ５）という制度があり、３次末に選抜を行い、

優秀な学生が４年次より大学院の授業を履修し、修士入学後１年での修了を可能とする５年一貫制を実施している。また、協定校から 3 年次編入学した学生は、選抜後、4 年次より大学院の履修を開始することにより、２校の学士の学位と一つの修士の学位取得（２＋２＋１）が可能となっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-2】大学院学則第 34 条-３

【資料 A-1-18】グローバルアジア研究科大学院便覧

【資料 A-1-26】21 世紀アジア学部 Survival Guide

【資料 A-1-27】上海対外経貿大学　国士舘大学　２＋２＋１（ＢＭ５）方式プログラムに関する協定書

【資料 A-1-28】２＋２＋１（ＢＭ５）方式プログラムに関する覚書

イラク古代文化研究所

「イラクを中心とするユーラシア古代文化の研究」というイラク古代文化研究所の目的に沿う活動の一つ「研究指導及び研究者の養成」の一環として、グローバルアジア研究科文化遺産学分野の大学院教育を担っている。また同じく「学部等の教育との連携」をめざし、研究所教員がそれぞれ 21 世紀アジア学部で授業を担当している。さらにＰＤの受け入れによる、若手研究者の育成を実施している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-18】大学院便覧グローバルアジア研究科（平成 27 年度）

【資料 A-1-29】21 世紀アジア学部､イラク古代文化研究所　科目担当表　平成 27（2015）年度

防災・救急所総合研究所

防災・救急救助総合研究所では、平成 25（2013）年度から全学部の新入生約 3,200 人に「防災総合基礎教育」を実施している。この授業は震災発生のメカニズムと災害後の実態について講義をするほか、震災後の実情等の講義の他、応急手当の方法、搬送法、初期消火、一次救命処置、ＡＥＤの使い方等の実習を行い、災害時に役立つ防災教育を実施している。

また、正規の授業科目として全学総合教育科目に「防災リーダー養成論」2 単位「防災リーダー養成論実習」2 単位を開設し、災害に関する知識の習得と災害時社会に役立つ学生、防災リーダーの養成を行っている。

学外では、世田谷区立若林小学校（27.1.20）において、防災授業を実施した。高等学校（都立永山高校 27.10.2、都立千歳が丘高校 27.6.12）からの依頼に基づき宿泊防災訓練において、防災に係る講義、応急手当の方法、搬送法、一次救命処置、ＡＥＤの使い方等の実習を行った。

ウエルネス・リサーチセンター

多摩市教育委員会の協力を得て、文部科学省が推進する小学校長期自然体験活動の開発事業として、多摩市の小学生３から６年生を対象に、身近な自然環境の中で、自ら食事を作り、自然の中で寝泊まりを体験する自然体験教室を開講した。

多摩市立連光寺小学校 19 人（27.10.9～10.11）

多摩市立豊ヶ丘小学校 42 人（10.30～11.1）

多摩市立瓜生小学校 43 人（10.2～10.4）

世田谷区教育委員会の後援と座間味村教育委員会の協力を得て、春休み（27.3.26～31）、夏休み(27.8.6～21）の年２回沖縄県座間味村で小学生３生から６年生を対象に自然体験教室を開講した。

学長課

建学の精神の具現化の一端として、全学部で武道科目を開講している。武道教育の重要性を唱え本学の前身である国士舘武道専門学校は開学した経緯があり、大学開設当初は武道教育を重視し必修科目としてきた。現在は｢体育実習」「スポーツ実習」科目の中に柔道・剣道・空手道・合気道を選択科目として開講している。

また、全学で新入生のオリエンテーション期間に防災基礎教育を全員に行っている。その後、選択科目として「防災リーダー養成論」「防災リーダー養成論実習」を開講している。実習においては、世田谷警察署、世田谷消防署、日本赤十字社、世田谷区、大学近隣町内会等と連携協力のもと、大規模な防災訓練として実習を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-30】シラバス（スポーツ実習、防災リーダー養成論、防災リーダー養成論実習）

【資料A-1-31】ホームページお知らせ「世田谷地域連携防災訓練」

A-1-②受託研究、委託研究及び民間資金による特色ある研究

政経学部

政経学部では、文部科学省から平成 27（2015）年度科学研究費助成事業の研究種目別に交付内定があり、新規申請分１件が新たに採択され、継続分４件を含めた５件の学術研究に科研費が交付された。

以上のとおり、受託研究、委託研究及び民間資金による特色ある研究が行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-32】エビデンス集（データ編）表Ａ－12（当該年度における科学研究費補助金の採択状況（過去３年間））

【資料 A-1-33】国士舘大学新聞　平成 27（2015）年７月 25 日　第５面

理工学部

① 理工学研究所

理工学研究所を設置し、受託研究、委託研究及び民間資金による特色ある研究を実施している。

交通問題の改善をめざす地域活動団体である二子玉川地区交通浄化推進協議会に参加し、協議会と、世田谷区・国士舘大学・日本大学の協働事業として、交通安全のまちづくり活動を精力的に実施している。国士舘大学からは、教員として寺内義典と、その研究室の学生が参加している。平成 23（2011）年から始まった活動は、平成 25（2013）年に警視庁によるゾーン 30 の地区指定を受け、さらに地元小学校 PTA や大規模商業施設も巻き込んだ活動となっている。その一部を以下に示す。

・玉川町会周辺の交通調査・意識調査

玉川町内を走行するクルマの流れや速度を調査し、ゾーン 30 導入前後の比較をし

た。調査には、商店街などに協力を要請し、募集した調査員のほか、日本大学と国士舘大学の学生が参加した。また、ゾーン 30 エリア内の地域住民にむけた全戸配布アンケート調査の実施と結果の公表により、交通安全意識の向上を図った。

子どものヒヤリハット調査・よく使う道調査・横断判断能力調査を実施し、その結果を PTA や地域住民と共有することで､子どもを守る運転や子どもの交通安全教育の必要性の周知を図っている。

また、自転車の危険性も多く指摘されていることから、自転車運転者のビデオ調査を行い、協議会が主体となったローカルルール（たまチャリルール）づくりが進められている。

・交通安全教育の活動

平成 25（2013）年より継続して PTA 校外委員会の地域団体と共催の行事（チビニコレンジャー）を実施している。ワークショップでは、スピードガンを用いて、速度超過車両に対し小学生が速度抑制を呼びかけるものである。PTA、地域団体との共催で継続することにより、子どもだけで無くその保護者にも交通安全対策の活動が広がっている。

また、世田谷総合高校奉仕の授業についても、2013 年から継続して実施している。高校生が商店街の自転車問題を危険体験や交通安全活動の実践を通じて考える内容となっており､高校生の行動がまちのほかの通行者にも良い影響が出ることが期待できる。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-34】理工学研究所報告書

- 稲垣具志, 寺内義典, 橘たか, 大倉元宏:生活道路における実勢速度と速度規制に対する地域住民の認識状況に関する研究, 交通工学研究発表会論文報告集, 第 33 回, No.96 (2013.09)
- 山田敦基,寺内義典,稲垣具志,橘たか:簡易な調査票を用いた子どもの日常的な行き先とよく使う道に関する調査, 土木計画学研究・講演集, Vol: 49, 286 頁_1-4 (2014)
- 稲垣具志,寺内義典,大倉元宏:生活道路における子どもの横断判断特性に関する実験的考察, 土木計画学研究・講演集, Vol 50, 114 頁_1-6 (2014)
- 稲垣具志,小早川悟,寺内義典,山根佑太:子どもの道路横断判断に関する情報提供による影響の考察, 土木計画学研究・講演集, Vol 51 171 頁_1-6 (2015.06)
- 山下浩一朗, 寺内義典, 稲垣具志:自転車運転者の違反実態と個人属性の関連分析－東京都世田谷区の生活道路を対象として, 土木学会年次学術講演会概要集, 第 70 回, Ⅳ-116 (2015.09)

文学部

文学部では、本学の「競争的資金に係る研究活動における不正行為防止等に関する規定」及び同規程施行細則、「競争的資金の管理・運営に関する規定」に基づき、外部の競争的資金による研究活動を推進している。近年の実績は以下の通りである。

○科学研究費助成事業　過去 3 年間の実績

平成 25 年度　交付決定件数 6 件（新規採択 4 件、継続採択 2 件）大学全体の 17.1%

平成 26 年度　交付決定件数 6 件（新規採択 1 件、継続採択 5 件）大学全体の 15.8%

平成 27 年度　交付決定件数 9 件（新規採択 5 件、継続採択 4 件）大学全体の 22.0%

○その他の競争的資金

桜井美加教授　公益財団法人日本教育公務員弘済会の教育文化事業（競争的資金）「平成 27 年度（第 9 回）日教弘本部奨励金」研究テーマ『大学生ボランティアによる中学生へのメンタリングプログラムの開発』

長谷川均教授　日本私立学校振興・共済事業団の公募事業（競争的資金）「平成 27 年度（第 40 回）学術研究資金」研究テーマ『ヨルダンの環境と地域構造の変化に関する地理学的研究 －ヨルダン所蔵の歴史的空中写真を手がかりに－』

これらのことから、全学的に見ても、文学部が積極的に競争的資金による研究活動及び研究成果の公表を展開していることがわかる。今後も、教員の研究の幅を広げ、本学学生への研究成果の還元はもとより、広く社会的な成果として発信していくことが目指される。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-35】競争的資金に係る研究活動における不正行為防止等に関する規程

【資料 A-1-36】競争的資金に係る研究活動における不正行為防止等に関する規程施行細則

【資料 A-1-37】競争的資金の管理・運営に関する規程

【資料 A-1-38】平成 25～27 年度科学研究費助成事業交付決定状況
http://www.kokushikan.ac.jp/education/activity/results/

【資料 A-1-39】公益財団法人日本教育公務員弘済会ホームページ
http://www.nikkyoko.or.jp/

【資料 A-1-40】日本私立学校振興・共済事業団ホームページ
http://www.shigaku.go.jp/

経営学部

経営学部における受託研究等の特色ある研究については、経営学及び会計学それぞれの分野において各教員による科学研究費助成事業等を活用している。経営学においては、「新興国の自律的ビジネス生態系と日系企業のソーシャル・ビジネスに関する研究」「NGO と日系企業の協働的 BOP 戦略と新興国の自律的ビジネス生態系に関する研究」「造船産業の逆襲の競争戦略－成熟期・衰退期・再成長期を乗り越える競争戦略」等といった研究がある。会計学においては、「判例分析による知的財産の価値評価の研究」がある。このように本学部所属教員は積極的に科学研究費助成事業により特色のある研究を行っている。

以上のとおり、受託研究、委託研究及び民間資金による特色ある研究を実施していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-41】KAKEN　50156444、00405523、10410888

救急システム研究科

厚生労働科研２件、消防防災科学技術研究推進制度１件、国際医療研究開発費１件、その他企業との共同研究４件を行っている。１）厚生労働科研は「救急医療体制の推進に関する研究」の分担研究として「我が国の救急救命士の現状の調査等に関する研究」

を実践し現状の救急救命士の制度の問題点と将来像を描いてきた。また移植医療基盤整備研究分野の分担研究として「組織提供に際しての選択肢提示に関する諸問題に関する研究」について成果をあげてきた。また、救急振興財団より、蘇生指標からみた地域救急医療体制と医療資源の有効利用についての研究を実践し高齢者の蘇生に関する問題を提案してきた２）消防防災科学技術研究推進制度では平成 27（2015）年より通信指令専科教育導入プロジェクトとして分担研究としてコニュニケ―ション困難な通報者への対応プロジェクトを実施している。３）国立研究開発法人から国際医療研究開発費を受け、「開発途上国における外傷の患者登録、予防並びに診療教育の自立支援に関する研究」について分担研究を実施している。とくにラオスにおける外傷登録・外傷診療の自立支援を進める教育を過去３年にわたり、大学院生・大学院助手などの補助を得ながら平成 28（2016）年３月までに一定の成果を上げてきた。４）このほか一般企業としてフィリップスエレクトロニクスジャパンとは過去 5 年にわたり AED の普及啓発に関する委託研究を受託して実践している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-42】国士舘大学受託研究取扱規程

イラク古代文化研究所

文部科学省科学研究費を獲得しての研究として、2014 年度までの 3 カ年「ペルー共和国マチュピチュ遺跡建造物遺構の保存修復に関する調査研究（研究課題番号 24404001)」、2015 年度までの 3 カ年「ユーラシア古代遊牧社会形成の比較考古学（研究課題番号 70152204)」がある。2015 年度から科学研究費助成事業の研究成果公開促進費による「国士舘イラク発掘調査写真データベース」作成事業に着手している。

関西大学との共催で、天空の古代都市「マチュピチュ遺跡を護れ」と題したシンポジウムを開催し、日本とペルーによる共同研究の成果を発表した。平成 27（2015）年 2 月 28 日が国士舘、３月 1 日が関西大学で実施。

その他の資金では、2015 年度から朝日新聞文化財団の助成を得て「ヨルダン ウム・カイス遺跡の円形劇場修復」の事業を開始し、2017 年度まで継続の予定。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-43】公開シンポジウム　『天空の古代都市「マチュピチュ遺跡」を護れ』のチラシ

【資料 A-1-44】イラク古代文化研究所ホームページ

http://www.kokushikan.ac.jp/research/ICSAI/index.html

防災・救急救助総合研究所

国立研究開発法人国立国際医療研究センターから研究費を受け、当研究所の田中教授が「開発途上国における外傷の患者登録、予防並びに診療教育の自立支援に関する研究」について、分担研究を実施している。

A-1-③委託事業

政経学部

政経学部教員に対し、彩の国さいたま人づくり広域連合事務局長より平成 26（2014）年度主任研修（事務・技術系職員第Ⅰ部過程）における講義の依頼があり、平成 26（2014）

年６月４日に埼玉県県民健康センターにて、新任主任級局員に対し、分権時代における行政を取り巻く環境の変化と、それに対応して求められる能力について自覚し、業務遂行に対する意識改革を図るための講演を行った。このような依頼業務については、政経学部教務主任より、定例教授会で報告することとなっている。

以上のとおり、政経学部では委託事業が行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-45】主任研修（事務・技術系職員第Ⅰ部過程）における講義について（依頼）（平成 26 年度）

文学部

文学部では、外部団体からの委託事業として、次の研究課題に関わっている教員がいる。

細越淳二教授　平成 26 年度文部科学省委託事業「体育活動における課題対策推進事業」児童生徒への指導資料（書籍以外に自作の学修カード等も含む）を活用した効果的、体系的な指導の在り方（研究代表者　白旗和也（日本体育大学））

＊研究代表者の所属大学が研究費受入れ大学となっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-46】平成 26 年度文部科学省委託事業「体育活動における課題対策推進事業」児童生徒への指導資料（書籍以外に自作の学修カード等も含む）を活用した効果的、体系的な指導の在り方　報告書

救急システム研究科

防災総研における委託研究・事業を防災研と共同で実践した。

委託事業として小学校、中学校、高等学校、一般企業等からの依頼によるＢＬＳ講習（一次救命処置法）、エピペン講習、マラソンを含むイベント救護等を実施した。多摩市保育協議会（多摩市保育協議会心肺蘇生法講習会、エピペン講習）その他幼児園での（心肺蘇生法・ＡＥＤ講習会）、 一般企業等：食品化学新聞社（スポーツ食育教室サマースクール）、スポーツ実施体操の心肺蘇生や救護イベントへの参加を通じて社会貢献を実施している。

またマラソンの救護は東京マラソンを含め 25 近くのマラソン大会の救護体制確立を実践している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-47】エビデンス集（データ編）A-15（大学が地域社会や企業等で共同に行っている活動（前年度実績））

防災・救急救助総合研究所

小学校、中学校、高等学校、一般企業等からの依頼によるＢＬＳ講習（一次救命処置法）、エピペン講習、マラソンを含むイベント救護等を実施した。

ウエルネス・リサーチセンター

医療法人社団恵仁会（東京都府中市）との業務委託契約に基づき、恵仁会所有のトレーニングジムにおいて、市民を対象にトレーニングのアドバイス、各種スポーツイベント企画立案、施設管理等を行っている。

A-1-④その他の特色ある教育・研究

理工学部

①健康医工学系

学系教員全員で同じ学会に出席，企画セッションを設置する。他大学の教員やエンジニアも交えて研究発表を行うことで，最新の研究動向把握に努める。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-48】理工学部健康医工学系発表資料（パワーポイント）

21 世紀アジア学部

本学部は外国語教育に力を入れている。学生は１年次に英語（週に 90 分授業３コマ）が必修であり、別にアジア言語から一つを選んで履修する（週に 90 分授業３コマ）。アジア言語は中国語・韓国語・タイ語・ベトナム語・インドネシア語・ロシア語・アラビア語・ミャンマー語の授業が用意されており、外国語大学でなければ履修できない言語も履修可能である。２年次・３年次は１年次に履修した言語のどちらかを継続して履修するが、２か国語を継続履修することも可能であり、実践的な言語運用能力を身に付けることを目標としている。１か月程度の海外語学研修も必修であり、卒業に必要な外国語科目の単位数が 26 単位と極めて多いのが特色である。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-16】21 世紀アジア学部サバイバルガイド（学生便覧）47 頁

経営学部

経営学部附属の経営研究所における「優良中堅・中小企業研究」は、日本全国または世界のマーケットを視野に入れ、独自の技術、製品、サービス等において確固たる地位を築き、特定の分野でトップシェアを獲得する等、社会的存在意義の高い企業を「優良」中堅・中小企業と定義して訪問調査による社長インタビュー及び各種データ等の蓄積をはじめ継続的な調査・研究を行っている。同研究所では、論文、書籍、新聞、雑誌等の情報データベースを基に、当該優良中堅・中小企業約 1,800 社のデータを保有し蓄積しているほか、その中から 220 社以上の企業への訪問調査をすでに実施し、現在もこの特色ある研究を継続するとともに、その成果を以下に述べるように教育に導入している。

上記の調査・研究データや訪問調査を実施した企業を事例として、「優良中堅・中小企業研究 A」「優良中堅・中小企業研究 B」において、その研究成果を授業に展開するとともに、訪問した企業の社長を講師として招聘し、会社経営に重要な「ヒト・モノ・カネ・情報」という経営資源の活用等、実態に迫った経営教育を行っている。また、これら「優良中堅・中小企業」との連携を深め、それを授業に反映させて、授業内容を充実させていくと同時に、経営学部学生のそれらの企業への就職活動にもつなげ、第１期卒業生の中から数名が実際に入社している。

平成 25（2013）年には、これら研究企業を対象に新たな企業間ネットワークの構築を目標として「優良中堅・中小企業研究シンポジウム」を開催し、７社の代表取締役により「我が社が抱える経営課題と対策」と題して基調講演及びパネルディスカッションを実施した。

以上のとおり、経営学部附属の経営研究所では特色ある研究を実施し、その成果を教育に反映していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【資料 A-1-49】「優良中堅・中小企業研究シンポジウム」開催について
【資料 A-1-50】「優良中堅・中小企業調査」結果集計表の配布について

スポーツ・システム研究科

修士課程では分野の枠を越えた連携型、学際的な履修方法による修了も可能となっている。

救急システム研究科

国際組織である Asian Association EMS と連携して、アジアでの蘇生および外傷データの採取・集計を通じて研究の実践力やプレゼンテーション能力を高め、海外機関との連携力・国際競争力を高める教育を実践していきたい。

また、防災・救急救助総合研究所と共同で、災害・防災危機管理マネージメント学の実践として、協定を締結している日本赤十字社から依頼を受け、日本赤十字社主催の平成 27 年度夏休みイベント「親子で減災セミナー」に参加し、HAG などの減災アクションゲーム、救急デモンストレーション通じて災害・防災危機管理マネージメント学の実践を継続していく予定。

工学研究科

修士課程では分野の枠を越えた連携型、学際的な履修方法による修了も可能となっている。

法学研究科

高度職業人を養成するためには、いくつかの法的専門的知識が必要である。主に税理士志望者が多いため、修士課程の一部の科目では会社法、労働法など周辺科目を超えた連携型の履修方法を試みている。

総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科は、知的財産教育研究・専門職大学院協議会の一員として毎年夏季に留学生などを対象に知財科目を英語講義する「夏季英語セミナー」を行っている。

◇エビデンス集・資料編
【資料 A-1-51】総合知的財産法学研究科委員会議事録「夏季英語セミナー」

グローバルアジア研究科

フィールドワーク、実践的なトレーニングを目指す実習科目を各分野に設けている他、長期インターンシップ、長期フィールドワーク、プロジェクトワーク等、実践的な活動を可能とした「グローバルアジア特別研究」も履修できる。

イラク古代文化研究所

本研究所には、学際的研究と若手研究者の養成を趣旨として、学外の研究者を共同研究員として招聘し、専任教員との共同研究事業を行っている。こうした研究所共同研究員を代表者とする科研費による研究として「イラン国立博物館所蔵粘土板文書の調査・研究（研究課題番号 23251013)」「イラン未公刊楔形文字資料の文献学的研究（研究加地番号 24520489)」「西アジア銅石器時代における土器の焼成温度と彩文顔料の通時的研究（研究課題番号 25370891)」「パルミラ墓内彫刻表現と考古資料の比較研究(研究課題番号 25370892)」が目下進行中である。

別に共同研究事業として、かつてイラクで発掘して持ち帰った染織品数千点を恒温恒湿の特別な収蔵庫に保管し、それらの分類分析を基礎とする研究を継続している。

国士舘大学文化遺産プロジェクトとして、ヨルダンのウム・カイス遺跡で平成 17（2005）年以来発掘調査を継続している。平成 27（2015）年度は治安の影響により調査自体は実施できなかったが、プロジェクト報告会を 11 月 2 日に開催、プロジェクト報告書を毎年３月に出版している。

「文化遺産保護における日・韓・の共通点：より良い協力に向けて」と題して、韓国の文化財研究者と協力関係の構築を図る研究会をコーディネートしている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-41】KAKEN（科学研究費）のホームページ資料より。

「イラン国立博物館所蔵粘土板文書の調査・研究（研究課題番号 23251013)」（前川和也）

「イラン未公刊楔形文字資料の文献学的研究（研究加地番号 24520489)」（森若葉）

「西アジア銅石器時代における土器の焼成温度と彩文顔料の通時的研究（研究課題番号 25370891)」（小泉龍人）

「パルミラ墓内彫刻表現と考古資料の比較研究(研究課題番号 25370892)」（宮下佐江子）

【資料 A-1-52】国士舘大学文化遺産研究プロジェクトホームページ

【資料 A-1-53】アジア日本研究センターホームページ

防災・救急所総合研究所

中国陸上協会から講師として招聘を受け、「市民マラソン大会における救護　医療体制について」の講演を行った。

若林町会から依頼を受け、町会が開催した「わかばやし防災・減災塾」において、避難所運営ゲーム（HUG）を実施した。（27.28）

世田谷区防災対策課主催の目黒星美学園で開催された、「母子避難所防災訓練」に参加し、避難所運営訓練を実施した。(27.3.30)

社会の安心・安全及び福祉の向上を目的としたパートナーシップ協定を締結している日本赤十字社から依頼を受け、日本赤十字社東京都支部主催の平成 27 年度夏休みイベント「親子で減災セミナー」に参加し、減災アクションゲーム、救急デモンストレーションを実施した。（27.8.8）

杉並区立松ノ木小学校から「災害を学ぼう」の講習依頼を受け、減災アクションゲームを実施した。（27.10.17）

アジア外傷研究シンポジウム（PATOS）から講師として招聘され、「外傷救急について」の講演を韓国ソウルで行なった。（27.10.6～8）

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-1-54】「市民マラソン大会における救護　医療体制について」講習会招聘状（田中秀治教授）

【資料 A-1-55】「外傷救急について」講習会招聘状（田中秀治教授）

アジア・日本研究センター

センター研究員が主体となる研究プロジェクトを申請の中から選定して、多様な活動

を展開している。
平成 26 年度実績
（1）日本の近代化と生活文化の変容
（2）日本語教育を通した国際関係の理解
（3）日中の架け橋：東アジアの学的国際交流と日本儒学
（4）新大久保多文化地域の民族誌的調査とドキュメンタリー制作
（5）21 世紀アジアにおける国際協力とＮＧＯの役割－第８回シンポジウム－
（6）ホスピタリティ再考
（7）ジャワにおける王宮文化の現状と課題
平成 27 年度実績
（1）グローバル化の進展と東アジアの相互理解の総合研究
（2）広島・長崎原爆投下・ホロコースト終結 70 周年に鑑み二つの悲劇の、比較展望による再評価。杉原千畝の活動に関する新資料と新たな事実による再評価
（3）ジャワ王宮文化の現状－王宮の慣習と儀式を中心として－に関する国際共同研究及びスカルノ元大統領に関する国際共同研究
（4）ホスピタリティ再考（研究シンポジウム）ホスピタリティの行方：日本社会の対外観、対外対応について
（5）文化遺産保護における日・韓の共通点と相違点：より良い協力に向けて
（6）新大久保多文化地域の民族誌的調査とドキュメンタリー制作
（7）国際ペンクラブの研究――日本・中国・インドの文化交流と覇権闘争
（8）多文化地域社会における課題と展望　―関東近県の事例を中心として―
（9）箏曲における西洋音楽の受容過程
(10)21 世紀アジアにおける国際協力とＮＧＯの役割『ＮＧＯと食品』
◇エビデンス集・資料編
【資料 A-1-56】学術支援プログラム一覧（平成 26 年度・平成 27 年度）

（3）A－1 の改善・向上方策（将来計画）

政経学部

平成 26（2014）年度の科研費申請件数が少なかったことから、本学では、大学の地位向上のため申請件数を増やす努力をしている。そのような状況のなか、平成 28（2016）年度は政経学部のみが唯一申請件数を増やした学部であった。この努力を今後も継続していく。

体育学部

全学科で開講されているキャリア教育を含むカリキュラムは就職率や教育効果、学生・教職員の意見等を基に今後、恒常的に点検し、改善及び向上を継続していく。特に体育学科は平成 26 年度にカリキュラム変更を行い、平成 29 年度に完成年度を迎える。3 コース各自で実施しているキャリア教育が就職や学生のスキルに結びついているか等から点検し、改善及び向上につなげる。

法学部

法学部では、より一層の法学教育の充実を図るため、学部改革として、学生のニーズに合った特色あるコース制の導入を検討している。具体的には、法律学科に「法曹（法律専門職）コース」と「公務員コース」を、現代ビジネス法学科に「知財コース」と「国際ビジネスコース」を設け、加えて、両学科共に、法学部入学者のニーズの高い「公共安全（警察官・消防官）コース」と「企業法務コース」の設置を検討している。さらに、初年次・導入期教育の重要性に鑑み、前記コース導入の前提として、１年次に両学科共通の教養および法学入門教育ならびにキャリア教育を行った上で、２年次からのコース選択の方式についても検討を行っている。

◇エビデンス集・資料編

「平成 27 年度第 13 回法学部（臨時）教授会　議事録」（懇談事項２）

「平成 27 年度第 14 回法学部（定例）教授会　議事録」（懇談事項３）、別添資料

文学部

文学部では、中堅・若手教員を中心に、科学研究費助成事業に応募し交付決定を受ける事例が増えている。7 学部を有する本学において、全交付決定数のうちの約 16%～22%の研究課題で補助金を受け入れている現状は、学内的に見ても積極的な研究活動が展開されているととらえることができる。

しかし、学問的知見の産出速度は加速度的に増している。産官学の連携が一般的なとらえ方となった現在、科学研究費助成事業に加えて、その他の外部団体からの委託事業に参加することも、研究活動の促進には欠かせない要点である。本学及び文学部においても、各専門領域の知見や研究環境、研究方法についての情報を収集・分析し、学術研究支援課と連携しながら、より積極的な取り組みを展開することが必要である。

21 世紀アジア学部

本学部にはさまざまな分野を専門とする教員がいるので、複数の分野を総合した教育・研究が行いやすい環境にある。学部内での研究会でそれぞれの取り組みや研究成果を報告し理解し合うとともに、こうした成果を生かした授業科目の設定や、研究プログラムの開発を行っていく。

経営学部

経営学部における特色ある教育・研究については、継続実施するとともに常に新しい情報を取り入れて改善及び向上方策を計画していく。また、「優良中堅・中小企業研究」についても情報データベースを継続して更新していくと同時に、訪問調査を実施する企業数を増やし、研究内容の充実を図り授業等へのフィードバックを行っていく。

政治学研究科

本学アジア・日本研究センターにて平成 27（2015）年に発足した「スカルノ国際共同研究」との連携により、インドネシア及び国内からの受託研究を開拓する。

経営学研究科

各教員や学生独自の取り組みを、経営学研究科委員会などの場で情報共有し、組織的な対応を行うための検討を進めていく。

スポーツ・システム研究科

体育研究所とさらに密接に連携し、教育、研究を今後もおこなっていく。

救急システム研究科

今後も国際組織であるAsian　Association EMSと連携して、アジアでの蘇生および外傷データの採取・集計を通じて研究の実践力やプレゼンテーション能力を高め、海外機関との連携力・国際競争力を高める教育を実践していきたい。

また災害・防災危機管理マネージメント学の実践、病院前救急医療体制・救急医療に関する問題点ならびに改善点の立案・実効性検証を大学院生とともに実践的に進める予定。

工学研究科

理工学研究所とさらに密接に連携し、教育、研究を今後もおこなっていく。

法学研究科

今後は、カリキュラムの内容を検討し、社会のニーズにあった特色ある科目と連携型の履修方法が求められる。

総合知的財産法学研究科

建学の理念に基づいた研究を教員一人ひとりが自覚し、国際社会に貢献すべく、より高度な内容・質を備えた研究が行えるよう研究体制の整備を行う。それを達成するための手段として、各研究所等の適切な運営を実行、広く社会へ研究成果を発信することが大切である。また、蓄積された研究成果を研究者に限らず、広く一般社会人、企業等へ周知する場を数多く設ける。

「総合知的財産法学研究科」

時代の要請は、300 億円以上の巨額の賠償請求となった営業秘密侵害事案の多発や産業遺産登録等の文化主導産業の発展、漫画・アニメ等のインターネット動画像社会の到来、和食のユネスコ無形文化遺産登録を契機とする世界的な日本食ブームの到来等により外国人の来日人数が３年連続で過去最高を更新し平成15年は1973万7400人の過去最高となり、知的財産周辺産業が支える裾野が広がり注目され、重要視されている環境変化が生じている。植物由来の軽量新素材のセルロース・ナノ・ファイバー（ＣＮＦ）、ＩｏＴとＡＩ,Ｒｏｂｏｔ等を組み合わせた新技術が第四次産業革命を起そうとしているビジネス新時代に対応した使命、目的、教育目的の改訂・改善・向上の方策を柔軟に計画してゆきたい。

人文科学研究科

・各教員が講演、講習会等で講師を務め社会貢献を行った。

◇エビデンス集・資料編

『国士舘人文学』第３号「個人研究業績一覧」⑧

『国士舘人文学』第４号「個人研究業績　一覧」⑨

『国士舘人文学』第５号「個人研究業績一覧」⑪

グローバルアジア研究科

治安の問題もあり、海外での授業展開が難しくなっている側面もあるが、フィールドワーク、実践的トレーニングを含めた教育を今後もおこなっていく。

イラク古代文化研究所

近年の中東事情の激しい変化や国内の社会的要請に応え、「イラクを中心とするユーラシア古代文化の研究」という研究所の目的を抜本的に見直し、別に文化財保存科学と

世界遺産マネジメントそれぞれの分野を第２,第３の柱とする新たな研究所のあり方を検討している。

防災・救急救助総合研究所

これらの活動には、人的資源、関連資器材等が必要不可欠で、人的資源の確保、予算の確保等を今後の課題としている。

アジア・日本研究センター

「ＡＪセンター学術支援プログラム募集要領」に基づき今後も学生にたいする研究成果の還元が認められること、出版等をとおしてＡＪの存在意義を高める企画であること、外部資金の獲得を前提としている研究プロジェクトを優先的に採用していく。

ウエルネス・リサーチセンター

こども自然体験教室、高齢者健康増進対策プログラム等を広く推進していくうえで、今後は広報活動の強化に工夫を加え、より多くの高齢者の方や児童生徒に参加して頂ける方策を検討する。

学長課

「防災リーダー養成論実習」は、世田谷警察署、世田谷消防署、日本赤十字社、世田谷区、大学近隣町内会等と連携した実習を行っているので、大学の防災訓練と連携した取組を検討したい。

Ａ－２　社会貢献

≪Ａ－２の視点≫

Ａ-２-①　教職員による社会貢献

Ａ-２-②　学生による社会貢献

Ａ-２-③　大学の施設開放による社会貢献

Ａ-２-④　その他の社会貢献

(1)　Ａ－２の自己判定

基準項目Ａ－２を満たしている。

(2) Ａ－２の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

Ａ-２-①教職員による社会貢献

総務課

・地域町会・商店街のイベント開催実行委員に参画し、大学施設の貸し出し及び学生・生徒の協力要請に支援している。
・世田谷区梅丘まちづくりセンターによる「防災塾」の実行委員として、定例会議及び防災訓練への学生協力要請に支援している。

健康管理室

「ＢＬＳ（一次救命処置）講習会」

心停止状態の人に対して行うＢＬＳ（一次救命処置）講習会を、教職員及び学園業務に関わる人を対象に、体育学部の協力を得て、各キャンパスにて９月上旬に合計８回実

施。胸骨圧迫法及びＡＥＤを安全に使用できるスキルの習得を目指し、学園施設内外を問わず、何時でも、救命措置が実施できる体制づくりを目指している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-1】ＢＬＳ（一次救命処置）講習会開催案内会報、レジメ、参加者名簿

政経学部

社会貢献の一環として、政経学部では毎月、政治学科の教員と学生が大学周辺の美化活動を継続して行っている。

以上のことから教職員による社会貢献が行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-2】ドキュメント国士舘（政経学部　政治学科　石見豊）

体育学部

国士舘大学体育学部全体としての社会貢献としては平成 23 年東日本大震災に際しての現地への継続的な学生ボランティアの派遣及びスポーツ医科学科教員の医師派遣、ならびに東京圏への避難住民の避難所での健康管理にも寄与した。また平成 25 年 10 月伊豆大島土砂災害への学生ボランティア派遣。平成 27 年 9 月台風 18 号による鬼怒川決壊で甚大な被害を受けた茨城県常総市における豪雨災害救援活動等枚挙に暇がない。

また東京マラソンに関しては第一回よりモバイルＡＥＤ隊を駆使したマラソン救護に協力し安全な大会運営に寄与している、また同時に都内各地で開催される小学生？対象の健康活動にもこどもスポーツ教育学科学生が中心となりボランティアとして参加している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-3】東京マラソン救護（モバイルＡＥＤ隊）第一回から継続：スポーツ医科学科 http://www.kokushikan.ac.jp/information/activity/010500_0597.html

【資料 A-2-4】東京マラソン健康活動：こどもスポーツ教育学科
http://www.kokushikan.ac.jp/information/activity/010500_0597.html

【資料 A-2-5】東日本大震災：体育学部全体
http://www.isad.or.jp/isad_img/kikan/No115/10p.pdf

【資料 A-2-6】伊豆大島災害支援；体育学部全体
http://tamavc.jp/site/pdf/tuusin/tuusin2512.pdf

【資料 A-2-7】茨城県常総市における豪雨災害救援活動
https://www.kokushikan.ac.jp/research/DPEMS/report/index.html

理工学部

デリバリー授業

理工学部では、高等学校向けのデリバリー授業を実施している。。

世田谷区による「世田谷区自転車ネットワーク計画」を策定するにあたり、世田谷区自転車走行環境整備ネットワーク計画検討委員会の委員長として、平成 25（2013）から平成 27（2015）年にかけて計画策定を支援した。本計画は、自転車利用者が多く、自転車関連事故も非常に多い世田谷区において、区民が安全で快適に自転車を利用できるよう、連続性のある自転車通行空間を効果的、効率的に整備していくことを目的としたものである。

道路や鉄道連続立体交差などの都市計画が事業化される世田谷区明大前地区において、当該地区の交通を中心としたまちづくりを考える場として開催された「世田谷区明大前街づくり学校」において、交通ゼミの講師を担当した。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-8】デリバリー授業（理工学部パンフレット）
世田谷区自転車ネットワーク計画
明大前街づくり物語

文学部

文学部では、専任教員が、それぞれの専門的視座から、以下の事柄に対する社会貢献を行っている。

国土交通省　都市圏における将来シナリオ策定に係る有識者会議委員
平成 26 年度国家公務員採用総合試験（森林・自然環境）試験専門委員
世田谷区区民集会施設等指定管理者選定委員
品川区体力向上検討委員会委員長
公立学校学校運営委員
公立学校学校関係者評価委員
川崎市民間活用推進委員
川崎市生田緑地自然環境保管理会議会長
地域公開講座講師
農家における米づくり支援

これらの取り組みは、各所で高い評価を受け、継続的な依頼・委嘱を受ける事例も増えている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-9】文学部各種委嘱状、任命書 30 件
【資料 A-2-10】文学部研究会講師等 42 件
【資料 A-2-11】福島民友 2015 年 5 月 5 日

21 世紀アジア学部

本学部の教員は、高等学校でのデリバリー授業、市町村が主催する市民講座、企業における研修など、さまざまな場で研究成果を生かした活動を行っており、社会貢献に努めている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-12】世田谷区シニアスクール「講演」派遣依頼（平成 28 年度）
【資料 A-2-13】21 世紀アジア学部高校招聘模擬授業等出席者（平成 27 年度）

経営学部

経営学部の教職員による社会貢献については、経営学部専任教員が会員として所属している「一般社団法人　せたがや中小企業経営支援センター」の主催する「せたがや創業スクール（中小企業庁地域創業促進支援事業)」において、平成 26（2014）年度及び平成 27（2015）年度の２年間学識者として招聘されている。このセミナーは世田谷区が各産業のイノベーションを推進するために創業者を増やすことを施策として進めており、区や商工会議所、金融機関等のさまざまな中小企業支援団体が創業者支援の活動を行っ

ている。

平成 26（2014）年度及び平成 27（2015）年度の２年間において「せたがや創業スクール」の「ベーシックコース・女性企業家コース・冬期集中　第二創業・再チャレンジコース」それぞれのコースで学識者として招聘され、世田谷区における創業者支援の活動として社会貢献を行っている。

以上のとおり、経営学部の教職員による社会貢献を実施していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-14】中小企業庁平成 27 年度地域創業促進支援事業　せたがや創業スクール「せたがや創業スクール」概要書

（ベーシックコース）、（女性企業家）、（冬期）短期集中コース

スポーツ・システム研究科

多数の教員が外部からの依頼による講演や学会運営、地域活動に携わるなどの活動をしている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-15】教員への派遣申請

救急システム研究科

国際組織である Asian　Association　ＥＭＳの代表として、アジアでの様々な国際学会に参加し。救急救命士の国際比較・救急医療システムの国際比較、蘇生および外傷データの採取・集計を通じて蘇生・外傷研究の実践力や英語でもプレゼンテーション能力を高め、海外機関との連携力・国際競争力を高める教育を実践していく予定。

また防災研究については、防災・救急救助総合研究所と連携し、各種講習会等の実施や講演会への講師派遣を進める。とくに東京マラソンなどにおいて、第１回から毎年「沿道救護チーム」を編成しての大会運営サポートを行っている。またまた東日本大震災やさまざま災害現場へ赴きボランティアの実施さらに、災害・防災危機管理マネージメント学の実践、学校でのＢＬＳや災害教育によって救急救命士の職域拡大のための様々な活動を進めていく。

ＪＲＣ心肺蘇生ガイドライン 2015 の作成作業を通じて、病院内での救急救命士社会の場の提供、救急救命士の業務の在り方などに関する委員会において、大学院として目指す病院前救急医療の問題点の抽出と政策立案およびの臨床研究分野としての学問体系（救急救命学）の確立 についても提案をしてきている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-16】大学ホームページ（東京マラソンでのボランティア活動）

http://www.kokushikan.ac.jp/information/effort/tokyo_marathon/

法学研究科

法学研究科では、各教員の専門分野を生かして、外部以来による講演会、学会報告、学会運営活動、地域に密着した（生涯学習センターとの協賛による）講座の講師など、様々な社会活動を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-17】講演会資料（法学研究科・生涯学習センター協賛によるポスター）

【資料 A-2-18】法学研究科大学院議事録

【資料 A-2-19】法学研究科各教員の学会発表資料等

総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科に所属する知財専門家の教員かつ弁理士による無料の特許相談会を大学の施設開放により広く公開して開催し、地域の知財関連分野において活動する人々を社会的に支援している。

「中国の知的財産問題」に関する無料講演会を隔年開催している。

グローバルアジア研究科

本属の教員がいないため、直接研究科の名の下では実施されていないが、多数の教員が外部からの依頼による講演や学会運営、地域活動に携わるなどの活動をしている。さらに公開講座の講師として職員が空手道を教えるなどの社会貢献をしている。

イラク古代文化研究所

組織として、西アジア考古学会主催の「西アジア発掘調査報告会」を毎年後援しているほか、公開シンポジウム、研究会の開催を行っている。また、公開シンポジウムなどでの講演を多数おこなっている他、イコモス(国際記念物遺跡会議)国内委員会の理事、東アジア保存学会会長、西アジア考古学会幹事など、学外機関、学会活動の運営に貢献している。

イコモス（国際記念物遺跡会議:ＩＣＯＭＯＳ:International Council on Monuments and Sites）の元執行委員、日本イコモス国内委員会理事が、ユネスコの世界遺産登録に向けての取り組みの一貫として「富岡製糸場と絹産業」「明治日本の産業革命遺産　九州・山口と関連地域」「鎌倉」「百舌鳥・古市古墳群」などを支援、アドバイスをおこなっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-20】「第 22 回西アジア発掘調査報告会」チラシ

防災・救急救助総合研究所

本学の「防災リーダー養成論実習」の受講学生 80 人と世田谷警察署、若林町会、近隣の保育園、若林小学校 PTA、東急バス等と連携し防災訓練を実施。（26.9.11）

「防災リーダー養成論実習」の受講学生 117 人と世田谷警察署、世田谷消防署、日本赤十字社、若林町会、世田谷信用金庫、小田急シティーバス等と連携し、市域連携防災訓練を実施した。（27.9.12）

世田谷地域住民を対象に防災研究所所員（田中教授）による「災害時の応急手当について」の講習を行った。（26.11.22）

地域住民 33　人を対象に防災総研研究員（喜熨斗助教）による、ＨＵＧ（避難所運営ゲーム）講習会を実施した。（27.2.28）

代々木八幡商店会主催の「七夕まつり」において、来場者への救命処置講習を実施した。（27.7.5）

奈良県教育委員会から依頼を受け、「学校における BLS 教育導入によるいのちの教育」「胸骨圧迫トレーニングツールを活用した授業展開」の講習を実施した。（27.8.18）

多摩市から依頼を受け、多摩市健康づくり推進員新任研修において「救急蘇生について」の講習を行った。（27.5.29）

多摩市からの依頼による「平成 27 年度多摩市総合防災訓練」において、ＡＥＤ取扱訓

練並びに応急救護訓練を行った。（27.8.29）

NTT 厚木研究開発センター先端技術総合研究所安全環境推進室から依頼を受け、職員30 人を対象に、応急手当訓練、ロープワーク・搬送訓練等を実施した。（27.10.26）

学長課

世田谷区立中学生の職場体験、体育学部スポーツ医科学科と防災救急救助総合研究所等による市区町村や学校等で行われる心肺蘇生法のＢＬＳ講習（Basic Life Support 一次救命処置）、スポーツイベントやマラソン大会等における救護活動など、教職員及び学生による多くの社会貢献活動を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料A-2-21】エビデンス集（データ編）表Ａ－15（大学が地域社会や企業等で共同に行っている活動（前年度実績））

A-2-②学生による社会貢献

総務課

・世田谷区、若林町会、梅丘２・３丁目町会、世田谷警察署及び北沢警察署との、災害時の学生活動支援協定等に基づき、防災合同訓練や地域イベント（スポーツ大会、祭り）の協力要請に支援している。更に、地域の安心・安全防犯活動では警察署（生活安全課、交通課）の協力要請により、交通安全パレード、落書き清掃及び防犯パトロールに支援している。

政経学部

社会貢献の一環として、政経学部では毎月、政治学科の教員と学生が大学周辺の美化活動を継続して行っている。

以上のことから教職員による社会貢献が行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-2】ドキュメント国士舘　政経学部　政治学科　石見豊

体育学部

国士舘大学体育学部全体としての社会貢献としては平成 23 年東日本大震災に際しての現地への継続的な学生ボランティアの派遣及びスポーツ医科学科教員の医師派遣、ならびに東京圏への避難住民の避難所での健康管理にも寄与した。また平成 25 年 10 月伊豆大島土砂災害への学生ボランティア派遣。平成 27 年 9 月台風 18 号による鬼怒川決壊で甚大な被害を受けた茨城県常総市における豪雨災害救援活動等枚挙に暇がない。

また東京マラソンに関しては第一回よりモバイルＡＥＤ隊を駆使したマラソン救護に協力し安全な大会運営に寄与している、また同時に都内各地で開催される小学生？対象の健康活動にもこどもスポーツ教育学科学生が中心となりボランティアとして参加している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-3】東京マラソン救護（モバイルＡＥＤ隊）第一回から継続：スポーツ医科学科
http://www.kokushikan.ac.jp/information/activity/010500_0597.html】

【資料 A-2-4】東京マラソン健康活動：こどもスポーツ教育学科
http://www.kokushikan.ac.jp/information/activity/010500_0597.html】
【資料 A-2-5】東日本大震災：体育学部全体
http://www.isad.or.jp/isad_img/kikan/No115/10p.pdf】
【資料 A-2-6】伊豆大島災害支援；体育学部全体
http://tamavc.jp/site/pdf/tuusin/tuusin2512.pdf】
【資料 A-2-7】茨城県常総市における豪雨災害救援活動
https://www.kokushikan.ac.jp/research/DPEMS/report/index.html】

理工学部

世田谷産業フェアに教職員のみならず学生が主体的に参加し、地域社会に貢献している。具体的には、福祉に関する道具を利用して、小学生を含むフェア参加者に対して、ゲームを通して福祉道具の使い方や高齢者、障害者の暮らしについての理解を深めている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-22】世田谷産業フェアプログラム

文学部

文学部では、学生による社会貢献活動として、以下の事例が報告されている。

学生による教育支援ボランティア（各教科の授業補助、保健室活動の補助、特別に支援を必要とする児童生徒への個別対応等）

農家における米づくり支援（福島県の農村に出向き、現地で米づくりの作業補助）

第 55 回子ども大会参加（世田谷区の馬事公苑で毎年、開催されている子ども大会において、各活動ブースの一つを受け持ち、幼児児童の運動感覚づくりのための活動を展開）

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-23】教育支援ボランティア実施報告

【資料 A-2-24】第 55 回子ども大会の手引き

【資料 A-2-11】福島民友 2015 年 5 月 5 日

21 世紀アジア学部

近隣の中学校・高等学校の異文化理解などの授業・催しに本学部の留学生が参加し、自分の出身国の言語や文化などを伝えるという地域貢献が行われている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-25】町田市立真光寺中学校「国際交流の日」実施要項、「国際交流の日」講師派遣承諾書、アンケート結果

【資料 A-2-26】神奈川県立生田高等学校「国際理解教育」学生派遣依頼・回答書

経営学部

経営学部の学生による社会貢献については、専門ゼミナールにおいて「FT アントレゼミ」が行っている「せたまち研究会（世田谷まちなか研究会）」がある。この研究会は平成 24（2012）年に発足し世田谷区内の５大学が集まり、それぞれの大学の関連するゼミにおいて行っている研究であり、ゲストコメンテーターとして世田谷区長を招いた研究会や世田谷区の商店街と大学がコラボレーションして、商店街や地域産業等の活性化

を目指した研究及びその成果発表等がなされている。これら研究及び成果発表については、世田谷区の商店街の理事長をはじめ地場に根付いている方々へのインタビューを実施し、成果発表会の場に招いて研究成果をフィードバックしている。また、平成 27(2015)年 11 月 7 日には、地域に密着した活動として若林中央商店会及び若林六丁目市番地と FT アントレゼミがコラボして物産展を開催した。

以上のとおり、経営学部の学生による社会貢献を実施していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-27】FT アントレ　ビジネス・ケースブック　Vol. 4　45、116 頁
Vol. 5　144 頁

【資料 A-2-28】若林中央商店会×国士舘大学　FT-entre ゼミ

スポーツ・システム研究科

学生独自の取り組みにより推進している。

各種スポーツ団体からの指導者、指導補助者としての派遣申請に積極的に対応したい。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-29】スポーツ・システム研究科院生への派遣申請

救急システム研究科

教員と同様に防災・救急救助総合研究所と連携し、各種講習会等の実施や講演会への講師派遣。東京マラソンなどにおいて、第 1 回から毎年「沿道救護チーム」を編成しての大会運営サポートを行っている。また東日本大震災やさまざま災害現場へ赴きボランティアの実施。小学校や中学校・高校での心肺蘇生・応急手当の普及を年 40 回以上、10 件程度の・防災教育の実践など。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-30】大学ホームページ（東京マラソンでのボランティア活動）
http://www.kokushikan.ac.jp/information/effort/tokyo_marathon/

グローバルアジア研究科

東京マラソンでのボランティア通訳や、地域の小学校からの依頼により、留学生が国際交流の架け橋となっている。また、国際交流基金のアジアセンター主催「日本語パートナーズ」などの活動支援で、学生が海外で日本語教育のサポートにあたっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-31】グローバルアジア研究科ホームページ（大学の取組）
http://www.kokushikan.ac.jp/information/activity/010500_0597.html

【資料 A-2-32】グローバルアジア研究科ホームページ（日本語パートナーズ）
http://jfac.jp/partners/

防災・救急救助総合研究所

伊豆大島の土砂災害、広島の土砂災害および豪雨による鬼怒川決壊の浸水被害等に学生・教職員編成の災害ボランティア派遣を実施した。

東京消防庁多摩消防署から依頼を受け、平成 27 (2015) 年度危険物安全週間に伴う「ふれあい防災フェスタ（京王バス多摩車庫で開催）」に参加し、本学学生による救出訓練、搬送訓練、市民向けＢＬＳ講習を実施した。　(27.6.11)

東京都福祉保健局医療政策部からの依頼による「平成 27（2015）年度東京都・立川市

合同総合防災訓練」において、学生による模擬患者役を担当した。（27.9.1）

学長課

世田谷区立中学生の職場体験、体育学部スポーツ医科学科と防災救急救助総合研究所等による市区町村や学校等で行われる心肺蘇生法のＢＬＳ講習（Basic Life Support 一次救命処置）、スポーツイベントやマラソン大会等における救護活動など、教職員及び学生による多くの社会貢献活動を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【資料A-2-21】エビデンス集（データ編）表Ａ－15（大学が地域社会や企業等で共同に行っている活動（前年度実績））

A-2-③大学の施設開放による社会貢献

総務課

外部機関、団体からの施設使用依頼に基づき日曜・祝日の体育施設、学生食堂及び教室等の施設貸出を行っている。また、生涯学習センターにおいて公開講座へ登録している地域一般受講者にも施設を開放している。

健康管理室

各キャンパスに設置のＡＥＤは、本学教職員に限らず、何時でも、誰にでも使用することができ、心肺停止者への適切な救命措置が実施できることとなっている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-33】大学ホームページ「ＡＥＤ設置場所案内」

政経学部

平成 27（2015）年５月 30 日、31 日の２日間、世田谷キャンパスで「現代の経済政策学と社会的公正」をテーマに日本経済政策学会第 72 回全国大会を開催し、２日間で、地域住民を含む延べ 415 人が参加し、特別セッション、共通論題セッションのほか、過去最大となる 67 件の報告が行われた。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-34】日本経済政策学会　第 72 回全国大会　業務完了報告書

体育学部

・多摩市民に対しＷＲＣを窓口としてトレーニングルームを開放
・生涯学習センターの各種スポーツ教室（空手？）に活動場所を提供
・各種競技において体育施設を大学リーグ戦の開催場所として提供
・陸上競技場は高校生の記録会開催場所として提供

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-35】たま広報 平成 27 年 5 月 20 日

【資料 A-2-36】リーグ戦パンフレットおよびホームページ
東京都大学ソフトボール連盟　2015 年 第 47 回秋季リーグ戦 男子 1 部
http://tokyocollege-sbl.org/schedule/men1/

【資料 A-2-37】生涯学習センターパンフレットおよびホームページ

21 世紀アジア学部

本学部が授業を行っている町田キャンパスには体育館・武道場・野球場・サッカー場

などの運動施設が設けられており、これらの施設がさまざまな大会の会場として利用されている。また、中国語検定、韓国語検定、ビジネス接遇検定など各種資格試験・検定などの会場として校舎が利用されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-38】町田キャンパス施設使用状況（平成 27 年度）

経営学部

経営学部の大学施設開放による社会貢献については、経営学部専任教員が会員として所属している「一般社団法人　せたがや中小企業経営支援センター」が主催する「せたがや創業スクール（中小企業庁地域創業促進支援事業)」を、平成 26（2014）年度及び平成 27（2015）年度の２年間、本学において実施した。平成 26（2014）年度については「第二創業・再チャレンジコース」として９月 21 日から 11 月 30 日までの合計５回実施し、平成 27（2015）年度については「第二創業　秋週末集中コース」として 10 月 18 日から 11 月 15 日までの合計５回実施した。

以上のとおり、大学の施設開放による社会貢献を行っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-14】中小企業庁地域創業促進支援事業　せたがや創業スクール
（平成 26 年度・平成 27 年度）

政治学研究科

本学政経学部政治学科との共催で、教員及び博士課程学生が研究発表をする月１度開催の「政治学研究会」は、学外者にも公開されており、他大学教員・学生の参加がある。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-39】政治学研究会ホームページ
http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/research/politics_labo/workshop.html

救急システム研究科

救急救命士の生涯教育の場として、卒業生・または学外の救急救命士への小児・蘇生・周産期・外傷・脳卒中・意識障害・災害などを中心としたプレホスピタルケアトレーニングの充実に向けて必要なＯＪＴ（Off the Job Training）能力を錬成できるプログラムの提供を行っている。また、総務省消防庁の示す指導的救急救命士の資格についても、本大学院の内容の大部分がそれに該当することから、積極的な聴講と受講修了資格を発行し国が考える教育の実践の場を提供している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-40】ウエルネス・リサーチセンターホームページ
http://wrc.kokushikan.ac.jp/

工学研究科

要望があれば施設開放は可能であるが、現在のところ学内からの要望に応じる程度である。

総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科に所属する知財専門家の弁理士による無料の特許相談会を大学の施設開放により広く公開して開催し、地域の知財関連分野において活動する人々を社会的に支援する。

グローバルアジア研究科

国士舘施設等貸与使用細則に基づき、学会及びそれに類する会合、官公庁、学校及びこれに準ずる団体等が行う各種試験、講習会及び武道・体育関係行事、地域住民の公衆及び親睦等、または本学が特に有意義と認めた場合は教育研究及び業務に支障のない範囲で施設使用を認めている。

研究科が管理している施設も要望があれば施設開放は可能であるが、現在のところ学内からの要望に応じる程度である。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-41】国士舘施設等貸与使用細則

イラク古代文化研究所

梅ヶ丘キャンパスの展示室を一般公開している。平成 27（2015）年春には「イラク西南沙漠（シリア砂漠）タール・ジャマル遺跡の旧石器資料展」、秋にはイラクで破壊されている遺跡をテーマとした「危機迫る中東の文化遺産」の企画展示を公開している。また、それに伴い、展示室でのギャラリートークを 11 月 10 日と 12 月 3 日に予定している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-42】イラク古代文化研究所「展示室のご案内」

イラク古代文化研究所ホームページ「出版物」

http://www.kokushikan.ac.jp/research/ICSAI/publication/index/html

【資料 A-2-43】「イラク西南沙漠（シリア砂漠）タール・ジャマル遺跡の旧石器資料展」チラシ

【資料 A-2-44】「危機迫る中東の文化遺産-イラク編-」チラシ

【資料 A-2-45】「ギャラリートーク＆意見交換会」チラシ

防災・救急救助総合研究所

救急科の医師・看護師、救急救命士、家庭医を対象に、本学実習室を開放し、病院外・病院前での任産婦救急を想定した産科に関する基礎的なトレーニングプログラムを NPO 法人周産期医療支援機構と共催し、大規模災害に対応できる人材の養成を実施する。（28.2.6）

生涯学習センター

生涯学習センターは、本学の研究成果及び教育機能を広く社会に開放するための生涯学習教育機関である。世田谷キャンパスの国士舘大学地域交流文化センターとメイプルセンチュリーホールのほか、町田、多摩の各キャンパスを会場に、一般社会人を対象に、公開講座を開講している。平成 26（2014）年度は春期 68 講座、秋期 64 講座、冬期 53 講座を開設した。公開講座は（1）教養（2）語学（3）歴史（4）芸術（5）健康（6）スポーツ（7）武道の七つのジャンルに区分し年間を通して学べる環境を提供している。潜在的に地域住民の健康志向は高く本学の特色を活かした、健康講座、スポーツ講座が安定した人気の講座となっている。また、多摩キャンパスでは春期、秋期の年 2 回 1 日鎌倉街道をたどる無料公開講座レッツウォーキング多摩よこやまのみちを開催し健康志向の高い地域住民の要望に応えている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-46】生涯学習センターホームページ

http: //www.kokushikan.ac.jp/research/LLC/

【資料 A-2-47】公開講座パンフレット

ウエルネス・リサーチセンター

高齢者の健康増進を目的に、本学体育学部のトレーニング施設を活用して、地域市民の方々にトレーニング方法やアドバイスを行なっている。

A-2-④その他の社会貢献

総務課

・太宰府市への太宰府キャンパス譲渡移管（平成 25 年４月１日）後、学校法人国士舘と太宰府市との間における文化交流に関する協定を締結（平成 26 年４月８日）し、武道・スポーツ・文化交流を通して、更に親交を深め相互の発展に寄与している。
・世田谷キャンパス、メイプルセンチュリーホール竣工にあたり学内外関係者を招き、平成25年５月11日に竣工披露祝賀会を実施し地域住民への事業説明と広報を行った。
・2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催に当たり、組織委員会と大学連携協定を締結（平成 26 年６月 23 日）し、オリンピック教育、イベントの開催及び広報活動等の推進に協力している。

21 世紀アジア学部

本学部の専任教員はアジア・日本研究センターの研究員を兼ねており、センターの企画の運営に携わることを通して、シンポジウムやイベントを開催することで社会に貢献している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-48】アジア・日本研究センターホームページ

救急システム研究科

過去 10 年にわたり東京西部・多摩地域において防災・心肺蘇生法の指導により、地域のバイスタンダーの育成を図ってきた。

また小学校や中学校・高校での心肺蘇生・応急手当の普及・防災教育などの点から年間１万人以上の蘇生教育を行ってきた（防災総研との連携事業）

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-49】 防災・救急救助総合研究所ホームページ

http://www.kokushikan.ac.jp/research/DPEMS/index.html

総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科に所属する知財専門家の弁理士による無料の特許相談会を開催し、地域の知財関連分野において活動する人々を社会的に支援する。

イラク古代文化研究所

学術雑誌『ラーフィダーン（al-Rafidan)』の出版は、英文を基本としているため、西アジア考古学の国内外の研究者の学術交流の場ともなっている。海外からも投稿があり、高く評価されている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-50】ラーフィダーン出版物目録　イラク古代文化研究所ホームページ「出版物」

http://www.kokushikan.ac.jp/research/ICSAI/publication/index.html

武道・徳育研究所

ドイツ剣道連盟に依頼され毎年 12 月ごろドイツ　ベルリンやハンブルクの合宿で講習会等を開き昇段審査や技術指導などを行っている。

川崎市平間小学校において月２回（第１土曜日、第３土曜日１０時から１２時）空手の指導を行っている。

防災・救急救助総合研究所

災害に対するあらゆる知識の習得のため、当研究所主催の「防災シンポジウム」を毎年１～２回開催している。

首都直下型地震が発生した際、家屋の倒壊等の被害想定がされている世田谷地域の住民、行政機関等と連携した防災訓練を実施している。

そして、日本赤十字社とは社会の安心・安全及び福祉の向上に資するための協定を締結し、災害時における連携訓練、地域住民等に対する防災訓練・防災学習を実施している。町田市社会福祉法人施設等連絡会（障害福祉サービスを提供している 14 の法人で構成）とは、災害時における安否確認、救護活動、搬送支援等をボランティア活動を行う協定を締結し障碍者支援対策を行う。

NTT 先端技術総合研究所から依頼を受け、厚木市にある当該研究所で職員 30 人を対象に応急手当・救助訓練等講習会を実施した。

アジア・日本研究センター

当センターの趣旨であるアジアに関する総合的研究成果を社会に還元する方法のひとつとして世田谷市民大学での講義や学園祭における「香道体験」「アジア教室」（インドネシア教室等）を開催した。そして、これらに加えてシンポジウム、フォーラム、ワークショップ、研究会の活動についても当センターのホームページにおいて公開し、一般市民の出席を得ている。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-51】アジア・日本研究センターホームページ

【資料 A-2-52】アジア・日本研究センターポスター(香道体験、インドネシア教室)

【資料 A-2-53】アジア・日本研究センター世田谷市民大学日程

生涯学習センター

生涯学習センターは、世田谷区内 5 大学（駒沢大学、東京農業大学、昭和女子大学、東京都市大学、国士舘大学）と世田谷区教育委員会と協働で公開講座をインターネットで発信している、ｅラーニング方式の生涯学習サービス「せたがやｅカレッジ」に、本学は８講座を提供し「いつでも・どこでも・楽しく学べる」学習環境を提供している。「せたがやｅカレッジ」では、各参加大学の特色あるコンテンツが満載で質の高い公開講座を提供している。

◇エビデンス集・資料編

【資料 A-2-54】せたがやｅカレッジ協定書、委員会議事録、ホームページ

http://setagaya-ecollege.com/

ウエルネス・リサーチセンター

ウエルネス・リサーチセンターでは、高齢者のエイジングコントロール（健康維持・

老化防止）等の支援プログラムの提供や、アウトドアプログラム、運動習慣サーポート等を行っています。

また、スポーツ施設の管理や各種スポーツの指導を実施するとともに、地域の小・中学　生を対象とした自然体験教室、キャンプスクールなどの野外教育プログラムを実施している。さらに、市民向けの健康セミナー等も開催している。

（2）　A－2 の改善・向上方策（将来計画）

政経学部

学生の社会貢献に関しては、政経学部では、社会のために役立つ人材を求める旨をアドミッション・ポリシーに明記し、ボランティア活動や短期職業体験に対して単位を認定する制度を設け、学生が社会貢献するインセンティブを既に与えている。今後は、社会貢献のための具体的なプログラムを充実させていく。

体育学部

体育学部は体育・スポーツ、救急救命分野において他大学をリードできるノウハウを持つため、それと実績と歴史を活かし、今後も国内外への社会貢献を継続する。

文学部

社会貢献は、大学にとっての社会的使命の一部である。文学部では、教職員及び学生が、それぞれの専門性を生かしながら社会貢献活動を展開している。しかしこれらは、個々人の能力に期待するところが多く、学部学科として地域社会に何ができるのか、といった点では検討する余地が十分にあると考えられる。外部団体からの委託事業等、学部学科としての受入れの機会を探すなど、さらに多様で組織的な社会貢献にも、状況をとらえて適宜、エントリーすることも求められる。

21 世紀アジア学部

本学部が授業を行っている町田キャンパスの周辺には多くの人口を持つ市（東京都：多摩市、八王子市・神奈川県：川崎市、横浜市、相模原市、大和市）が存在し、外国人の居住者も多くなっている。地域と連携しながら本学部の特色を生かした社会貢献ができるよう検討していく。

経営学部

経営学部における教職員並びに学生による社会貢献について継続して実施していくとともに大学の施設開放による社会貢献についても継続して行っていく。

政治学研究科

教員の学術的成果や学生の資質など、研究科の有するリソースの把握に努め、その社会的還元の具体的方策について検討する。

経営学研究科

各教員や学生独自の取り組みを、経営学研究科委員会などの場で情報共有し、組織的な対応を行うための検討を進めていく。

スポーツ・システム研究科

各教員、学生が社会貢献を果たしやすい環境を整備していく。

救急システム研究科

今後も防災・救急救助総合研究所と共同で防災・心肺蘇生法の指導により、地域のバイスタンダーの育成を図っていく、また小学校や中学校・高校での心肺蘇生・応急手当の普及・防災教育などの点から年間１万人以上の蘇生教育を行ってきた社会貢献を実施していく。

工学研究科

各教員、学生が社会貢献を果たしやすい環境を整備していく。

法学研究科

社会の多様化に伴い法的問題解決能力がさらに重要になると予想されるので、法学研究科としては、今後学内外に対して社会貢献が果たせるように環境を整備したい。

総合知的財産法学研究科

法人

図書館・情報メディアセンター、国士舘史資料室、国士舘大学地域交流文化センター等の施設を有しており、研究者に限ることなく、地域住民も利用する現状で、財政的、人的、スペース等の制約があり、今後、これらの課題を検討し、より充実したものにする。また、各種データベースの充実も図る。

総合知的財産法学研究科の専属図書室は現状で、財政的、人的、スペース等の制約があり、今後、これらの課題を検討し、より充実したものにする。

グローバルアジア研究科

各教員、学生が社会貢献を果たしやすい環境を整備していく。

イラク古代文化研究所

今後も梅ヶ丘キャンパスの展示室の公開により、社会貢献していきたい。また、他の機関、学会とも連携をとり、地域および社会貢献を担うような環境を整える。

防災・救急救助総合研究所

これからの課題として、防災教育の指導方法、防災訓練の指導内容等さらなる向上に向け、アンケートの実施、感想等を参考に改善・工夫を検討する。

アジア・日本研究センター

「アジア教室」は当センターの恒例行事であり、継続して実施していく。

シンポジウム、ワークショップ等においても社会貢献企画を実施すべく運営委員会において審議していく。

生涯学習センター

平成 27（2015）年度は本学の特色を活かした防災教育講座を 1 講座と、世田谷区内大学連携事業としてせたがやｅカレッジ公開講座に参画して提供した講座を加えて新規コンテンツとして 2 講座を追加し 10 講座を提供した。今後も本学の特色あるコンテンツで地域に貢献できる講座を提供していく。

学長課

本学は世田谷校舎、町田校舎、多摩校舎と 1 区 2 市にキャンパスを設置しているので、今後は区と市との連携を強化した活動を展開する。

［基準Ａの自己評価］

本学は、豊かな精神性と高い倫理性と礼節を練磨し、人類の福祉に貢献し有為の人材を養成する教育理念を使命とした建学の精神のもとに、実践を通した活きた学問を追究し社会的貢献を果たしてきた。

本学の特色ある教育・研究及び社会貢献は、建学の精神を全て具現化にしたものに他ならない。「武道の国士舘」を標榜する本学は、武道教育と優れた指導者養成を起源として、いまや全学部において柔道、剣道、空手道、合気道、茶道、華道、書道等の我が国の伝統的な「道」を極める科目を開講し、修養過程における鍛錬によりプレッシャーに強い人材育成の校風を誇っている。東日本大震災の災害ボランティア、東京マラソンでの人命救助等、災害現場での国士舘健児の活躍は枚挙に暇が無い。

国士舘教育の要諦は「真の学問は活学にあり、真の教育は実践をとおしてのみ活かされる」とし、前述の「武道の国士舘」を昇華し、今では「救急救命士教育・防災教育の国士舘」を標榜し、直面する課題に果断に取り組んでいる。かつては、国士舘と云えば、オリンピックやスポーツで活躍する人材のみならず警察、自衛官、消防官、教員など公務員の人材輩出校として全国に名を馳せてきたが、最近ではこれに加え「救急救命士」、国際ボランティアが加わり、先行きの予測困難なグローバル時代に生き、社会を支える国士舘教育の真価を発揮している。

イラク古代文化研究所、防災・救急救助総合研究所、ウエルネスリサーチ・センター、武道徳育研究所など、文化遺産、危機管理、健康、徳育などを研究する国内屈指の特色ある研究機関を設置している。科学研究費助成事業をはじめ競争的資金獲得、受託研究にも積極的に取り組む優れた研究者の授業をとおして、学生の学修意欲を引き出すインセンティブともなっている。

ディプロマ、カリキュラム、アドミッションの三つの方針をアウトカム（教育成果）として結実させ「学士力」を備えた有為な人材を社会へ送り出してきた。

これまで科目ナンバリング、カリキュラム・マップ、少人数教育、アクティブラーニング、ＰＢＬ（Problem Based Learning）、中途退学対策、ラーニングコモンズ、ルーブリック、ＩＲなど「学修単位の実質化」「主体的な学び」を全学挙げた活動項目として、学外から有識者を招きシンポジウム、研究会を開催している。このようにアクティブな実践教育の強化に取り組み、学生の主体的な学修を促す工夫を浸透させてきた。

以上のとおり、大学の使命・目的に基づいて独自に設定した基準Ａを満たしていると自己評価する。

基準 B. 国際交流

B－1　海外協定及び協定校との交流

≪B－1 の視点≫

B-1-①　海外協定校との共同研究

B-1-②　学外派遣研究

B-1-③　交換留学制度

B-1-④　その他の海外協定及び協定校との交流

（1）B－1 の自己判定

基準項目 B－1 を満たしている。

（2）B－1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-1-①海外協定校との共同研究

政経学部

本学においては、本学と海外協定校との間で、専門分野を同じくする学生が集い、共に学ぶ機会を与える国士舘大学国際大学交流セミナーという交流プログラムが用意されている。平成 26（2014）年度３月教授会でこのプログラムへの参加が促された。その結果、政経学部の教員がコーディネーターとなって、インドネシアの協定校との共同研究が行われ、平成 28（2016）年１月には世田谷キャンパスでプロジェクト研究会が開催された。

以上のことから政経学部においては、海外協定校との共同研究が行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【B-1-1】アジア・日本研究センターホームページ　2016 年 ARCHIVES
http://www.a-jrc.jp/2016/01/_1920153_seminar_javanese_palace_culture.html

【B-1-2】政経学部教授会議事録（平成 26 年度３月）

救急システム研究科

平成 26（2014）年度にはタイ国立救急医療センター（ＮIEM）と協定を結び、大学院生および大学院助手を短期で派遣し外傷教育および外傷登録の国際研究を開始している。ＵＣＬＡロサンゼルス校の Center for Prehospital medicine へ大学院生を派遣しアメリカのメディカルコントロール制度の理解を進めている。今後ＭＯＵを結び協定のもの互換授業の実施、演習を始める予定である。また学部おける海外救急医療機関演習の一環のとして毎年 9 月には学部学生と帯同してロスアンゼルスの消防・パラメディックの実践的な教育を提供している。また大学院の国際研究比較演習の一環として毎年 2 月にワシントン大学のシアトル medic one と提携し交換授業と演習を実施している。
今後はソウル大学救急医学教室、台湾大学救急医学、シンガポール DUKES 大学との交換留学の実施にむけて大学院生の派遣など協定書作成作業を始めている。

◇エビデンス集・資料編

【B-1-3】タイ国立救急医療センター（ＮＩＥＭ）他　協定書

B-1-②学外派遣研究

政経学部

政経学部では、国士舘大学学外派遣研究員等規程に則り、平成 26（2014）年度５月教授会において、平成 27（2015）年度国外給費研究員候補者の推薦について学科主任報告があり、１人がロンドン大学へ１年間、１人がフランス国立近代テクスト草稿研究所へ半年間、学外派遣研究員として派遣することが承認された。学外派遣研究員は、派遣期間終了後に政経学部企画の学外派遣研究者終了報告会にて報告を行う。

以上のことから政経学部教員による学外派遣研究が適切に行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【B-1-4】国士舘大学学外派遣研究員等規程

【B-1-2】政経学部　平成 26（2014）年度５月教授会議事録

【B-1-5】楓門祭 2015 ホームページ　学部企画

http://www.kokushikan.ac.jp/campus_life/school_event/festival/setagaya/gakubukikaku.html

法学部

法学部では、本大学の学外派遣研究制度を利用して、着任順により教員がほぼ毎年、１年間または半年間の海外における学外派遣研究を行っている。派遣先は各教員が自由に決めることができ、海外協定校には限られない。

◇エビデンス集・資料編

【B-1-6】国外給費研究員及び国内給費研究員派遣者内定一覧（平成 27・28 年度）

【B-1-7】研究経過報告書（平成 27 年分）

文学部

文学部では、「国士舘大学学外派遣研究員等規程」及び同施行細則、文学部内規「文学部学外派遣研究員推薦の手順について（申し合わせ）」に基づいて、教員の学外派遣を奨励し、研究活動の促進を図っている。学外派遣研究員は、学部内での申請手続きと学部教授会における承認を経て決定されている。過去 5 年間の実績は以下の通りである。

平成 23 年度　津田資久准教授　派遣国：中国（国外）

平成 24 年度　秋山哲雄准教授　派遣国：日本（国内）

平成 25 年度　長谷川均教授　派遣国：日本（国内）

平成 26 年度　派遣実績なし

平成 27 年度　加藤幸治教授　派遣国：スイス（国外）

平成 28 年度も国外給費研究員としての派遣も決定しており、継続的にこの制度を積極的に利用した研究活動が展開されている。

◇エビデンス集・資料編

【B-1-4】国士舘大学学外派遣研究員等規程、施行細則

【B-1-8】文学部内規「文学部学外派遣研究員推薦の手順について（申し合わせ）」

【B-1-9】文学部学外派遣研究員等（給費研究員）派遣実績（学部作成資料）

21 世紀アジア学部

本大学の学外派遣研究制度を利用して、本学部の教員がほぼ毎年、６か月あるいは１

年間の海外での学外派遣研究を行っているが、派遣先は「国士舘大学学外派遣研究員等規程第2条」に基づき、海外協定校を含む国内外の大学等、教育研究機関である。

◇エビデンス集・資料編

【B-1-6】国外給費研究員及び国内給費研究員派遣者内定一覧（平成27・28年度）

【B-1-10】研究経過報告書（平成27年分）

【B-1-4】国士舘大学学外派遣研究員等規程

経営学部

経営学部における学外派遣研究については、「経営学部学外派遣研究員等の推薦に関する内規」第５条（推薦手続）及び「国士舘大学学外派遣研究員等規程」第５条（学外派遣研究員等の決定）第２項並びに「国士舘大学学外派遣研究員等規程施行細則」に基づき派遣候補者を推薦し、教授会の審議を経て国士舘大学長に報告したうえ、理事長の承認を得ている。

平成23（2011）年１月11日付「国士舘大学学外派遣研究等規程に基づく派遣人数枠の変更について（申請）」にともない、経営学部における学外派遣研究の実施については完成年度以降の平成27（2015）年度から派遣することとした。その派遣にあたり平成26（2014）年４月の教授会報告事項において短期学外派遣研究１人の募集を募ったが、翌月の教授会審議事項において平成27（2015）年度短期学外派遣研究希望者がいない旨報告があり、審議の結果承認されたことから、経営学部における学外派遣研究は平成27（2015）年度まで実施されなかった。

平成26（2014）年６月の教授会審議事項においては平成28（2016）年度に実施される学外派遣研究について、数人からの長期派遣希望があり、「国士舘大学学外派遣研究員等規程」第４条（学外派遣研究員等の資格）及び第５条（学外派遣研究員等の決定）並びに「経営学部学外派遣研究員等の推薦に関する内規」第２条（資格）及び第３条（取扱い）に基づき、平成27（2015）年５月の教授会審議事項において、短期・長期国外研究員としてそれぞれ１人ずつ合計２人の派遣を行うことが承認され、平成27（2015）年７月８日付けの「平成28（2016）年度国外給費研究員及び国内給費研究員の派遣者の内定について（通知）」において正式に決定した。

経営学部の学外派遣研究における詳細については、平成28（2016）年度の実施となることから現在記述することはできないが、研究テーマについて、短期国外派遣の研究テーマは「起業・事業創造を活性化させる地域エコシステムに関する研究」であり、アメリカにおいて181日間派遣研究がなされる予定であり、長期国外派遣の研究テーマは「マーケティングのためのビッグデータを活用したベイズ統計学の応用」であり、イギリスにおいて365日間派遣研究がなされる予定である。

以上のとおり、経営学部における学外派遣研究の取扱について、実施途中であると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【B-1-11】経営学部学外派遣研究員等の推薦に関する内規第５条

【B-1-4】　国士舘大学学外派遣研究員等規程第５条、施行細則

【B-1-12】国士舘大学学外派遣研究等規程に基づく派遣人数枠の変更について（申請）

【B-1-13】経営学部定例教授会(平成26年度４～５月)議事録（抜粋）

【B-1-14】国外給費研究員及び国内給費研究員の派遣候補者の推薦について（依頼）
平成 28 年度
【B-1-13】経営学部定例教授会(平成 27 年度５月)議事録（抜粋）
【B-1-15】平成 28 年度国外給費研究員派遣予定について（報告）
【B-1-16】平成 28 年度国外給費研究員及び国内給費研究員の派遣者の内定（通知）

政治学研究科

海外協定校であるモンゴル国立大学からは、毎年留学生や訪問研究員を受け入れており、本研究科からも教員が講演のため定期的に訪問している。

スポーツ・システム研究科

直接は該当しないが、例年学外派遣の教員が存在するため、該当教員の科目を他の教員がサポートするなどの対応をしている。

救急システム研究科

学外に派遣して行う研究として日本医科大学多摩永山病院救命救急センターと多摩丘陵病院と協定を結び、プレホスピタルの救急車・ドクターカーの運行における研究、救急救命士の職域拡大のための研究、心肺蘇生講習などを通じて救急医学教育実践・指導力の育成、東京マラソンなどにおいて短時間の救護体制を築くマスギャザリング対応研究、災害現場への派遣を通じて災害・防災危機管理マネージメント力の向上の研究を行っている。

工学研究科

直接は該当しないが、例年学外派遣の教員が存在するため、該当教員の科目を他の教員がサポートするなどの対応をしている。

法学研究科

法学研究科は学部との兼担教員が多いため、学外派遣研究から１年あるいは半年の研究が認められている。学外研究員がいた場合には、他の周辺科目の教員がそのサポートをするなどの対応をしている。

◇エビデンス集・資料編

【B-1-17】大学院研究科・法学部教授会議事録

グローバルアジア研究科

本属の教員がいないため、直接は該当しないが、例年学外派遣の教員が存在するため、該当教員の科目を他の教員がサポートするなどの対応をしている。

イラク古代文化研究所

大学での学外派遣研究は基本的に研究所には当てはまらないが、研究所所属の教員は自分の研究目的に沿って、海外での研究活動、調査を授業に支障のないように実施している。

B-1-③交換留学制度

政経学部

国士舘大学交換留学生受入れ規程に則り、政経学部では、平成 27（2015）年度交換留学生２人を受け入れ、その指導担当教員の決定について、平成 26（2014）年度３月教授会で報告している。

以上のことから､政経学部では交換留学制度が適切に運用されていると自己評価する。
◇エビデンス集・資料編
【B-1-18】国士舘大学交換留学生受入れ規程
【B-1-2】政経学部　平成 26（2014）年度３月教授会議事録

法学部

本学には、海外協定校との間で調印されている「学術交流協定」に基づいて実施されている学生交換プログラムがあり、国際交流センターの支援を受けて、毎年というわけではないが、本学部所属の学生もときどき利用している。
◇エビデンス集・資料編
【B-1-19】大学ホームページ（交換留学制度）
http://www.kokushikan.ac.jp/research/IC/plan/237500_0408.html

文学部

文学部では、「国士舘大学留学規程」及び同施行細則、「国士舘大学交換留学生受入れ規程」に基づいて、学生からの希望により、国際交流センターでの審査を経た学生について、学部教授会で審議承認の上、交換留学生の派遣・受入れを行っている。過去 4 年間の実績は以下の通りである。
○派遣
平成 24 年度２人、平成 25 年度１人、平成 26 年度 1 人、平成 27 年度０人
○受入れ
平成 24 年度 7 人、平成 25 年度 10 人、平成 26 年度６人、平成 27 年度 7 人
上記の実績から、特に受け入れについては、日本文学・文化専攻を中心に、毎年、多くの交換留学生の受入れを行っていることがわかる。
◇エビデンス集・資料編
【B-1-20】国士舘大学留学規程、施行細則
【B-1-18】国士舘大学交換留学生受入れ規程

21 世紀アジア学部

本大学には世界各国の海外協定校（研修校含む）47 大学 2 研究機関との交換留学制度が設けられており、この制度を利用して本学部の学生が海外に留学している。平成 27（2015）年度は 19 人の学生が中国・台湾・韓国・タイ・インドネシア・ベトナムに留学中である。また、海外協定校から本学部への留学生受け入れも積極的に行っている。
◇エビデンス集・資料編
【B-1-21】交換留学・海外研修参加学生募集（チラシ）
【B-1-22】平成 27 年度交換留学生（派遣）現地連絡先一覧
【B-1-23】21 世紀アジア学部交換留学生（受入れ）（予定者 2015（平成 27）年度）
【B-1-24】国士舘要覧（2015 年版）10 項　23 項

経営学部

経営学部における交換留学制度については、「国士舘大学交換留学生受入れ規程」及び「国士舘大学留学規程」並びに「国士舘大学留学規程施行細則」に定められているとおり、国際交流センターが本学と海外協定校との間で調印している「交換留学協定」に基づき全学部同様に実施されている。平成 27（2015）年度における交換留学先大学は、

中国や韓国をはじめ、台湾、ベトナム、インドネシア、モンゴル、ハンガリー、タイ、アメリカ、フィリピン、ドイツ、ロシア、ブルガリア、ミャンマー、そしてキルギスの海外 31 大学であり、交換留学生として１年間海外で学ぶことができ、他方、本学部への交換留学生の受入れを実施している。留学先大学において取得した単位は 60 単位を上限として所定の審議を経て認定されるほか、交換留学中は留学先大学での学費は全学免除され、国士舘大学での学費のうち授業料も半額免除される。また、交換留学期間は卒業に必要な在学期間に算入されるため、留学しても定められた就学年数で卒業することが可能である。

経営学部における交換留学生の受け入れ人数については、平成 23(2011)年度は０人、平成 24（2012）年度は０人、平成 25（2013）年度は中国及び韓国から１人ずつの合計２人、平成 26（2014）年度は中国から１人、平成 27（2015）年度はフィリピンから１人である。一方、経営学部から交換留学協定校への派遣実績はないのが現状である。経営学部における交換留学制度の実績については少ない状況が続いているが、引き続き全学部同様に実施していく。

以上のとおり、全学部同様ではあるが交換留学制度は整備されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【B-1-18】国士舘大学交換留学生受入れ規程

【B-1-25】海外留学ガイドブック 2015　はじめに　４、５頁

【B-1-26】経営学部便覧（平成 27 年度）　　54 頁

【B-1-27】経営学部交換留学生受入人数（平成 23～27 年度）

法学研究科

本学研究科には、学内規程によって海外校との交換留学制度が認められている。年度にもよるが今年は武漢大学の交換留学生が１年間在籍をしている。

◇エビデンス集・資料編

【B-1-28】大学院研究科議事録

グローバルアジア研究科

「国士舘大学留学規程」「国士舘大学留学規程施行細則」「国士舘大学交換留学生受け入れ規程」などの諸規程で制度化されている。

研究科として交換留学制度による学生の受け入れは希望があれば必ず受け入れている。また交換留学を希望し、選抜されたものは、制度に則り留学ができるように配慮している。

◇エビデンス集・資料編

【B-1-20】国士舘大学留学規程、施行細則

【B-1-18】国士舘大学交換留学生受け入れ規程

国際交流センター

現在海外の 31 大学（14 か国・１地域）と学生交流を目的とする相互協定を締結している

これらの協定校に１年間交換留学生として留学する「交換留学制度」を行っている。この交換留学制度は、国士舘大学留学規程と国士舘大学留学規程施行細則、国士舘大学交換留学生受入れ規程に基づき実施している。

◇エビデンス集・資料編
【B-1-20】国士舘大学留学規程、施行細則
【B-1-18】国士舘大学交換留学生受入れ規程
【B-1-29】協定校・海外研修校一覧
【B-1-25】海外留学ガイドブック　2015

B-1-④その他の海外協定及び協定校との交流

政経学部

本学が参加する日本留学フェアにおいて政経学部が担当した地域のなかで、平成26（2014）年度は韓国の協定校を訪問し、学生寮等の施設を見学し、交換留学生と意見交換している。

以上のことから、海外協定校とのその他の交流も行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編
【B-1-18】国士舘大学交換留学生受入れ規程
【B-1-30】日本留学フェア（韓国）出張報告書（2014 年）　2014 年 9 月 25 日

体育学部

ハンガリーゼンメルバイス大学に体育学科学生が留学中

◇エビデンス集・資料編
【B-1-31】体育学部教授会等の手続き資料

理工学部

① Asia-Pacific Conference of Fundamental Problems of Opto- and Microelectronics

本学の海外協定校の一つであるロシアの極東連邦大学が主となり、韓国のカンナム大学、中国のハルピン工科大学と国士舘大学が協力して定期的に国際会議（Asia-Pacific Conference of Fundamental Problems of Opto- and Microelectronics）と学術雑誌（Pacific Science Review）を発行している。

国士舘大学理工学部による学部間協定校の一つであるスウェーデンルレオ工科大学において、建築学系学生および教員による研究発表会（就学前教育施設に関する建築計画）やワークショップを、毎年行なっている。

AIT(アジア工科大学院)Hanoi 校において、都市鉄道工学の特に地下鉄道、都市トンネルの講義を招聘教授として他の 2 講師と共に行った。また、11 月中旬、AIT Hanoi の学生・教職員 14 人が来日し、ビザ発給申請の資料作成のもと、鉄道運輸機構の相鉄・東急直通線、つくばエクスプレス線・車両基地、首都高速㈱の横浜環状線の現地視察をコーディネートし、アテンドした。

◇エビデンス集・資料編
【B-1-32】国士舘大学理工学部理工学科建築学系ホームページ
【B-1-33】日本建築学会全国大会梗概
【B-1-34】CE71.9014 Urban Railway Geoengineering &Management

文学部

文学部では、国際交流センターの事業である「国際交流セミナー」に、主に中国語・

中国文学専攻の教員・学生がエントリーし、海外協定校と継続的な交流活動を展開している。具体的には、漢詩文を作成し、それを鑑賞し合うという交流活動を継続している。その他にも、各教員の希望により、国際交流セミナーの利用による海外協定校との交流が適宜、行われている。

◇エビデンス集・資料編

【B-1-35】国際交流セミナー実施結果（学部作成資料）

21 世紀アジア学部

本学部では「海外語学研修」が必修とされており、夏休みや春休みに、履修した言語が使われている国での約１か月の研修を実施している。この研修は海外協定校にお願いしており、外国語の授業だけでなく、文化体験・理解のための催しや、宿泊・日常生活の配慮に至るまでお世話いただいている。また海外協定校の一つである大連外国語大学では学生が２年半留学を行う「グローバルビジネスプログラム」を実施し、学生の中国語修得や中国理解に大きな成果を上げている。大連外国語大学・上海対外経貿大学とは協定編入学試験を行っており、大学４年間のうち２年間を日本で学びたいという学生の希望に応えている。

◇エビデンス集・資料編

【B-1-36】春休み海外語学研修のご案内（2015 年度（平成 27 年度））

【B-1-37】夏休み海外語学研修スタッフ会議議事録（2015 年度）

【B-1-38】21 世紀アジア学部グローバルビジネスプログラム履修学生名簿（平成 27 年度）

【B-1-39】大連外国語大学編入学試験入学者数

【B-1-40】上海対外経貿大学編入学試験入学者数

政治学研究科

政治学研究科では、日本学の教師・研究者の養成を目的として平成 24（2012）年度に「日本政治研究プログラム」（修士課程）を設置し、平成 25（2013）年から、海外協定校であるインドネシア共和国・セブラスマル大学で「海外現地入試」を実施している。その際には、国士舘大学の紹介を兼ねた事前入試説明会を開催し、派遣された教員はセブラスマル大学当局者と人的交流を深め、両校のより緊密な関係の構築に努めている。

◇エビデンス集・資料編

【B-1-41】大学院学生募集要項（平成 27 年度（2015 年度））

グローバルアジア研究科

海外協定校からの編入学生を 21 世紀アジア学部との連携（２＋２＋１）で修士課程を１年で修了可能とするプログラムを実施している。

◇エビデンス集・資料編

【B-1-42】大学院学則第 34 条-３（修業年限及び在学年限）

【B-1-43】グローバルアジア研究科大学院便覧

【B-1-44】21 世紀アジア学部 Survival Guide

【B-1-45】上海対外経貿大学　国士舘大学　２＋２＋１（ＢＭ５）方式プログラムに関する協定書

【B-1-46】２＋２＋１（ＢＭ５）方式プログラムに関する覚書

アジア・日本研究センター

「セブラスマル大学と国士舘大学間の学術交流に関する協定書」締結の発議を行った結果、同大学との協定締結式が本学から三浦信行学長出席の下、現地のセブラスマル大学において行われた(平成 25（2013）年 12 月 23 日)。

締結された交流内容は次のとおりである。

教員、研究員の交換、学部生及び大学院生の交換、語学強化計画の実施、共同研究の実施、講義、シンポジウムの実施、情報及び学術刊行物の交換、インターンシップの実施について。

同協定に基づき同大学との交換留学生に関する協定書締結の発議を行った(平成 27（2015）年２月 25 日)。

インドネシア共和国スカルノ初代大統領に関する国際共同研究の発会式をスカルノ家関係者を招聘して開催し、国際共同研究のレールが敷かれた。(平成 27（2015）年～)

◇エビデンス集・資料編

【B-1-47】スカルノ国際共同研究発会式案内及びポスター

国際交流センター

本学は、学術交流を深めるため客員研究員と学術交流協定にもとづいて受入れる交換研究員、また、本学において研究を志望し派遣される訪問研究員や本学において研修を志望し派遣される訪問研修員の四つのカテゴリーで国士舘大学外国人研究者受入れ規程に基づき外国人研究者の受け入れを行っている。

その他の海外協定校との交流は、国士舘大学国際交流セミナーとして実施している。

◇エビデンス集・資料編

【B-1-48】国士舘大学外国人研究者受入れ規程

【B-1-49】国士舘大学国際交流セミナー実績

（3）B－1 の改善・向上方策（将来計画）

政経学部

政経学部の教員、学生の国士舘大学国際大学交流セミナーへの参加については、今後も教授会等を通じて促進し、共同研究の成果を政経学部のホームページ等を通じて発信していく。

体育学部

海外協定校との交流の推進

法学部

今後とも、本学学生に語学力の修得に励むよう指導し、交換留学プログラムを推奨していく。

文学部

上述の通り、文学部では、教員が継続的に学外派遣の機会を得て研究の幅を広げ、その知見を深めている。また、学部として多くの交換留学生の受入れを行ってきた。しかし海外協定校とは交流レベルでの連携が主であり、共同研究のレベルでの連携をとるまでには至っていないのが現状である。今後は、海外協定校の研究者とともに、互いの専

門性を生かした連携研究の可能性を検討することが求められる。

21 世紀アジア学部

「海外語学研修」は本学部の大きな特色である。これをより充実させるため、アジアの海外協定校をさらに増やしていく必要がある。海外協定校からは教員の交換派遣の提案もあることから、今後学生だけでなく教員の交流の促進も検討していく予定である。

経営学部

経営学部における学外派遣研究については、平成 28（2016）年度からの実施となるためその結果を踏まえて次年度以降の改善及び向上へとつなげていく。交換留学については継続して受け入れるとともに、本学部学生の交換留学派遣についても実施していく。

政治学研究科

大学本部と協力し、海外協定校のセブラスマル大学及びモンゴル国立大学と本研究科の間での交換留学制度の確立に向けて一層努力する。

経営学研究科

各教員独自の取り組みや実績などを、経営学研究科委員会などの場で情報共有し、組織的な対応を行うための検討を進めていく。

スポーツ・システム研究科

研究科での共同研究、学外派遣研究はないが、該当する教員がいる時には積極的に研究しやすいような環境作りをおこなう。交換留学制度の利用も多くの学生に促していく。

救急システム研究科

ＵＣＬＡ ロサンゼルス校の Center for Prehospital medicine とさらなる提携を目指し、大学院生における国際研究の一環として短期間の研究プログラムの構築を目指している。

シンガポール Dukes 大学とは現在大学院博士課程の学生によるＥＭＤＥ research fellowship プログラムの構築を目指している

同様にソウル大学・台湾大学・米国エモリ - 大学との大学院博士課程の学生による EMS research fellowship プログラムの構築を目指して交渉中である。

工学研究科

研究科の名の下での共同研究、学外派遣研究はないが、該当する教員がいる時には積極的に研究しやすいような環境作りをおこなう。交換留学制度の利用も多くの学生に促していく。

法学研究科

法学研究科としては、今後の課題として海外校との共同研究を積極的に検討したい。学部による学外派遣だけではなく、法学研究科独自の学外派遣も必要である。博士課程の学生には、学内規程により交換留学が認められているので、さらに推し進めていきたい。

総合知的財産法学研究科

法人

外国人留学生の生活支援を充実させるために実施してきた外国人留学生実態調査を、今後とも定期的に実施し、学生生活を充実させるために、報告書を活用して学生生活の満足度を増やすための政策を実施する。

多くの外国人留学生が卒業しても大学とのつながりを持ちたいと考えていることが留学生実態調査報告書で判明したため、卒業生のネットワークを作り、大学から卒業生に対して大学の情報を発信し、大学と卒業生との「粋」を構築していく。

「総合知的財産法学研究科」

総合知的財産法学研究科は、海外協定校との共同研究、学外派遣研究、交換留学制度、その他の海外協定及び協定校との交流は、法人側の意向も聞き、改善できるところから導入等検討してゆく。

グローバルアジア研究科

本属の教員がいないため、研究科の名の下での共同研究、学外派遣研究はないが、該当する教員がいる時には積極的に研究しやすいような環境作りをおこなうなどの対応を進める。交換留学制度の利用も多くの学生に促していく。２＋２＋１のプログラムは徐々に定着しているが、さらに周知を図っていく。

国際交流センター

海外協定校との交流事業は、引き続き実施し、学生交流を深めていくとともに、国士舘大学国際交流セミナーを進めいていく。

アジア・日本研究センター

アジア・日本研究センター学術支援プログラムの継続的計画と研究員の恒常的な確保による共同研究体制の確立を図り、現地インドネシア及び本学においてシンポジウム及び研究会の開催を通してセブラスマル大学並びにカスナナン王宮及びマンクネガラン王宮との間でのジャワ王宮文化に関する共同研究を進める。またスカルノ家側との間でスカルノ国際共同研究を進める。

B－2　留学生の受け入れ並びに留学生による地域貢献及び地域交流

≪B－2 の視点≫

B-2-①　留学生受け入れ体制

B-2-②　留学生に対するサポート体制

B-2-③　留学生による地域貢献

B-2-④　留学生による地域交流

（1）B－2 の自己判定

基準項目 B－２を満たしている。

（2）B－2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-2-①留学生受け入れ体制

政経学部

政経学部では、アドミッション・ポリシーに基づき、外国人留学生入学試験及び外国人留学生編入学試験を実施している。外国人留学生の募集定員は政治学科５人、経済学科 20 人、外国人留学生編入学の募集定員は両学科合わせて若干名となっている。入学試験の問題については、外国人留学生入学試験の口頭試問及び外国人留学生編入学試験の専門科目を政経学部の専任教員が作成する。

以上のとおり、政経学部の留学生受け入れ体制は整っていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【B-2-1】外国人留学生入学試験要項（平成 27 年度）

【B-2-2】外国人留学生編入学試験要項（平成 27 年度　）

法学部

法学部では、外国人留学生を対象とした入学試験・編入学試験を実施し、日本留学試験の日本語の点数と面接によって合否を判定している。

平成 27（2015）年 5 月 15 日現在、法学部の留学生は 9 人で、その内訳は中国出身が８人、韓国出身が 1 人である。平成 28（2015）年度の外国人留学生入学試験より、日本語作文に代えて日本留学試験の「日本語(記述)」の点数を提出すればよいことになった。従来は、独自の日本語作文を入試として課すのは法学部のみであったため、この改正によって受験者の増加を期待したが、平成 29（2016）年度入試においてはまだ改正の効果は認められなかった。

入学後は、授業科目として「日本語」のほか総合教育科目として「日本事情」などの科目を開講し、留学生が日本で円滑に学習に取り組めるよう配慮している。

◇エビデンス集・資料編

【B-2-1】外国人留学生入学試験要項（平成 28 年度）

【B-2-2】外国人留学生編入学試験要項（平成 28 年度）

【B-2-3】大学ホームページ（出身国別留学生数）

http://www.kokushikan.ac.jp/research/IC/about/237400_0404.html

文学部

文学部では、「国士舘大学留学規程」及び同施行細則に基づき、各区分の入学試験の合否判定を踏まえた留学生の受入れを行っている。受験にあたっては、入学課及び国際交流センターによる入学試験受験資格審査結果を踏まえて、適切に手続きを行っている。

◇エビデンス集・資料編

【B-2-4】国士舘大学留学規程、施行細則

21 世紀アジア学部

留学生を対象とした入学試験・編入学試験を実施し、日本留学生試験の日本語の点数と面接によって合否を判定している。また日本留学生試験方式選考は海外在住者が出願可能な入試制度になっている。海外協定校である大連外国語大学・上海対外経貿大学とは協定編入学試験を行っている。入学した留学生のための授業科目として「日本語」のほか「日本生活入門」「日本研修」などの科目を開講し、留学生が日本で円滑に学習に取り組めるよう配慮している。

◇エビデンス集・資料編

【B-2-1】外国人留学生入学試験要項（平成 28 年度）

【B-2-2】外国人留学生編入学試験要項（平成 28 年度）

【B-2-5】大連外国語大学編入学試験入学者数

【B-2-6】上海対外経貿大学編入学試験入学者数

【B-2-7】「日本研修」草津プログラム企画案（2015 年度）

経営学部

経営学部における留学生受け入れ体制については、「外国人留学生入学試験」を実施している。経営学部における第１期生からの留学生受け入れ人数は、平成 23（2011）年度は 20 人、平成 24（2012）年度は 18 人、平成 25（2013）年度は 11 人、平成 26（2014）年度は８人、平成 27（2015）年度は６人である。全学的に留学生の受験者数が減少傾向にあり、特に中国人留学生の減少が目立つ状況にある。経営学部における留学生受入れ状況についても同様に平成 24（2012）年度から減少傾向にあるが、今後も継続して「外国人留学生入学試験」による留学生の受け入れを実施していく。

以上のとおり、全学部同様ではあるが留学生受け入れにおける体制は整備されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【B-2-1】外国人留学生入学試験要項（抜粋）（平成 28 年度）

【B-2-8】経営学部　１年生名簿（学生身分異動記録　４月現在）（平成 23～27 年度）

政治学研究科

現在、政治学研究科に在籍する留学生は、修士課程１年に 17 人（中国 13 人、インドネシア人名）、修士課程２年に 11 人（中国９人、モンゴル１人、インドネシア１人）、博士課程２年に１人（中国）、博士課程３年に５人（インドネシア５人）の計 34 人に及ぶ。加えて研究生を 13 人（中国１人、モンゴル６人、インドネシア５人、キルギス１人）受け入れており、総計では 47 人の留学生が在籍している。

日本での修士号取得を目指す留学生に対応するため、専修科目に「日本研究」を新設し、「日本政治研究プログラム」を開設して、特にアジアの留学生の需要が高い日本研究に特化した科目を多数配置している。

以上から、留学生を受け入れる体制は整備されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【B-2-9】政治学研究科大学院便覧

【B-2-10】国士舘大学ＷＥＢシラバス（政治学研究科）

経営学研究科

経営学研究科は、留学生の在籍比率が 8～9 割前後と高いため、各教員と、大学院課、国際交流センターとの連携により、適切な受け入れ態勢が構築されている。

スポーツ・システム研究科

大学院ということもあり、留学生の受け入れで問題が生じたことは今のところない。

救急システム研究科

大学院ということもあり、今までに留学生の受け入れで問題が生じたことは今のところない。今後は日本語に優れた台湾・タイ・インドネシアなどの国からの受入れ体制を確保していきたい。

工学研究科

在籍する院生は留学生が多くなってきている。大学院ということもあり、留学生の受け入れで問題が生じたことは今のところない。

法学研究科

法学研究科としては、大学の規定に基づいて受け入れる体制はできているが、今現在

交換留学生だけが在籍している。
◇エビデンス集・資料編
国際交流課の留学に関する資料(今確認できていないため、後日となる)

総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科は、現在留学生は 4 人在籍しており、次期入試においても留学生受け入れ体制を維持する。

グローバルアジア研究科

在籍する院生は留学生が常に過半数を超えている。大学院ということもあり、留学生の受け入れで問題が生じたことは今のところない。留学生を視野に秋期入学制度を取り入れている。

外国の大学院に在籍する学生で、研究遂行のためにグローバルアジア研究科での研究指導を希望する学生に対しては、研究生として受け入れている。
◇エビデンス集・資料編
【B-2-11】国士舘大学外国人研究者受入れ規程
【B-2-12】国士舘大学大学院募集要項
【B-2-13】国士舘大学研究生規程

国際交流センター

留学生に対するサポート体制は、国際交流センターに外国人留学生の生活支援のために留学生支援課を平成 17(2005)年 7 月に設置し、留学生の受入体制を充実させてきた。

平成 27(2015)年度 4 月において大学事務組織の改編があり国際交流課と留学生支援課を一本化し、国際交流課として新たに出発することとなった。

また、学長を議長として、教学と法人の役職者が構成員となり国士舘大学における教育・研究のグローバル化に伴う外国人留学生の受入・支援のための基本方針の策定とその運用に関する事項を審議するために国際交流政策会議を設置し、策定した基本方針に基づき、外国人留学生の受入及び支援のために委員会を年 11 回開催し対応している。
◇エビデンス集・資料編
【B-2-14】国士舘大学国際交流センター規程
【B-2-15】国際交流委員会及び留学生支援委員会日程表（平成 27 年度）

B-2-②留学生に対するサポート体制

文学部

文学部では、留学生に対し、国際交流センターと連携するとともに、各教員及び学部事務課が、適宜、留学生の学修状況や学生生活を把握して対応するというサポート体制をとっている。教員レベルでは、学年担任教員やゼミ担当教員が、この任に当たることが多い。

経営学部

経営学部における留学生のサポート体制については全学部同様ではあるが、国際交流課と経営学部在籍留学生に対する情報の共有を行い、相互に留学生へのサポートを行っている。内容については、主に国際交流課が在留管理に伴う外国人留学生の在籍管理に

関する事項全般、外国人留学生学修奨励費等の各種奨学金に関する事項、留学生の生活支援に関する事項、留学生に係る学内外の組織及び団体との連携強化に関する事項や情報の収集に関する事項等、学部では所掌していない留学生に関する総合的なサポートを依頼している。経営学部においては留学生への修学に関する事項や就職に関する支援、生活サポートその他相談事項等、基本的事項について全学部同様ではあるがサポート体制を整えている。また、経営学部は開設から学年担任及び学生係が学年持ち上がりの組織体制を整備しているため、学年ごとに学生に関する詳細な情報等を蓄積し、学生と教職員との信頼関係を構築することが可能であるため、日本人学生のみならず留学生に対しても教職員に相談等をしやすい環境を整えている。

以上のとおり、留学生に対するサポート体制を整えていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【B-2-16】国士舘事務分掌規程第 23 条

政治学研究科

留学生の増加に対応して、ＴＡ（ティーチング・アシスタント）を修士課程の主要科目にゼミ単位で配置し、留学生を積極的に登用して主に修論等の作成補助に関わらせることにより、留学生の生活及び研究を支援している。また院生談話室を設置して、日本人学生と留学生及び留学生相互の交流を促進している。

経営学研究科

国際交流センターを中心に、各指導担当教員や大学院課との連携により、適切なサポート体制を構築している。

スポーツ・システム研究科

大学院ということもあり､留学生に対して特別なサポートをしているわけではないが、論文やレポートの日本文の修正等を担当教員が懇切丁寧に指導するなど、個別でのサポートが充実している。

救急システム研究科

現在留学生は在籍していない。

工学研究科

大学院ということもあり､留学生に対して特別なサポートをしているわけではないが、論文やレポートの日本文の修正等を担当教員が懇切丁寧に指導するなど、個別でのサポートが充実している。

法学研究科

留学生がいた場合には、留学生が履修する科目について専門科目の教員が指導を行う体制ができている。

総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科は、次年度においても留学生に対するサポート体制を維持する。

グローバルアジア研究科

国士舘大学奨学生規程の中に、外国人留学生奨学生の制度が確立されている。また、学生厚生課、国際交流センターを介して、留学生のサポート体制は整っている。

大学院ということもあり､留学生に対して特別なサポートをしているわけではないが、

論文やレポートの日本文の修正等を指導教員が懇切丁寧に指導するなど、個別でのサポートが充実している。

◇エビデンス集・資料編

【B-2-17】国士舘大学奨学生規程

国際交流センター

留学生支援課に 8 人の職員が配置されており、世田谷キャンパスに通学する外国人留学生のために 4 人の職員が配置され、町田キャンパスと多摩キャンパスに通学する外国人留学生のために町田キャンパス 4 人の職員が配置されていた。

平成 27(2015)年 4 月において大学事務組織改編があり、留学生支援課と国際交流課は一本化され、国際交流課として新たに出発することとなった。

このため、国際交流課として、世田谷キャンパスに 7 人、町田キャンパスに 3 人を配置し、外国人留学生や日本人学生の対応に当たっている。

留学生の生活サポートとして、在留資格、奨学金、イベント参加支援、宿舎の支援、留学生会の支援を行っている。また、毎年、留学生の必要な情報をまとめた留学生手帳を作成し、留学生全員に配付している。

留学生の経済的サポートとして、経済的困窮者で学業ともに人格が優秀な外国人留学生に対する独自の奨学生規程をつくり支援している。

また、留学生が留学目的を達成することができるように、学生生活における問題を早期に発見し、解決するために、「不法残留」の防止・対応マニュアルを作成し、全学が統一して欠席が 3 日以上あった場合は、学生に連絡をとり学生の状況把握を行い学生に合った指導を行っている。

留学生の学生生活の状況を把握するために 4 年に 1 回、留学生実態調査を実施し、調査結果を報告書にまとめ､関係部課室に配付し留学生を指導する上での資料としている。また、委員会においては留学生実態調査における結果報告を行いさらに支援の充実に勉めている。

◇エビデンス集・資料編

【B-2-17】国士舘大学奨学生規程

【B-2-18】国士舘国際交流政策会議規程

【B-2-19】「不法残留」の防止・対応マニュアル

【B-2-20】留学生実態調査報告書

【B-2-21】留学生手帳 2015

B-2-③留学生による地域貢献

政経学部

平成 24（2012）年から毎年、21 世紀アジア学部の留学生を中心にではあるが、東京マラソンでのボランティア活動として「外国人サポート」をしている。

以上のとおり、留学生による地域貢献は行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【B-2-22】大学ホームページ　大学案内―大学の取り組み―東京マラソンでのボランテ

ィア活動

http://www.kokushikan.ac.jp/information/effort/tokyo_marathon/

文学部

学部としての特記事項はないが、留学生は、国際交流センターを通した依頼に応じて、近隣学校での国際交流授業に参加する等、地域貢献活動を行っている。

21 世紀アジア学部

近隣の中学校・高等学校の異文化理解などの授業・催しに本学部の留学生が参加し、自分の出身国の言語や文化などを伝えるという地域貢献が行われている。

◇エビデンス集・資料編

【B-2-23】町田市真光寺中学校「国際交流の日」実施要項、講師派遣承諾書、アンケート結果

【B-2-24】神奈川県立生田高等学校「国際理解教育」学生派遣依頼・回答書

経営学部

経営学部の留学生による地域貢献については全学部同様ではあるが、国際交流課からの依頼により国際理解教育における講師として留学生を派遣している。国際理解教育は、国際交流課が国際交流の一環として、大学周辺地域の小学校及び中学校へ講師として留学生を派遣し、外国の文化や伝統を紹介し地域社会に貢献することを目的としている。また、各学校の活動に参加することで、講師として派遣された留学生本人も留学目的や自国への理解を見直す機会にすることも目的としている。

経営学部における国際理解教育の講師派遣先は、赤堤小学校をはじめ城山小学校、守山小学校の３校であり、講師派遣実績については、平成 24（2012）年度は２件３人、平成 25（2013）年度は３件 10 人、平成 26（2014）年度は２件３人、平成 27（2015）年度は２件４人である。今後も留学生による地域貢献活動については、全学部同様に実施していく。

以上のとおり、留学生による地域貢献については全学部同様ではあるが実施していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【B-2-25】国際理解教育における講師派遣依頼、派遣承認通知書（平成 24～27 年度）

グローバルアジア研究科

東京マラソンでのボランティア通訳や、地域の小学校からの依頼により、留学生が自国を紹介するなど、国際交流の架け橋となるのと同時に、地域貢献を果たしている。

◇エビデンス集・資料編

【B-2-26】大学ホームページ　大学の取組

http://www.kokushikan.ac.jp/information/activity/010500_0597.html

国際交流センター

外国人留学生による地域貢献として、世田谷区と町田市にある小中高校に留学生を講師として派遣しており、派遣した学校からは次年度も依頼したいとの要望が来ている。

◇エビデンス集・資料編

【B-2-27】国際理解派遣・学生派遣（地域）・地域交流行事

B-2-④留学生による地域交流

政経学部

本学世田谷キャンパスで行われる地域交流イベント「楓門祭」の学部企画「留学生スピーチコンテスト」に留学生が参加している。政経学部では、平成 27（2015）年度５月教授会において、このコンテストの開催が告知され、留学生による地域交流が促された。

以上のとおり、政経学部所属の留学生による地域交流は行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【B-2-28】政経学部教授会議事録（平成 27（2015）年度５月）

【B-2-29】国士舘大学楓門祭 2015 ホームページ　学部企画

http://www.kokushikan.ac.jp/campus_life/school_event/festival/setagaya/gakubukikaku.html

文学部

学部としての特記事項はないが、留学生は、国際交流センターの実施事業である地域交流会に参加する等、地域交流活動を行っている。

◇エビデンス集・資料編

【B-2-30】地域交流会実施結果

21 世紀アジア学部

町田市で行われる国際交流イベントに本学部の留学生が参加し、地域の人々との交流を行っている。本年も町田市文化交流財団・町田国際交流センター主催の「留学生トークプラザ（意見発表会）」に５人の留学生が参加し、日本で生活して感じたことや、将来の夢などを発表した。

◇エビデンス集・資料編

【B-2-31】留学生トークプラザ出場者募集（チラシ）、応募用紙

国際交流センター

外国人留学生による地域交流として、6 月と 12 月の 2 回、世田谷の地域住民と交流を開催しており、地域住民からこのイベントを楽しみにしているという言葉を頂くなど好評を得ている。

◇エビデンス集・資料編

【B-2-32】国際理解派遣・学生派遣（地域）・地域交流行事

（3）B－2 の改善・向上方策（将来計画）

政経学部

留学生に対しては、スピーチ指導を強化し、引き続き、地域交流イベント「楓門祭」を通じて留学生による地域交流を図っていく。

法学部

今後とも、学生の多様化を図るためにも外国人留学生が入学しやすい環境を整えていき、入学後の支援体制を充実させていく。

文学部

文学部では、「国士舘大学留学規程」等の規定を踏まえて、継続的に留学生の受入れ体

制を保持している。入学後の留学生に対しては、国際交流センターと連携しながら、教職員が適宜、対応を行っている。しかし留学生の地域貢献や地域交流に対しては、国際交流センターが主体となって展開することがほとんどである。今後は、学部として留学生が地域の中でどのように有意義な学生生活を送ることができるのかを、関係する学部委員会等において検討することも求められる。

21 世紀アジア学部

１年次に入学する留学生のほとんどは日本語学校で日本語を学ぶために１年以上前に来日していて日本での生活に慣れているが、３年次に編入学する学生は日本での生活経験がないため、学習のみならず日常生活についても細かなサポートが必要である。今後もサポート体制を維持していくよう心がけなければならない。以前に比べて地域交流の機会が少なくなっており、学部として実施可能な取り組みを検討していく必要がある。

経営学部

経営学部における留学生受け入れ体制については、入試部と連携を図り受け入れ体制を整え実施していく。また、留学生のサポート体制についても、国際交流課と連携を図りサポート体制を整え対応し、これまでの経営学部在籍留学生の情報やデータ等の蓄積を共有して、将来の留学生の指導等に活用していく。

留学生による地域貢献や地域交流に関しては、国際交流課が主体となって募集活動や企画を行っているため、国際交流課との情報共有や連携を図り、経営学部の留学生への積極的な参加を促していく。

政治学研究科

本学国際交流センターとの連携により、外国語教育や異文化理解のための講師派遣の学外要請に積極的に応えるよう、留学生への指導をさらに強化する。

経営学研究科

いまだ経営学研究科としての組織的な対応が未整備であるため、今までの取り組み経緯や実績などを、経営学研究科委員会などの場で情報共有し、組織的な対応を行うための検討を進めていく。

スポーツ・システム研究科

特に計画はしていないが、留学生が地域活動などにも活発に参加できるようなサポートをしていく。

救急システム研究科

特に計画はしていないが、留学生が地域活動などにも活発に参加できるようなサポートをしていく。

工学研究科

特に計画はしていないが、留学生が地域活動などにも活発に参加できるようなサポートを従来通りしていく。

総合知的財産法学研究科

総合知的財産法学研究科は、留学生増加のために、海外デリバリー入試を本年度に実施する方向で計画した。

グローバルアジア研究科

特に計画はしていないが、留学生が地域活動などにも活発に参加できるようなサポー

トを従来通りしていく。

国際交流センター

外国人留学生による地域貢献として、今後とも国際理解教育を実施し小中高校に講師として派遣していく。また、留学生実態調査を4年に1度実施することで留学生の生活状況を把握し、留学生のサポートの充実に努める。

B－3　留学の促進と留学制度の構築

≪B－3の視点≫

B-3-①　留学の促進

B-3-②　留学制度

(1) B－3の自己判定

基準項目 B－３を概ね満たしている。

(2) B－3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-3-①留学の促進

政経学部

毎年各国で行われる日本留学フェアに国士舘大学が参加する場合、参加日程及び担当学部は本学の留学支援委員会によって審議・承認される。平成27（2015）年度、政経学部は韓国の担当となり、政経学部教員１人が日本留学フェア参加し、国士舘大学への留学について相談を受け付け、説明を行っている。

以上のことから、留学の促進に政経学部が貢献していると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【B-3-1】日本留学フェア（韓国）出張報告書（2015年）　2015年9月16日

【B-3-2】日本留学フェア(韓国）実施要項

【B-3-3】留学生支援委員会議事録

文学部

文学部では、「国士舘大学留学規程」及び同施行細則に基づいて、各入試区分で受験し合格した者、交換留学制度を利用して留学しようとする者を留学生として受け入れている。

◇エビデンス集・資料編

【B-3-4】国士舘大学留学規程、施行細則

21世紀アジア学部

本学部が重視しているものに「アウト・オブ・キャンパス」があり、教室の中だけの学習ではなく、大学外での学習も大いに奨励し、それが単位となる仕組みも工夫している。中でも、外国語運用能力の向上や異文化理解、自己の鍛錬に大きな成果が見込まれる海外留学は特に重視しているものであり、機会あるごとに学生に対して海外留学を勧めている。

◇エビデンス集・資料編

【B-3-5】21世紀アジア学部サバイバルガイド（学生便覧）64、65頁

経営学部

経営学部における留学の促進については、入学ガイダンス等で行う国際交流センターの留学に関する説明会やゼミナールを含む各種授業及び学生からの留学に関する相談等、さまざまな場面で留学を促している。また、経営学部の教育目標である「ビジネス人基礎力の養成」についても同様に、世界で活躍するビジネス人の育成という観点から、「経営 TOEIC 英語 1」「経営 TOEIC 英語 2」「経営 TOEIC 英語 3」「経営 TOEIC 英語 4」を外部の英語教育専門機関と連携して開講し、英語力向上を図っているほか、TOEIC テストのスコアに応じて「経営 TOEIC 英語 1」「経営 TOEIC 英語 2」「経営 TOEIC 英語 3」「経営 TOEIC 英語 4」の単位認定を行っている。

AO 入試や推薦選考合格者に対して実施している入学前教育においては、英語力の向上を目的とした別途有料の英語基礎力向上プログラムを推奨している。この一連の施策をとおして TOEIC テスト等の語学試験の受験を促し、英語力の向上を図ると同時に世界に目を向けた人材を育成し、留学への促進を図っている。

以上のとおり、経営学部では留学促進における対策を講じていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【B-3-6】経営学部リーフレット

【B-3-7】経営学部便覧（平成 27 年度）　12、13 頁

【B-3-8】英語文法力判定＆苦手克服プログラム（要お申込み・有料）

政治学研究科

在籍学生の大半が留学生のため、留学の促進は特にしていないが、研究遂行にあたり留学の必要が認められる学生に対しては、教員から留学を勧め、現地教育機関を斡旋・紹介している。

経営学研究科

国際交流センターを中心に、各指導担当教員や大学院課との連携により、推進している。

スポーツ・システム研究科

開設以来希望者はいないが、希望者があれば柔軟に対応していく。

救急システム研究科

開設以来希望者はいないが、希望者があれば柔軟に対応していく。

工学研究科

交換留学や短期留学などの場合でも、学位取得が遅れないような履修が可能となっている。また、留学中は Skype などでの研究指導も可能である。

法学研究科

大学の規定に基づいて受け入れる体制はできているので、交換留学・短期留学を含めて留学希望者がいれば歓迎したい。

◇エビデンス集・資料編

グローバルアジア研究科

交換留学や短期留学などの場合でも、学位取得が遅れないような履修が可能となっている。また、留学中はネット通信を介しての研究指導も実施している。

国際交流センター

留学の促進のために、毎年、海外留学ガイドブックを作成し、年間 3 回留学説明会を世田谷、町田、多摩の３キャンパスで実施し 206 人（平成 27 年度実績）の学生が参加した。

留学制度は、国士舘大学留学規程に基づき、国際交流センターで交換留学と認定留学と短期留学の三つを行っている。

◇エビデンス集・資料編

【B-3-9】海外留学ガイドブック 2015

【B-3-10】留学説明会実施状況（平成 27 年 4 月・7 月・9 月）

B-3-②留学制度

政経学部

本学における留学制度は国士舘大学留学規程に定められている。政経学部では、国際交流センター主催の海外研修を海外演習として単位認定する制度が設けられている。

以上のことから、留学制度は整っており、適切に運用されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【B-3-4】国士舘大学留学規程

【B-3-11】政経学部便覧（67 頁）

文学部

文学部では、「国士舘大学留学規程」及び同施行細則に基づいて、私費外国人留学生、交換留学生等、留学の制度を構えている。また在学生が留学を希望した場合には、国際交流センターによる審査を経て、海外協定校への交換留学派遣も行っている。

◇エビデンス集・資料編

【B-3-4】国士舘大学留学規程、施行細則

21 世紀アジア学部

本学部では「海外語学研修」が必修とされており、夏休みや春休みに、履修した言語が使われている国での約１か月の研修を実施している。平成 2（2015）7 年度も中国・韓国・タイ・ベトナム・インドネシア・ミャンマーなどでの研修を実施または実施予定である。このように短期の海外留学を学生全員が経験する制度が設けられている。本大学は長期の海外留学である交換留学制度を設けており、試験に合格した学生が海外協定校での１年間の留学生活を送っている。また、学部独自のプログラムである「グローバルビジネスプログラム」があり、１年次の後半から３年次の終りまで中国の大連外国語大学で留学生活を送る制度となっている。

◇エビデンス集・資料編

【B-3-12】春休み海外語学研修のご案内（2015 年度（平成 27 年度））

【B-3-13】夏休み海外語学研修スタッフ会議議事録（2015 年度）

【B-3-14】21 世紀アジア学部グローバルビジネスプログラム履修学生名簿（平成 27 年度）

経営学部

経営学部における留学制度については「国士舘大学留学規程」及び「国士舘大学留学規程施行細則」に定められているとおり全学部同様に、国際交流センターが実施している①交換留学、②認定留学、③休学による留学、④短期留学（海外研修）の４種類の方法がある。

①については、「B-1-③交換留学制度」で記述したとおりである。

②については、本学に在籍しながら当該学生が希望する海外教育機関（交換留学先大学以外でも可）に留学し、期間は原則として１年間であるが、学生からの願い出により教育研究上特に有益と判断された場合、修業年限への算入はできないが所定の手続きを経て１年を限度として延長することが可能である。留学先大学で修得した単位については 60 単位を上限として教授会等の審議を経て本学で修得した単位として認定する制度がある。なお、認定留学は、留学先大学から入学許可を受けた学生が対象となり、教授会等の承認を得る必要がある。学費については留学先大学及び国士舘大学ともに全額負担となるが、認定留学期間は卒業に必要な在籍期間に算入されるため、留学しても定められた就学年数で卒業することが可能である。

③については、休学による身分異動について教授会等の審議を経る必要があり、留学先大学については、当該学生が希望する海外教育機関とし、休学による留学期間については、「学則」第 18 条（休学及び復学）及び「国士舘大学学籍管理規程」第７条（休学及び復学）に基づく期間とし、原則として留学先で修得した単位は本学では認められない。また、学費に関しては「国士舘大学納入金規程」第６条（休学時の学費等）に基づき年間休学２万円または半期休学２万円となっている。休学における留学の期間は卒業に必要な在籍期間に算入されない。

④については、夏季・春季休暇中にカナダ・アメリカ・オーストラリア・イギリス・中国・韓国で短期留学（海外研修）を約１ヶ月実施している。また研修先での成績については、海外研修校からの成績通知に基づき、全学教養教育運営センター外国語部会が評価を行い、外国語科目の選択科目「海外演習（英語・中国語)」において４単位の中の２単位として単位認定を行っている。ただし、オーストラリア及びイギリス研修は、春季休暇期間中に実施されるため、４年次に参加しても選択科目の単位としては認定されない。また、韓国語においては単位の修得はできるが、卒業所要単位にはならない。短期留学（海外研修）における経営学部の実績は、平成 23（2011）年度はオーストラリアに１人、イギリスに４人の合計５人、平成 24（2012）年度はカナダ、アメリカに１人ずつ、オーストラリアに２人、イギリスに１人の合計５人、平成 25（2013）年度はアメリカに２人、オーストラリア、イギリスに３人ずつの合計８人、平成 26（2014）年度はカナダに５人、アメリカに６人、オーストラリアに１人、イギリスに２人、中国に１人の合計 15 人である。平成 27（2015）年度については集計及び単位認定の作業中のため実績については現時点で不明である。

以上のとおり、全学部同様ではあるが留学制度について整備され運営されていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【B-3-4】国士舘大学留学規程、施行細則
【B-3-9】海外留学ガイドブック 2015　はじめに　４頁
【B-3-15】学則第 18 条
【B-3-16】国士舘大学学籍管理規程第７条
【B-3-17】国士舘大学納入金規程第６条
【B-3-18】春期海外研修参加学生の成績に基づく単位認定について（依頼）
（平成 26 年度　）
【B-3-7】経営学部便覧（平成 27 年度）　17、54 頁
【B-3-19】国際交流センター主催　海外研修参加者人数

政治学研究科

現時点で、本研究科に独自の留学制度の確立には至っていない。

経営学研究科

国際交流センターを中心として、留学制度が構築されている。

スポーツ・システム研究科

留学制度は大学の学則で定められている。研究科でも当該学生がいる場合には不利益を被らないように配慮している。

救急システム研究科

留学制度は大学の学則で定められている。研究科でも当該学生がいる場合には不利益を被らないように配慮している。

工学研究科

留学制度は大学の学則で定められている。研究科でも当該学生がいる場合には不利益を被らないように配慮している。

法学研究科

留学制度は大学の規程に基づいているので、研究科してもその制度を生かしていきたいと考えている。

グローバルアジア研究科

留学制度は国士舘大学留学規程、国士舘大学留学施行細則などで規程されている。研究科でも当該学生がいる場合には不利益を被らないように配慮している。

国際交流センター

長期留学として、現在海外の 31 大学（14 か国・１地域）と学生交流を目的とする交換留学協定を締結している。これらの協定校に１年間交換留学生として留学する「交換留学制度」と、学生自身で選定した海外教育機関に留学し、その留学先で取得した単位を所定の審議を経て国士舘大学で修得した単位として認定する｢認定留学制度｣がある。

また、夏期・春期休暇期間を利用してカナダ・アメリカ・中国・オーストラリア・韓国・イギリスでの語学・文化体験プログラムに参加する「海外研修」がある。

研修後は、研修先での成績により、単位が付与される。

◇エビデンス集・資料編
【B-3-9】海外留学ガイドブック 2015
【B-3-10】平成 27 年度留学説明会実施状況（4 月・7 月・9 月）
【B-3-4】国士舘大学留学生規程

（3）B－3 の改善・向上方策（将来計画）

文学部

上述の通り、文学部では、「国士舘大学留学規程」を踏まえて、各種留学生の受入れを行うとともに、在学生に対しては交換留学生の派遣を行っている。交換留学生の派遣・受け入れともに、毎年、学生の交流が行われているが、グローバル社会の進展とこれからの社会を支える人材に求められる資質・能力を考えた時、大学における留学制度やその受け入れについて、より積極的な展開が求められることは言うまでもない。文学部においても、今後、どのような方向性と体制が適切かを検討することが必要であると考えている。

21 世紀アジア学部

交換留学を希望したが選考に洩れてしまった学生や、自分の行きたい場所で留学生活を送りたい学生など、私費で海外に留学する学生も増えている。海外の大学の学部生として留学するのは難しいため、語学コースでの留学となるケースが多いが、この場合は認定留学とならないため休学して留学しなければならない。留学を促進するためにも、休学せずに留学できるような仕組み作りを検討する。

経営学部

経営学部における留学制度については全学部同様ではあるが、国際交流センターと連携して情報の共有等を図り今後も継続して実施していく。また、世界で活躍できるビジネス人育成のためにも留学の促進について継続して実施していく。

政治学研究科

本学国際交流センターの協力の下に、今後とも留学制度の確立に努める。

経営学研究科

いまだ経営学研究科としての組織的な対応が未整備であるため、今までの取り組み経緯や実績などを、経営学研究科委員会などの場で情報共有し、組織的な対応を行うための検討を進めていく。

スポーツ・システム研究科

より留学しやすい環境作りを整えて頂くように要望する。

救急システム研究科

より留学しやすい環境作りを整えて頂くように要望する。

工学研究科

より留学しやすい環境作りを整えて頂くように要望する。

法学研究科

留学制度は、今現在交換留学生は在籍しているので、今後は個人として留学する学生の獲得に努力したい。

総合知的財産法学研究科

外国人留学生の生活支援を充実させるために実施してきた外国人留学生実態調査を、今後とも定期的に実施し、学生生活を充実させるために、報告書を活用して学生生活の満足度を増やすための政策を実施する。

多くの外国人留学生が卒業しても大学とのつながりを持ちたいと考えていることが留学生実態調査報告書で判明したため、卒業生のネットワークを作り、大学から卒業生に対

して大学の情報を発信し、大学と卒業生との「粋」を構築していく。

グローバルアジア研究科

制度は一応整ってはいるが、研究のため休学、退学をして留学をする場合、研究科としてはセメスター制でカリキュラムを組み、秋入学を認めているのにも関わらず、学則では学年制を取っているため、復学、再入学の時期によっては在籍期間などを満たしていても進級ができないケースが生まれ、不利益が生じている。学則の改正などをお願いし、より留学しやすい環境作りを整えて頂くように要望していきたい。

国際交流センター

留学に関心を持ってもらうために今後とも留学説明会を実施するとともに外国人留学生との交流イベントを企画して実施する。

B－4　スポーツ交流、海外インターンシップ等の国際交流

≪B－4 の視点≫

B-4-①　教職員及び学生によるスポーツ交流

B-4-②　海外インターンシップ

B-4-③　その他の国際交流

（1）B－4 の自己判定

基準項目 B－４を概ね満たしている。

（2）B－4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

B-4-①教職員及び学生によるスポーツ交流

体育学部

武道学科の 3 年次に地域武道実習及び海外武道実習を開講している。地域武道実習では各地域の武道館武道施設において地域住民との交流を促進し、実際の指導と指導方法及び組織運営と学び武道における社会活動を体験するカリキュラムとしている。実習危難を 7 日間とし、専門的武道指導者としての資質向上を図る。海外武道実習では武道による国際交流を目標に、世界各地で日本武道の受け入れ方・普及の仕方等を体験し、国際感覚を醸成し、国際的に活躍できる武道指導者を養成するカリキュラムである。7 日間の実習期間を通じ、ベトナム、フランス、ハンガリー、アメリカの 4 か国に赴き、現地で実習を実施している。

新体操海外招待

柔道外国選手合宿

◇エビデンス集・資料編

【B-4-1】平成 23 年度　武道実習報告書

【B-4-2】学則　第 40 条第 2 項　69 頁

法学部

従来は有志が集まって、ゼミ対抗のソフトボール大会をしたことがあった程度であるが、法学部 50 周年を迎えるにあたり、ゼミ代表者を集めてアイデアを募ったところ、スポーツ大会が候補として挙がった。行事担当幹事として名乗りを上げた学生もいて、平

成 28（2016）年度には学生によるスポーツ大会が実施される可能性が高まっている。
◇エビデンス集・資料編
【B-4-3】国士舘大学法学部法学会総会の記録およびゼミ代表者名簿（2016 年２月 22 日）

国際交流センター

この項目には該当しないが、
体育学部武道学科においてカリキュラムの一つとして国際武道実習を海外で実施しており、スポーツ交流を行っている。

B-4-②海外インターンシップ

21 世紀アジア学部

本学部では海外で短期・長期のインターンシップを行った場合にそれを単位として認める「インターンシップ」「特別インターンシップ」という科目があり、人数はあまり多くはないものの、毎年数名の学生が海外で長期のインターンシップを行っている。近年は海外で日本語を教える、あるいはその補助をするといったインターンシップの募集が国際交流基金アジアセンターによって行われており、これに注目している学生が多く見受けられる。また、グローバルビジネスプログラムに参加している学生は３年次後半にインターンシップを行うことが可能であり、現在も中国大連の旅行会社でインターンシップを行っている学生がいる。
◇エビデンス集・資料編
【B-4-4】キルギス国立大学と国士舘大学の日本語教員インターンシップ派遣に関する覚書
【B-4-5】21 世紀アジア学部サバイバルガイド（学生便覧）56 頁

工学研究科

海外インターンシップ等は、海外で実習を行うこともある。

グローバルアジア研究科

海外インターンシップ等は、分野にもよるが、国際日本語教育分野では、日本語教員として海外で実習を行うことも多い。また、授業を通じて海外でのフィールドワークなどはどの分野でも実施している。
◇エビデンス集・資料編
【B-4-６】グローバルアジア研究科大学院便覧

国際交流センター

この項目には該当しないが、学内の取り組みとして現在、21 世紀アジア学部においてアウト・オブ・キャンパスの実践としてインターンシップを、国内だけでなく海外での長期インターンシップ経験をカリキュラムとして認定・評価している。

B-4-③その他の国際交流

政経学部

東京2020大会を契機として、世田谷区の地域の活性化や、将来に渡る有益で貴重な財

産を残すことができるよう、スポーツ関係者、産業団体、区内大学等から幅広く意見を集め、世田谷区の政策に反映させるための協議会が設立される。この協議会の設立準備から政経学部から教員１人が参加し、国際交流に貢献している。

以上のことから、その他の国際交流も行われていると自己評価する。

◇エビデンス集・資料編

【B-4-７】東京 2020 大会に向けた（仮称）世田谷区オリンピック・パラリンピック推進協議会の設立について

体育学部

スポーツ医科学科では 2,3 年次に米国救急体制見学を行う救急救助実習Ｅ（海外実習）を選択科目として開講している。これは米国のロサンゼルス消防等、海外の消防及び救命施設・技術・状況を見学する実習であり、他国の見学し、本邦と海外の救急医療や教育方法の違いについて理解し、救急救命士としての教養と広い視野を養成するカリキュラムである。

◇エビデンス集・資料編

【B-4-8】米国救急体制見学実習：救急救助実習Ｅ（海外実習）平成 28 年度　大学案内 26、27 頁】

理工学部

平成 25（2013）年 3 月に、国士舘大学理工学部理工学科建築学系が主体となって、UAE（アラブ首長校連邦：United Arab Emirates）アジュマン大学工学部建築学科と国際ワークショップを行なった。

平成 252015 年 3 月に、国士舘大学理工学部理工学科建築学系が主体となって、UAE シャルジャ大学（Department of Interior Architecture and Design, College of Fine Arts and Design, University of Sharjah, United Arab Emirates）と国際ワークショップ（Theme: Sustainability and Universal Design Applications in Japan）を行なった。

セルビア共和国ニシュ大学(Faculty of Civil Engineering and Architecture, UNIVERSITY OF NIŠ)において、国際ワークショップ（Theme: STAMBENE PRILIKE U SRBIJU, 平成 27（2015）年 9～10 月）を行なった。

◇エビデンス集・資料編

【B-4-9】国士舘大学理工学部理工学科建築学系ホームページ

【B-4-10】UAE シャルジャ大学ホームページ

◇エビデンス集・資料編

【B-4-11】International Workshop 2015（冊子）

【B-4-9】理工学部理工学科建築学系ホームページ

21 世紀アジア学部

本学部の授業科目に「国際ボランティア」があり、この科目を履修した学生の中には実際に海外でボランティアを行う者もいる。学校建設や植林などの大規模なものから、現地の子どもたちに日本語を教えるといったものまであるが、このような取り組みも国際交流の一つとなっている。

◇エビデンス集・資料編

【B-4-12】国際ボランティア募集案内（平成 27 年度）

【B-4-5】21 世紀アジア学部サバイバルガイド（学生便覧）59 頁

経営学研究科

いまだ経営学研究科としての組織的な対応が未整備であるため、今までの取り組み経緯や実績などを、経営学研究科委員会などの場で情報共有し、組織的な対応を行うための検討を進めていく。

工学研究科

それぞれで、海外との国際交流を実践している教員が多い。

研究科としては学生が海外でのさまざまな活動に参加できるようにインターンシップ・研修なども推進している。

スポーツ・システム研究科

それぞれで、海外との国際交流を実践している教員が多い。

救急システム研究科

それぞれで、海外との国際交流を実践している教員が多い。

海外との国際交流を実践している教員が多いが､本属の教員がいないため､割愛する。

研究科としては学生が一度は海外でのさまざまな活動に参加できるようにインターンシップ・研修、授業、フィールドワーク等のカリキュラムが組まれており、推進している。

国際交流基金のアジアセンター主催「日本語パートナーズ」などの活動支援で、学生が海外で日本語教育のサポートにあたっている。治安の問題もあり、地域によっては派遣することが困難になっており、閉塞感がある。

◇エビデンス集・資料編

【B-4-13】日本語パートナーズホームページ　http://jfac.jp/partners/

（3）B－4 の改善・向上方策（将来計画）

政経学部

その他の国際交流で挙げた世田谷区オリンピック・パラリンピック推進協議会への参加については、政経学部教授会で活動報告を行い、大学として東京 2020 大会を契機にレガシーを残すことができるよう、協力していく。

体育学部

現行事業の発展および内容の更なる充実

文学部

文学部では、現状、教職員によるスポーツ交流や海外インターンシップを実施しているわけではない。しかし教育学科には保健体育に関わる教員・学生が在籍するため、この人材を活用したスポーツ交流を、今後、展開することが可能かどうか検討する余地は十分にあると考えている。

21 世紀アジア学部

さまざまな交流の機会をこれからも設けていくのはもちろんだが、世界各地でテロ行為や紛争が発生しているため、海外で活動を行う場合に学生の安全確保に努めなければならない。安全に配慮しつつ活動の場を確保するのは容易ではないが、いっそうの工夫

をしていかなければならない。

政治学研究科

本研究科で定期的に開催される「大学院生談話会」で教職員・学生の意見を聴取し、多様な国際交流のあり方について検討する。

スポーツ・システム研究科

研究科としては機会があれば海外での経験を学生にさせるべく環境整備を推進していく。

救急システム研究科

特に計画はしていないが、今後、大学院生がより結局的に国際交流をはかれるようなプログラムの構築と参加できるようなサポートをしていく。

前述したＵＣＬＡ ロサンゼルス校の Center for Prehospital medicine における国際交流の短期間のインターンシッププログラムの構築とシンガポール Dukes 大学とは現在大学院博士課程の学生によるＥＭＳ research fellowship プログラムの構築を目指している。

工学研究科

研究科としては今後も海外での経験をなるべく学生にさせるべく環境整備を推進していく。

法学研究科

特に検討していない

総合知的財産法学研究科

法人

外国人留学生の生活支援を充実させるために実施してきた外国人留学生実態調査を、今後とも定期的に実施し、学生生活を充実させるために、報告書を活用して学生生活の満足度を増やすための政策を実施する。

多くの外国人留学生が卒業しても大学とのつながりを持ちたいと考えていることが留学生実態調査報告書で判明したため、卒業生のネットワークを作り、大学から卒業生に対して大学の情報を発信し、大学と卒業生との「粋」を構築していく。

「総合知的財産法学研究科」

総合知的財産法学研究科は、知財専任教員と卒業院生とのネットワークを作り交流会などを開催して「粋」を構築していく。

グローバルアジア研究科

研究科としては今後も海外での経験をなるべく学生にさせるべく環境整備を推進していく。

［基準Ｂの自己評価］

大正６（1917）年、本学の前身である私塾「国士舘」が創立され、まもなく創立百周年を迎える。奇しくもこの年、ヨーロッパではロシア革命が勃発し、ニコライ２世がロシア皇帝を退位し、３百年続いたロマノフ朝が滅亡した。

いいかえれば、本学はグローバルな激動の中から発祥したともいえる。かつて（昭和５（1929）年）国士舘高等拓殖学校を設置し、中国大陸との接点を持った。平成 14（2002）

年にはアジアの多様性と共通性とアジアの中の日本を学ぶ「21 世紀アジア学部」を設置した。21 世紀を冠したこの学部は斬新な命名とマスコミでも注目を浴び、絶えずグローバルな視点でカリキュラムを編成し発展してきた。

いまでは、海外との協定校は海外研修校を含め、46 校に拡大している。なかでも、中国は 12 大学を筆頭に、韓国 5 大学、台湾 2 大学、インドネシア 2 大学などアジア諸国が続き、北米大陸、ユーラシア、中東諸国、ヨーロッパなど主要諸国をカバーする。これらの大学等とは学術交流に関する協定を締結したうえで、交換留学生に関する協定書にもサインし学生の留学の機会を広げている。

グローバル化への対応として、外国語教育（アジア言語：中国語、韓国語、タイ語、ベトナム語、インドネシア語、ロシア語、アラビア語、ミヤンマー語）のカリキュラムを開設し、国際感覚の養成するために、まず自国の文化・歴史の深い理解とコミュニケーション能力と学術的かつ実践的な専門性を身につけた学生の養成に力を注いでいる。

本学では学外派遣研究員等規程により、サバティカル制度（大学教員などが研究に専念するために一定期間与えられる長期有給休暇）を設けている。最長 1 年間の研究専念期間により、研究成果を糧に競争的研究費申請のインセンティブを引き出している。

以上のとおり、大学の使命・目的に基づいて独自に設定した基準Ｂを満たしていると自己評価する。

政経学部

基準 B を概ね満たしている。

体育学部

カリキュラムの一環としての国際交流は着実に進んでいるが、協定校への留学等に関しては十分とはいえないのでシステム等の改善が必要

国際交流センター

国際交流センターは、長期・短期留学を踏まえ海外協定校との交流を実施しており成果をあげている。

Ⅴ.エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【表Ｆ－1】	大学名・所在地等	
【表Ｆ－2】	設置学部・学科・大学院研究科等／開設予定の学部・学科・大学院研究科等	
【表Ｆ－3】	学部・研究科構成	
【表Ｆ－4】	学部・学科の学生定員及び在籍学生数	
【表Ｆ－5】	大学院研究科の学生定員及び在籍学生数	
【表Ｆ－6】	全学の教員組織（学部等）	
	全学の教員組織（大学院等）	
【表Ｆ－7】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表Ｆ－8】	外部評価の実施概要	
【表 2－1】	学部、学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去 5 年間）	
【表 2－2】	学部、学科別の在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2－3】	大学院研究科の入学者数の内訳（過去 3 年間）	
【表 2－4】	学部、学科別の退学者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2－5】	授業科目の概要	
【表 2－6】	成績評価基準	
【表 2－7】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 2－8】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 2－9】	就職相談室等の利用状況	
【表 2－10】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2－11】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2－12】	学生相談室、医務室等の利用状況	
【表 2－13】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2－14】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2－15】	専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成	
【表 2－16】	学部の専任教員の1週当たりの担当授業時間数（最高、最低、平均授業時間数）	
【表 2－17】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 2－18】	校地、校舎等の面積	
【表 2－19】	教員研究室の概要	
【表 2－20】	講義室、演習室、学生自習室等の概要	
【表 2－21】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2－22】	その他の施設の概要	
【表 2－23】	図書、資料の所蔵数	
【表 2－24】	学生閲覧室等	
【表 2－25】	情報センター等の状況	
【表 2－26】	学生寮等の状況	
【表 3－1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 3－2】	大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況	
【表 3－3】	教育研究活動等の情報の公表状況	
【表 3－4】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 3－5】	消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3－6】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 3－7】	消費収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3－8】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 3－9】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 3－10】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	

【表 3－11】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	
【表 A－1】	単位互換協定に基づく単位認定の状況及び単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定の状況(前年度実績)	
【表 A－2】	海外提携校と単位互換	
【表 A－3】	学部の入学者の構成	
【表 A－4】	出身高校の地域別、学部別、志願者数、入学者数	
【表 A－5】	学部の卒業者数と卒業判定（過去 3 年間）	
【表 A－6】	社会人、編入、転入学生等への支援制度、支援体制及び活用状況（前年度実績）	
【表 A－7】	専任教員の学部、研究科ごとの男女別の構成（うち外国人の数を含む）	
【表 A－8】	産学官連携による研究活動状況（学内共同研究を除く）（過去 3 年間）	
【表 A－9】	専任教員に配分される研究費（前年度実績）	
【表 A－10】	専任教員の研究旅費（前年度実績）	
【表 A－11】	教員研究費内訳（過去 3 年間）	
【表 A－12】	当該年度における科学研究費補助金の採択状況（過去 3 年間）	
【表 A－13】	業務委託の内容	
【表 A－14】	博物館等の概要	該当なし
【表 A－15】	大学が地域社会や企業等で共同に行っている活動（前年度実績）	
【表 A－16】	公開講座等の実施状況（前年度実績）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人国士舘寄附行為 学校法人国士舘寄附行為施行細則	
【資料 F-2】	大学案内	
	国士舘要覧 2015 国士舘大学 大学案内 2016 国士舘大学大学院 Guide Book 2016	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	国士舘大学学則（平成 27 年 4 月） 国士舘大学大学院学則（平成 27 年 4 月）	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	平成 27 年度（2015 年度）入学試験要項 国士舘大学大学院 学生募集要項 平成 27 年度（2015 年度） 国士舘大学外国人留学生入学試験要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	政経学部、体育学部、理工学部、法学部、文学部 21 世紀アジア学部（2015Survival Guide）、経営学部 大学院便覧（政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、総合知的財産法学研究科）、スポーツ・システム研究科、救急システム研究科、工学研究科、人文科学研究科研究科、グローバルアジア研究科	

【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人国士舘中長期事業計画 平成 27 年度事業計画書	
【資料 F-7】	事業報告書	
	平成 26 年度事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	【アクセスマップ】 国士舘大学 大学案内 2016　P102～P103 国士舘大学大学院 学生募集要項 平成 27 年度（2015 年度） 【キャンパスマップ】 国士舘大学 大学案内 2016　P80～P87 国士舘大学大学院 学生募集要項 平成 27 年度（2015 年度）	
【資料 F-9】	法人及び大学の規程一覧（規程集目次など）	
	国士舘規程集目次	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、出席状況など）がわかる資料	
	理事・監事・評議員 名簿 理事会の開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類（過去 5 年間）、監事監査報告書（過去 5 年間）	
	平成 22 年度計算書類（1.資金収支計算書消費 2.収支計算 3.貸借対照表） 平成 23 年度計算書類（1.資金収支計算書消費 2.収支計算書 3.貸借対照表） 平成 24 年度計算書類（1.資金収支計算書消費 2.収支計算書 3.貸借対照表） 平成 25 年度計算書類（1.資金収支計算書消費 2.収支計算書 3.貸借対照表） 平成 26 年度計算書類（1.資金収支計算書消費 2.収支計算書 3.貸借対照表）	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス	
	シラバス	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の明確性		
【資料 1-1-1】	学校法人国士舘寄附行為（第 3 条（目的）	【資料 F-1】に同じ
【資料 1-1-2】	国士舘大学学則（第 1 条（目的）、第 40 条（教育研究上の目的・授業科目）、第 37 条の 2（国際交流センター）、第 39 条（附置研究所））、第 39 条（生涯学習センター）	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-1-3】	政経学部ホームページ（学部概要―ポリシー）	
【資料 1-1-4】	国士舘要覧 2015　14 頁	【資料 F-2】に同じ
【資料 1-1-5】	体育学部ホームページ（理念と目標） https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/objective.html	
【資料 1-1-6】	体育学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-7】	大学案内 2016（平成 27 年度）	【資料 F-2】に同じ
【資料 1-1-8】	理工学部ホームページ（教育研究上の目的　、三つのポリシー） http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/se.html	
【資料 1-1-9】	理工学部 ACADEMIC GUIDE	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-10】	理工学部パンフレット　2015	
【資料 1-1-11】	法学部便覧（平成 27 年度）	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-12】	法学部ホームページ	

【資料 1-1-13】	法学部（定例）教授会議事録平成 26 年度第 8 回（審議事項３）	
【資料 1-1-14】	平成 27 年度事業計画書（法学部創設 50 周年記念事業（案））	
【資料 1-1-15】	法学部創設 50 周年記念事業取組みの概要（平成 27 年度実施項目）	
【資料 1-1-16】	文学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-17】	文学部ホームページ（教育研究上の目的、三つのポリシー） http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/letters.html	
【資料 1-1-18】	21 世紀アジア学部ホームページ	
【資料 1-1-19】	（21 世紀アジア学部）サバイバルガイド（学生便覧）	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-20】	経営学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-21】	経営学部リーフレット	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-22】	経営学部ホームページ（ポリシー）	
【資料 1-1-23】	経営学部準備委員会議事録（H22－04）	
【資料 1-1-24】	国士舘大学大学院学則（第１条（目的）、第 33 条（教育研究上の目的)）	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-1-25】	政治学研究科ホームページ（教育研究上の目的・方針） http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/PS/policy.html	
【資料 1-1-26】	大学院便覧（政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、総合知的財産法学研究科）	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-27】	経済学研究科ホームページ	
【資料 1-1-28】	経済学研究科委員会議事録（平成 27 年度第 3 回）	
【資料 1-1-29】	経営学研究科ホームページ	
【資料 1-1-30】	スポーツ・システム研究科便覧（23、24 頁）	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-31】	スポーツ・システム研究科ホームページ（教育研究上の目的・方針） http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/SS/policy.html	
【資料 1-1-32】	救急システム研究科便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-33】	救急システム研究科ホームページ（教育研究上の目的・方針） http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/EDS/policy.html	
【資料 1-1-34】	工学研究科ホームページ	
【資料 1-1-35】	法学研究科ホームページ	
【資料 1-1-36】	総合知的財産法学研究科ホームページ	
【資料 1-1-37】	人文科学研究科Guide Book 2016	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-38】	人文科学研究科便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-39】	人文科学研究科ホームページ	
【資料 1-1-40】	グローバルアジア研究科ホームページ	
【資料 1-1-41】	グローバルアジア研究科便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-42】	国士舘国際交流センター規程	
【資料 1-1-43】	国士舘大学附置研究所規程（第 15 条（研究所規程等)）	
【資料 1-1-44】	国士舘大学イラク古代文化研究所規程（第１条（趣旨)、第２条（目的)）	
【資料 1-1-45】	国士舘大学武道・徳育研究所規程	
【資料 1-1-46】	国士舘大学防災・救急救助総合研究所規程	
【資料 1-1-47】	国士舘大学アジア・日本研究センター規程（第２条（目的)）	
【資料 1-1-48】	国士舘大学生涯学習センター規程（第２条（目的）	
【資料 1-1-49】	国士舘大学ウエルネス・リサーチセンター規程	
【資料 1-1-50】	政経学部学生便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-1-51】	イラク古代文化研究所ホームページ	
【資料 1-1-52】	ウエルネス・リサーチセンターホームページ	
1-2. 使命・目的及び教育目的の適切性		
【資料 1-2-1】	学校法人国士舘寄附行為（第３条（目的)）	【資料 F-1】に同じ

【資料 1-2-2】	学則（第１条（目的）、第 40 条（教育研究上の目的・授業科目）、第 37 条の２（国際交流センター）、38 条の４（生涯学習センター）、第 39 条（附置研究所））	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-2-3】	政経学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-2-4】	政経学部ホームページ　学部概要―ポリシー	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 1-2-5】	体育学部ホームページ https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/objective.html	【資料 1-1-5】に同じ
【資料 1-2-6】	国士舘要覧 2015	【資料 F-2】に同じ
【資料 1-2-7】	体育学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-2-8】	大学案内 2016	【資料 F-2】に同じ
【資料 1-2-9】	大学ホームページ　「建学の由来と理念　教育理念」 http://www.kokushikan.ac.jp/information/about/idea.html	
【資料 1-2-10】	理工学部ホームページ http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/se.html	【資料 1-1-8】に同じ
【資料 1-2-11】	理工学部 ACADEMIC GUIDE	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-2-12】	理工学部パンフレット	【資料 1-1-10】に同じ
【資料 1-2-13】	理工学部教授会議事録	
【資料 1-2-14】	法学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-2-15】	法学部ホームページ	【資料 1-1-12】に同じ
【資料 1-2-16】	法学部（定例）教授会議事録平成 26 年度第８回（審議事項２）	【資料 1-1-13】に同じ
【資料 1-2-17】	大学ホームページ情報公開 教育研究上の目的と方針 http://tb2008.kokushikan.ac.jp/information/disclose/010600_0043.html	
【資料 1-2-18】	文学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-2-19】	文学部ホームページ http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/	【資料 1-1-17】に同じ
【資料 1-2-20】	21 世紀アジア学部ホームページ	【資料 1-1-18】に同じ
【資料 1-2-21】	（21 世紀アジア学部）サバイバルガイド（学生便覧）	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-2-22】	経営学部便覧（平成 27 年度）	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-2-23】	経営学部リーフレット	【資料 1-1-21】に同じ
【資料 1-2-24】	経営学部ホームページ	【資料 1-1-22】に同じ
【資料 1-2-25】	経営学部準備委員会議事録（H22－01）	【資料 1-1-23】に同じ
【資料 1-2-26】	国士舘大学大学院学則（第１条（目的）、第 33 条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法））	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-2-27】	三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）	
【資料 1-2-28】	大学院便覧（政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、総合知的財産法学研究科、スポーツ・システム研究科、救急システム研究科、人文科学研究科、グローバル・アジア研究科、工学研究科）	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-2-29】	大学院学生募集要項（海外現地入試）（2016 年度）	【資料 F-4】に同じ
【資料 1-2-30】	経済学研究科ホームページ	【資料 1-1-27】に同じ
【資料 1-2-31】	経営学研究科ホームページ	【資料 1-1-29】に同じ
【資料 1-2-32】	スポーツ・システム研究科ホームページ（教育研究上の目的・方針） http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/SS/policy.html	【資料 1-1-31】に同じ
【資料 1-2-33】	救急システム研究科ホームページ（教育研究上の目的・方針） http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/EDS/policy.html	【資料 1-1-33】に同じ
【資料 1-2-34】	工学研究科ホームページ	【資料 1-1-34】に同じ
【資料 1-2-35】	総合知的財産法学研究科ホームページ	【資料 1-1-36】に同じ
【資料 1-2-36】	大学院 Guide Book 2016	【資料 F-2】に同じ

【資 1-2-37】	人文科学研究科ホームページ　研究科概要	【資料 1-1-39】に同じ
【資料 1-2-38】	グローバルアジア研究科ホームページ	【資料 1-1-40】に同じ
【資料 1-2-39】	学生募集要項（平成 28 年度）	【資料 F-4】に同じ
【資料 1-2-40】	国士舘国際交流センター規程	【資料 1-1-42】に同じ
【資料 1-2-41】	国際交流政策会議規程	
【資料 1-2-42】	国士舘大学イラク古代文化研究所規程	【資料 1-1-44】に同じ
【資料 1-2-43】	大学、大学院での担当科目表（資料１）	
【資料 1-2-44】	国士舘大学武道・徳育研究所規程	【資料 1-1-45】に同じ
【資料 1-2-45】	国士舘大学防災・救急救助総合研究所規程	【資料 1-1-46】に同じ
【資料 1-2-46】	国士舘大学アジア・日本研究センター規程	【資料 1-1-47】に同じ
【資料 1-2-47】	アジア・日本研究センターホームページ	
【資料 1-2-48】	アジア・日本研究センターパンフレット(和文・英文)	
【資料 1-2-49】	国士舘大学生涯学習センター規程（第１条（趣旨）、第２条（目的））	【資料 1-1-48】に同じ
【資料 1-2-50】	国士舘大学ウエルネス・リサーチセンター規程	【資料 1-1-49】に同じ
【資料 1-2-51】	データ編表３－２（大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況）	【表 3-2】に同じ
【資料 1-2-52】	文学部ホームページ（教育研究上の目的・方針） http://tb2008.kokushikan.ac.jp/information/disclose/010600_0043.html#anc07	【資料 1-1-17】に同じ
【資料 1-2-53】	経済学研究科運営に関する内規等	
【資料 1-2-54】	週刊東洋経済臨時増刊　「本当に強い大学 2015」	
【資料 1-2-55】	「人事が選ぶ大学ランキング」日本経済新聞	
【資料 1-2-56】	大学ホームページ https://www.kokushikan.ac.jp/admission/news/details_05643.html	【資料 1-2-9】に同じ
【資料 1-2-57】	NSCA ジャパン ホームページ NSCA ジャパン認定校 https://www.nsca-japan.or.jp/03_educate/erp.html	
【資料 1-2-58】	理工学部教授会議事録（平成 24 年 12 月 21 日　平成 24 年度第 9 回教授会議事録（学系名称変更）	【資料 1-2-13】に同じ
【資料 1-2-59】	理工学部教授会議事録（平成 25 年 11 月 29 日　平成 25 年度第 8 回教授会議事録（審議事項 4.5　理工学研究所規程の一部変更）	【資料 1-2-13】に同じ
【資料 1-2-60】	理工学研究所規程	
【資料 1-2-61】	文学部入学試験基本方針（平成 29 年度）	
【資料 1-2-62】	文学部臨時教授会（平成 27 年度）（平成 28 年 2 月 29 日開催）議事録	
【資料 1-2-63】	人文科学研究科ホームページ	【資料 1-1-39】に同じ
【資料 1-2-64】	国際交流委員会及び留学生支援委員会日程表（平成 27 年度）	
【資料 1-2-65】	言語交換アンケート集計結果平成 27 年度（第 1 回・第 2 回）	
【資料 1-2-66】	語学向上プログラム実施の結果に関する報告書	
【資料 1-2-67】	第５回留学生支援委員会議題	
【資料 1-2-68】	海外留学ガイドブック2015	
【資料 1-2-69】	企画展 イラク西南砂漠（シリア砂漠）　タール・ジャマル遺跡の旧石器資料展	
【資料 1-2-70】	公開シンポジウム 天空の古代都市「マチュピチュ遺跡」を護れ－日本・ペルー国際共同研究の成果－	
【資料 1-2-71】	『ラーフィダーン』	
【資料 1-2-72】	『文化遺産学研究』	
【資料 1-2-73】	平成27年度イラク古代文化研究所所員会開催について	
【資料 1-2-74】	イラク古代文化研究所所員会議事録	

【資料 1-2-75】	中学校の武道必修化を契機としたインクルーシブ教育の実現に向けて	
【資料 1-2-76】	「中学校における武道授業の現状について」-柔道・剣道・空手道の立場から-	
【資料 1-2-77】	杖道体験セミナー　神道夢想流杖術の視点から	
【資料 1-2-78】	データ編表A-15「大学が地域社会や企業等で共同に行っている活動（前年度実績）」	【表 A-1】に同じ
【資料 1-2-79】	生涯学習センター運営委員会議事録（平成26年4月・平成27年3月）	
【資料 1-2-80】	資格講座ガイダンス実施報告（平成26年度）	
【資料 1-2-81】	平成26年度資格講座受講者数・合格者一覧（平成26年度）	
【資料 1-2-82】	健康づくりクラブ「健寿の駅」	
【資料 1-2-83】	三つの方針に基づいた改革案の策定について（依頼）	
【資料 1-2-84】	教育研究上の目的・三つの方針策定参考資料	
【資料 1-2-85】	国士舘大学の三つの方針	
【資料 1-2-86】	第4回ＦＤ(Faculty　Development)シンポジウム資料	
1-3. 使命・目的及び教育目的の有効性		
【資料 1-3-1】	国士舘大学学則（第１条（目的）、第２条（組織）、第 40 条（教育研究上の目的･授業科目）、第 30 条～第 34 条，第 37 条の２(国際交流センター)、学則第 37 条３（図書館・情報メディアセンター）、学則第 38 条（健康管理室）、学則第 39 条（附置研究所及び附属研究施設等）、学則第 39 条３（アジア・日本研究センター）、学則第 39 条４（生涯学習センター））	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-3-2】	平成 29 年度　学則変更に関する日程（案）平成 28（2016）年２月 13 日教務主任会資料２	
【資料 1-3-3】	体育学部定例教授会 議題　平成 26 年７月	
【資料 1-3-4】	平成 27 年度 学則変更新旧対照表	
【資料 1-3-5】	理工学部将来計画委員会議事録	
【資料 1-3-6】	法学部教授会議事録	【資料 1-1-13】に同じ
【資料 1-3-7】	理事会議事録	
【資料 1-3-8】	文学部内規類集　教授会内規、主任会内規	
【資料 1-3-9】	経営学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-3-10】	国士舘大学大学院学則第１条（目的）、第 2 条（組織）、第 33 条（教育研究上の目的、授業科目及び履修方法)）	【資料 F-3】に同じ
【資料 1-3-11】	経済学研究科ホームページ	【資料 1-1-27】に同じ
【資料 1-3-12】	国士舘諸規程管理規程第３条（制定・改廃の手続）	
【資料 1-3-13】	修士・博士課程の教育課程（アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）	
【資料 1-3-14】	国士舘国際交流センター規程	【資料 1-1-42】に同じ
【資料 1-3-15】	国際交流政策会議規程	【資料 1-2-41】
【資料 1-3-16】	国際交流政策会議 議事録	
【資料 1-3-17】	イラク古代文化研究所原議書	
【資料 1-3-18】	1-2-③を実施するに当たっての原議書	
【資料 1-3-19】	国士舘大学防災・救急救助総合研究所規程	【資料 1-1-46】に同じ
【資料 1-3-20】	国士舘大学アジア・日本研究センター規程第１条(趣旨)、 第２条(目的)	【資料 1-1-47】に同じ
【資料 1-3-21】	アジア・日本研究センター月報	
【資料 1-3-22】	生涯学習センター原議書	
【資料 1-3-23】	ウエルネス・リサーチセンター原議書	
【資料 1-3-24】	学長室関連会議一覧学長調整会	
【資料 1-3-25】	政経学部便覧	【資料 F-5】に同じ

【資料 1-3-26】	父母懇談会案内	
【資料 1-3-27】	政経学部ホームページ　学部概要―理念と目標、ポリシー	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 1-3-28】	オープンキャンパス資料	
【資料 1-3-29】	体育学部ホームページ https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PE/about/objective.html	【資料 1-1-5】に同じ
【資料 1-3-30】	体育学部便覧（平成 27 年度）	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-3-31】	オリエンテーション資料	
【資料 1-3-32】	大学ホームページ 教育研究上の目的と三つのポリシー https://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/three_policies.html	【資料 1-2-27】に同じ
【資料 1-3-33】	理工学部ホームページ http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/se.html	【資料 1-1-8】に同じ
【資料 1-3-34】	理工学部 ACADEMIC GUIDE	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-3-35】	大学案内 2016	【資料 F-2】に同じ
【資料 1-3-36】	法学部ホームページ	【資料 1-1-12】に同じ
【資料 1-3-37】	法学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-3-38】	オリエンテーション実施計画	
【資料 1-3-39】	文学部ホームページ http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html	【資料 1-1-17】に同じ
【資料 1-3-40】	文学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-3-41】	入学試験要項（平成 28 年度）	
【資料 1-3-42】	（21 世紀アジア学部）サバイバルガイド（学生便覧）	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-3-43】	21 世紀アジア学部ホームページ	【資料 1-1-18】に同じ
【資料 1-3-44】	国士舘要覧 2015	【資料 F-2】に同じ
【資料 1-3-45】	オリエンテーション・ガイダンス案内	
【資料 1-3-46】	経営学部リーフレット	【資料 1-1-21】に同じ
【資料 1-3-47】	経営学部ホームページ(ポリシー)	【資料 1-1-22】に同じ
【資料 1-3-48】	経営学部の概要　　（オープンキャンパス学部紹介資料）	
【資料 1-3-49】	経営学ってなんだ　（オープンキャンパス模擬授業資料）	
【資料 1-3-50】	政治学研究科ホームページ http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/PS/policy.html	【資料 1-1-25】に同じ
【資料 1-3-51】	経済学研究科ホームページ http://www	【資料 1-1-27】に同じ
【資料 1-3-52】	経営学研究科ホームページ	【資料 1-1-29】に同じ
【資料 1-3-53】	大学院便覧（政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、総合知的財産法学研究科、人文科学研究科、グローバルアジア研究科）	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-3-54】	大学院 Guide Book 2016	【資料 F-2】に同じ
【資料 1-3-55】	三つの方針（ディアプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）（経営学研究科）（工学研究科）（法学研究科）（グローバルアジア研究科）	【資料 1-2-27】に同じ
【資料 1-3-56】	大学ホームページ　「建学の由来と理念　教育理念」 http://www.kokushikan.ac.jp/information/about/idea.html	【資料 1-2-9】に同じ
【資料 1-3-57】	スポーツ・システム研究科ホームページ http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/SS/policy.html	【資料 1-1-31】に同じ
【資料 1-3-58】	スポーツ・システム研究科便覧（平成 27 年度）	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-3-59】	救急システム研究科ホームページ http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/EDS/outline.html	【資料 1-1-33】に同じ
【資料 1-3-60】	救急システム研究科便覧（平成 27 年度）	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-3-61】	工学研究科ホームページ	【資料 1-1-34】に同じ
【資料 1-3-62】	法学研究科ホームページ	【資料 1-1-35】に同じ
【資料 1-3-63】	総合知的財産法学研究科ホームページ	【資料 1-1-36】に同じ
【資料 1-3-64】	「建学の精神」（平成27年度建学の精神を継承する国士舘教育）三つの方針	【資料 1-2-9】に同じ
【資料 1-3-65】	人文科学研究科ホームページ	【資料 1-1-39】に同じ
【資料 1-3-66】	大学院案内	【資料 F-2】に同じ
【資料 1-3-67】	入学式学長・理事長祝辞パンフレット	

【資料 1-3-68】	グローバルアジア研究科ホームページ	【資料 1-1-40】に同じ
【資料 1-3-69】	国際交流センターホームページ	
【資料 1-3-70】	イラク古代文化研究所ホームページ	【資料 1-1-51】に同じ
【資料 1-3-71】	『ラーフィダーン』	【資料 1-2-71】に同じ
【資料 1-3-72】	『文化遺産学研究』	【資料 1-2-72】に同じ
【資料 1-3-73】	武道・徳育研究所ホームページ	
【資料 1-3-74】	武道・徳育研究所紀要	
【資料 1-3-75】	防災・救急救助総合研究所ホームページ	
【資料 1-3-76】	防災・救急救助総合研究所会報	
【資料 1-3-77】	防災・救急救助総合研究所紀要	
【資料 1-3-78】	アジア・日本研究センターホームページ	【資料 1-2-47】に同じ
【資料 1-3-79】	アジア・日本研究センターパンフレット	
【資料 1-3-80】	生涯学習センターホームページ	
【資料 1-3-81】	資格講座パンフレット	
【資料 1-3-82】	公開講座パンフレット	【表 A-16】に同じ
【資料 1-3-83】	ウエルネス・リサーチセンターホームページ	【資料 1-1-52】に同じ
【資料 1-3-84】	会報（ウエルネスリサーチ・センター）	
【資料 1-3-85】	ウエルネス・リサーチセンター紀要	
【資料 1-3-86】	工学研究科便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 1-3-87】	建学の精神を継承する国士舘教育	
【資料 1-3-88】	学校法人国士舘中長期事業計画	【資料 F-6】に同じ
【資料 1-3-89】	理工学部教授会議事録(平成 26 年 10 月 24 日　平成 26 年度 第７回理工学部教授会審議事項３．３）	
【資料 1-3-90】	文学部ホームページ（教育研究上の目的・方針） http://tb2008.kokushikan.ac.jp/information/disclose/010600_0043.html#anc07	【資料 1-1-17】に同じ
【資料 1-3-91】	21 世紀アジア学部将来構想案	
【資料 1-3-92】	ホームページ（学校法人国士舘 2017 年創立 100 周年、政治学研究科） http://www.kokushikan.ac.jp/information/activity/outline.html	
【資料 1-3-93】	救急システム研究科ホームページ　教育研究上の目的と方針 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/EDS/policy.html	【資料 1-1-33】に同じ
【資料 1-3-94】	「三つの方針に基づいた改革案の策定（依頼）」国士大室第 20 号	
【資料 1-3-95】	創立 100 周年記念事業講堂計画	
【資料 1-3-96】	平成 27 年度事業計画書	【資料 F-6】に同じ
【資料 1-3-97】	ウエルネス・リサーチセンター規程	【資料 1-2-50】に同じ
【資料 1-3-98】	大学ホームページ大学基本情報　組織情報 https://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/information/organization/	
【資料 1-3-99】	Kokushikan University International Prospectus 2015(国士舘大学大学案内)	【資料 F-2】に同じ
【資料 1-3-100】	経営研究所規程	
【資料 1-3-101】	組織機構図	
【資料 1-3-102】	イラク古代文化研究所ホームページ　教員一覧 http://kokushikan.ac.jp/education/researcher/index.html?code=8	【資料 1-1-51】に同じ
【資料 1-3-103】	国士舘大学武道・徳育研究所規程	【資料 1-1-45】に同じ
【資料 1-3-104】	アジア・日本研究センター研究員名簿	
【資料 1-3-105】	国士舘大学アジア・日本研究センター内委員会などに関する内規	
【資料 1-3-106】	国士舘大学生涯学習センター規程（第５条）	【資料 1-1-49】に同じ

基準 2. 学修と教授

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	大学ホームページ　政経学部の教育研究上の目的と三つのポリシー http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/pse.html	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 2-1-2】	政経学部ホームページ　ポリシー http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/PSE/about/policy.html	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 2-1-3】	入学試験要項	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-1-4】	大学案内 2016	【資料 F-2】に同じ
【資料 2-1-5】	大学ホームページ「国士舘大学の教育研究上の目的と三つのポリシー」 http://www.khttp://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/three_policies.html	【資料 1-2-27】に同じ
【資料 2-1-6】	体育学部ホームページ ttp://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/pe.html	【資料 1-1-5】に同じ
【資料 2-1-7】	入試説明会パンフレット	
【資料 2-1-8】	武道学科定員増に関わる文科省申請書類	
【資料 2-1-9】	理工学部ホームページ http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/se.html	【資料 1-1-8】に同じ
【資料 2-1-10】	理工学部 ACADEMIC GUIDE	【資料 1-1-9】に同じ
【資料 2-1-11】	オープンキャンパス理工学部ブース及び学びのチャレンジの来場者数集計表	
【資料 2-1-12】	高校教員対象の入試説明会の理工学部ブース対応高校数集計表（2015 年度）	
【資料 2-1-13】	法学部ホームページ http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Law/about/policy.html	【資料 1-1-12】に同じ
【資料 2-1-14】	法学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-1-15】	文学部ホームページ http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/Letters/about/policy.html	【資料 1-1-17】に同じ
【資料 2-1-16】	オープンキャンパス学部紹介説明資料（文学部）	
【資料 2-1-17】	大学ホームページ https://www.kokushikan.ac.jp/	
【資料 2-1-18】	21 世紀アジア学部ホームページ https://www.kokushikan.ac.jp/faculty/21_Asia/	【資料 1-1-18】に同じ
【資料 2-1-19】	（21 世紀アジア学部）サバイバルガイド（学生便覧）	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-1-20】	経営学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-1-21】	経営学部ホームページ（理念と目標、ポリシー）	【資料 1-1-22】に同じ
【資料 2-1-22】	経営学部の概要（オープンキャンパス学部紹介資料）	
【資料 2-1-23】	経営学部準備委員会議事録（H22－04）	【資料 1-1-23】に同じ
【資料 2-1-24】	政治学研究科ホームページ http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/PS/policy.html	【資料 1-1-25】に同じ
【資料 2-1-25】	大学院 GuideBook	【資料 F-2】に同じ
【資料 2-1-26】	大学院学生募集要項	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-1-27】	大学院便覧（政治学研究科、経済学研究科、経営学研究科、法学研究科、総合知的財産法学研究科）	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-1-28】	経済学研究科大学院ホームページ	【資料 1-1-27】に同じ
【資料 2-1-29】	経営学研究科大学院ホームページ	【資料 1-1-29】に同じ
【資料 2-1-30】	スポーツ・システム研究科ホームページ　教育研究上の目的と	【資料 1-1-31】に同じ

	方針 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/SS/policy.html	
【資料 2-1-31】	救急システム研究科ホームページ　教育研究上の目的と方針 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/EDS/policy.html	【資料 1-1-33】に同じ
【資料 2-1-32】	工学研究科ホームページ	【資料 1-1-34】に同じ
【資料 2-1-33】	国士舘大学大学院学則（第 1 条（目的）、第 33 条（教育の目的、授業科目及び履修方法)、第 12 条（選考の方法)）	【資料 F-3】に同じ
【資料 2-1-34】	大学院入試説明会のポスターの資料	
【資料 2-1-35】	データ編（平成 27 年 6 月国士舘大学）	
【資料 2-1-36】	総合知的財産法学研究科ホームページ　三つの方針 http://www.kokushikan.ac.jp/faculty/GS/department/IPL/policy.html	【資料 1-1-36】に同じ
【資料 2-1-37】	総合知的財産法学研究科シラバス	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-1-38】	人文科学研究科ホームページ	【資料 1-1-39】に同じ
【資料 2-1-39】	グローバルアジア研究科ホームページ	【資料 1-1-40】に同じ
【資料 2-1-40】	グローバルアジア研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-1-41】	体育学部ホームページ http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/pe.html	【資料 1-1-5】に同じ
【資料 2-1-42】	体育学部入学試験作成依頼書類	
【資料 2-1-43】	入学試験運営要領　平成 28 年度入学試験細部実施要項	
【資料 2-1-44】	全入試の教職員配置計画書（事務室対応）	
【資料 2-1-45】	出題委員名簿（理工学部長）	
【資料 2-1-46】	国士舘大学学則（第 10 条（選考の方法)、第 4 条（学生定員)）	【資料 F-3】に同じ
【資料 2-1-47】	大学ホームページ http://www.kokushikan.ac.jp/admission/undergraduate/	【資料 2-1-17】に同じ
【資料 2-1-48】	平成 25 年度第 12 回法学部（定例）教授会議事録	【資料 1-1-13】に同じ
【資料 2-1-49】	外国人留学生入学試験要項	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-1-50】	平成 26 年度第 13 回法学部（定例）教授会議事録	【資料 1-1-13】に同じ
【資料 2-1-51】	入学試験基本方針（文学部教授会資料）	
【資料 2-1-52】	経営学部リーフレット	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-1-53】	経営学部定例教授会(平成 25 年度 6 月)議事録（抜粋）	
【資料 2-1-54】	経営学部定例教授会(平成 26 年度 6 月)議事録（抜粋）	
【資料 2-1-55】	平成24から26年度入学試験　経営学部　ＡＯ入試・推薦選考 一般教養・時事問題	
【資料 2-1-56】	平成 28 年度入学試験問題出題委員の推薦について（依頼）	
【資料 2-1-57】	（データ編）表 2-1　学部・学科別の志願者数、合格者数、入学者数の推移（過去５年間）	【表 2-1】に同じ
【資料 2-1-58】	法学研究科ホームページ	【資料 1-1-35】に同じ
【資料 2-1-59】	法学研究科大学院議事録	
【資料 2-1-60】	総合知的財産法学研究科カリキュラム・ポリシー	
【資料 2-1-61】	単位制(総合知的財産法学研究科)	
【資料 2-1-62】	総合知的財産法学研究科シラバス抜粋	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-1-63】	ＦＤ研修会報告書	
【資料 2-1-64】	人文科学研究科議事録（平成 27 年度第 8 回）	
【資料 2-1-65】	オープンキャンパスチラシ	【資料 1-3-28】に同じ
【資料 2-1-66】	（データ編）表Ｆ－４（学部・学科の学生定員及び在籍学生数）	【表 F-4】に同じ

【資料 2-1-67】	国士舘大学　入試情報　入学者推移 https://www.kokushikan.ac.jp/admission/undergraduate/data/transition/	
【資料 2-1-68】	国士舘大学学生数一覧表（平成 27 年度）	
【資料 2-1-69】	体育学部定例教授会 議題 平成27年７月 定例学内理事懇談会（平成27年7月７日開催）	【資料 1-3-3】に同じ
【資料 2-1-70】	教授会資料（平成 28 年４月）入試実施結果	
【資料 2-1-71】	私立大学等経常費補助金交付要綱（平成26年11月14日最終改正 文部科学省） ３条の３	
【資料 2-1-72】	入学試験ＤＡＴＡ　2011 年度（H23）～2015 年度（H27）	
【資料 2-1-73】	文学部専攻別入学者数（学部作成資料）	
【資料 2-1-74】	21 世紀アジア学部入学者受入れの方針	
【資料 2-1-75】	平成 23 から 27 年度国士舘大学学生数一覧表（経営学部）	【資料 2-1-68】に同じ
【資料 2-1-76】	大学院各研究科別（入学者数）・定員充足率・推移（H21～H27）	
【資料 2-1-77】	エビデンス集（データ編）表Ｆ－５（大学院研究科の学生定員及び在籍学生数）	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-1-78】	大学院修士課程　志願者数・合格者数・入学者－推移表	
【資料 2-1-79】	大学院博士課程　志願者数・合格者数・入学者－推移表	
【資料 2-1-80】	エビデンス集（データ編）表 2-3（大学院研究科の入学者数の内訳（過去３年間)）	【表 2-3】に同じ
【資料 2-1-81】	エビデンス集（データ編）表Ｆ-5（大学院研究科の学生定員及び在籍学生数）	【表Ｆ-5】に同じ
2-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 2-2-1】	ホームページ政経学部の教育研究上の目的と三つのポリシー http://www.kokushikan.ac.jp/information/policy/pse.html	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 2-2-2】	政経学部（政治学科）ホームページ	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 2-2-3】	政経学部（経済学科）ホームページ	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 2-2-4】	政経学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-2-5】	教育課程編成方針を定めた教授会資料（政経学部学則変更カリキュラムについて	
【資料 2-2-6】	国士舘大学学則第 40 条 第１項（教育研究上の目的）	【資料 F-3】に同じ
【資料 2-2-7】	体育学部ホームページ教育上の目的	【資料 1-1-5】に同じ
【資料 2-2-8】	体育学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-2-9】	理工学部 ACADEMIC GUIDE	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-2-10】	理工学部ホームページ	【資料 1-1-8】に同じ
【資料 2-2-11】	法学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-2-12】	法学部ホームページ	【資料 1-1-12】に同じ
【資料 2-2-13】	文学部ホームページ	【資料 1-1-17】に同じ
【資料 2-2-14】	大学案内 2016	
【資料 2-2-15】	文学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-2-16】	21 世紀アジア学部ホームページ	【資料 1-1-18】に同じ
【資料 2-2-17】	（21 世紀アジア学部）サバイバルガイド（学生便覧）	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-2-18】	経営学部便覧（平成 27 年度）	【資料 F-5】に同じ

【資料 2-2-19】	経営学部リーフレット	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-2-20】	経営学部ホームページ	【資料 1-1-22】に同じ
【資料 2-2-21】	経営学部カリキュラムマップ	
【資料 2-2-22】	政治学研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-2-23】	政治学研究科ホームページ	【資料 1-1-25】に同じ
【資料 2-2-24】	国士舘大学大学院学則第１条(目的)、第 33 条(教育研究上の目的)、第 35 条（必要最低単位数）	【資料 F-3】に同じ
【資料 2-2-25】	経済学研究科大学院便覧（平成 27 年度）	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-2-26】	経済学研究科ホームページ	【資料 1-1-27】に同じ
【資料 2-2-27】	経済学研究科シラバス	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-2-28】	経営学研究科ホームページ	【資料 1-1-29】に同じ
【資料 2-2-29】	経営学研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-2-30】	スポーツ・システム研究科便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-2-31】	スポーツ・システム研究科ホームページ　３ポリシー	【資料 1-1-31】に同じ
【資料 2-2-32】	救急システム研究科便覧（平成 27 年度）	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-2-33】	救急システム研究科ホームページ　３ポリシー	【資料 1-1-33】に同じ
【資料 2-2-34】	工学研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-2-35】	工学研究科ホームページ　３ポリシー	【資料 1-1-34】に同じ
【資料 2-2-36】	法学研究科ホームページ　３ポリシー	【資料 1-1-35】に同じ
【資料 2-2-37】	法学研究科シラバス抜粋	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-2-38】	法学研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-2-39】	総合知的財産法学研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-2-40】	総合知的財産法学研究科ホームページ三つの方針	【資料 1-1-36】に同じ
【資料 2-2-41】	総合知的財産法学研究科シラバス	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-2-42】	人文科学研究科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）	
【資料 2-2-43】	人文科学研究科教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）	
【資料 2-2-44】	人文科学研究科大学院研究科便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-2-45】	人文科学研究科ホームページ	【資料 1-1-39】に同じ
【資料 2-2-46】	グローバルアジア研究科大学院便覧　　三つの方針	
【資料 2-2-47】	グローバルアジア研究科ホームページ　三つの方針	【資料 1-1-40】に同じ
【資料 2-2-48】	Ｗｅｂシラバス（政経学部）（体育学部）（理工学部）	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-2-49】	政経学部教授会開催案内（若手教員によるフレッシュマンゼミ及び基礎ゼミにおけるアクティブラーニングＰＢＬ実践報告会（政経学部）	
【資料 2-2-50】	政経学部ホームページ公開授業	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 2-2-51】	体育学部授業公開・授業参観実施計画	
【資料 2-2-52】	体育学部教授会議題・春期授業アンケート ・キャップ制 ・科目ナンバリング	【資料 1-3-3】に同じ
【資料 2-2-53】	体育学部（学生と学部長の話す会）	
【資料 2-2-54】	エビデンス集（データ編）表２－８年間（履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数））	【表 2-8】に同じ
【資料 2-2-55】	理工学部各学系のカリキュラムマップ	
【資料 2-2-56】	理工学部専門科目の科目ナンバリング一覧	
【資料 2-2-57】	授業評価アンケートを活用した授業方法改善指針	
【資料 2-2-58】	ＦＤシンポジウム報告書、ＦＤ研修報告書	【資料 2-1-63】に同じ

【資料 2-2-59】	法学部模擬裁判（第 25 回）	
【資料 2-2-60】	法学部教授会議事録（人事・カリキュラム委員会）	【資料 1-1-13】に同じ
【資料 2-2-61】	manaba（小テスト実施のタブ・レポート提出口のタブ）	
【資料 2-2-62】	文学部シラバス（実習科目）	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-2-63】	国士舘人文学　創刊号pp. 127-162、第5号pp. 73-99	
【資料 2-2-64】	21世紀アジア学部教育課程編成方針	
【資料 2-2-65】	21世紀アジア学部シラバス	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-2-66】	学則第 47 条（単位の基準）	【資料 F-3】に同じ
【資料 2-2-67】	経営学部クラス配分表	
【資料 2-2-68】	経営学部（平成 27 年度）クラス指定制必修科目の配置表	
【資料 2-2-69】	経営学部　新入生　ガイダンス計画	
【資料 2-2-70】	国士舘大学ＷＥＢシラバス（政治学研究科）	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-2-71】	政治学研究科カリキュラム・ポリシー	
【資料 2-2-72】	政治学研究科アクティブ・ラーニング、ＰＢＬ実施例	
【資料 2-2-73】	単位制（経済学研究科）	
【資料 2-2-74】	経済学研究科カリキュラム・ポリシー	
【資料 2-2-75】	経営学研究科教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）	
【資料 2-2-76】	経営学研究科シラバス	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-2-77】	スポーツ・システム研究科カリキュラム・ポリシー	
【資料 2-2-78】	救急システム研究科カリキュラム・ポリシー	
【資料 2-2-79】	工学研究科カリキュラム・ポリシー	
【資料 2-2-80】	単位制（工学研究科）	
【資料 2-2-81】	工学研究科シラバス	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-2-82】	工学研究科大学院授業評価アンケート	
【資料 2-2-83】	法学研究科大学院便覧のカリキュラム・ポリシー	
【資料 2-2-84】	単位制について（法学研究科）	
【資料 2-2-85】	法学研究科シラバス抜粋	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-2-86】	大学院授業アンケート分析結果(法学研究科)	
【資料 2-2-87】	総合知的財産法学研究科カリキュラム・ポリシー	
【資料 2-2-88】	単位制(総合知的財産法学研究科)	【資料 2-1-61】に同じ
【資料 2-2-89】	総合知的財産法学研究科シラバス	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-2-90】	人文科学研究科教育課程編成方針	
【資料 2-2-91】	グローバルアジア研究科カリキュラム・ポリシー	
【資料 2-2-92】	単位制（グローバルアジア研究科）	
【資料 2-2-93】	グローバルアジア研究科シラバス	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-2-94】	グローバルアジア研究科カリキュラムマップ	
【資料 2-2-95】	国士舘大学ＦＤ委員会規程	
【資料 2-2-96】	ＦＤ・ＳＤシンポジウム案内	
【資料 2-2-97】	シラバス作成ガイド	
【資料 2-2-98】	全学教養教育運営センター運営委員会議事録	
【資料 2-2-99】	シラバス作成チェック	
2-3. 学修及び授業の支援		
【資料 2-3-1】	国士舘大学学部規程第 10 条（学年担任）	
【資料 2-3-2】	国士舘大学事務分掌規程第 19 条（各学部事務課）（政経学部）	

【資料 2-3-3】	政経学部ホームページ	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 2-3-4】	政経学部ホームページ（オフィスアワースケジュール表）	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 2-3-5】	図書館・キャリア支援センター授業割り振り表	
【資料 2-3-6】	ＦＤ研修会「大学教育の質保証システムの整備」中退問題を視野に	
【資料 2-3-7】	面談記録シート（様式）	
【資料 2-3-8】	エビデンス集（データ編）表２－４（学部、学科別の退学者数の推移（過去３年間）	【表 2-4】に同じ
【資料 2-3-9】	エビデンス集（データ編）表Ｆ－６（全学部の教員組織（学部等）	【表 F-6】に同じ
【資料 2-3-10】	体育学部定例教授会　授業を連続で欠席している学生対応	【資料 1-3-3】に同じ
【資料 2-3-11】	体育学部教務助手規程	
【資料 2-3-12】	体育学部実習助手規程	
【資料 2-3-13】	体育学部 春期専任教員オフィスアワー担当表	
【資料 2-3-14】	学生生活実態調査報告書	
【資料 2-3-15】	学生と学部長の話す会（意見交換会）意見集約記録	
【資料 2-3-16】	国士舘大学ＷＥＢシラバス（体育学部）	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-3-17】	体育学部定例教授会・年間履修単位上限（キャップ制）	【資料 1-3-3】に同じ
【資料 2-3-18】	体育学部（平成 27 年度班別時間割表）	
【資料 2-3-19】	体育学部（平成 27 年度）こどもスポーツ教育学科「合同ゼミ」計画表	
【資料 2-3-20】	体育学部復学者希望者面談	
【資料 2-3-21】	体育学部オリエンテーション日程表	
【資料 2-3-22】	体育学部定例教授会・連続欠席者対応	【資料 1-3-3】に同じ
【資料 2-3-23】	理工学部教授会議事録	【資料 1-2-13】に同じ
【資料 2-3-24】	理工学部時間割	
【資料 2-3-25】	理工学部面談記録	
【資料 2-3-26】	理工学部ホームページ	【資料 1-1-8】に同じ
【資料 2-3-27】	理工学部 ACADEMIC GUIDE	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-3-28】	法学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-3-29】	法学部掲示板（オフィスアワー）	
【資料 2-3-30】	法学部面談記録	
【資料 2-3-31】	法学検定試験団体受験案内	
【資料 2-3-32】	法学検定試験ガイダンスアンケート集計結果	
【資料 2-3-33】	法学検定試験団体受験７年間の推移	
【資料 2-3-34】	文学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-3-35】	文学部オフィスアワー一覧	
【資料 2-3-36】	文学部定例教授会審議事項（TA 学生の採用）	
【資料 2-3-37】	21 世紀アジア学部オフィスアワー一覧表	
【資料 2-3-38】	国士舘大学ティーチング・アシスタントに関する規程	
【資料 2-3-39】	経営学部クラス配分表	
【資料 2-3-40】	面談シート（経営学部）	
【資料 2-3-41】	経営学部定例教授会議事録	
【資料 2-3-42】	経営学部（平成 27 年度）春期修学指導対象学生抽出	
【資料 2-3-43】	経営学部入学時教育で活用する体験プログラム「自己の探求Ⅰ」	
【資料 2-3-44】	就勝のための自己分析セミナー	
【資料 2-3-45】	経営学部学外研修（専門ゼミナール）補助に関する申し合わせ	
【資料 2-3-46】	経営学部オフィスアワー　スケジュール表	

【資料 2-3-47】	経営学部ティーチング・アシスタント申請書（平成 27 年度）	
【資料 2-3-48】	経営学部スチューデント・アシスタントに関する内規	
【資料 2-3-49】	エビデンス集（データ編）表Ｆ－６（全学の教員組織（大学院等)）	【表 F-6】に同じ
【資料 2-3-50】	政経学部ホームページ（オフィスアワー）	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 2-3-51】	政治学研究科内規（大学院生談話会に関する申し合わせ）	
【資料 2-3-52】	経済学研究科（オフィスアワー実施状況表）	
【資料 2-3-53】	経営学研究科ホームページ（オフィスアワー）	【資料 1-1-29】に同じ
【資料 2-3-54】	経営学研究科　退学者数などの推移（過去 3 年間）	
【資料 2-3-55】	スポーツ・システム研究科オフィスアワー実施状況	
【資料 2-3-56】	国士舘大学大学院研究科助手規程	
【資料 2-3-57】	救急システム研究科オフィスアワー実施状況	
【資料 2-3-58】	工学研究科大学院授業評価アンケート集計結果	
【資料 2-3-59】	工学研究科ホームページ（オフィスアワー）	【資料 1-1-34】に同じ
【資料 2-3-60】	法学研究科学部と連携でオフイス・アワーの実施状況資料	
【資料 2-3-61】	法学研究科大学院授業評価アンケート分析結果	
【資料 2-3-62】	法学研究科ホームページ（オフィスアワー）	【資料 1-1-35】に同じ
【資料 2-3-63】	総合知的財産法学研究科ホームページ（オフィスアワー）	【資料 1-1-36】に同じ
【資料 2-3-64】	人文科学研究科（オフィスアワー実施状況）	
【資料 2-3-65】	人文科学研究科ホームページ（オフィスアワー）	【資料 1-1-39】に同じ
【資料 2-3-66】	人文科学研究科大学院研究科便覧	
【資料 2-3-67】	グローバル・アジア研究科大学院授業評価アンケート集計結果	
【資料 2-3-68】	グローバル・アジア研究科ホームページ（オフィスアワー）	【資料 1-1-40】に同じ
【資料 2-3-69】	事務分掌規程第 12 条２（教務部授業支援課	
【資料 2-3-70】	各学部オフィスアワー表	
【資料 2-3-71】	中途退学者対策検討委員会議事録	
【資料 2-3-72】	中途退学者対策について（答申）	
【資料 2-3-73】	学生カルテ（仮称）（案）	
【資料 2-3-74】	学部長会資料「学生身分異動状況」	
【資料 2-3-75】	学部長会資料　退学・休学届の学生数	
2-4. 単位認定、卒業・修了認定等		
【資料 2-4-1】	国士舘大学学位規程	
【資料 2-4-2】	国士舘大学学則第 47 条（単位の基準)、第 48 条（試験）、第 49 条（成績評価）、第 50 条（単位認定及び再履修）、第 52 条（卒業）、第 53 条（学位）	【資料 F-3】に同じ
【資料 2-4-3】	政経学部教授会議事録（ＧＰＡ0.5 未満学生退学勧告）	
【資料 2-4-4】	政経学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-4-5】	政経学部ホームページ	【資料 1-1-3】に同じ
【資料 2-4-6】	国士舘大学ＷＥＢシラバス（政経学部）	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-4-7】	エビデンス集（データ編）表２－６（成績評価基準）	【表 2-6】に同じ
【資料 2-4-8】	エビデンス集（データ編）表２－７（修得単位状況）	【表 2-7】に同じ
【資料 2-4-9】	体育学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-4-10】	体育学部定例教授会　年間履修単位上限（キャップ制）	【資料 1-3-3】に同じ
【資料 2-4-11】	体育学部班別時間割表	【資料 2-3-18】に同じ
【資料 2-4-12】	エビデンス集（データ編）表2-8（年間履修登録単位数の上限と進級・卒業（修了）要件（単位数)）	【表 2-8】に同じ
【資料 2-4-13】	理工学部シラバス	【資料 F-12】に同じ

【資料 2-4-14】	理工学部 ACADEMIC GUIDE	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-4-15】	理工学部・進級・卒業判定教授会議事録	
【資料 2-4-16】	法学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-4-17】	法学部ホームページ	【資料 1-1-12】に同じ
【資料 2-4-18】	法学部教授会議事録	【資料 1-1-13】に同じ
【資料 2-4-19】	文学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-4-20】	文学部ホームページ	【資料 1-1-17】に同じ
【資料 2-4-21】	経営学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-4-22】	国士舘大学ＷＥＢシラバス（経営学部）	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-4-23】	国士舘大学大学院学則第１条（目的）、第 38 条（単位の基準）、第 42 条（試験）、第 43 条（試験の評価）、第 44 条（単位の認定）	【資料 F-3】に同じ
【資料 2-4-24】	政治学研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-4-25】	政治学研究科内規（修士論文中間発表の評価方法及び基準；課程博士の学位審査に関する内規）	
【資料 2-4-26】	政治学研究会ホームページ	【資料 1-1-25】に同じ
【資料 2-4-27】	国士舘大学ＷＥＢシラバス（政治学研究科）	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-4-28】	経済学研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-4-29】	経済学研究科シラバス	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-4-30】	課程博士の学位授与に関する申し合わせ【研究科共通】	
【資料 2-4-31】	甲種（課程）博士課程学位請求論文の手順と基準	
【資料 2-4-32】	乙種（論文）博士課程学位請求論文の手順と基準	
【資料 2-4-33】	修士論文の要件と基準	
【資料 2-4-34】	修士論文・博士論文の書き方について	
【資料 2-4-35】	大学院案内	【資料 F-2】に同じ
【資料 2-4-36】	経営学研究科ホームページ	【資料 1-1-29】に同じ
【資料 2-4-37】	入試要項	【資料 F-4】に同じ
【資料 2-4-38】	国士舘大学大学院経営学研究科における博士学位請求論文受理に関する申し合わせ	
【資料 2-4-39】	国士舘大学大学院経営学研究科における博士学位請求論文審査に関する運営内規	
【資料 2-4-40】	国士舘大学ＷＥＢシラバス（スポーツ・システム研究科）	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-4-41】	スポーツ・システム研究科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）	
【資料 2-4-42】	スポーツ・システム研究科便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-4-43】	国士舘大学ＷＥＢシラバス（救急システム研究科）	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-4-44】	救急システム研究科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）	
【資料 2-4-45】	救急システム研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-4-46】	工学研究科ホームページ	【資料 1-1-34】に同じ
【資料 2-4-47】	国士舘大学ＷＥＢシラバス（工学研究科）	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-4-48】	法学研究科修士・博士課程（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）	
【資料 2-4-49】	法学研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-4-50】	法学科研究科修士論文の評価基準、課程博士の学位審査基準	
【資料 2-4-51】	総合知的財産法学研究科カリキュラム・ポリシー	
【資料 2-4-52】	単位制(総合知的財産法学研究科)	【資料 2-1-61】に同じ
【資料 2-4-53】	総合知的財産法学研究科シラバス	【資料 F-12】に同じ

【資料 2-4-54】	総合知的財産法学研究科　修士論文審査基準	
【資料 2-4-55】	人文科学研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-4-56】	人文科学研究科内規（博士課程の学位審査基準、修士論文の学位審査基準）	
【資料 2-4-57】	国士舘大学ＷＥＢシラバス（人文科学研究科）	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-4-58】	グローバルアジア研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-4-59】	グローバルアジア研究科ホームページ	【資料 1-1-40】に同じ
【資料 2-4-60】	国士舘大学ＷＥＢシラバス（グローバルアジア研究科）	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-4-61】	21世紀アジア学部便覧	【資料 F-5】に同じ
2-5. キャリアガイダンス		
【資料 2-5-1】	ワーキングギア	
【資料 2-5-2】	ワーキングギア Jr	
【資料 2-5-3】	国士舘大学ＷＥＢシラバス　フレッシュマン・ゼミナール	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-5-4】	政経学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-5-5】	大学案内（就職実績）	
【資料 2-5-6】	キャリア形成支援センター　ホームページ	
【資料 2-5-7】	エビデンス集（データ編）表２－9（就職相談等の利用状況）	【表 2-9】に同じ
【資料 2-5-8】	エビデンス集（データ編）表２－10（就職の状況（過去３年間））	【表 2-10】に同じ
【資料 2-5-9】	体育学部教育課程内で実施しているキャリア教育	
【資料 2-5-10】	体育学部定例教授会　大会結果及び学生の派遣依頼	【資料 1-3-3】に同じ
【資料 2-5-11】	国士舘大学ＷＥＢシラバス（体育学部）	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-5-12】	体育学部班別時間割表	
【資料 2-5-13】	体育学部学科総人数及び班別人数一覧表	
【資料 2-5-14】	NSCA ジャパン ホームページ	
【資料 2-5-15】	体育学部教職インターンシップ実績（平成 26 年度）	
【資料 2-5-16】	教職支援室実績	
【資料 2-5-17】	病院内実習に関する協定書	
【資料 2-5-18】	体育学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-5-19】	エビデンス集（データ編）表２-11（卒業後の進路先状況（前年度実績））	【表 2-11】に同じ
【資料 2-5-20】	理工学部 ACADEMIC GUIDE　インターンシップ制度	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-5-21】	理工学部パンフレット	
【資料 2-5-22】	理工学部個別相談担当表	
【資料 2-5-23】	アカデミックアドバイザー一覧	
【資料 2-5-24】	法学部便覧（平成 27 年度）	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-5-25】	法学部教授会議事録	
【資料 2-5-26】	法学部各種報告書	
【資料 2-5-27】	法学部資格等ガイダンスの沿革	
【資料 2-5-28】	法学部ホームページ	【資料 1-1-12】に同じ
【資料 2-5-29】	文学部キャリア教育論シラバス	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-5-30】	文学部教職論シラバス	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-5-31】	文学部養護教職論シラバス	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-5-32】	キャリア形成支援センターによるゼミにおける就職ガイダンス実施案内	

【資料 2-5-33】	教育支援ボランティア活動報告	
【資料 2-5-34】	２１アジア学部サバイバルガイド（学生便覧）	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-5-35】	２１世紀アジア学部就職講座案内	
【資料 2-5-36】	エビデンス集（データ編）表 2-12（学生相談室、医務室等の利用状況）	【表 2-12】に同じ
【資料 2-5-37】	経営学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-5-38】	経営学部リーフレット	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-5-39】	国士舘大学ＷＥＢシラバス（経営学部）「フレッシュマンゼミナール」他	
【資料 2-5-40】	国士舘大学ＷＥＢシラバス（経営学部）「現代の産業と企業Ｉ」	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-5-41】	経営学部インターンシップの実施	
【資料 2-5-42】	経営学部【２・３年生】就職対策講座	
【資料 2-5-43】	政治学研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-5-44】	経営学研究科合同企業説明会実績	
【資料 2-5-45】	経営学研究科就職講座実績	
【資料 2-5-46】	スポーツ・システム研究科オフィスアワー	
【資料 2-5-47】	救急システム研究科オフィスアワー実施状況	
【資料 2-5-48】	法学研究科就職先の状況の資料	
【資料 2-5-49】	法学研究科発表会	
【資料 2-5-50】	キャリア形成支援センター・生涯学習センターの各種就職説明会・講座等資料	
【資料 2-5-51】	総合知的財産法学研究科エクスターンシップ報告書	
【資料 2-5-52】	人文科学研究科委員会議事録	【資料 2-1-64】に同じ
【資料 2-5-53】	グローバルアジア研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-5-54】	国士舘大学就職指導・斡旋規程	
【資料 2-5-55】	就職指導委員会	
【資料 2-5-56】	キャリア形成支援センター事業計画	
【資料 2-5-57】	学部オリエンテーション、ゼミ・クラブ別就職ガイダンス	
【資料 2-5-58】	キャリア・ガイダンス	
【資料 2-5-59】	就職講座・仕事理解セミナー	
【資料 2-5-60】	就職適性・自己理解検査&フォローアップ（キャリアアプローチ）	
【資料 2-5-61】	エントリーシート対策講座	
【資料 2-5-62】	ＳＰＩ対策講座	
【資料 2-5-63】	公務員試験対策講座、警察官・消防官試験対策講座	
【資料 2-5-64】	教員採用試験対策講座	
【資料 2-5-65】	身だしなみ向上セミナー等	
【資料 2-5-66】	就職合宿セミナー	
【資料 2-5-67】	模擬面接セミナー	
【資料 2-5-68】	国士舘大学主催インターンシップ	
【資料 2-5-69】	インターンシップ突破講座	

【資料 2-5-70】	就職フェア	
【資料 2-5-71】	就活！ＨＯＴ　ＳＰＡＣＥ	
【資料 2-5-72】	留学生対象ガイダンス	
【資料 2-5-73】	キャリアカウンセラー・相談状況	
【資料 2-5-74】	Ｗｏｒｋｉｎｇ　Ｇｅａｒ　Jr.	【資料 2-5-1】に同じ
【資料 2-5-75】	Ｗｏｒｋｉｎｇ　Ｇｅａｒ	【資料 2-5-1】に同じ
【資料 2-5-76】	求人ガイド（2016）	
2-6. 教育目的の達成状況の評価とフィードバック		
【資料 2-6-1】	ＦＤシンポジウム　『第 3 期中間報告』	
【資料 2-6-2】	授業アンケート集計結果	
【資料 2-6-3】	学生生活実態調査報告書（平成 27 年度）	【資料 2-3-14】に同じ
【資料 2-6-4】	理工学部資格取得に関する調査票	
【資料 2-6-5】	理工学部進路届集計結果	
【資料 2-6-6】	FD 研修会資料	
【資料 2-6-7】	法学部教授会議事録	
【資料 2-6-8】	法学部ホームページ（評価アンケート集計結果）	【資料 1-1-12】に同じ
【資料 2-6-9】	法学部資格取得による単位認定状況	
【資料 2-6-10】	学部長会資料	
【資料 2-6-11】	21 世紀アジア学部シラバス	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-6-12】	国士舘大学ＷＥＢシラバス（経営学部）	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-6-13】	経営学部　便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-6-14】	経営学検定試験	
【資料 2-6-15】	日本商工会議所簿記検定・経営学検定 認定者数	
【資料 2-6-16】	経営学部進路決定状況	
【資料 2-6-17】	経営学部インターンシップの実施	
【資料 2-6-18】	政治学研究科三つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）	【資料 1-2-27】に同じ
【資料 2-6-19】	政治学研究科　論文作成指導	
【資料 2-6-20】	政治学研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-6-21】	経済学研究科委員会議事録	
【資料 2-6-22】	経済学研究科シラバス(到達目標)	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-6-23】	経営学研究科修士論文中間発表会の実施結果	
【資料 2-6-24】	経営学研究科修士論文審査会の実施結果	
【資料 2-6-25】	スポーツ・システム研究科学位授与方針（ディプロマ･ポリシー）	
【資料 2-6-26】	スポーツ・システム研究科便覧（シラバス）	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-6-27】	スポーツ・システム研究科カリキュラム・マップ	
【資料 2-6-28】	スポーツ・システム研究科オフィスアワー	
【資料 2-6-29】	救急システム研究科学位授与方針（ディプロマ･ポリシー）	
【資料 2-6-30】	救急システム研究科便覧（シラバス）	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-6-31】	救急システム研究科オフィスアワー実施状況	
【資料 2-6-32】	救急システム研究科カリキュラム・マップ	
【資料 2-6-33】	工学研究科大学院授業アンケート集計結果	
【資料 2-6-34】	法学研究科シラバス（到達目標）	【資料 F-12】に同じ

【資料 2-6-35】	法学研究科研究発表会（修士論文テーマ報告）	
【資料 2-6-36】	総合知的財産研究科学生アンケート調査等結果資料	
【資料 2-6-37】	人文科学研究科学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）	【資料 2-2-42】に同じ
【資料 2-6-38】	グローバルアジア研究科構想・中間発表	
【資料 2-6-39】	主査（指導教員）のコメント及び副査のコメント（グローバルアジア研究科内部資料）	
【資料 2-6-40】	ＦＤシンポジウム　『第３期中間報告』	【資料 2-6-1】に同じ
【資料 2-6-41】	政経学部授業公開・授業参観実施状況	
【資料 2-6-42】	講義支援システムmanabaの講習会	
【資料 2-6-43】	FDニュースレター VOL.5	
【資料 2-6-44】	理工学部シラバス	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-6-45】	法学部ベネッセ大学基礎力調査Ⅱ報告書	
【資料 2-6-46】	経営学部教授会議事録	【資料 2-1-53】に同じ
【資料 2-6-47】	「英語統一テスト」	
【資料 2-6-48】	経済学研究科委員会議事録	
【資料 2-6-49】	授業評価アンケート評価結果	
【資料 2-6-50】	大学院授業アンケート集計結果	
【資料 2-6-51】	人文科学研究科シラバス	【資料 F-12】に同じ
2-7. 学生サービス		
【資料 2-7-1】	年間利用者集計表	
【資料 2-7-2】	体験教室のイベントポスター	
【資料 2-7-3】	国士舘健康管理室規程	
【資料 2-7-4】	国士舘事務分掌規程	【資料 2-3-2】に同じ
【資料 2-7-5】	学校法人国士舘危機管理規程	
【資料 2-7-6】	定期健康診断実施計画及び実施結果	
【資料 2-7-7】	健康増進、感染症予防ポスター	
【資料 2-7-8】	エビデンス集（データ編）表 2-12（学生相談室、医務室等の利用状況）	【表 2-12】に同じ
【資料 2-7-9】	施設貸出管理簿	
【資料 2-7-10】	施設使用願	
【資料 2-7-11】	クラブ・サークルガイド	
【資料 2-7-12】	ホームページ（学生相談室）	
【資料 2-7-13】	体育学部教務助手規程	【資料 2-3-11】に同じ
【資料 2-7-14】	学生相談室スケジュール表	
【資料 2-7-15】	健康管理室医師担当表	
【資料 2-7-16】	新棟食堂見取り図	
【資料 2-7-17】	エビデンス集（データ編）表２-13（大学独自の奨学金給付、貸与状況（授業料免除制度））	【表 2-13】に同じ
【資料 2-7-18】	エビデンス集（データ編）表２-14（学生の課外活動への支援状況（前年度実績））	【表 2-14】に同じ
【資料 2-7-19】	家庭通信	
【資料 2-7-20】	理工学部 ACADEMIC GUIDE	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-7-21】	出席管理記録（法学部）	

【資料 2-7-22】	法学部面談記録	【資料 2-3-30】に同じ
【資料 2-7-23】	法学部教授会議事録	【資料 1-1-13】に同じ
【資料 2-7-24】	ホームページ(健康管理室)	
【資料 2-7-25】	ホームページ（奨学金制度）	
【資料 2-7-26】	法学部便覧（奨学生制度)、(健康管理室)、(学生相談室）	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-7-27】	日本学生支援機構奨学金手続き状況	
【資料 2-7-28】	教育支援ボランティア活動報告（文学部）	
【資料 2-7-29】	エビデンス集（データ編）表 2-10（就職の状況（過去３年間)）	【表 2-10】に同じ
【資料 2-7-30】	キャンパスガイド	
【資料 2-7-31】	クラブ・サークルガイド	
【資料 2-7-32】	（21 世紀アジア学部）サバイバルガイド（学生便覧）	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-7-33】	「修学援助奨学生願書－2(成績証明書・推薦文)」発行	
【資料 2-7-34】	国士舘大学成績優秀奨学生名簿(継続)	
【資料 2-7-35】	課外活動届出団体申請書（「and G」「Chiki Chiki」）	
【資料 2-7-36】	国士舘大学奨学生規程	
【資料 2-7-37】	優秀修士論文賞などの表彰規程	
【資料 2-7-38】	国士舘事務組織規則第２条（法人の組織)、第３条（大学の組織）	
【資料 2-7-39】	国士舘大学大学院研究科学主任会規程	
【資料 2-7-40】	法学研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-7-41】	オリエンテーションガイダンスの実施要領	
【資料 2-7-42】	国士舘要覧	【資料 F-2】に同じ
【資料 2-7-43】	国際交流センターホームページ	【資料 1-3-69】に同じ
【資料 2-7-44】	留学生手帳 2015	
【資料 2-7-45】	新入外国人留学生オリエンテーション実施報告（平成 27 年度）	
【資料 2-7-46】	［不法残留］の防止・対応マニュアル	
【資料 2-7-47】	国士舘大学納入金規程	
【資料 2-7-48】	学生主任会規程	
【資料 2-7-49】	日本学生支援機構奨学金各キャンパス 採用・返還説明会	
【資料 2-7-50】	ホームページ学生生活	
【資料 2-7-51】	国士舘大学手帳	
【資料 2-7-52】	メイプルｓｙｓ登録（クラブ管理)	
【資料 2-7-53】	業務委託内容	
【資料 2-7-54】	聴取および対応の記録（政経学部事務室）	
【資料 2-7-55】	学生生活実態調査報告書	【資料 2-3-14】に同じ
【資料 2-7-56】	学生と学部長の話す会（意見交換会）体育学部長と学生の対話会で出た学生からの意見等について（要望）	【資料 2-2-53】に同じ
【資料 2-7-57】	理工学部学系主任会	
【資料 2-7-58】	聴取および対応の記録（法学部事務室）	
【資料 2-7-59】	法学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-7-60】	政治学研究科内規（大学院生談話会に関する申し合わせ）	【資料 2-3-51】に同じ
【資料 2-7-61】	経済学研究科オフィス・アワー担当者 ()	
2-8. 教員の配置・職能開発等		
【資料 2-8-1】	エビデンス集（データ編）表Ｆ－6（全学の教員組織）	【表 F-6】に同じ
【資料 2-8-2】	エビデンス集（データ編）表 2－15（専任教員の学部、研究科ごとの年齢別の構成）	【表 2-15】に同じ
【資料 2-8-3】	エビデンス集（データ編）表 2－16（学部の教員の 1 週当たり	【表 2-16】に同じ

	の担当授業時間数）	
【資料 2-8-4】	専任教員人事　募集要項（政経学部）	
【資料 2-8-5】	大学設置基準上の必要専任教員数（体育学部）	
【資料 2-8-6】	体育学部　将来計画等検討委員会議題	
【資料 2-8-7】	理工学部 ACADEMIC GUIDE	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-8-8】	国士舘大学教員任用規則	
【資料 2-8-9】	理工学部内規（理工学部専任教員の昇格審査基準に関する理工学部内規）	
【資料 2-8-10】	実専任教員数を設置基準上必要な専任教員数（21 世紀アジア学部）	
【資料 2-8-11】	21 世紀アジア学部大学院担当専任教員一覧（兼担）	
【資料 2-8-12】	経済学研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-8-13】	大学院担当専任教員一覧	
【資料 2-8-14】	総合知的財産法学研究科大学院便覧	
【資料 2-8-15】	人文科学研究科委員会議事録	
【資料 2-8-16】	平成 20(2008)年度～平成 27(2015)年度　教員数推移表グラフ	
【資料 2-8-17】	開講コマ数の推移	
【資料 2-8-18】	専任教員採用時年齢分布	
【資料 2-8-19】	専任教員年齢構成図・専任教員分布図	
【資料 2-8-20】	専任教員採用時年齢分布	
【資料 2-8-21】	政経学部教授会議事録	
【資料 2-8-22】	ＦＤニュースレターVOL5	
【資料 2-8-23】	ＦＤ委員会実施計画書	
【資料 2-8-24】	FD 委員会活動報告書	
【資料 2-8-25】	体育学部ＦＤ委員会内規	
【資料 2-8-26】	体育学部教員等資格審査委員会の手続きに関する内規	
【資料 2-8-27】	体育学部教員採用並びに昇格等に関する内規】	
【資料 2-8-28】	理工学部内規（理工学部専任教員の昇格審査基準に関する理工学部内規）（	
【資料 2-8-29】	理工学部ＦＤ委員会年次報告	
【資料 2-8-30】	ＦＤシンポジウム参加者名簿	【資料 2-6-1】に同じ
【資料 2-8-31】	国士舘大学教員規則	
【資料 2-8-32】	国士舘大学ＦＤ委員会規程	
【資料 2-8-33】	法学部人事委員会内規	
【資料 2-8-34】	専任教員の採用及び昇格における資格の細部基準に関する法学部内規	
【資料 2-8-35】	法学部（定例）教授会議事録（人事カリキュラム委員会） （シラバスのフォーマット統一を承認）	
【資料 2-8-36】	文学部内規 ・教員の採用並びに昇格に関する選考内規 ・採用並びに昇格に関する業績の評価基準について申し合せ ・教員の公募	
【資料 2-8-37】	経営学部教員の採用及び昇格に関する内規	
【資料 2-8-38】	「経営学部教員の採用及び昇格に関する内規」運用細則	
【資料 2-8-39】	経営学部人事委員会内規	
【資料 2-8-40】	経営学部教授会議事録	【資料 1-2-25】に同じ
【資料 2-8-41】	経営学部 FD 委員会に関する内規	

【資料 2-8-42】	政治学研究科内規（教員資格審査に関する内規）	
【資料 2-8-43】	政治学研究会ホームページ	
【資料 2-8-44】	教員資格審査に関する内規（平成 21 年 3 月 19 日制定）（経済学研究科）	
【資料 2-8-45】	経営学研究科教員資格審査に関する内規	
【資料 2-8-46】	経営学研究科教員資格継続審査に関する内規	
【資料 2-8-47】	総合知的財産法学研究科教員の任用に関する業績等の審査基準（内規）	
【資料 2-8-48】	人文科学研究科（教員資格審査内規及び基準等）	
【資料 2-8-49】	グローバルアジア研究科（内部資料）（主査のコメントおよび、副査のコメント）	
【資料 2-8-50】	学校法人国士舘中長期事業計画	【資料 F-6】に同じ
【資料 2-8-51】	ＦＤ委員会委員名簿ＷＧ	
【資料 2-8-52】	能動的・双方向授業及び問題発見型教育について（回答）	
【資料 2-8-53】	学習ポートポートフォリオ活用促進について（回答）	
【資料 2-8-54】	ＦＤ・ＳＤシンポジウム『大学教育の質的転換と新たな教職協働』～ＦＤ活動への学生の取り込み	
【資料 2-8-55】	教育・研究に対する褒賞に関する内規	
【資料 2-8-56】	科研費等採択に対する奨励賞に関する内規	
【資料 2-8-57】	研究奨励賞	
【資料 2-8-58】	科研費申請再チャレンジ助成	
【資料 2-8-59】	全学教養教育運営センター規程	
【資料 2-8-60】	全学教養教育運営センター運営委員会議事録	
【資料 2-8-61】	政経学部教授会議事録　教務主任報告	
【資料 2-8-62】	全学教養教育運営センター運営委員会名簿	
【資料 2-8-63】	国士舘大学学則	【資料 F-3】に同じ
【資料 2-8-64】	文学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-8-65】	文学部ホームページ	【資料 1-1-17】に同じ
【資料 2-8-66】	英語教員の採用について（申請）	
【資料 2-8-67】	教員人事事前調整結果について（通知）	
【資料 2-8-68】	経営学部便覧［２］外国語科目	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-8-69】	政治学研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-8-70】	経済学研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-8-71】	経営学研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 2-8-72】	聴講生規程（学内聴講）	
【資料 2-8-73】	防災教育履修者数の推移	
【資料 2-8-74】	防災リーダー養成論及び防災リーダー養成論実習　シラバス	【資料 F-12】に同じ
【資料 2-8-75】	全学教養教員運営センター運営委員会議事録	
2-9. 教育環境の整備		
【資料 2-9-1】	保安管理規程	
【資料 2-9-2】	世田谷キャンパス防犯カメラ	
【資料 2-9-3】	施設管理規程	
【資料 2-9-4】	国士舘要覧　2015	【資料 F-2】に同じ
【資料 2-9-5】	エビデンス集（データ編）表２－18（校地、校舎等の面積）	【表 2-18】に同じ
【資料 2-9-6】	学校法人国士舘事業計画書	
【資料 2-9-7】	学校法人国士舘財産目録	

【資料 2-9-8】	工事完了届出書関係資料	
【資料 2-9-9】	大学案内 2016	【資料 F-2】に同じ
【資料 2-9-10】	図書館年次報告書	
【資料 2-9-11】	学生生活実態調査報告書（平成 27 年度）	【資料 2-3-14】に同じ
【資料 2-9-12】	体育学部教室配当表（2015 年度）	
【資料 2-9-13】	新棟設計図（体育学部）	
【資料 2-9-14】	体育学部定例教授会議事録 AL（アクティブラーニング）用の教室確保	【資料 1-3-3】に同じ
【資料 2-9-15】	体育学部長と学生の対話会で出た学生からの意見等について（要望	
【資料 2-9-16】	エビデンス集（データ編）表２-18（校地・校舎等の面積）	【表 2-18】に同じ
【資料 2-9-17】	エビデンス集（データ編）表２-23（図書、資料の所蔵数）	【表 2-23】に同じ
【資料 2-9-18】	エビデンス集（データ編）表２-24（学生閲覧室）	【表 2-24】に同じ
【資料 2-9-19】	エビデンス集（データ編）表２-25（情報センター等の状況）	【表 2-25】に同じ
【資料 2-9-20】	エビデンス集（データ編）表２-26（学生寮等の状況）	【表 2-26】に同じ
【資料 2-9-21】	施設整備要望書（理工学部事務室対応）	
【資料 2-9-22】	エビデンス集（データ編）表２－20（講義室、演習室、学生自習室等の概要）	【表 2-20】に同じ
【資料 2-9-23】	経営学部教授会議事録	
【資料 2-9-24】	政治学研究科内規（大学院生談話会に関する申し合わせ）	【資料 2-3-51】に同じ
【資料 2-9-25】	国士舘大学図書館・情報メディアセンター規程	
【資料 2-9-26】	世田谷６大学の図書館相互利用に関する協定書	
【資料 2-9-27】	世田谷 6 大学図書館相互利用協定大学利用条件一覧	
【資料 2-9-28】	LIBRARY GUIDE　2015	
【資料 2-9-29】	選書ツアー案内、実施状況	
【資料 2-9-30】	講演会案内、実施状況（図書館・情報メディアセンター）	
【資料 2-9-31】	ＤＶＤ上映会案内、実施状況（図書館・情報メディアセンター）	
【資料 2-9-32】	ガイダンス等各種資料（図書館・情報メディアセンター）	
【資料 2-9-33】	図書館・情報メディアセンター運営委員会議事録	
【資料 2-9-34】	図書館・情報メディアセンター年次報告書	
【資料 2-9-35】	ＡＰ工事概要図（平成 25、26 年度）	
【資料 2-9-36】	今後のプロジェクター配備計画（2013 年度～2022 年度）	
【資料 2-9-37】	教務主任会議事録	
【資料 2-9-38】	工事完了報告書	
【資料 2-9-39】	アクティブ・ラーニング教室（5301AL 教室）一週間の使用状況	
【資料 2-9-40】	国士舘大学学生寮管理運営規程	
【資料 2-9-41】	国士舘大学学生寮細則	
【資料 2-9-42】	学生主任会規程	【資料 2-7-48】に同じ
【資料 2-9-43】	Ａ棟２～５寮室施主検査・寮務課引渡書（耐震補強工事完了資料）	
【資料 2-9-44】	業務委託契約書（鶴川寮）	
【資料 2-9-45】	指導学生会議議事録（平成 27 年度第 1～8 回）	
【資料 2-9-46】	寮務会議議事録（平成 27 年度第 1～10 回）	
【資料 2-9-47】	政経学部教授会議事録	
【資料 2-9-48】	科目別履修者集計表	
【資料 2-9-49】	教室一覧及び収容定員数	
【資料 2-9-50】	理工学部 ACADEMIC GUIDE　履修制限科目	【資料 F-5】に同じ

【資料 2-9-51】	時間割	
【資料 2-9-52】	補講の記録	
【資料 2-9-53】	外国語科目定員数一覧	
【資料 2-9-54】	保健体育科目定員数一覧（便覧のコピー）	
【資料 2-9-55】	プレースメントテスト問題（平成 27 年度実施分）	

基準 3. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 3-1-1】	学校法人国士舘創立 100 周年記念事業の実現に向けて（基本方針）	
【資料 3-1-2】	学校法人国士舘創立 100 周年記念事業の実現に向けて（基本方針）“実行計画”	
【資料 3-1-3】	学校法人国士舘中長期事業計画	【資料 F-6】に同じ
【資料 3-1-4】	学校法人国士舘寄附行為（第 3 条（目的）、第 11 条（理事会））	【資料 F-1】に同じ
【資料 3-1-5】	学校法人国士舘寄附行為施行規則	
【資料 3-1-6】	国士舘事務組織規則	【資料 2-7-38】に同じ
【資料 3-1-7】	国士舘諸規程管理規程	【資料 1-3-12】に同じ
【資料 3-1-8】	監事監査規程	
【資料 3-1-9】	内部監査規程	
【資料 3-1-10】	学校法人国士舘公益通報等に関する規程	
【資料 3-1-11】	平成 27 年事業計画書	【資料 F-6】に同じ
【資料 3-1-12】	国士舘大学学部長会規程	
【資料 3-1-13】	国士舘大学大学院研究科長会規程	
【資料 3-1-14】	国士舘大学附置研究所規程（第 11 条（所長会））	【資料 1-1-43】に同じ
【資料 3-1-15】	国士舘大学学則（第 34 条（学部長会））	【資料 F-3】に同じ
【資料 3-1-16】	国士舘大学大学院学則（第 28 条（研究科長会））	【資料 F-3】に同じ
【資料 3-1-17】	学校法人国士舘個人情報保護規程	
【資料 3-1-18】	国士舘におけるキャンパス・ハラスメント防止等に関する規程	
【資料 3-1-19】	学校法人国士舘危機管理規程	
【資料 3-1-20】	国士舘情報セキュリティ規程	
【資料 3-1-21】	競争的資金に係る研究活動における不正行為防止等に関する規程	
【資料 3-1-22】	国士舘大学学長に関する規則	
【資料 3-1-23】	国士舘大学学長に関する規則施行細則	
【資料 3-1-24】	国士舘事務分掌規程	【資料 2-3-2】に同じ
【資料 3-1-25】	エビデンス集（データ編）表 3-2（大学の運営及び質保証に関する法令等の遵守状況）	【表 3-2】に同じ
【資料 3-1-26】	国士舘エネルギー管理規程	
【資料 3-1-27】	国士舘保安管理規程	【資料 2-9-1】に同じ
【資料 3-1-28】	学校法人国士舘防火・防災管理規程	
【資料 3-1-29】	学校法人国士舘大地震対応マニュアル	
【資料 3-1-30】	本学学生・生徒及び教職員の海外危険地域渡航に関する	
【資料 3-1-31】	学校法人国士舘世田谷キャンパス消防計画	

【資料 3-1-32】	災害に備える国士舘手順書（ハンドブック）	
【資料 3-1-33】	防火・防災訓練（避難訓練）実施報告書	
【資料 3-1-34】	防災備蓄品一覧表	
【資料 3-1-35】	自衛消防隊・自衛消防班編制表（「自衛消防業務講習」修了者名簿）	
【資料 3-1-36】	自衛消防隊・自衛消防班防災訓練実施計画・報告	
【資料 3-1-37】	警備契約書・警備シフト表・巡回記録	
【資料 3-1-38】	防犯カメラ設置図	
【資料 3-1-39】	ＡＥＤ設置場所 http://www.kokushikan.ac.jp/campus_life/life_support/aed.html	
【資料 3-1-40】	避難経路図(世田谷キャンパス、町田キャンパス、多摩キャンパス) http://www.kokushikan.ac.jp/information/campus/setagaya.html http://www.kokushikan.ac.jp/information/campus/machida.html http://www.kokushikan.ac.jp/information/campus/tama.html	
【資料 3-1-41】	国士舘会報平成 27 年度ＢＬＳ（一次救命処置）講習会実施について	
【資料 3-1-42】	省エネ推進のための平成 27 年度学園閉鎖計画・実施報告書	
【資料 3-1-43】	夏季（クールビズ）・冬期（ウォームビズ）ポスター	
【資料 3-1-44】	国士舘会報平成 26 年度ＢＬＳ（一次救命処置）講習会実施について	
【資料 3-1-45】	事業報告書	
【資料 3-1-46】	財務書類の閲覧に関する規程	
【資料 3-1-47】	ホームページ（トップ）　http://www.kokushikan.ac.jp/	
【資料 3-1-48】	ホームページ国士舘の情報公開「財務状況」	
【資料 3-1-49】	ホームページ管理運営要綱	
【資料 3-1-50】	国士舘要覧	【資料 F-2】に同じ
【資料 3-1-51】	エビデンス集（データ編）表 3-4（財務情報の公表（前年度実績)）	【表 3-4】に同じ
3-2. 理事会の機能		
【資料 3-2-1】	学校法人国士舘寄附行為	【資料 F-1】に同じ
【資料 3-2-2】	学校法人国士舘寄附行為施行規則	【資料 F-1】に同じ
【資料 3-2-3】	国士舘大学学長に関する規則	
【資料 3-2-4】	国士舘大学学長に関する規則施行細則	
【資料 3-2-5】	理事業務分掌（国士舘会報　第 27-５号）	
【資料 3-2-6】	学校法人国士舘常任理事会運営内規	
【資料 3-2-7】	定例学内理事懇談会要綱	
3-3. 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ		
【資料 3-3-1】	国士舘大学学長に関する規則	
【資料 3-3-2】	国士舘大学学則第 33 条（教授会の検討事項)、第 34 条（学部長会)）	【資料 F-3】に同じ
【資料 3-3-3】	国士舘大学大学院学則（第 27 条（研究科委員会の検討事項)、第 28 条（研究科長会)）	【資料 F-3】に同じ
【資料 3-3-4】	国士舘大学附置研究所規程（第８条５（所員会)、第 11 条（所長会)）	【資料 1-1-43】に同じ
【資料 3-3-5】	国士舘大学学部長会規程第２条（協議事項）	【資料 3-1-12】に同じ
【資料 3-3-6】	国士舘大学大学院研究科長会規程第２条（協議事項）	【資料 3-1-13】に同じ

【資料 3-3-7】	国士舘大学副学長規程	
【資料 3-3-8】	国士舘事務分掌規程	【資料 2-3-2】に同じ
【資料 3-3-9】	学長室学長課業務分担表	
3-4. コミュニケーションとガバナンス		
【資料 3-4-1】	定例学内理事懇談会要綱	【資料 3-2-7】に同じ
【資料 3-4-2】	国士舘事務連絡協議会規程	
【資料 3-4-3】	平成 27 年度国士舘大学会議関連日程一覧表（学長室作成）	
【資料 3-4-4】	国士舘教育総合改革検討委員会要綱	
【資料 3-4-5】	学校法人国士舘寄附行為（6 条（理事の選任）第 1 項第 1 号（国士舘大学長）、第 7 条（監事の選任及び職務）、第 17 条（理事長、副理事長及び常任理事等の職務））	
【資料 3-4-6】	監事監査規程	【資料 3-1-8】に同じ
【資料 3-4-7】	内部監査規程	
【資料 3-4-8】	学長選出の方策に関する検討結果について（答申）	
【資料 3-4-9】	学校法人国士舘中長期事業計画	【資料 F-6】に同じ
【資料 3-4-10】	国士舘大学学部長会規程	【資料 3-1-12】に同じ
【資料 3-4-11】	国士舘大学大学院研究科長会規程	【資料 3-1-13】に同じ
【資料 3-4-12】	国士舘大学学則（第 34 条（学部長会））	【資料 F-3】に同じ
【資料 3-4-13】	国士舘大学大学院学則（第 28 条（研究科長会））	【資料 F-3】に同じ
【資料 3-4-14】	国士舘大学附置研究所規程（第 11 条（所長会））	
3-5. 業務執行体制の機能性		
【資料 3-5-1】	国士舘事務組織規則	【資料 2-7-38】に同じ
【資料 3-5-2】	国士舘事務分掌規程	【資料 2-3-2】に同じ
【資料 3-5-3】	業務仕様書（日本学生支援機構奨学金業務委託）	
【資料 3-5-4】	物品管理規程	
【資料 3-5-5】	施設管理規程	【資料 2-9-3】に同じ
【資料 3-5-6】	業務委託一覧	
【資料 3-5-7】	経理規程	
【資料 3-5-8】	国士舘文書取扱規程	
【資料 3-5-9】	国士舘公印管理規程	
【資料 3-5-10】	理事事務分掌	
【資料 3-5-11】	大学事務組織構成図	
【資料 3-5-12】	国士舘事務組織委則の一部改正新旧対照表	
【資料 3-5-13】	国士舘事務分掌規程の一部改正新旧対照表	
【資料 3-5-14】	国士舘大学トップページ http://kokushikan.a.jp	
【資料 3-5-15】	国士舘大学新聞	
【資料 3-5-16】	国士舘要覧	【資料 F-2】に同じ
【資料 3-5-17】	ウゴパン	
【資料 3-5-18】	学校法人国士舘防火・防災管理規程	【資料 3-1-28】に同じ
【資料 3-5-19】	職員研修委員会規程	
【資料 3-5-20】	職員研修事業計画（平成 27 年度）	
【資料 3-5-21】	職員研修事業計画について（申請）平成 27 年度	
【資料 3-5-22】	職員研修実績・実施予定（平成 27 年度）	
【資料 3-5-23】	FD・SD シンポジウム報告書「大学教育の質的転換と新たな教職協働」～FD 活動への学生の取り込み～	
【資料 3-5-24】	専任職員の昇格等の基準	
【資料 3-5-25】	学校会計固定資産研究会（第 138 回）	
【資料 3-5-26】	水質管理責任者資格講習（甲）課程修了証書	

【資料 3-5-27】	エネルギー管理講習（新規講習）修了証	
3-6. 財務基盤と収支		
【資料 3-6-1】	事業計画書	
【資料 3-6-2】	予算編成方針及び財務指標を示す資料（連続財務比率表）	
【資料 3-6-3】	中長期計画書及び裏付けとなる財務計画資料（今後の財政見通し）	
【資料 3-6-4】	表３－５　消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）（過去５年間）	【表 3-5】に同じ
【資料 3-6-5】	表３－６　消費収支計算書関係比率（大学単独）（過去５年間）	【表 3-6】に同じ
【資料 3-6-6】	表３－７　貸借対照表関係比率（法人全体）	【表 3-7】に同じ
【資料 3-6-7】	決算書（過去５年間）	
【資料 3-6-8】	予算書（最新のもの）	
【資料 3-6-9】	財産目録（最新のもの）	
【資料 3-6-10】	金融資産の運用状況（過去５年間）	
【資料 3-6-11】	当該年度における科学研究費補助金の採択状況（過去３年間）	【表Ａ―12】に同じ
【資料 3-6-12】	募金ニュース vol.3	
【資料 3-6-13】	大学ホームページ「創立 100 周年記念事業の概要」 http://www.kokushikan.ac.jp/information/activity/outline.html	
【資料 3-6-14】	大学ホームページ「創立 100 周年記念事業募金の趣意 http://www.kokushikan.ac.jp/information/activity/fund.html	
【資料 3-6-15】	寄付者芳名録 vol.4	
3-7. 会計		
【資料 3-7-1】	予算規程、経理規程、物品管理規程、施設管理規程、旅費規程及び資金運用規程	【資料 3-5-4】に同じ 【資料 3-5-7】に同じ 【資料 2-9-3】に同じ
【資料 3-7-2】	予算執行の留意事項	
【資料 3-7-3】	改正会計基準の学内説明資料（平成 27 年度）	
【資料 3-7-4】	監査契約書	
【資料 3-7-5】	監査法人おける往査予定表	
【資料 3-7-6】	監査報告書	

基準 4. 自己点検・評価

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 自己点検・評価の適切性		
【資料 4-1-1】	国士舘大学学則（第 1 条（目的）、第１条の２（自己点検・評価）	【資料 F-3】に同じ
【資料 4-1-2】	国士舘自己点検・評価委員会規程	
【資料 4-1-3】	国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則	
【資料 4-1-4】	学校法人国士舘防火・防災管理規程	【資料 3-1-28】に同じ
【資料 4-1-5】	学校法人国士舘大地震対応マニュアル	【資料 3-1-29】に同じ
【資料 4-1-6】	国士舘エネルギー管理規程	【資料 3-1-26】に同じ
【資料 4-1-7】	災害に備える国士舘手順書（ハンドブック）	
【資料 4-1-8】	省エネルギー推進のための平成 27 年度学園閉鎖計画	
【資料 4-1-9】	避難訓練	【資料 3-1-33】に同じ
【資料 4-1-10】	国士舘大学大学院学則（第１条２（自己点検・評価））	
【資料 4-1-11】	自己点検・評価報告書（平成 24 年度）	
【資料 4-1-12】	体育学部規定集　13. 体育学部教務委員会内規	
【資料 4-1-13】	体育学部規定集　15. 体育学部ＦＤ委員会内規	
【資料 4-1-14】	学生と学部長の話す会（意見交換会）ポスター、意見集約記録、E メール送信記録	

【資料 4-1-15】	国士舘自己点検・評価委員会　評価項目	
【資料 4-1-16】	文学部自己点検・評価に関する内規	
【資料 4-1-17】	国士舘大学ＦＤ委員会規程	【資料 2-2-95】に同じ
【資料 4-1-18】	大学院スポーツ・システム研究科役務分担表	
【資料 4-1-19】	大学院救急システム研究科役務分担表	
【資料 4-1-20】	法学研究科議事録	
【資料 4-1-21】	国士舘大学自己点検評価委員会大学部会議事録	
【資料 4-1-22】	総合知的財産法学研究科自己点検・評価項目定期点検管理表	
【資料 4-1-23】	ＦＤ報告書	
【資料 4-1-24】	グローバルアジア研究科の組織表	
【資料 4-1-25】	イラク古代文化研究所所員会議事録	
【資料 4-1-26】	自己点検・評価報告書（平成 24 年度）	【資料 4-1-11】に同じ
【資料 4-1-27】	メール送受信記録　教務主任及び自己点検・評価担当専任職員との送受信記録	
【資料 4-1-28】	将来計画委員会議事録（2015 年 2 月）	
【資料 4-1-29】	理工学部教授会議事録（2015 年 12 月）	
【資料 4-1-30】	総合知的財産法学研究科自己点検・評価項目定期点検管理表	
【資料 4-1-31】	学生主任会規程	【資料 2-7-48】に同じ
【資料 4-1-32】	体育学部定例教授会 議題　平成 27 年 5 月　平成 27 年度春期授業アンケートの実施について	【資料 1-3-3】に同じ
【資料 4-1-33】	体育学部ＦＤ委員会　活動記録　教授会議題　平成 27 年度 5 月教授会	
【資料 4-1-34】	経営学研究科委員会会議日程表	
【資料 4-1-35】	ＦＤ　Ｎｅｗｓ　ｌｅｔｔｅｒ	
【資料 4-1-36】	図書館・情報メディアセンター事業計画	
【資料 4-1-37】	学校法人国士舘事業計画書	
4-2. 自己点検・評価の誠実性		
【資料 4-2-1】	自己点検・評価報告書（平成24年度）	【資料 4-1-11】に同じ
【資料 4-2-2】	自己点検・評価エビデンス集（データ編）	
【資料 4-2-3】	自己点検・評価エビデンス集（資料編）	
【資料 4-2-4】	国士舘事務分掌規程	【資料 2-3-2】に同じ
【資料 4-2-5】	大学ホームページ（平成 24 年度自己点検・評価評価報告書） http://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/financial/self_inspection/	
【資料 4-2-6】	大学案内（平成27年度）	
【資料 4-2-7】	体育学部便覧（平成 27 年度）	
【資料 4-2-8】	文学部自己点検・評価に関する内規	
【資料 4-2-9】	国際交流政策会議規程	【資料 1-2-41】に同じ
【資料 4-2-10】	ホームページ	
【資料 4-2-11】	ASIA　JAPAN　JOURNAL	
【資料 4-2-12】	ワーキングペーパー	
【資料 4-2-13】	活動一覧	
【資料 4-2-14】	自己点検・評価委員会法人部会（第 29 回）・大学部会（第 32 回）議事録（平成 27 年度）	
【資料 4-2-15】	学部長会資料「学部学生身分異動状況について」	
【資料 4-2-16】	国士舘大学学生数一覧表	
【資料 4-2-17】	国士舘自己点検・評価委員会規程（第２条（委員会設置）、第６条（自己点検・評価結果の報告等）、第７条（部会の設置等））	【資料 4-1-2】に同じ
【資料 4-2-18】	平成 27 年度 日本学生支援機構奨学金各キャンパス 採用・返還説明会	

【資料 4-2-19】	大学ホームページ　学生生活	
【資料 4-2-20】	国士舘大学手帳	【資料 2-7-51】に同じ
【資料 4-2-21】	国士舘大学クラブ・サークルガイド	
【資料 4-2-22】	メイプルｓｙｓ登録（クラブ管理）	
【資料 4-2-23】	学生相談室等の利用状況	
【資料 4-2-24】	奨学金給付・貸与状況	
【資料 4-2-25】	学生の課外活動への支援状況	
【資料 4-2-26】	業務委託の内容	
【資料 4-2-27】	学生生活実態調査報告書	【資料 2-3-14】に同じ
【資料 4-2-28】	入試結果について直近の５か年分のデータ	
【資料 4-2-29】	他大学における中長期計画の整備状況等（他大学の中長期計画の写しは割愛）	
【資料 4-2-30】	アクセス数分析結果	
【資料 4-2-31】	校地校舎システム納品書	
【資料 4-2-32】	特定建築物年間管理計画書	
【資料 4-2-33】	国士舘大学８号館ビル管理帳簿書類一覧	
【資料 4-2-34】	特定建築物審査指導票（10号館）、（中央図書館）	
【資料 4-2-35】	国士舘大学　第 3 回 ＦＤ研修会『大学教育の質保証システムの整備（教学ＩＲの取り組み）～中退問題を視野に～』 http://www.kokushikan.ac.jp/information/effort/fd/	
【資料 4-2-36】	学生による授業アンケート集計結果	
【資料 4-2-37】	学生と学部長の話す会（意見交換会）ポスター、意見集約記録、Ｅメール送信記録	
【資料 4-2-38】	体育学部 大学ポートレート（平成 26 年度）記述内容記録	
【資料 4-2-39】	入試関係データ　抜粋	
【資料 4-2-40】	進級・検定関係資料　抜粋	
【資料 4-2-41】	経営学部定例教授会(平成 27 年度９月)議題	
【資料 4-2-42】	経営学部学生身分異動者名簿	
【資料 4-2-43】	2015 年度　春期　授業アンケート集計結果（科目別）（ｻﾝﾌﾟﾙ）	
【資料 4-2-44】	経済学研究科委員会議事録	
【資料 4-2-45】	経営学研究科委員会議事録（分析結果報告）	
【資料 4-2-46】	法学研究科審議録（分析結果報告書）	
【資料 4-2-47】	ＦＤ報告書	
【資料 4-2-48】	外国人留学生入学前アンケート	
【資料 4-2-49】	留学生実態調査報告書（平成25（2013）年度）	
【資料 4-2-50】	イラク古代文化研究所所員会議事録	
【資料 4-2-51】	国士舘大学アジア・日本研究センターセンター内委員会等に関する内規	
【資料 4-2-52】	アジア・日本研究センター専門委員会資料	
【資料 4-2-53】	アジア・日本研究センター運営委員会資料	
【資料 4-2-54】	アジア・日本研究センター総会資料	
【資料 4-2-55】	公開講座パンフレットアンケート	【表 A-16】に同じ
【資料 4-2-56】	セカンドアカデミー講座アクセス集計表	
【資料 4-2-57】	図書館・情報メディアセンター年次報告書（平成 26 年度）	
【資料 4-2-58】	図書館利用者数と分析結果	
【資料 4-2-59】	学部長会資料「退学・休学届の学生数」	
【資料 4-2-60】	「平成 27 年度学生生活実態調査」の結果に伴う報告会の開催について	
【資料 4-2-61】	進路決定状況調査分析結果（業種別就職状況）	
【資料 4-2-62】	大学ホームページ「情報公開」 http://www.kokushikan.ac.jp/disclosure/financial/self_inspection/	
【資料 4-2-63】	平成 27 年度秋期授業アンケート実施について（依頼）	

【資料 4-2-64】	国士舘自己点検・評価委員名簿	
【資料 4-2-65】	国士舘自己点検・評価法人部会委員名簿	
【資料 4-2-66】	国士舘自己点検・評価大学部会委員名簿	
【資料 4-2-67】	平成 27 年度基準・基準項目等に基づく執筆担当	
【資料 4-2-68】	学内配付先一覧表	
【資料 4-2-69】	国士舘大学自己点検評価委員会大学部会議事録	
【資料 4-2-70】	自己点検・評価報告書（平成 21 年度）	【資料 4-1-11】に同じ
【資料 4-2-71】	ホームページ国士舘　情報公開「格付け」	
4-3. 自己点検・評価の有効性		
【資料 4-3-1】	国士舘自己点検・評価委員会規程（第８条（自己点検・評価結果の活用)）	【資料 4-1-2】に同じ
【資料 4-3-2】	自己点検・評価報告書	
【資料 4-3-3】	大学ホームページ（トップ）　＞ 国士舘の情報公開＞ 財務情報、自己点検評価等	
【資料 4-3-4】	大学事務組織改編に関する検討結果について（答申）	
【資料 4-3-5】	本学学生・生徒及び教職員の海外危険地域渡航に関する内規	
【資料 4-3-6】	国士舘大学学則（第１条の２（自己点検・評価)）	
【資料 4-3-7】	体育学部定例教授会 議題　平成 27 年 5 月 平成 27 年度春期授業アンケートの実施について	【資料 1-3-3】に同じ
【資料 4-3-8】	体育学部ＦＤ委員会　活動記録　教授会議題　平成 27 年度 5 月教授会	
【資料 4-3-9】	各種委員会の年間活動報告（27 年度）	
【資料 4-3-10】	法学部（定例）教授会議事録（懇談事項 2）（平成 27 年度第 3 回）	
【資料 4-3-11】	自己点検評価書（前回認証評価結果）	
【資料 4-3-12】	自己点検評価報告書	【資料 4-1-11】に同じ
【資料 4-3-13】	自己点検評価書	
【資料 4-3-14】	国際交流政策会議規程	【資料 1-2-41】に同じ
【資料 4-3-15】	国際交流センター規程.	【資料 1-1-42】に同じ
【資料 4-3-16】	平成 27 年度国際交流委員会及び留学生支援委員会日程表	
【資料 4-3-17】	イラク古代文化研究所所員会議事録	
【資料 4-3-19】	アジア・日本研究センター運営委員会資料	
【資料 4-3-20】	アジア・日本研究センター専門委員会資料	
【資料 4-3-21】	国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則	【資料 4-1-3】に同じ
【資料 4-3-22】	学生主任会規程（第１条（趣旨)、第４条（会議)）	【資料 2-7-48】に同じ

基準 A. 特色ある教育・研究と社会貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 特色ある教育・研究		
【資料 A-1-1】	大学案内（平成 28 年度）	【資料 F-2】に同じ
【資料 A-1-2】	国士舘大学学則第１条（目的)、第 40 条（教育研究上の目的） 国士舘大学大学院学則第１条（目的)、第 33 条（教育研究所の目的）	
【資料 A-1-3】	特色のある教育　授業内容等を示した詳細文書	
【資料 A-1-4】	教職インターンシップの手引き	
【資料 A-1-5】	多摩市との協定書	
【資料 A-1-6】	武道実習報告書（平成 23 年度）	
【資料 A-1-7】	体育学部ホームページ（こどもスポーツ教育学科）	【資料 1-1-5】に同じ

【資料 A-1-8】	国士舘大学ＷＥＢシラバス	【資料 F-12】に同じ
【資料 A-1-9】	理工学部パンフレット	
【資料 A-1-10】	理工学部 ACADEMIC GUIDE	【資料 F-5】に同じ
【資料 A-1-11】	「健康医工学 A」発表資料、発表会プログラム 「健康医工学 B」シラバス 「健康医工学 C」シラバス 「医療系実験 A」授業カリキュラム（シラバス） 「医療系実験 B」授業カリキュラム（シラバス） 病院実習報告会　発表資料、プログラム	【資料 F-12】に同じ
【資料 A-1-12】	「機械の基礎 B」シラバス 「機械の基礎 A」シラバス 「設計製作プロジェクト入門」シラバス 「設計製作プロジェクト A」シラバス 「設計製作プロジェクト B」シラバス 「設計製作プロジェクト C」シラバス 「設計製作プロジェクト D」シラバス	【資料 F-12】に同じ
【資料 A-1-13】	法学部便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 A-1-14】	法学部ホームページ	【資料 1-1-12】に同じ
【資料 A-1-15】	法学部シラバス（法学演習Ⅰ）	【資料 F-12】に同じ
【資料 A-1-16】	21 世紀アジア学部サバイバルガイド（学生便覧）Ｐ.47）	【資料 F-5】に同じ
【資料 A-1-17】	経営学部リーフレット	【資料 F-5】に同じ
【資料 A-1-18】	大学院便覧（政治学研究科、経営学研究科、グローバル・アジア研究科）	【資料 F-5】に同じ
【資料 A-1-19】	国士舘大学ＷＥＢシラバス（政治学研究科）	【資料 F-12】に同じ
【資料 A-1-20】	国士舘大学ＷＥＢシラバス（経営学研究科）	【資料 F-12】に同じ
【資料 A-1-21】	国士舘大学、日本体育大学、日本女子体育大学３大学院協定書	
【資料 A-1-22】	救急システム研究科ホームページ	【資料 1-1-33】に同じ
【資料 A-1-23】	修士課程の特色、博士課程の特色（救急システム研究科）	
【資料 A-1-24】	法学研究科修士・博士課程の特色（法学研究科）	
【資料 A-1-25】	入学前教育によるサポート教育の資料（総合知的財産法学研究科）	
【資料 A-1-26】	21 世紀アジア学部　survival guide	【資料 F-5】に同じ
【資料 A-1-27】	上海対外経貿大学　国士舘大学　２＋２＋１（ＢＭ５）方式プログラムに関する協定書	
【資料 A-1-28】	２＋２＋１（ＢＭ５）方式プログラムに関する覚書	
【資料 A-1-29】	21 世紀アジア学部、イラク古代文化研究所科目担当表	
【資料 A-1-30】	シラバス（スポーツ実習、防災リーダー養成論、防災リーダー養成論実習）	【資料 F-12】に同じ
【資料 A-1-31】	ホームページ「世田谷地域連携防災訓練」	
【資料 A-1-32】	エビデンス集（データ編）表 A－12（当該年度における科学研究費補助金の採択状況（過去３年間））	【表 A-12】に同じ
【資料 A-1-33】	国士舘大学新聞	【資料 3-5-15】に同じ
【資料 A-1-34】	理工学研究所報告書	
【資料 A-1-35】	競争的資金に係る研究活動における不正行為防止等に関する規程	

【資料 A-1-36】	競争的資金に係る研究活動における不正行為防止等に関する規程施行細則	
【資料 A-1-37】	競争的資金の管理・運営に関する規程	
【資料 A-1-38】	科学研究費助成事業交付決定状況	
【資料 A-1-39】	公益財団法人日本教育公務員弘済会ホームページ	
【資料 A-1-40】	日本私立学校振興・共済事業団ホームページ	
【資料 A-1-41】	KAKEN（科学研究費）のホームページ	
【資料 A-1-42】	国士舘大学受託研究取扱規程	
【資料 A-1-43】	公開シンポジウム　『天空の古代都市「マチュピチュ遺跡」を護れ』	
【資料 A-1-44】	イラク古代文化研究所ホームページ	【資料 1-1-51】に同じ
【資料 A-1-45】	主任研修（事務・技術系職員第Ⅰ部過程）	
【資料 A-1-46】	文部科学省委託事業「体育活動における課題対策推進事業」	
【資料 A-1-47】	エビデンス集（データ編）A-15（大学が地域社会や企業等で共同に行っている活動（前年度実績)）	【表 A-15】に同じ
【資料 A-1-48】	理工学部健康医工学系発表資料（パワーポイント）	
【資料 A-1-49】	「優良中堅・中小企業研究」シンポジウム	
【資料 A-1-50】	「優良中堅・中小企業調査」結果集計表	
【資料 A-1-51】	総合知的財産法学研究科委員会議事録「夏季英語セミナー」	
【資料 A-1-52】	文化遺産研究プロジェクトホームページ	
【資料 A-1-53】	アジア・日本研究センターホームページ	【資料 1-2-47】に同じ
【資料 A-1-54】	市民マラソン大会救護医療体制講習会招聘状	
【資料 A-1-55】	外傷救急講習会招聘状	
【資料 A-1-56】	アジア・日本研究センター学術支援プログラム一覧	
A-2. 社会貢献		
【資料 A-2-1】	「ＢＬＳ（一次救命処置）講習会」	
【資料 A-2-2】	ドキュメント国士舘	
【資料 A-2-3】	東京マラソン救護（モバイルＡＥＤ隊スポーツ医科学科	
【資料 A-2-4】	東京マラソン健康活動：こどもスポーツ教育学科	
【資料 A-2-5】	東日本大震災：体育学部全体	
【資料 A-2-6】	伊豆大島災害支援；体育学部	
【資料 A-2-7】	茨城県常総市における豪雨災害救援活動	
【資料 A-2-8】	デリバリー授業（理工学部パンフレット、世田谷区自転車ネットワーク計画、明大前街づくり物語）	
【資料 A-2-9】	文学部各種委嘱状、任命書	
【資料 A-2-10】	文学部研究会講師	
【資料 A-2-11】	福島民友（文学部）	
【資料 A-2-12】	世田谷区シニアスクール「講演」派遣依頼（21 世紀アジア学部）	
【資料 A-2-13】	高校招聘模擬授業等出席者（21 世紀アジア学部）	
【資料 A-2-14】	せたがや創業スクール（経営学部）	
【資料 A-2-15】	教員への派遣申請（スポーツ・システム研究科）	
【資料 A-2-16】	大学ホームページ（東京マラソンでのボランティア活動）	
【資料 A-2-17】	講演会資料（法学研究科・生涯学習センター協賛によるポスター）	
【資料 A-2-18】	法学研究科議事録	【資料 2-1-59】に同じ
【資料 A-2-19】	法学研究科学会発表資料	
【資料 A-2-20】	西アジア発掘調査報告会」チラシ	

【資料 A-2-21】	エビデンス集（データ編）表Ａ－15（大学が地域社会や企業等で共同に行っている活動（前年度実績））	【表Ａ－15】に同じ
【資料 A-2-22】	世田谷産業フェアプログラム	
【資料 A-2-23】	教育支援ボランティア実施報告	
【資料 A-2-24】	子ども大会の手引き	
【資料 A-2-25】	町田市立真光寺中学校「国際交流の日」講師派遣承諾書（21世紀アジア学部）	
【資料 A-2-26】	神奈川県立生田高等学校「国際理解教育」学生派遣依頼（21世紀アジア学部）	
【資料 A-2-27】	FT アントレ　ビジネスケースフェア	
【資料 A-2-28】	若林中央商店会×国士舘大学　FT-entre ゼミ（経営学部）	
【資料 A-2-29】	スポーツ・システム研究科　院生への派遣申請	
【資料 A-2-30】	大学ホームページ東京マラソンボランティア活動	
【資料 A-2-31】	グローバルアジア研究科ホームページ　大学の取組	【資料 1-1-40】に同じ
【資料 A-2-32】	グローバルアジア研究科日本語パートナーズホームページ	
【資料 A-2-33】	大学ホームページ「ＡＥＤ設置場所案内」	
【資料 A-2-34】	日本経済政策学会　業務完了報告書	
【資料 A-2-35】	たま広報	
【資料 A-2-36】	東京都大学ソフトボール連盟	
【資料 A-2-37】	生涯学習センターパンフレットおよびホームページ	【資料 1-3-80】に同じ
【資料 A-2-38】	町田キャンパス施設使用状況（平成 27 年度）	
【資料 A-2-39】	政治学研究科ホームページ	【資料 1-1-25】に同じ
【資料 A-2-40】	ウエルネス・リサーチセンターホームページ	【資料 1-1-52】に同じ
【資料 A-2-41】	国士舘施設等貸与使用細則	
【資料 A-2-42】	イラク古代文化研究所「展示室のご案内」	
【資料 A-2-43】	イラク西南沙漠（シリア砂漠）タール・ジャマル遺跡の旧石器資料展	
【資料 A-2-44】	危機迫る中東の文化遺産–イラク編–	
【資料 A-2-45】	ギャラリートーク＆意見交換会	
【資料 A-2-46】	生涯学習センターホームページ	【資料 1-3-80】に同じ
【資料 A-2-47】	公開講座パンフレット	
【資料 A-2-48】	アジア・日本研究センターホームページ	【資料 1-2-47】に同じ
【資料 A-2-49】	防災・救急救助総合研究所ホームページ	【資料 1-3-75】に同じ
【資料 A-2-50】	ラーフィダーン出版物目録　イラク古代文化研究所ホームページ「出版物」	
【資料 A-2-51】	アジア・日本研究センターホームページ	【資料 1-2-47】に同じ
【資料 A-2-52】	ポアジア・日本研究センタースター(香道体験、インドネシア教室)	
【資料 A-2-53】	アジア・日本研究センター世田谷市民大学日程	
【資料 A-2-54】	せたがやｅカレッジ　協定書、ホームページ	

基準 B. 国際交流

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 海外協定及び協定校との交流		
【資料 B-1-1】	アジア・日本研究センターホームページ	【資料 1-2-47】に同じ
【資料 B-1-2】	政経学部教授会議事録	【資料 2-4-3】に同じ

【資料 B-1-3】	タイ国立救急医療センター（NIEM）他)協定書	
【資料 B-1-4】	国士舘大学学外派遣研究員等規程、施行細則	
【資料 B-1-5】	楓門祭 2015 ホームページ　学部企画	
【資料 B-1-6】	国外給費研究員及び国内給費研究員派遣者内定一覧	
【資料 B-1-7】	研究経過報告書	
【資料 B-1-8】	文学部内規「文学部学外派遣研究員」推薦手順	
【資料 B-1-9】	文学部学外派遣研究員等（給費研究員）派遣実績	
【資料 B-1-10】	研究経費報告書	
【資料 B-1-11】	経営学部学外派遣研究員等の推薦に関する内規	
【資料 B-1-12】	国士舘大学学外派遣研究員等規程に基づく派遣研究員の人数枠の変更	
【資料 B-1-13】	経営学部定例教授会議事録	
【資料 B-1-14】	国外給費研究員及び国内給費研究員派遣候補書推薦（平成 28 年度）	
【資料 B-1-15】	国外給費研究員派遣予定	
【資料 B-1-16】	国外給費研究員及び国内給費研究員派遣者の内定	
【資料 B-1-17】	法学研究科・法学部教授会議事録	
【資料 B-1-18】	国士舘大学交換留学生受入れ規程	
【資料 B-1-19】	交換留学制度ホームページ	
【資料 B-1-20】	国士舘大学留学規程、施行細則	
【資料 B-1-21】	交換留学・海外研修参加学生募集	
【資料 B-1-22】	交換留学生（派遣）現地連絡先一覧	
【資料 B-1-23】	21 世紀アジア学部交換留学生（受入れ）予定者	
【資料 B-1-24】	国士舘要覧（2015 年度）	【資料 F-2】に同じ
【資料 B-1-25】	海外留学ガイドブック	
【資料 B-1-26】	経営学部便覧（平成 27 年度）	【資料 F-5】に同じ
【資料 B-1-27】	平成 23～27 年度経営学部交換留学生受入人数	
【資料 B-1-28】	大学院研究科議事録	
【資料 B-1-29】	協定校・海外研修校一覧	
【資料 B-1-30】	日本留学フェア（韓国）出張報告書	
【資料 B-1-31】	体育学部教授会の手続き資料	
【資料 B-1-32】	理工学部理工学科建築学系ホームページ	
【資料 B-1-33】	日本建築学会全国大会梗概	
【資料 B-1-34】	CE71.Urban Railway Geoengineering & Manegement	
【資料 B-1-35】	国際交流セミナー実施結果（文学部作成資料）	
【資料 B-1-36】	春休み海外語学研修	
【資料 B-1-37】	夏休み海外語学研修スタッフ会議議事録	
【資料 B-1-38】	21 世紀アジア学部グローバルビジネスプログラム履修学生名簿	
【資料 B-1-39】	大連外国語大学編入学試験入学者数	
【資料 B-1-40】	上海対外経貿大学編入学試験入学者数	
【資料 B-1-41】	大学院学生募集要項（平成 27 年度）	【資料 F-4】に同じ
【資料 B-1-42】	国士舘大学大学院学則第 34 条（修業年限及び在学年限）	【資料 F-3】に同じ
【資料 B-1-43】	グローバルアジア研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 B-1-44】	21 世紀アジア学部 Survival Guide	
【資料 B-1-45】	上海対外経貿大学　国士舘大学　２＋２＋１（ＢＭ５）方式プログラムに関する協定書	

【資料 B-1-46】	２＋２＋１（ＢＭ５）方式プログラムに関する覚書	
【資料 B-1-47】	スカルノ国際共同研究発会式案内及びポスター	
【資料 B-1-48】	外国人研究者受入れ規程	
【資料 B-1-49】	国際交流セミナー実績	
B-2. 特色ある教育・研究		
【資料 B-2-1】	外国人留学生入学試験要項（平成 27、28 年度）	
【資料 B-2-2】	外国人留学生編入学試験要項（平成 27、28 年度）	
【資料 B-2-3】	ホームページ（出身国別留学生数）外国人留学生編入学試験要項	
【資料 B-2-4】	留学規程、施行細則	【資料 B-1-20】に同じ
【資料 B-2-5】	大連外国語大学編入学試験入学者数	
【資料 B-2-6】	上海対外経貿大学編入学試験入学者数	
【資料 B-2-7】	「日本研修」草津プログラム企画案	
【資料 B-2-8】	経営学部１年生名簿（学生身分異動記録）	
【資料 B-2-9】	政治学研究科大学院便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 B-2-10】	国士舘大学ＷＥＢシラバス（政治学研究科）	【資料 F-12】に同じ
【資料 B-2-11】	国士舘大学外国人研究者受入れ規程	
【資料 B-2-12】	大学院募集要項	
【資料 B-2-13】	国士舘大学研究生規程	
【資料 B-2-14】	国士舘大学国際交流センター規程	【資料 1-1-42】に同じ
【資料 B-2-15】	国際交流委員会及び留学生支援委員会日程表	
【資料 B-2-16】	国士舘事務分掌規程第 23 条	【資料 2-3-2】に同じ
【資料 B-2-17】	国士舘大学奨学生規程	【資料 2-7-36】に同じ
【資料 B-2-18】	国士舘国際交流政策会議規程	【資料 1-2-41】に同じ
【資料 B-2-19】	「不法残留」の防止・対応マニュアル	
【資料 B-2-20】	留学生実態調査報告書	【資料 4-2-49】に同じ
【資料 B-2-21】	留学生手帳（2015）	
【資料 B-2-22】	ホームページ　大学案内―大学の取り組み―東京マラソンでのボランティア活	
【資料 B-2-23】	町田市立真光寺中学校「国際交流の日」講師派遣承諾書	
【資料 B-2-24】	神奈川県立生田高等学校「国際理解教育」学生派遣依頼・回答書	
【資料 B-2-25】	平成 24～27 年度国際理解教育講師派遣依頼、派遣承諾書	
【資料 B-2-26】	大学ホームページ　大学の取組	
【資料 B-2-27】	国際理解派遣・学生派遣（地域）・地域交流行事	
【資料 B-2-28】	政経学部教授会議事録	【資料 2-4-3】に同じ
【資料 B-2-29】	楓門祭 2015 ホームページ　学部企画	
【資料 B-2-30】	地域交流会実施結果	
【資料 B-2-31】	留学生トークプラザ出場者募集（チラシ）、応募用紙	
【資料 B-2-32】	国際理解派遣・学生派遣（地域）・地域交流行事	
B-3. 留学の促進と留学制度の構築		
【資料 B-3-1】	日本留学フェア（韓国）出張報告書	
【資料 B-3-2】	日本留学フェア(韓国）実施要項	
【資料 B-3-3】	留学生支援委員会議事録	
【資料 B-3-4】	国士舘大学留学規程、施行細則	【資料 B-1-20】に同じ
【資料 B-3-5】	（21 世紀アジア学部）サバイバルガイド（学生便覧）	【資料 F-5】に同じ

【資料 B-3-6】	経営学部リーフレット	【資料 F-5】に同じ
【資料 B-3-7】	経営学部便覧（平成 27 年度）	【資料 F-5】に同じ
【資料 B-3-8】	英語文法力判定＆苦手克服プログラム	
【資料 B-3-9】	海外留学ガイドブック	
【資料 B-3-10】	留学説明会実施状況	
【資料 B-3-11】	政経学部学生便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 B-3-12】	春休み海外語学研修	
【資料 B-3-13】	夏休み海外語学研修スタッフ会議議事録	
【資料 B-3-14】	21 世紀アジア学部グローバルビジネスプログラム履修学生名簿	
【資料 B-3-15】	国士舘大学学則第 18 条（休学及び復学）	【資料 F-3】に同じ
【資料 B-3-16】	国士舘大学学籍管理規程第 7 条（休学及び復学）	
【資料 B-3-17】	国士舘大学納入金規程第 6 条（休学時の学費等）	【資料 2-7-47】に同じ
【資料 B-3-18】	春期海外研修参加学生の成績に基づく単位認定	
【資料 B-3-19】	国際交流センター主催　海外研修参加者人数	
B-4.　スポーツ交流、海外インターンシップ等の国際交流		
【資料 B-4-1】	武道実習報告書（平成 23 年度）	
【資料 B-4-2】	学則第 40 条第 2 項	【資料 F-3】に同じ
【資料 B-4-3】	法学部法学会総会記録及びゼミ代表者名簿	
【資料 B-4-4】	キルギス国立大学と国士舘大学の日本語教員インターンシップ派遣に関する覚書	
【資料 B-4-5】	21 世紀アジア学部サバイバルガイド（学生便覧）	【資料 F-5】に同じ
【資料 B-4-6】	グローバルアジア研究科便覧	【資料 F-5】に同じ
【資料 B-4-7】	東京 2020 大会に向けた（仮称）世田谷区オリンピック・パラリンピック推進協議会の設立	
【資料 B-4-8】	米国救急体制見学実習：救急救助実習Ｅ（海外実習）	
【資料 B-4-9】	理工学部理工学科建築学系ホームページ	【資料 1-1-8】に同じ
【資料 B-4-10】	UAE シャルジャ大学ホームページ	
【資料 B-4-11】	International Workshop 2015（冊子）	
【資料 B-4-12】	国際ボランティア募集案内（平成 27 年度）	
【資料 B-4-13】	日本語パートナーズホームページ	

終　　章

まとめ

この度の自己点検・評価は、国士舘自己点検・評価委員会規程に基づき実施したものであります。平成 24（2012）年に実施した自己点検・評価を受け、各部署におけるチェックと次の３年に繋げる活動方針のための活動となっております。学園もこの意を受けて中長期事業計画を策定しました。

本学は、平成 28(2016）年度に公益財団法人日本高等教育評価機構の認証評価を受審します。第２期（平成 23（2011）年から 29（2017）年度）の新システムでは内部質保証のための自己点検・評価の実質化ということから、51 の評価の視点に留意しながら 22 の基準項目ごとに「満たしている」「満たしていない」の自己判定を行いました。

認証評価では自己判定の根拠として提出されたエビデンスが適切であるかどうか、提出されたエビデンスで自己判定が客観的に判断できるかという視点で評価を受けるに値するものとし､第三者にも分かるような客観的な記述や根拠資料の提示に腐心しました。

自己点検・評価報告書の執筆・編集に１年４カ月を要し、本委員会を２回、法人部会及び大学部会をそれぞれ７回にわたり開催しました。

膨大な作業と重責からくる心的ストレスを招き､著しいモチベーション低下を招く｢評価疲れ」と揶揄されながらも、関係各位の渾身のご尽力により、ここに当初の予定どおり刊行できたことは望外の喜びと感じております。

自己点検・評価は、組織の健康診断にも例えられ、とかくぬるま湯に浸りがちな大学人に警鐘を鳴らし、建学の精神の原点に立ち返る機会でもあります。膨大な資料を収集し分析したエビデンスをもとに誠実かつ明確に記述することにより、今後の教育研究活動や経営改善への解決の糸口を繋がるものと考えます。

重要なのは「学生が何を学んだ」かということであり、学修成果を公平に評価し保証することであります。自己点検・評価や認証評価制度は、われわれ教職員のためにあるのではなく、学生のためにあることを忘れてはなりません。学修の成果を公平に評価し保証したか。「学生あっての大学である」とは、正鵠を得たことばであります。

人材育成は、国家百年の大計といわれ、平成 29（2017）年に創立百周年を迎えます。これを機に改めて 100 年の重みをかみしめ、本学の教育の質保証のため、さらなる改革及び改善に取組み、次代に向けた教育改革と経営改革に向けて、全学を挙げてより一層の努力を重ねていく所存であります。

また、編集の過程で教員全員への周知を図るため、編集作業を担当した部署が、全学の部署と直接対話しながら、見落としがちな成果や活動の掘り起こしに当たって、最良詳細な報告となったことは、全学活動としてあるべき姿勢として誇れるものとなったと考えております。

国士舘自己点検・評価委員会副委員長
国士舘大学　学長
佐　藤　圭　一

編　集　後　記

国士舘自己点検・評価委員会規程に則り、３年ごとに実施する平成 27 年度自己点検・評価報告書の編集を終えて、第７回報告書として纏めることが出来たことは誠に喜ばしく思います。

これも偏に、自己点検・評価委員、法人部会委員、大学部会をはじめ、これら委員を側面からサポートしていただいた教職員の方々のお陰であると感謝申し上げます。

今回の自己点検・評価は、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関（日本高等教育評価機構）による７年以内の周期で受審する２巡目の認証評価を受ける時期とも重なり、二つの自己点検・評価作業が並行して実施されるという年に当たったため、関係各位に大変大きな負担をお掛けることになりました。これにも関わらず、編集作業を滞りなく完遂できたことは、編集責任者として、国士舘の底力を実感すると同時に、１年４か月間にわたり地道にご対応いただいた教職員の方々、また編集作業に心血を注いでいただいたＦＤ推進課のスタッフに厚く感謝を申し上げます。

法人及び大学の関係部署が、日本高等教育評価機構が定めた「大学機関別認証評価実施大綱」と「大学評価基準」に基づく「使命・目的等」「学修と教授」「経営・管理と財務」「自己点検・評価」の四つの基準と「使命・目的に基づく大学独自の基準設定と自己点検・評価」の追加基準について検討した結果、全ての項目が「基準を満たしている」という評価となったことは、大学の改善・改革の方策が効力をもって実施されたという結果であり、全ての大学構成員の尽力に対して、絶賛に値するものであります。

大学部会において、部会長として記述方法や内容について数回にわたり要望をお願いし各部署にお諮りしたところご快諾いただきました。重ねて、各部署の全員に自己点検・評価報告書の内容を周知いただく辛い役回りまでお願いしました。編集に際しご助言をいただいた方々には心より御礼を申し上げます。

部会の議事録の作成、部署ごとに提出された原稿の編集、編集原案の作成、部署間の連絡調整と印刷製本に関わる業者との交渉など、限られた予算ととりわけ限られた期間での作業という厳しい条件のもとで、ＦＤ推進課のスタッフに庶務事務に奔走していただきました。その間にＦＤ報告書作成やＦＤシンポジウム準備と開催というＦＤ推進本来の仕事が重畳し、寸暇を惜しんで４百頁強になる本報告書をまとめていただきました。

また、法人部会では、各部署から提出された評価報告書について、事務局長及び部長等、衆知をあつめて取りまとめていただいた結果、滞りなく整理・編集を行うことができました。

編集に際し、前回の自己点検・評価報告を計画と方針と目指す重点に続き、今回の報告書作成ではＰＤＣＡサイクルの Check と Action とに重点を置き、自己再点検による大学の改善向上策の実行状況の報告になる点が眼目であるとお願いしてきました。

奇しくも、この自己点検・評価報告書の発行年は、創立 100 周年記念の前年に当たります。中長期事業計画が示され、時代の節目に相応しい多くのプロジェクトが大学内で活動しております。本報告書は大学が改善向上策を実行し、特筆すべき建学の精神に裏打ちされた私立大学であることを確認し、社会に国士舘大学ならではの理念を発信できればこれに勝るものはありません。

各研究科、各学部の自己点検・評価も基準を満たしてはいるものの、先行き不透明な時代が続く今日、理想とする国士舘大学の将来は行間に滲み出ております。

急激な教育環境の変化の時代にあり、18 歳進学人口の激減、都市部大学の苦難の環境を克服し、国際的に強い大学への進化、大学本来の教育の質向上を追求し、国士舘大学の教育理念を体得して、社会ニーズに応えて活躍する本学卒業生を送り出す教育・研究機関としての発展を熱望して止まない次第です。

平成 28 年 3 月 31 日

国士舘自己点検・評価委員会
法人部会長　　山田　愼吾
大学部会長　　岸本　　健

資　　料

国士舘自己点検・評価委員会規程

制定　平成６年７月13日
全部改正　平成12年１月19日
改正　平成14年11月27日　平成15年10月29日
平成17年10月26日　平成20年11月26日
平成22年３月17日　平成24年５月30日
平成27年７月29日

（趣旨）

第１条　この規程は、学校法人国士舘（以下「本法人」という。）及び国士舘大学（以下「本学」という。）において、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行うための組織について定める。

（自己点検・評価委員会）

第２条　本法人に自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

２　委員会は、自己点検・評価の方針、項目等を策定し、本法人及び本学の自己点検・評価を行う。

３　委員会は、自己点検・評価のための組織及び点検活動のあり方についても点検・評価を行う。

（委員会の構成等）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

（１）　理事長及び学長
（２）　副理事長
（３）　常任理事及び理事長の指名する理事
（４）　副学長
（５）　法人事務局長、理事長室長及び審議役
（６）　各学部長、各大学院研究科長、各附置研究所長、アジア・日本研究センター長、生涯学習センター長、ウエルネス・リサーチセンター長、国際交流センター長及び図書館・情報メディアセンター長
（７）　学長室長、教務部長、学生部長、入試部長及びキャリア形成支援センター長

２　委員長が必要と認めたときは、委員会の議を経て委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

３　委員の任期は、当該委員の職務在任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は理事長を、副委員長は学長をもって充てる。

３　委員長は、委員会を統括する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

（委員会の開催等）

第５条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員長は、委員総数の３分の１以上の委員の要請がある場合は、速やかに委員会を開催しなければならない。

３　委員会は、委員総数の過半数の委員の出席をもって成立する。

４　委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長が決する。

（自己点検・評価結果の報告等）

第６条　委員会は、原則として３年ごとに自己点検・評価の結果をとりまとめて、理事会に報告する。

２　前項の取り扱いについては、認証評価の実施結果をもって代えることができるものとする。

３　前２項の自己点検・評価結果については、これを学内外に公表するものとする。

（部会の設置等）

第７条　委員会に、法人関係事項について担当する法人部会及び大学関係事項について担当する大学部会を置く。

２　部会は､委員会の策定した自己点検・評価の方針及び項目等に基づいて点検・評価を行い、その結果を委員会に報告する。

３　部会の構成及び任務等については、別に定める。

４　本学の各学部、大学院及び附置研究所等は、原則として３年ごとにそれぞれ自己点検・評価を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

（自己点検・評価結果の活用）

第８条　理事長及び学長は、自己点検・評価結果を踏まえ、本法人及び本学の管理運営並びに教育研究活動等の状況の改善に努めなければならない。

２　委員会は、自己点検・評価結果を踏まえ、実施体制、自己点検・評価項目、実施方法及び自己点検・評価結果の活用方法等について定期的に見直し、その改善に努めなければならない。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、学長室ＦＤ推進課が行う。

（改廃手続）

第10条　この規程の改廃は、委員会の議を経て理事会で決定する。

附　則

この規程は、平成12年１月19日から施行する。

附　則

この規程は、平成14年11月27日から施行する。

附　則

この規程は、平成15年10月29日から施行する。

附　則

この規程は、平成17年10月26日から施行する。

附　則

この規程は、平成20年11月26日から施行する。

附　則

この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この附則は、平成27年４月１日から施行する。

国士舘自己点検・評価委員会規程施行細則

制定　平成６年７月13日
全部改正　平成12年１月19日
改正　平成14年11月27日　平成15年10月29日
平成17年10月26日　平成20年11月26日
平成24年５月30日　平成25年３月25日
平成27年７月29日

（趣旨）

第１条　この細則は、自己点検・評価規程第７条第３項の規定に基づき、自己点検・評価委員会の部会の運営に必要な事項について定める。

（部会の任務等）

第２条　部会は、自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）が策定した自己点検・評価の方針等に基づいて点検・評価を行い、その結果をまとめて委員会に報告する。

２　部会は、学校法人国士舘（以下「本法人」という。）及び国士舘大学（以下「本学」という。）の関係各組織に対し、自己点検・評価のために必要な資料の提出を求めることができる。

（法人部会）

第３条　法人部会は、次の各号に掲げる事項について自己点検・評価を行う。

（１）　本法人の組織及び運営に関すること
（２）　本法人の施設設備の整備に関すること
（３）　本法人の予算及び経理に関すること
（４）　本法人の将来計画に関すること

２　法人部会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

（１）　法人事務局長及び理事長室長
（２）　総務部長及び財務部長
（３）　企画課長、広報課長及び国士舘創立100周年記念事業推進課長
（４）　総務課長、人事課長、経理課長、管財課長、健康管理室長及び町田校舎事務課長

３　法人部会に部会長を置き、法人事務局長をもって充てる。

４　法人部会委員の任期は、職務在任期間とする。

（大学部会）

第４条　大学部会は、次の各号に掲げる事項について自己点検・評価を行う。

（１） 本学の組織及び運営に関すること
（２） 本学の教育及び研究活動に関すること
（３） 本学の入学者選抜、国際交流及び生涯教育に関すること
（４） 本学の施設設備の整備に関すること
（５） 本学の将来計画に関すること

２ 大学部会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
（１） 教務部長及び学生部長
（２） 各学部の教務主任及び学生主任
（３） 大学院、各附置研究所、アジア・日本研究センター、生涯学習センター及びウエルネス・リサーチセンターより推薦された者各１名
（４） 教務部事務部長、学生部事務部長、入試部長、キャリア形成支援センター事務部長、図書館・情報メディアセンター事務部長、学長室主幹、学長課長、教務課長、授業支援課長、学生・厚生課長、入学課長、学生募集課長、キャリア支援課長、国際交流課長、図書館・情報メディアセンター事務管理課長、図書館・情報メディアセンター情報システム課長及び学部事務課長２名以内

３ 大学部会に部会長を置き、教務部長をもって充てる。

４ 大学部会委員の任期は、第２項第１号、第２号及び第４号の委員については、職務在任期間とし、第２項第３号の委員については３年とする。ただし、再任を妨げない。

５ 第２項第３号の委員が任期の途中で交替する場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（庶務）

第５条 部会の庶務は、学長室ＦＤ推進課が行う。

（改廃手続）

第６条 この細則の改廃は、委員会の議を経て理事会で決定する。

附 則

この細則は、平成12年１月19日から施行する。

附 則

１ この細則は、平成14年11月27日から施行する。

２ この細則の施行に伴い、最初に委嘱されたアジア・日本研究センター及び生涯学習センターより推薦された委員の任期は、第４条第４項の規定にかかわらず、平成16年３月31日までとする。

附 則

この細則は、平成15年10月29日から施行する。

附　則

1　この細則は、平成17年10月26日から施行する。

2　この細則の施行に伴い、最初に委嘱されたウエルネス・リサーチセンターより推薦された委員の任期は、第４条第４項の規定にかかわらず、平成19年３月31日までとする。

附　則

この細則は、平成20年11月26日から施行する。

附　則

この細則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則

この細則は、平成27年４月１日から施行する。

国士舘自己点検・評価委員会委員名簿

（平成28年3月31日現在）

規程	委員等	職　名　等	氏　　名	備　考
第3条1	委員長	理事長	大澤　英雄	職務指定
	副委員長	学長	佐藤　圭一	同
第3条2	委員	副理事長	―	同
第3条3	同	常任理事	瀬野　　隆	同
	同	常任理事	田代　博司	同
	同	常任理事	山田　愼吾	同
第3条4	同	副学長	柴田　徳文	同
	同	副学長	飯田　昭夫	同
	同	副学長	―	同
第3条5	同	法人事務局長	山田　愼吾	同
	同	理事長室長	下村　　誠	同
	同	審議役	―	同
第3条6	同	政経学部長	青木　俊介	同
	同	体育学部長	川田　儀博	同
	同	理工学部長	二川　佳央	同
	同	法学部長	福永　清貴	同
	同	文学部長	石橋　崇雄	同
	同	21世紀アジア学部長	横沢　民男	同
	同	経営学部長	白銀　良三	同
	同	大学院政治学研究科長	平石　正美	同
	同	大学院経済学研究科長	藤本　公明	同
	同	大学院経営学研究科長	町田　耕一	同
	同	大学院スポーツ・システム研究科長	角田　直也	同
	同	大学院救急システム研究科長	島崎　修次	同
	同	大学院工学研究科長	西原　　公	同
	同	大学院法学研究科長	髙橋　　敏	同
	同	大学院総合知的財産法学研究科長	鷹取　政信	同
	同	大学院人文科学研究科長	鷲野　正明	同
	同	大学院グローバルアジア研究科長	小口　和美	同
	同	イラク古代文化研究所長	岡田　保良	同
	同	武道・徳育研究所長	（佐藤　圭一）	同
	同	防災・救急救助総合研究所長	（島崎　修次）	同
	同	アジア・日本研究センター長	（柴田　徳文）	同
	同	生涯学習センター長	辰野　文理	同
	同	ウエルネス・リサーチセンター長	村岡　幸彦	同
	同	国際交流センター長	大髙　敏男	同
	同	図書館・情報メディアセンター長	藤森　　馨	同
第3条7	同	学長室長	中島　　徹	同
	同	教務部長	岸本　　健	同
	同	学生部長	細田　三二	同
	同	入試部長	矢嶋　宏一	同
	同	キャリア形成支援センター長	中島　　徹	同

国士舘自己点検・評価委員会法人部会委員名簿

（平成28年3月31日現在）

施行細則	委員等	職　名　等	氏　　名	備　考
第3条2-1	部会長	法人事務局長	山田　愼吾	職務指定
	委員	理事長室長	下村　　誠	同
第3条2-2	同	総務部長	福本　正幸	同
	同	財務部長	小濱　　修	同
第3条2-3	同	企画課長	作田　英一	同
	同	広報課長	水戸部 真由美	同
	同	国士舘創立100周年記念事業推進課長	（下村　　誠）	同
第3条2-4	同	総務課長	多田　幸子	同
	同	人事課長	山根　　潤	同
	同	経理課長	後藤　　実	同
	同	管財課長	三嶋　邦裕	同
	同	健康管理室長	田中　　弘	同
	同	町田校舎事務課長	大平　忠之	同

国士舘自己点検・評価委員会大学部会委員名簿

（平成28年3月31日現在）

施行細則	委員等	職　名　等	氏　　名	備　考
第4条2-1	部会長	教務部長	岸本　　健	職務指定
	委員	学生部長	細田　三二	同
第4条2-2	同	政経学部教務主任	石山　健一	同
	同	政経学部学生主任	竹市　　勝	同
	同	体育学部教務主任	村岡　幸彦	同
	同	体育学部学生主任	朝倉　利夫	同
	同	理工学部教務主任	大屋　隆生	同
	同	理工学部学生主任	原　英嗣	同
	同	法学部教務主任	五島　　京子	同
	同	法学部学生主任	鈴木　裕之	同
	同	文学部教務主任	細越　　淳二	同
	同	文学部学生主任	中野　　紀明	同
	同	21世紀アジア学部教務主任	表　きよし	同
	同	21世紀アジア学部学生主任	長田　哲男	同
	同	経営学部教務主任	田淵　　泰男	同
	同	経営学部学生主任	井岡　　大度	同
第4条2-3	同	大学院法学研究科	森田　　悦史	委嘱
	同	イラク古代文化研究所	小口　和美	同
	同	武道・徳育研究所	泉　賢司	同
	同	防災・救急救助総合研究所	（田中　秀治）	同
	同	アジア・日本研究センター	河先　俊子	同
	同	生涯学習センター	山本　　博尚	同
	同	ウエルネス・リサーチセンター	牧　亮	同
第4条2-4	同	教務部事務部長	柴田　則夫	職務指定
	同	学生部事務部長	美納　淳一	同
	同	入試部長	（矢嶋　宏一）	同
	同	キャリア形成支援センター事務部長	大谷　　茂	同
	同	図書館・情報メディアセンター事務部長	野田　雅美	同
	同	学長室主幹	髙野　幸也	同
	同	学長課長	浅野 誠一郎	同
	同	教務課長	美納　清美	同
	同	授業支援課長	児玉　知明	同
	同	学生・厚生課長	岡田　元子	同
	同	入学課長	畑　　勲	同
	同	学生募集課長	植田　　尚美	同
	同	キャリア支援課長	黒沼　和広	同
	同	国際交流課	遠山　一郎	同
	同	図書館・情報メディアセンター事務管理課長	佐賀　由美子	同
	同	図書館・情報メディアセンター情報システム課長	（野田　雅美）	同
	同	学部事務長(政経学部)	戸川　博志	委嘱
	同	学部事務長(法学部)	菊地　眞行	同

	委員等	職　名　等	氏　　名	備　考
		大学院政治学研究科主任	上村　信幸	
		大学院経済学研究科主任	永冨　隆司	
		大学院経営学研究科主任	宮原　裕一	
		大学院スポーツ･システム研究科主任	北神　正行	
		大学院救急システム研究科主任	田久　浩志	
		大学院工学研究科主任	乾　昭文	
		大学院法学研究科主任	斉木　秀憲	
		大学院総合知的財産法学研究科主任	鷹取　政信	
		大学院人文科学研究科主任	武藤　拓也	
		大学院グローバルアジア研究科主任	中山　雅之	

自己点検・評価報告書

発行日　平成 28 年 6 月 8 日

編　集　者　　国士舘自己点検・評価委員会
発　行　者　　学校法人　国士舘
〒154-8515　東京都世田谷区世田谷四丁目 28 番 1 号
電話　03-5481-3111 （代表）
印　刷　所　　株式会社リョーワ印刷
〒151-0073　東京都渋谷区笹塚三丁目 55 番 8 号
電話　03-3378-4180 （代表）

Japan University Accreditation Association
since 1947
MEMBERSHIP ONLY
2012.4~2019.3

Japan Institution for Higher Education Evaluation
JIHEE
since 2004
UNIVERSITY
2010.4－2017.3